黒板勝美著

更訂 國史の研究 總說

菊判五二四頁
定價三圓
送料書留卅三錢

本書の舊版は、學界の權威として、洛陽の紙價を高からしめたる名著、しかも早く絶版となつて、學徒の渇望を充たすことを得ざる事情に在つたが、今回著者近來の新研究に基き、學界の趨勢に對する嚴正なる批判、學徒の準據すべき親切なる指針、國史教育に對する中正なる意見等、稿を新にして書き改め、全然舊態を一新して、更訂新版を學界におくるに到つた。國史學及び國史教育に關心を有する諸氏の熱心なる熟讀を希望する。

内容概要 第一章 敍說。第二章 補助學（第一、言語學 第二、古文書學幷記錄の研究 第三、歷史地理學 第四、年代學 第五、系譜學 第六、考古學）。第三章 國史の編纂著述。第四章 時代史と特別史（第一、時代區分 第二、地方區分 第三、事物區分 第四、人物區分）。第五章 國史の範圍（第一、國史の年代 第二、國史の舞臺）。第六章 國號と民族。第七章 餘說。

別刷挿圖＝コロタイプ版八枚＝凸版五枚

昭和十一年一月十五日印刷
昭和十一年一月二十日第一刷發行
昭和十一年五月二十日第二刷發行

國史の研究 各說下
定價參圓五拾錢

著者 黑板勝美

發行者 岩波茂雄
東京市神田區一ツ橋二丁目三番地

印刷者 白井赫太郎
東京市神田區錦町三丁目十一番地

精興社印刷

發行所
東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
岩波書店
電話九段(33) 一八七番 一八八番 一八九番 一八〇番 一〇二二番(小賣部專用)
振替口座東京二六二四〇番

(寺島製本)

想ひ到るとき、大なる敎訓と激勵と反省とが我が國史によつて體得せらるべきものなるを信ずるのである。

日露戰役

日韓合併

世界大戰

大なる教訓激勵及び反省

還付した遼東半島は露國のものとなつて了つた、國民の敵愾心は更に加はつた、そして臥薪嘗膽十年にして明治三十七八年の日露戰役となり、旅順の攻圍、奉天の攻撃、黄海日本海の海戰、今猶肉躍り血湧く感がする。この時北條時宗に從一位を贈りたまひしは、明治維新後間もなく楠木正成に從一位を贈られ、ついで正一位に陞敍せられたことと同じ意義を有する。一は國難に當つて敵を拂ひし偉人、一は皇室の爲めに終始一貫中興の業に盡瘁したる忠臣、明治天皇の大御心を拜して我等は感激に堪へぬものがある。

日露戰役は寔に世界の大勢を一變せしめたものであるといへよう、やがて明治四十三年八月我が國は日韓の合併によつていよ／＼東洋に於ける指導者の地位を占めて世界に進出することゝなつた、之に反して歐洲に於いてはやがてセルビヤの一青年の爆彈を導火として、英獨の爭霸と米國の發展と結びついて遂に世界大戰ともいふべきものとなつた、我が國また之に參加し、今や英米二國と相並んで世界に雄飛しつゝあるのである。日章旗は至るところ燦として輝いてゐる、我等は肇國以來の過去を回顧し將來に於ける進展に

じく慶長十四年島津氏に征服せられたが、また日支の間に兩屬の關係にあつた。されば日支關係を明にすることが明治維新以後緊急の事であり、同時に我が國は朝鮮・琉球を勢力範圍に置く必要に迫られてゐたのである。明治五年琉球國王尙泰を琉球藩主とし華族に列したのも、明治六年征韓論の起つたのも、その爲めであり、明治八年臺灣を征討したのもまた日支關係の解決に一歩を踏み出したのであつた。たとへ征韓論は失敗に終つたといへ、朝鮮問題は前にいつたやうに日支關係の上からもその解決が必要であつた、いはゞ朝鮮は歐洲に於けるバルカン半島であつた、そこに屢〻問題を惹起した所以がある。それが遂に明治十八年の天津條約締結となつたのであるが、この條約が物をいつて、二十七年東學黨の蜂起から、朝鮮半島に於ける日支兩軍の衝突となり、日清戰役となつたのである、そして二十八年四月下關條約によつて遼東半島と臺灣とは我が國に割讓せられた。

しかし、日清戰爭に大捷を博した我が國は忽ち受難時代に入り、露獨佛三國の干涉により涙を呑んで遼東半島を還付せざるを得なかつた。しかもその

琉球國王尙泰を琉球藩主となす

天津條約

日清戰役

三國干涉

時歐米文化に風靡せられ、心酔した觀があつたのもその爲めであつたといへよう。それは恰も奈良朝時代に於いて盛唐文化を移植したやうなものであつた。しかし明治維新の試錬に打勝つた國民は忽ち覺醒した、國粹保存論はこゝに擡頭して國史國文の研究も盛になつて來た、そしてその間に國力は次第に進展し、幾たびか成らんとして成らざりし條約改正は明治二十七年七月十六日、清國に對する宣戰詔勅降下に先だちて日英の間に調印せられ、米國・伊國と漸次各國皆之に倣つた、こゝに明治維新以來國民の苦心は酬いられた。

條約改正成る

日清戰爭はたゞに條約改正を促進した劃期的の出來事であるのみならず、我が國をして東洋に於ける指導者の位置に上らしめたものであり、またやがて世界列强の一たらしむる所以のものであつた。元來日支の國際關係は秀吉の征明後德川時代を通じて何等解決せられなかつた、廣東福建の支那人が長崎に往來して貿易を營んでゐても、それは默許的のものに過ぎなかつた。朝鮮が將軍の代始ごとに江戶に聘禮したのは慶長十二年以後のことであるが、朝鮮は淸の太祖に征服せられて寧ろ支那に近づいてゐた。琉球もまた同

日支關係

憲政運動時代に入る

に至つたのである。

かくて維新の事業は一ト先づ終つた、そしてこゝに憲政運動時代に入るのであるが、憲政運動は實に前に縷述した公議輿論思想の進展であり、そこにまた歐米の自由民權說が働きかけてゐる。それは征韓論破れて野に下つた人人、殊に板垣退助等を中心として起つた國會開設の政治運動から、幾多政客は血みどろになつて政府に肉薄したのであるが、やがて伊藤博文の憲法草案となり、內閣制や市町村制も實施せられて後、明治二十二年紀元節を以て憲法は發布せられ、翌二十三年から帝國議會も開かるゝに至つた。

條約改正に對する國民の努力と隱忍

しかもこの間我が國民が一日も忘るゝことを得なかつたのは歐米各國と不平等條約を改締することであつた。たゞ他の事業に急なりし爲め隱忍に隱忍したが、何をいつても國力がこの問題を解決するのである。我が國力が諸外國に認められぬ間は如何に條約改正を迫つても彼等は少しも耳を傾けなかつた。國民は憤起した、歐米の新文化を輸入するに一生懸命となつた。留學生を派遣して各方面の學術を研究せしめたのもその爲めである、また一

神祇官の再興

教部省の設置

切支丹宗門禁止の高札撤去

に保護せられて墮落した爲めでもあり、一は國學者や儒學者によつて皇政の復興が形づけられたからでもあつた、そこに排佛運動の起るべき所以があつたのである。慶應四年(明治元年)閏四月先づ神祇官が再興せられ、僧形で神社に奉仕するものをすべて復飾せしめ、神佛分離の命が下り、二年七月宣教使が置かれ神道國教の政策が現れたのであるが、之が爲め諸方に騷動を起すものもあり、遂に四年に至り神祇官を廢して神祇省としついで五年三月また神祇省を廢して教部省が置かれ、やがて神官の外、教派神道の人々及び佛教僧侶も教導職となるに及び、排佛毀釋は漸く跡を潛むることゝなつた。所で切支丹は維新以降も同じく禁止せられて、明治二年には長崎浦上の宗徒を全部諸藩に分置して教化することゝなつたが、既に政教を明に、せば切支丹何ぞ恐るべきと云ふ卓見を述べるものもあり、又對外關係から、外國公使との交渉などもあつて、六年には浦上の宗徒も復籍歸村を許され、切支丹宗門禁止の高札も撤去され、遂にはわが國體社會の安寧を害せざる上に於ては信教の自由を得せしむることゝなつて今日に及んでゐる。而して十年には教部省を廢止する

議書に之を述べてゐる。されば其の前年十二月上野の吉井藩知事吉井信謹の請を聽許して岩鼻藩に併せられたのをはじめ、長岡藩・多度津藩・丸龜藩・德山藩・津和野藩などもついで廢せられたのであつたが、恰もこの頃諸藩に贋貨の鑄造多く行はれ、貿易の關係から外國公使の抗議も嚴しく、その事によつて福岡藩主黑田長知知事を免せられた、これが動機となつて、明治四年七月廢藩置縣の勅下り、藩知事をすべて東京に歸貫せしむることゝなつた。

廢藩置縣

今一つ封建制の打破に次いで殘されたものは兵制改革であつた、この問題に苦心した人は兵部大輔大村益次郎である。彼は先づ將校の教育について計劃するところあつたが、明治二年九月暗殺せられた、恐らく兵制改革の犧牲となつたのであらう。ついで明治三年海軍は英國式、陸軍は佛國式を採用することゝなつたが、やがて明治五年十二月に至り、新たに全國皆兵の徴兵令は布かれた。

兵制改革

なほ明治維新について最後に述ぶべきことは神佛分離と排佛毀釋であり、この兩者は互に關聯してゐる。佛教が排斥せられたのは、一は德川幕府の下

神佛分離と排佛毀釋

意を述べてゐる、木戸孝允も慶應四年(明治元年)藩主毛利敬親に同じく之を陳べてゐる。元來我が國土が皇室のものであることは當時誰も疑ふものがなかつた、藩主はその領地を朝廷から預つてゐるものと信じてゐたのである。

府藩縣の設置

徳川氏の處分が終るや、幕府の直領は、京都・大阪・長崎などを府とした外、すべて縣が設けられ、全國はこゝに府・藩・縣に分たれたが、その行政は固より尚ほ未だ統制がなかつた。しかし地方行政の統制は最も緊要であり、時勢は最早藩の存在を許さぬ、姫路藩は先づ版籍奉還の議を上つた、それは遂に公表せられなかつたが、史學雜誌第十五編三上參次博士「版籍奉還に關する一問題」參考、明治二年正月薩長土肥四藩主連署して之を建議するに及んで諸藩も爭つて上表し、六月はじめてその實現を見るに至つた。

版籍奉還

尤もこれまでの藩主を知事に任命したのであるから、實際に於いてはさしたる變化がなかつた、如何にして中央政府の下に統制せらるべきかがまた問題となつて來たが、封建制を廢して郡縣制を布くべしといふ説は既に維新以前から起つて居り、前に述べたやうに公議問題ともなつてゐたのであるから、岩倉具視は明治三年八月その建

郡縣の制

德川氏に對する最後の處分

德川氏に對する最後の處分として、德川龜之助(後ち家達と改む)を駿河府中(靜岡)の城主となし七十萬石を賜はつたのはこの年五月のことであつた。

奥羽北越諸藩の同盟

時に東北にあつては仙臺・米澤の二藩をして會津藩を討たしめられたが、二藩共に戰意なく、却つて奥羽二十五藩の同盟を成立せしめ、長岡藩をはじめ之に應じて北越の諸藩また同じく官軍に抗した。奥羽の鎭撫に向つた總督九條道孝等は非常に困難した、參謀世良修藏は殺害せられ、總督は僅に秋田に移つた。

佐幕の諸藩官軍に降る

然るに北越の諸藩は長岡の河井繼之助斃れて後また振はず、會津藩も八月遂に官軍に降つた(山川健次郎男監修會津戊辰戰史參考)。これと前後して仙臺・米澤をはじめ東北の諸藩皆降を乞ひ、それぞれ封を削られたが、さきに箱館に去つて兵を五稜廓に擧げた榎本武揚・大鳥圭介等も翌二年四月降服した。

封建制の打破

德川氏及び佐幕諸藩の處分は一ト先づ片づいた、しかも封建制を打破するには、維新の事業に功勞ありし諸藩をまた一網打盡に破壞しなければならなかつた、それでなければ天皇親政の實を擧げて中央集權政治を布くことが出來ないのである。

版籍奉還の議起る

慶應三年薩藩の寺島宗則は既に大久保利通に版籍奉還の

慶喜追討の命下る

は直ちに仁和寺宮嘉彰親王を征討大將軍として大坂に向はしめられたところ、慶喜が海路江戸に還つたので、反狀明白なりとし、更に追討の命が下つた。

慶喜の恭順

之に對して幕臣の間に硬軟兩派あり、互に相讓らなかつたが、慶喜はどこ〳〵までも恭順を表し、佛國公使が彼に援助を申込んだのに對し、却つて我が國體を說いて拒絕したるに見てもその精神が窺はれる。

慶喜は江戸城から、書を松平慶永・山内容堂等に送つて救解を請ひ、和宮親子内親王の御斡旋もあり、輪王寺宮公現法親王また駿府に至り大總督宮熾仁親王に謁したまひ、ついで山岡鐵太郎は西郷隆盛に面會して哀訴した。それが遂に慶應四年(明治元年)三月十四日隆盛と勝安房との會見となつて、德川氏の

江戸城の開渡

處分案ここに決し、慶喜をして江戸城を開け渡し、水戸に隱居せしむることゝなつた。尤も幕臣の中には家康以來三百年の幕府が餘りに無殘に倒れたのを憤慨したもの少からず、大鳥圭介をはじめ旗本の諸士江戸を脫して關東平野の諸所で官軍と戰つた。

彰義隊

また江戸にありし彰義隊は上野寛永寺に據つて官軍に抗したが、一日にして破れ、輪王寺宮もまた奥州に下りたまうた。

維新當時の議政機關

こゝに當時の議政機關について一言しよう。先づ慶應四年(明治元年)閏四月議政官上下二局が設けられ、上局には議定・參與等あり、議定は親王諸王及公卿諸侯を以て組織し、下局には議長があつて諸藩の貢士が議員であつた。この年九月議政官は廢せられて議事體裁取調所が置かれ、ついで取調局また廢せられて公議所となつたが、翌年三月その開院の日參列したもの二百二十七人に及んだといふ。ついで同年七月之を集議院と改め四年七月廢藩置縣後之を廢して左院の一部とした。

公議所の議案

公議所の議案にはやがて廢藩置縣となつて現れた郡縣封建論・賤民名稱の廢止等があり、また外國人と商法を結んで外資を輸入することや、御用金を廢することなども問題となつてゐる。

版籍奉還から廢藩置縣へ

中央の政治機關はかくて次第に整つた、併し地方政治が封建的であつては明治維新の理想が徹底しない、これが版籍奉還から廢藩置縣へと進展せしめたのである。それについては先づ德川慶喜處分の事から說かねばならぬ。元來慶喜は德川齊昭の子として尊王論者であり、朝廷に對して如何にも恭順であつた彼は大政奉還の後大坂に下つたが、やがて鳥羽伏見の戰勃發し、朝廷

遷都の議

されど天下の人心を新にするには猶ほ他に必要なことがあつた、卽ち遷都である、それもまた早く幕末志士の間に考へられたことで安政年間眞木和泉は都を大坂に遷すの急務を論じてゐる大夢記參考）。

大坂遷都の議

また慶應四年（明治元年）正月大久保利通は大坂遷都の議を出したが事容易に決せず、朝議漸く駐蹕の事に決し、一時大坂に行幸せられたこともあつたが、遷都論は次第に盛になり、中には大和遷都の說を出したものもあるが、やがて江戶が開城したので、江藤新平をはじめ東京遷都論者遂に勝利を占め、七月十七日江戶を改めて東京と稱し、

一世一元の制

八月二十七日卽位の後、九月八日明治と改元して一世一元の制を定め、

東京遷都

九月二十日車駕京都を發し、十月十三日東京に着き給ひ、乃ち江戶城を皇居となし、東京城と改稱せられた。十二月一たび京都に還幸ありしも、また翌二年三月途中親しく伊勢神宮を拜し給ひて再幸あり、東京は遂に永く政治の中心となり、京都は卽位式・大嘗祭の大儀を行はせらるゝ處となつた。この遷都は啻に人心を新にする力があつたのみでない、東北地方などがこの後何事もなくよく治まつたのは、また實にこの遷都の賜物であつたともいへよう。

官吏の公選入札

官と行政官は互に之を兼ぬるを得ざらしめ、各府藩は貢士を出して議員とし、且つ諸官は四年を以て交代し公選入札の法を用うべしと定められたことは注意すべきである。固より有名無實の嫌があり、やがて二年五月議政官を廢して議定・參與を行政官に置き、三權の分立破れたとはいへ、國民の政治的自由の要望がこゝに芽ざしてゐることが知られる。當時大學でもたとへ形式的にせよ教授の公選が行はれてゐた、大阪府などでは明治五六年の頃まで人民が官吏を公選し、もしその官吏に不法の事あれば之を告訴し得る自由が不完全ながらも認められてゐたのである。

公議輿論の尊重

元來公議輿論は早くも幕末に於いて弘化嘉永の頃からその說が起つてゐたのである、坂本龍馬・大久保一翁など既に西洋流の議院制度を發表し、西周の如きも、將軍は時宜により下院を解散し得る權を有し、兩院會議に於いて斷案に疑を起したら、一當三の權を有すべしと論じてゐる藤井甚太郎氏著明。治。維。新。史。講。話。參考)。明治維新の劈頭に於ける五箇條御誓文の第一に萬機公論に決すべしとあるのは實に天下の人心を新にする所以であつた。

の後士族は袖手して金祿公債に衣食し得るか、もしくは役人になり得たものはまだしも、多くは慣れぬ士族の商法に産を傾けたのである、この對士族策もまた政治の局に當つてゐるものが焦慮したところでなければならぬ。

岩倉具視の一行歸朝

はじめは西郷隆盛・板垣退助・江藤新平等の硬論優勢であり、三條實美によつて將に上奏裁可を請はんとするに當り、恰も岩倉具視・大久保利通・木戸孝允等の一行歐米視察を終へて歸朝した。彼等は諸外國の文明を目睹して來た、どうしても國力を養成し、歐米と同程度の文化圈に入らねば、條約改正は六ケしいと目星をつけて歸つて來たのである、彼等はこゝに征韓論に反對して之を中止せしめた、征韓論者は皆野に下つた。

征韓論敗る

これがやがて明治七年江藤新平の佐賀の亂となり、またついで明治十年の西南戰爭となつた所以である、尤も西南戰爭は必ずしも西郷の本心でなかつたといはれてゐる。

新に官制を定む

さて五箇條の御誓文は抽象的に止まつてゐるから、同四月更に具體的政綱を政體書として頒布し、新に官制を定め、太政官を分つて、議政・行政・神祇・會計・軍務・外國・刑法の七官を置いた、そして立法・行政・司法の三權が明確にせられ、立法

も力あるものであり、國威擴張と國民平等との爲めには一大決心を以て進ましめ、すべての內治外交は實にこの兩者を中心として動いてゐるのである。

維新政府に對する不平

たゞこの維新當時にあつて、或はその意見の用ゐられざるが爲めに、或は志を得ずして不平を抱いた爲めに、また或は薩長二藩の勢力餘りに大なるを見て、維新の政治に反對の聲がないではなかつた、そして大村益次郎をはじめ暗殺に遭ふなどの忌はしいことも頻々として起つた、しかも同じく維新政府の中樞にあつた人々の間に、また政治の道程について意見を異にするやうになつたのである。

征韓論

それが明治六年征韓論と非征韓論とに分れた所以であつて、國力の養成を後にし、まづ東洋に於ける我が國の地位を高むべきか、又は我が國の實力を養成し、歐米に匹敵するに至るを先にすべきかが大問題となつた。

征韓論は西鄉の持論

尤も征韓論は西鄉隆盛が既に早く抱いてゐた持論であつた、五卿が太宰府に居られた頃自から進んで之を決行したいといつてゐたともいふ。恐らく征韓論には今一つ重大なるものを有つてゐたのであらう、それは實に舊藩士族

舊藩士族の跡始末

の跡始末であつた。歸農も出來ず、商業にも慣れず、況んや工業をや、版籍奉還

明治天皇の宸翰

明治天皇の御聖德

肇國以來列聖の信條

この日また宸翰を群臣に賜うた。その中に「朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其所を得ざる時は、皆朕の罪なれば、今日の事朕自身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始めて天職を奉じて億兆の君たるべし」と宣はせられたのは、如何にも畏き極みであつた。また「朕こゝに百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置んことを欲す」と宣言したまへるは、實に天皇の御宏謨を拜し奉るべきもので、我が國運はすべてこゝに基礎づけられて、今日の地位まで達成し來つたのである。

幕末の志士がはじめ後醍醐天皇の皇家中興事業に感奮し、それを理想として起つたとはいへ、明治維新は更に神武天皇の創業に溯つて皇政復古の大業を實現せねばならぬといふのであつた。それが、實に五箇條御誓文にも基礎をなしてゐる。御誓文の內容は凡て肇國以來我が列聖の御信條である、しかも之を國民からいへば封建制の跡始末にも、また對外不平等條約の更改にも最

盟約

第一 一 列侯會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

第三 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシムルヲ欲ス

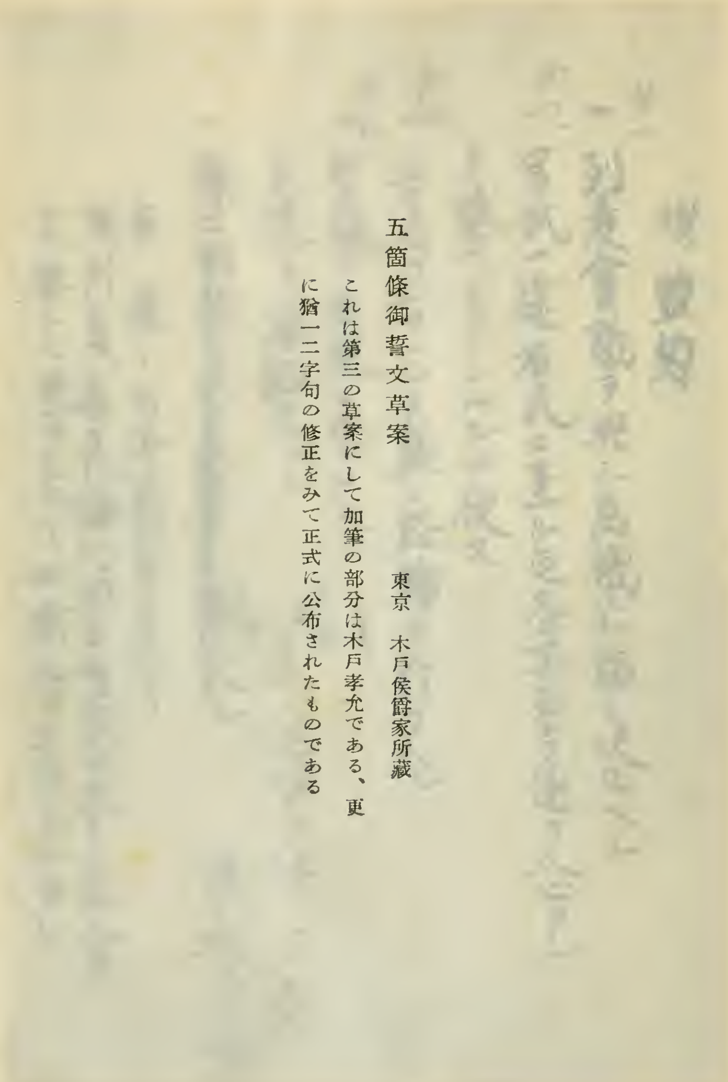
第二 一 上下心ヲ一ツニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

第五 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

~~一 徵士期限ヲ以テ賢才ニ讓ルヘシ~~

第四 一 旧来ノ陋習ヲ破リ宇内ノ通義ニ従ヘシ

右ノ條々公平簡易ニ基キ朕列侯庶民協心同力唯我日本ヲ保全スルヲ要トシ盟ヲ立ルコ如斯背ク所アル勿レ



五箇條御誓文草案　東京　木戸侯爵家所藏

これは第三の草案にして加筆の部分は木戸孝允である、更に猶一二字句の修正をみて正式に公布されたものである

五箇條御誓文

祭つて五事を誓ひたまうた、所謂五箇條の御誓文がそれである。

一廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
一舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立テントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

この御誓文は福岡孝弟の草案にかゝり、由利公正の添削したものを原案とし、更に木戸孝允等によつて刪定せられたものである。有栖川總裁宮をはじめ、三條・岩倉兩副總裁以下の公卿諸侯また皆之を神明に誓つた、そして叡慮の旨を奉戴して事に從ひ、宸襟を安んじ奉らんことを奉答した。

明治維新の特異性

武家政治を打破するのみならず公家政治をも打破す

我が國の史的發展に大なる新時代を劃したとはいへ、武家封建制を全く打破するには猶ほ時を要した、況んや諸外國に對する不平等條約をや、如何なる努力をも惜まぬ態度が國民に必要であり、國民はその努力を惜まなかつた。

明治維新は慶應三年十二月九日皇政復古の大詔が將軍德川慶喜の大政奉還奏上と同日に下つたことに特異性を有してゐる。或は之を以て薩長志士の工作に出づるものとするも、岩倉具視がたゞ大政奉還に止まらず、その領土をも返還すべきを幕府に責めたところに、封建制打破の一大鐵槌が下つたのである。それは更に明治二年の版籍奉還・明治四年の廢藩置縣にまで進まねばならぬことを既に示してゐる。またこの大詔によつて攝政關白を廢し、總裁・議定・參與の三職を置いたのは、たゞに武家政治を打破したのみならず、武家時代以前藤原氏攝關以來の公家政治をも打破し、天皇親政といふ國體の古に復したものである。

こゝに一ト通り新政の制度が出來た以上、先づ施政の大方針を示し、國是を定むることが必要であつた、慶應四年(明治元年)三月十四日天皇は天神地祇を

攘夷は對外平等の主張

内容は對外平等の主張に外ならぬのであつた、徳川齊昭の攘夷論は之を裏書してゐる。思ふに歐米列強は近世的發達に於いて數步も數十步も日本より先んじた、その先んじた力を以て彼等の所謂未開國たる我が國に不平等條約を以て抑壓を加へんとしたのである。

外國の抑壓

この不平等條約を締結せんとする強要に對し、嘗て一たびも外侮を受けざりし我が國體に自覺してゐた有識の士が神州の地を汚さるゝを憤慨するのは當然であつた。

對外平等思想と國際平和

我が國民の對外平等思想は幕末維新の際のみならず、現代に至るまで常に外國勢力の抑壓に向つて、如何なる對外硬政治家よりも強硬であり、しかも國際平和の爲めには如何なる平和主義政治家よりも徹底してゐることは我等國民の自からよく知るところであらう。從つて對外進出についてもまた同樣である、外國より侵略され占領されたことがないのと共に、また斷じて外國を侵略し、もしくは占領せんとするものでない。

明治維新の開國政策

我が國民の一大試錬

この國民の思想が明治維新に於ける開國政策となつたのであり、同時にそれは我が國民に取つて一大試錬でもあつた。思ふに明治維新は久しきに亙つた武家封建制に一撃を加へ、

二大問題は明治維新の二大理想であり、之が爲めには他の何物をも犧牲にしたことが明治時代の特徴である。それが先づ明治維新の大業に於いてすべて基礎づけられて居るといへよう。

維新當時の國際的事情

こゝに少しく維新當時に於ける國際的事情について考察したい。思ふに幕末以來歐米諸國の我が國に對する態度が專ら好意に出でたとすることが、早くはハリスなどの場合に於いても、必ずしも事實でなかつたと共に、また專ら侵略的であつたとすることも事實に相違する。外國といつてもそこにはその民衆の態度もあれば資本家の態度もあり、また外交や軍部に關係せる人人の態度もあつたことを知らねばならぬ。彼等はそれ〴〵その立場から我が國を利用せんとしたのであつた。之と同じく我が國の對外態度に於いてもこれを辨別することが必要である。

對外寬容の精神

攘夷といふ思想には多く支那思想の影響が加はつてゐる。我が國の古代に於ける對外思想は實に寬容なる精神に出で、少しも排外主義が現れてゐない。排外主義は日本國民の光輝ある傳統には何等存してゐぬのである。幕末に於ける攘夷を正しい意味に解すれば、その

家の如き親藩すら、幕府の政策と齟齬する意見を有するもの多く、それらの人人を壓迫せんとした井伊直弼の出馬も、時は既に晩く、やがて公武の合體もまた時局を拾收し得ず、却つて討幕運動を激成し、遂に公家雄藩の聯合が出來上つて幕府はこゝに倒れたのである。

國體の自覺

幕府に對する國民の不滿

國權の回復

國民の平等

明治維新はいふまでもなく天皇親政といふ國體の自覺の上に現れた皇政の復興であるが、また德川幕府に對する國民の不滿が之を然らしめたのであり、それが攘夷開港時代に於ける情勢をして急轉直下尊王討幕たらしめた所以であつた。その不滿の中心は實に幕府が外國と締結した不平等條約にあつたのである、これが國民的に解決せられねばならぬところに、攘夷開港時代が憲政時代の初發期たる意義をも有する。從つて明治時代に入つて取り殘された一大問題はこの對外不平等條約の改正であり、一言にしていへば國權の回復であつた。また天皇の親政たる實を擧ぐるは德川時代に於ける桎梏から免れた國民をして平等に皇化に浴せしむる國體本來の姿に復せしむることであり、それが憲政の樹立にまで押し進められねばならなかつた。この

て逸すべからざるものに新聞の類がある。明治文化全集、幕末明治新聞全集が出版せられ、維新前後の趨勢を見ることが出來ることゝなつた。なほこの時代に關する外國の諸書に就いては、本書總說にも擧げて置いたが、上述の石田幹之助氏の「幕末維新史關係西籍略目」は尤もよい手がゝりである。

さて德川幕府が遂に政權を奉還せざるを得ぬやうになつたことには、前數章に述べた通り、幾多の徑路が辿られる。內にあつては政治の紊亂もあれば財政の行詰りもあり、町人の擡頭もあれば農民の一揆もある、最早中央集權的封建制を維持し得なくなつて來た、これと同時に朝廷に於いては復古政治の思想勃興し、その間公家堂上方と諸雄藩との接近を見るに至つては、どうして幕府の政權が持續し得られよう。そこに嘉永六年ペリーは米國艦隊を率ゐて浦賀の埠頭に來つて開港を强要した、そして幕府は寬永以來の祖法を破つて鎖國政策を棄てねばならぬやうになつても、敢て自から之を善處することが出來ず、諸大名に意見を徵し、また朝廷に奏上して御裁可を仰いだことは實に幕府が鼎の輕重を天下に問はれた所以であつた。それに水戶・尾張・越前諸

明治維新當時の資料としては太政官日誌あり、日本史籍協會の刊行にかゝる幕末維新史籍は二百卷に近からんとし、野史臺の維新史料や、吉野貞保の嘉永明治年間錄や、また近く公にせられた幕府會譯の新聞薈叢などにも貴重なる材料が含まれ、村上專精・辻善之助・鷲尾順敬三博士の編纂にかゝる明治維新神佛分離史料も參考すべきであらう。それにこの時代の重要なる資料とし

る入門の書としては大隈重信侯編開國五十年史がある、記事は明治時代の末に及んでゐるが、明治維新の事を知るにも都合がよい、明治史要は慶應三年から明治十五年までの編年史で、明治政覽は明治元年から二十三年までの政治の沿革を記したものである。傳記では德川慶喜公傳・岩倉公實記・松菊木戸公傳・大西鄕全集・大久保利通傳をはじめ、世外井上公傳・福澤諭吉傳・青淵先生六十年史・大隈侯八十五年史等それぞれ興味深い讀物である。また萩野由之博士著王政復古の硏究・藤井甚太郎氏著明治維新史講話・井野邊茂雄博士著明治維新史は明治維新史の白眉であり、史學會はさきに明治維新史硏究を編纂して各方面の硏究を學界に送つた、左にその目次を舉げて參考としよう。

一　世界史上に於ける明治維新　村川堅固博士
二　東洋史上より觀たる明治維新　白鳥庫吉博士
三　日本史上より觀たる明治維新　平泉澄博士
四　政治史上より觀たる明治維新　井野邊茂雄博士
五　憲政史上より觀たる明治維新　尾佐竹猛博士

代（明治二十二年二月憲法發布より明治四十五年七月明治天皇崩御まで）に小別せねばならぬ。第三期は大正時代、卽ち歐洲大戰を中心として我が國が所謂六大强國の一となり、また進んで三大列强の一となつた時代である。第四期は滿洲問題のために國際聯盟の脫退を敢てし得るまでに腰强く國際的に活動しつゝある現代である。第一期から第三期まではまた最近世史として取扱ふべきもので、第四期現代と共に、尙ほ闡明せられざる又は祕密にせらるる資料少からざるのみならず、活動しつゝある人物も多く、總說第五章國史の範圍に述べたやうに、學術的に歷史として自由討究が許されぬものがある。尤もさきに國史研究會編輯の岩波講座日本歷史が發刊せられ、明治時代についても相當に各方面に關する研究が發表されてゐる、更に拙著國史研究年表には明治維新以降現代までの事項を割合に多く收載して置いたこゝには主として明治維新の概略について敍述し、皇政復興の大業が如何に現れてゐるかを觀察し、以て本書を結ぶであらう。

明治維新時代の資料及び參考書

明治維新時代の資料及び參考書の二三を擧ぐれば、先づこの時代を概觀す

実力を認められなかつたものが、半世紀の後には世界の大勢を動かし、歐米列強と相馳聘するに至ることを、誰か見透し得たものがあらう。しかもその今日ある所以は明治維新が單なる皇政復古にあらずして、是れ實に皇政の復興であり、皇家中興時代に起つた國民の更生から、近世的意義を達成したのであり、またそこに封建的武家政治を打破して憲政時代に入り、立憲政體の確立を見るに至つた所以があることを忘れてはならない。

單なる皇政復古にあらずして皇政の復興なり

憲政時代の四期

憲政時代は之を四期に分つことが出來よう。先づその初發期として、徳川時代の終末期たる攘夷開港時代を第一期とすべきであり、嘉永六年ペリーの來航より徳川氏の大政奉還に至るまで凡そ十四年間に亙つてゐる。第二期は明治維新から憲法發布、日清日露の兩役、日韓合併といふ大事件を經て明治天皇の崩御に至るまで、卽ち明治時代である。その間僅に四十五年間に過ぎないけれど、我が國發展の跡より觀て、更にこれを（い）明治維新時代（慶應三年十二月皇政復古の大號令より明治四年七月廢藩置縣まで、（ろ）憲政運動時代（明治四年七月廢藩置縣より明治二十二年二月憲法發布まで）、（は）國威發展時

第十二章　明治維新

憲政時代の大なる意義

七百年來の暗雲は晴れた、二たび天日を拜した國民の喜び、その喜びと共に神武天皇への復古、そして西歐文明の潮流に棹し、遂に立憲政體を布いて、世界の舞臺に乘り出した我が國は、日清戰役から、團匪の亂、遂には日露戰役となり、日韓合併となり、やがて歐洲大戰によつて世界三大列强の一となつた。その驚くべき進運は歷史あつて以來の奇蹟といつてよい。併しそれは實に萬國に比類なき我が國體の大きな動きであり、數千年に亙れる我等祖先の努力が結成したものであり、また將來に向つて我等國民の努力すべき劃期的界線でもある、そこに明治維新以來憲政時代の大なる意義が存してゐる。

嘉永六年浦賀沖の砲聲に何人か十五年の後皇政古に復して明治維新の大業が展開することを豫想したであらう、またその明治維新の當時にあつては、たゞ東洋に於ける一島國に過ぎなかつたのみならず、東洋に於いてすらその

江戸城の明渡

諸侯の間に布いてゐた、政權を失墜したとはいへ、會桑二藩をはじめ、德川氏のためにその藩を犧牲にせんとするもの少くなかつたのは、固より當然のことであつた。やがて慶喜は大坂に下つたが、會桑二藩に擁せられてこゝに鳥羽伏見の戰が激發せられた。尤も慶喜は固より尊王の心厚く、また順逆に明なる人であつた、鳥羽伏見の戰後江戸に歸るや、恭順を表し勝安房等の說に從ひ、穩かに江戸城を官軍に引渡したことは、實に我國のため、また江戸のため一大幸福といはねばならぬ。その後、旗本の士にして不平なるもの總野の間に脫走して兵を擧げしをはじめ、奥羽諸藩の同盟、また會津戰爭・函館戰爭の如き、皆三百年の恩義止むを得ざるの餘に出でたといつてよい。

皇政復古の大號令渙發

具視は十一月八日蟄居を免され、同志の公卿及び諸侯と謀り、十二月七日大號令を宣布せんと期してゐたが、土佐藩主山内容堂未だ入京しなかつたため二日を延期した。然るに翌八日長藩處分の議論中々決しなかつたが、九日に至り薩摩・土佐・安藝・尾張・越前の五藩に禁闕の護衛を命じて、用兵の準備をなさしめ、毛利敬親父子の入京を許し、三條卿以下諸卿を赦し、皇政復古の大業こゝに斷行せられて、新たに總裁・議定・參與の職を置き、それ〳〵任命せられた。

小御所の御前會議

其夜小御所に御前會議あり、皇政復古の實を擧げ、その基礎を鞏固にし、國是を一定せんことを議せしめられしに、山内容堂は將軍の大政奉還についてその忠誠を賞し、慶喜をも召させらるべきを以てしたるに、具視は之に反對し、德川氏累代の罪を責め、慶喜は官職を退くと同時に土地をも返納すべきに、たゞ空名の將軍職を還すに止まるは恕すべからずといひ、激論數刻、僅に岩倉說に決し、將軍職奉還の願を許され、退官納地の事は尾張・越前の二藩主より慶喜に諭すことゝなつた。

幕府政治の結末

かくて德川氏の幕府政治は終を告げた。されど幕府は三百年の間恩威を

孝明天皇崩御
明治天皇踐祚
卓勵風發の大變革
討幕の密勅
慶喜の大政奉還

らしめたところ、天皇は餘りにその急激なるを憚り給ひしにや、この議を嘉納し給はず、革新の事一時失敗に終つたが、この年十二月天皇崩御あり、明治天皇踐祚したまふや、卓勵風發、こゝに王政復古の大詔が下つた。

その第一着手は岩倉・三條兩卿の間に聯絡を通じたことである。坂本龍馬・中岡愼太郎等は三條卿の內旨を受けて京都に至り、具視に謁して之を告げ、內外相應せんことを約し、いよ〳〵實行に入つた。具視は既に討幕の期到來せりとなし、薩長二藩と相謀つて之を實行するに決し、且つ藝藩を誘つて三藩の聯合となし討幕の密勅は三藩に下つた。また毛利侯父子の官位を復して入朝の命を傳へ、會津・桑名の二藩が久しく京都守護の任にあつて幕府の暴を助けたといふ罪名の下に之を免黜した、實に慶應三年十一月十四日、恰も將軍慶喜が大政を奉還せんことを奏上した日である。將軍の大政奉還は、土佐藩士後藤象次郎等慶喜に說き、穩かに大政を奉還することが幕府の爲めにも利なるを論じ、之を實行せしむるに至つたのである、しかも同じ日に討幕の密勅が三藩に下つたことは具視等が維新の大業を徹底せしめた一大鐵槌であつた。

太宰府は尊王討幕黨の中心地

尤も薩長二藩の接近については內部に於ける五卿の盡力をも認めなければならぬ、第一次長州征伐の後、五卿は諸藩に分け預けらるゝに決したところ、やがてその議變じて皆同じく太宰府に遷さるゝことになつたため、太宰府は九州に於ける尊王討幕黨の策源地となり、志士は潛にこゝに集まつて來た、そして五卿隨從の士中岡愼太郎・土方久元等入京して薩邸に潛むや、小松帶刀・大久保利通等と薩長聯合を論じ、愼太郎は薩摩に至つて西郷隆盛に說き、坂本龍馬は長藩に赴いて斡旋の任に當ることゝなつた。然るに愼太郎の薩摩に着いた時は既に隆盛の出京後であり、長藩では高杉晉作之に反對し、一時その事齟齬せんとしたが、晉作も遂に同意し、漸くにして薩長聯合の事成るに至つた。

薩長聯合成る

岩倉具視

されど薩長聯合が出來たにしろ、討幕は朝廷が中心とならねば名實相合はず、しかも朝廷に於ける運動には中心人物を必要とした、その中心人物として畫策したものが實に岩倉具視であつた。具視は幕府が征長の師を罷め、諸侯に國是を議せしめんとするを聞き、洛北岩倉村に蟄居中なりしにかゝはらず、公卿中の討幕黨と結び、慶應二年八月中御門經之等をして朝政革新の議を上

ふ事が必ずしも討幕を意味してゐなかつた。然るに幕府の無力次第に暴露せらるゝに及び、志士は進んで討幕にあらざれば尊王攘夷の實を擧ぐる能はずとするに至つた、しかし尙ほ未だ諸藩そのものが聯合するまでに進展せず、その間志士の運動は多く鎭壓せられ、公武合體といふ溫健主義が一時勝利を占めたけれど、いよ〳〵幕府の賴むべからざることが分明り、薩藩の如き公武合體論の中心たりしにかゝはらず、幕府に反對する氣運最早抑へんとして抑ふることが出來なくなつた。

薩長兩藩聯合の氣運

かくて志士の運動が失敗に失敗を重ねた末、討幕の事は實力ある諸藩の聯合によらねば成功し得ぬ、それには先づ薩長二藩の握手が必要であるといふに歸着した。これは長藩でも桂小五郞(木戶孝允)の宿論であつたが、蛤御門の變から同藩では會姦薩賊と並べ稱し、薩長二藩の間ます〳〵相反目して、容易にその感情を一掃することが出來なかつた。然るに薩藩に於いても西鄕隆盛・大久保利通等をはじめ討幕論者勢力を得るや、また同じくその下心があつたので、薩藩は第二次長州征伐に出兵を拒んだのである。

め十萬石を削る

に決し、慶應元年五月家茂は江戸を發して大坂に到り、二年五月、藩主父子を削髮せしめ、封土の内十萬石を削る事を長藩に言ひ渡した。この命に接した長藩は恭順黨に誤られたるを自覺し、高杉晋作等の奇兵隊をはじめ士氣却つて大に揚り、恭順黨の勢力忽ち地に落ちた、そして幕府を相手に死力を盡して防戰するに決し、敢て幕命を奉じなかつたので、六月幕府は第二次の征長軍を發したが、薩藩の如きは最早出兵せず、出征の諸藩も兵氣多く振はず、幕軍は連戰連敗した。その間にこの年八月家茂大坂に薨じ、慶喜嗣いで將軍となり、休戰の令は下つた。

長藩命を奉ぜず

第二次の征長軍

家茂薨ず一橋慶喜將軍となる

志士の運動から諸藩聯合へ

幕府がかく危急存亡に際したる折、薩長二藩聯合の交渉は既に第二次長州征伐の始まるころから起つてゐたのである。前にもいつた通り、尊王攘夷の運動はだん／＼變化して來た。最初の運動は實に志士なるものによつて開始せられ、その中心となつた人は德川齊昭であつた、齊昭は名望當代に重く、藤田東湖の如き達識の士に輔佐せられてゐたのであるが、その幕府の懿親であつたことは、如何にして幕府を尊王攘夷たらしめんとしたのであり、尊王とい

第一回の征長

は實に長州征伐である。元治元年七月の蛤御門の變は幕府として長藩をそのまゝ放任することが出來なかつたので、翌八月征長の令を發し、徳川慶勝を總督とし、松平慶永を副總督とし薩摩・肥後・筑前以下二十四藩に兵を出さしめた。十月總督以下大坂城に會して進攻の策を議し、また薩藩の西郷隆盛をして周防岩國に到り、吉川監物に說かしめたところ、監物は毛利敬親父子に謁し、陳謝の實を擧げんことを以てし、十一月二日一と先づ恭順を表して降を請ひ、福原・益田・國司の三老臣を切腹せしめ、敬親服罪の誓書を出し、山口城を毀ち、五卿(七卿の中、澤宣嘉は行衞不明、錦小路賴徳は病死)を九州諸藩に預くることとなつた。

長藩降を乞ひ三老臣を自盡せしめ毛利侯誓書を出す

追討の諸軍はこゝに凱旋した、しかしそれは長藩に於いて一時恭順黨が勢力を得てゐたため都合よく進行したに過ぎなかつた。幕府はやがて敬親父子及び五卿を江戸に伴ひ來るべき旨總督に命じたけれど、總督は實行六ツかしとてその命を奉じなかつたので、會津藩主松平容保はこの優柔なる處分を怒り、江戸に下つて一層嚴重なる處分を加ふべきを以てし、遂に將軍進發の議

幕府長藩主を剃髮せし

市川武田兩黨の爭

一時常陸・下野を震駭し、追討に向ひし幕軍も敗北して江戸に歸つた。時に結城黨の市川三左衞門・朝比奈彌太郎等藩政を執り私曲多かりしより、藤田黨の武田耕雲齋等江戸に上りて藩主に訴ふる所あり、市川等は黜けられたれど、同時にその黨を以て悉く反對黨を退け、武田等は妻子までも殺され、また市川武田兩黨の爭となつたが、幕府は市川黨を助けてゐた。そこで耕雲齋等は京都に上つて一橋慶喜に謁せんとし、中仙道より越前に到りしも、諸藩のために支へられて京都に入ることを得ず、力盡きて加賀藩に降り、翌年二月皆刑に處せられ、こゝに水戸藩の尊王黨は殆んど倒れて了つた。この水戸藩の實例は他の諸藩にも起つた、たゞ水戸藩のやうに劇烈でなかつただけである。筑前藩の如き、また尊王佐幕兩黨軋轢の末、その首領共に斃れて、いはゞ九州に於ける水戸藩であつた。然るにこれ等諸藩の中で幸にも尊王黨の勝利に歸したものが薩長二藩をはじめ西國に多く、それらの諸藩が聯合して討幕に一致するに至つたことは、いよ〳〵明治維新の大革新に近づかしめたのである。

水戸藩の尊王黨殆んど倒る

幕府の長州征伐

しかもこの際幕府は自からその無力を暴露して、全く威信を失墜した、それ

薩藩の英艦砲撃

國に與へて一旦落着したけれど、英國は之に甘んせず、七月軍艦七艘を鹿兒島に送り強硬に談判せしめた。されど薩藩は之を拒絶し、却つて生麥村に於いて英人が妄りに行列を犯したことを責めたので、英艦は薩藩の汽船三隻を奪つて威壓せんと試みるや、薩藩大に憤慨し直ちに打拂の命を下して英艦を砲擊し、英艦は三隻の汽船を燒き棄て、しばらく砲火を交へた後、碇を引揚ぐる暇もなく、急に鹿兒島灣を去つた。爾來薩藩は上下心を合せて力を防備に盡し、また家臣を橫濱に遣つて、英國公使と談判せしめ、遂に扶助料を出して局を結ぶに至つた。この間薩人は西歐文明の大に進步したるを知り、且つ開國の已むべからざるを諒解すると共に、如何にも幕府の外交が賴むに足らざるを看破し、公武合體の既に時勢に適せざるを痛感して、薩藩に於ける討幕論者は大に勢力を得て來た。

水戶藩の內訌
藤田結城兩黨の軋轢

こゝに簡單に最初から尊王攘夷派の中心たりし水戶藩について述べて置かう。萬延元年八月齊昭が薨じた後は、藤田黨と結城黨との軋轢ますます甚しく、元治元年四月藤田小四郎等遂に同志を率ゐて筑波山に據るや、その威勢

情あるも勅許あるべからざる旨を奏し、やがて長藩士は日を期して歸國せんことを嚴達せられたが、越後等命を奉せず、遂に一橋慶喜を總督とし在京諸藩の兵をして長藩士を討たしむるに決しそれ〴〵部署が定められた。之を聞いた長藩士は寧ろ逆襲するに如かずと、兵を進めて入京し、七月十九日こゝに蛤御門の變となり、越後等は海路國に逃げ歸つた。

蛤御門の變

されど公武合體が攘夷の實行に何等貢獻するところないのは既に朝野の問に暴露せられ、薩藩の人士も會津藩と事を共にするの不得策なるを見透し、且つ西鄉隆盛をはじめ、討幕の已むべからざるを論ずるものを生じ、維新の大業に向つて新たなる展開を見るに至つた。たゞ彼等は從來の關係から感情上討幕黨の中心たる長藩と事を共にする機會を捉へ得ぬに過ぎなかつたが、こゝに薩藩をして幕府の賴むに足らざるを知らしめた事件が起つた。さきに文久二年八月久光東下の折、歸途生麥村で英國人三人騎馬で行列を切つたので、扈從の士その一人を殺し、二人に負傷せしめたことがある。翌三年二月英國の軍艦橫濱に至り幕府に對して嚴重に談判を始め、幕府は遂に償金を英

維新への新展開

生麥一件

長藩奉勅始末を上る

福原越後二たび嘆願す

の兵に破られた。

長藩は折角勅旨を奉じて攘夷に盡瘁した苦心水泡に歸せんことを恐れ、その心事を訴へ、且つ入京を許されんことを嘆願するに決し、文久三年暮頃奉勅始末を草してこれを上り、併せて三條實美等七卿のために辯疏した。時に長藩に對する處分は幕府に一任せられたので、朝廷は一切の書類を却下し、更に江戸に差出すべしとの指令あり、長藩士は大に激昂した。六月長藩の老臣福原越後江戸に下向すと稱し、兵を率ゐて本國を發し、伏見に至つてまた書を上り、藩主父子及び三條卿以下の罪を赦されんことを願ひしに、折から在京の一橋慶喜は「若し哀訴するならば、すべて兵を本國に送り還し、越後一人留まつて何分の沙汰を待つやうに」と命じたところ、越後は之を聽かず、兵を進めて天龍寺に屯し、同藩の老臣益田右衛門介・國司信濃また兵を率ゐて上京し、密に尊王派の廷臣と氣脈を通じ、松平容保を罪する勅を下されんことを運動し、人心恟恟として今にも變亂に及ばんとする形勢となつた。薩藩は長藩の振舞如何にも亂暴なりとし、その申條を通されては城下の盟も同樣である、如何なる事

天皇親征の廟議
攘夷黨の一大打擊
七卿落
討幕志士の失敗
天誅組
但馬生野の擧兵

つた。廟議また漸く之に決し、神武天皇の山陵に行幸せられ勅を下し給はんとて準備怠りなかりしに、薩摩・會津の二藩密に親征に反對し、中川宮朝彦親王及び近衞・二條兩公によりその旨を奏して忽ち廟議を飜し、攘夷黨はこゝに一大打擊を受けた。八月十六日拂曉、京都守護職會津藩主松平容保は藩兵を率ゐて參內し、禁門を固めて、まづ攘夷黨の七卿三條實美・三條西季知・東久世通禧・四條隆謌・錦小路賴德・澤宣嘉・壬生基修の參朝を停め、長藩の堺町御門守備を免じて、薩藩に交代の命を傳へた。長藩はこの不意の出來事に一時鷹司邸に引きあげ、七卿を伴ひ藩兵浪士を從へて方廣寺に退き、やがて本國に引揚げた。

親征の議忽ち中止し、形勢一變してまた公武合體黨の世となつた、志士の激昂はます〱甚しく、多く京都を脫して、地方に奔り、討幕の兵を擧ぐるに至つたが、固より十分に準備をなし事を發したのでなく皆失敗に終つた、その一二をいへば、松本奎堂・藤本鐵石等は天誅組と稱しこの年八月中山忠光を奉じて南大和に兵を擧げ(久保田辰彥氏著天誅組の研究參考)平野國臣等は七卿の一人澤宣嘉を奉じて同じく十月兵を但馬生野に起したが、幾くもなく共に諸藩

城に入り、京都は一時政治の中心となつた。時に長藩の志士久阪玄瑞等攘夷の期を定めんことを關白二條齊敬に迫り、正親町實德等十三卿もまた之を請ひ、關白も止むを得ずその旨を奏聞して勅許を蒙り、天皇は賀茂・石淸水に行幸せられて攘夷の事を祈りたまうた。

將軍攘夷の勅を奉ず

將軍も遂に勅を奉じ、五月十日を以て攘夷の期となすことを奏し、慶喜江戸に還つて各國公使を招き、老中をして談判せしめたところ、公使等少しも取り合はず、已むを得ず慶喜は辭職することゝなり、將軍また江戸に還つて之を議せしも、空しく時日を經過し、幕府はたゞ窮地に陷るのみであつた。

長藩の外船砲擊

長藩は攘夷御決定の上はその實を示さんとて、五月十日、下關を通航せる米國汽船を砲擊し、ついで蘭船を砲擊し、佛國や米國の軍艦と戰つた。幕府は長藩が攘夷の趣意を誤解してゐると認め、朝陽艦を遣せしに、長藩之を奪ひ取り、幕府と長藩とは最早兩立すべからざる關係となつた。時に下關砲擊の報を得た京坂地方の志士は大に勇氣を鼓舞し、是非ともその實行を見んと、公卿の間に奔走し、幕府の徒らに時日を遷延するを憤慨して遂に天皇親征の議を上

天下の實權漸く幕府を去る

ところがあり、幕府は遂に勅旨の御請をなすに至つた。これは幕府がよしや一時を糊塗し得たにせよ、天下の實權が幕府を去つて朝廷に移りつゝあることを如實に示したものである。

尊王討幕論の擡頭

さりながら志士は、最早開國や攘夷といふことで幕府と爭はんとするのでなかつた、彼等は既に尊王討幕の大旆の下に集まつたのである。その中心は大名では長藩毛利慶親・堂上公家では三條實美等であり、志士は陰に陽に目的に向つて奮進した、筑前の浪士平野國臣の如きは、久光入京の報を得て、之を路に要し義旗を擧げんことを謀つた程である。

寺田屋騷動

薩藩の士にして之に贊成するもの、また久光の持論穩和にして到底彼等に同意せざるを見るや、急に大坂より伏見に到りしに、久光其臣をして之を追ひ諭さしめしも聞き入れず、遂に寺田屋騷動を惹起して、有馬新七の如き有爲の士を殺した。これと同時に國臣も筑前に送られ、その計畫は中止せられた、そして薩長兩藩の反目軋轢はいよいよ甚しくなつた。

將軍家茂の上洛

文久三年正月一橋慶喜入京したが、ついで二月、將軍家茂江戸を發して二條

第二の公武合體の失敗

第三の公武合體

勅使大原重德東下

坂下門外に傷けた。

こゝに第二の公武合體論が現れた。それは長藩毛利慶親の主張で、その臣長井雅樂の議に出でたものであつた、卽ち國是を立つるには政治的に朝幕合體の外ないといふのである。慶親は京都に出で、嵯峨實愛により意見書を天覽に入れ奉つた後、江戸に下つて更に建白書を幕府に呈した。然るに、彼が再び京都に入るに及んで、藩臣をはじめ、尊王討幕の意見を有するもの多く、同志の堂上公家三條實美等また同じく反對したため、この議また失敗に終つた。

そこで更に京都を中心とし、朝廷より幕府に交渉して幕政の改革を行はんとする島津久光一派の公武合體論を生じた。久光は島津氏と親戚の關係にある近衞家によつて先づ廟議を決し、文久二年四月兵を率ゐて京都に入り、特に勅使大原重德を江戸に下されんことを請ひ、彼は勅使と共に東下することとなつた。その勅旨の主なる箇條は、第一、將軍の上洛、第二、沿海の三大藩をして政治に與からしめ、武備等の任に當らしむること、第三、一橋慶喜を後見とし、松平慶永を大老職とすることであつた。猶ほ久光も幕政について縷陳する

る。然るにその翌年文久元年英國公使オルコック長崎より陸行し、東海道を下つて江戸に入りし夜、その神州の地を汚せしを怒り、水戸の浪士は、東禪寺を襲ひ英人二人を殺した。これは有名な東禪寺一件である、幕府はまた一萬弗づつの償金を拂つて漸く事なきを得た。

東禪寺一件

直弼の死後、その後繼者に手腕の見るべき人なく、幕府は最早高壓的政策に出づることが出來なかつたのみならず、京都は次第に政治の中心たる形勢を生じて來た。そしてこゝに公武合體論は擡頭して來た。しかもこの公武合體論にも變遷があつた。第一は幕府本位で、幕府が京都と合體してその勢力を維持せんとしたのである、その主張者は直弼に代つた老中安藤信正であつた。こゝに遂に皇妹和宮親子内親王の御降嫁となり、和宮は文久元年十月京都を出發あらせられた。

公武合體論の擡頭

第一の公武合體和宮の御降嫁

尤も朝廷の人々はこの公武合體によつて攘夷の實を擧げんとの考へであつたが、開國の勅許を得んための手段なるが如くに見えたので、これを幕府の術策に出づるとなし、大に憤慨した、遂に文久二年正月水戸の浪士等は信正を

坂下門外の變

内外人の衝突

後またいよいよその威嚴を失墜するばかりであつた。

この間外交關係を瞥見するに、米國をはじめ歐洲諸國と開港互市の條約を結びしにかゝはらず、我が國民は鎖國の夢未だ覺めず、而かも夷狄視してゐた外國人の我が國人に對し傲慢なる態度に出づるもの少からず、屢々内外人の間に感情の衝突を生じたるのみならず、彼我風俗習慣を異にしたるため誤解を惹起すること多かつたので、幕府は何時もその處置に困惑した。安政六年七月に露國の士官殺戮の事あり、十月には佛國副領事の僕刺殺せられ、ついで英國公使の通詞また品川東禪寺の門前で殺害せらるゝなど、所謂坊主憎ければ袈裟まで嫌はれ、萬延元年にも和蘭人二名暗殺された。その度ごとに幕府は損害賠償を出して僅に事なきを得たが、公使は多く横濱なる治外法權の居留地に引込んで了ひ、護衛兵をつけ、公使館前には野砲を据ゑ付くるに及んだ。たゞ米國公使ハリスが自分は日本國民に對し横濱に引込まねばならないやうな事をしてゐないといつて獨り江戸に留まつたのは彼の人物に觀るに足るものがあると、田邊太一氏はその著幕末外交談にハリスを賞揚して居られ

橋本左內等就縛

水戸藩士長岡驛に屯し幕府に抗せんとす

井伊直弼櫻田門外に襲はる

ことに決せしむることを得た。その京都に達せぬ先きに雲濱等は捕縛せられた、ついで鵜飼父子も拘置せられ、橋本左內・藤森弘庵等も捕はれた、そして彼等は江戸に押送されて、刑に處せられ小塚原の露と消えたのであるが、たゞ一つ後に殘された問題は、先きに下つた密勅が水戸藩にあることで、如何にも幕府の權威に關するから、幕府はこれを奉還せしむるに決し、遂に朝廷より勅命を下されんことを奏請して漸く聽許を得た。然るに密勅なるものは水戸城中の祖廟に納められ、直ちに奉還することが出來なかつた。また、藩士にして奉還を肯んせぬものは之を武力に訴へても幕命に抗せんとして長岡驛に屯集し、齊昭の慰諭にも從はず、彼等の決心ますく固く、遂に討手を向けらるゝに至つて漸く解散した。その中十餘人は脫藩して、皆死を決し直弼に報いるところあらんとして、その機會を窺つたが、佐野竹之助・蓮田市五郎をはじめ合せて十八人、薩摩の有村治左衛門また之に加はり、萬延元年三月三日の晨、大雪に乘じて直弼を櫻田門外に襲ひて之を刺した。之を聞いた尊王攘夷の志士は小躍りして喜んだ、そして大に元氣を鼓舞せられたるに反し、幕府にはこの

老中間部詮勝上京

印顚末報告のために上京を命ぜられた老中間部詮勝も大に閉口した。鷹司政通・近衛忠熙の兩公をはじめ、このたびの處置を幕府の專斷とし、公卿また之を憤慨するもの多く、且つ關白九條尙忠が直弼と通じて居るといふので、關白も一時內覽を辭するに至つた。この事について活動したものは尊王の志士であり、諸藩の有志もしくは脫藩の浪士が京都に集まり、盛んに堂上方の公家に出入して畫策するところあつたことは注意すべきである。當時その主なるものは梅田雲濱・賴三樹三郎等であつた、堂上方の臣下にも同志者あり、互に連絡を通じ、近衛家を始め尊王攘夷の說に傾かせてしまつた。また水戶藩の

鵜飼父子の奔走

留守居鵜飼吉左衛門父子はこれより以前既に密勅を請ひて藩主慶篤に致し、ついで直弼を退けて齊昭の蟄居を免ずべき勅命を得んと奔走しつゝあつたが、事幕府の知る所となり、幕府はまづこの志士の一團に一大抑壓を加へることに決し、こゝに安政戊午の大獄となつた。

安政戊午の大獄

間部詮勝は將軍の薨去などで出發が延引し、京都に入つて、極力九條關白を

攘夷御猶豫

掩護してその更任を妨げ、條約調印については、漸くにして攘夷御猶豫といふ

直弼勅許を待たず條約に調印す

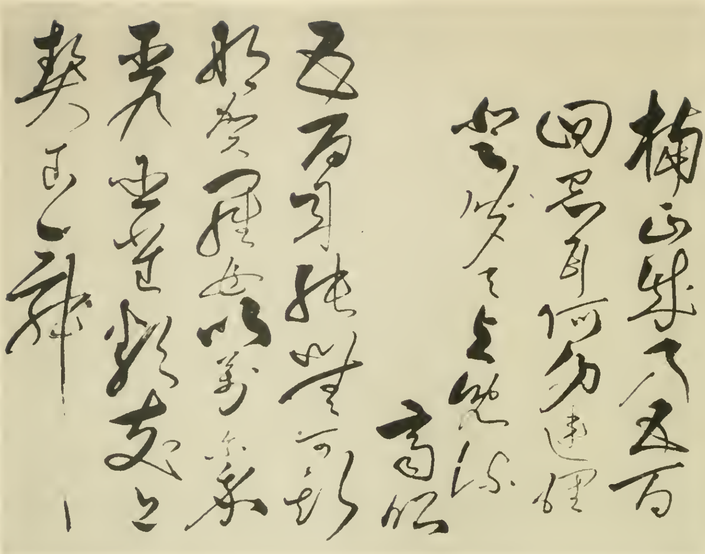
慶勝齊昭慶永調印を難ず

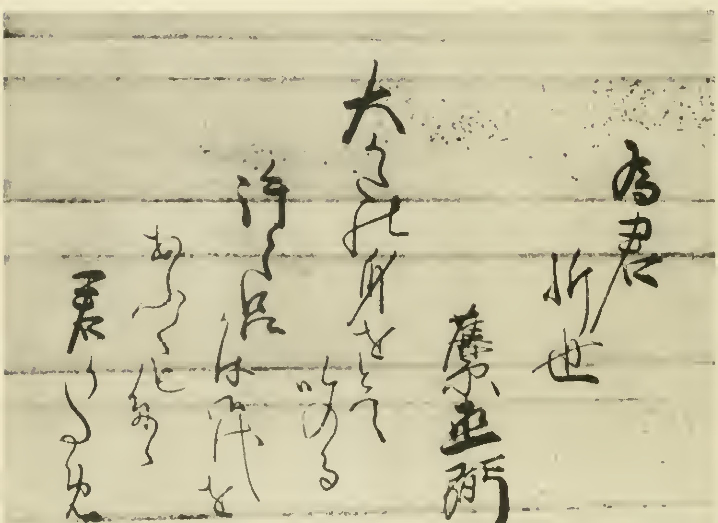
慶勝等蟄居を命ぜらる

たに相違ないが、彼はまた我が國の爲めにも思つて居たらしい。幕府は遂に引くに引かれぬ場合となり、直弼は斷然勅許を待たず、また諸侯の意見をも徴するに及ばずして、この年六月十九日條約に調印した。

この直弼の處置が當時の志士をはじめ攘夷派の人々をして非常に憤慨せしめたのは當然である。固より直弼の立場と苦心とは察してやらねばならないが、今日まで直弼に對しいろ／＼批評がある所以はこゝにある。彼は之がために諸大名の不信任を買ひ、條約調印の後五日尾張慶勝・水戸齊昭・松平慶永等登城して調印の不可を論じ、直弼等を罪して朝廷に謝せんことを迫るに至り、直弼はまづ内部に對しても一大英斷を以て、反對黨の氣焔を弱めなければならぬと決心し、急に繼嗣の事を發表し慶勝・齊昭及び慶永を蟄居せしめ、一橋慶喜の登城を停めた。この處置は幕府の統一上必要なることであつたらうが、同時に親藩の人にして幕命に從はぬものゝあることを天下に示したのは、この後幕府に取つて非常な損失であつた。

朝廷はさきに幕府に反對し、寧ろ之を死地に陷らしめた程であつたから、調



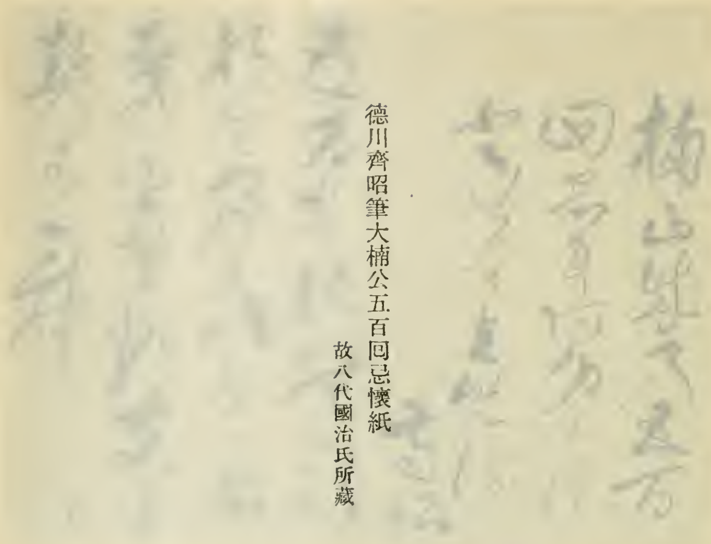


徳川齊昭筆大楠公五百回忌讚辭

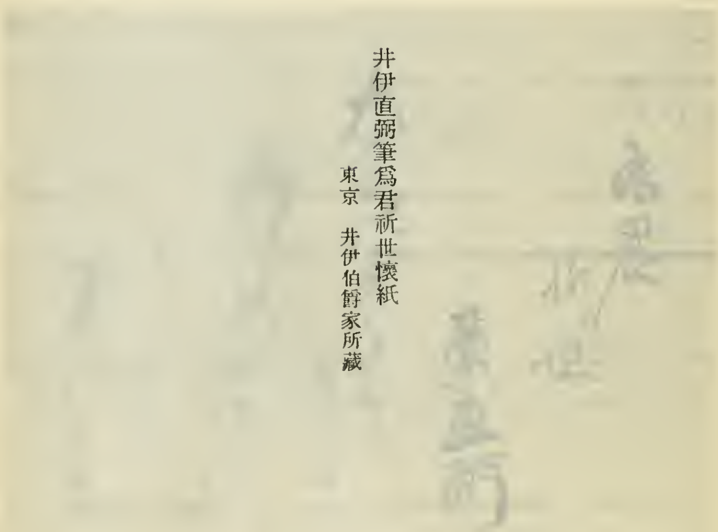
故八代國治氏所藏

井伊直弼筆爲書所掛讚辭

東京　井伊伯爵家所藏



徳川齊昭筆大楠公五百回忌懷紙
故八代國治氏所藏



井伊直弼筆爲君祈世懷紙
東京　井伊伯爵家所藏

紀伊德川慶福入つて宗家を繼ぐ

がかつたといふので、越前の松平慶永をはじめ慶喜に望を囑するもの甚だ多かつたが、老中松平忠優等は若し慶喜を將軍とすることになつたら、齊昭等の政見が實行せられて、外交の方針もその左右するところとなるべく、從つて、老中等の地位にも影響する恐があるので、この議に反對して、紀州家から德川慶福（後ち將軍となつて家茂と改めた）を迎へ立てんと謀り、兩黨の運動激烈を極むるやうになつた際に、直弼は忠優の推擧によつて大老となり、慶福黨のため非常に氣勢を加へた、そして忠優の大奥に於ける運動功を奏し、慶喜黨の全敗となり、慶福は遂に入つて世嗣となるに内定した。

ハリス條約調印を迫る

恰もこの際は前にハリスと約した調印期が迫つて居たのを、遷延に遷延を重ねてゐた時であつた、そして端なくも英佛聯合軍が支那に問罪の師を起して、天津條約を結び、その戰勝の餘威を我に加へて、米國と共に調印を迫らんとする形勢であつた。ハリスは巧みに之を利用した、若し英佛二國に迫らるゝことになつたら、更に多大の讓步をしなければならぬ、一日も早く調印するが利益であると幕府に說いた。ハリスの申出は固より外交上の懸引でもあつ

つて力あつたのであらうが、朝廷の態度は甚だ强硬であつた。正睦等上京して公武の間を融和せんとし、非常に盡力したるにかゝはらず、朝廷の搢紳皆攘夷説を持し、容易に勅許も蒙むるを得ず、更に諸侯の意見を徴して後奏議すべきを以てせられた程で、正睦等の周旋殆んど寸功なき有様であつた。然るに

長野主膳の上洛

井伊直弼は、元來九條家と關係が深かつたので、その臣長野主膳をして九條關白を説かしめ、開港の事も漸くにして關東御委任といふ勅答に決せんとした

攘夷派の有勢

が、近衛忠熙、三條實美をはじめ多く之に反對して、また攘夷派の勝利となり、再應衆議の上言上せしめよと仰せ出され、ついでこの度の條約は許容され難く、兵端を發するも事情止むことを得ずと御決答あり、正睦等の運動は全く畫餅に歸し、空しく江戸に歸ることゝなつた。

井伊直弼大老となる

然るに安政五年四月直弼入つて大老となり、正睦職を罷むるに至り、因循なる幕府の態度はこゝに一變し、たゞに外交のみならず、京都に對しても諸侯に

將軍繼嗣問題

對しても、亦すべて面目を改め、强硬の態度を取つた。第一に將軍繼嗣問題の如き、直弼の入閣以前から起つてゐたが、前將軍家慶が齊昭の子一橋慶喜に心

り、またこの條約が締結せらるゝや、齊昭は長文の意見書を正睦に送つた。他の諸侯にも同様の建議をなすもの少くないので、國家の重大事であるから朝廷の許可を得た後に施行せねばならぬといふに一致し、幕府は大學頭林煒等を京都に遣してその内意を奏し、開港互市の已むべからざる所以を述べしめた。

幕使の上京

當時朝廷の人々が時勢に暗かつたことは、攘夷論を唱へてゐた諸侯よりも一層甚しく、勅許を得ることが全く困難なる形勢にあつたから、正睦は遂に自から上京してその事に當るに決した。かくて幕府が朝廷の許可を仰いだことは却つて幕府が政治外交の上に制肘を加へらるゝ端緒を開いたものである、そして幕府と朝廷との間に大なる溝が出來るやうにもなつたのである。

堀田正睦の上京

尤も幕府は嘉永六年米艦渡來以後屢々京都に使を送つて奏するところあり、常に朝旨を奉じて擧國一致の實を擧げんと苦慮し、更に京都守護の事を講じ、安政元年皇居炎上の後直ちに之を修復して奉戴の實を示さんとするなど、朝幕の關係は猶ほ圓滿に進行してゐたのであるが、この廋端なくも朝廷に於いて開港互市を幕府の專斷として却けられたことは齊昭等の勢力もまた與

皇居炎上

ハリス來る

安政三年七月米國總領事ハリス下田に來着して在留の旨を告げ、前の假條約について更に互市貿易の事を議することゝなつた。これについて攘夷派の諸侯は、外國の官吏を駐在せしむることの不可なるを論じたけれど、前年ペリーと約したことでもあり、之を許すことゝなつた。またハリスは將軍に謁して國書を呈せんことを請ひ、下田奉行等の百方謝絶せしにかゝはらず、彼は斷然たる態度を取り、幕府も遂に之を許し、翌年十月江戸に至り、まづ老中堀田正睦の邸に至り、國書の寫を提出し、越えて安政五年二月將軍に謁して國書捧呈の式を行ひ、新に和親貿易の條約を締結した。この條約は治外法權の事なども規定せられ、去る明治二十七年日米條約の改締せらるゝまで行はれたものであつた。

ハリス將軍に謁し和親貿易の條約を締結す

齊昭と京都との接近

この事について第一に反對したのは齊昭であつた。當時正弘は既に卒して、齊昭と幕府との連鎖全く絶え、齊昭は寧ろ京都と連絡して國家の大計を立てんと考へるやうになつてゐたらしい。彼は奏議を朝廷に上つてその持論を述べたといふ說がある程、水戸と京都との接近は爭ふべからざるものがあ

論を唱へてゐた人々すら、正弘に反對する有樣であつた。しかも一たび鎖國の祖法を變じて米國の請を許した幕府は他國にもまた許さねばならなくなつた。ついで英國とは長崎に於いて、露國とは下田に於いて條約に調印し、和蘭もまた之に加はつた、之をすべて安政の假條約といふのである。

安政の假條約

かく幕府の對外政策が確立せずして遂に條約を結び、幕府要路の不人望となり來つたのはまた止むを得ぬ次第であつた。殊に外交の諸問に備はりし齊昭は、攘夷派の中心人物であり、幕府の方針が軟弱なる開港に傾くを見て非常に憤慨し正弘に迫つて一二の老中を退けしも、幾くもなく堀田正睦(初名正篤)入つて閣老となり、幕府はいよ〳〵開港論に傾き、外部の人々には國內の輿論よりも寧ろ外人の壓迫に從ふやうに思はれてゐた。然るに安政二年の大地震に藤田東湖が死んだことは齊昭に取つて一大損失であつた。その後幕府に對する地位また面白からず、遂に幕議に與かることを辭するに至り、幕府は全く開港主義となつた、攘夷開港の兩派が公然相軋轢することになつたのはこの頃からの事である。

攘夷派の憤慨

堀田正睦

藤田東湖の死

むることを得たのであつた。

ペリー再び至る

ペリーは一應國書の授受を了へ、一旦浦賀を去つて琉球に至り、それより小笠原島を占領して島名を米國風に改めたが、安政元年正月、昨年の回答を得んと、また軍艦六隻を率ゐて神奈川沖まで進入した。幕府は浦賀に至らんことを交渉したけれど、ペリーはこれに應せず、遂に神奈川を以て應接地と定め、米

神奈川條約

國和親條約を締結することゝなつた。これが所謂神奈川條約であつて、長崎・下田・函館の三港を開き、薪水食料等を給することを許したが、互市の事は尚ほ未だ之を許すに至らなかつた。

吉田松陰の下獄

かの吉田松陰がこの際海外に遊ばんとして、窃に下田に至り、米艦に事情を述べたときも、ペリーは今條約を結んだばかりのところに幕府の制禁を破ることは和親の道でないといつて之を拒絶し、送り返したため、松陰は獄に下ることゝなり、その師佐久間象山も連坐の罪に問はれた。

そこで正弘がさきに江戸灣の防備を嚴重にしたことも效なく、こゝに開港を許すこととなつたので、幕府の主義確立せざるを慨するもの多く、從來開港

三分出廬兮諸葛已矣夫一身入洛兮賈彪安在哉
心師貫高兮而無素立志名仰魯連兮遂乏釋難才
讀書無功兮樸學三十年滅賊失計兮猛氣廿一回
人譏狂頑兮鄉黨衆不容身許家國兮死生吾久齊
至誠不動兮自古未之有古人難及兮聖賢敢追陪
無窮貌哉自作贊題之諸友多出綃紙求存其副杜
牌白集前人譏其好名過甚然李卓吾有言吾死在
旦夕猶不免逃名之累真哉此言吾不辭皆應之亦
何不可況以予撰數適予時己未五月東行期迫吾
字不可多得也　二十一回猛士書

を行ふのであるが、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

吉田松陰筆蹟

故岡部精一氏所蔵

めたものである。この年七月露西亞の軍艦四隻長崎に入り露國外務大臣から老中に充てた書翰を持つて來た旨を告げた。先づその書翰を受取るや否やについて奉行より急使を江戸に發して命令を請うたが、既にペリーの國書を受取つた以上之を拒絶する譯に行かないので、之を許すに決したけれど、幕府は矢張り祖法の枉ぐべからざるを諭し、我が國是を彼等に知らしめんとしたが、それは、却つて我が退嬰政策を看破せしむるに過ぎなかつた。露國來狀の趣旨は、兩國の境界を定むることと、和親通商について一二の港を開くことの二條であつたが、プチァーチンは第一條は是非江戸に至り老中と會見した上決定したいと述べてゐる。幕府は之を許すことが出來ないので、筒井政憲・川路聖謨二人に返翰を齎して長崎に下らしめたが、兩使のまだ途中にある間に一時露艦は長崎を去り、十二月また來航して、こゝに談判開始せられ、遂に我が國より樺太視察員を派遣して境界を定むる準備をなさしめんことを約し、露艦一と先づ我が國を去つた。かくて定憲・聖謨等の外交的手腕はよく幕府の意見を貫徹したのみならず、境界問題に於いても露國をして大に譲歩せし

川路聖謨

あつた。

諸侯に通商和親の許否を問ふ

正弘はこの年七月諸侯の登城に當り、米國の國書譯文を示し、通商和親の許否について各その思ふところを建白せしめた、これが諸侯をして外交問題に嘴を挾ましむることゝなつた始である。いふまでもなく、開港和親の害あるを論せる保守說勝利を占めた、その代表者は實に齊昭であつた。されど井伊直弼の如き開國主義を有したものも少くなかつた、齊昭と直弼と事々に反對するのは早や此の時から兆してゐたといへよう。その他海外の事情に通じてゐたもので、浦賀奉行戸田氏榮をはじめ、高島秋帆・江川太郞左衞門・勝安房の如きも、また開港を是とした人々であつたことは、幕末外國關係文書によつて知られる（史林第十三編・井野邊茂雄博士「ペリー渡來の際に於ける國論の歸趨參考）。

プチャーチンの來航

幕府はかくて自から外交方針を定むることが出來なかつた、止むを得ず一時ペリーに對する返答を延引して置く外はなかつたが、その間に露國がまたプチャーチンを使として長崎に來らしめたことは、更に開港に一步を進めし

侯にも大艦を造り鐵砲火器を江戸に持ち來ることを許して、專ら防備に力を盡さしむることゝした。

將軍家定

ところが此際將軍家慶病篤く、後事を正弘に託して世子家定を輔けしめ、且つ齊昭を起して共に參畫せしむるを以てし、六月遂に薨じた。十一月家定に第十三代將軍の宣下があつたが、家定は元來病身で羸弱ではあり、到底大事を決行する英主でなく、當時正弘の苦心は實に想像以上であつた。元來正弘は穩和なる政治家であり、その意見は多く公平であつたが、多少優柔といふ批評は免かれ得なかつた。この難局に對しても、彼は衆議を排してその所信を貫徹せんとせず、却つて衆議により國論の歸趨を定めんとし、國家の大事はまづ國論を定め且つ朝廷の意を伺ふに決した。尤もこれは幕府の威信といふ點から見れば、たとへ國家の休戚に關することであるとしても、これまで武斷的政治を以て方針とした幕府が、諸侯の後援により、相協力してこの問題を解決せんと考ふるに至つたのは、最早幕府のみで大事を處決する能はぬことを天下に告白したやうなもので、幕府が鼎の輕重を問はるゝやうになつた所以で

阿部正弘の態度

を口實とし、纔に難局を切り拔けた。この時に於けるペリーの好意的態度は、一時時局を收め得たけれど、退去に當り明年までに返牒を得んことを約し、且つ更に深く江戸內海に入り、神奈川沖の邊まで測量した。ペリーの來航についてはホーク氏著日本遠征記や勝安房伯著開國起源・大隈重信侯著開國大勢史をはじめ、之を記述したもの少くない。會見の有樣は一卷の繪卷物となつて今日に傳へられ、その一部分は嘗て雜誌史學界に載せられたことがある。

さてペリーの持つて來た國書は、兩國間の和親通商の趣意を述べたもので、ペリー自身も反覆して和親を結ばねばならぬことを奬めた。幕府は國防の不完全なる理由の下に米人に交易を許さんとするに傾き、阿部正弘が齊昭の意見を徵したところ、齊昭は米人の迫害によつて生せし政策なるを看破し、和親通商の不利なるを論じて之に反對した。尤も正弘の眞意も矢張り攘夷にあつたのであり、たゞ一時の情勢已むを得ずして米國と和親を結ばんとしたのであるから、沿海の防備については一層心を用ゐ、武藏・相模・安房・下總等を巡視せしめたのみならず、この年八月品川砲臺を築くの議をも決した。また諸

水戸齊昭和親通商に反對す

あらう。

かくて、全國の輿論ます〳〵攘夷に傾き來れるに際し、止むを得ず開港の必要に迫られた事件が起つて來た、そして幕府は遂に所謂祖法を廢棄せざるべからざる運命に遭遇した。

ペリー浦賀に來る

それは嘉永六年六月米國の提督ペリーが突然軍艦四隻を率ゐて浦賀灣頭に現れたことである。前年和蘭よりもその事を豫報して置いたにかゝはらず、幕府は海外の事情に疎かつたため、米國の既に強大なる獨立國なりしを知らず、漫然とこの報告を看過してゐたところ、ペリーは強硬なる態度を以て國書を將軍に呈せんことを求めた、その威容の堂々たる、若し之を拒絶せば江戸内海に進入せんとする形勢を示したので、幕府は急報に接するや、一方に於いては徳島以下の七藩に命じて内海の守備を嚴重にせしめ、他方に於いては浦賀を去つて長崎に至らんことを米艦に要求した。

久里濱の會見

されど米艦の態度到底その請を容れざるを見、止むを得ず特使を浦賀に遣しその國書を受取ることゝなり、ペリーも之を諾して、遂に久里濱に於ける會見となり、こゝに國書を受くるの式だけを終へ、幕府は浦賀の應接地にあらざる

藤田東湖

開國說の發展

渡邊崋山高野長英の疑獄

ではない、たゞ一たび攘夷を實行しなければ眞の開國は出來ないと考へてゐたのである、これはその臣藤田東湖の建策に出でたことで、表面に現れたところたゞ普通の攘夷論に過ぎなかつたやうであるが、東湖は自身外國に渡る考をさへ持つたほど達識の士であつた。

然るに一方に於いて、隱然開港說が勢力を占めつゝあつたことも決して看過してはならない、それは全く蘭學者の力に歸せねばならぬ。蘭學者は西洋に於ける文物を研究する傍ら、當時の形勢に於いても通曉するところがあり、世界の大勢到底鎖國政策を維持するの困難なるを看破し、寧ろ港を開いて世界と交通するに若かずとなし、幕府の施設に向つて反對した。先づ異國船打拂令の不仁なるはいふに及ばず、我が兵力の微弱なる、到底西洋諸國の强盛なるに對抗することと能はずといひ、天保十年五月には渡邊崋山・高野長英等捕へられて刑に處せられた。その爲め一時蘭學禁止の議があつた程であるが、僅にその取締を設くることゝなつて落着を告げた。これによつて見るも當時開港といふことが一般には夢物語のやうに思はれたことが推測せられるで

んで西洋諸國と交通するなど夢想だも爲し得たものは甚だ少かつた。そこで幕府に於いて最も力を盡したことは、いふまでもなく江戸灣の警備であり、弘化四年更に之を嚴にし、その完成に主力を用ゐた、これが孝明天皇踐祚の翌年である。然るに附近を暴されてはさしたる功がないなどいふ說も起つて來たし、幕府の有司がこの間に於ける煩悶苦心は大に察して遣らねばならぬ、この難關に當つてゐた閣老が實に阿部正弘であつた。

孝明天皇

阿部正弘

徳川齊昭の攘夷

時に幕府の外にあつて攘夷論者の中心となつてゐた人は、水戸の徳川齊昭である。その如何に國防に熱心であつたかは、藩内に於ける寺院の梵鐘で大砲を鑄造したことでも知られる、一般の人々また望を齊昭に屬するものが多かつた。齊昭が第一の建白は露西亞の行動について北門の警備を嚴にすべきことであつた。また外船の渡來頻繁となつて來るのは、幕府の方針寛に失するからである、寧ろ異國船打拂令を復舊するに如かずと論じて阿部正弘に勸めた。この攘夷論は當時に於ける輿論の代表とも見ることが出來る。尤も齊昭とて沿海の防備について、必ずしも外船の渡來を防遏し得ると信じた譯

齊昭の攘夷論の眞相

和蘭忠告書を送る

幕府の祖法墨守

幕府海防掛を置く

異國船打拂の困難

のことは必ず清蘭二國の船によるべき旨を通じ、他國の船をして來航の口實なからしめんことを期した。

尤も當時西洋諸國の東洋進出は到底我が國をして鎖國の夢を結ばしむることを許さぬ情勢にあつた。弘化元年には和蘭から忠告書を送り、支那の實例を擧げて開港を勸めてゐる。幕府は祖法を變ずる譯に行かぬとの一點張で、その忠告を斥け、その鎖國政策を維持せんと苦心し、ます／＼國防を嚴にせんとし、沿海の諸侯をして兵卒を屯して常に外船の來航を監視せしめたのみならず、幕府は海防掛を設けて老中・若年寄の中から之を選拔し、國防に關する施設を決行せしむることゝした。しかし諸侯の沿海防備には莫大の財用を費したとはいへ、その設備不完全なるもの多く、異國船打拂の實を擧ぐることの困難なるは、少しく識見ある人々の看破したところであつた。さればとて從來久しく鎖國に慣れた我が國民には、外人をして一歩だも我が神國の土を踏ましめたくなかつたのである。外人の頻繁に來るのは、我が國を窺窬する目的ならんとは、幕府の有司をはじめ、一般に疑惧を抱いてゐたところである、進

文政八年の異國船打拂令

異國船打拂令を改め薪水食料を給與せしむ

康英はその處置を誤つたため責を引いて自刄した。幕府は沿海諸侯に命じ兵備を固めて戒嚴するところあらしめ、外國船にして歸國を肯んじないものあれば、之を擊攘するも差支なしとの旨を令したが、文政七年英國の捕鯨船薩摩寶島に到り亂暴を働いたことから、從來餘りに寬大に過ぎたとの說が出で、翌八年二月また異國船打拂の令を下して、すべて之を砲擊することとなつた（日英關係の推移については、歷史地理第五十三卷田保橋潔氏「鎖國時代日英關係復興計畫」同誌第五十五卷同氏「鎖國時代末期の日英日佛關係」中野禮四郎氏「ナポレオンの大陸封鎖令に對抗せる英國政略の我國に及ぼせる影響」等參考。）且つ漁夫等が夷人と洋上で貿易するを禁じ、この後凡そ十年間は、外船にして砲火の下に危險を冒したものが少くなかつた。是等の外船は多くは武裝してゐない捕鯨船などであつたから、この打拂令は一時成功した觀を呈したが、天保十三年に至り、漂流民を送つて來た船までも擊攘するのは不仁であるといふ理由で、前の打拂令を改め、薪水食料等を給與せしめたので、外船の渡來再び頻繁となり、しかもみな漂民送還を以て名としたから、十四年には漂民送致

れは第一に露國であつた。ラクスマンが蝦夷から歸國した後、文化元年九月露國の使レザノフ長崎に我が漂民を送り來り、交易を求めたが、幕府は時日を遷延し、漸く半歳の後、使を長崎に遣つてその請を拒絶した。レザノフ一行は北海に遊弋して樺太に至り、我が北境を視察し、更に示威運動を加へんとし、後三年千島群島の擇捉島を襲ひ、我が北門の經營を破壞し去り、樺太もまた官舍を燒かれてその侵略する所となつた。レザノフを載せて來たカデジュダ號の艦長クルウゼンシュテルンの日本紀行は異國叢書の一卷として刊行せられた露國の東方進出を考察せしむる記述も多く含まれてゐる。

レザノフの來航

そこで前にも略述したやうに幕府は國防の上から蝦夷開拓の輕忽に附すべからざるのみならず、財政上からも之を幕府の直轄にするの利益あるを見て、文化四年松前氏に上地を命じ、松前奉行を置いて經營したが、幕吏の私曲はこの經營をして不成功に終らしめ、文政四年また之を松前氏に還した。幸に露西亞よりも侵略し來ることなく、幕府は暫く小康に安んじてゐた。

蝦夷を幕府の直轄とす
松前氏に蝦夷を還す

この間英吉利船フェートン號も文化五年八月長崎に入港したが、奉行松平

文化五年の外船打拂令

井野邊茂雄博士著幕末史概說・及び幕末史の研究・藤井甚太郎氏著明治維新史講話・史學會編明治維新史研究など先づ一讀すべきものであるが、更に進んで研究するには歐米の外交資料をも參考しなければならない。

國防に對する幕府の苦心

外交問題の發端が既に松平定信の執政時代に生じたことは前章に述べたが、先づ幕府をして苦慮せしめたものは實に國防計畫であつた。寬永以來幕府の鎖國政策は、當時之を祖法と稱せしむるほどに重んぜられ、家康・秀忠が如何に海外貿易を奬勵してゐたかも既に全く忘れられ、祖法を維持しなければならぬといふ思想が、第一にその國防計畫となつて現れたのである（内田銀藏博士著近世の日本・辻善之助博士著海外交通史話等參考）。素より當時外國の事情や、世界の大勢など多く審にせざる罪によることはいふまでもないが、幕府は初め飽くまで鎖國政策を維持せんと力めたのであつた。それにもかゝはらず、嘉永六年ペリー來航によつて鎖國の扉は開かれ、こゝに一時期を劃することゝなつた。

ペリー以前の來航者

尤もペリー來航以前に於いて我國に開港を迫つたものがないではない、そ

外交問題は幕府の致命傷

攘夷開港時代の參考書

こそ實現し得らるべきものであつた。しかも德川光圀は、親藩でありながら、早く大義名分の上に大日本史を編纂した、五代將軍綱吉や六代將軍家宣の如きも朝廷を尊ぶ態度が濃厚であつた、そして幕府が實力を有してゐた間は、朝幕の間に問題を生じたとて之を解決することが容易であつたけれど、幕府が改革を經れば經るほど却つて財政は紊亂し、士風は頽廢し、次第に實力を失つて衰亡に近づきつゝありし間に、尊王思想ます／＼釀成せられた。その時に當つて忽ち外交問題に逢着し幕府が一時を苟もせんとしたのは、却つて致命傷を與へられた所以であつた。

この時代に關する參考書類は非常の多數に上つてゐる。先づ實歷談で資料となるべきものゝ主なるものを擧ぐれば、勝安芳伯著開國起源、濱野章吉氏著懷舊記事・島田三郎氏著開國始末・田邊太一氏著幕末外交談・福地源一郎氏著幕府衰亡論及び幕末の政治家・山川浩氏編京都守護職始末などはその白眉であらう、また外務省の條約彙纂・東京帝國大學史料編纂所編幕末外交文書はいふに及ばず、德川慶喜公傳の如き必ず參考せねばならぬものである。その他

第十一章　新武家時代の七

第八　德川時代の五

（ホ）攘夷開港時代

幕府の衰亡と尊王

この時代は新武家時代の終末期であり、また明治維新の前程としての憲政時代初發期でもある。嘉永六年米國水師提督ペリーが浦賀に來り開港を迫つてから、急に緊張して來た外國關係は、國論をして攘夷と開港とに分れしめ、それがやがて尊王と佐幕とに結びついて、全國に幾多の大渦小渦を卷いた間に、幕府は倒れ、朝廷は復興するに至つた。これはまた幕府の勢力を過重したものと然らざるものとによつて起つたことであり、必ずしも尊王心の多少によつたのでない、尊王心は全國に漲つて、既に幕府それ自身が朝廷に對し恭順を表せざるを得なかつたのである。元來家康の對朝廷策は如何にもよく朝廷を制肘するやうに出來てゐた、しかしそれは幕府の實力が強くあつて

めに非常なる注意を拂つたにかゝはらず、こゝに至つて内外から幕府の衰亡は已むを得ざることゝなつた、そして外國關係は急轉直下その最後に引き導いた。

老中の權力諸侯の間に輕し

東西の權衡

實力の中心江戸を離る

江戸と京都との關係

戸城西の丸修築が諸侯の獻金によつたのを見ても、その一般を知るに足るであらう。從つて老中の權力が次第に諸侯の間に輕くなり、表面には幕命に恭順なるを示しながら、裏面にはこれを輕侮する念が增長して來た。且つ諸大名の配置について考察するに、家康・秀忠の時代からだん〳〵變遷があり、次第に京都以西に外樣の雄藩が多くなつて、遂に東西の權衡が失はれたのみならず、新田開發その他西國は東國よりも天惠に富んで大なる發展を見た、それだけ實力の中心が漸く江戸を離れて西國に移つて來たといへよう、後ち明治維新の際奧羽列藩の聯合が不成功に終つたのも當然といはねばならぬ。第四に江戸と京都との關係についても、學問の隆盛は、大義名分論の勃興となり、京都を江戸の上に置かねばならぬ思想が澎湃として起つて來た。且つ、朝廷にあつても既に隱約の間に政權を古に復せんとする氣運が釀成せられ、寶曆・明和の事あつた後、寬政に至つては林子平・蒲生君平・高山彥九郎の如き寬政の三奇子を生じ、日本全國に尊王思想が次第に濃厚となつた。いはゞ尊王運動はたゞ機會を待つて爆發せんとしてゐたのである。初め家康が幕府存續の爲

幕府衰亡の大局的觀察

幕府の救濟策は有名無實

この天保の改革が不成功に終つたのは、固よりその方法の誤つたためでもあらうが、大局から觀察すれば、幕府の衰運が既に到達してゐたからである。幾たびか修正に修正を加へ、補綴に補綴を重ね之を彌縫して來た幕政は、いろいろの方面から、到底囘復し得られぬやうになつてゐた。今こゝに幕府がかくまで衰亡に近づいた徑路を辿ぶれば、第一に生活が向上し、風俗が華奢に進んだために、幕府は先づ財政窮乏の困難に逢着したのであつた（經。濟。學。論。集。第八卷土屋喬雄氏「德川幕府の財政狀態の變遷」參考）。之が救濟策として質素儉約と、貨幣改鑄とを實行したけれども、その事が有名無實に終つたのは、幕府の衰亡が財政方面から先づ免かるべからざるを示してゐる。第二に寬永以來の鎖國政策によつて、外部よりの刺戟少く、太平の夢を貪つたため、士風の頽廢次第に甚しく、所謂旗本八萬騎が多く惰弱のものと成り果てゝ了つたからである。第三に幕府と諸侯との關係がだん〳〵親密になり、しかも財政の困難が同じく諸藩に起つたにもせよ、諸藩が寧ろその囘復養成に好成績を擧げ、その實力が幕府を凌ぐものゝあつたことは注意せねばならない、天保に於ける江

一身を賭して改革の事に當つたが、餘りに敏腕を賴み過ぎ、その過激な遣り方に江戸市中忽ち怨嗟の聲に滿たされた。彼は鳥井忠耀を町奉行に擧げ、どしどしその令を施行し、服裝その他すべて高直の品を禁じ、市中の景氣は火の消えたやうになつた。然るに江戸大奧の女中など從來贅澤に慣れたるものは俄に之を改め難く、密に贅澤品を賣買する商人が大奧に出入し、檢擧に遇ひて家財を沒收せられ、江戸拂を命せらるゝもの頻々として生じ、この改革は非常に不人望なる結果を生じた。

天保改革の不人望

從つて忠邦は同僚との折合も面白くなかつた、また幕府の財政ます／＼逼迫を告げたので、惡貨の鑄造を計畫したことや、印旛沼開拓の擧が失敗に歸したことから、遂に天保十四年閏九月その職を去り、彼が信任せし人々も同じく退けられ、天保の改革はこゝに全く頓挫して了つた、そして享保・寛政・天保と三たびまで幕府の實行した内政改革はかくて失敗に終り、この後は殆んど外交問題に忙殺されて最早内政を顧みる餘裕を有せず、幕府の衰亡はたゞ時の問題となつた。

水野忠邦の失脚

上杉治憲

上杉治憲池田成章氏著鷹山公世紀・齋藤圭助氏著上杉鷹山公の農政・國學院雜誌第四編櫻木(澤田)章氏「細井平洲と上杉鷹山」、同誌第十二編大川茂雄氏「鷹山公傳紀材料」等參考)の如きは當時東西並び稱せられてゐた人である。

農政經濟の研究

また農政や經濟の研究は、早く熊澤了介(蕃山)・荻生徂徠・太宰春臺などにもその傾向を有してゐたが、この時代に入り、斷片的觀察を出で、組織的學說に到達せんとするに至り、新工業や海上發展を力說した本多利明、農政學を綜合し融通の現象を說明し日本の經濟を北海・滿洲・支那の廣き範圍の基礎の上に確立すべきことを強調した佐藤信淵の如きは就中注目に値する(內田銀藏博士著近世の日本・本庄榮治郎博士著經濟史研究・本多利明の研究・中田公直氏著佐藤信淵農政學說・羽仁五郎氏著佐藤信淵に關する基礎的研究參考)。

本多利明と佐藤信淵

天保の改革

將軍家慶は、家齊薨去の後、一切政務を老中水野忠邦に任せてゐた、忠邦は文化文政以來に於ける殿中の弛頽腐敗、諸士の奢侈惰弱を慨し、不行跡なる旗本を處罰して享保・寛政の舊に復せんとし、天保十二年刷新の令を下した。 先づ町人に奢侈を禁じ質素を守らしめ、以て下層社會から武家に及ぼすこととし、



[illegible]



司馬江漢筆風景

故清野長太郎氏所藏

蘭學の發達

蘭學は中興の祖前野良澤（蘭化）に次いで杉田玄白・桂川甫周・大槻玄澤等出でゝ醫學にも新方面を開拓し、從つて西洋の銅版印刷や油畫も輸入せられ、司馬江漢・平賀源内の如きはこの方面の貢獻者である（新撰洋學年表・明治維新史研究呉秀三博士「洋學の發展と明治維新」參考）。しかも當時庶民教育に於ける心學と寺小屋をもこゝに特筆せねばならない。

庶民教育としての心學及寺子屋

心學は八代將軍のころ石田梅巖先づ之を唱へたが、中澤道二ついで之を盛にしたものである、寺小屋はその主とするところ習字ではあるが、同時に字義文意等を說き、その手本に六諭衍義略・女今川・國盡し・商賣往來・庭訓往來などを用ゐ、讀方作文地理修身等をも敎へるやうになつてゐたのである（石川謙氏著日本庶民敎育史參考）。

藩學

幕府の文藝學問の奬勵は諸藩にも影響し、學校を設立し、人材養成に力むるものが多くなつた、中にも水戶の弘道館・鹿兒島の造士館・熊本の時習館・尾張の明倫堂、紀伊の學習館などは最も有名なるものである（日本敎育史資料參考）。

藩政の釐革と賢諸侯細川重賢

且つ諸藩の財政窮迫は却つて藩政の釐革を斷行せしめ、賢諸侯を出せる藩が少くない、殊に肥後の細川重賢（銀臺遺事・池邊義象氏著細川銀臺公參考）米澤の

水野忠邦普請總奉行となる

大御所家齊薨ず

當時の文藝美術

の丸炎上し、幕府は更に財政に困難を生じた。その普請總奉行が老中水野忠邦であつた、彼は、諸大名・旗本等に手傳を申し付け、その命を蒙らぬ大名に内々獻金を命じ、または材木・銅鐵等を獻せしめて、難なく之を成功したので、その政治的手腕はこゝに認められ、十二年閏正月前將軍家齊病を得て薨去し、家慶の世となるや、彼は筆頭老中として所謂天保改革を斷行することゝなつた。

前時代よりこの時代にかけて、儒學國學が勃興したことは前に述べた、定信自身も花月草紙をはじめ、多くの著書があり、集古文書や集古十種なども編纂してゐる。いはゞ徳川時代文化の爛熟期であつた。儒學の如きも大坂に中井竹山・履軒の兄弟あり、懷徳堂を開き、賴山陽は京都にあつて日本外史・日本政記を著してゐる。その他、俳諧には與謝蕪村・小林一茶あり、小說家に山東京傳・曲亭馬琴・式亭三馬等あり、畫家に池無名（大雅堂）・圓山應擧・谷文晁・田野村竹田等を出し、吳春の門には松村景文四條派を創め、文晁は定信の知遇を受けて文晁派を起した。また浮世繪にも勝川春章・宮川長春・鳥井淸長・歌川豐國あり、書家に市川米庵・卷菱湖あり、ついで貫名海屋出でゝ唐樣は和樣を壓するに至つた。

大鹽の亂

窮民ます〱多かつた。大坂町奉行與力大鹽平八郎は既に退隱して文武の教授を業としてゐたが、大に憤慨し、器財藏書まで賣り拂つて貧民に施したけれど、到底個人の力では十分の事が出來よう筈なく、遂に町奉行に救助せんことを願ひ出でた。奉行は一應江戸に伺つた上といつて徒らに時日を遷延したので、平八郎此上は豪商の蓄穀を奪ひて施與せんと、天保八年二月その黨を率ゐて火を諸所に放つた。されど大坂城番の兵に破られ、大鹽父子自殺し、幸に大事となるに至らなかつたが、かく幕府の役人が武器を執つて亂を起したのは、百姓一揆と全く類を異にし、また幕府の威信をも失はしむるに至つたものといへよう。平八郎は後素と號し、王陽明の學者である、東湖隨筆にも、一種の人物なりとして彼を賞揚し、矢部駿河守定謙の如きも大に彼に敬服してゐた(大阪市史及び幸田成友博士著大鹽平八郎等參考)。ついでこの年六月國學者生田道滿が越後柏崎にまた同様の擧をなして斃れたのは、實にまた學者と民衆と結びついて事を起した最初である。

江戸城西の丸炎上

かく飢饉打ち續いて天下が疲弊した際に、不幸にも天保九年三月江戸城西

政が困難となつたのは、卽ち幕府の威力の衰退であつたといへる。しかもこの傾向は諸藩にも、また武士階級にも現れて來たのであり、それが一方には町人の擡頭となり、他方には百姓一揆の頻發となつた。百姓一揆は現實當面の苦痛に堪へかねた農民の突發的無組織の暴動であつて、正德・享保の頃より次第に甚しく、寶曆・文政の頃には十萬、二十萬の農民が蜂起するに至つた。彼等は或は領主の苛歛に對し、或は凶歳飢饉のために勃發し徒黨・强訴・逃散等の罪として嚴罰せられつゝも、その要求を貫徹したものが多かつた。

農村階級の動搖は封建制の致命傷

思ふに封建社會の基礎を成してゐる農民階級がかく動搖するに至つたことはまた封建制そのものに致命傷を與へたのである（小野武夫博士著農民經濟史研究・農村社會史論講・永小作論・瀧本誠一博士著經濟一家言・竹越與三郎氏著日本經濟史第六章・小野武夫博士著百姓一揆叢談・黑正巖博士著百姓一揆の研究等參考）。

天保の飢饉と百姓一揆

さて幕府財政困難の際に、天保三年以來引き續き飢饉あり、幕府の救助も追ひつかず、百姓一揆はいよ／＼激烈となつた、殊に天保七年には近畿地方飢饉尤も甚しかつたのを機とし、大坂の商人等は米を買ひ占めて高く賣らんとし

蝦夷開拓事業

なくなり、こゝに蝦夷開拓事業が案出せられた。これは從來松前家が領有してゐた、漁業の收益がその主なるものであつたが、松前氏を內地に移してその案を實行するに及び、幕吏はたゞ私利に汲々たるのみで、成績少しも擧らず、却つて損失を生ずるに至り、やがて再び蝦夷を松前家に還附し、其代りに年々一萬兩づゝの上納を命じた（北海道史參考）。

貨幣の改鑄

　幕府の財政が窮迫した結果は多少反對があつたにかゝはらず、また例によつて貨幣を改鑄することゝなり、二分判金を鑄造したところ、その質は元文小判にも劣つた程で、誰も舊貨を新貨と引替ふることを好まなかつた。そして遂に元文小判を改鑄して僅に一時を彌縫したのであるが、幕府財政が不如意なるは天保八年に家齊が隱居せんとしたときなど、その費用に窮し、島津家の十萬兩をはじめとし、松江・大垣・松前の諸家より獻金せしめ、その大半を埋めたのであつた。その報酬としては矢張りこれら大名の格引き上げを行ひ、島津氏の如きこの後參議に任せらるゝこととなつた。

百姓一揆の頻發

　この間に百姓一揆の起つたことはまた注意すべき事象である。幕府の財

格上げ

家格の卑い人にも緣組せしめねばならなかつた。諸大名も將軍の命ではあり、その家の名譽になるのであるから、之を辭する譯に行かなかつたが、將軍の女婿として家格の足らない大名に對しては、こゝに格上げといふことが始まつたのである。從つて此等の大名と從來同格であつた他の大名でも、權衡上また格上げ運動が起つた。

相馬大作

南部藩士下斗米秀之進は津輕家が南部家よりも上座となれるを憤り、名を相馬大作と變じ、南部侯を狙擊せんとしたのは、全くこの事から起つたのである。

幕府の財政困難

將軍子女の緣組だけでも幕府の失費は多額に上つた、さきに定信によつて整理された幕府の財政はまた紊亂して來た、それと同じく諸大名も經濟上に困迫したものが多かつた。之に反し、江戸は嫁入道具などの賣れ行きもよく諸事贅澤を極め、ます〱繁昌して、奢靡の風競ひ起り、幕府から幾たびか質素儉約を命じても、最早その實行が出來なくなり、世はたゞ太平を謳歌してゐたのであるが、外船の來航とともに、北邊の警備をはじめ國費多端のために幕府の財政ます〱困難を告げ、幕閣の人々は之を補塡する方法を考へねばなら

治濟の勢力加はる

定信の改革事業多く畫餅に歸す

文化時代

家齊の內寵

間の消息を推すことが出來よう。尤も定信の致仕した後は、その意見の採用せられたものはたゞ大事件のみといつてよいのである、治濟の勢力は隱然として加はり來り、やがて田沼時代の老中水野忠友が復職して世子附となり、また信明の反對せしにかゝはらず、治濟は遂に二ノ丸に移され、信明も一時職を罷めらるゝに至つた、そして折角定信の苦心して立て直した寛政の改革事業、殊に風俗の匡正の如きも、多く畫餅に歸して、次第に奢侈に流れ、下々には遊藝歌舞妓等の流行また盛になり、文化時代の豪華驕奢を現出することゝなり、所謂大御所樣時代といつて江戶の最も繁昌した時期といはれてゐる。

家齊は、その在職中既に從一位太政大臣の極位極官に昇り、世子家慶また從一位內大臣となつてゐた、家康以來先例のないことである、それに子女の數五十人を越え、しかもその生母が殆んど同一人でなかつたといふ、如何に內寵の盛なりしかゞ想像せらるゝであらう。しかし將軍とてこの多數の子女を獨立させるだけの經濟力はもとより容易でなかつた、諸大名へ養子又は緣組せしむるにしても、これまでの家格では之に應じ得るものが少かつたので、更に

つて國防を嚴にすべき必要を痛感したが、殊に江戸の防備に最も力を用ゐねばならぬとし、先づ伊豆・相模等の沿岸に要害取立の議が起つたのが、恰も前に述べた尊號一件で兩卿が東下してゐた際であつた。幸に尊號のことは兎に角落着したので、五年二月定信は草鞋掛で豆相の海岸を巡見した（なほ露西亞との關係交渉等の變遷については、井野邊茂雄博士著幕末史の研究・維新前史の研究・末松保和氏著北方問題の史的進展・田保橋潔氏著近代日本外國關係史等參考）。

定信老中を罷めらる

松平信明老中となる

同年七月定信は突然その職を罷められた、それについては諸說紛々、いづれとも分明しないが、退職の後も政務はすべて定信の方針を執り、若し決斷し能はぬ事件あれば、定信に相談せよと、將軍から內命を老中に下したことから察すれば、彼は前にいつたやうに、朝幕の間に立つて板挾の情勢となつたことが、彼をして自から決心せしめた所以であり、彼はその後任として松平信明を推擧し、事に當らしむることゝして、急に職を去つたのではあるまいか、この後幕府の施設せるところ定信の意見に出でたものの少くないのを觀ても、略々この

はまづ要領を得てゐる。

國防問題

林子平

かくて、定信は朝廷と衝突し將軍と快からぬ形勢の下に幕政に當つてゐたのであるが、その間更に重大なる事件が起つた。即ち、我が國防の急を告げた事であつた。尤も林子平の如き、蘭學を修めて夙に海外の事情に通じた人は、この以前から國防の事を憂へ、海國兵談や三國通覽などを著したのであつて、定信もまた決して無關心ではなかつたけれど、彼は子平を以て妄りに國政を議するものとし、閉門に處せしのみならず、著書及び版木を沒收した。然るに寛政四年九月露西亞のアダムス・ラクスマン我が漂民幸太夫・磯吉を送還して根室に至り、通商互市を求むるに及び、幕府は最早桃源の夢を貪ること能はざるを覺つたのであつて、十一月石川將監・村上大學を松前に遣しラクスマンを招いて應接せしめ、彼の國書を却け、且つ互市の事は長崎に至り改めて請願すべしとの信牌を與へ、且つ固く切支丹の大禁を犯さないやうにと忠告し、物品薪水を給して歸國せしめたけれど、當時露國が東方に大なる版圖を擴げつつあつたことは既に定信のよく知つたところであり、彼はラクスマンの來航によ

ラクスマン根室に來る

尊號宣下の中止

ついで朝廷では、尊號宣下のことはなくとも、せめて小一條院のやうに上皇同様の御待遇にしたいと屢々幕府に迫られた、しかしこれは治濟を西ノ丸に入れると同じやうなことであつて、これとても定信は反對しなければならぬ事情に遭遇してゐた。それで幕府は確とした御奉答も申し上げず、たゞ時日を遷延してゐたところ、議奏中山愛親・傳奏正親町公明等は、豫ねて事々關東から朝廷に干渉するを憤慨し、この尊號宣下一件をその儘に濟まさず、度々朝幕の間に立つて書狀を往復してゐたが、朝廷遂に寛政四年十一月上旬にいよいよ宣下あらんと内々の沙汰が下つた。こゝに幕府は斷然宣下の儀を中止せられんことを言上し、且つ强ゐて中山・正親町兩卿を江戸に下らしめて此事を糺問せんことを奏し、五年正月兩卿は江戸に下つた、そして數回定信と問答の末、幕府は兩卿に取計不行屆として愛親に閉門、公明に逼塞を命じて歸京せしめ、悉く傳奏議奏等を免職し、勸修寺・甘露寺及び千種の三卿は急度相心得候様にとの事で、漸く一件は落着した。この尊號一件の顛末については、中山愛親の日記をはじめ、當時の記錄にもあるが、史學雜誌第一編松浦辰男氏「尊號紀略」

光格天皇

定信は上京して御所新築の事を奉行し、古式を考へて舊來の規模を擴張し、再造の功を竣へ、その功を賞せられて天皇・上皇より御製の詩歌を賜はつた、天皇は光格天皇であらせられる、されば、聖天子西にましく賢宰相東に出づ」とまで當時謳歌したのであるが、端なくもこゝに一大衝突を見ることゝなつた。

天皇は閑院宮典仁親王の御子であらせられ、後桃園天皇の御後を承けて、大統を繼ぎ給うた御方である。御孝心の餘、公卿に諮詢して典仁親王に太上天皇の尊號を宣下せらるゝことに決し、京都所司代まで御内意を下され、京都所司代は急使を以て之を江戸に報じた。

定信尊號宣下に反對す

然るに前にいつた通り、當時定信は將軍の父治濟を大御所とせぬ事に苦心の際であつたから、もし尊號宣下に同意すれば、全くその立脚地を失ふことにもなるのである、彼はこの尊號宣下についても不本意ながら之を握り潰すに決し、柴野栗山に和漢の例を勘せしめ、天皇の御生父に太上天皇の尊號を追贈した先例はあれども、御存生中に之を上つた例がない、今新例を開くは名器の亂るゝ基であると、暗に之を諷諫し奉り、朝廷でも一時御猶豫遊ばさねばならぬことゝなつた。

尊號一件と一橋治濟西丸移轉

かく定信は心を傾けて家齊を輔佐したのであるが、こゝに尊號一件なるものを生じ、彼は遂にその職を去らねばならぬことゝなつた。元來家齊の生父一橋治濟は我儘隱居と呼ばれた程の人で、家齊が將軍となつた以上、その後見役となる考であつたところ、案に相違して、たゞ三卿だけの待遇に過ぎなかつた、せめては西ノ丸に入つて大御所として奉養せられたいと希望し、その事を老中に洩し、家齊の耳にも入れ、家齊もこれに傾いて來た。然るに、定信は先例を調べ、若し養家の父が死んだ後、實父がその家に入るといふことはその家政の紊るゝ基である、將軍がその生父を入るゝのは情に於いて然るべきことであらうが、理に於いて宜しくないと論じ、固く執つて之に反對した。尤も定信の意中では、今こゝで我儘隱居を入れては、次第に政治に容喙せられ、折角改革に着手したことが無茶苦茶になりはせぬかと恐れたためでもあつた。從つて定信と治濟との間互に快からず、家齊もまた定信に對し慊焉たるものあり、次第に疎隔して行つた。

定信治濟の西丸入に反對す

家齊と定信との疎隔

さて天明八年京都に大火あり、禁裡をはじめ仙洞・女院御所など燒亡するや、

素節儉勵行の令を下し、三ヶ年儉約・五ヶ年儉約・十ヶ年儉約と、引續いて二十ヶ年間の儉約を勵行せしめ、茶店・楊弓店など風俗を害する營業を差止め、その跡に大弓場や馬場を設けて旗本の稽古場とし、大に武道を奬勵した。また旗本諸士の廩米を受くるものは藏米の札差商人(幸田成友博士著日本經濟史研究所收「札差考」參考)にだん／＼借財して、ます／＼家計の困難を訴へてゐたから、定信は之が救濟の方法をも講せねばならなかつた、そこで商人には舊債棄捐を行ひて貸金濟方利下げ等を命じ、同時に、旗本に質素儉約の令を下して戒飭を加へた。また府下の地主に七分積金の法を立てしめ、町費の内七分を積立金となし若し地主にして、金子を要する場合には、その土地を抵當として金を貸下げ、その利子を積立金の中に入るゝこととし、傍ら貧民の救助に當てたが、後には糧を買つて凶歳の用意にして置き、豫備金といふやうなものも出來た、これが明治維新後東京府に引きつがれ、養老院などそれで設けられたものである。また人足寄場を石川島に設けて、囚人や無宿者をこゝに使役するなど、その施政は着々として成功した。

質素節儉の勵行

旗本の救濟

七分積金

人足寄場

諸種の編纂事業

き(中山信名著塙保己一傳參考)成島和鼎(司直)に徳川實紀を編纂せしめたるが如き皆定信の力であつた。また幕府で編纂した寛政重修諸家譜は實に徳川時代諸侯旗本の系譜の白眉であり、地誌編纂の業としては、武藏・相模等の風土記稿まづ成り、江戸は再び學問の中心となることを得た。

武道の奬勵

同時に定信は武道の奬勵に力を盡し、從來の形劍術こゝに試合劍術となり、平山行藏の如き有名なる劍客を出した。太田蜀山人の狂歌「世の中にかほどうるさきものはなしぶんぶぶんぶと夜もねむれず」は定信の文武奬勵を諷したものである。

風俗の匡正

次に風俗の匡正について定信が力を盡したことはいふに及ばぬ、これまで田沼時代にあつては諸事賄賂で決せられ、公事訴訟の如きも役人に贈る賄賂の多少で勝訴とも爲り敗訴ともなつた、若し賄賂を出さねば、徒らに之を遷延せしめ、その費用に堪へぬやうに仕向けた、

公事宿

そしてまた公事宿と稱するものが出來てその手代が間に立つて内濟をさせたり、賄賂の上前をはねたりするのであつた。定信は先づ此等の弊風を禁じて訴訟の進行を敏活にすると共に有司を戒飭して偏頗なからしめた。また奢侈淫靡の風を匡正せんがため、質

し、旗本の人々に聽かしむることゝした。然るに從來江戸に於いては林門と狄生門と互に軋轢したのみならず、古學派もあれば考證派もあり、各門戸を張つて相爭つてゐた。定信は幕府を中心として儒學を奬勵せんとし、栗山の議によ

寛政異學の禁

つて寛政二年五月異學の禁令を發し、慶長以來幕府の官學となつてゐた朱子學を正學とし、その他のものを異學として之を排せんとした。ついで尾州二洲儒官となり、栗山・寒泉と共に聖堂の三助と稱せられたが、後ち寒泉去り、古賀精里儒官となり、精里・二洲・栗山同じく三助といはれた。また林述齋を大學頭となし、昌平黌を修築して組織を變更し、以て旗本諸士の學林となし、その課業に出でないものは番入を免許せぬことにした。

定信の學問奬勵

しかし定信は決して偏狹なる政治家でなかつた。儒學以外の學問にも諸方面に奬勵を加へてゐる。寛政元年醫學館の制を改めて官學となしゝが如き、本草學者小野蘭山を召出したるが如き、伊能忠敬をして全國の測量を行はしめたるがごとき（大谷亮吉氏著伊能忠敬參照）、塙保己一をして、和學講談所を開き、群書類從等を出版せしめ、且つ宇多天皇以後の史料を編纂せしめたるが如

たのである。

田沼意次の處罰

改革の第一着手は田沼意次の處罰であつた、卽ちその領地遠州相良を沒收して相良城を破却せしめ、今まで時めいた人々皆戰々兢々たる有樣であつた。

文武の奬勵と風敎の振興

定信はまた同時に文武を奬勵し、風敎を振興せんとし、文學及び武藝等に達せる人々を書き出さしめ、之を試驗することにした。たゞ當時は江戶の學問が

關西の文運

寧ろ衰微してゐたといつて可い、名ある學者は殆んど一人もなく、寧ろ關西に於いて文運の隆盛なりしは注意すべきことである、中井竹山が商業都市大坂

中井竹山

にあつて帷を開き生徒を敎授してゐたのはその一例といへる、定信は竹山を召して政治の要道を問うた程で竹山の、草。茅。危。言。にその意見の觀るに足るも

西國諸藩にも學者輩出す

のが多い。且つ西國の諸大藩にも學者が輩出してゐた、筑前の龜井道載・肥前の古賀精里を始めとし、その名海內に轟いたもの少くなかつた。

天明八年に京都大火後、御所造營の命を奉じて定信京都に上るや、先づその眼に映じたのは西國地方の隆盛なる文運であつた、彼は先づ岡田寒泉を幕府の儒官とし、柴野栗山を拔擢してまた同じく儒官に任じ、昌平黌の日講を再興

第十章　新武家時代の六

第七　德川時代の四

松平定信老中となり改革を斷行す

（二）幕政彌縫時代

家齊が一橋家から入つて將軍となつたのはまだ十四歳の弱年であつたから、御三家の人々が內々の後見となり、松平定信推薦せられて老中に任じ、將軍の輔佐として一切の幕政改革を斷行することゝなつた。定信は田安宗武の三男で、文武の道に秀でゝゐた。三上參次博士著白川樂翁と德川時代は定信について研究せられた最初のものといふべく史學雜誌第十八編にも同博士の「模範政治家としての松平定信」がある。こゝにはその施設の大略を述べ、如何に家齊を補佐して、幕府太平の極運ともいふべき所謂大御所樣時代を現出せしめたかを述ぶるであらう。たゞしこの時代から天保に於ける水野幕閣の改革までは、改革の名の下に一時を彌縫し太平を粉飾してゐたに過ぎなかつ

将軍の世子家基俄に卒す

卒去した、世には意次がその賢明なるを忌んで毒薬を進めたなどいふ說もあつた程惜まれた。天明元年家治は吉宗の孫にして一橋治濟の子なる家齊を世嗣と定めた。意次は弟意誠を附家老とし、家齊の代になつても舊の如く權勢を專にせんと仕組んでゐたが、同六年家治薨去し、家齊將軍職を嗣ぐや、松平定信老中となり、改革の手始めに、意次をはじめ、その一味の人々の職を奪ひ、俸祿を削つて逼塞せしめた、こゝに所謂田沼時代は終つた。

家治薨じ家齊將軍となる

運上

の考へ出した運上を採用して、いろ／＼の商品に税を課した。例へば上野國あたりでは絹絲賣買に改所を置き、その產出を檢査せしめて官の檢證を取り市場に賣出すとき、絹一匹に銀二分五厘、百目に銀五分と買主から運上を差出さしむることとし、改めの場合に、之を前納させるのである。然るに絹絲商人は之を聞いて買ふことを差控へたため、品物が少しも捌けなかつた。上野の絹絲業者は折角の商品が賣れないので大に困窮し、蜂起して運上取消のことを強訴し、幕府も止むことを得ず之を中止するに至つた(辻善之助博士著田沼時代參考)

運上取消の強訴

意次が威福を弄し賄賂を貪る振舞は誰一人之を惡まぬものがなかつた、そしてその專權も最早長いことはなかつた、端なく系圖の一件から天明四年その子意知が佐野善左衛門に殿中で殺されたことは、彼の下り坂になつた第一歩であつた。切腹させられた善左衛門の墓を世直り大明神といつて人々が參詣したのでも、如何にこの事が一般に喜ばれたかが分明る。

世直り大明神

家治の世子家基は英邁な性質であり、人々望を囑したところ、安永八年俄に

るべくもなかつた。

南鐐銀の鑄造

幕府は財政困難の餘また南鐐銀といふ新銀貨を鑄造したが、矢張り燒石に水であつた、やがて原料もなくなつて了つた。

役人の收賄と百姓一揆

それのみならず、役人はたゞ收歛を事とし、すべて賄賂によつて事を決した、そして百姓一揆が處々に起つて來たのである。明和元年武州秩父郡に起つた百姓一揆は野州の農民と相應じて富豪の家を襲ひ、金錢米穀を掠奪したので、郡代が附近の大名と打合せて鎭壓に從ひ、之を捕縛して江戸傳馬町の獄屋に入れたところ、餘り人數多く、淺草・品川の溜へ入れても一杯となり互に押し合ひへし合ひ死せるもの數十人に上つたことは有名な話である。

天明の飢饉

それに年々凶歳打續き、飢饉全國に亙つて起つた。天明三年奥羽の大飢饉には餓死するもの數を知らず、目も當てられぬ慘狀であつた。

淺間山の噴火

また同年信濃の淺間山噴火して死傷三萬五千人に上り、甲斐・信濃・上野・駿河四國の田畠被害甚しく、それらの地方の大名は少しも歳入がないのに將軍は何も知らず、たゞ天下太平と思つてゐた。

山師

幕府の財政には意次もいよ〳〵百計盡きた、そして遂に山師と稱するもの

まに威福を弄した。切角聰明なる家治が上にあつても下情は全く意次等に壅塞せられ、賄賂の公行はいふに及ばず、家督などの祝儀にまで、老中を招待して饗應することを、法令で催促するほどであつた。それに當時淫靡の風俗は深く武家に浸潤し、町藝者と稱するものが杯盤の間に周旋したり、歴々の士人が歌舞妓狂言などを見物したり、または、素人芝居をやつたりした。博奕をなすはもとよりの事、町藝者の流行は下町・山ノ手の差別なく、少し容貌のよい娘を持てば藝者に仕立て、三味線などは少々で誤魔化し、たゞ淫樂に耽る有様であつた。このことは海士の燒藻などに面白く書いてある。從つて政治は腐敗し、風紀は紊亂し、その結果ますます旗本をはじめ武士階級の困窮がいよいよ加はつた。また吉宗の晩年に鑄造した惡貨のため米價の騰貴となつて、一時武士の收入がよくなつたことがあつたけれど、一たび不作の年に遇へば、賣らんにも米がなく、驕奢に慣れた生活をつゞくるために、旗本などは高利の借金所謂座頭金を借るやうになり、座頭は遠慮なくこれを催促し、武士の面目は地に墮ちてしまつた、如何に儉約の沙汰があつても、たゞ一時の事で、到底行は

風俗の淫靡

武士の困窮

座頭金

名なる人である。國學者の傳記には古學小傳があり、國學者傳記集成がある、また村岡典嗣氏著本居宣長、野村八良博士著國學全史等も一讀に値する。荷田春滿全集・賀茂眞淵全集・本居宣長全集・平田篤胤全集等はすべて四大人の著書を網羅してゐる。

家重薨ず

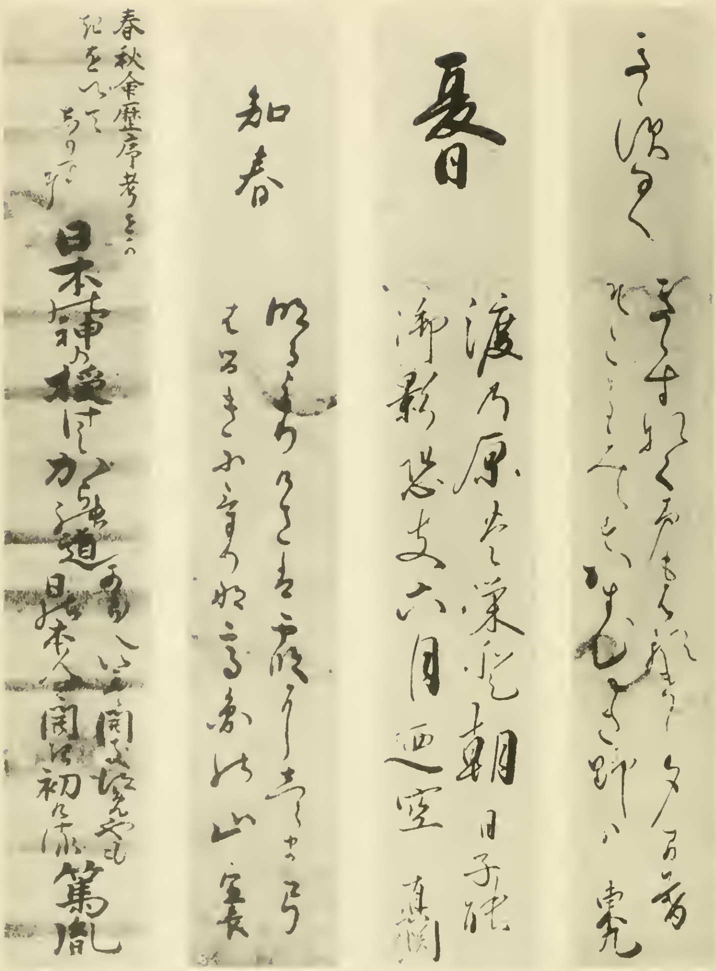
記述が少し後の時代に及んだが、家重は寶暦十年に職を辭し、未だ西の丸に移らぬ間に翌十一年六月薨去した。

十代將軍家治

十代將軍家治は祖父吉宗に愛せられ、吉宗は家重をして早く將軍職を家治に讓らせて自から後見せんと考へてゐたといはれてゐる。彼は吉宗の教訓によつて弓馬の道にも達し政治を改革して享保の盛時に復せんとし、武道の奬勵など大に力を用ゐた。しかし父の性質を受けて矢張り疳癖の強い將軍であつた、そして老中などゝ對談することを嫌ひ、御側衆がその間に立つて事を爲し、また側用人が權勢を振ふことゝなつた、その人が即ち田沼意次である。

田沼意次

意次はもと吉宗の小姓であつた、家治の御側衆となつて、遂に大名に列せられ、側用人より老中に進み、一門みな顯要の地位を占めて、萬事己れの欲するま


夏日
知春

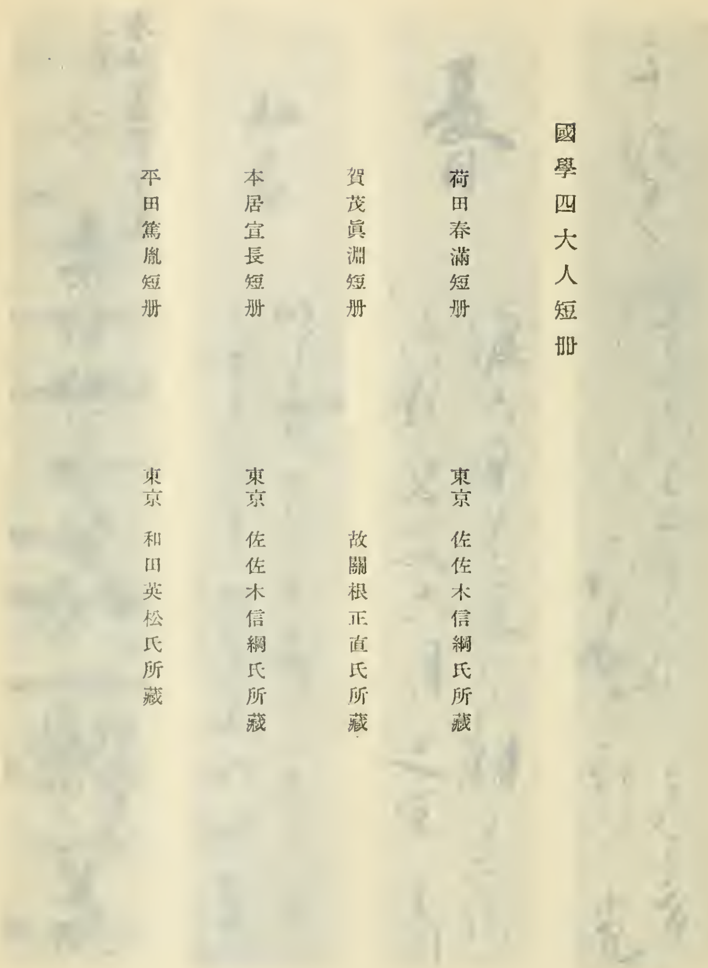
平田篤胤短冊

本居宣長短冊　東京　佐佐木信綱氏藏

賀茂眞淵短冊　故[illegible]氏所藏

荷田春滿短冊　東京　佐佐木信綱氏藏

國學四大人短冊



國學四大人短册

荷田春滿短册　東京　佐佐木信綱氏所藏

賀茂眞淵短册　故關根正直氏所藏

本居宣長短册　東京　佐佐木信綱氏所藏

平田篤胤短册　東京　和田英松氏所藏

の下に彼を八丈島に流したが、三宅島に寄港の際彼は病死した。

國學の勃興
荷田春滿

かくて京都にも江戸にも尊王論の鼓吹者が現れたが、同時に注意すべきは國學の勃興である。國學者としては既に元祿時代に契冲阿闍梨を出したが、やがて荷田春滿京都にあつてまた古典の學を唱へ、國學は先づ上方に於いて興つた。ついでその養子在滿江戸に下つて田安宗武に仕へ、こゝに國學は江戸にも地歩を占むることゝなつたが、その退隱するに及んで推薦せられた門人賀茂眞淵であつた。いはゞ江戸の國學は實に眞淵によつて盛になつたのであり、萬葉集の研究の如きは尤も多く彼によつて普及せられた、その門人に村田春海・加藤千蔭等あり、歌文に長じたのみならずまた優麗なる上代様の書を善くした人々である。

賀茂眞淵

本居宣長

しかし眞淵の門下にして最も國學に貢獻した人は伊勢松坂の醫本居宣長である、彼は古事記傳の大著を公にし、古神道を鼓吹し、我が皇道の復興に於いて當時の中心人物となつた。その門弟甚だ多く、子大平・春庭またよく家學を繼いだ、そして熱烈なる古神道の鼓吹者平田篤胤は彼が歿後の門人として有

平田篤胤

柳子新論

つた、地理・數學にも通達し、江戸に出でゝ兵學を教授したが、柳子新論を著して大に時弊を論じ、皇室の尊ぶべき所以を述べ、武門天下を私して以來皇室の衰微したまふことを憤慨した。その卓論に服する者も少くなかつたが、上野國小幡城主織田信邦の家老吉田玄蕃は大貳を信ずること厚く、信邦に勸めてその顧問たらしめ、藩政の改革を行つたが、玄蕃と軋轢してゐた家臣が、玄蕃・大貳謀叛の企ありと讒し、玄蕃が罪せられたことが、端なくも江戸町奉行の耳に入つた。

藤井右門

折しも京都から大貳の許に寄寓してゐた藤井右門頻りに幕府の專橫を憤慨したことに端を發し、幕府は大貳・右門をはじめ平生交際せる人々を逮捕した。もとより謀叛などの證跡はなかつたが、幕府に對し容易ならぬ言說を吐いたことではあり、かゝる說が諸大名に波及してはと、幕府は二人を嚴科に處するに決し、明和四年八月遂に大貳は死罪、右門は獄門と定まり、織田氏は祿を減せられ、玄蕃等も連坐の罪に處せられた。

大貳右門刑せらる

式部八丈島に流さる

竹內式部も別に大貳と關係があつたのではなかつたけれど、もと同說を唱へたのであるから幕府は、之を機として式部が、伊勢から京都へ行つたのを口實とし、構場所に立入つた罪名

に背くものは親兄弟でも誅するのが我が國の大義であると論じ、天子をはじめ學問を勵めば天下歸服して將軍も大政を奉還するに至るのであるといつてゐる。公家堂上の人々は、こゝに尊王論の鼓吹者を得て、その門に入るもの甚だ多く、中には天皇の近臣もあり、式部の說は叡聞に達するに至つた。遂に幕府に對し憚らねばならぬことゝなり、寶曆九年京都所司代から、堂上の風儀を亂したといふ口實の下に、式部は京都以外に追放された。

式部京都を追放せらる

京都に於ける尊王論はかくてその種子を山崎闇齋によつて下され、こゝに竹內式部によつてその芽を出した、それが後ち外國關係が緊迫すると共に全國に擴がり、明治維新を見るに至つたのである。竹內式部については、嘗て故星野恒博士が廣橋兼胤卿記を始め當時の日記記錄によつて硏究された竹內式部君事蹟考があり、史學雜誌第十編に山縣昌藏氏の「寶曆に於ける竹內式部事蹟考」があつて、兩氏の辯駁論難がまた同誌第十編に載せられてゐる。

山縣大貳

竹內式部と同時に山縣大貳が江戸に於いて大義名分の論を公にしたのは、幕威の盛であつた時代に好い對照である。大貳はもと幕府の甲府與力であ

吉宗の施設次第に破壞せらる

京都に於ける學問の興隆

竹内式部の大義名分論

吉宗の力により緊張した幕政もこゝに弛廢して來た、例へば老中から却つて側用人に賄賂を贈るやうなことになり、總べて側用人の意見によつて決する程であつた。風俗は亂れ、奢侈は長じ、幕府はまた財政の窮乏を訴ふることゝなつた。これについて財政整理の方法として、檢地をやり直し、隱田のないやうにして租税を取上ぐることゝし、少しく財政を回復したけれども、側用人の專權は吉宗の施設を次第に破壞し去つた。

之に反し朝廷に於いては元祿以來公武の調和によつてその勢力忽ち加はつた觀を呈した。尤も吉宗以後朝幕の間多少疎隔するところあつたが、その間に京都に於ける學問の興隆は優に江戸と拮抗することを得、公家堂上の人人にして、有職故實に通じ、學問に造詣深きもの少からず、且つ山崎闇齋の學派起つて後、大義名分論漸く勢力を得來り、こゝに京都縉紳の間にその導火線となつた人が竹内式部である。

式部はもと越後の人で、山崎派の學者玉木葦齋に從ひ、神儒の學を研究し、且つ軍學などにも達してゐた。その說くところは堂々たる大義名分論で、天皇

將軍の威權に影響するといふ考から、成るべく自から政治を執ることゝし、御側衆の如き奥向きの輩のみを用ゐたことが、この後二たび元祿時代のやうにまた側用人政治となり來た所以でもあつた。これは有爲英明なる吉宗にして始めて善く行ひ得らるゝのである、家重の如き優柔にして疳癖强き將軍は確かりした輔佐の老臣に信頼しなければならなかつた。吉宗は隱居するや、

老中松平乘邑

松平乘邑を老中に任じた、乘邑は大岡忠相が感服した程の偉い人物であつた、この人を將軍につけて置けば安心だと吉宗は思つてゐたのである。然るに幾くもなく乘邑が家重及びお側衆の人々と衝突して退けらるゝことゝなつたのは、德川氏のために不幸であつた。家重は内行修まらず、惰弱なりしに反し、弟田安宗武は學問もあり品行も方正なので、衆望が歸してゐたから、乘邑は寧ろ心を宗武に傾け、將軍廢立の意があつたなどゝ書いたものもあるが、無論根據のない俗說に過ぎない。

將軍と老中との疎隔

この後側用人大岡忠光獨り將軍の信任を得、老中など將軍に謁しても、忠光の仲介によつて僅に用を辨ずるといふ有様、將軍と老中との間自然に疎隔し、

吉宗の諸大名優遇

であり、もし將軍に世嗣のない場合には、また入つて將軍家を繼がしめんとしたのであつた。彼はまた一門のみならず諸大名にも優遇の方針を取り、減祿せられたるもの甚だ少かつた、從つて田安・一橋兩家に領地を與へんには、三家との權衡もあり、且つ内々その家格を三家以上とせんがために此擧に出でたのであらう、後ち家重また次子重好をして淸水家を立てしめ、併せて三卿と稱することになつた。

吉宗の隱居政治
九代將軍家重

次に吉宗が家康を眞似たことは隱居政治であつた。延享二年世子家重三十五歲となつたので、彼は家重に將軍職を讓り、自から西の丸に移つて大御所と稱し、矢張り政務に關係してゐた。家重は癇癪強く、世に癇癪公方といはれた程であつたが、次子田安宗武は英邁篤學の人で、世人にも望を囑せられたけれど、吉宗は嫡庶の順を更へない意見なりしのみならず、家重の子家治の聰明なるを愛し、その早く職に上らんことを欲し一ト先づ家重に職を讓つたかとも思はれる。しかし不幸にも彼は寬延二年六十八歲で薨去した。

吉宗薨ず
實力そのものゝ將軍

吉宗は眞に實力そのものゝ將軍であつた、老中等の權力餘り強くなつては

る諸地方に於ける都市の發達に伴ひ、交通また著しく發達し、その間には助鄕制の問題等も漸く複雜になつて來た。こゝに附け加へて置かねばならぬのは、吉宗が一般に且つ定期的に全國人口調査を行ふ例を開いたことである。

助鄕制

人口調査

彼は享保六年令を下し、初めて日本全國の人口總數を調査せしめ、武家方に屬するものを除いて凡そ二千六百六萬餘人の數を得、それより五年を經て享保十一丙午の年再び人口調査を行つて二千六百五十四萬餘人の數を得、その後は每六年卽ち子年と午年とに人口調査を行ふの例となつた。その調査の結果について見るに、增殖の割合寧ろ甚だ遲々たりしことが知られるが、人口問題はまた封建武家時代の考察に注意すべきことである。

三卿の取立

前にもいつた通り、吉宗が一も二も家康を法としたことは總べての方面に現れてゐるのであるが、家康が尾州・紀州及び水戶の三家を取立てた先例に倣ひ、吉宗は新たに田安・一橋兩家を取立て、二男宗武・三男宗尹に別に城地を與へずして江戶に邸宅を構へしめ、十萬石並の廩米を賄料とし、連枝といふ格で諸大名以上の特別待遇を加へた。これは家康の三家取立に一步を進めたものの

とは卽ちその反影である。要するに德川時代は商人階級の發展時代である、彼等は武士の困窮に反し奢侈の中心となつて贅澤を盡した、武士に對する金貸借の關係の如きは、その勢力の既に侮るべからざるを示すといつてよい。享保十一年江戶入津の諸貨物は、米八十六萬餘俵・酒七十九萬餘樽・味噌二千八百餘樽・醬油十三萬餘樽・薪千八百萬餘束、炭八十萬餘俵・水油九萬餘樽・鹽百六十七萬餘俵・木綿三萬六千餘箇(一箇百匁入)其他と記されてゐる、以て近世都市的發展を窺ふに足るであらう。

江戶の町火消

從つて江戶の區域もだん〳〵擴張した、そして火災の起ることも頗る頻繁であつた。吉宗はこれまでのやうに在府の諸侯に消防を命じた外に、大岡忠相の議を用ゐ、いろはの三字を除いて伊呂波順に組々を設け、町火消の制を定めて之を各所に配附した、されば此の後大名火消と町火消との間に消し口などの事で度々爭論が起つた、加賀鳶の一件はその有名なものゝ一である。

商工業都市の出現

また全國に於いて城下町にあらざる都會、美濃岐阜・伊勢松坂・四日市、近江大津・長濱等が純粹の商工業都市として現れたことも注目に値する、そしてかゝ

切り金

府は金銀出入の公事を取り上げずと令してその救濟を講じたところ、大小名以下債務を果すもののなく、よし之を訴へ出ても、切り金と稱し、貸主の損となつた前にいつた山下幸內上書にも之を論じてゐる。從つて商人の方でも借主を信用しなくなり、最早融通して呉れぬ始末、また養子をするにも素性や人物はこれを問はず、持參金の多いものを撰ぶやうになつて、こゝに旗本や御家人株の賣買が起つた。吉宗は之を嚴禁したけれども、その風止まず、遂に誰も之を怪むものがなくなつて了つた。さればこの後ち名は旗本であつても、その實は町人もあれば百姓もあつた。昨日まで兩刀を帶びた武士で、今日は町人となり果つるものも少くなかつた。

旗本御家人株の賣買

かく武士が困弊して來ると、役人の中には私曲を行ひ、賄賂を貪るもの多く、地方では苛斂誅求を事として勢力なき百姓を責めはたり、ます〳〵疲弊せしめた結果、遂に百姓一揆が起ることゝなつた。德川實紀によれば、百姓一揆は既に享保のころより次第に諸方に現れてゐる。この間にあつて、漁父の利を占めたものが實に商人であつた。江戶をはじめ次第に都市の繁榮を來したこ

百姓一揆

商人階級の發達

家格引上げと帶刀御免

富豪の勢力と士流の生活難

藏米札差

時恒例の進物、若しくは諸役人への賄賂など非常の多額に達し、また同じく財政の困難を訴へざるを得なかつた。五代將軍綱吉が前田綱紀の邸に遊ぶや、綱紀は金百萬兩を消費し、之が回復に苦心したのを見ても、その一般が推されるであらう。それで幕府は直領の富豪に御用金を命じ、その賞として家格を引き上げたり、帶刀を許したりした、そしてだん／＼富豪の勢力は隱然加はつて來た。之に反し、士流にあつては、旗本をはじめ諸藩の士に至るまですます生活難を訴ふるやうになり行き、祖先以來の俸祿を以て一家を支ふることが殆んど出來なくなつた、例へば五十石取りの人が、質素なる時代にはさして生活に困難でなかつたが、時代につれて奢侈に流れ、物價も上つて來て、到底昔日の如き生活をなすを得ないのは當然であつた。

殊に吉宗の時代のやうに米價の下落甚しくなることがあれば、一層困難となり、旗本の諸士は藏米の札差に前借を申込み、中には數年分に及ぶものもあり、之がために彼等の逼迫ますく加はり、遂に高利の金を借り入れて一時を凌がねばならぬやうになり、たゞ借財が嵩むばかりであつた。享保の初年幕

お定め相場

遂に幕府はお定め相場なるものを始め、僅に米價を維持することを得た。それで貨幣は如何に良好であつても、物價騰貴を免かれざることが諒解せられ、

文字金の鑄造

元文元年に至つてまた文字金といふ粗惡なる貨幣を鑄造した、そして折角前代に於いて苦心した惡貨改鑄は全く水泡に歸し、一層劣惡なるものゝ流通を見ることとなり、遂に慶長の古制に復することを得なかつた。

幕府財政の困難次第に加はる

吉宗の如き有爲なる將軍の時代ですら既にかくの如しとせば、吉宗以後の時代に、ます／＼財政上に困難を加へ來るは當然である。もし少しでも紀綱弛んだならば、直に政治の頽廢となり財政の紊亂を見るに至るであらう。一言以て之を蔽へば、武士階級の困窮は最早救ふべからざる境遇にまで推し進められて來たのである。土屋喬雄氏はその著封建社會崩壞過程の研究に於いて代表的諸侯の財政困難を詳述し、經濟學論集第八卷「德川幕府の財政狀態の變遷」に於いて幕府の經濟的基礎の動搖を明かにされてゐるが、實は幕府の

諸大名の財政困難

財政のみが困難となつたのでなく、諸大名にあつても參勤交代と、江戶在府に莫大の費用を要し、且つ江戶城門の警衛消防その他の公役に服し、幕府への臨

足し高

考)。吉宗はまた足し高といふことを始めた、それは三千石の役高の處に千石の人を任ずる場合には、從來そのまゝ二千石を加增し、都合三千石の世祿となつたが、この後は役人としての增俸に改め、その役を免ぜらるれば舊の千石に復するのであつた。

大坂堂島の米相場開始

曩きに六代將軍家宣が新井白石の建議により改鑄した貨幣はその質こそ良好であつたが、鑄造高餘りに少かつたため、元祿以來の惡貨を悉く引替ふることが出來ず、且つ人々新貨幣を貯藏するもの多く、價格ますます騰貴し、物價いよいよ下落し、藏米を以て俸祿とせる旗本の困難は見るも氣の毒の有樣であつた。吉宗はその救濟策として大坂堂島に米相場を開かしめ、米價の下落を防がしめたが、これも當時の名奉行大岡忠相が米商會所の事を調べて公許することゝなつたのである(經濟大辭書幸田成友博士「米相場」の條參考)。

然るに享保十七年に中國より西國にかけて不作であり、東國から米を送つたけれど、一時米價非常に騰貴して世間一般に困難した、これは畢竟相場師等が買占めをやつたためであるといひ、大坂では相場師の家を襲ふ騷動となり、

唱へてゐた。そこに國學者荷田春滿を出したのである、尊王論漸く勃興し來らんとするに際し、公武の關係がかく遠かつて行つたのは、やがて寶曆事件を生ずる所以である。

財政問題

吉宗はかく文武の奬勵・風俗の匡正・士風の振興、着々その功を收めたが、この時代に於いても引きつゞいて難局に遭遇したのは財政問題であつた。享保三年の大風雨をはじめ、同五年より六年にかけて江戸に大火があり、幕府の財政また窮迫を告げた。吉宗は之が對策として、同七年一萬石について百石づつ諸大名に上米を命じ、その代りに參勤交替の制を改め、その在府の期從來一年なりしを半年に短縮した。尤も諸大名は江戸にある間莫大の費用を要したから、却つてこの事を喜んだといふ。然るにこれは家康以來の祖法を變じたのであつて、幕府の威嚴に關するから、同十六年に至り吉宗はまた舊制に復した。この上米の事は當時財政の困難を告げてゐた諸大名にも之に準據するものを生じ、藩士の俸祿を一部引き上げてその役を寛くする事も出て來た、いはゞ幕府はその蛹を作つたのであつた(幸田成友博士著日本經濟史研究參

諸大名に上米を命じ一時參勤交替制を改む

康熙字典圖書集成の輸入

陽の古文書採訪」參考)。また支那から康熙字典・圖書集成などの辭典叢書類を齎らさしめ、大に我が文運を進めたことも注意すべきであらう(近藤守重著右文故事參考)。

吉宗の朝廷に對する態度

以上の敍述によつて大體吉宗の施政は第一に祖法を復興し、實力ある政治を行はんとするにあつたことが知られるであらう。これは幕府をして武家の本質に歸らしむる所以であつた。彼は朝廷と衝突して幕府の威嚴を示さんとすることもしなかつた代りに、敢て朝廷と融和親密に力めようともしなかつた、いはゞ當らず障らず敬遠主義を執つたのである。これまで將軍の法會が勅會に准ぜられて萬部讀誦があつたのも、謙退して千部に減じ、代替りの攝關東下をも辭し奉り、武家のことは武家だけでやり通すといふ方針に出でた。

宇佐奉幣の復興

さりとて吉宗は朝廷を尊崇する念が薄かつたのではない、宇佐奉幣の復興をはじめ、朝廷に奉ずるところ少くなかつた。

京都に於ける學問の復興と尊王論

翻つて當時京都に於ける學問の興隆を見るに、山崎闇齋の學多く公卿の間に勢力あり、伊藤仁齋の堀川塾にはその子東涯家學を繼ぎ、三宅尚齋の如きまた門戸を張つて盛にその學を

産業奬勵

備へ、又は櫨を植ゑて其の實から蠟を製造せしむる等、その産業奬勵は目を驚かすばかりであつた（徳川時代の經濟狀態や經濟政策の推移一般については、本庄榮治郎博士封建社會の研究・土屋喬雄氏封建社會崩壞過程の研究等參考）。

古典歷史の研究

吉宗はかく實學を尊び産業を盛にすると共に、有職故實をはじめ古典歷史に關する研究もまた決して忽諸に附してゐたのではなかつた。

武家の故實研究

たゞこれまで專ら公家の有職を研究したのであつたのを、この後は武家の典例や武術の故實を研究するを旨とし、小笠原氏・伊勢氏などから弓馬の祕事を徵し、その沿革を調査して之が典故を定めんとしてゐる。

弓馬始と流鏑矢の儀再興

その業遂に成就しなかつたけれど、江戸城內の吹上で弓馬始め、流鏑矢の儀などを再興して、後々まで之に準據せしむることにした、そして、旗本諸士をはじめ靡然として尙武の風に化し、武藝堪能の人々も輩出するに至つた。

和學御用掛

しかも一方に於いては奧右筆下田師古を和學御用掛とし、我が國の古書記錄を蒐集せしめてその校正を命じ、また

關東古文書の採訪

靑木敦書をして幕府直領の關東諸州を歷巡して古文書類を採訪せしめた、武州文書や相州文書はその一部である（歷史地理第五十一卷相田二郎氏「靑木昆

天文臺

殖産興業の奬勵

新田畑の開發

米將軍 東海廻りの海運

砂糖の製造

甘藷先生

めて自から之を試みたこともあり江戸神田佐久間町に天文臺を設けた、この天文臺は後年淺草に移された。

同時に吉宗が大に注意し奬勵したものは實に殖産興業であつた、中にも新田畑の開發に盡力し、山野芝地は勿論、海邊の出洲又は内川に至るまで、開發せられたものが非常に多かつた。耕地面積に就いて見ても、秀吉の時代には日本全國に千八百萬石餘、即ち約百五十萬町であつたのが、享保年間の町。歩。下。組。帳。によれば二百九十七萬町餘となり、二倍に近い増加率を示してゐる。從つて米穀の産出非常に増加し、米價下落し、却つて迷惑した程である、世に吉宗を米將軍と稱してゐる。それに河村瑞賢によつて東海廻りの海運が通じ、奥羽地方の米穀等を江戸に輸送することになつたため、米價更に下落し、豐年であつても農夫は一歳の費用を辨ずることが出來なかつたといふ。また當時砂糖の製法未だ識られず、たゞ舶來品のみを用ゐてゐたが、吉宗はその製法を調査して多く輸入を防いだ。その他甘藷先生の名を得てゐる青木敦書に甘藷の苗を薩摩から取り寄せさせ、之を諸國に頒つて、栽培せしめ、以て凶歳の用に

學者を使ふ人

採用し決して前代のやうに特に一人のみを信任しなかつた、學者を信ずるといふよりは寧ろ學者を使ふ人であつた。當時江戸にあつて拮抗しつゝあつた林家の朱子學派と荻生徂徠の古文辭學派が互に自說を主張したのに對し、吉宗は頓着なく一樣に之を待遇してゐる。

實用の學を奬勵す

また大に實用の學を奬勵し本草學者稻生若水の編した庶物類纂を加賀藩から召し、藥草その他を舶載せしめ、人參などをも醫藥に用ゐしめた、大和松山の森野藥園の如きは、この時代に開かれたものである（上田三平氏著日本藥園史の研究參考）。

養生所

彼はまた大坂の醫師古林見宜を召して醫學を講せしめ、且つ江戸小石川に施藥院を設けて養生所と稱し貧民を救療することゝした。

蘭書の禁を弛む

次に吉宗の功績としてこゝに擧ぐべきは、蘭書の禁を弛めたことである、彼は耶蘇敎に關した書籍を禁ずるに止めて、學藝・醫術等の洋書を舶載するを許した、これは學術の發展に一期を劃したもので、後ち對外問題起るや、世界の大勢に通ずる人々を出したのは多くその爲めといつてよい。

西川如見を天文方とす

その他天文曆術にも心を用ゐ、遠く長崎から西川如見を召して天文方となし、渾天儀を造らし

の生ぜんことを虞れ、家康以來の習慣法を集め、先例を調べて之が規定を作らんとし、老中松平乘邑を總奉行として御仕置御條目を定めしめ、三四年を經て漸く完成を告げた、それが御定百箇條又は單に百箇條といはれるもので、後ち松平定信によつて修正を加へられ、世に行はれてゐる。

御定百箇條

また風俗の匡正といつてもこれまでは町人などに令するに止まつたのを、吉宗は更に擴張して嚴しく旗本の諸士を戒飭し、且つ甲府城を幕府の直轄とし、小普請の旗本にして不品行のものを撰り出して永住せしめ、甲府勤番と稱した、いはゞ體裁のよい流罪であつた。さればこの後旗本の諸士にして不品行のものあれば一旦小普請入を命じて後、甲府勤番とした。

旗本の戒飭

甲府勤番

小普請入

かくて吉宗は武道を鼓吹し風俗を匡正するに力を盡したと共に、學問の奬勵に於いても大に心を用ゐた、たゞ從來盛んであつた文學的の學問よりも、先づ修身齊家を學問の第一義とし、室鳩巣に命じて六諭衍義を國文に譯せしめて寺子屋に頒たしめ、一般に之を普及せしめんとした。又吉宗は役人の任用に各その所を得しめたのと同じく、學者に對しても、採つて用ゐるべきは之を

修身齊家を學問の第一義とす

大岡忠相の登庸

に用ゐるに足るべきものを用ゐたのである、彼が大岡忠相を山田奉行から一躍江戸町奉行に拔擢したる如きは、實に最も好い一例である。忠相は名奉行の模範とまで稱せられる人であり、所謂大岡裁判は、如何にも常識的で當を得た判決の代名詞となつてゐる。

大岡裁判

尤も講釋師などの大岡裁判物語はたゞ面白く作爲したものの多く、もとより歷史的價値を有しないのはいふまでもない（古。今。史。譚。に天一坊一件の實說が收められてゐる、なほ沼田賴輔博士著大。岡。越。前。守。にも彼の事蹟が述べてある）。

天一坊一件

或は有司の中には、吉宗の改革振を見て前代の施設が何事も惡いやうに考へ、かの長崎に於ける外國貿易に關する正德の新令すら之を廢せんとするに至り、その事吉宗の耳に入るや、親しく之を判決し、舊に從ひて勵行せしめた、吉宗が如何に明快なる頭腦を以て幕政の改革緊張に當つたかが知られる。

正德新令の勵行

吉宗の政治は實に家康の祖法に復し、これまで弛廢してゐた幕政を緊張するにあつた、彼は舊來の慣例など漸く忘れらるゝを見、殊に斷獄の如き、未だ成文律とならなかつたため、奉行がその意のまゝに判決し、從つてその間に弊害

幕政の緊張

享保の治
庭番
目安箱
山下幸内上書
鷹狩はまた民情視察の爲め
五代將軍時代の人物起用

を用ゐ侍女の數を減じ、費用を省く等、率先之を實行したので、風俗殆んど一變するに至り、幕政は大に振興した。それで世に享保の治といつてゐる。

吉宗はまた下情の上達を謀り、庭番といふ隱密役を置いて、これに世上の出來事を聽き、施政の參考に供し、且つ言路洞通のために評定所の腰掛に目安箱を出して、誰でもいひたいことを書いて之に入れしむるやうにした。有名なる山下幸内上書は實にこの目安箱に入れた謙信流軍學者山下幸内の陳狀である。これに關したことが兼山麗澤祕策にも見えてゐる。それに吉宗が時々鷹狩に出たのは、たゞ武藝奬勵のためばかりでなく、民情視察の上にも大に都合がよかつた。老中の如きその下問に對して屢〻面喰つたといふことである。

吉宗は前代の老中間部詮房を退けたが、同時に前代の失敗者を漸次採用したかの柳澤吉保と共に家宣に罷められた松平輝貞をまた老中側用人に任じたことは世人の一驚を喫したところである。尤もこの輝貞を登用した吉宗の眞意はさきに好意を盡されし恩を返したといふまでゝ、綱吉の時代に虎の如く勢力を振つてゐた人も吉宗の前には猫の如く働いたのである。要する

張せんとしたのである。彼は七代將軍家繼の時代に羽振をきかした老中間部詮房等を罷め、新井白石を退け、家宣の建てた中門を毀ち、幕府の服制なども すべて舊に復した。また從來將軍の代替りごとに江戸大奧の女中からは別に誓紙を出さしめなかつたが、彼は女でも誓紙を出さねばならぬといつて之を徵し、且つ代替りの武家諸法度も、白石の作つた新令を止めて、さきに林鳳岡の筆に成つた天和のものを採用した。

間部詮房新井白石を退く

また吉宗は鷹狩を再興して士風の振興に力め、家康がこの遊を好んでゐたやうに、吉宗も鷹將軍と呼ばれた程屢々之を試みた。殊に享保三年武州戸田で催した追鳥狩の如きは進退駈引すべて軍陣の法に則つて施行し、翌年砂村新田の海で徒士の水練を行はしめるなど、如何に武道を奬勵するに意を用ゐたかゞ窺はれる。しかし風俗の矯正こそは彼の緊急と認めた事であり、質素儉約令の勵行に尤も努力した（史。學。雜。誌。第三十七編西田直二郎博士「日本近世の奢侈について」參考）、かの武家諸法度を諸大名に頒ちしときにも、第一に儉約を守り、領內の富裕を圖るべきを達し、自から木綿の衣服をつけ、夏は麻の羽織

鷹狩の復興

鷹將軍

追鳥狩

徒士の水練

質素儉約の令

吉宗自ら綿服を用う

第九章　新武家時代の五

第六　德川時代の三

（ハ）幕政緊張時代

八代將軍の武家主義

八代將軍吉宗は紀伊に封せられた賴宣の孫である、一時別家して越前に三萬石を領してゐたところ、兄賴職病氣のため、入つて宗家を嗣いだが、こゝに至つて將軍となつた、されば、その下情に通じたことは、老中なども驚いた程であつたといふ。　彼は元祿以來上下共に風俗奢侈に流れて士風の廢頽せるを慨し、之に肅正するを急務とし先づ質素節儉を奬勵して根本的改革に着手した。

權現樣御定の通り武士は武士らしく

次に公武調和の氣風幕府に滿ちて、儀式典禮など公家風に準據せるもの多きは、また風俗匡正のためにも大に不利なりとし、彼は家康以來の祖法に復すといつて「諸事權現樣御定之通り」を口癖にしてゐる。　武士は武士らしくせよ、公家の眞似などをするに及ばぬといふ武家本位の見地に立つて、彼は幕政を緊

白石の著述

藩翰譜

西洋紀聞と

采覽異言

東雅

武調和の方針こゝに一變し、また武家主義の復興を見るに至つた。

この後白石は幕府の顧問を退いて、專ら著述を事とした、その一代の業績は當時の學者に一頭地を拔いてゐるといつてよい。前に擧げた著述の外に有名なるもの二三を數ふれば、藩翰譜は流麗なる筆致を以て三百諸侯の事蹟を述べたものであり（史學雜誌第二編日下寛氏「藩翰譜考」參考）、西洋紀聞は寶永六年漂流者以太利人シドチについて世界の事を聞書したものであり、采覽異言は我が言語學史上見逃すべからざるもので、白石の學問が、この方面にまで及んでゐたことを伺ふべき書である（史學雜誌第六編上田萬年博士「言語學者としての新井白石」及び同博士著新井白石參考）。猶ほ大正十五年東京市立日比谷圖書館から東京誌料特査第一冊として編纂刊行せられた新井白石關係文獻總覽は白石の著述を研究するものに大なる便益を與へてゐる。

た。遂に靈元上皇の皇女八十宮は將軍家繼に降嫁せらるゝことゝなり、家繼の元服なども攝關家の例に傚ひて、殿上元服の式に據り、將軍宣下にも姻戚たる近衞家煕が下向した、家煕は豫樂院と稱し、槐記はその話說などを集めたものである。

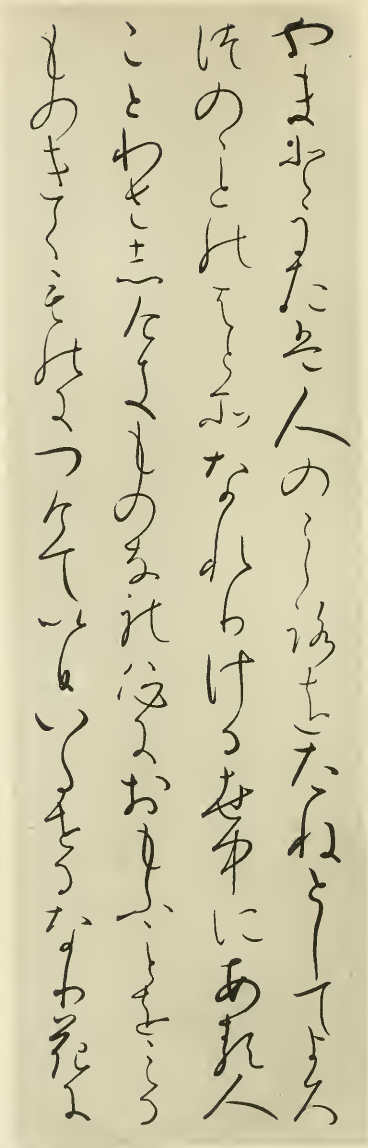
近衞家煕の東下

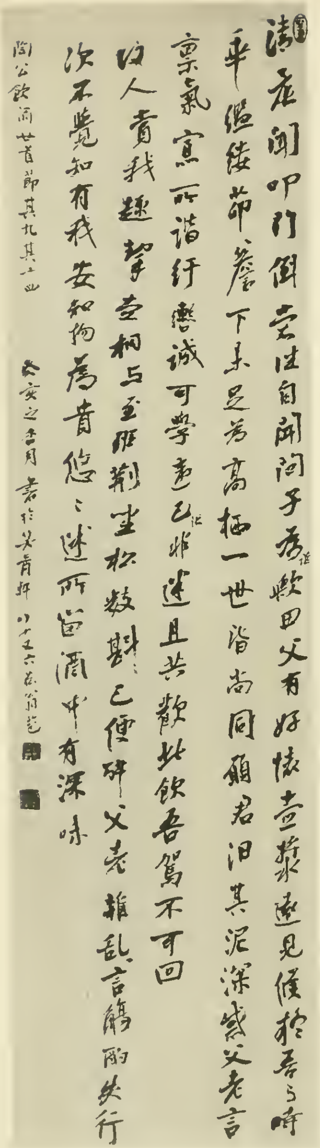
さて表面はかく太平無事であり、幕府の威勢も前代に異ならぬ有樣であつたが、內部は次第に腐敗し來り、殊に大奥の女中など婬行の風漸く盛になり、老女繪島の一件などを生ずるに至つた。尤もこの際は風俗の釐革よりも、旣に前代から着手しつゝあつた惡貨改鑄が何より急務であつたから、正德二年に之を斷行して慶長の古に復せんことを命じたが、同じく四年に至り、銀座年寄等の私曲暴露したため、先づ白石の建議によつて銀貨を改鑄した。同時にまた外國貿易を制限して金銀の流出を防ぐ必要があり、正德五年更に新令を發して之を戒めた。然るに翌六年家繼は齡僅に八歲にして薨去し、降嫁されんとしてゐた八十宮はまだ京都に御滯在のことゝて、遂に江戶に御下りにならなかつた。そして家宣の遺旨によつて、紀州家より吉宗入つて世嗣となるや、公

老女繪島一件

先づ銀貨を改鑄す
貿易制限の正德新令

吉宗將軍となる


やまとうたは人のこゝろをたねとしてよろつのことのはとそなれりける世中にある人ことわさしけきものなれは心におもふことを見るものきくものにつけていひいたせるなり


清晨聞叩門倒裳往自開問子為誰歟田父有好懷壺漿遠見候疑我與時
乖襤縷茅簷下未足為高栖一世皆尚同願君汨其泥深感父老言
稟氣寡所諧紆轡誠可學違己詎非迷且共歡此飲吾駕不可回
故人賞我趣挈壺相與至班荊坐松下數斟已復醉父老雜亂言觴酌失行
次不覺知有我安知物為貴悠悠迷所留酒中有深味
陶公飲酒廿首節其九其十四



近衛家熈筆蹟　著者所藏



貫名海屋（菘翁）筆蹟　東京　工藤壯平氏所藏

例に從ふべきであるといふのであつた。

財政の整理

しかしこれ等の典禮を改めたことよりも幕府に取つて緊要なる一大事件は、元祿以來紊亂した財政の整理であつた、それはまた折たく柴の記寶永六・七年の條に述べてある。

貨幣の改鑄

家宣は白石の議によつて勘定奉行荻原重秀をはじめ鑄貨に關係せし役人の私曲多かつたことを看破し、正德二年七月勘定吟味役をして監察せしめ、先づ彼等を罪に處して、後その職を免じた。白石は如何にしても良質の貨幣を流通させねば財政上の信用を保つことが出來ぬから、貨幣を改鑄して惡貨を驅逐するを急務とする意見であつた、たゞ當時幕府の財政困窮の際、到底理想通りに實行することが出來なかつたので、その形を小さくしても寧ろ質を良くすることに決し金銀改鑄令を下した。

外船の制限

また長崎奉行に命じて和蘭人に通商の制を與へ貨幣の流出を防ぐなど、白石の建議によつて施設するところ多かつた。

七代將軍家繼

正德二年十月家宣薨じ、子家繼嗣いで立つた、年僅かに四歲、側用人間部詮房、白石と共によく之を輔佐した、そして前代以來朝廷と幕府はます／＼接近し

新野問答

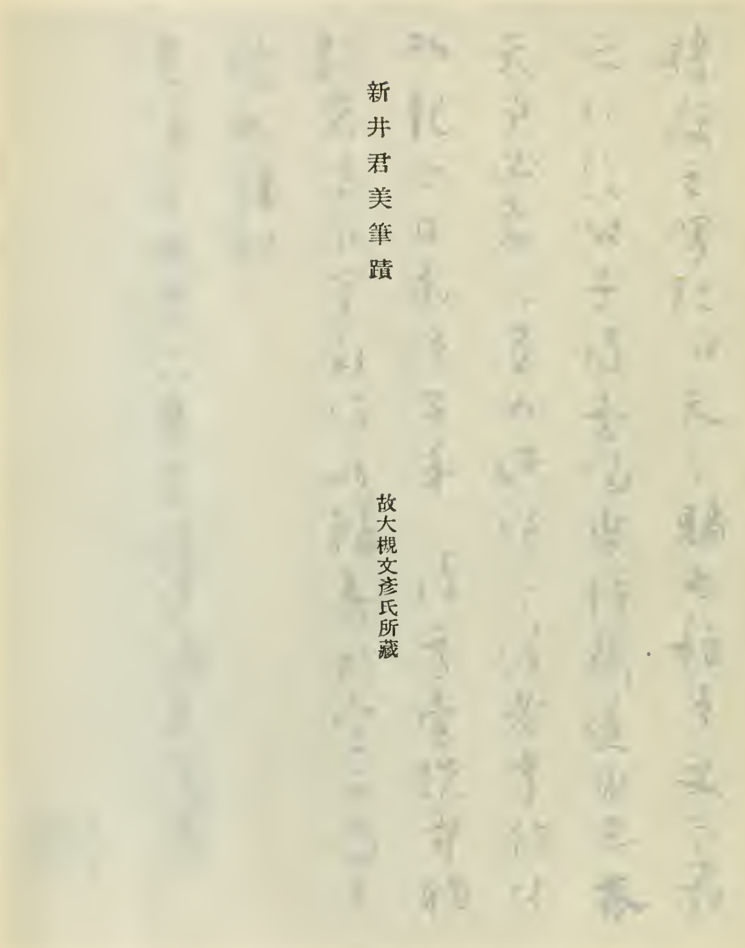
折たく柴の記

朝鮮使節來聘一件

ことで、儀式を拜觀したが、その滯在せる間公家の人々について有職故實を問うた、新野問答は當時の有職家、阿野實顯と白石の問答を集めたもので世に流布してゐる。されば白石は歸府の後も有職を以て將軍の師範役といふ格になり、林家は殆んど顏色なき有様であつた。正徳二年家綱の三十三回忌法會を營むや、家宣束帶をつけて參拜し、近衛兵仗の宣下を實行し、全く公家風の儀式を行つた。折たく柴の記は白石の生ひ立ちからの自叙傳であるが、彼はその中に幕府に獻替した事業なども記してゐる。

次に白石が關與した問題は朝鮮使節來聘一件である、折たく柴の記や殊號事略にも出てゐるが、それについて八釜しかつたのは白石が將軍の事を「日本國王」と返翰に書したことである。雨森芳洲など大に反對し、松浦儀の如きも、白石の聘禮を改めたるは當を得たれど、國王の事だけは誤つてゐるといつてゐる。白石の說では、從來の書式にあつた大君は朝鮮でその臣下に授くる稱號である、また大君といへば天皇の異稱なりといふ說もあるから、今之を廢して、鎌倉時代以來外國から天皇を日本天皇と申し、將軍を日本國王といつた先

將發之際犯以天之賜也結其交而哉
之於後公子得志俱曾伐衛遂取五鹿
天子必為之君也然後乎隆眷者待以
入報之日豪從子弟之後為壹洗其陋
於茶讌而筆削陋以釋其於堂上為未
晚也謹記
享保辛丑夏六月北山後學源秉美書



新井君美筆蹟

故大槻文彦氏所藏

有職故實の尊重と近衞基熙の東下

之を調査して幕府の禮式を定めんとの考から、その夫人の父であり、古典に通じてゐた近衞基熙の東下を乞ひ、その教を受けた。基熙江戶に下るや、その待遇甚だ厚く、時々登城して日本書紀や源氏物語などを講じ、その意見によつて幕府が故實典禮に悖れるところを改めたこと少くなかつた、例へば武家の服制を改めて堂上家と同じくし、從來幕府になかつた中門を取立て、また大成殿參拜の式にも餘程變革を加へた、その滯留も三年の久しきに及び、德川時代に於ける公武の調和は、實にこの時を以て極に達したといつてよい。

公武の調和

閑院宮御取立

基熙はこの間朝廷のためにも盡した、閑院宮御取立の一件の如き、中御門天皇の卽位式に恒例以外幕府より金帛を獻上したる如き、皆その力であつた。從來皇子が御誕生になつても、立坊の御方以外は皆法體とならるゝ慣例で、天皇も遺憾に思し召されてゐたのであつたが、基熙の周旋と白石の盡力とによつてこゝに閑院宮御取立となつた、後ち光格天皇は閑院宮より入つて大統を繼ぎ給うた御方である。基熙はまた中御門天皇の卽位式を拜観して本朝の故實を知るやうにと白石に勸告した。白石は上洛して、攝政家の家來といふ

白石の上洛

となり、獻替するところ甚だ多かつたが、こゝに至り白石はこれまで幕府の顧問として信任せられた林鳳岡と衝突しはじめた。先づ鳳岡から上つた綱吉の石槨に入るゝ銘文に反對して白石が之を改めたるが如き、またこれまで幕府の禮式で古典に違へるものもあつたので、白石が命を奉じて之を調査したるが如き、鳳岡は白石に一籌を輸してゐた。殊に將軍の代始めに諸大名に下す武家諸法度は綱吉の時代に鳳岡之を改め草して上つたのであるが、新たに白石をして之を草案せしめ、且つ副ふるに新令の句解を以てしたことなど、林家に取つては一大打撃であつた。

白石と鳳岡との衝突は次の代まで引きつゞいた、そして八代將軍吉宗の時代に入つて白石が排斥せらるゝまで林家の不平は思ひやらるゝ程であつた。白石は元來史學にも通じ、既に家宣が藩邸にありしころ、讀史餘論を講じて我が國政治の變遷を說き、後ち古史通を著して我が古代史の研究に一歩を進めたなど、經學一點張りの人でなかつたのみならず、經濟方面にも識見を有してゐた。されば家宣の政治は餘程綱吉と趣を異にした、家宣は有職故實なども

に大なる注意を要する。

寶永山の出現

綱吉の晩年はかくて終を告げんとしたが、元祿十六年の冬以來大地震火災打ち續き、年號も寶永と改まつたが、四年十月また震災あり、十一月に富士山噴火し、その半腹に寶永山といふ小山が新たに出來た。幕府はこれらの救濟について費用ますく嵩み、財政の困難その極に達して、綱吉の一代を終つたが、彼が力を盡した甲斐もなく、世嗣出生の祈禱は遂にその效驗がなかつた、そして女婿紀伊綱敎を嗣とする意があつたけれど、綱敎が元祿十六年痲疹にかかつて薨去したので、いやくながら甲府綱重の子綱豐を迎へ、名を家宣と改めしめた。

綱吉薨ず

六代將軍家宣

家宣は元來柳澤吉保父子の威福を恣にするを惡み、敬遠主義を執つてゐたが、寶永六年正月綱吉薨じ、將軍を嗣ぐに及び、こゝに元祿の弊政に向つて一大改革を行つた、まづ吉保を退け、生類憐みの法を解いて、悉く牢舍の者を放免したるをはじめ、次第に諸方面に改新の手を延ばした、その背後にあつて政務の顧問となつてゐた人が、實に新井白石である。

新井白石

彼は家宣の甲府在藩以來侍讀

が(徳川實紀・常憲院殿實錄參考)その事も都合よく運ばず、翌年二月一日遂に士法によつて切腹を命じた。その如何に幕府から同情せられたかについて、ここに一例を擧ぐれば、同志の一人寺坂吉右衛門が復仇の後直ちに國許に使し、諸士切腹後に江戸に歸つて自首したところ、旣に一件落着の後今更申し出づるは却つて公儀を輕んずるものであると、全然その罪を問はなかつた。當時の學者は多くこの義擧を賞賛し、林鳳岡の如きは詩を賦してその忠死を悼み、室鳩巣は義人錄を著してその事蹟を世人に知らしめた、たゞ荻生徂徠のみ國法を曲ぐべからずと反對說を吐いてゐる。

知行制度より稟祿制度へ

猶ほ大局から見て、元祿時代に於いて徳川幕府の治下にあつた封建武士社會は一轉機に臨んでゐたのである。封建制度の本來の原則である知行制度が漸く稟祿制度に變じて來たのはこの時代前後からである。貨幣の流通が著しく發達し、いはゆる米遣ひの社會よりして金銀遣ひの社會ともいふべきものに變轉して來たのもこの頃のことである。殊にこの時代前後よりして武士が扶持米武士といはれるやうなものになつて來たことは彼等の生活上

義擧に對する贊否

藏の話など全く俗說であり、その氏も赤垣でなくて赤埴であつた、また彼には兄がなかつたことや酒飮みでなかつたことなど、池田晃淵氏が嘗て古今史譚に考證されたところである。

さてこの事件の落着に就いてはいろ／＼議論もあつたが、綱吉は元來經學に熱心であり、忠孝の事などに心懸け、駿河の孝子に特に將軍の朱印を捺した賞狀を與へたくらゐであつたから、良雄等の忠心を感じ之を寛典に處せんとの考もないではなかつた、また當時の輿論も良雄等に同情するもの多く、老中の評定も兩樣に分れ、甲が武家諸法度の文武忠孝を勵むの條によつて之を免さんと主張すれば、乙は大勢申合せて兵具を持參したのは如何と駁し、同じく武家諸法度によつて罪に問はんといへば、甲は徒黨を結ぶ志あらば赤穗城引渡しの折に發すべきであるのに、その事がなかつたのは、これにより處斷すべき所以でないと論じ、暫らくその裁斷を猶豫してゐた。されぱとてその儘に濟ます譯に行かぬから、綱吉は內々助命の事につき上野輪王寺宮に申入れ、慣例により上野宮よりの口入によつて法律を寛めんと考へてゐたやうである

乘馬の風廢す

能樂の隆盛

赤穗四十七士の義擧

みの爲めに乘馬の風は廢れて、町駕籠流行し、武家諸法度に規定したことも行はれぬやうになつて了つた。殊に武家の式樂ともいふべき能樂が盛に行はれたことは前後に比なしといふべく、將軍自から之を演せしのみならず、能役者を旗本に列するに至つた程である。無論諸大名など自身に之を演ずることが出來ねば大に恥辱としたのであつて、武藝など全く疎んぜられ、また之を顧みるものがなかつた。

それで剛健なる士道の廢頽したことはいふまでもなく、世はたゞ粉飾された太平に醉うてゐたが、こゝに元祿十五年十二月十四日播州赤穗の浪士大石良雄等四十七士が、高家吉良義央の首を取つて舊主淺野長矩の仇を報じたことは、實に晴天の霹靂であつた。その實況は同志磯貝・富森の二人から細川家の臣堀内傳右衛門に與へた書翰に最も詳しく出でゝゐる、堀内傳右衛門は細川家に於いて義士の接伴役であつた、その預かり中に聞いて書いた覺書は、續史籍集覽に收めてある。尤もこの一件については赤城盟傳義人錄など概略を見るによいものであるが、義士に關する編著多くは虛實相半し、彼の赤垣源

柳澤吉保大老格となる

論吉保であつた。吉保は綱吉に信任せられ、その權力他の老臣を壓し、殊に生類憐みについては、彼の生年も戌であるといふので、よく綱吉の意を迎へ、遂にその偏諱までも頂戴した。元祿十一年大老格に上り、その子吉里は側用人となり、父子共に權勢を恣にした。後ち吉保が桂昌院のために從一位宣下の事を盡力し、先例なきことに成功したとて、綱吉は非常にこれを喜び、その賞として吉保に甲府城十五萬石を與へて少將に任じた。されば吉保に媚び諛ふものでなければ地位を得ることが出來なかつたといつてよい。萬事賄賂によつて左右したのである、さきに一たび振肅された綱吉の初政は殆んどその跡を潛め、財政の紊亂、風紀の頽廢いよ〳〵甚しくなつた。

元祿文藝の隆盛

しかし表面にあつては所謂元祿時代を現出し、文藝の隆盛はいふまでもなく、江戸の繁昌目を驚かすばかりであつた。その風俗の華美なる、帶の幅は廣くなり、女の袖は長くなり、華奢風流は當時流行した菱川師宣等の浮世繪によつても推測せられる。英一蝶が朝妻船を畫いて當時を諷刺したため、八丈島に流されたことは有名な話である。淨瑠璃その他の演藝も盛になり、生類憐

乾字金

は錫や鉛を入れて其質を惡くしたのであるから、誰も舊貨を新貨に引きかふるものがなかつた。幕府は舊貨の手摺れたり目減りのした分をば通用に不便であるといふ口實の下に、これを幕府に上納する場合にのみ用ゐしめて、その引き上げ策を講じたけれど、民間では何としても新貨を好まなかつたから、遂に舊貨の通用を禁じ、慶長判金の流通も見るを得ざることゝなつた。然るにこの元祿小判は薄くして且つ交せものゝ多かつたため、折れたり裂けたりして不便少からず、寶永元年更にこれを改鑄し、銀と銅とをまた多く加へてその質を硬くし、一層惡貨となつたため、却つて元祿判金を重んずるやうになつた、之を乾字金といふ(乾字金については柴謙太郎氏が歷史地理第四十五卷に論じて居られる)。また同時に銀貨をも改鑄してます／＼粗惡なるものとし、贋造貨幣に却つて質のよいものがあつたと稱せらるゝくらゐであつた。一體貨幣の改惡は封建社會の健全性が失はれた際に何處にも現れる一徴候であつて、德川時代もこの原則を免かれ得ぬのである。

この間幕府有司の私曲を營むもの多く、その中心人物といふべきものは無

いつたのを信じ、更に一歩を進めて、犬のみならず、すべての生類に及び、鷹匠を廢し、獵師狩人を禁じたため、田舍では狐狸の跋扈甚だしく、如何に田畠を荒されても手のつけやうなく、雀一羽殺して斬罪になつたり甚だしきは一寸犬に傷つけたものや、狼を打殺したものを獄門に懸くるに至り、慘酷とも滑稽とも評すべきやうがなかつた。

幕府財政の困難

かく綱吉は祈禱のため多く寺院を造つたり、生類憐みなどに無用の財貨を費したるに加へて、性質華麗を好み失費の多かつたため、實に家康以來累代蓄積せし金銀を以てしても不足を生ずるに至つた。殊に諸大名の邸を訪ふこと度々に及び、これが爲め大名にまで困憊せしむることゝなつた、前田氏の如き大藩でも、一度の訪問に御殿を新築し一切の費用百萬兩に上つたといふことである。また引續いての天災に幕府の歲入大に減じ、財政非常に逼迫を告げた。

貨幣の改鑄

遂に勘定奉行荻原重秀の議によつて元祿八年貨幣の改鑄を斷行し、不時の用に貯へてあつた大坂城分捕の金分銅など悉く鑄潰して了つた。貨幣さへ多くなれば財政はよくなるといふ經濟的低見から、金には銀を交せ、銀に

生類憐みの令

靈雲寺の建立

が出來なかつたので、隆光に祈禱を命じたところ、隆光はこゝに綱吉に勸めて生類憐みの令を下さしめ、却つて數多の人命を失ふに至つた、それは綱吉の生年が戌であつたから、犬を憐むならば子孫繁榮の修法ともなることをいひ出したのである。先づ犬の戸籍を作り、江戸の近郊中野に宏大なる犬小屋を建て、多數の犬を養はしめたのみならず、少しでも犬を傷づくれば直ちに處罰せられたので、犬が吠えつかうが嚙みつかうが、これに手向ふことが出來なかつた、もし犬を殺害したものあれば斬罪に處せられ、人々たゞ戰々兢々たる有樣であつた。されど隆光の祈禱少しもその效驗なく、更に醍醐寺報恩院の僧寛順を召し下し、護持院で大修法を行つたけれど、矢張り何たる效驗も見えなかつた、それで仁和寺の僧覺彥を關東に下らしめ、湯島に一寺を建てゝ靈雲寺と號し、祈願所としたが、これも效驗なく、芝愛宕山の住持惠戒や、京都石淸水八幡宮の豐藏坊なども亦頻りに子孫繁昌の修法を行ひしも、たゞ祈禱や造寺の費用が嵩むのみであつた。それにもかゝはらず綱吉の迷夢は尙ほ覺めず、隆光を尊信することます〳〵厚く、その子なきは前世多殺の應報であると隆光が

元祿時代の風紀頽廢

以上述べたところは、綱吉時代に於ける光輝ある方面であるが、晩年に及んではその初世に似ず、風紀漸く廢頽し、士道地を拂ふに至り、その弊政はいろいろの方面に現れた。第一側用人政治の弊、第二佛教に佞した弊、第三之に伴へる財政上の困難より生じた惡政である。側用人政治の弊は柳澤吉保登庸せられて遂に老中格となり專權を振つたことに起つた。元來綱吉は非常に孝心厚く、生母桂昌院に奉ずること甚だ厚く、何事といへどもその命これ奉せざるなく、奈良東大寺の大佛殿再興または法隆寺の修繕をはじめ、近畿地方の寺院を興隆したもの少からざるのみならず、江戸には眞言宗新義派知足院亮賢のために、護國寺を建てゝ幕府の祈願所となし、關東第一の檀林と定めた。また亮賢が推薦せし知足院の後住隆光の爲めに寛永寺同樣の大計畫の下に別に護持院を建てゝ關東新義眞言宗の大本山となし、隆光を大僧正に進めた。隆光の日記は今護國寺に存してゐる。これについては吉保が綱吉の意を迎合して周旋するところ多く、しかもその勢力を得るに從ひ私曲を營むこと少くなかつた。また綱吉はその子德松夭死せし後、一人の子なく、世嗣を得ること

大佛殿の再建

護國寺及護持院の建立

隆光

皇女八十宮の御降嫁と和宮御降嫁

譜代外樣の差別を嚴にせず

と公家とが餘程親密になつて來た。いふまでもなく公家は財政上大名の後援あるを利とし、大名は名譽のために公家と親密ならんことを欲したのである。が、幕末に至つては尊王佐幕の兩派互に相引援し、公家は之を利用して實權を得んとし、大名は之に賴つて京都に勢力を占めんとする形勢を馴致した。尤も幕府が猶ほ實力を有してゐた當時にあつては江戶猶ほ重きを成し、公武の親和は、七代將軍家繼の御臺所として靈元天皇の皇女八十宮の御降嫁を見るに至つたが、家繼早世したため遂に御東下に及ばなかつた。この事は後ち幕府の弱點天下に暴露せられた時に於いて公武合體論者の企畫した和宮御降嫁が、必ずしも朝幕の關係を圓滿にし得なかつたのと好い對照である。

幕府の朝廷に對する方針が斯く親和的になると同時に、諸侯に向つても從來の如く譜代外樣の差別を嚴重にせず、外樣でも材幹あれば幕府の役人に採用する例を始めたことは、實に德川氏の祖法を一變したものであつた。後ち八代將軍吉宗がすべて、祖法に復舊せんと力めしにかゝはらず、かく制度の上に於いて既に救ふべからざるものがあつたのである。

皇室の御復古思想

しかし當時皇室は禁中幷公家御法度によつて幕府の制肘を受けたまうたことはいふまでもない、たゞこの間に、皇政復古の御精神は既に磅礴として起つてゐた。さきに後陽成天皇は「自神武百餘代之孫」と宸筆の御書などに記されてゐる。また後水尾天皇は紫衣問題等によつて幕府と衝突したまひしこともあり、特に御自から年中行事を述作したまひ、後西天皇は侍臣に筆寫せしめたまひし記錄類に「皇統文庫」の御印を押捺せられ、靈元天皇は山崎闇齋の學說を聽きたまひ、且つ朝儀復興の事に御執心あらせられた。

公武の關係と嫁娶

諸大名と公家堂上との結婚

猶ほ公武の關係について考察するに、これまで祖法として、德川氏の女は京都の公家に嫁入ることを禁ぜられてゐたが、將軍の御臺所は家光以來攝家又は宮家の姫君に定まつてゐた、家光は鷹司信房の女を、家綱は伏見宮貞清親王の姫君を、綱吉は鷹司房嗣の女をいづれも夫人とした、これは幕府の威勢を京都に輝かしたものであるが、また大に京都と江戸との調和を助けた。從つて諸大名も公家堂上との結婚漸く盛になり、後には淺野氏の如き、有栖川宮家から御輿入があり、島津家と近衞家と婚を通ずるなど外樣大名の有力なるもの

朝廷幕府の調和

大嘗會の再興

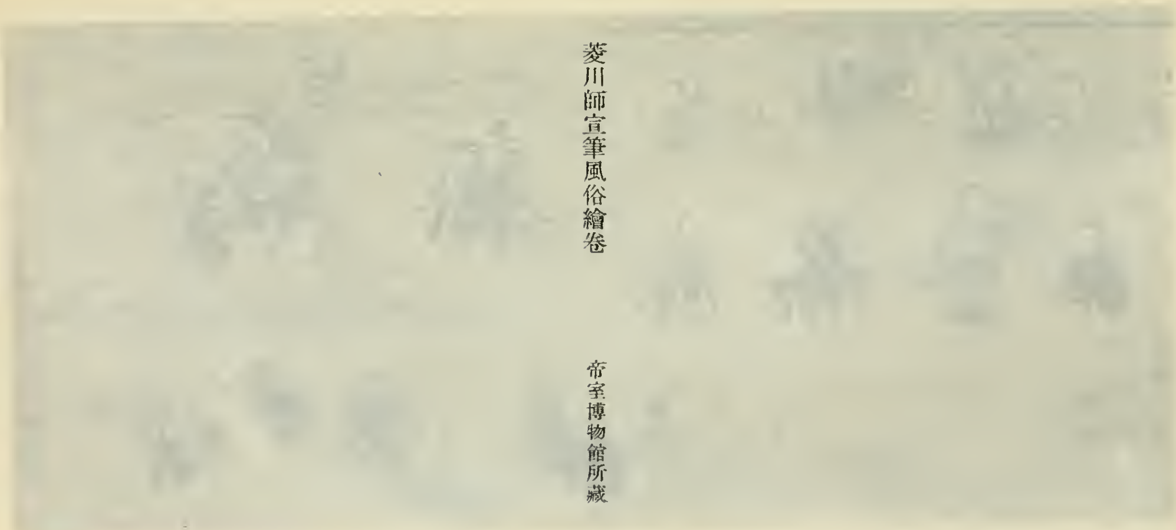
山陵の修理と細井廣澤

賀茂葵祭の復興

あり、芭蕉は俳聖と稱せらるゝに至つた、且つ彼等は多く諸國を遊歴し、俳諧は地方にも、その傳播甚だ速であつた。

綱吉が學問を奬勵して當時、文運の隆盛となつたことは、また幕府施政の方針が文弱に傾きしを示すものである、從つて京都朝廷に對する幕府の態度は、家康以來事々に制肘を加へんとしたのと餘程面目を異にし、その間極めて圓滿に調和した。例へば東山天皇の御立坊が叡慮のまゝに定まつたことや、久しく中絶した大嘗會を綱吉の奏請によつて再興せられたことや、御歴代の山陵が非常に荒廢してゐたのを幕府から修理し奉つたことなど、實に綱吉が朝廷に對する大なる奉公であつた。その山陵修理について力を盡したものは、前に擧げた細井廣澤である、彼は柳澤吉保の家臣であつたので、吉保から將軍に言上して之を實行することゝなつた。また賀茂神社の葵祭や競馬の神事等を再興したのみならず、宮中に於ける春秋二季の能樂御覽を復興し、仙洞女院をはじめ禁裡女御の御料を増し、修學院の御幸を勸め奉るなど、綱吉は好意を表し奉つた。





菱川師宣筆風俗繪卷

帝室博物館所藏

庶民階級の文化相　浮世繪　菱川師宣　西鶴と近松

しかし元祿時代に於いて考察すべき文化諸相で重要なものは庶民階級のそれであり、江戸大坂の繁華は大に之が發達を促した。浮世繪はその一である、江戸に菱川師宣出でゝより、版畫としても弘く流布し、更に獨特の妙味を發揮してゐる。また大坂には井原西鶴・近松門左衛門あり、庶民階級にも漸く文藝趣味を豐富ならしめた。門左衛門は、よく世態人情を曲寫し、之を劇に上せて淨瑠璃演劇これより盛になり、西鶴の小説は寧ろ淫猥卑陋に陷つてゐるとはいへ、筆力の雄健なる、またよく風俗人情を描出してゐる。かくて此等文藝の發展によるも、庶民階級殊に商人の擡頭はこの時代の特徴の一であり、公家や武士の外にその勢力が認めらるゝに至つた（藤懸靜也博士著浮世繪、田中喜作氏著浮世繪概説、藤村作博士著上方文學と江戸文學等參考）。

商人の擡頭

俳諧　西山宗因の檀林風　松尾芭蕉の正風　蕉門の十哲

また公家や武士の間に行はれてゐた連歌は、徳川時代に入つて漸く廢れ、西山宗因檀林風を唱へて後、俳諧ます／\流行したが、この時代に入り、松尾芭蕉正風を標榜して一世を風靡し、俳文の一體また生れたことは特筆すべきである。その門下に其角・嵐雪・許六・支考・去來・丈草・越人・凉菟・乙由・野坡の所謂十哲が

唐様の書風

當時書道に於いては、京都に近衛基熙・家熙父子和様を善くし、家熙尤もその妙を窮めた。また肥後の北島雪山は支那元明の書を學んで新に唐様を創め(史學雜誌第九編山崎藤吉氏「元祿時代の書法」參考)、その門人細井廣澤之を江戸に傳へた。

狩野派の隆盛

繪畫では、狩野探幽幕府の繪所となつてから狩野家は大に榮えたが(日光東照宮緣起は繪卷物として探幽の代表作である)、二弟尙信・安信及び尙信の子常信もまたその名が高い。探幽の門人では久住守景・英一蝶の二人秀でてゐたが、共に師法を守らずして破門せられた。そして狩野派はこの後また振はずして幕末に及んだ。

土佐光起と住吉如慶父子

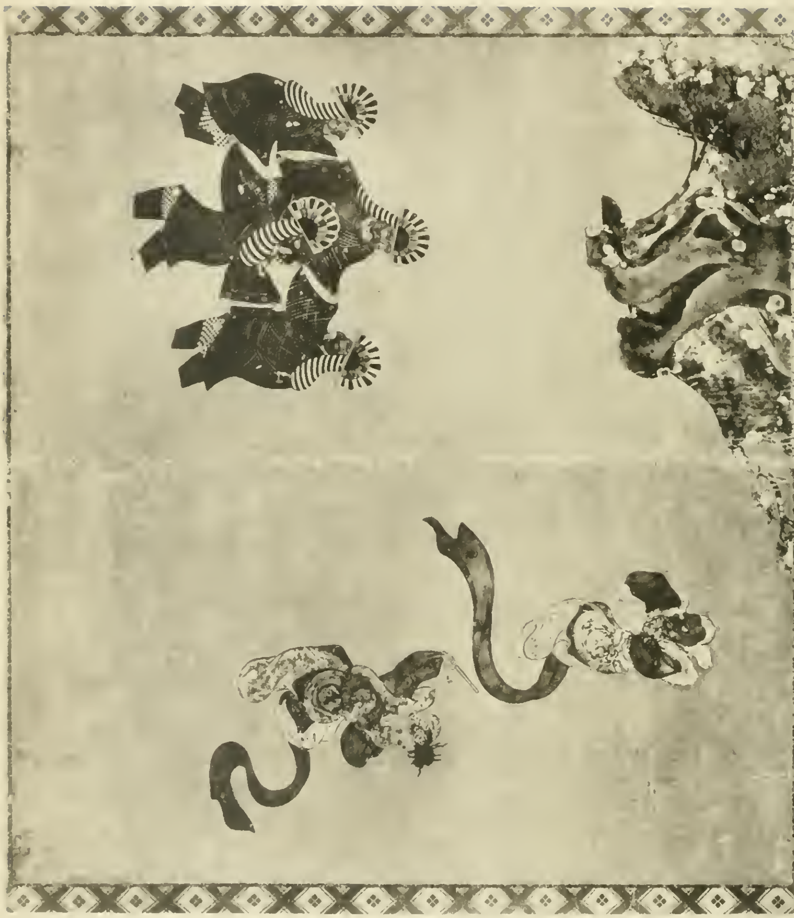
當時禁裡畫所預に土佐光起あり、土佐派の中興と稱せられたが、同じく土佐派にして古風を守つた住吉如慶父子は江戸に召し下されて土佐派繪所となり狩野派と對立した。

尾形光琳

こゝに逸すべからざるは尾形光琳である。彼は本阿彌光悅・俵屋宗達の畫風を師とし、所謂光琳風を大成した。

寛永三筆

光悅はまた和様の書を善くし寛永三筆の一人と稱せられ、弟乾山と共に工藝家として有名であつた。宗達は殊に動的の構圖に妙を得てゐた。醍醐寺所藏舞樂圖、蜂須賀侯爵家舊藏西行法師繪卷などはその好例である。





俵屋宗達筆舞樂圖

京都 醍醐寺所藏

釋奠の禮　儒官の還俗蓄髮　昌平黌

の忍ヶ岡私塾に奉祀してあつた孔子の像を移し、且つ新たに十哲の像を安置して、釋奠の禮を行ふことゝし、これまで儒服法體であつた儒官を還俗蓄髮せしめ、鳳岡は從五位下大學頭となつた。又大成殿の傍に、林家の私塾を遷して、幕府の官學とし、之を聖堂學問所と稱した。この學校はその位置が昌平坂の處にあつたので、單に昌平黌とも、または昌平坂學問所とも呼ばれてゐる（三宅米吉博士著聖堂略志・佐藤誠實博士著日本教育史等參考）。

北村季吟父子を歌學方とす　國學勃興の氣運　契冲阿闍梨　國學四大人

されど學問が盛になつたのは漢學の方面ばかりでなく、綱吉は國文の研究にも甚だ熱心であつた。元祿二年源氏物語の註釋書たる湖月抄の著者北村季吟父子を歌學方とし、祿を與へて國文を講せしめたが、當時、國學勃興の機運また既に熟し、先づ下河邊長流や契冲阿闍梨を出した。契冲の著萬葉代匠記は德川時代に於ける萬葉集註釋の嚆矢として注意すべき編述であり、遂に德川光圀の召すところとなつたものである。契冲は、後に國學の四大人と稱せらるゝ荷田春滿・賀茂眞淵・本居宣長・平田篤胤の先驅をなした人で、我が國古典の研究はやがて國體の自覺と尊王思想とを普及するに與つて力あつた。

義の施政方針に一大變化を來たすこととなり、幕府の典禮儀式等にも影響するに至つた。

綱吉の好學

綱吉が學問を好んだのは、時勢の然らしむるところとはいへ、その天性に出でたのである。その母桂昌院また和歌を善くし文學を好んだ人であり、彼は幼少のころより經學を講究し、一ト廉の學者であつた。その將軍となるや正月の儀式に御講釋始を行ひ、柳澤保明に進講せしめたが、之と同時に林鳳岡も將軍の信任を得、毎月三回例として四書五經等を進講した。彼はまた天和元年より將軍の命により四書五經等の訓點本を刊行し、學問の普及に大なる功績を示した、世に道春點本と稱するものは即ちそれである。ついで元祿三年には鳳岡をして月一回黑書院に於いて四書より五經までを進講して人々に聽かしめ、同四年二月から綱吉親から論語を講じ、孟子・中庸・易經・詩經・書經等に及び、同じく人々に聽聞せしめた、そして木下順庵・荻生徂徠の如き學者を召して屢〻經書の問答なども行つた。

正月の講釋始

道春點本の四書五經

綱吉自から經書を講ず

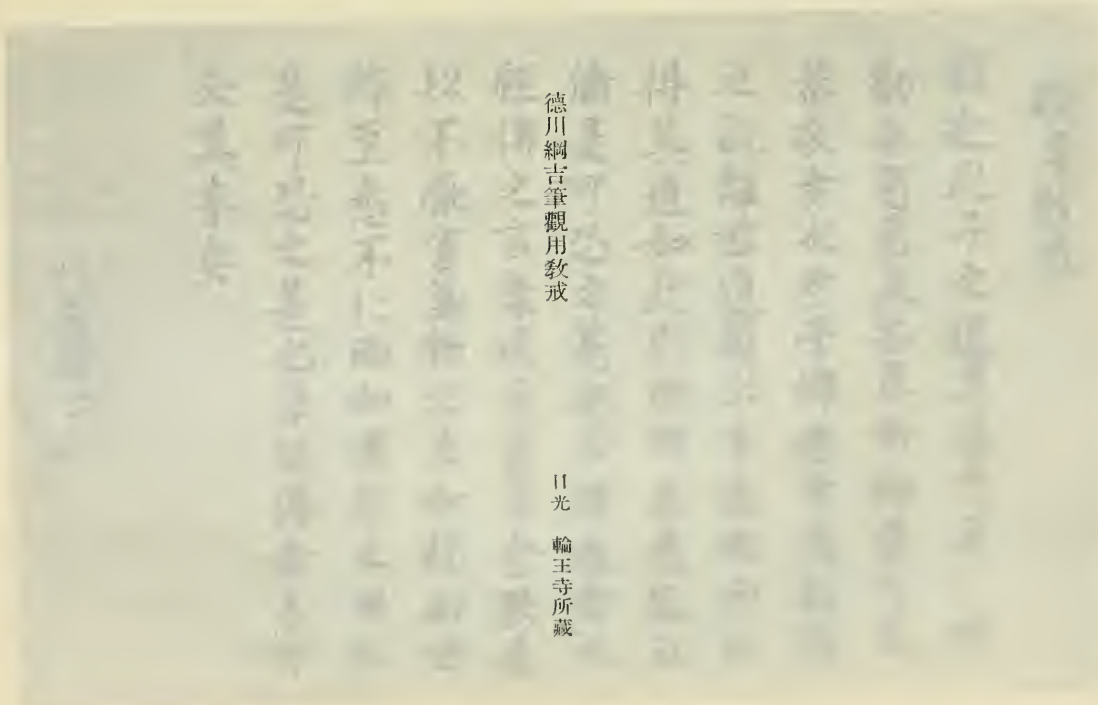
大成殿の建立

綱吉はかく學問を奬勵したのみならず、湯島臺に大成殿を建てゝ、從來林家

觀用敎戒

釋迦孔子之道專慈悲要仁愛
勸善懲惡眞若車兩輪最可篤
恭敬者也然學佛道者泥經錄
之說離君遺親出家遁世而欲
得其道如此則世將至悉亂五
倫是可恐之甚也學儒道者泥
經傳之言祭或常食用會獸是
以不厭害萬物之生如此則世
將至悉不仁而如夷狄之風俗
是可恐之甚也學儒佛者不可
失其本矣

内大臣綱吉



徳川綱吉筆觀用教戒

日光　輪王寺所藏

天文方

歩が誤つてゐることを立證し、さきに家綱の時代に改暦のことを幕府に建言したが、大老酒井忠清之を採用せず、その儘になつてゐた。然るに彼は、天和三年の月蝕についてまた宣明暦の誤を豫言したので、綱吉彼を、天文方となし、且つ、朝廷に奏請して貞享甲子暦の頒布を見ることゝなつたのである。

加增高

服忌令の改正

また當時諸役人一般に困弊に陷れるより、從來の役料高を加增高として與ふることゝせしが如き、服忌令を改正せしが如き、その見るべきもの一二に止まらぬが、これみな正俊の輔佐によつて實行せられたのであつた。

大老堀田正俊刺さる

彼はやがて大老に進み、一門みな重職に上つてゐたが、貞享元年八月稻葉正休のために殿中に殺され、正休もまた殺された。

御用部屋他所に移り權力側用人に歸す

この變事はこの後幕府の政治に對し影響するところ多かつた、卽ちこの事があつてから他所に御用部屋を移すこととなり、實權が側用人に歸するやうになつたからである。しかもその側用人が正俊の死後間もなく現れて來た、小姓から出身し、漸次綱吉に寵用信任せられた柳澤保明（後ち吉保と改む）その人である。

元祿時代の出現

所謂元祿時代はこゝに絢爛たる繪卷物のやうな時世相を展開して來た、そして家康以來執り來つた武家主

幕府の編纂事業

府の紀綱はまた再び張るかと想はれ、久しく曲直を決すること能はざりし越後騒動も、將軍自から之を裁斷し、僅に二日を以て判決を下した。されば綱吉の初政は一時面目を新にし、幕府の編纂事業の如き、さきに林道春を中心として既に行はれたとはいへ、家康一代の事蹟取調といふやうなことは、未だ着手するに至らずしてそのまゝになつてゐたのを、綱吉は先づ林鳳岡(信篤)等に命じて三河記の定本を作らしめ、また更に大名旗本等にその家に傳ふる書留や感狀の類を書き出さしめて、貞享諸家書上といひ、それによつて三河記を補正し、之を武德大成記と稱した、その大坂陣だけのものを輯めたものが御撰大坂軍記である。

貞享諸家書上と武德大成記

貞享甲子暦の頒布

次に、從來久しく行はれてゐた宣明暦の推歩が不正確になつてゐたので、之を改めて貞享甲子暦といふ新暦が頒布された。總說第三章補助學科年代學の條にも述べて置いたが、その功は全く澁川春海に歸せねばならない(史學雜誌第二十九編三上義夫氏「日本數學發達の由來」參考)。春海はもと安井算哲といつた人であるが、少時より算法を好み、天文暦術の研究に專心し、宣明暦の推

澁川春海

黄檗禪の渡來

清新の空氣を齎らしたものは隱元隆琦であつた。彼は臨濟の一派黄檗禪を支那から將來し、將軍家綱の資助を得て山城の宇治に萬福寺を創建し、後水尾上皇をはじめ奉り彼を信ずるもの多かつた（史學雜誌第三十三編・第三十四編鷲尾順敬博士「黄檗派の開立と龍溪」參考）。しかも佛教界は全體として、多く覺醒するに至らず、元祿時代には幕政の上にも一大弊害を流すまでになつた。

家綱晩年の幕政
下馬將軍

やがて保科正之をはじめ幕府の名臣或は退き或は卒し、家綱晩年の幕政は全く大老酒井忠清の掌中に歸した。彼は下馬將軍と稱せられたほど威福を恣にし、自己に媚びるもののみを昇進させたといはれ、仙臺騷動の如き、黑田騷動の如き、その裁判に偏頗の譏を免れなかつた。

家綱薨ず

延寶八年五月家綱薨ずるや、世嗣がなかつたので、忠清は京都より親王の東下を請ひて將軍に立て奉らんとする議を發したところ、德川光圀及び老中堀田正俊大に反對し、家綱の弟綱吉を館林より迎へて五代將軍と定めた。

五代將軍綱吉の初政

綱吉入つて宗家を嗣ぎ、大老酒井忠清を退けて堀田正俊を登庸し、その輔導によつて初政の嚴肅なること目も覺むるばかりであつた。一たび弛んだ幕

荻生徂徠の古文辭學

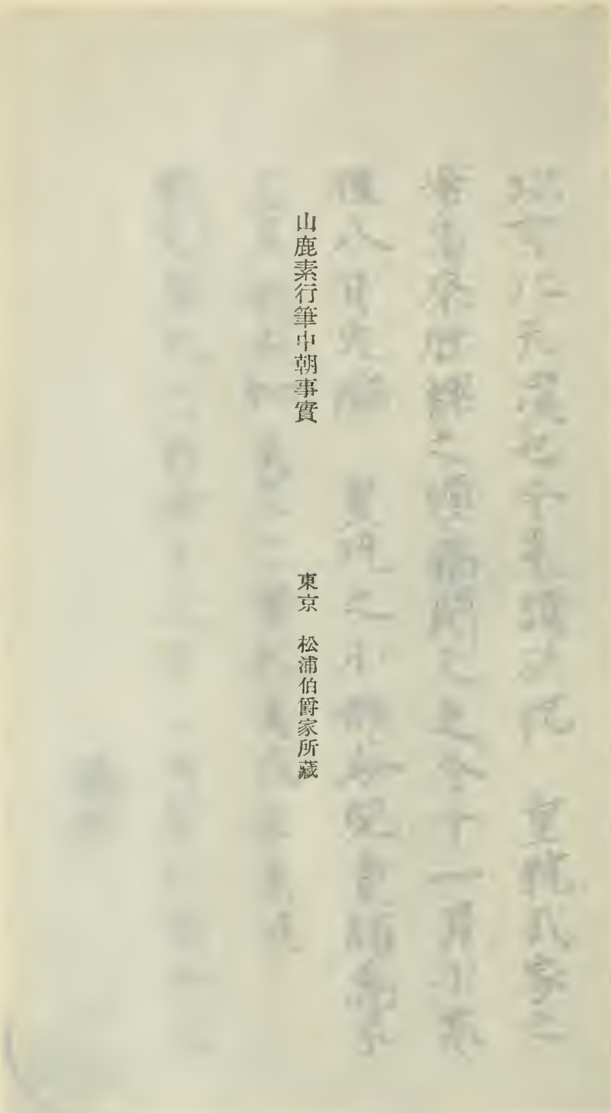
し、宋儒の說を以て聖人の眞意にあらずとして、大に古學を唱へた。その塾は古義堂と稱し、堀川の邊にあり、仁齋當時の倉庫も今に遺つてゐる。就いて學ぶもの全國より集まり來り、たゞ飛驒・佐渡・壹岐の三國のみ門人を見なかつたといふ。時に江戸に荻生徂徠あり、仁齋の古學を排して別に古文辭の學を唱へ、歷史についても一隻眼を有し、「なるべし」といふ隨筆があり、常憲院實錄を編してゐる(史學雜誌第三十八編拙稿「荻生徂徠の史觀」參考)。彼はまた政治經濟の學に通じて幕府の顧問に與かり、政談・鈐錄などの著書がある。服部南郭・太宰春臺をはじめとし門下に俊髦多く、蔚然として一時を風靡した、後ち藩學の勃興を見るに及び、徂徠派の學者諸藩に聘せられたもの少くない(井上哲次郎博士編日本古學派之哲學・日本朱子學派之哲學・日本陽明學派之哲學參考)。

佛教僧侶の腐敗

かく文運駸々として進み、泰平の氣象は四海に溢れて來た、そして次第に公武融和の氣運を作り出した。然るに宗教方面では、切支丹禁制以來佛教は幕府に保護せられ、寺院は生活の安定を得たため、僧侶の腐敗漸く甚しく、高野山の如きは學侶行人相爭ひ、遂に幕府の裁決を仰ぐに至つた。この間にあつて

以可比天褒也今歲謹欲紀　皇統武家之
實事祭歷課之煩纔閑之急冬十一月小寒
後八日先編　皇統之小冊令兒童誦焉不
忘其本末未知武家之實紀其成在異日
寛文第九己酉除日之前二渉筆於播陽之
謫所

山鹿素行筆中朝事實　東京　松浦伯爵家所藏



山鹿素行筆中朝事實

東京　松浦伯爵家所藏

武家事紀と中朝事實

素行と大石良雄

素行と吉田松陰

松永尺五

木下順庵

伊藤仁齋の古學

用したものといふべく(史學雜誌第四編日下寛氏「古文書を歴史に應用するは何人に昉まるか」參考)古武家時代より新武家時代の初期に至るまで各方面より武家に關することを敍述してゐる、また中朝事實は我國を中朝といひ、我が神代以來國體の尊嚴なる所以を述べたものである、その見識の高きはいふまでもなく、武士道の鼓吹にも此人に待つものが多い。 赤穗義士大石良雄は固より直接に敎を受けた人でないにせよ、全然その感化がないとはいへぬ、素行が赤穗配流の際淺野家の客となり、良雄の祖父及び祖父の兄賴母と往來したことは素行の日記に見えてゐる。 また幕末の志士吉田松陰も素行に私淑し、素行の裔孫を平戸藩に訪うて山鹿流の兵法を傳受し、自から素行の著書を筆寫した程である。

以上擧げた人々の外、京都の松永尺五は道春と同じく惺窩の門人であつた、木下順庵はその高弟である、加賀藩主前田綱紀に聘せられ、門下にまた俊英輩出した、新井白石・室鳩巢など後ち將軍の顧問となつた人である。 同時に京都には伊藤仁齋あり、はじめ朱子學を奉じたが、注疏を捨てゝ四書の本文を補鑑

湊川の碑　**水戸學**

を聘し、後ち元祿五年攝津の湊川に楠木正成の墓碑を立て、舜水の文を碑陰に刻した。尤もその文は元來楠公の碑陰に書するために作られたものでなく、墓碑の建設よりも凡そ十年前に、加賀藩主前田綱紀が狩野探幽に畫かしめた楠公父子櫻井驛訣別圖の賛であつた。光圀の學風は後に所謂水戸學となり、幕府の親藩でありながら大に皇室の尊奉すべき所以を教へたもので、攘夷開港時代に至り、藩主齊昭や藤田幽谷・同東湖を出したのも實にこの水戸學の力であつた。

山鹿素行　**復古の學**

山鹿素行ははじめ林道春の門に遊んだが、後ち一家の説を立て、山鹿流の軍學を教授する傍ら經學を講じ、門人二千餘人に及んだ。彼は聖教要錄を著し、朱子の學説にのみ拘泥すべからざる所以を論じて、復古の學を唱へたため、寛文六年異學の徒として、播磨の赤穗藩に預けられた。配所殘筆はその折の著である、自敍傳として、新井白石の折たく柴の記に先んじたものといへよう。その他素行の著書には軍學に關するものや語類など多いが、武家事紀及び中朝事實はその白眉である。武家事紀は我が國の古文書をはじめて歴史に應

千人に上つたといはれ、將軍家光も彼を引見した。彼は學問の上にも一見識を有し、朝廷の尊ぶべき所以をも說いたが、京都に出づるや、公家堂上の人々就いて學ぶもの多く、遂に幕府の忌むところとなつて、追放せられ、晩年下總の古河に閉居した。その著書で有名なものに集義和書・集義外書などがある。

山崎闇齋

同時に朱子學派ではあるが、京都の山崎闇齋は孔孟の道の外に我が國の大道あることを唱へ、且つ垂加流の神道を起した。門人に淺見絅齋・佐藤直方をはじめ俊才多く、公卿縉紳の間に尊王斥覇の思想を植ゑつけた功績甚だ大なるものがある。しかも前に述べた通りまた闇齋が保科正之に信任せられたことも注意すべきであるが、我が國の神道はこゝに新氣運に向ひ、幕府にも神道方が置かるゝに至つた(平泉澄博士編闇齋先生と日本精神參考)。

垂加流の神道

德川光圀の大日本史編纂

水戶藩主德川光圀は大日本史の編纂に着手し、安積澹泊をはじめ、多くの學者を聘して提封三分一を費したといはれてゐる。大日本史は林家の本朝通鑑に對し、新たに一旗幟を樹て、大義名分を正して皇統の正閏を定め、研竅したところが多い(總說第三章國史の編纂著述參考)。光圀はまた明の遺臣朱舜水

光圀明の遺臣朱舜水を聘す

が、特に亂心狂氣の所爲となし、正信を信濃飯田の脇坂安政に預けた。正信は後ち四代將軍家綱の薨去を聞き自殺したといふ。

文學勃興の氣運

文學勃興の氣運はこゝにいよ／＼盛になり、有名なる學者が輩出した。曩に述べたやうに元和偃武の後は武藝を以て祿を求むることが殆んど六ヶしくなつた、しかも領地を沒收せられた諸大名の遺臣は多く祿を離れて浪人となる外なかつたのである、そして彼等の立身出世は學問に依るのが最も捷徑とせられ、こゝに文學勃興の氣運をいよ／＼助長した。

林道春と幕府の編纂事業

尤も林道春は家康以來既に幕府の顧問として文政の權を握り、明曆三年まで生存したので、朱子學は彼によつて幕府の御用學問となつた。彼はまた多く幕府の編纂事業に携はり、大日本史と並び稱せらるゝ本朝通鑑は實に彼がその三子春齋と共に編したものである。

中江藤樹

また民間の學者では、先づ指を近江聖人中江藤樹に屈すべきであらう。彼は陽明學を唱へ、諸侯の江戸に參勤するもの途すがら敎を請ふもの少くなかつた。

熊澤了介

その門人熊澤了介(蕃山)ははじめ備前の池田光政に任用せられ、治水その他、民政の觀るべきもの多く、彼が江戸に到るや、從學する者三

鄭成功の明國回復

鄭成功は明人鄭芝龍の子である、芝龍嘗て肥前平戸に來り田川氏の女を娶つた、成功はその腹に生れたのである（史學雜誌第六編丸山正彥氏「平戸に於ける鄭成功」參考）。彼は明國の正朔を奉じて回復の軍を起し、一時勢力を得たけれど、清朝新興の勢に敵し兼ね、遂に臺灣に據り、明國の亡びた後も、清朝に服從せずして一生を終つた。

鄭成功臺灣に據る

家光は支那の混亂に乘じ、進んで支那を討たんとする意圖を有したことがあり（史學雜誌第二編小倉秀貫氏「德川家光支那侵略の企圖」參考）、明國から援兵を請ふこと前後三回に及んだので（史學雜誌、第二十六編・第二十九編中山久四郎博士「明末の日本乞師及び乞資」參考）、正信が出師を主張したのも、久しく武勇に慣れた國民としては無理のない事であつた明の國書は肥前佐賀泰長院にその一を傳へてゐる）。

堀田正信の憤慨

正信はその說が容れられないので、信綱等の不甲斐なきを憤慨してゐたが、萬治三年十月俄に登城して信綱等に對する彈劾書を呈し、自からその領地を返上せんことを請ひ、未だ允許を得るに及ばずしてその夕べ下總佐倉に歸つた。幕府は之に對し、彈劾の是非はいづれにせよ、許可を蒙らずして恣に歸國せしは嚴罰に處すべき筈である

明暦大火と江戸の藝術風俗

京坂に於ける風俗藝術の一轉期

士風武道の頽廢

堀田正信援明の出兵を主張して容れられず

七、七、七、した政治家であり、松平定政の外にも反對者を有したとはいへ、幕政創始時代の直後逸すべからざる人材であつた、しかも同時に阿部忠秋の如き大量なる人物があり、寛嚴相濟つて、幕政はよく行はれた。

明暦の大火は江戸の都市區劃を一變せしめたのみならず、藝術風俗などにも大なる影響があつた。大火以前には家屋の制限令がなく豐臣時代以來の豪華なる風猶ほ存じ、服裝の如きも華美を競うてゐたことは當時の風俗屛風などにも見られる。建築の如きも、所謂桃山式なるものは明暦大火前までに及んでゐるといつて可い。後ち寛文五年京都に大火あり、また同じく京坂の風俗藝術に一轉期をなさしめ、こゝに東西相應じて元祿時代の先驅をなし、士風も、武道もたゞ廢れ行くのであつた。されば將軍家光に殉死した堀田正盛の子正信の如きは亡父の遺言もあり、信綱等の施設を快しとせざりしが、萬治元年九月臺灣に據れる明の遺臣鄭成功が使を遣し、長崎奉行を經て兵を幕府に借り、明朝を恢復せんことを請ふや、正信大に出兵を主張し、幕府は一時その議に傾いたが、外國と事を構ふるを無謀の擧なりとして、鄭成功の請を斥けた。

大火の善後策
江戸城本丸の工事延期
諸大名の邸宅制限
諸大名殿中祇候の制
兩國橋を架し駿河臺の溝を掘る

それに廿日夕刻からまた北風吹きすさびて大雪降り、漸く火を遁れて避難したものが凍え死ぬといふ慘狀、僅に幕府から施與された粥で露命を繫ぐのみであつた。死するもの凡そ十萬八千人（回向院の過去帳には二萬三千人とある）に及び、災後死骸を集めて埋め立てさせ、その塚上に堂を建て佛事を修めた處が兩國の回向院である（新井白石著折たく柴の記參考）。

この火災によつて米鹽をはじめ日用品が缺乏したので、無役の大名家士に成るべく歸國を命じ、旗本より市民に至るまで金を賜ひて救助すると同時に、江戸城本丸の工事を三年間延期し、寺院を大家屋の稀なるところに移し、家格に依つて諸大名の邸宅に制限を加へ、且つ諸大名の江戸城殿中の祇候にも、官位家柄により黑書院・溜の間以下その席を一定することゝなつた。また之を機會として江戸の市區改正を斷行し、新たに兩國橋を淺草川に架し（萬治二年工成る）、牛込門から和泉橋まで駿河臺の溝を掘り、今の築地を埋め立つる等、市街の面目こゝに一新し、交通も大に便利となつた。

この火災の善後策に最も盡力したものは松平信綱であつた。彼は多少コ、

江戸の花　**大名火消**

り、江戸の花と稱せらるゝに至つた。然るに消防の設備は尙ほ未だ整頓せず、僅に家光のころ、諸大名に命じて消防の事を課した位であつた。しかもそれはたゞ一部〳〵に止まつて、何等統制ある一致の活動をなし得ず、容易に火を消し止むることが出來なかつた。その火災の跡には、大名の邸宅はいふに及ばず、商家など思ひ〳〵に家屋を建てたのであるが、こゝに明暦三年の大火は市民に一時非常なる慘害を被らせたとはいへ、新たに都市計畫を定め、市區改正を行ふに絶好の機會を與へた。

明暦の大火

　この火事は俗に振袖火事といはれてゐる。正月十八日本郷丸山本妙寺から出火し、凡そ三日三夜の間燒けつゞけ、第一日は本郷から神田通り靈巖島まで延燒し、翌日また小石川から火が出で、江戸城の本丸炎上し天守も燒け落ちた、そしてその夕べ麹町邊から櫻田を經て芝の海岸まで、江戸の大部分を燒き盡して了つた。避難者は右往左往に逃げ迷ひ、中には押し潰されて死んだものや、堀に飛び入り溺れたものも多かつた。後に調べて見れば、災に罹つた大名の邸宅が五百以上に及び、三百餘宇の神社寺院、六十餘の橋梁が燒けてゐた。

割を利用し、多摩川の水を引いて、十數里の間水道を通じ、左右の曠野に新田を開發して、四十餘村に民家を有するに至つたと、正之の事蹟を書いた千とせの松に見えてゐる。上水記によれば承應二年正月庄右衛門・淸右衛門兄弟工事を請負ふべく評定所に申出で、銀七千五百枚を以て費用を辨ずるやう命せられたが、二人は私金三千兩を加へ、この年四月工を起し、半歲餘にして江戶の入口四谷の大木戶までを成功し、翌年六月に至つて芝虎の門までを完成した。

水役銀

幕府はその功を賞し、二人に玉川の苗字を名乘らしめ、切米二百石を金子で與ふることとし、永く水道の管理を命じた。後ち水役銀卽ち水道稅を徵收するや、切米を收公し、水道の雜費に充つる外、玉川氏はすべてその家の收入とするを許され、元文年間私欲の事によつて職を奪はるゝまで水道管理を世襲してゐた。又元祿九年河村瑞賢の計畫によつて石神井村三寶寺の池水を引いた

千川上水

千川上水も出來たが、水量不足の爲め天明六年に廢せられた。

かくて江戶の市區は擴張せられたのであるが、町々は道幅狹く且つ不規則であつた、それに江戶は風多く、次第に繁昌するに伴ひ、火災ますます頻繁とな

追はぎ〻ます〳〵糊口に窮し、追剝强盗になつて天下を荒し廻り、却つて煩をなすであらうといひ、その事遂に止んだといふ。これは幕末のころ志士を羅織し暗殺を行つたことに比すれば、この時代に幕府の人望を繫いだ所以が知られるであらう（史學雜誌第三十六編栗田元次氏「江戸幕府の牢人政策」參考）。

江戸に於ける大名屋敷

消費都市としての江戸の發展

されば老中をはじめ大に政治に注意し、よく幼少の將軍を輔けて昌平の治を謳歌し、諸大名は參勤交替して、上屋敷・中屋敷また下屋敷等の邸宅を構へ、地方の武士が多く江戸に集まつたのみならず、伊勢・近江その他の諸國から商工業者また移り來り、こゝに江戸は消費都市としてその市街次第に四方に擴がり行き、埋立地なども多く出來て來た。

神田上水

玉川上水

元來江戸は山の手一帶以外の井水飲用に適せず、既に天正十八年家康入國の直後井ノ頭池から神田上水を引いたが、人口の增殖に伴ひ、市街擴張するに從つて、漸く水不足に苦しんだ。三代將軍家光更に水道を計畫せしも、遂に實行を見なかつたが、家綱の時代に及び、保科正之の意見によつて玉川上水を計畫したことは江戸の發展に一時期を劃することゝなつた。それは軍學の堀

して彼に寄るものまた多かつた。これ等浪人は身の振り方をつくること次第に困難となり、正雪もその處置に當惑し家光薨去の機に乘じて忠彌等と事を擧げんことを謀つた、その口實とするところは幕府の政治を改革したいといふのであつた。幸にも事早く發覺し、忠彌は江戸に於いて捕へられ、正雪は駿府に於いて自殺した(古今史譚參考)。正雪は同志を募るに德川賴宣の名を以てし、その判形を似せて謀書をしたといふことであるが、その謀書が有司の手に入り、老中より賴宣を召して之を尋ねしに、賴宣は、自分の名を正雪等が騙つたのは御代萬歲のしるしである、他の大名でなくて仕合せであつたといつた、之を聞いた人々は非常に感服したと傳へられてゐる。

戸次庄右衞門等の老中暗殺計畫

翌承應元年また將軍增上寺參詣の折、戸次庄右衞門等老中を暗殺せんと謀つたが、忠秋の手で事の發らないさきに逮捕して、何事もなく濟んだ。かくて江戸に集まれる浪人が隱謀を企つること絕えなかつたので、この年十月江戸府內浪人改の令を布いた。時に老中等は浪人をすべて江戸市中から追ひ拂はんとする議に贊成したところ、忠秋獨り之に反對し、若し彼等を江戸の外に

江戸府內浪人改の令

家綱將軍となる

守成的幕政

松平定政の彈劾

由井正雪の隱謀

さて慶安四年四月家光薨じ、ついでその子家綱僅に十一歳の少年を以て將軍となつた。その傳に叔父保科正之あり、老中に酒井忠勝・松平信綱・阿部忠秋等あり、善く將軍を輔佐したが、何といつても幕府は創業の時代を過ぎたばかりで、多少人心に危惧の念あらしめたのは止むを得なかつた。また前述の通り浪人にして主取り出來ぬものも多く、天下の動搖圖り難き情勢ありしにより、一時家光の喪を祕せんとの議もあつたぐらゐである。されば老中等は薄氷を履む心地して政務に當り、前代の活潑なる幕政は全く守成的に陷り、之を憤慨するものも現れて來た。松平定政の如きは、「何とぞ諸人勇み悦ぶやうな仕置をして貰ひたい」との意見を述べた書狀を、井伊直孝及び忠秋に送つて忠勝・信綱を彈劾した、幕府は之を喪心者としてその兄に預けた。

幕府の内部にさへかく不平が存してゐたのである、外間にあつて、人心の恟恟たるはまた免れぬところであつた。之を利用して起つたのが慶安四年七月由井正雪・丸橋忠彌等浪人の隱謀一件である。正雪は、楠流の軍學を教授し、大名や旗本に出入し、紀州家などにも門人があり、江戸に集まり來れる浪人に

學者將軍の顧問となる

べきは將軍の背後に學者が控へてゐたことである。固より幕政創始時代にあつても、林道春が幕府の顧問として、この時代の初に及んで居り、家光また熊澤了介や山鹿素行などを召抱へようとしたことがあり、諸侯の間に於いても

保科正之と山崎闇齋

家綱の叔父會津の保科正之は實に山崎闇齋の門人であつた。闇齋は朱子學より出でゝ垂加流の神道を唱へ、大に正之に信ぜられた、正之には後ち土津靈神の號がある。

綱吉の好學

尤も家綱の時代には幕政の上に學者の勢力を見るべきもの少きも、綱吉の好學は天性といふべく、元祿時代に入るや昌平黌の設立、聖廟の創建をはじめ、目を覺ますばかりであり、綱吉は荻生徂徠の如き學者を引見して經書を講ぜしめその意見を採用したことも少くなかつた。ついで家宣の侍講に新井白

新井白石の出現

石あり、帷幄に參して、言ふところ行はれざるなく、家繼の時代まで幕府の施設は殆んど皆白石に出でたといつてよい。かくて家康の文學興隆は、彼が諸大名の制御その他根本方針とし立てゝ置いた武家主義に變化を及ぼし、京都江戸の接近となつてこゝに幕政修飾時代が進展した。

第八章　新武家時代の四

第五　徳川時代の二

(ロ)　幕政修飾時代

元祿時代の氣運釀成

公家風幕府に迫る

元和偃武の後一たび天草の亂があつて九州少しく動搖したれど、昌平の氣風はます／＼全國に滿ち、中央集權的封建制いよ／＼鞏固にせられて幕政創始時代を經過した、そして家康以來奬勵せられた學問は花を開き實を結んで、こゝに文學の隆盛、藝術の勃興となり、遂に所謂元祿時代を現出するに至つた。想ふに元祿時代の文化は四代將軍家綱の時代から發展して來たのであり、その終の頃には既に多少頽廢氣分となつて現れた。五代將軍綱吉の初政に之を緊縮せんとせしも、やがて反動的に華奢の風加はり來り、公家風は壓倒的に幕府に迫つた、そして六代將軍家宣から七代將軍家繼の時代までは、幕府の典禮儀式に至るまで武家風から遠ざかるやうになつた。これについて注意す

御火葬を止めて御土葬となす

家光薨じ大老堀田正盛等殉死す

ひ奉ることが出來よう惜しいかな御年二十二歲で崩御遊ばされた。尤も崩御について、江戸より醫者を上せて御藥を進め、遽に崩御になつたなどいふ說があるが、それは全く誤傳である。また陵墓制第三期のところに述べたやうに、この時御火葬が止んで御土葬となつたのであるが、魚商八兵衞の事は當時の信ずべき記錄に見えてゐない(史學雜誌第二編三上參次博士の「德川氏が皇室に奉對せし處置に就ての傳說を評す」參考)。

家光は慶安四年四月四十八歲で薨じ、大老堀田正盛をはじめ殉死するもの數人に及んだ。殉死は伊達政宗の卒した時にもあつた、今もその廟後に墓が建てられてゐる、この後固く之を禁じたけれど猶ほ全く止むに至らなかつたといふ。幕政創業期はこゝに終を告げた、いはゞ幕府の根柢は家光によつて全く定まつたのである。

寛永諸家系圖傳の編纂

日本國郡圖及び諸城圖の作成

後光明天皇卽位

伊勢神宮及び東照宮の例幣

後光明天皇の御英邁

れらは德川實紀や德川禁令考などに讓つてこゝに省略する。たゞこゝに一言したきは幕政の基準をなした編輯事業の開始である。先づ、林道春を主任として寛永諸家系圖傳三百七十二卷が編纂せられ、三百諸侯の家筋を明にした。しかし、群雄爭覇時代以後に家を興し、何等系圖を有しなかつたものもあり、林家に依賴して系圖を作つたものが少くなかつた。また日本國郡圖・諸城圖を諸大名に命じて幕府に上らしめ、藩內に測圖の事を知つたものがなければ、幕府より出張せしめて之を行うた。かくて、將軍は居ながら天下の形勢を知り得たのである。

京都に於いては寛永二十年後光明天皇御卽位遊ばされ、明正天皇は新院と稱せられたまうた、そして幕府の內願によつて日光東照大權現に宮號の宣下あり、勅使東下して例幣を行ふことゝなつたが、伊勢神宮の例幣もまた再興され、これより山城恭仁村を例幣料所と定め、今もその牓示石が遺つてゐる。

後光明天皇は天資英邁夙に我が國の古典にも大御心を寄せられ、源氏物語の如きは淫靡の書なりとて退けたまうたといふ、宸翰を拜しても御氣象を窺

月夕感作

簷暮吟依廊　室虛玉鏡

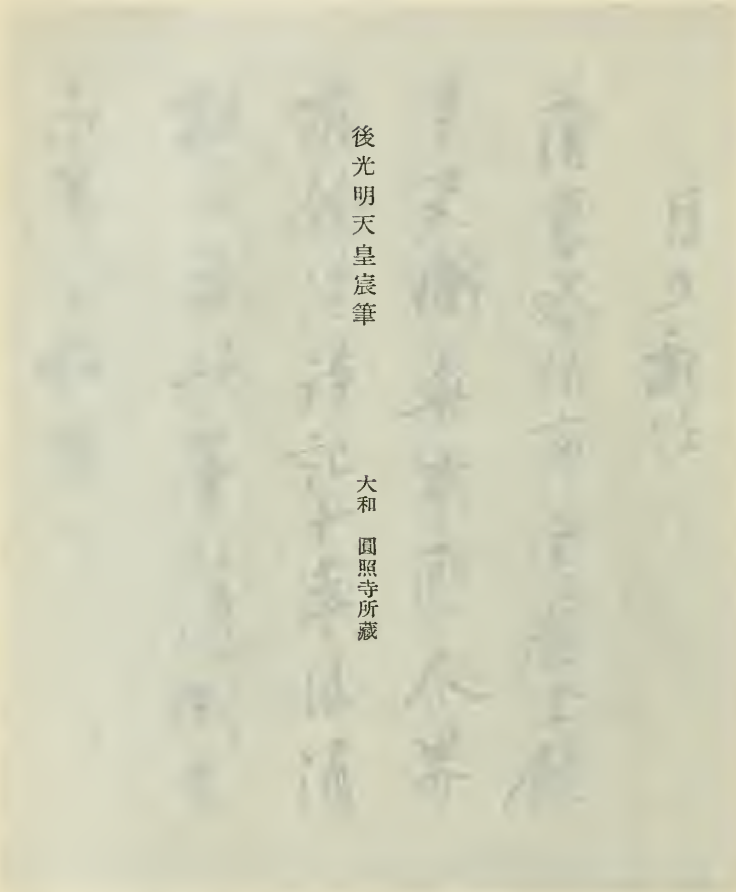
天斷無點翳人界

有餘清詩社十年恨酒

斟一夜情甚隨例去

永為第秋盟

後光明天皇宸筆　大和　圓照寺所藏



後光明天皇宸筆

大和　圓照寺所藏

大船を造ることを禁ず

山田長政

新發見」に紹介せられた平戸のジャガタラ文も、また興味あるものである。さればこれまでのやうに三本檣の大船を造ることも禁止せられ、我が國は殆んど外國から隔離されてしまつた、そして暹羅に入つて大臣となり、內亂を鎮めた山田長政の如きも、遂に消息を絕ち、安南をはじめ南洋に於ける日本町の殷盛は何時しか過去の夢となつた（史學雜誌第四十一編三木榮氏「山田長政の事蹟について」參考）。

海外貿易と農村經濟

封建制度の固定維持

國民文化の內容的豐富

思ふに海外貿易はやがて國內の商品經濟を發達させて、遂に自給自足の農村に於ける自然經濟に立脚する封建制度を危くするに至るものである。德川幕府はかくて海外交通の禁止によつて、農村に於ける自然經濟を維持し、商品經濟の自由なる發達を制限すると共に、封建制度の固定維持を得たといへよう。それでも學問其他產業等の發達は阻止せられずして相當の進步をなし、國民文化を內容的に豐富なるものとならしめてゐる。尤も鎖國令の爲めに我が國が世界の大勢に後れたるはまた已むを得ない次第であつた。

家光の時代には幕政創始以來の法令や制度がだん／＼整頓せられた。そ

改考」參考)。

鎖國令

しかし外國と貿易する以上、完全に外敎を禁遏することは到底不可能であつた、また當時西班牙・葡萄牙を敵視してゐた和蘭人も、切支丹は日本國を窺覦するものであると忠告した。そこに天草の亂が爆發したのである、幕府は遂に寬永十六年七月鎖國の令を下し、長崎に在留の葡萄牙人を放逐し、平戶にありし和蘭商館を長崎に移して、出島を居留地とし、切支丹に關する書物を舶載せぬ條件の下に特にその來航を許した。

蘭館を平戶より長崎出島に移す

和蘭商館はその東印度會社に屬し、この後每年バタビヤから甲比丹が出島に來り、江戶に上つて將軍に謁見するを例とし、海外の事情を幕府に報告するを任務としたのである。

海外往來の禁

又幕府は我が國人の海外に往來することを嚴禁し、もし海上で難風に遇つても、五年を過ぐれば歸國を許さぬ、假令五年の內でも、外國に住宅を有する者は死罪と定めたが、後には外國の在留者と書簡の往復さへ禁じた、長崎夜話草にあるジヤガタラ文はよし假托の作としても、外國に取殘された婦人の心の切なさをよく寫してゐる。歷史地理第十六卷佐藤獨嘯氏が「ジヤガタラ文の

ジヤガタラ文

田氏鐵西下す　重昌戰死す

り、重昌は、二使を見る面目なしとて、自から死を決し、十五年正月元旦總攻撃を開始せしに、幕軍死傷多く、重昌もまた戰歿した、しかも賊兵の死傷僅に十七人に過ぎなかつた。この敗報に接して幕府は大に驚き、九州の諸大名をして總がゝりに出兵せしめ、事體ますく容易ならぬことゝなつたが、信綱は城の形勢を見て持久策を講じ、遂に長崎の代官に命じて和蘭人の援助を乞はしめんとし、細川忠利に國辱なりと一喝せられたといふ。

信綱持久策を講ず

また信綱は矢文を放つて城兵に降伏を勸めたけれど、さしたる効もなかつたが、僅に山田右衛門作の内應によつて、二月の末に總攻撃を試み、漸く賊壘を陷れて、諸軍凱旋した（史學雜誌第二編磯田良氏「島原亂」及び同誌第三十六編栗田元次氏「江戸幕府の牢人政策」參考）。右衛門作は當時の歐風によつて繪を善くしたと傳へられてゐる。

原城陷る

宗門改

幕府も切支丹にはよくく懲り果てた、ますくその禁制を嚴しくすると共に、諸大名をして毎年一回領民の宗門を改めて、切支丹奉行に報告せしめ、また寺請證文の外に、踏繪の制を立て、耶蘇や聖母マリアの像を踏ましめて、之を信仰せざる證明とした（史學雜誌第一編岡田正之博士「德川幕府吉利支丹宗門

寺請證文と踏繪

島原の一揆領主の兵を破る

賊原城に據る

板倉重昌西下す

松平信綱戸

多くは民間に下つて浪人となつた、そして若し領主の非政でもあれば、百姓の後楯となつて働く位地にあつた。それらが切支丹禁制と結びついたのが天草の亂である。寛永十四年十月、肥前島原城主松倉氏の民政亂るゝや、小西行長の浪人が主領株となり、潜に切支丹を奉じてゐたものを煽動した。彼等は熱烈なる宗教心に燃えてその勢猖獗を極め、松倉氏の兵却つて敗れ、暴徒はやがて天草の島民と相應じ、天草四郎といふ一少年を大將とし、また諸所に領主の兵を破つた。松倉氏は急を細川・鍋島二氏に告げたが、共に武家諸法度に觸るゝと稱して兵を出さぬので、幕府に伺つてゐた間に、暴徒は半ば天草島を從へ、島原附近なる原城に據つた、原城は有馬氏の故城である。

幕府は報を得て、初めはたゞ土民の一揆と輕視し、細川・鍋島二氏にも、松倉氏が力及ばぬ折に救援すべきを命じ、板倉重昌を上使として之を監せしめたが、重昌は賊の勢熾なるを見、更に立花・有馬の二氏に出兵せしめ、細川氏をして天草に、鍋島氏をして島原に各〻兵を進めて賊を討たしめた。然るに幕府は重昌の報告に接し、また松平信綱・戸田氏鐵を遣して臨機の處分をなさしむるに至

伊達政宗支倉常長を羅馬に遣す

十八年に宣教師ソテロを案内とし、墨西哥を經て羅馬法王に使節支倉常長を送つた。羅馬で畫いて貰つた常長の肖像が、羅馬法王パウロ五世の畫像と共に今伊達伯爵家に保存せられてゐる。この遣使については〳〵材料もあるが、根本史料は多く之を外國に仰がねばならぬ、大日本史料第十二編に之を一ト纏めとし、外國文には翻譯を加へて出版されてゐる。

當時の外國船及び朱印船

當時の外國船は所謂南蠻屏風に多くその圖が存してゐる。また我が朱印船は京都清水寺に末吉氏の奉納せし額、靜岡淺間神社に山田長政の奉納せし額（今原物を失ふ）等によつてその船形や大小を知ることが出來る。當時使用した航海圖も東京帝室博物館・伊勢大湊の角屋氏その他に傳へてゐるが、割合に精密なものであつた。名古屋情妙寺所藏茶屋氏安南渡海圖には佛領印度ツュランに於ける日本町が朱印船と共に繪かれてある。日本町は當時同國のフェーホにもあり、暹羅のアユチャをはじめ諸處に存在してゐた。

浪人の勢力

前に述べたやうに關ヶ原役後有力なる大名が滅ぼされて、その家臣は一時祿を失つて了つた。彼等の中には他に主取りが出來たものもあつたにせよ、

耶蘇教宣教師諸國に潜んで傳道す

南蠻貿易と禁教

南蠻貿易

歸化人三浦按針

亂といはるゝ切支丹一揆の蜂起であつた。尤も切支丹の禁制は既に秀吉の時代天正十五年に始まつたのであるが、一方に貿易を行つてゐるのであり、外國宣教師は猶ほ諸國に潜んで傳道し秀忠の時代に至るもその禁令は徹底しなかつた。慶長十六年宣教師を搦め捕へ、改宗を肯んせぬ信徒と共に國外に追放したが、尙ほ之を掃蕩することが出來ず、更に切支丹を信ずるものを生ずる情勢であつた。クラッセ日本西教史・パジェー日本耶蘇教史にもあるやうに、改宗を迫つても頑固なるもの多く、火刑にまでして嚴しく之を懲し中にも、長崎附近最も慘酷を極めたといはれてゐる。かくて家康・秀忠の二代は所謂南蠻貿易の奬勵が切支丹の禁遏に大なる妨害となつたのである。

南蠻貿易については史學雜誌第十六・七・八編柴謙太郎氏「徳川家康の外交政策」に詳であるやうに、南洋諸島をはじめ、墨西哥(當時ノビスパンといふ)までも交通し葡萄牙・西班牙・英吉利・和蘭等の商船我が國に來航し、平戶や長崎に商館を設けてゐた(コックス日記參考)、英人アダムスの如きは歸化して家康に仕へ、三浦按針と呼ばれてゐる(按針は水先案内の事である)。また伊達政宗は慶長

いで上野の高崎に移し、阿部重次を遣して切腹を命じた。これは家光が武家諸法度を勵行して、將軍の直弟でも決して假借せぬことを天下に示したのである。

加藤忠廣の改易

次に彼は寛永九年六月加藤忠廣の封を除き、忠廣を出羽に流した。これは既に福島正則を改易したのと同じく、最も豊臣氏と關係深い大名であつたことが幕府の忌むところとなり、之を亡ぼす機會を待つてゐたに過ぎない。忠廣幼少にして家を繼ぎ、老臣の間相軋轢した末、遂に幕府に訴へて兩方ともに成敗せられ、一と先づ落着してゐたのであるが、元來肥後は九州の中央に位し、薩摩の島津氏と隣して、德川氏に縁故淺き加藤氏をその儘にして置くことは、諸侯配置の上に策の得たるものでなかつた、難癖をつけてその封を削つたのも當然である。

加藤氏の後に細川氏を移封す

その跡には關ヶ原役に際し、西軍に應せずして、丹後の田邊城に籠城した細川幽齋の孫であり、同じく東軍として關ヶ原役に勳功を立てた忠興の子忠利を豊前小倉から移封した。

切支丹一揆の蜂起

されど家光の時代に起つた最後の重大なる事件は、天草の亂または島原の

舞音曲の停止を命じた、湯島切通にある麟祥院はその菩提寺である。

家光最も家康を信仰す

家光は最も祖父家康を信仰してゐた、その薨ずるや、家康と同じく日光に葬らるゝやう遺言したのも、その現れの一である。日光大猷廟に藏められてゐる家光自筆の文書に、「何事も東照權現樣の心のまゝ」と書いてある。彼が日光東照宮の改築に全力を盡したことや（史學雜誌第三十二編平泉澄博士「誤られたる日光廟」參考）、また彼が家康を夢みるごとに狩野探幽をしてその像を繪かしめたことを觀ても（その畫像八幅日光輪王寺に保存せられてゐる）、如何に家康に私淑し且つ信仰してゐたかが知られるであらう。

駿河大納言忠長の一件

幕府の基礎が全く固まつたのは實に家康・秀忠の二代を經て家光の時代に入つてからであつた、こゝに一二の事件を擧げよう。第一に弟駿河大納言忠長の一件である、忠長は叛逆を企てゝ罪せられたと諸書に記されてゐるが、信ずるに足らぬ。前に述べた通り、忠長は秀忠の祕藏子であり、寛永三年には從二位權大納言まで陞り、駿河大納言といつてゐるが、いろ／＼粗暴の事などもあり、遂に近臣を手討にするに至り、幕府は寛永八年四月甲府に蟄居を命じ、つ

天海の法嗣として關東に下向せしめられ、仁和寺門跡と同じく一品宣下を例とすることゝなつたのはまた幕府の勢力を示す所以であつた(史學雜誌第二編池田晃淵氏「德川氏上野宮取立の辨」參考)。

明正天皇即位
秀忠薨じ家光の時代となる
家光輔佐の臣
春日局の勢力

寛永七年明正天皇御即位あり、翌年秀忠は奉賀のため上洛する豫定であつたが、四月頃から病にかゝり、九年正月五十五才にして薨じ、少壯氣鋭なる家光の時代となつた。初め彼を輔佐したものは土井利勝であり、ついで酒井忠世・阿部忠秋・松平信綱等であつた。またその内助者として乳母春日局が男まさりの氣象で活動した。既に家光の幼少のころ、秀忠夫妻が次子忠長を愛し家光を疎んずるを見て、竊に駿府に至つて家康に告げ、家康急に江戶に下つて長幼の次第を正し、家光は將軍の嫡嗣に定まつた。また嘗て家光が病氣の時に局が斷食してその快復を祈つたことでも、如何に身命を拋つて家光に奉仕してゐたかを想像するに足るであらう、その折の祝詞が日光輪王寺に傳へられてゐる。秀忠も夫人卒去の後、春日局を大奧の總取締とし(池田晃淵氏著大奧の女中參考)寛永二十年局が卒去した時は、一乳母たるにかゝはらず、家光は歌

權現樣御定めの通り秀忠家光を伴つて上洛す・江戸の威勢京都を壓す

天海寛永寺の創造

輪王寺の建立

を繼いだが、やがて忠直の弟忠昌に越前を與へ、仙千代は越後高田に封せられた。これらは秀忠が何事も權現樣御定めの通りといふ金科玉條を推し通して武家諸法度を勵行し、諸侯制御策を殆んど遺憾なく實行したからである。彼は元和九年子家光と共に上洛して二條城に入つて後、家康が駿府に退隱したのに倣ひ、將軍職を家光に讓つて、大御所と稱せられ、裏面にあつて、家光の後見をしてゐたが、寛永三年父子また共に上洛し、後水尾天皇二條城に行幸あり、ます／＼その威勢を輝かした。

家康の歸依僧であつた天海は、家康の薨後、東照大權現の神號について吉田家と爭ひ、勝利を得たる後、ます／＼羽振がよかつた、そして彼と親しい間柄であり、俗體を以て權大僧都に任せられてゐた藤堂高虎に相談し、江戸城の鬼門に當れる高虎の下屋敷を請うて東照宮を勸請し、また宏壯なる寺院を建て、所謂王城鎭護の比叡山に擬して江戸城の鎭護とし、寺名も延暦寺の舊例により、寛永寺と稱したが、更に一歩を進めて日光と上野とに輪王寺を建てゝ宮門跡とし、皇子を關東に下し給はんとし、寛永十五年家光朝廷に奏し、守澄法親王を

普請に二ノ丸・三ノ丸だけの修築を願ひ出て置きながら、本丸の石垣まで手を加へたことや、幕府から附けられた根來同心の放埒なるものを私に誅したことや、宇都宮の守備手薄なりしため竊に鐵砲を堺港から取寄せたことなどが、武家諸法度で罰せねばならぬことゝなり、こゝに宇都宮城を召上げ、正純は出羽に流罪の身となつた、いはゞ彼は自ら法を作つて法に罹つたのである（史學雜誌第三編池田晃淵氏「本多正純改易始末」參考）。

本多正純出羽に流さる

武家諸法度に禍せられたものは、正純のみに止まらなかつた。福島正則は既に元和四年廣島城を私に普請したとて領地を沒收され、信濃川中島に流された（史學雜誌第八編瀨川秀雄博士「福島正則の改易を論ず」參考）。これは正純の術中に陷つたといはれてゐるが、豐臣氏に最も關係深かつたことが抑も德川氏に睨まれた所以であつた。尤も德川氏の一族すら武家諸法度の制裁を免かれ得なかつた、松平忠輝は家康の第九子でありながら、不行跡のために元和二年伊勢に流され、松平忠直は秀康の長子にして大坂陣に功勳ありしにかかはらず、また我儘なる行動ありしより豐後の日田に流され、その子仙千代家

福島正則の改易

松平忠輝と松平忠直の流罪

し、史學雜誌第十二編に中村勝麿氏の「本佐錄考」といふ解題があり、武功雜記などにその逸事が載せてある。その權勢は酒井・榊原・井伊等武勳の宿老を凌いだが、家康薨去の後、正信ついで卒し、正純漸く疎外せらるゝに及び、

酒井忠世と土井利勝

酒井忠世・土井利勝等幕政を執り、正純との間面白からず、寧ろ敬して遠ざけられ、下野の宇都宮に十五萬石を賜はつた。元來宇都宮は奥州の押へであり、日光廟の通路に當り、これまで家康の外孫奥平家昌が領してゐた。然るに家昌卒去の後、子忠昌幼少なりしより、下總の古河に遷し、宇都宮を正純に賜はつたのであるが、

加納殿

忠昌の祖母加納殿(家康の長女)これを不快に思ひ、轉封の際にも正純と衝突した、そして潜かに正純の落度を窺つてゐた。元和八年家康の七回忌に當り、秀忠の日光社參に、正純前年から特に注意を加へて準備に取りかゝり、將軍を待つてゐたところ、四月十四日、秀忠宇都宮に入城、翌日日光に參詣し、歸路また宇都宮に一宿の豫定なりしに、加納殿の密告により、急に路を替へて岩槻に出でゝ江戸に還つた。

宇都宮釣天井

これが俗說の宇都宮釣天井といふ一件であるが、その眞相は必ずしも正純に謀叛の密謀があつたのではなかつた、たゞ正純が宇都宮城の

東照大權現

號を賜はり、やがて日光山に改葬された（平泉澄博士著東照宮史參考）。

秀忠の守成と幕府の基礎

二代將軍秀忠は所謂守成の大器であつた、彼は家康の後を承け、朝廷及び諸侯を威服することをはじめ、着々幕府の基礎を固めて行つたが、大坂滅亡の後所謂元和偃武の世となつて、こゝに德川幕府はいよ〳〵鞏固となつた。この

文學の勃興

元和偃武はまた家康の好學と文學奬勵とに密接なる關係がある、且つ時代の風尚は既に戰爭に飽いた、文學勃興の氣運がまたその間に釀成せられたのである。

藤原惺窩

家康は近世文學の鼻祖と稱すべき藤原惺窩を聘して講義を聽いてゐた、またその門人林道春を以て、記室の吏となし、古書を京都紳縉の間に求めたるもの多く、吾妻鏡をはじめ、活版に附して之を公刊せしめた。

家康の謀臣

家康の人物性格については前に述べて置いたが、またその成功の裏面にあつて彼を輔佐した謀臣が居つたことを忘れてはならぬ、それは創業の臣として縱橫の才能を發揮した本多正信・正純父子である。

本多正信正純父子

殊に關ヶ原役前後より帷幄の謀に與かり、家康が駿府に隱居した後は父正信江戶に居り、子正純駿府にあつて、家康と秀忠の下に各〻働いてゐた。正信の言行錄は世に本佐錄と稱

秀頼薩摩落の説

に本丸を保つに過ぎず、難攻不落の名城も冬の陣のやうに籠城が出來ず、已むを得ず幸村をはじめ、城外に打つて出で、殊死して戰つたが、衆寡敵せず、大將分の討死する者多く、遂に秀頼母子は城に火をかけて自刃し、豐臣氏はこゝに滅亡した、時に慶長二十年(元和元年)五月八日これを大坂夏の陣といふ。この時秀頼は遁れて薩摩に入つたといふ説がある、日本西敎史にも西國の一諸侯の許に遁れた風説を載せてゐるから、當時早くもその噂が行はれたやうであるが、信ずべからざるはいふまでもない。大坂陣に關する材料は非常に多きに上つてゐるが、俗書もまた少くない、手頃のものでは、まづ陸軍參謀本部から出版された大坂戰史や、大日本史料第十二編が尤もよい。また大坂陣に至るまで事態の經過については、史學雜誌第二十五編西田直二郎博士「大坂役前豐臣氏財政の史料」も參考すべきであらう。

家康薨ず

家康は凱旋して京都に入つた、そして禁中幷公家御法度や武家諸法度を出し、全國すべて徳川幕府の治下に歸したのを見て、彼は元和二年四月駿府に於いて薨じた、初め久能山に葬られたが、僧天海の議により東照大權現といふ神

ものなく、たゞ眞田幸村・後藤基次の如き浪人がその招に應じたに過ぎなかつた。しかし天下の名城に死を期して楯籠つた城兵は、百三十萬に上れる寄手の大軍に攻められてビクヽヽともしなかつた、家康は遂に和睦の議を城中に申入れ、一と先づ軍を引いて兵を旋し、更に再擧を計る外はないと決し、慶長十九年十二月こゝに和議が成立した、これが大坂冬の陣といはれてゐる。

木村重成

この和議に大坂の使者となつて家康の本陣に乘込んだ青年が木村重成であつた。然るに和議の條件中、城郭の一部を破却せんとの一條があり、外壕だけを埋むることを協約したにかゝはらず、本多正純が二の壕まで埋め立ててしめたので、大坂よりその違約を家康に責むれば、彼は之を正純の專斷に歸し、不得要領に返答しつゝ日を過す間に、遂に之を埋めて了つた。それに條件となつてゐた城中の浪人を扶助することについて、秀頼より交渉したところ、家康は却つて大に怒り、以ての外の事なりとて使者を却けた。大坂では最早この

本多正純

上は詮方なしと、再擧の議を決した、家康その報に接し、直に西下して大坂に迫り、大軍を進めて攻め寄せた。今は大坂城の外壕も二の壕も既に埋められ、僅

大坂夏の陣

坂に歸ることを許され、大藏卿局は案に相違して、その旨を復命した。

かくて家康の苦肉策は成功した、彼は且元に嚴命を下し、三ヶ條の條件を示したところ、且元は家康の薨去まで隱忍するを利なりとし、三ヶ條の中で淀君を江戸に下すことに同意し、一時を救はんと覺悟して大坂に歸り、その意見を述べしに、淀君をはじめ、大野治長等は大藏卿局の復命と相違するので、これ且元が關東に內應して淀君を質とするものと見做し、且元を殺さんと計畫した。

且元その領地に歸る

幸に織田信雄の好意によつて且元は所領茨木城に引籠り、その事を京都所司代板倉勝重に告げたことから、いよ／＼戰は破裂した、こゝに且元の忠不忠いづれかといふ問題が起るのである(辻善之助博士著人物論叢・三浦周行博士著日本史の研究參考)。

家康出馬の準備を整へる

家康は且元から勝重に申入れた顚末を聞いて、將軍秀忠と共に出馬の準備を整へ、諸大名に起請文を入れしめて出兵を促した。大坂では全く家康の術中に陷つたことを知り、この上は豐臣氏末期の花を飾らんと籠城の議に決し

大坂冬の陣

た、そして諸大名に太閤以來の恩顧を說き、加勢を勸めたけれど、一人も應ずる

經云鐘有十種功德一得梵音二有名聞三藏宿命四人皆愛敬五宣益
甚深六限照路七面貌端正八具福德九生天堂十證涅槃是故刱替罪
造石鐘諸佛出興周宣吐王刱輪煥空南唐寺主思懺悔欲其功德甚深
可知矣滿字一聲上徹天宮下震地府當鼓震擊音及微塵刹土使人天
幽明異類耳根清淨聞而警悟以證入圓通三昧其花不〻得子曰甚全
索莫甚以之掛吾寶撥祝曰伸寘依此鴻日

天子萬歳

台齡千秋　　銘曰

洛陽東麓　舍那道場　聳空瓊殿　貫虹畫梁　參差萬瓦
崔嵬長廊　玲瓏八面　焜燿十方　依然舊像　刹甲支垂
新鐘高掛　兩音千盤　響應遠近　律中宮商　十八聲鏗
百八聲杵　夜禪晝誦　夕燈晨香　上界聞竺　法寺無糊
東迎素月　西送斜陽　玉笥植地　靈山降福　吉祥光護
救苦於唐　靈異伴野　功德無量　妹陽食理　國家安康
四海施化　万歳傳芳　君臣豊樂　子孫殷昌　廣宴甘露
至瑞呈祥　佛門柱礎　法社金湯　英檀之德　水遠山長

旹慶長十九甲寅歳孟夏十六日

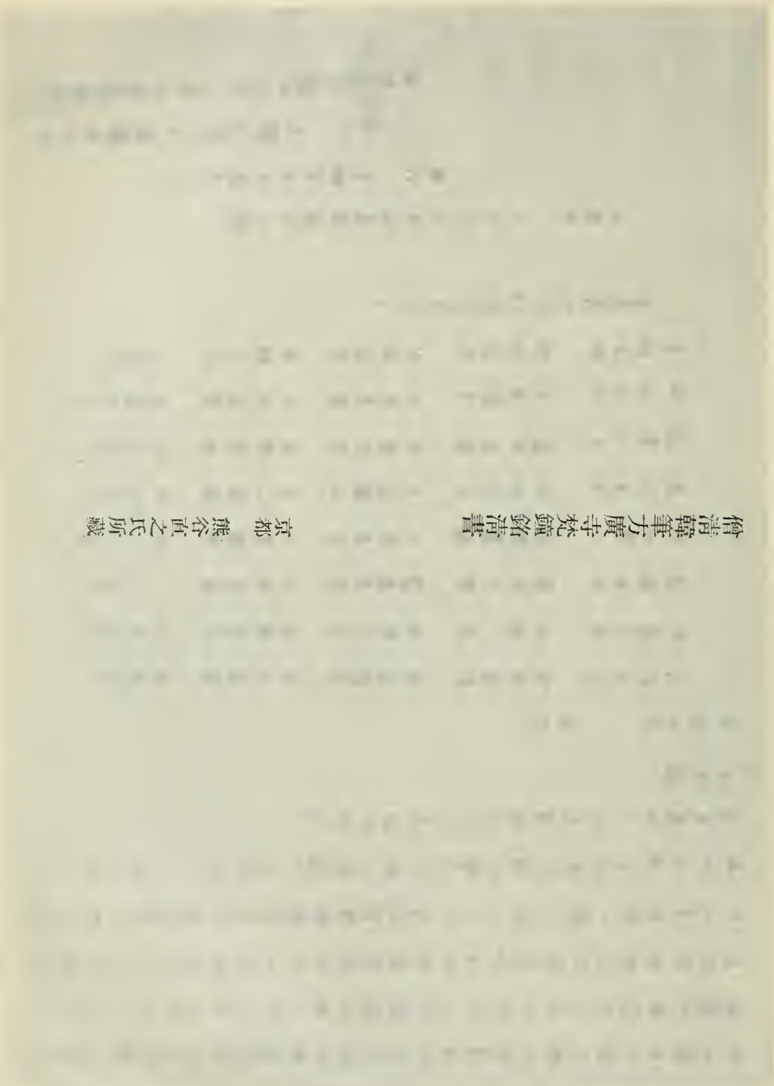
大檀那　正二位右丞相豊臣朝臣秀頼公

奉行　片桐東市正豊臣且元

冶工　名護屋越前少掾藤原三昌

前住東福後住南禪文英叟清韓謹書

[illegible]



傳淸韓筆方廣寺梵鐘銘淸書

京都　熊谷直之氏所藏

え果てた、はじめ好意を以て彼に對したやうに見えた家康は今や機會を捉へて起たんとする氣勢を示して來た。しかし秀頼は家康の下に屈するを欲せず、慶長十六年諸大名から幕府に差出した誓狀に連署しなかつたのみならず、大坂附の片桐且元など江戸參勤を命ぜられても、たゞ使者を出すに止まつた。また大坂は罪を得た者や浪人などの隱れ場所となり、幕府としてもこの治外法權の地をそのまゝにして置くことが出來ないのであつた。家康は既に老齡に及び、死期漸く近づいたので、まだ眼の明いてゐる内に是が非でも豐臣氏を亡ぼさねばならぬと、頻りに鷹狩などをやつて、身の養生に力めつゝ、機會の到るを待ちに待つてゐた。

片桐且元の隱忍

慶長十九年に至り秀頼が方廣寺の大佛供養を行はんとするや、淸韓長老の作つた鐘銘に「國家安康君臣豐樂」の句あり(銘文の淸書は京都熊谷鳩居堂に藏してゐる)、是れ家康を咒詛するものなりと、遽に供養が差止められた。且元駿府に至り辯解したけれど、家康はこれを聽かず、事容易に收まらぬ形勢となり大坂よりまた大藏卿局を下したところ、これは反對に甘言を以て遇せられ、大

國家安康の銘

且元駿府に下りて大いに辯解す

の大名の勢力を殺がんとす

千姫秀頼に嫁す

大佛の再建と社寺の修造を勸む

加藤清正の死

共に、何事でも德川氏の命に從はねばならぬやうに仕向けた。第一に諸方の城を修築して、頻繁に諸大名へ課役を命じ、中にも駿府・水戶及び名古屋の如きは最も財力を費さしめたもので、この際德川氏の歡心を失はゞ奇禍の己れに及ばんことを恐れ、諸大名が皆一生懸命にその事に從つたことは、名古屋城で加藤清正の築いだ天守が金の鯱鉾と共に有名であるのを見ても明である。また家康は表面豐臣氏と親密の意を示し、その孫女千姫を秀頼に嫁したが、陰には豐臣氏の財力を消耗せしめんことに力めてゐた。彼は慶長の大地震に破壞せられた大佛の再建や、近畿地方の社寺修造を秀頼に勸め、片桐且元等はそれらの奉行として大に苦心した。秀頼が修復した神社寺院で今日に殘れるものゝ多いのは實にこれが爲めである、遠きは紀州の熊野にまで及んでゐることが、棟札や擬寶珠等によつて證明される。

家康は嘗て豐臣氏の下に屬してゐた大名が、次第に彼に歸服して來る有樣を見て微笑を洩してゐた、そして慶長十六年清正の死は確かに家康をして豐臣氏を亡ぼす計畫に取掛らしめた所以であつた。秀頼は關白となる望も絕

たことは、心から豐臣氏の爲めに働くもの僅に加藤淸正その他二三の將士に過ぎなかつた所以であつて、到底家康が父祖以來主從關係を結んでゐた三河武士の敵手でなかつた。幕府は實に三河以來の譜代大名や旗本で組織せられたといつてよい。特に緣故の深い、そして腹心のものを擧げ用ゐて幕府の要路に立たしめ、それらの人々はみな德川氏のことを大事と考へたもののみであつた。それが後に、外樣大名でも重要なる役に任命せられることになつたのは幕府そのものゝ破滅であつた。

三河以來の譜代大名旗本のみ政務に關與す

幕府の創業期に於ける大事件については、こゝに簡單なる敍述に止めよう。第一に家康が關ヶ原役に大捷を得た後、それ〳〵諸將に賞罰を行ひ、殆んどその命令に從はぬものがなくなつた、たゞ幕府の治外法權にあつたものは大坂の豐臣秀頼であつた。無理にも之を滅ぼさなければ到底德川氏は枕を高うすることが出來ないのである、家康はどうしても安んじて瞑目することが出來なかつた、彼はジリ〳〵とその方策を講じた。尤も當時淸正・正則をはじめ、豐臣氏恩顧の大名が猶ほ多く生存してゐた、家康はまづ彼等の實力を殺ぐと

家康の秀頼に對する態度

豐臣氏恩顧

其他の奉行
御納戸
御使番
軍制
番頭と物頭
家康の政治機關を運用する態度

近侍で、後に政治上の取次役をも勤め、段々權力を得て來て、遂に柳澤吉保や田沼意次の如きものを出すことになつた。其下に小姓・御納戸・御持物奉行また鷹匠頭・御馬頭など、將軍附の役があり、作事奉行・小普請奉行などは作事建築の事に關係したが、後ち小普請入には、旗本で罪せられたものを任じた。また御納戸頭は、將軍の御手元または大奥の着物等すべて御納戸の事を扱ひ、御使番はもと軍陣に於ける傳令の役に當つたものであるが、平時には人々の擧動を監督する。又軍制には番頭があり、物頭があつて、軍事を練習する等すべて德川氏の政治の行き方は、從來の舊慣を本とし、これに鎌倉室町兩幕府の制度を斟酌して、その長所を採つたといつて差支ない。

家康が政治機關を運用した具合は、少しく秀吉と異なつてゐた。秀吉は人材でさへあれば、降伏して來た人でも皆之を任用した。五大老の如き、家康・秀家をはじめ、輝元・景勝など、皆嘗て一たび反抗して後に征服せられた人々といつてよい。これは秀吉に宿臣老將なるものがなかつたためでもあらうが、またその太つ腹の性格によるところである。しかし彼に譜代の人々が少かつ

宗門改奉行
踏繪の制
道中奉行
郡代と代官
勘定吟味役
御留守居役
御側衆

せる、例へば魚類は日本橋の魚河岸から、青物は神田の青物市場から上納する、また疊は疊町とか、染物は紺屋町とか、各々其受持が定めてある、京橋や日本橋あたりにさう云ふ町名があるのは、皆其受持を定めて置いた町名で、疊町といつても疊屋のみで一町が出來てゐたのでなく、たゞ疊を上納する町といふ意味である。

また種々特別なる事には、みな奉行が置かれてあつた、その重なるものを擧ぐれば、切支丹宗禁制以來宗門改めの奉行が設けられ、宗門帳により踏繪を行ふことなど皆その掌るところであつた、これは大目付が兼ねてゐた(史學雜誌第一編岡田正之氏「徳川幕府吉利支丹宗門改考」參考)。また勘定奉行の一人は道中奉行を兼ねてゐた。勘定奉行の下には郡代や代官があつた、郡代は關東八州代官は關東八州以外の幕府直領に置かれたものである。その他勘定吟味役は現今の會計檢査院の事を行つて居り、御留守居役は江戸城御殿の奧向の事のみならず、江戸に置いてある大名の夫人の事などに關係してゐる。役には公用取次の御側衆といふものも出來た、これは前にいつたやうに、將軍の

間口税

割のやうな間口税であつた、一小間を表六尺、奥行二十間と定め、其數に依つて各々町税を徴收したのである(江戸名主等については幸田成友博士著日本經濟史研究參考)。

地方三役

地方の百姓には名主又は庄屋があり、其下に、組頭百姓、更に其下には百姓代があつて、所謂地方三役を成し、それらが總ての事を行つた、そして從來村の百姓が名主を選んだ地方は、舊のまゝ自治に任せて置いたし、百姓代は一般に百姓より選出せられ、村は一の自治的人格を成して居たが、その主要なる意義は農民より領主への貢納が村の責任に於いて爲さしめられることであつた。

町人の組合

又町人の中には、商賣によつて種々の組合が造られてゐる、酒屋とか、木綿屋とか、各々其組合があつて、酒屋の税は一千兩、木綿屋の税は五百兩と、所謂營業税に當るものを全體で額を定め、組合で毎年納金する、そして仲間の中に行司が居つて、色々と相談し、その割前を決定したのである。

收入の確保を第一とす

德川氏の政治は成るべく役人の手數を省くと同時に收入の確保を期するにあつた。幕府に於いて必要なる品物も各々其商人から額を定めて納めさ

直領に奉行
重なる都市には町奉行
役寺及び別本山
江戸の市制
五人組
月行司

名へ種々の事を達したり、惡事をするものを彈劾したり、また老中以外の役人を彈劾する職權をも有つてゐた。かくて大老・老中は京都の宮門跡・公卿及び大名に關する事を扱ひ、若年寄は旗本及びその知行所の事を扱ひ、寺社奉行は神社・寺院・神官・僧侶の事を扱ひ、町奉行は江戸の町人の事を扱ひ、勘定奉行は將軍家直領の百姓を支配してゐた。其外幕府の直領となつて居る所には奉行が置かれ、重なる都市には町奉行が置かれた、そして同時に大小の目付があつて、人々の惡事を監督し、乞食非人或は願人坊主などにも皆各々其頭があつて支配する、諸方の寺院では江戸に役寺を置き、本山から江戸に別本山を立てゝ、幕府と種々の交渉をするといふ工合に、すべての方面に德川氏の政治が行き渡り、秩序整然としてこゝに國內の統制が出來上つた。

次に江戸の市制を見るに、町奉行の下に町年寄があり、其下に名主があり、地主があり、家主があり五人組があり、それらがすべての事をやつて行く、町內に關することは居付の地主が處分し、月行司を置いて地借店借に關する事を扱つた。また地方稅ともいふべきものは、間口に割付けたのであつて、今の戸數

町奉行
勘定奉行
關東代官
勘定所
目付衆
大目付

地院崇傳の二人が扱つてゐたが、崇傳が死んだ後、家光の時代にはじめて寺社奉行の名が起つた。町奉行は三河時代に本多重次・天野康景・高力淸長の三人を奉行として、岡崎の町と三河の在方とを支配せしめてゐた、佛高力、鬼作左などゝいはれたのはその頃のことである。家康が駿河に遷つた後ち、板倉勝重を駿府の町奉行としたが、天正十八年關東へ國換になつた時、勝重また江戶の町奉行となり、町々に關する一切の事を處理した、勝重は後ち京都所司代として名を揚げた人である。また勘定奉行は初め臺所と稱せられ、すべて收入支出に關する勘定を扱つてゐたが、家康が江戶に移つた後、伊奈忠次を關東八州の代官として、歲入歲出の事務に當らしめてから、名を改めて勘定頭と言つたのを、後に勘定奉行と改めたのである。

その外勘定所と云ふ役所が江戶城の本丸にも二の丸にもあつて、租稅や會計の事を掌つてゐた。また目付所と云ふ役所もあつたが、目付とは監督と云ふ意味で、もとは戰爭に於いて兵卒の取締監督をしたのであつた。三代將軍家光の時から大目付と稱するものが出來、目付と共に老中の手先となつて、大

傳奏屋敷

の事件は所謂傳奏屋敷で行はれた。傳奏屋敷は京都から公卿下向の時使用する以外、大概空き家であつたから、また集會所として、種々の事を討議したり、また裁判もしたのである。されば當時すべての事が如何にも簡素であつた、酒井忠清は下馬將軍といはれた程威權赫々たる人であつたにかゝはらず、嘗て評定所に於いて汗になつたからといひ、襦袢を取つて干したところ、繼ぎ張りしたものを着てゐたといふ。又評定にあたり遊女を呼び出して給仕人としたこともあつた。

評定所の式日及立合日

評定所に集まるものは大老・老中の外に、寺社奉行・勘定奉行及び江戸町奉行などである、月に極つた式日が三度あり、立合日も三度あつた。また大目付・目付なども此所に集まつて種々の事を議してゐたのであるが、後の時代になると、かく簡單にやつた事も次第に複雜になり、傳奏屋敷を二つに分けて、別に評定所を造ることになつた。

寺社奉行

寺社奉行・町奉行・勘定奉行は幕府の行政に當る主要の役である、寺社奉行は主として社寺に關する事を掌り、初めは別に奉行などゝいはず、板倉勝重と金

御側衆
御取次

評定所

居間と僅か一間しか隔つて居らぬ所で、家老や年寄の相談など將軍の居間から聞えてゐたといはれる。從つて將軍と家老・年寄との間極めて親密であると同時に、家老・年寄は專橫を行ふことが出來なかつた。然るに五代將軍綱吉の初政に、老中堀田正俊が稻葉正休に殺された、それが丁度將軍の居間の次の部屋であつたから、この後、老中の詰所を將軍の御膳立の間に移し、また之を御用部屋と稱することになり、將軍と大老・老中との間が多少疎濶になつて來た、其間に御側衆とか御取次とか云ふ役が出來て、將軍と老中との間に立ち、よい加減な事をするやうになつてから、御側衆に非常なる勢力を振ふものが生じて來た。

次に評定所と云ふ役所があつた、これは現今の裁判所に當る。大事件の場合には將軍自から出座して事を聽いたのである、例へば諸侯の御家騷動で重大なる事件は、實に將軍の直裁判であつた、尤も事件に依つては、大老や老中の役宅で行ふこともあり、彼の寛文年間に起つた仙臺藩の內爭、俗に仙臺騷動と稱する事件は、大老酒井忠淸の屋敷で裁判してゐる。しかし普通に町人百姓

たのも早くこの頃に萌したといへよう。

幕府の政治機關

こゝに德川氏の政治機關について略敍したい。家康は豐臣氏の後を受けて幕府を開いたが、元來三河の小さい大名から、家を起したのであり彼はその政治機關に殊更大袈裟な名稱をつけなかつたのみならず、舊來慣行のまゝに政治機關を續けて行つたところに武家主義が見られる、それはまた名を捨てて實を取つた鎌倉幕府の政策を襲うたのである。幕閣とも稱すべきものは

御用部屋

大老と老中

御用部屋と稱し、家老・年寄・若年寄がこゝに詰めて政務を執つた。尤もこの家老・年寄は、後には普通に家老を大老といひ、年寄を老中と稱するやうになつたが、將軍は後々まで老中を年寄といつてゐる。しかもこの名稱は三河以來のものであつて、幕府を開き將軍となつてから特に設けたものではなかつた、家康に政治的見識があつたことを觀るべきであらう。なほ若年寄は家光の時

若年寄

から旗本の事を支配せしむる爲めに置かれたもので、老中の子息を任じたから若年寄といつたのである。

御用部屋の位置

御用部屋は鎌倉時代に於ける政所に相當するものである。初めは將軍の

澤庵の上疏

春日局の斡旋

明正天皇の卽位

朝廷幕府の背離と尊王論の萌芽

れんとする程であつた。御受禪になる親王は東福門院の御腹に生れられた皇子で、徳川氏が內々希望してゐた御方と略纏まりしに、忽ち御惱にて薨去あらせられしため、女一宮に御讓位の內意あることを幕府に傳へ給うた。久しく女性天皇の卽位中絕したことゝて、幕府は顯はに辭退申上げたが、議未だ決せざる間に、紫衣勅許について大德寺の澤庵宗彭等が參禪悟入の必ずしも年臈に關係せざるを上疏せしより、幕府は澤庵以下四人を流罪に處し、其他出座の綸旨を取り上げ、勅許の紫衣を褫いだもの七十餘人に及んだ。されば天皇の御鬱憤はますく甚しく、重宗朝幕の間に立つて百方和解せしかど、却つて進退谷まる情勢となり、遂に家光の乳母春日局天氣奉伺を名として上洛し、斡旋するところあり、天皇は俄に女一宮に御讓位遊ばされ、久しく絕えたる女性天皇の登極を見ることゝなつた、卽ち明正天皇であらせられる。その御內意を伺つてゐたものは二條康道と中院通村二人に過ぎなかつた、通村は之が爲めに武家傳奏の職を罷め、江戶に召下されて四五年の間滯在してゐた。されば朝廷幕府の背離は既に當時に兆したのであつて、尊王論が起るやうになつ

入内の事將に破れんとしたが、近衞信尋の斡旋により僅に事なくして濟み、翌六年六月女御宣下、卽日御入內になつた、後ち東福門院と申し上げる。その入内には關白以下の公卿扈從し、前代未曾有の盛儀を極めた。秀忠はまた近臣を御附武家とし、ついで之を二人に定めて女御御殿内外の事を掌らしめた。やがて禁中にも仙洞にもこの御附武家を置くことゝなり、宮廷の事情手に取るごとく幕府に通せられ、所司代と内外相應じて朝廷を監察し、その隱れたる權力は傳奏衆と拮抗する程であつた。

かくて幕府は一方に於いて禁中幷公家御法度を以て朝廷を檢束し、他方に於いてまた御附武家を置き宮廷の事情を監察せしめたのであるが、紫衣勅許の事についてこゝに端なくも朝幕衝突の幕が開かれた。寛永四年秀忠上洛の後に、當時僧錄司の職にありし金地院崇傳が調査したところ、大德・妙心二派の紫衣勅許が如何にも濫授に陷つてゐたことが明になり、所司代板倉重宗その差止めを幕府に申請した。併し一たび朝廷より下したまひし綸旨を取消すことは、事體甚だ重大であり、後水尾天皇は逆鱗の餘り、御讓位の旨仰せ出さ

東福門院の入內
御附武家
所司代御附武家と傳奏衆
朝幕の衝突
紫衣勅許差止について後水尾天皇の逆鱗

の法度を楯にし「無其器用者」として反對が出來、また僧侶の昇進を定め、門跡等の任敍、紫衣の勅許、上人號等受與にまで言及してゐるのは、幕府が宗教方面にまで干渉せんとしたことである。殊に傳奏の命に違へる者を流罪とするが如き、幕府が朝廷に對して事をなすに都合よきものであつた。しかも朝幕の衝突は必ずこの禁中幷公家御法度に關する爭議から起る運命を有してゐた。

また家康は朝廷に對し幕府の勢力を張らんがため藤原氏の先例を追ひて、女御入内を計畫した。これは武家として既に平清盛が實行し、ついで實現には至らなかつたが頼朝も女を土御門天皇の後宮に納れんとしたのである、家康が威勢を示すと共に、朝廷の内情を知らんがため、之を希望したのは當然であつた。朝廷では容易に御聽許なく、家康の時代を經過したが、藤堂高虎の斡旋と、板倉勝重の盡力とにより、元和五年秀忠の女を後水尾天皇の女御に入内せしむることとなり、秀忠はその準備に取りかゝつたところ、端なくも幕府の内意を諮はずして天皇の外戚廣橋兼賢を内大臣に任ぜられたこと及び女御入内以前に女官の腹に皇女の降誕あつたことが秀忠の怒を買ひ、一時は女御

上者、可准之、但皇子連枝之外門跡者、親王宣下有間敷也、門跡之室之位者、可依其仁體、考先規、法中之親王、希有之儀也、近代及繁多、無其謂、攝家門跡、親王門跡之外之門跡者、可爲准門跡事

一僧正、大正權門跡、院家、可守先例、至平民者、器用卓拔之仁、希有雖任之、可爲准僧正也、但國王大臣之師範者、格別之事

一門跡者、僧都大正少權法印任叙之事、院家者僧都大正少權律師、法印、法眼、任先例任叙勿論也、但平人者、本寺推擧之上、猶以相撰器用、可申沙汰事

一紫衣之寺者、住持職先規希有之事也、近年猥勅許之事、且亂﨟次、且汚官寺、甚不可然、於向後者、撰其器用、戒﨟相積有智者之聞者、入院之儀可有申沙汰事

一上人號之事、碩學之輩者、爲本寺撰正權之差別、於申上者、可被成勅許、但其仁體、佛法修行及二十箇年者、可爲正、年序未滿者、可爲權、猥競望之儀於有之者、可被行流罪事

諸家昇進の次第

この法度も朝廷の勢力を抑制せんがために幕府が自から都合のよいやうに適用すべく出來てゐる。朝廷に於いて攝關を任せらるゝ場合に幕府の内意を伺はずして發表せらるゝか、もしくは不同意の人であるなら、何時でも、こ

直衣等之事

仙洞之御袍、赤色、橡、或廿御衣、大臣袍、橡異文、小直衣、親王之袍、橡小直衣、公卿着禁色雜袍、雖殿上人、大臣息或孫、聽着禁色雜袍、貫首、五位藏人、六位藏人、着禁色、至極﨟着麴塵袍、是申下御服之儀也、晴之時者雖下﨟着之、袍色、四位以上橡、五位緋、地下赤衣、六位深緑、七位淺緑、八位深縹、初位淺縹、袍之紋、轡唐草輪無、家々以舊例着用之、任槐以後異文也、直衣公卿禁色直衣、始或拜領家々、任先規着用之、殿上人直衣、羽林家之外不着之、雖殿上人、大臣息又孫聽着禁色、直衣、布衣、直垂、隨所着用之也、小袖、公卿衣冠之時者著綾、殿上人不着綾、練貫、羽林家卅六歲迄着之、此外不着之、紅梅、十六歲三月迄諸家着之、此外平絹也、冠十六歲未滿透額、帷子、公卿、從端午、殿上人、從四月酉賀茂祭、着用普通之事

一諸家昇進之次第、其家々守舊例可申上、但學問、有職、歌道令勤學、其外於積奉公勞者、雖爲超越、可被成御推任御推叙、下道眞備雖爲從八位下、依有才智譽、右大臣拜任、尤規模也、螢雪之功不可棄捐事

一關白傳奏幷奉行職事等申渡儀、堂上地下之輩、於相背者、可爲流罪事

一罪之輕重、可被相守名例律事

一攝家門跡者、可爲親王門跡之次座、攝家三公之時、雖爲親王之上、前官之大臣者、次座相定

一天子諸御藝能之事
第一御學問也、不學則不明古道、而能致太平者未之有也、貞觀政要明文也、寛平遺誡雖不究經史、可誦習群書治要云々、和歌、自光孝天皇未絕、雖爲綺語、我國習俗也、不可棄置云々、所載禁秘抄、御習學專要候事
一三公之下親王、其故者右大臣不比等着舍人親王之上。殊舍人親王、仲野親王贈太政大臣、穗積親王准右大臣是皆一品親王以後、被贈大臣時者、三公之下、可爲勿論歟、親王之次、前官之大臣、三公在官之內者、雖爲親王之上、辭表之後可爲次座、其次者諸親王、但儲君者格別、前官大臣關白職再任之時者、攝家之內、可爲位第事
一淸華之大臣辭表之後座位、可爲諸親王之次座事
一雖爲攝家、無其器用者、不可被任三公攝關、況其外乎
一器用之御仁體、雖被及老年、三公攝關不可有辭表、但雖有辭表可有再任事
一養子者連綿、但可被用同姓、女緣者家督相續、古今一切無之事
一武家之官位者、可爲公家當官之外事
一改元者、漢朝年號之內、以吉例可相定、但重而於習禮相熟者、可爲本朝先規之作法事
一天子之禮服、大袖、小袖、裳、御紋十二象、諸臣禮服格別御袍、麴塵、青色、帛、生氣御袍、或御引直衣、御小

朝廷の特權

としたそれでなければ鎌倉時代に幾たびか起つた公武の紛爭衝突を生ずべきは明なることであつたから、軍事外交をはじめ政治は一切幕府で取扱ひ、位階や受領など名譽に關する事だけを朝廷の特權としたのである。從つてこの後朝廷はたゞ恒例臨時の儀式などを行はるゝに過ぎないところとなつて了つた。慶長十四年廷臣女官の問題が起つた時なども、朝廷より幕府に御下問があつて、嚴罰に處せられてゐる。しかし幕府は朝廷に對してまた大に備ふる所があつた、前にいつた通り、その腹心藤堂氏を伊賀・伊勢に、井伊氏を近江に封じて、京都の押へとなし、京都江戸の間は親藩もしくは譜代大名を以て之を固めたと同時に、鎌倉時代に於ける六波羅探題と同じく、特に京都所司代を置いて京都の民政に當らしめ、同時朝幕の間に立つて周旋せしむることにしてゐる。始めて之に任せられたものが駿府の町奉行以來令名あつた板倉勝重である、後ち其子重宗父の職を繼ぎ、またよく徳川氏のために活動した。

京都所司代

板倉勝重

禁中幷公家御法度

家康は武家諸法度を出せし後十日(元和元年七月十七日)、禁中幷公家御法度を定めて朝廷を檢束し奉つた。

てゐた南禪寺金地院に藏せられてゐる。すべて十三條、文武を奬勵し、佚遊華奢を誡め、儉約を守らしめ、衣裝乘輿等の分限を定むるなど、武家の心得べきことを主とし、近世の武家法として大に注意すべきものである。しかも解釋の如何によつては幕府に取つて有利なやうに文辭を列ねてゐる、例へば文武弓馬の道を嗜まぬといつて、大名の封を削ることも出來よう、群飮迭遊といつても、その程度は幕府の睨み方によつて定まるのであつた。又新儀城池の禁の如きは、實に諸侯制御策の一であつて、その修補ですら精細なる繪圖を添へて願ひ出でねばならなかつた。もし一たび之に觸れると、直に嚴罰が下るので、諸侯殊に外樣大名にして德川氏に對し不利なるものあれば、幕府はこの武家諸法度を口實として轉封したり領地を沒收したりしたのである。福島正則・加藤忠廣をはじめ封を奪はれたのは、皆この法度に坐したのである。

新儀城池の禁

家康の京都に對する考慮

家康はかくの如く諸侯の制御策に苦心したと同時に、京都に對してもまた周密なる考慮を廻らした。既に江戸に幕府を開き武家政治を布くこととなつた以上、彼は朝廷と幕府との關係を定めて公家を全然政治圈外に置くこと

可レ隨二其分限一矣、

一衣裳之品不レ可二混雜一事

君臣上下可レ爲二各別一白綾、白小袖、紫裏、練無紋小袖、無二御免一衆、猥不レ可レ有二着用一近代郎從諸卒、綾羅錦繡等之飾服、非二古法一甚制焉、

一雜人恣不レ可二乘輿一事

古來依二其人一無二御免一乘家有レ之、御免以後乘家有レ之、然近來及二家郎諸卒一乘輿、誠濫吹之至也、於二向後一者、國大名以下一門之歷々者、不レ及二御免一可レ乘、其外昵近之衆、幷醫陰兩道、或六十以上之人、或病人等、御免以後可レ乘、家郎從卒恣令レ乘者、其主人可レ爲二越度一但公家門跡幷諸出世之衆者非二制限一

一諸國諸侍可レ被レ用二儉約一事

富者彌誇、貧者耻レ不レ及、俗之凋弊無レ甚二於此一所レ令二嚴制一也、

一國主可レ撰二政務之器用一事

凡治國道、在レ得レ人、明察功過、賞罰必當、國有二善人一則其國彌殷、國無二善人一則其國必亡、是先哲之明誡也、

この武家諸法度は金地院崇傳の草したものである、その案文が彼の住持し

武家諸法度

一 文武弓馬之道専可相嗜事
左文右武古之法也不可不兼備矣弓馬是武家之要枢也号兵為凶器不得已而用之治不忘乱何不励修錬乎

一 可制群飲佚遊事
令條所載厳制殊重耽好色業博奕是亡国之基也

一 背法度輩不可隠置於國々事
法是礼節之本也以法破理以理不破法背法之類其科不軽矣

[illegible]也

一 國主可撰政務之器用事
凡治國之道在得人明察功過賞罰必當國有善人則其國弥殷國無善人則其國必亡是先哲之明誡也

右可相守此旨者也

元和貳年丙辰十月 日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

僧崇傳筆武家諸法度

京都　南禪寺所藏

法是禮節之本也、以法破理、以理不破法、背法之類、其科不輕矣、

一國々大名小名幷諸給人各相抱士卒、有爲叛逆殺害人告者速可追出事

夫挾野心之者、爲覆國家之利器、絕人民之鋒劍、豈足允容乎、

一自今以後、國人之外不可交置他國者事

凡因國其風是異、或以自國之密事告他國、或以他國之密事告自國、佞媚之萌也、

一諸國居城、雖爲修補必可言上、況新儀之搆營堅令停止事

城過百雉、國之害也、峻壘浚隍大亂之本也、

一於隣國企新儀結徒黨者有之者、早可致言上事

人皆有黨、亦少達者、是以或不順君父、乍違于鄰里、不守舊例、何企新儀乎、

一私不可締婚姻事

夫婚合者陰陽和同之道也、不可容易、易睽曰、匪寇婚媾、志將通、寇則失時、桃夭曰、男女以正、婚姻以時、國無鰥民也、以緣成黨、是姦謀之本也、

一諸大名參勤作法之事

續日本紀制曰、不預公事、恣不得集己族、京裡二十騎以上不得集行云々、然則不可引率多勢、百萬石以下二拾萬石以上不可過二十騎、十萬石以下可爲其相應、蓋公役之時者、

旗本武士困窮の遠因

江戸を中心とし、豪奢の風漸く甚しくなつた所以で、幕府が幾たびか儉素勵行の令を下したるにかゝはらず、風俗は次第に頽廢し、旗本の困窮また從つて生じた、そして幕府の實力も減じ行くのであつた。

武家諸法度

これら諸大名に對する家康の制御策として纏まつたのは、彼が大坂を亡ぼすや否や、慶長二十年(元和元年)七月七日發布した武家諸法度である。若しこの法度に觸るれば、親藩といへども轉封、國除少しも遠慮せずに實行されたのであり、徳川時代全體を通じその關係するところ頗る大なるものがあるから、左に之を揭出しよう。

一文武弓馬之道專可相嗜事

左文右武、古之法也、不可不兼備矣、弓馬者是武家之要樞也、號兵爲凶器、不得已而用之、治不忘亂、何不勵修練乎、

一可制群飲佚遊事

令條所載嚴制殊重、耽好色、業博奕、是亡國之基也、

一背法度輩不可隱置於國々事

痛を與へたものである。後には已むを得ず從者を減ずるものすら出來たのであるが、同時に諸大名は江戸に邸宅を有し妻子をこゝに置く以上、大勢の家來を滯在せしむる必要があり、その國詰の年には江戸に留守居役を置いていろいろの仕事をやらせたので、留守居役は外交官のやうなものとなつた。これらの費用もまた莫大の額に上り、諸大名をして財力を消磨せしむるによい方便であつた。それで諸大名の疲弊次第に甚しく、後には上下の度數を減せんことを建議したものもあるが、この嚴制を廢するは、卽ち幕府の威信に關する所以であり、無論之を寬にする譯に行かなかつたところ、幕末に至り、外患交〻起り諸大名多く藩地に留まつて邊防の任に當る必要を生じ、文久年間この制度が廢止の姿となつたのは、また實に諸大名をして幕府を憚らぬ行動に出でしめた所以でもあつた。

諸大名の留守居役

江戸の繁昌

この參勤交替制は大に江戸の繁昌を加へしめ、江戸は我が國に於ける最大都市となつた、また成るべく田舍武士を江戸に落ちつかしむる樣にしたから、大名の夫人など國に歸ることゝなつても、之を好まなかつたといふ。これが

幕府に對する諸大名の義務

諸大名の江戸參勤

高輪御殿　白山御殿

參勤交替の制

將軍は代替ごとに諸大名に朱印狀を與へて安堵した、之に對し諸大名は如何なる義務を有したかといふに第一に、戰時に際し出兵する、之を軍役といつてゐる、平時にあつては、幕府初世の頃殊に江戸城をはじめ名古屋城の修築など臨時の課役を命ぜられたが、全般的に諸大名の大なる義務は將軍に機嫌伺の爲め江戸に參勤することであつた。尤も關ヶ原役後間もなくその事は行はれたけれど、家康秀忠の時代までは舊來の關係から將軍と外樣大名とは純然たる主從といふ譯に行かなかつた。大大名が江戸に參勤するときには將軍は鷹狩などに托して自から出迎へ、歸國の際にもまた見送つた、その送迎慰勞の爲め東海道の入口には高輪御殿、中仙道の入口には白山御殿が建てられてあつた(今はたゞ地名に殘つてゐるのみである)。然るに三代將軍家光の代となり寛永十二年更に參勤交替の制を定め、東西に分けて其の半づゝを、一年は江戸詰、一年は國詰とし、隔年一度互に交替せしめ、歸國に際しては幕府の許可を得しむることゝなり、將軍の送迎も止んでしまつた。この參勤交替はそれぞれ家柄により途中の行列人馬の數なども定まり、諸大名にまた經濟的苦

入り鐵砲出女

砲出女」といつて鐵砲を江戸に持ち込むことと江戸から婦人が外に出づる場合が最も嚴重であつた。それは諸大名の夫人を半ば人質の意味で江戸の藩邸に置かしめたからであり、箱根の關所改は男女の間に輕重があつた。男の

關所改めと關所手形

關所手形は單に大名から斯く〳〵の者が通行するから關所を通して呉れと書いて、關所の番人に充てたものであるが、婦人が江戸より出る場合にはかく簡單なる手形でなかつた。先づ幕府の留守居に願ひ出で、留守居から關所の番人にあてゝ手形を出すのであつた、また關所には人相を調べる役の女が居

嚴重を極めた婦人の關所手形

つて、一々頭髮の中まで搜索した、若し女の人數に一人でも相違があれば、如何に幕府と親密なる關係を有してゐた大名と雖も、決して通行を許さなかつた。一例をいへば懷胎した女が關所の手前で出產した場合にも、手形に一人とあれば、その通行を許されないのである。然るに文久以後になると、諸侯の夫人も國に歸ることを許され、それまで幕府の留守居から出された婦人の關所手形も、また男と同じく大名が直接に出すやうになつた。關所手形にまでも幕府の勢力盛衰の一端が現れてゐるといつてよい。

次第に西部の外様大名の勢力强大となる

ころあつたにせよ、その巧妙周到なる諸侯配置は、信長秀吉の大ざつぱな遣り方とは同日の論でなかつた。しかしこの諸侯の配置にはやがて變動が起つた、德川氏の初世にあつて、大名の勢力が東西殆んど平均してゐたのも、次第に西の方に外様大名が多くなつて、東西平均を失ふに至つたのは、京都以西の雄藩をして活動の機會あらしめ、遂に明治維新を實現せしむるに至つた所以ともいへよう。既に元祿の頃荻生徂徠は、西方の外様大名の祿を削つて、譜代もしくは御家門の祿を增したいと建議してゐる。

東海道五十三次

德川氏が江戶京都の間にそれぐ\譜代大名を配置したのは、上に述べた通りであるが、同時に、東海道五十三次の交通に意を用ゐ、關所を整理しまた新設したこともこゝに注意すべきである。中にも箱根は江戶城の外廓に當るので、幕府の腹心たる大久保氏を小田原に封じて兼ねて關所を守らしめ、通行人の關所手形を檢すること非常に嚴重であり、東海道を上下するものは如何なる人でも關所手形を出さなければ、通行を許されなかつた。箱根舊本陣には當時の遺物また文書の見るべきものが多く保存せられてゐる。また「入り鐵

らう。

外様大名に對する警戒

諸大名の中で徳川氏が尤も多く關心したのが外様の諸大藩であつた。加賀の前田氏・仙臺の伊達氏・秋田の佐竹氏・米澤の上杉氏・土佐の山内氏・安藝の淺野氏・長州の毛利氏・九州の鍋島、細川・黑田・島津四氏等はその雄なるものであつた。固より關ヶ原役後第一次の配置では安藝の福島氏・肥後の加藤氏その他にも外様大名があつたけれど、寛永の頃までに國を除かれ、外様大名といつても皆幕府の鼻息を窺ふものばかりになつた。しかも徳川氏はその間に譜代大名と直領とを相交へて、外様大名の連絡を阻害した。また京都附近には徳川氏に昵近なるものを選んで之を封じ、姫路には初め家康の女婿池田輝政を置き、後に譜代股肱の大名酒井氏を置き、彥根には井伊直政を封じて隱然京都を守らせ、伊勢に藤堂高虎を封じて伊賀を併せ領せしめ、伊勢京都の間を安固ならしめた。

御三家

御一門

家康はまたその三子を要地に配置し、賴房を常陸に、賴直を尾張に、賴宣を紀伊に封じた、之を御三家といつてゐる。また御一門と稱した者の中に出雲の松平氏や、越前の松平氏などがある。されば彼は秀吉に倣つたと

東海東山二道と京都附近には外様大名を置かず

直領譜代大名外様大名領の錯綜

直領の要所に奉行を置く

京都所司代

が東國を領國としてその信任せる諸將を國守となし幕府の安全を圖つたのと同じく、家康は關東八州を全く直領として旗本の諸士にこれを分け與ふることとし、江戸より京都に通ずる東海・東山兩道には關ヶ原役後新附の大名卽ち外様大名を殆んど一人も置かず、幕府の親藩か、三河以來の舊臣か、もしくは關ヶ原役以前に臣從した譜代大名を配封したのである。且つ京都の附近に於いても、外様大名を配置することはまた朝廷を牽制する政略上不便であるから、すべて譜代大名を封ずるか、又は幕府の直領とし、外様大名の中でも、特に徳川氏と親密な人でなければ多く僻遠の地に配置せられ、その勢力を張らしめざるやうにしたのである。この幕府の直領と譜代大名・外様大名との領地を互に錯綜せしめ、巧みに相牽制せしめたところに徳川氏の苦心が多く存じてゐる。殊に要所々々の直領にはそれ〴〵奉行を置いて支配せしめた。今その主なるものを擧ぐれば大坂・伏見・堺・長崎・山田の奉行をはじめ、佐渡の金山を支配する爲めに佐渡奉行を置いたのであるが、その最も重要なるものは實に京都所司代であつた、所司代については皇室幕府の關係の條に述ぶるであ

德川氏の地位

家康賴朝に私淑す

後また何等憚からず、その思ふまゝに種々の施設を行つたが、それについて先づ苦心したのは諸侯制御の政策である。元來家康は源賴朝に私淑し、鎌倉幕府時代に於ける武家制度の眞髓を捉へた、賴朝が功勞ある武士の恩賞を一處に集中せずして諸所の地頭職に補したことなど、武士を制御する上に最も好都合であつたことは、家康の必ずや看破したところであらう。また室町時代に入り、諸將を勢力あるものにしたことが足利氏の亡びた所以の一であるのも、彼は早く認めてゐたであらう。しかも信長の後を承けて天下を統一した秀吉の諸侯配置策は更に家康をして大に得るところあり、彼が尾張を親藩としたのも實に秀吉が秀次を封じた政策を踏襲したといへよう、その諸藩や直領を交錯せしめた配置は如何にも巧妙であり、周密であつた。

諸侯の配置

第一に彼は、朝廷と幕府との關係から諸侯の配置を計畫した。德川氏が江戸にあつて政權を執つて行く以上、彼は朝廷に對して一から十まで都合よくその關係を保つことの到底不可能なるを豫想した、これも賴朝以來鎌倉幕府が常に注意を拂つたことで、京都と關東との連絡は尤も重要であつた。賴朝

皇室と幕府との關係

土呂一揆

家康濱松城に移る

關ヶ原役後

かつたことは、少年時代からの境遇も然らしめたといへよう。彼は初め織田氏に質となり、ついで今川氏に質となつてゐたが、義元桶狹間に戰死した後、やがて織田氏に屬した。當時家臣すら家康に反對する者があり、殊に土呂一揆と稱する一向宗一揆蜂起するや、これに應ずる家康の家臣また非常に多かつた。かゝる窮境に立つても家康は毫もその方向を誤らず、遂に三河を平定し、更に進んで遠江を併せて居を濱松に移し、ついで甲州の武田氏と對抗し信玄西上するや、三方ヶ原に大敗し、濱松城また陷れられんとした事もあつたが、その間巧みに勢力を囘復し、やがて駿河を定め甲斐を加へ、その勢力信濃に及んだ。この長い間の辛苦艱難が家康を玉成せしめたのである。急いでは大事を成し得ないといふのが實に家康の信條であつた。これら家康前半の生涯に關しては大久保彦左衛門著三河物語または松平家忠日記などがよく事實を傳へてゐる、岩淵夜話とか三河後風土記とかいふ類はその記述に誤多く、信用出來ないものである。

さて關ヶ原の役は德川氏の勢力を全く確定的のものにした。家康はこの

引き移つて了つたので、秀吉もその神速なるに驚いた。これは家康が秀吉の意を察し、出來るだけ早く故國を去つて秀吉に安心させたのであらう。また家康は武田信玄の民政について學ぶところ多く、秤の制度も武田氏の遺法を採用してゐたが、關東に入部するや、北條氏がこれまで行つてゐた弊政を悉く除き去つた。

家康北條氏の弊政を除く

それらの點から觀ても、家康の性格は鈍重のやうに見えて、寧ろ機敏なるところがあつた、たゞ善く前後の利害を研究して、事を愼重に行ひ、その過失なからんことを期し、機會の到るまでは隱忍に隱忍し、待ちに待つてゐたところにそのえらい性格が存する。秀吉は彼に對して出來る丈けの禮遇を盡した、同時にまた家康の勢力は隱然として諸侯の上に重きをなしたのみならず、彼は諸侯の間に私恩を施し、その人望を得るに力めてゐた、例へば秀吉の機嫌に觸れた人があれば、出來る丈け其間に立つて周旋し、秀吉の怒を解いてやつた、之を德として彼に靡いた人々も多かつた。

家康の性格

家康の人物は實に忍の一字で代表し得る。その總べての事に堪忍力の强

家康の忍耐力

秀吉はじめ堀秀政に八州を與へんとす

家康江戸城を修治して居城となす

大に堀秀政を信用し、關東八州を秀政に與へて、家康の背後を扼せしむるのがその意思であつたやうであるが、不幸にも秀政は北條氏の降伏する以前に卒去したので、家康に關東八州を與ふることになつたのである。それにしても秀吉の政策は必ずしも拙でなかつた、卽ち家康の領してゐた三遠駿甲信の五國を引きあげて、八國とはいひながら、從來德川氏と何等の關係なき土地を與へたのである。家康は父祖以來、殊に自から辛苦艱難して獲得した領土を奪はれたと云つてもよいことになる、彼は秀吉の處置に對し不平であつた、しかし能く之を忍んで直ちに關東に移つた。彼は地形を見て江戸城に治し、太田道灌の城跡に本丸を置き、榊原康政に命じて町の地割等を爲さしめた、當時本丸は茅葺の家で、玄關も船板を張つてあるほどの粗末な有樣、これに修築も加へず、たゞ周圍を造つた丈けであつたといふ。城の附近の地は小祿の人に與へ、遠き所は大祿を取つて居る人に與へ、銘々に人馬を養はしめて、耕作せしめた。いはゞ一種の屯田策を講じたのであつて、順番に江戸に參勤していろいろの仕事をさせることにし、殆んど半年の間に舊領地にゐた家來が皆江戸に

つて信雄を援け秀吉に反對した、そして小牧山の役に彼の威名はます〳〵天下に重くなつた。併し秀吉の勢力既に成り、その人物の大なるを見て、彼は秀吉と握手ししばらく隱忍して膝を秀吉に屈してゐた。

秀吉と家康との比較

ムルドック氏著日本歴史の序文に秀吉と家康とを評し、秀吉はナポレオンであり、家康はシャーレマンであると、いつてゐるのは或點まで當つて居る。ナポレオンがコルシカ島の一青年から起つて遂に佛蘭西皇帝となり、歐羅巴諸國を席卷したのは、秀吉が尾張中村の一匹夫から出でゝ全國を統一したのと非常によく似てゐる、その末路の悲劇的なるも、東西の兩雄に向つて一掬の涙なき能はずである。またシャーレマンが獨逸・佛蘭西・伊太利に跨つた大帝國を建設したのは、もと三河の一領主であつた家康が遂に江戸幕府を開くに至つたのと好一對であるやうに思はれる、そして秀吉・家康兩人の性格が相異なれるはまたその畫像にも現はれてゐる。

家康北條氏の舊領關東八州を領す

秀吉は小田原を亡ぼした後、家康の舊領五國を沒收し、その代りに北條氏の舊領關東八州を與へた。尤もこれは初め秀吉の意思でなかつたらしい、彼は

家康藤原氏を稱す

なくて、確かに藤原氏を稱したことがある。恐らく德川氏は早くから三河に居つた地頭であつて、もと加茂朝臣であつたらしい。田中義成博士の說によれば、三河桑子の妙源寺文書に、田地などを寄進した古文書がある、それに據ると皇家中興時代のころから德川氏の先代と思はるゝ人々がこの寺と代々師檀の關係にあつたやうであるが、家康の祖先が他國から流浪して來たのでないかは確でない。文明のころ信光の時代には既に岩淵にあつて勢力を有し、

松平信康

次第に三河の平野に進出したが、家康の曾祖父信康はまた群雄爭霸時代に於ける傑物であり、德川氏は遂に三河に於ける最も有力なる豪族となつた。

家康は海道一の弓取

家康は海道一の弓取と呼ばれ、織田信長の爲めに今川・武田二氏に當り、遂に

家康三遠駿の三國を領す

三河・遠江・駿河三國を領し、東海道の雄鎭となつた。天正十年信長本能寺に弑せらるゝや、秀吉が明智光秀を誅し、織田信孝・柴田勝家を滅ぼし、やがて織田氏に代つて政權を執つたが、信長に重んぜられた家康は秀吉の下に屈するを欲

家康甲斐信濃を徇ふ

せず甲斐・信濃を徇へて嵎を負へる虎の如き勢を示し、秀吉と對等の關係を保たんとしてゐた。されば、秀吉また織田信雄と不和を生ずるや、家康は義に仍

(イ)　幕政創始時代

德川氏の出自

こゝには先づ筆を德川氏の家系に始めよう。この問題は嘗て國學院雜誌に井野邊茂雄博士や阿部愿氏などの考證が出たこともあり、今日では大體明かにされたが、史學雜誌第三十編渡邊世祐博士「德川氏の姓氏に就て」同誌第三十三編宮地直一博士「三河國に於る德川氏の氏神」等も參考すべきものである。その系圖では皇家中興時代に於ける忠臣新田氏の後胤が流浪して三河國に來り、松平氏の養子になつて家を興したといふのであるが、前きに氏姓の變遷を述べた所でいつたやうに、家康は始めから源氏とのみ稱してゐたので

對し、ありのまゝの事實だけを舊記等によつて考證せられたもので、參考とするに足るものである、今德川時代だけのものについてその目次を擧げよう。

（第一卷）

（第二卷）

に關し、獨創の見解を示された諸論文が收められてゐる。なほ吉田東伍博士の徳川政教考や江戸時代などもこの時代に關する好著である。その他、日本教育史資料・日本經濟大典・日本財政經濟資料・日本近世經濟叢書等は廣く徳川時代に於ける學者の論策や教育關係の史實を拾蒐收載して學徒に便を與へてゐる。法令・觸書または定書等については徳川禁令考・寛保御觸書集成などが最もよく纏まつたものである。

こゝに一言したいのは、或る事柄を面白く讀ませようとして作られたものが、この時代に少くないことである、それが大衆の嗜好に投じ、演劇又は講談等に仕組まれ、人口に膾炙せるため、却つて眞の事實が葬られたものがある。また中には公儀を憚り、殊更に事實を隱蔽して敍述したものもあり、餘程注意して之を檢討しなければ、飛んだ誤謬に陷るであらう。例へば諸大名の御家騷動の如き、また敵討物語の如き、名は實錄と稱せられても虛實相半せるもの多きは、既に學者の定說である。嘗て讀賣新聞に連載せられ、後ち之を裝釘して春陽堂から出版された池田晃淵・小倉秀貫兩氏の古今史譚は、これらの俗說に

殆んど政治圏外に超然たらざるを得られざる程衰微の極に達したまひ、纔に名譽の權威としてましますに過ぎなかつた。政治の實權はたゞ新武家階級の代表者たる信長から秀吉へと移つて行つた、そして彼等が統一の事業を忩いだため、從來の大名でも服從さへすれば舊によつてその權力を有せしむるを捷徑としたことが封建制度を維持する所以ともなつた。かくて頼朝以來數百年の間謳歌された武家政治は、社會組織の上に武家たる中心點を確立し、他の階級は全く政治より離れ、また政治に近づくこと能はぬことゝ考へられた時代がまた更に續いた。家康が中央集權的封建制の下に幕府を開いたのは、また社會の趨勢然らしめたといへよう。

參考書

この時代の參考書には各方面のものが必要である、先づ前に述べた徳川實紀・續徳川實紀の外に幕府の編纂にかゝれる武徳編年集成や寛永諸系圖・貞享書上をはじめ、寛政重修諸家譜も座右に置かねばならぬ。内田銀藏博士著日本近世史は博士が多年研究の末に成つたものであるが、憾むらくは僅にその總論を出されたゞけである、また同博士著近世の日本には鎖國や經濟狀態等

鐵砲の輸入と城下町の繁昌

武士本位の中央集權的封建制度

めたのは、火藥の發明に引つゞいて起つた大砲の實用であつた。折角堅固な城郭に楯籠つても、大砲で砲擊されては到底これを支ふることが出來ず、小領主は次第に大諸侯に併せられ、大諸侯また勢力を維持することが困難となり、遂に中央集權政治が行はるゝことになつたのは歐洲の歷史に見らるゝところであるが、我が國では群雄爭覇時代に小銃はじめて輸入せられ、戰術や築城術に變化を生じ宏壯なる城郭を出現せしめたのであるが、山岳や水田の多い我が國では、大砲の運搬に不便多きのみならず、元來我が國の戰爭は歐洲のやうに殘虐性を帶びなかつたので、大砲が多く實用とならずして止んだこととも封建制を打破し得なかつた所以であらう。

しかし我が國をして武士本位たらしめ、こゝに新武家時代の中央集權的封建制とならしめたものは實に皇室を上に奉戴してゐたからである。歐洲にあつては王權盛になつて諸侯の勢力を殺ぎ、中央集權政府が樹立せられて、郡縣制度が布かるゝに至つたのであるが、群雄爭覇時代以後の皇室は、郡縣制度が布かれた大化改新から平安朝時代にかけて盛であつた皇室と全く異なり、

近世都市の發達

城下町

先づ都市の發達についていへば、京都は應仁文明の大亂後非常に廢頽して首都たる體面を維持することが出來なくなり、相模の小田原・周防の山口の如き繁華なる都市をはじめ、武將の保護によつて、所謂城下町が諸地方に出現した。織田時代から豐臣時代に入つて京都も多少舊態に復し、大坂・江戸・伏見その他の城下都市が新たに發展したけれど、また皆武將の庇護に依らねばならなかつた。尤も室町時代に四箇津と稱せられた伊勢の安濃津・薩摩の坊津・筑前の博多・和泉の堺、中にも博多及び堺は、當時通商の要港として、自由都市ともいふべきものであり、殊に外國貿易の市場として勃興した長崎は、一時耶蘇教會の下に發達したものであつた。しかしこれらの都市も皆武將の保護が加はらぬものはなかつた、歐洲に於ける伊太利のヴェネチヤや獨逸のハンザ同盟の如き自由都市とは全くその性質内容を異にしてゐる。よしやこれらの都市に住んでゐた富豪の潜勢力が既に侮るべからざるものありしとはいへ、徳川時代には猶ほ多く武家の下風に立たざるを得なかつた。

次に歐洲に於いて小領主の據有してゐた城郭の賴むに足らざるを覺らし

既に内田銀藏博士著日本近世史にも、我が德川時代が歐洲の所謂近世なるものと同じ意義を有するところ少くないことを述べてあるが、もし彼の中世に於ける暗黑時代が我が群雄爭覇時代と相類似するものあらば、彼の文藝復興期はまづ我が織田時代から豐臣時代に當るといふべく、德川時代は正に近世、少くとも佛蘭西大革命以前に似たところがある。想ふに歐洲に於いては近世に入つて封建制が打破せられ、中央集權の國家が造られたのに反し、我が國にあつては同じく中央集權といひながら、封建制の下に新武家政治となつた、しかも三百年の久しき、桃源の夢暖なる平和時代を出現せるにかゝはらず、その間歐洲諸國が爭奪の歴史を繰り反してゐるのは面白い對照といはねばならぬ。この對照は、根本的にいへば、社會組織の大陸的なると島國的なるとによつて生じたところであらうが、歐洲に於いて封建制度を破壞した要素の一として擧げられてゐる都市の發達が、我が國では却つて武家階級の保護によつた事情があり、また大砲の實用が殆んど我が國に見られなかつたことも數へられるであらう。

徳川時代と鎌倉幕府室町幕府との比較

さて德川時代を研究するに先だち、德川幕府を鎌倉幕府及び室町幕府と比較することは甚だ興味あるやうに思はれる。それは家康が武家政治を創むるについて深く前代の得失に鑑み施設したるところ多く、殊に吾妻鏡を林道春に講せしめ、賴朝・泰時をはじめ、鎌倉幕府を師としたところ太だ多いからでもある。先づ家康は鎌倉時代にあつて賴朝が根據を京都以外に定めたことを武家政治の成功した所以なりと看破し、江戸に幕府を開いた。名を捨てゝ實を取り、老中奉行制を以て中央機關を組織し、京都所司代を置いて朝廷を制したるをはじめ、質實なる武家政治を行ふを以てその主義とし、同時に、また一方に於いてよく諸侯を駕御してゐる。固より時代と環境とに相異なれるものあり、その間斟酌を加へたもの多いことは勿論であり、殊に實權を將軍の掌中に握つたことは、實に鎌倉・室町兩幕府の政治をよく研究して、成敗興亡の跡を觀察し、如何にも周密なる注意に出でたものといふべく、家康が幕府創立者として如何に卓出したかを想望せしむるのである。

徳川時代と歐羅巴の近世との比較

次に德川時代を歐洲に於ける近世と比較することもまた面白いと思ふ。

関ケ原役後名實共に家康の天下となる

府に何等の變化があるのでなく、家康の將軍宣下またたゞ形式的の敍任に過ぎずとすれば、德川氏の權力が確認せられた關ヶ原役の直後にこの時代を始むるのが最も妥當であらう。

固より家康は關ヶ原役前にあつても五大老の首班として政治を行つたのであるが、なほ秀頼の後見に過ぎないのであつた、それが關ヶ原役後名實共に天下は家康に歸し、政治の中央機關がすべて江戸に移され、何等憚るところなく施設し實行した。家康の印章はその勢力の發展によつて改め造られてゐるのであるが、天正十年ごろから關東移封までは福德朱印、關東轉封後關ヶ原役までは壺形の印であつたのを、關ヶ原役後には小判形の印となつてゐる（總說補助學科古文書學印章參考）。しかも慶長八年彼は將軍となつても新たに印章を造りかへてゐないのである、將軍宣下が畢竟一の形式に過ぎないことが推測される。また譜代大名と外様大名との區別も關ヶ原役の前後を以てしたのであり、德川時代を慶長五年關ヶ原役直後とするにはまた相當の理由があるといへよう。

第七章　新武家時代の三

第四　徳川時代の一

徳川時代三百年の泰平

混亂に混亂した天下を荒ごなしに統一した織田信長の後を承けた豐太閤の豪華も、その薨去と共に「夢のまた夢」となつて、新武家時代の完成者たる徳川家康の時代とはなつた。家康は關ヶ原の一戰に天下の諸侯を江戶に朝宗せしめた後、三百年の長い歲月に亙つて平和なる時代を現出せしむる基を開き、よく中央集權的封建制を持ちこたへて明治の維新に及んだことは、我が國史に特筆せられねばならない。

徳川時代の起點

この時代の初についてもいろ〳〵の說がある。嘗て內田銀藏博士は日本近世史を著し、元和元年豐臣氏滅亡以後を以て近世の初とし、暗に徳川時代の序幕この年に開けたものとし、大日本史料には第十二編を慶長八年家康の將軍宣下から始めてある。されど豐臣氏滅亡の以前と以後とに於いて、徳川幕

一龍江院のカテキ様　村上直次郎博士(第三十七編)
一再び龍江院の貨狄様に就いて　村上直次郎博士(第三十八編)
一日本切支丹とロマ教皇との交通　姉崎正治博士(第三十九編)
一切支丹教師の日本潜入　姉崎正治博士(第四十編)
一安南普陀小靈中佛の碑について　黑板勝美(第四十編)
一山田長政の事蹟に就いて　三木榮氏(第四十一編)
一アンコルワットの石柱記文について　黑板勝美(第四十一編)

この外歐文のものではクラッセの日本西教史・パジェーの基督教史をはじめ、この表中に擧げた村川堅固博士ゼスイット布教關係書類の目錄によつて抽出する外、英人コックス日記の如き外國商人の日記紀行、及び外國宣教師の年報によつて研究しなければならない。尙ほ新村出博士の南蠻廣記・續南蠻廣記や岩生成一氏著日蘭交通小史・濱田耕作博士譯天正遣歐使節記などによつてその一班が知られる。

たもの丶數は決して少くなかつた(パジェー基督教史日本西教史參考)今こゝに徳川時代に至るまで耶蘇教及び歐洲貿易等に關係せる論文にして史學雜誌に載せられたものを一括列擧しよう。

一古文書に見ゆる耶蘇教關係の言語　坪井九馬三博士(第六編)
一東洋旅行家メンテスピント大友義鑑遭害の說　坪井九馬三博士(第六編)
一往時の西洋書中にある日本人地名の讀方　村上直次郎博士(第七編)
一古文書古書に見ゆる歐語の出處　村上直次郎博士(第七編)
一和蘭國ヘーグ市に於ける日本歷史に關する古文書　リース博士(第七編)
一オスカル・ナホツド氏の日蘭交通史　リース博士(第九編)
一長崎市西征寺文書に見ゆる外國語解說　坪井九馬三博士(第十編)
一平戶に於ける英國商館の歷史　リース博士(第十編)
一葡萄牙人の日本より放逐されし原因　リース博士(第十編)
一千六百十一年及十二年間西班牙使節の日本東岸及南岸探險　オスカル・ナホツト氏(第十編)

ニャはその盛況を見、更に今後の發展と耶蘇會の功績を歐洲に示さんとし、同十年大友・有馬・大村の三氏に勸めて伊東滿所留等三人の青年使節を、羅馬に派遣せしめた。彼等は法王グレゴリオ十三世に謁し、前後八年半にして同十八年歸朝したが、その間ヴェネチャの學校で語學を學びしをはじめ、いろ〳〵の學問を勉強してゐる(史。學。雜。誌。第十四編村上直次郎博士「大友有馬大村三侯の西伊遣使に關する新史料」參考)

信長耶蘇教を保護す

信長は耶蘇教を保護し、京都に南蠻寺を建て、安土に教會を設くるを許した。然るに外國宣教師は布教に熱心なる餘り、神殿佛堂を破壞し佛像を燒き棄つるものがあり、その態度横暴なるものがあつたので、秀吉は之を默止せず、天正十五年九州征伐の歸途、博多に於いて始めて耶蘇教禁止の令を下し「大日本は神國なり、切支丹國の邪法を授くること相成らぬ」と、宣教師を追拂ひ、二十日の内に歸國せしむることゝした。

秀吉耶蘇教を禁止す

外國船の商賣は差支なし

たゞ外國船は商賣の事ゆゑこの後も往來差支なし、また切支丹國のものでも、普通の商人は從來の通り貿易を許したが、宣教師の中には竊に隱れて國に歸らぬものもあり、この後とても耶蘇教に歸依し

原田孫七郎

とて、自から琉球守と稱したことがあり、原田孫七郎は、一匹夫を以て秀吉の近臣に賴り、呂宋遠征の軍を發せんとし、先づ使節としてマニラに行つたことがある。これらの事は遂に實行を見るに及ばなかつたけれど、我が對外貿易はこの氣運の下にます／＼盛になり、徳川時代の初期に及んだ。

耶蘇教の輸入

切支丹の信者

ローマ遣使

この對外貿易と共に考察すべきは耶蘇教の輸入である。天文十二年にフランシスコ・ザビエル初めて薩摩に上陸して布教せしより我が國に宣傳せられたるジェスイット派耶蘇會)は、一般に切支丹と稱せられ、その後次第に、九州中國より京都附近に及び、その信者として諸侯の中にも大友義鎭(宗麟)・有馬晴信・大村純忠・黑田如水・小西行長・高山右近等あり、また細川忠興夫人をはじめ婦人にして熱烈なる信仰を有したものも少くなかつた。本書總說古文書學印章の條に示したやうに、宗麟・如水など、羅馬字印を用ゐたものがあつた程で、豐後の府内・肥前の大村・有馬・及び平戸・肥後の天草等は殊に切支丹の盛大を極めたところである、純忠の如きは長崎及びその一帶を耶蘇會に寄附するまでに至つた。天正七年日本に於ける布教狀態を視察せんがために來朝したワリ

りした、人情に厚いものでなかつた、反つて一日も早く眼の上の瘤を除かねばならぬと家康はいろ／＼無理難題を大坂に持ちかけた、これは秀吉と家康とその性格を異にしてゐたからでもある。

家康の秀賴に對する態度

こゝに少しく御朱印船について說くであらう。秀吉は平和的外交によつて利益を獲んとし、その切支丹を禁じたにかゝはらず、通商貿易を奬勵し、我が國人は遠く南洋諸國に往來した。また早く東洋に進出した葡萄牙人も、亞爪哇及び澳門を占領し、これを中繼所として貿易を營んだ、我が國ではその商船を南蠻船又は黑船と呼んでゐる。これら內外の商船にはすべて渡海の朱印を賜はり御朱印船といふ名稱が起つた、また奉書船ともいつてゐる。これは寬永鎖國まで續いたのであるが、秀吉は決して單に對外貿易の利のみに甘んじた人でなく、一歩進んで、南洋諸國をして我が國に朝貢せしめんと試みた、彼が高山國(臺灣)に與へた國書(前田侯爵家所藏)や呂宋に與へた國書の案文(京都富岡益太郎氏所藏山中文書)などを見ても、その雄圖が想見せられる。秀吉の信任を蒙つた龜井茲矩の如きも「我れ日本に望なし、願はくば琉球を賜はれ」

秀吉の海外貿易

御朱印船

龜井茲矩

ことを知らぬ、自分などは死ぬまで身體を粗末にせぬといつた（渡邊世祐博士著稿本石田三成參考）。

黑田如水

尤もこの時代秀吉に代らんとした人は、必ずしも獨り家康のみでなかつた、黑田如水の如きまた恐らくその一人であつたらう。彼は關ヶ原の役に當り九州にあつて三成の與黨を討つたが、其眞意は家康のためといふのでなく、一か六かの大博奕を打たんとしてゐたのである。黑田家文書に收められてゐる如水の遺言狀に、彼は子長政が家康に從つて關ヶ原に奮戰したことを評し、自分の子にも似合はない馬鹿である、自分が九州で活動したのは決して家康のためでなく、たゞ汝のために働いたのであるのに、汝は親の心も知らぬ馬鹿者であるといつてゐる。

政治上の全權江戸に移る

關ヶ原の役後政治上の實權は全く大坂を去つて江戸に移つた。豐臣氏は攝津・河內・和泉の六十萬石を領し、纔に秀吉時代の威信を保つに過ぎなかつた、いはゞ秀賴が大坂に居つたのは、恰も信長の薨後秀信が岐阜に居つたのと同樣であつたが、家康の秀賴に對する態度は秀吉が秀信に對したやうにサッパ

が、やがてまた捕へられて八丈島に流され、その他西軍の諸將皆それ〳〵處分されたが、毛利輝元は周防長門二國に減封せられたにかゝはらず、島津義弘がその所領を全うしたのは、後に琉球征服の爲めに用ゐんが爲めでもあり、義弘が激戰の間に悠然と東軍を突破して國に引き上げたことも考慮せられねばならない。

三成の人物

三成は何等武功なきにかゝはらず五奉行の中心人物として才氣に富んだだけに、他の武將の憎惡を受けた點があり、奸邪の人であつたやうにいはれてゐるが、家康に對する行動を以て全然彼の野心に歸するは餘りに酷である。或は家康が三成を激發させたところもあり、三成が毛利・島津其他の諸氏を糾合するにも相當の理由がある。その間三成の苦心は非常なもので、決して奸邪といはるべきものの出來ることでない、又その謀臣島左近が彼に臣從するに至つた逸話も、三成の人物を想見せしむるものである。三成が六條河原で刑せられんとした時、彼は腹が痛いといつて藥を番人に求めた、番人は笑つて、今死ぬる身に藥の必要がないではないかといつたら、汝等は身體の大切なる

東西兩軍の陣容
西軍返應者

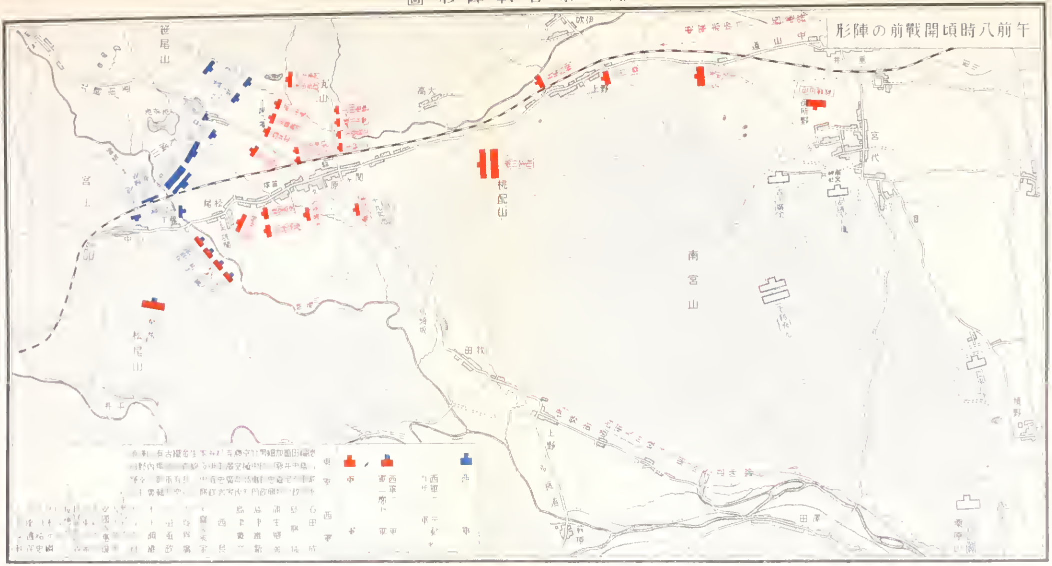
西軍の大敗

西軍の諸將處分さる

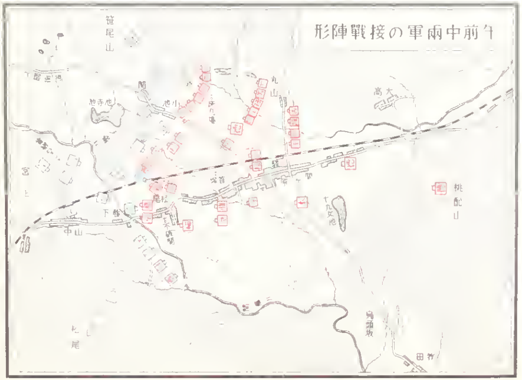
を内應せしむる策を立てた、これは源義經が壇の浦合戰に阿波成良を内應せしめたのと同巧異曲であつたといへよう。しかも西軍の裏切者は秀秋のみに止まらず、脇坂安治・朽木元綱等もまた加はり、その兵數凡そ一萬九千に及んだ。それに毛利秀元南宮山に陣しながら、吉川廣家に支へられて動かず、長曾我部元親・長束正家・安國寺惠瓊の兵また戰に加はるに至らず、實際東軍と戰つた西軍は三萬四千に過ぎなかつた。それにしては西軍は殊死善戰した、これを纏めた三成の手腕もまた嘆賞に價ひする。無論家康は海道一の弓取といはれた軍さ上手であつたが、西軍にも大谷吉繼あり、島左近あり、早くも秀秋の内應を看破し、それ〳〵陣所を構へて東軍を迎へた。戰は慶長五年九月十五日午前八時に始まり、午後四時まで凡そ八時間の激戰、大谷吉繼まづ戰死し、遂に西軍總崩れとなつて東軍の大捷に歸した(藤井治左衛門氏著關ヶ原戰史參考)。

三成は敗れて伊吹山に遁れしも、遂に虜となり、行長及び安國寺惠瓊と共に六條河原に首を曝された。宇喜多秀家は一時薩摩に逃れて島津氏に寄つた

關ヶ原合戰陣形圖







（藤井治左衛門氏著關ヶ原戰史に據る）

政宗・平岩親吉等をして各その居城にあつて景勝を抑へしめ、自から兵を率ゐて江戸に歸り、東海道を上つて三成の軍に當らんとした。また、三子秀忠をして東山道を上らしめしに、眞田昌幸・幸村父子三成に應じ、居城上田城に據つて秀忠の軍を遮り、秀忠は遂に關ヶ原の役に參加することを得なかつた。

天下分け目の戰關ヶ原役

天下分ヶ目の合戰といへば、明治維新以前、海戰に於いては源平二氏が勝つか負けるかの壇の浦合戰であるが、陸戰に於いてはこの關ヶ原の役に指を屈せねばならぬ。家康が霸業を成して天下の實權を掌握するかせぬかの運命戰であり、三成が豐臣氏の遺孤を擁して家康の野心を挫き得るか得ぬかの戰であつた。三成が京都に引き込んで居らず、東國に進んで來たのもえらいが、家康が三成の軍の集まつてゐた大垣城を横に見て直ちに關ヶ原に出で、敵を誘つて一大會戰を試みたのもえらいと思はれる。家康は恐らく嘗て武田信玄が濱松城を攻めずして三方ヶ原に進出した故智を學んだのであらう。

關ヶ原役東西兩軍の兵數

この役に參加した東西兩軍の兵力を比較するに、東軍は凡そ十萬、西軍は凡そ七萬五千であつた。それに、家康は猶ほその兵力を強めんとし、小早川秀秋

伐に向つた間に、彼は背後より家康を攻めんとした。

家康景勝を討たんとして東下す

家康は無論これに氣づいてゐた。彼は慶長五年の春景勝が上洛しないのを口實とし、六月大坂を發し、諸將を率ゐて東下するや、先づ伏見城に入り、殊に勇豪鳥居元忠を同城の留守となし、内藤家長・元長父子・松平家忠・松平近正等を副として之を守らしめ、急ぎ四日市に出でゝ三河吉田に至り、やがて鎌倉に入つて鶴岡八幡宮に詣で、途すがら放鷹し、上國の形勢を窺ひながら武藏の金澤を經て江戸に着いた。彼は江戸に滯在すること半月餘、七月二十四日下野の小山に着いた時、三成兵を擧げて伏見を攻めたといふ鳥居元忠の報を得た。

三成擧兵の報至る

三成與黨の諸將

三成は主として西方の諸侯を糾合し、毛利輝元・小早川秀秋・宇喜多秀家・島津義弘を始め、長束正家・大谷吉繼、增田長盛・小西行長等皆三成に應じた。たゞ加藤淸正・黑田如水等は九州にあつて三成の黨を攻め、加藤嘉明・福島正則・黑田長政等は家康に屬して東下した。家康は諸將を集めて軍議を開き、その向背を決せしめたが、美濃の田丸忠昌・信濃の眞田昌幸二人の外は皆家康の爲めに力を致さんことを盟つた。家康は次子秀康を宇都宮に留めて景勝に備へ、伊達

家康諸將に向背を決せしむ

利家の老衰と家康の專横

三成家康を除かんとす

武斷派と家康

三成を領地に蟄居せしむ

三成上杉景勝の臣直江兼續と通ず

來が危いと、輝元・秀家・景勝の三人と結んで家康に對抗した。

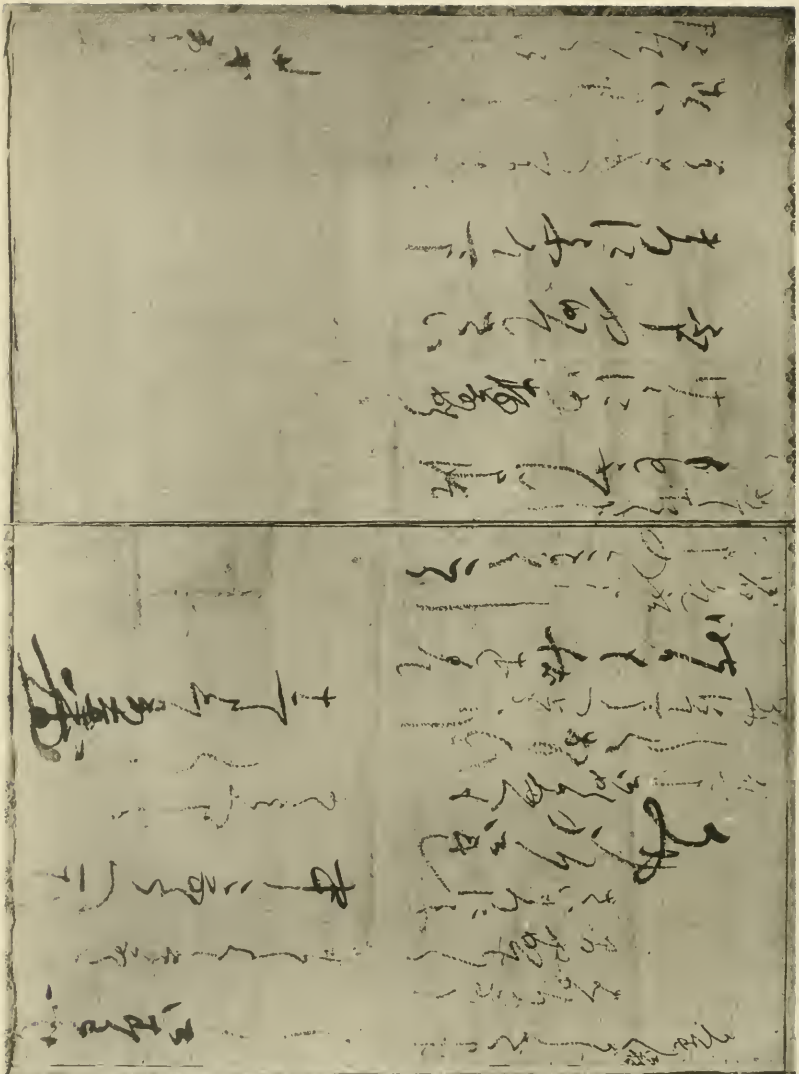
時に利家は既に老衰し、餘り政務に關係しなかつたので、家康は秀吉の枕頭で誓つたことを忘れたかのやうに自から都合のよい事を勝手に行つた、例へば大名の婚姻は自由に定むること出來ないのであつたが、家康は自己の親類となるものにはその一存で之を許した。そこで三成は家康を除かんことを謀つたが、黑田長政・加藤清正・福島正則・淺野長政・加藤嘉明等武斷派の人々また三成を除かんとし、三成の計畫を家康に申告した。家康は止むを得ぬ風を裝ひ、三成をしてその領地に蟄居せしめた。これについて史家は家康が三成を殺さずに蟄居させたことを、その遠謀の存するところとなし、本多正信の獻策なりといふに殆んど一致してゐる。三成を殺せば家康の地位が何時までも五大老の一人たるに過ぎぬ、家康はまづ三成をそのまゝにして置き、やがて彼に事を起さしめて、豐臣氏恩顧の諸將に打撃を加へんとしたのである。果然三成は蟄居せしめられたとて決して泣寢入る人でなかつた、疾くに上杉景勝の老臣直江兼續と連絡を通じ、景勝をして兵を會津に擧げしめ、家康がその討

送つたこともあるので、彼は出來るだけ孝養を盡した。文祿の役に彼が渡海を思ひ止まらねばならぬやうになつた直接の動機は、全く大政所の病氣であつた。その折諸社寺に祈願をかけ、どうか今一年、一年が六ヶしければ六ヶ月、三ヶ月、一ヶ月でも、大政所の壽命を延ばし給へと願文に書いてゐる。彼はまた母の菩提のため高野山に青巖寺といふ大伽藍を建立した。

秀吉薨後關ヶ原役に至る大勢

さて秀吉の薨後關ヶ原役に至るまでの事情は陸軍參謀本部編關ヶ原戰史及び史學雜誌第一編小倉秀貫氏「關ヶ原始末」などにも出てゐるから、たゞ大體の成行を述べて置かう。家康は伏見にあつて天下の政治を行ひ、その威望ますます高く、彼に志を通ずるもの次第に多くなつた。武斷派の人々などまた全く家康方となつて了つた。然るに三成は非常に才幹ある人物で、秀吉の信任を受け、五奉行の中でも樞機を握り、近江の佐和山城十八萬石を領してゐた、そして彼が中央に於いて活躍した背後には父木工入道がその所領を支配しよく民政に力めた事實がある(近江清瀧寺文書參考)。三成は今や家康の行動漸く秀頼に利ならざるを見、何としても早く家康を除かなければ、豐臣氏の將

石田三成の人物とその勢力



豐田秀吉筆蹟

長崎 安田勝三氏所藏



豐臣秀吉筆蹟

長崎　安田修三氏所藏

極めて身輕に扮裝つて諸方を微行した。前田玄以が之を心配して、どうも關白や太閤の貴き身でありながら、さやうに輕々しくなされては宜しくないと諫めたところ、秀吉は笑つて、自分に反する者はとてもあるまい、自分ほどの主人は今までないではないかといつた。何でも自分の思つた事を思ふ儘に實行するのが、彼が天下を支配した行き方であり、しかも事に當つて尤も機敏であつた、明智光秀討伐の際急に毛利氏と和して攝津に引上げ、他の諸將の先を越したのはその一例である。殊にその天眞爛漫なる性格は、閨門のことにも現れてゐた。小田原征伐に長陣を布くや諸將に妻子を呼び寄することを許したが、彼も夫人淺野氏に書を送つて、戰爭の樣子を知らせ、且つ氣に入りの側室淀君をどうか送つて呉れるやうにといつてやつた。その外北政所に充てた消息にはその眞情が溢れてゐるものが多い。全體を通じて秀吉自筆の書狀はその思ふまゝを書き下し、如何にもよくその性格が偲ばれる。

思つたことを思ふまゝに行ふ

秀吉の機敏

秀吉の天眞爛漫なる性格

　秀吉は幼少の頃早く父を失ひ、非常に母大政所の世話になつた、殊に徳川家康の上洛を促した際、暫くの間とはいひながら、人質の意味で家康の許に母を

大政所に對する秀吉の孝養

秀吉の人物

萬事早いがすき

人物を見る明

秀吉の度量

秀吉は身匹夫から起つて天下の全權を握ること凡そ十六年、位人臣の榮を極め、我が國史に於いてこれだけ花々しい生涯を送つた人はない。その人物については上にも述べたが、猶ほ、老人雜話によれば、秀吉は心も言葉も振舞も至つて鷹揚で、少しも吝かなる所がない、それで極めて天眞爛漫であり、萬事早いが好きであつた、或時右筆が醍醐の醍の字を忘れた時に、秀吉は大の字を示して、斯う書いたらよいといつた。又織田信雄と兵を交へた折、先鋒から早く兵を繰出して吳れといつて來た、秀吉は、千利休の茶の湯の會に臨んでゐたが、それを聞くや否や直ちに飛び出し、臂を捲つてエイヤ／＼といつて馳けつけた。また北條氏を滅ぼした後、會津に蒲生氏鄕を封じたが、その折先づ人々に投票せしめ、誰を封ずるがよいかと人選せしめたところ、細川幽齋を選んだものが多かつた。秀吉はそれを見て、汝等は譯が分らぬ、おれが天下を容易に取つたのも尤もだ。氏鄕でなければいかぬといつて彼を會津に封じた。

それに秀吉はすべて心を人の腹心に置いて仕事をするのであつた、當時百戰を經て來た豪傑も皆彼が藥籠中のものとなつて了つた。また秀吉は平素

秀吉秀次を自殺せしむ

秀吉秀頼の將來を心配す

家康伏見にあつて政務を行ふ

て來た、もし秀次が行動を愼んでゐたら、穩かに解決したであらうが、彼は文學などを奬勵した人にも似ず（史學雜誌第四編岡田正之博士「豐臣秀次の事に就きて」參考）、その亂暴なる性格と放埒なる素行とは、遂にその地位を危うくすることゝなつた。機敏なる三成は早くも秀吉の意を察して迎合した、そして文祿四年七月秀吉は秀次の亂行を責め、高野山に放つて自殺せしめた。

秀吉のやうな達識の人は、既に天下の形勢について多少見透しがついてゐた。彼はその薨去以前から非常に秀頼の將來を心配し、よく一致して秀頼を傅り育てるやうにと諸將に遺言し、互に起請文などを取かはさしめてゐる。淺野侯爵家文書に五大老等の起請文が收めてあるが、それには先づ五大老・五奉行の和睦一致を誓はしめ、血判を以て互に二心なきことを示さしめた。また家康をして伏見に居り主として政務を行はしめ、前田利家は大坂にあつて秀頼の傅となり、相並んで天下の事を視ることゝし、同じく五大老に列した毛利輝元・上杉景勝、宇喜多秀家等は諸事二人の意見に從つて政治を輔佐するやうにと戒めたのであるが、家康は次第にその鋒鋩を現して來た。

家康の權略武斷派を掌中に收む

秀吉の內閨北政所

淀君

秀次を關白となす秀頼の出生

豐臣氏の繼嗣問題

杉景勝及び其老臣直江兼續等が連絡を通じてゐた、武斷派は加藤清正・福島正則・淺野長政・加藤嘉明・細川忠興等をはじめ三成と惡かりし人々であつた、そして彼等が三成を除かんとしたことは却つて家康の權略術策に翻弄せられ彼等はその掌中に丸められて了つた。

次に秀吉の內閨は北政所淺野氏が糟糠の妻として內助の功甚だ多かつたが、五奉行の一人淺野長政はその兄であり、清正・正則また多少北政所と有緣の武將であつた。然るに側室淀君は、淺井長政の女で信長の姪であり、非常に秀吉の寵愛を蒙つてゐた。北政所は元來貞淑の婦人で、淀君との間何等の爭もなかつたが、三成の如く吏才を以て登庸せられたものは自然に淀君に近づいてゐた。武斷派・文治派はまた內閨の關係に於いても相分れたのである。

また秀吉は、姪秀次を養子とし、關白を讓つて太閤と稱じた。然るに淀君の腹に秀頼生るゝに及び、老後の一人子ではあり、非常に可愛いがつた、秀吉自筆の消息には神田男爵舊藏文書をはじめ、天眞爛漫子を思ふ父の情が流露してゐるものが多い(史徴墨寶第一編參考)。そこに秀吉の心中に繼嗣問題が動い

刷史日本篇・木宮泰彦氏著日本古印刷文化史參考）。

築城法

さて我が諸將は朝鮮に滯陣してゐた間に築城法についても研究したらしい、加藤清正をはじめ、歸國後多くその居城を築いだ、慶長十年名古屋城の築城に清正の臣飯田覺兵衞が朝鮮で研究した石垣の築き方をしたと傳へられてゐる。

繡師
染物師

また繡師・染物師等の職人が伴はれて來たこともこの後我が工業に影響してゐる（征戰偉績平出鏗次郎氏「文祿役の我が工藝に及ぼせる影響」參考）。

秀吉薨後の暗雲

秀吉は前に述べたやうに、再度の外征半ばにして、病を獲て慶長三年八月伏見城に薨じた、その薨去前或は高野に詣で、或は吉野に遊び、または醍醐の花見に一代の豪華を極めたのであるが、薨去の後忽ち豐臣氏の運命に暗雲が去來した。外にあつては十餘萬の士卒が戰に疲れんとしてゐる、内にあつては後

德川家康の野心

嗣秀賴まだ分別もつかぬ少年である、五大老の首班德川家康は諸侯に私恩を賣つて手撫けてゐる、しかも、秀吉の腹心股肱たるべき人々の間に一致を缺き、

文治派と武斷派

所謂文治派・武斷派に分れて相爭つて居るのであつた。文治派は石田三成を中心とし、大谷吉繼・增田長盛・長束正家など五奉行の錚々たる人々をはじめ、上

宋版一切經の渡來

春日版

高野版

正平版論說

五山版

刻せしめたものである。恐らくこれまで信仰によつて書寫してゐた經疏等の中で常に讀誦しもしくは研究せらるゝものが先づ木版に附せられたのであらう。それについてはまた宋版一切經の影響あることをも知らねばならない。宋版一切經は一條天皇の御代に入宋僧奝然初めて北宋版を將來してから、鎌倉時代まで多く輸入せられ、蜀版・福州版・思溪版などいろ／＼の異版がある。今宮內省圖書寮・東京增上寺・京都南禪寺・醍醐寺・大和唐招提寺・西大寺・長谷寺・紀伊金剛峯寺等に多少缺本ではあるが保存せられてゐる。

興福寺で刊行された版經が主として春日版と稱せらるゝものである。同寺には建久以來室町時代までの版木が今も保存せられてゐる(大屋德城氏著寧樂刊經史參考)。また高野山で出版されたものを高野版と稱し、建治より弘安にかけた秋田城介泰盛の開板などがある(水原堯榮師著高野版の研究參考)。ついで佛教以外の書も正平十九年に北宋版の論語が堺港で覆刻せられたが(その版木は東京帝室博物館現藏)、また當時五山版が現れたことは前に述べた通りである(和田維四郎氏編訪書餘錄・文學博士中山久四郎・龍粛二氏共著世界印

而漸畢已如前護摩念誦乃至日出具此法者速得成就如是光顯諸物及光已身決定速得成就於物其物縱少然獲大驗具此法者其物增多及得清淨是故應作光顯之法此名一切成就秘密之法於諸節日應作如是光顯之法餘日隨時而作光顯念誦遍數滿已欲作成就法時先應初夜具作光顯之法然後成就

蘇悉地羯羅經卷下

弘安三年庚辰四月九日於開東明王院草菴書訖

權少僧都能海

為續三寶慧命於三會之出世
廣施一善利益於一切之衆生
是則守大師之遺誡倫令遂
小臣之心願謹以開印板矣

弘安三年庚辰八月日

從五位上行秋田城介藤原朝臣泰盛



高野版

名古屋　眞福寺寶生院所藏

已依聖教及正理　分別唯識性相義
所獲功德施羣生　願共速登無上覺

成唯識論卷第十

興福伽藍學衆諸德爲
興隆佛法利樂有情各
加隨分財力誘工人鏤
唯識論一部十卷摸寬
治二年三月廿六日畢
功願以此功德迴向諸
群類往生內院聞法信
解證唯識性速成佛道
　摸工僧觀增

寛治版成唯識論奥記

正倉院御物

無垢淨光經

自心印陀羅尼

南謨薄伽伐

帝納婆納伐

底喃一三藐

三佛陀俱胝

那庾多設多

索訶薩囉引

喃二南謨薩

婆你伐羅拏

擘上毗瑟劍鼻

泥三菩提薩

埵也三唵引四

覩嚕覩嚕五

薩婆阿伐囉

拏毗戍達尼

六薩婆怛他

牛頭栴檀　及諸珍寶　以起塔廟　寶衣布地

如斯等事　以用供養　於恒沙劫　亦不能報

諸佛希有　無量無邊　不可思議　大神通力

無漏無為　諸法之王　能為下劣　忍于斯事

取相凡夫　隨宜為說　諸佛於法　得最自在

知諸眾生　種種欲樂　及其志力　隨所堪任

以無量喻　而為說法　隨諸眾生　宿世善根

又知成熟　未成熟者　種種籌量　分別知已

於一乘道　隨宜說三

妙法蓮華經卷第二

長暦四年六月廿日點了

百萬塔陀羅　妙法蓮華經卷第二　東京　内野五郎三氏所藏

百萬塔陀羅

妙法蓮華經卷第二

東京　內野五郎三氏所藏

都などに出版業者が起るやうになり、殆んど木版本となつて幕末に及んだ。

本邦印刷の沿革

百萬塔陀羅尼

序でに我が國に於ける印刷の沿革について略敍しよう。我が國に現存せる最古のものは實に寶龜元年に勅命を以て十大寺に頒たれた百萬塔所納の四種陀羅尼である、今法隆寺にのみ保存せられてゐる(平子尚氏著百萬塔考參考)、これは多數筆寫の勞を省かんが爲めに、當時行はれた銅印や鑄出銘文に倣つた鑄版と認められる。

世界最古の印刷物

支那の木版では今大英博物館の所藏に歸せる咸通年間の金剛波羅密經が現存せる最古のものであり、史學雜誌第十一編市村讚次郎博士「寫本時代と版本時代とに於ける支那書籍の存亡集散」によつて見るも、未だ盛唐には木版の行はれた證據がないやうである、從つてこの陀羅尼は印刷物として支那よりも古く、また實に世界に於いて最古のものである。

我が國に於ける木版の佛經

木版の佛經で我が國に現存せるものは東京内野五郎三氏所藏の妙法蓮華經卷三を最古とする(白河天皇承暦四年の奥書があるからその以前のものに相違ない)。次に正倉院聖語藏に藏せらるゝ堀河天皇寛治二年刊の成唯識論がある、卷第十の跋文によれば、興福寺の學衆が財を集め模工僧觀增をして鏤

萩焼
樂山焼
活字本の出版
文祿版古文孝經
圓光寺の活字版
後陽成天皇の勅版活字本
嵯峨本

焼を造り出さしめ、今猶ほ苗代川にその子孫が一部落を成し、諺文で名を刻した墓石なども存してゐる。この外長門の萩焼は毛利輝元が連れて歸つた高麗左衛門に起り、出雲の樂山焼はその弟子が窯を開いたといはれてゐる。

次ぎに活字版の書籍が始めて出來たのもまたこの外征の賜といはれてゐる。我が國の活字本では文祿二年版の古文孝經が最初のものである。當時既に耶蘇教會の出版物に活字本の存在してゐたことは我が國人に知られて居り、この外征の際早く朝鮮に發達した活字を獲て之を持歸り、經書國典等の出版に用ゐらるゝに至つたのであらう。やがて慶長年間家康が圓光寺の僧元佶に命じ、銅活字や木活字を以て諸書を版行したことは、我が國の印刷術に一時期を成したもので、後陽成天皇の勅版として有名なる錦繡段・日本書紀神代卷・職原抄及び四書の如きは慶長活字本の白眉であつた(鈴鹿三七氏編勅版集影參考)。この活字本は元和・寛永と引きつゞいて多く行はれてゐる中には假名文に應用せられ、所謂嵯峨本の謠曲なども出版せられた。然るにその後整版の術大に進み、且つ文學の盛なるに伴ひ書籍の需要多かりしより江戸・京

箏

ありめくして弟よまことく

下

やさうるさくを成ろ氣あせ

詞

是ハ

烏江乃野邊乃くさのわすれは

どはも草成うわ哉と家語よ

うへ里は

下

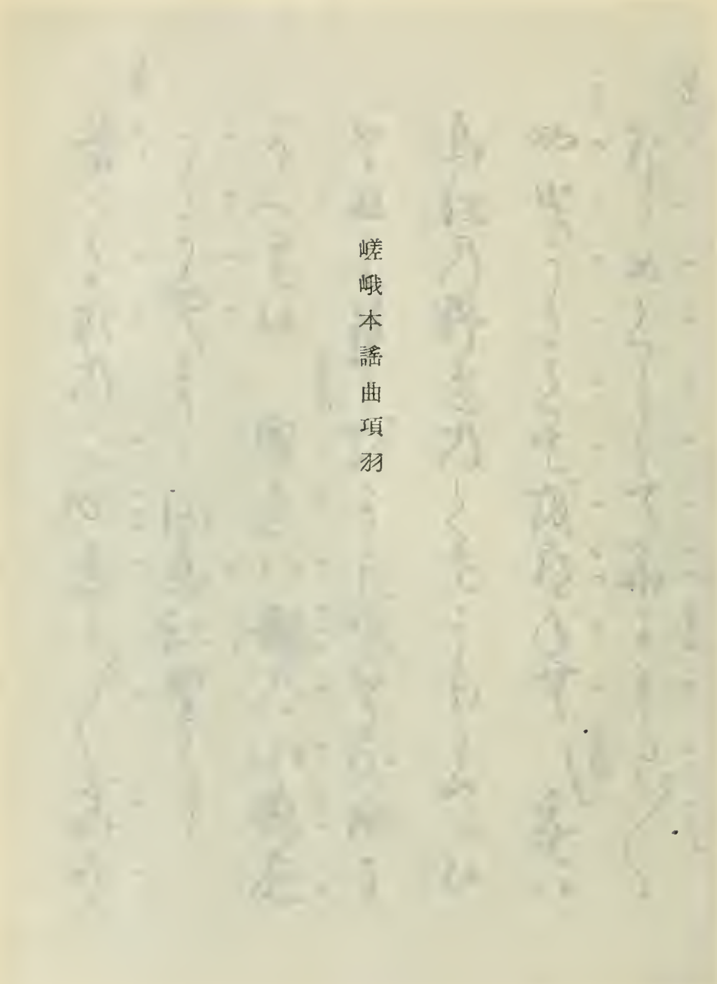
野邊ハ錦乃小藤應

うるりやまし陳烏江野也り

上

哀うる於乃こ心あくぐ弟を

世界古今滑稽談

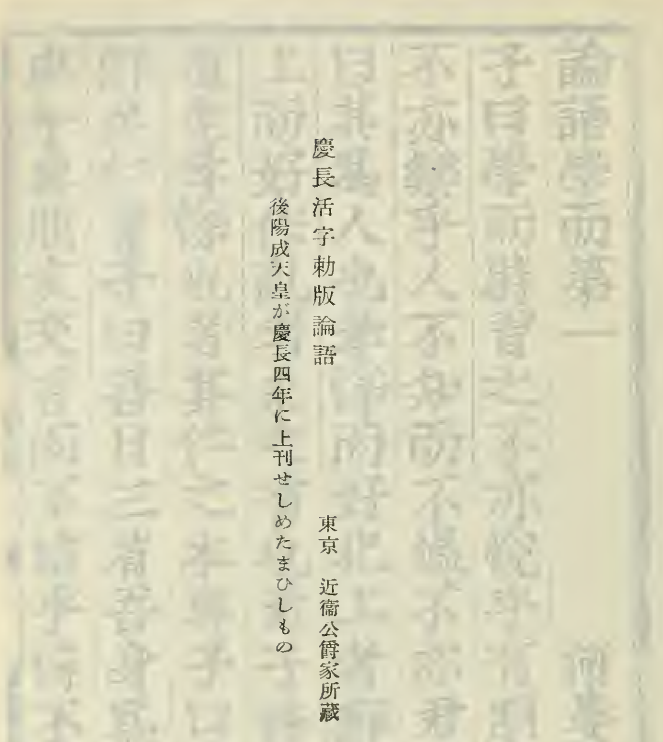


嵯峨本謡曲項羽

論語學而第一

何晏集解

子曰學而時習之不亦悅乎有朋自遠方來不亦樂乎人不知而不慍不亦君子乎有子曰其爲人也孝悌而好犯上者鮮矣不好犯上而好作亂者未之有也君子務本本立而道生孝悌也者其仁之本與子曰巧言令色鮮矣仁曾子曰吾日三省吾身爲人謀而不忠乎與朋友交言而不信乎傳不習乎子曰


論語學而第一　何晏集解
子曰學而時習之不亦説乎有朋自遠方來
不亦樂乎人不知而不慍不亦君子乎有子
曰其爲人也孝弟而好犯上者鮮矣不好犯
上而好作亂者未之有也君子務本本立而
道生孝弟也者其爲仁之本與子曰巧言令色
鮮矣仁曾子曰吾日三省吾身爲人謀而不
忠乎與朋友交而不信乎傳不習乎子曰

慶長活字勅版論語
東京　近衞公爵家所藏
後陽成天皇が慶長四年に上刊せしめたまひしもの

工藝に及ぼした影響

またこの外征は我が工藝に大なる影響を及ぼしてゐる。殊に陶磁器工業の如きは殆んど朝鮮のそれを移して了つた觀があり、我が陶磁器工業を劃期的たらしめたものといへる。

近世陶磁器の發達

當時の武將蒲生氏郷・伊達政宗・細川幽齋などがみな數寄者といはれ、古田織部・織田有樂・細川忠興をはじめ各茶道の派祖となつた程で、茶の湯の道具調が非常に八釜しく、朝鮮に於いて發達してゐた陶磁器は人々をして垂涎措く能はざらしめた。

茶湯の道具調

從つて文祿慶長の兩役に持歸つた所謂高麗燒は非常の數に上り、淺野幸長が蔚山籠城の後一ト足先きに歸朝したとき、諸方から茶壺などを賴まれたことも淺野侯爵家文書に見えてゐる。それで諸將が朝鮮から引揚ぐるに當り、彼等は多く陶工を伴ひ歸り、之を優遇して製作に從はしめた。その數例を擧ぐれば、黑田長政の下に歸化した入藏は筑前鷹取燒を造り出し、細川幽齋の下に歸化した尊階は豐前の上野(あがの)燒を起し、

鷹取燒
上野燒

鍋島直茂の下に歸化した朝鮮人は六人に上り、その一人で金井三平といふ日本名を得た者が有田燒の祖となつた。又松浦鎭信は巨關といふ者を伴ひ歸つて三河内燒を創め、島津義弘は熊川・金海より多數の陶工を連れ歸つて薩摩

有田燒
三河内燒
薩摩燒

蔚山籠城

たので、幸長寡兵を以て明軍に當り、死を決して戰つた、（野淺侯爵家文書參考）。幸長が辭世の歌を書いた鎧下の小袖が今淺野男爵家に傳はつてゐる。淸正手兵を從へて入城し幸長に合したが、築城未だ全からず、糧食また乏しく、紙を嚙み馬を屠つて漸く生命をつゞけた。幾くもなく秀元・長政等來援して、三年正月明軍を破り追擊して斬首數千に及んだ。

秀吉薨じ全軍を引揚ぐ

然るにこの年八月秀吉は薨じた、そして遺言により石田三成・淺野長政博多に下つて引揚の命を發し、全軍兵を收めんとしてゐた間に、

泗川新塞の戰

明將董一元大擧して義弘の泗川新塞に迫つたが義弘殊死して戰ひ、また大に明軍を破つて掉尾の武名を博した。やがて諸將は皆朝鮮を引き揚げた。時に李舜臣は我が軍の歸路を絕たんとして戰死した。

外征の影響

前後七年に亙れる秀吉の外征はその薨去と共に抱負を實現するに至らずして終り、何等獲る所なく、却つて朝鮮の怨を買ふに過ぎなかつたやうにも見える。しかし我が武威の盛なるを知らしめ、やがて滿洲に興つた淸朝が明を亡ぼし、朝鮮を從へ、殆んど第二の蒙古たりしにかゝはらず、我が國に向つて敢て一指を染め得なかつたことは少くともこの外征の大なる貢獻である。

我が軍京城に迫らんとす秀吉許さず

じめ多く今日に遺つてゐる。また行長は反間を放つて李舜臣を退け、元均代るに及び、慶長二年三月我が海軍大に元均の兵を巨濟島に破つて制海權を收め、八月秀家・清正・隆景・行長等の諸將全羅道南原に明將楊元等を圍みてまた之を陷れ、我が軍は忠清道に侵入し、將に京城に迫らんとせしに、秀吉之を許さず、我が軍を退かしめたのは如何にも不可解であるが、當時明兵多く各地に屯在したので、更に兵備を整ふる必要を認めたからであらう。

我が軍の配置

こゝに我が軍は南海岸に引き上げた、淺野侯爵家文書などによれば順天に小西行長を、泗川の新塞に島津義弘等を、南海に立花宗茂・有馬晴信・大村喜前等を、竹島に鍋島直茂等を、梁山に黑田長政等を、林浪浦に伊東祐兵等を、西生浦及び蔚山に加藤清正・淺野幸長を配し、宇喜多秀家・毛利秀元等は釜山にあり、加藤嘉明・藤堂高虎等は南海・唐島の間にあつて沿岸の守備に任じた。　明の大軍は朝鮮軍と合して我が軍を逆襲せんとし、各〻部署を定めたが、楊鎬・麻貴は清正を攻めんとし、一部の兵をして我が釜山・順天の軍を牽制せしめ、この年十二月四萬四千人の大兵を以て蔚山を攻めた。　清正時に西生浦から機張に行つてゐ

慶長役の經過

明軍至る

我が軍本陣を釜山に置く

ので、手で裂かれるやうなものでない、現に石川子爵家に傳はつてゐる。

再度の外征は卽ち慶長の役である。兵數凡そ十三萬餘、小早川秀秋の下に黑田如水後見となり、本陣にあつて全軍を統率した。慶長二年二月廿一日の軍令によれば、淸正・行長はこの度こそ鬮を取つて二日替りに先鋒となつてゐる。また前役と同じく征明であつたことは、宗伯爵家舊藏(朝鮮史編修會現藏)の慶長元年朝鮮國城々之繪圖に、平壤から遼東山海關を通過して北京に至るまで沿道の城邑を列記し、里程山川の形勢を註記してあるものや、その軍令に明國が大軍を以て朝鮮國都を距る五六日行程の地まで兵を進めたら、秀吉は一騎がけで渡海し、卽時擊破して明國を從へんと豪語してゐるので知られる。

明廷は我が再征の軍を出すと聞き邢玠・楊鎬・麻貴を將とし、大兵を率ゐて南下せしめ、また劉綎をして海軍を率ゐて朝鮮の水軍と合せしめた。我が軍は前役に懲り、先づ根據地を固めて持久の策に出で、釜山を本陣とし、南海岸及び洛東江の沿岸に連珠の如く城を築いで諸將を配し、もし明軍至らば直ちに諸城より兵を出して之を包圍せんとする形勢を示した、その諸城址は釜山をは

し、行長は明使を伴ひて、名護屋に歸り、秀吉に謁して媾和の條件を議し、(一)明帝の女を我が后妃とする事、(二)日明貿易勘合船の復舊、(三)日明通好に關する日明兩國大臣の誓詞交換、(四)朝鮮四道の讓渡、(五)朝鮮王子及び大臣一兩人を我が國に質たらしむる事、(六)捕虜となれる朝鮮二王子の返還、(七)朝鮮宰臣の誓紙呈出等の事を定めた(前田侯爵家文書參考)。秀吉は之を許し、先づ淸正に命じて二王子を返還せしめた、二王子が淸正の陣にありし間、如何に淸正を德とせしかはその書翰にも見えてゐる。

媾和の條件

然るに沈惟敬はこの媾和條件を詐つて秀吉の降伏なりと明國に告げて廷議を纏め、明國は、楊方亨・沈惟敬二人を册封使とし、朝鮮の使節と共に來朝せしめた。九月秀吉明使を伏見城に引見し、當時外交の事に當れる相國寺の僧承兌をして明の國書を讀ましめたところ、封爾爲日本國王といふ句に至り、秀吉大に怒つて、行長及び明使を誅せんとしたが、行長辨疏是れ力め、僅にその罪を免された。秀吉は直ちに明使を追ひ却し、再度の外征令を下した。太閤記には秀吉怒つて明の國書を裂いたとあるが、この國書は大幅の錦に書かれたも

明の册封使來る

秀吉再征の軍を發す

明廷沈惟敬をして行長と和を議せしむ

明廷李如松をして平壤に向はしむ

行長平壤を捨つ

碧蹄館の戰

とし援軍を朝鮮に送つたが、忽ち我が軍に撃退せられたので、更に沈惟敬を說客とし媾和を行長と議せしめた。その內容は之を詳かにすることを得ないが、媾和條件の誤解は既にこの時に起つたやうである。即ち行長は入貢を明國が使を遣して我が國に入貢するのであると解し、封王を秀吉が明國王になるのであると信じて和議を進めたらしい。しかも明國が心から和を講ずる意なかりしは沈惟敬の如き無賴の徒をして之に當らしめ、その間既に李如松を將とし、兵五萬を率ゐて平壤に向はせてゐたのでも明かである。行長は李如松の軍を封貢使の一行と思ひ誤まり、守備を怠りし爲め、李如松に攻められて敗れ、遂に平壤を捨てゝ京城に歸るの已むなきに至つた。幸に小早川隆景等の沈勇なる戰爭ぶりに、文祿二年正月碧蹄館に於いて我が軍大に明兵を破り、李如松は僅に身を以て遁れた。

媾和の議

諸將南下す

こゝに媾和風がまた吹いて來た、我が軍は在陣既に久しくして戰に倦み、糧食また漸く乏しかりし爲め、媾和に傾くものも少くなかつた。二年四月遂に沈惟敬の和議を納れ、行長等京城を退き、諸將また南下して釜山・熊川等に分屯

秀吉先づ援軍を送り自ら渡海せんとす

秀吉渡海の議止む

我が陸軍八道を風靡するも水軍振はず

朝鮮國王援を明廷に求む

道を進み、淸正は咸鏡道に向ひ、小早川隆景等は他の諸道平定の任に當り、秀家は京城に留まることゝなつた。秀吉は京城占領の報に接し、更に石田三成・淺野幸長の軍をはじめ六萬の兵を送つたが、伊達政宗の如きは進んで秀吉に請うて海を渡つた。この時秀吉は直ちに自から渡海の準備に取りかゝりしに、家康・利家等に諫止せられたのみならず、後陽成天皇も宸翰を賜はり之を留めたまうたところに(宸翰は蜂須賀侯爵家文書に收めてある)、偶〻母大政所病日に革まる報があり、秀吉は一時京都に歸らざるを得なかつたため、渡海の議が遂に止んだのは文祿役をして龍頭蛇尾に終らしめた所以の一である。しかも不成功に終つた他の一因はまた我が海軍の弱勢であつた。陸軍に於いては京城占領後、行長・淸正は開城に相別れ、行長は平壤を陷れ、淸正は咸鏡道會寧府に至つて臨海・順和兩王子を虜にしたるを始とし、我が軍破竹の勢を以て八道を風靡したが、海軍にあつては數次李舜臣に破られて勢振はず、折角進みに進んだ陸軍も、たゞ明軍の至るを待つて之を討つ外なかつた。

これより先き朝鮮王は義州に至り援を明廷に求めた。明廷は祖承訓を將

つてゐる、實は行長が多少朝鮮の事情を知つてゐたため、宗義智等と先鋒となつて先づ釜山に上陸し、忽ち釜山城を陷れた。その報を得て後諸軍は相次いで進擊したのである。

我が軍の部署

我が軍は三道に分れて前進することゝなつた、第一軍小西行長宗義智等は中道より、第二軍加藤清正及び鍋島直茂・相良賴房は右道より、第三軍黑田長政・島津義弘等は左道より京城に向つたが、第一軍と第二軍とはやがて忠淸道の忠州に合し、先づ京城に迫つた。朝鮮王李昖はこれを聞いて北走し、淸正・行長が相ついで南大門より京城に入つたのは五月三日、實に釜山上陸後二十日に過ぎなかつた、以て如何に日本軍が疾風の如く進んだかを知るべきであらう。

釜山上陸後二十日にして京城に入る

朝鮮王は途に王子臨海君・順和君を各江原・咸鏡兩道に遣して兵を募らせ、平壤將に陷らんとするや、王世子抱海君をして大臣を率ゐて諸道の軍と連絡し、防禦に力めしめ、自身は義州に走つた。なほ臨海君・順和君はいづれも我が軍の進擊に遭つて何等その目的を達し得ず、咸鏡道を北走した。

諸將の軍議

宇喜多秀家等の本隊もやがて京城に入り、諸將軍議を凝して後、行長は平安

通譯の事

初め秀吉がいよ〳〵京都を出發せんとした時に、或人が通譯を連れて行く必要がないかと尋ねたところ、秀吉は、別に通譯などは要らぬ、日本語を話させればよいと答へたと傳へられてゐる。これは秀吉の氣宇を如何にもよく表明してゐるが、半ば事實で、半ば誤つてゐる。この際我が軍には譯官ともいふべきものを從へてゐた、諸將は顧問として文筆に長けた禪僧を隨行せしめ、筆談で用を辨ずることも出來た、鍋島直茂が泰長院長老を從へてゐたことは佐賀泰長院文書によつて分明る。之と同時に朝鮮人に以呂波や日本語を教へた。

朝鮮人に以呂波を教ふ

嚴島文書安國寺惠瓊の書狀に、朝鮮人は日本人よりも割合に能く字を知つて居り、物覺えがよく、言葉を話すことも速く、日本人より却つて上手だといふ意味が書いてある。また秀吉は支那語と日本語との對譯「なさらい　茶もつて來い」など十餘の日用語をその扇に書かしめて持つてゐた、この扇は戶澤子爵家々扶古瀨彈治氏の家に傳へられてゐる(歷史地理第五卷口繪參照)。

秀吉その扇に支那語の日本語譯を書せしむ

文祿役の經過

この文祿の役に加藤淸正・小西行長が共に先鋒となり、鬮を拈つて隔日に進軍したといひ、また二人對馬にあつて先陣を爭うたといふ說があるが、共に謬

とは六ケしいであらう、さうしたら朝鮮軍の勝利疑なしと建議したものがあつた。皆この議に贊成し、大急ぎにそれを造つたところ、鎧があまり重過ぎて身動きも出來なかつたといふ笑話を、また柳成龍が書いてゐる。それに當時新兵器として我が軍に鐵砲のあつたことは、非常に功を奏した。朝鮮では甚だしくこれに苦しみ、我が捕虜からその製法を學んでこれに對抗せんとしたこともあつた。

次に戰爭に必要なのは兵粮である。秀吉はまた尤もこれに注意し、前以て運輸の便を計畫して置いたことは前にも述べた通りである。安國寺惠瓊などに力を盡し、淺野長政も五奉行の一人として之を掌つてゐた（淺野侯爵家文書參考）。無論兵粮は初めすべて日本の方から運ぶ都合になつてゐたのである、しかし朝鮮に往つて見ると、あちこちの城々に兵粮が澤山貯へてあり、それで優に辨ずることが出來たから、その後多くは名護屋・對馬または釜山浦などに兵糧米を集めて置き、必要に應じて之を諸方に配送したことが、嚴島文書安國寺惠瓊書狀などに見えてゐる。

ある（征。戰。偉。績所收藤田明氏論文參考）、

殘りなく手にしたがへる君が代を扇の風にうつしてぞ見る

天の下うちおさめしやをのづから君につかふる道となるらん

我が軍の武器

此外征について我が軍の戰鬪力が如何であつたかを考察するについて、兵數と共に研究せねばならぬのは我が軍の武器である。固より日本軍が朝鮮軍に勝つたのは、我が兵卒が精悍であり、しかも多く百戰を經たものであつたことが與かつて力ありしに相違ないとしても、武器の精鋭はまた大なる勝利を齎した所以であつた。

日本刀の切れ味

日本刀の切れ味のよいことは、さきに室町時代の海賊衆が明國の人々を恐れしめた事實によつても知られるが、朝鮮人がまた如何に之を畏れたかは、當時朝鮮の宰相たりし柳成龍が、朝鮮軍では只弓矢を持つて居る位で、兵器が十分完備してゐなかつたのに、日本軍が刀を閃かして進擊して來ると、直ぐ眼の前で刀が振廻されてゐるので、弓矢を棄てゝ逃げる外ないといつてゐる程である。それで日本刀をどうして防禦しようかと相談したが、厚い鐵で鎧を造り、之を着て進んで行つたら、いかに日本刀でも切るこ

朝鮮秀吉の命を聽かず

のを斥け、その返書には日本國關白秀吉とし、我が國體の尊嚴なるを示し、朝鮮國王に征明の軍に先驅せよと嚴命した。然るに朝鮮ではこれを日本の虛喝に過ぎぬとして、秀吉の嚴命を聽かなかつた。秀吉は直ちに先發軍をして朝鮮に向はしめ、自から文祿元年三月京都を發し、肥前名護屋に本營を構へ、德川家康・前田利家以下十餘將及び兵十萬餘を從へて居り、捷報を待つて何時にても自身渡海せんとし、すべて戰役に關する命令を下す等、彼は全軍を指揮してゐた。宇喜多秀家を總大將としたやうに太閤記などに書いてあるのは誤つてゐる。しかし既に大兵を朝鮮に出した以上第二の本陣を置かねばならなかつたので、朝鮮に於いて特に必要なる場所に、元老ともいふべき毛利輝元・小早川隆景の二人を居らしめた。

秀吉大軍を發し本營を名護屋に構ふ

秀吉自ら全軍を指揮す

毛利輝元と小早川隆景

秀吉は天正十五年三月一日九州征伐に出發し、島津氏を降してから、妙に緣起を祝つて、小田原征伐にも天正十八年三月一日出發、この外征にも文祿元年三月一日出陣と定めたところ、眼病のため延期して二十六日に出發した、時に後陽成天皇から扇に書いて賜はつた御製の寫しが今大和の圓照寺に藏して

後陽成天皇御製を賜ふ

出した兵數は凡そ十五萬八千七百人の大軍である、いよ〳〵渡海するについても、能く日和を見て出發するやうに、日和の惡い時に行つて、若し人一人でも馬一匹でも取落すやうな事があつたら曲事である、殊に今度の戰爭には船が最も肝要であるから、出來るだけ多くの船を造り、船奉行を壹岐と名護屋との間に置き、すべての事を周旋せしめる、朝鮮へ入つても、一々能く場所を視て、城を堅固に造り、持久の策を講じつゝ進むやうにと軍令を下してゐる。

十五萬八千七百人といへば現今の十師團くらゐに當る、それに水夫とか人夫とかいふやうな非戰鬪員を加へたなら更に大軍となるであらう。それほどの大軍を集めたのを見ても、この外征が朝鮮を伐つ爲めでなく、征明の壯擧たることが推測せられるであらう。されば初めに下した軍令には、成るべく朝鮮を撃たないやうに、若し朝鮮王が降つて來ない時には已むを得ず八道並び進んで之を滅ぼして了へといつてゐるのである。

秀吉朝鮮國王に征明軍の先驅を命ず

秀吉はいよ〳〵實行に移つた、天正十八年宗義智の斡旋によつて朝鮮の使黄允吉・金誠一・許筬等が來朝した折の朝鮮國書に、秀吉を日本國王殿下とした

關係が深かつたのである。高麗朝の末に崔瑩・李成桂の二將軍があつた、崔瑩は元に從はんとし、李成桂は明に屈伏する主唱者であつたところ、政府の議は明國に反對するに決し、李成桂を將として兵を出したが、李成桂は却つて向明の態度を取り、遂に廢立を謀つて自から李氏の朝鮮を開いた。されば當時朝鮮は文物制度を始めとして、殆んど明國の風になつてゐた、明國に鋒を向けようなどとは彼等は夢にも考へ得なかつた。秀吉が征明の途を朝鮮に取り、朝鮮王李昖に嚮導せしめんとしたのは寧ろ失策であつた。

秀吉の忠實と細心

秀吉は元來度量の大きい、濶達な人物であつたとは言ひながら、また一方に於いて極めて忠實に且つ細心に事を行つた。或る時黑田如水が秀吉に向ひ、あなたはどうして今日のやうな御身になられたかと尋ねた、秀吉はこれに答へて、自分は何にも先きの事を考へない、或る職について居る間は其職を出來るだけ一生懸命に勤めるのみであるといつた、如水は大に感心して、後にその遺言狀の中にこの一條を入れて置いた。さういふ人物であつたから、外征についてもその計畫は、運輸の事をはじめ極めて細密周到であつた。朝鮮へ繰

外征軍出發に對する軍令

なかつたこと、また長陣の間に諸將互に不和を生じたこと、それに加へて日本人が元來外交に不得手であり、諸將の中で尤も世才に長じてゐた小西行長すら沈惟敬等に翻弄されたことなどが、この壯擧を空しくせしめたといふ外はない。

支那朝鮮の形勢

次にこの外征について考察すべきは當時に於ける支那と朝鮮との情勢である。支那は恰も明の神宗の代であつた、既に文弱の弊を受け、殆ど武備の觀るに足るものなく、たゞ崩壞の途を辿りつゝあるのであつた。それに朝鮮がまた久しく泰平がつゞき、邊防も極めて不十分であつた。それらの事情は彼の國に渡つて貿易を行つてゐたものから既に秀吉の耳に入り、秀吉をして外征の師を用ゐるに尤も好時機だと思はしめたであらう。群雄爭覇時代から鍛へに鍛へた我が將士の鐵腕はうなつてゐる、それら百戰を經た將士を率ゐて支那を討つならば、その成功必ずしも六ケしくないと誰も信じた。

支那と朝鮮との關係

しかし明國と朝鮮との關係を觀るに、この時代ほど支那がよく朝鮮を威服してゐたことはなかつた。元來李氏の朝鮮はその興起時代から既に明國に

秀吉心を海軍に用う

ばないとしても、また外征の兵站部として或は既に考慮せられてゐたのではあるまいか。九州征伐の直前に尼ヶ崎に全國の兵粮を集積したこともその豫備行爲の一であつたらう。又海軍について觀るに、秀吉は外征を目的として之を編成したかと想はれる、賤ヶ嶽七本槍の武將から脇坂安治・加藤嘉明の二人を抽き、藤堂高虎を加へて海軍に向け、鳥羽・熊野から瀨戸内海にかけて古來海賊衆として名をなしてゐた九鬼・來島諸氏を統率せしめ、九州征伐や小田原征伐に之を用ゐて先づ練習せしめてゐる。たゞ朝鮮の水軍に李舜臣の如き人物のゐたことが偶ゝ敗勢となるに至つた所以である。

國々の道路を開き船舶を造らしむ

また、國々に道路を開き船舶を造り運輸の便を十分にしたことが藤原惺窩文集に出でゝゐる。前田侯爵家文書・淺野侯爵家文書・嚴島文書によつても知らるゝやうに、或は大名に命じて運送船を造らしめ、或は國々の港や要所に早船・傳馬を置いて種々の連絡報告を敏活にしたことも、この外征計畫が如何に大きく且周密であつたかゞ窺はれる。

不成功の理由

たゞ當初の計畫通り秀吉が自から渡海する機會を失つたことや、從軍諸將の統率に十分の威望を有するものがゐ

したり、猶ほまた天竺南蠻の方へ兵を進めようなどと氣焰を吐いたこともある（文祿二年六月京城攻陷後在鮮諸將士に充てた秀吉の檄文や、前田侯爵家文書。秀吉書狀・若狹組屋文書山中橋内書狀等參考）。

秀吉自ら渡海の希望あり

秀吉は初め自から天皇を奉じて渡海したい考であつた、天皇にもその叡慮があらせられたことが二三の文書に見えてゐる、征明の軍を發するには如何に根柢の深いものがあつたかゞ窺はれる。思ふに群雄爭覇時代以來非常に殺伐になつた民心を外に向ける政策も含まれたであらう、そして諸將をして餘力を海外に用ゐしめんとしたのもその理由の一であらうが、前に述べたやうに我が國權の回復に向つて積極的行動に出でた壯擧であり、彼がたゞ功名に驅られたためではなかつたところに秀吉の偉大さが想望される。

征明の準備と計畫

この外征が如何に大仕掛けであつたかを考へて見てもその一朝一夕の計畫でなかつたことが明であらう。秀吉は天正十年頃から既に諸國の檢地を行ひ、これまで隱れてゐた土地を整理し、且つ盛に金銀を採掘し、判金を造つて正貨の信用を高めた。大坂城の築造が對内的關係に出でたことはいふに及

征韓にあらずして征明

秀吉の意圖

のを初見とするが、翌年秀吉が島津氏を降した歸途、夫人淺野氏に充てた消息にもその事が書いてある(史徵墨寶第一編考證參考)。尤も秀吉が外征の考を起したのは、その子鶴松が夭死したため悲嘆を紛らす方便であつたといふ說もあるが、鶴松の夭死した天正十九年よりも四五年以前にかく準備に取かゝつてゐる(史學雜誌第二十四編・二十五編池內宏博士「文祿役開始以前に於ける秀吉の對外的態度を論じて此の戰役の發端に及ぶ」參考)。

その資料は從軍諸將の子孫の家々を始め保存せられてゐるが、朝鮮の史書では李朝宣祖實錄・燃黎室記述・柳成龍文集・懲毖錄・亂中日記の如きあり、近く朝鮮史編修會から刊行せらるゝ朝鮮史第四編には日・支・鮮の資料に據つて記述されんとしてゐる。又この外征を普通に朝鮮征伐或は征韓の役と稱してゐるが、それは誤である。當時の文書に高麗陣とあるのは朝鮮で戰爭があつたからで、秀吉は最初から支那を討つのが目的であり、自から大明征伐といひ、彼は我が國都を北京に移し、日本には皇族の御一人を奉じ、朝鮮を秀吉の一族か、或は元勳に與へ彼は寧波府にあつて、支那・朝鮮・日本の三國に號令せんと豪語

天荊和尙朝鮮に使す

秀吉外征の事を宗氏に傳ふ

には信長の遺志を繼いだのであらう。

前田侯爵家所藏釋天荊朝鮮國雜藁に天正五年僧天荊が朝鮮に使したことが見えてゐる。同書では、足利義昭の使らしく見え、彼と信長との關係如何にも不明であるが、朝鮮に通交する場合にはすべて前代の例を逐ふべき習慣であつたから、天荊和尙も表面義昭の使として渡鮮したのではあるまいか。不幸にして信長は本能寺の變に斃れた、そして秀吉がこの事業を繼承せんとしたことは、中國征伐に向はんとした折の言にも推測される。信長秀吉は實に屈辱的國際關係を更改せんとし、しかもこの更改は一たび明國を討つて城下の盟をなさしめなければ、實現し得ないと決心したのである。文祿役の媾和條件には或る點までそれが具體的に現れてゐる。

その計畫については對馬宗伯爵家文書天正十四年六月宗義智に與へた秀吉の直書に、九州に出陣の時、高麗にも兵を向けるからその時は忠節を盡すやうにといつて遣つたのと、松浦家文書に天正十四年秀吉が對馬の宗義智を朝鮮の方にやるといふ噂を載せて、秀吉が朝鮮に志があるからであらうとある

慶長の三筆

尹・本阿彌光悅・松花堂昭乘は慶長の三筆と稱せられ、道風・行成・或は弘法大師などの書風が尊重されて德川時代に入つた。 また建築でも新機運に向つたのであり、所謂桃山式のものが寛永ごろまで續いた、それは西本願寺その他に存せる聚樂第・伏見城の遺構や、北野天滿宮・二條離宮等によく現れてゐる、殊に醍醐寺三寶院は慶長三年秀吉が花見の折に建てられ、庭園は彼自身の監督に成つたものである(義演准后日記參考)。

繪畫

繪畫では狩野永德や狩野三樂を出して狩野派全盛時代に入らんとし、襖・屏風等に風景人物畫の大作が多い、そして彥根屏風の如き風俗畫も現はれ、浮世繪の前驅をなしてゐる。

秀吉の征明の原因と動機

全國の統一事業を完成した秀吉はいよ〳〵征明の軍を發することゝなつた。その動機等については、史學雜誌第十六編に田中義成博士の論文や同誌第十八編に阿部愿氏の意見も出て居り、從來幾多の史家が議論を上下し、或は之がためにその家の自滅を招けるを笑ふ人すらあるのである。しかし室町時代以來日明關係の如何なりしかを觀れば、新たに統一された日本としてはどうしてもそのまゝにして置くことが出來なかつたのである。 恐らく秀吉

吉は先づ天正大判・天正小判を鑄造し、一分銀、二朱銀を以て補助貨とし、且つ舊來の銅錢をも用ゐしめ、始めて物價の標準が立ち、一般の便益甚だ大なるものがあつた。

天正大判天正小判

又京都と大坂との交通は當時主として淀川によつたのであるが、京都から程遠からぬ伏見は、淀川の岸にあつて運輸その他の要處であつた。秀吉は關白の職を辭して後、聚樂第を秀次に讓り、更に居城を伏見の東山に築き、これをその邸と定めた。伏見は德川時代に於いても、奉行が置かれた處であり、同じく大坂京都間に於ける交通の要地として繁昌した。

伏見城の造營

一體秀吉は非常に豪華な派手好きの人で、前に述べた天正十五年の北野大茶湯の如き、唐天竺の人々も集まつて來いなどゝいつて居る位である。從つて當時の建築・繪畫等すべて雄大にして華麗を窮め、よく秀吉の濶達なる度量と合致した時代精神が現れてゐる。いはゞこれまで萎縮してゐた文物がこの時代に入つて復興したのである。關白秀次が文學を奬勵したのは有名な話であるが、この頃から古筆が賞翫せられて書道の復興となり、近衞三藐院信

時代精神と文物の復興

古筆の賞翫と書道復興

貨幣制度の改革

室町時代の貨幣制

甲州金

此頃金銀の産出額多し

十歩を一畝とした事は、計算上の便宜を圖つたのも一の理由であらう。

今一つは貨幣制度を改めたことである。古來我が國は、銅錢を主貨幣としたのであるが、官錢の鑄造が全く止みしのちも、所謂皇朝十二錢多く行はれ、その不足は支那の錢を輸入して之を補足してゐた。皇家中興時代に一時楮幣を發行したけれど流通に及ばず、やがて足利氏は財政上から必要を感じ、使を明國に遣して盛んに永樂錢を輸入し、室町時代を經過したのである。その間また鐚錢と稱せられる鐵錢世に現れ、良錢と混同して用ゐらるゝに至り、前にも述べたやうに室町時代から貨幣制度が混亂して來た。群雄爭霸時代に入りて武田信玄が所謂甲州金を造らせたのは判金制の嚆矢といふべきであるが、秀吉全國を統一するに及び、こゝに判金の正貨本位制を採用し、國家經濟の上から信用ある貨幣制度を創始せんとしたことは實に達見であつた。それには歐羅巴に於ける貨幣制度の影響も考慮に入れねばならぬが、金銀の製煉法が輸入せられ、佐渡の金山・生野の銀山など、從來少額の産出に過ぎなかつた金銀が俄にその量を增加し、こゝに判金制を行ふことが出來たのであつて、秀

事業に於ける一大工作であつた。秀吉の檢地は天正十年七月山城に行はれてゐるのを初見とするが、これは信長の既に永祿十一年近江に行つてゐる先例に倣つたものといへやう。主として之に當つたものが長束正家であつた、彼は算勘に長じ、諸國に擔任者を定め、土地を測量して檢地帳を作らしめた、今もこの折の檢地帳で存してゐるものが少くない。

永高

室町時代には土地を量るに永高（えいだか）といつて何貫といふ呼び方があり、或は分制に從ひ何町何段といつたりして、その標準が一定してゐなかつた。秀吉はこゝに新法を定め、曲尺六尺三寸四方を一歩、三十歩を一畝、十畝を一段、十段を一町としたのである、島津公爵家には文祿年間石田三成が島津氏の分國を檢地したときの六尺三寸尺の標準器が保存されてゐる。またこの檢地と共に

石盛

土地の等級を定め、收穫高によつて石盛（こくもり）をなし、これまで何貫といつたのを何石と稱することゝし、それには京桝を使用した、新井白石はその著讀史餘論に、秀吉がこの改革をなしたのは人々に與ふる土地が少くなつたから段別を多く見せるためにしたものであるといつてゐるが、秀吉が三百歩を一段とし三

に始まり、全國に巨材を募り、木食應其上人を拔擢してその造營奉行とし、前田玄以等と相談してその建立に當らしめた。その殿内に安置すべき本尊毘盧舍那佛は木造の座像とし、漆を以て之を塗つたが、當時豐後にありし明國の佛師を召し、奈良大佛師宗貞等と共に之を作らしめ、漆師もまた明國の工人を肥前の平戸に召したといふことである（松。浦。伯。爵。家。文。書。參考）。大佛殿の棟木を引いて京都に入るや、秀吉自身に帷子を着替、木遣をやつたので、諸侯も爭うて加勢し、凡そ六年にして漸く成功した。天正十九年大佛供養を行つたが、諸宗から職衆の僧侶を出し、三寶院准后義演主として斡旋の任に當つて非常なる盛觀であつたといふ。この大佛は、慶長元年の大地震に崩壞し、その後秀頼之を再建せんとしたが、その鐘銘問題が偶豐臣氏滅亡の動機となつた、現今ものは天保ごろのものである。

三寶院義演

檢地

秀吉は決して茶の湯や大佛殿建立など暢氣なる事にのみ沒頭してゐたのでない、しかもこのやうに暢氣らしいことも彼は皆その目的を有してゐたのであり、その間に農本政治の根柢たるべき檢地を實行したことは全國の統一

吉は大坂城内に總金の茶室（床下まで金造）を作り、小早川隆景・吉川元長上洛の時わざ〳〵之を觀せしめたことが石見吉川家文書に見えてゐる。當時人々の茶器を愛翫することと、領土に過ぎたといはれ、もと伊達伯爵家にあつた岩城文琳の茶壺は、磐城一國にも代へ難いといふので名を得たと傳へられてゐる、後ち朝鮮陣から諸將が歸國のとき多く茶壺を持ち歸つたことは淺野侯爵家文書等によつても知られる。

北野の大茶湯

北野大茶湯は天正十五年十月に擧行せられた園遊會式のもので、貴賤貧富によらず來會勝手たるべしと、高札を出し、秀吉の所有せし諸道具飾立を衆庶に見物せしめた豪興であつた。

大佛の建立

秀吉はまた奈良の大佛に倣ひて京都に方廣寺を建て大佛を造つた。

刀狩

鎌倉時代に北條泰時が僧侶の兵器を帶するを禁じ、刀狩を行つた事がある（高野山で各坊の兵器を大塔の庭に出して燒棄せしめたことが高野山文書に見えてゐる）。秀吉がその事を知つてゐたかは問題とするも、彼は、大佛造營を名とし、刀狩の朱印を出し、僧侶及び民衆の武器を沒收した。

僧侶及び民間の武器沒收

これは寺院の勢力を殺ぎ、諸國の一揆を絕たんがためでもあつた。大佛殿の造營は天正十四年五月

を下され、秀吉また勸進の許可狀を與へ、皇城の鬼門として天下の安全を護る靈地なりとし、日吉神社をはじめ、坊舍の再建をなしたのは、秀吉が人心を收攬するにも必要なることであつた(延曆寺文書・伊達家文書等參考)。

聚樂第の造營

秀吉は京都内野の地を相してその邸宅を造營した、その材料は諸侯に課し、天正十二年に起工して、十五年九月に移轉した、名づけて聚樂第と稱し、宏大壯麗目も覺むるばかりであつた(三井源右衛門氏所藏聚樂第圖屛風參考)。明年四月後陽成天皇行幸あり、盛儀近古比なしといはれてゐる。その時秀吉は天皇・上皇に御料所を進め奉り、公卿の人々にもまた料地を與へ、且つ諸將をして忠貞を盟はしめた(群書類從所收聚樂第行幸記參考)。秀吉は又洛中洛外の境界を定めてお土堰を築き、諸人の出入を督せしめたが、これによつてまた鴨河の水害も防がれた、今なほその一部は遺つてゐる。

お土堰

千利休茶道を中興す

こゝに秀吉の豪興と器宇の大とを窺ふに足るものとして、北野大茶湯と大佛の建立とを擧げよう。當時茶湯流行の趨勢は非常なもので、千宗易(利休居士)は茶道中興の宗匠として尊信せられ、富一世を傾けたといはれてゐる。秀

田徳善院玄以は主として社寺の事を主管してゐた。

秀吉皇室を尊崇す

秀吉は信長の志を繼いで皇居を修理し、仙洞御所を造營し、皇室の御料を獻じ、朝廷の儀式も漸く面目を一新した。少し前に溯るが、天正十四年二月秀吉竊かに内裏の櫻花を拜觀したことが天聽に達し、特に勅使を遣はされて御製を賜はつたので、秀吉返歌を奉り、親王をはじめ公卿等も之に唱和したことが御湯殿上記や太閤記に見えてゐる(久能木文書に秀吉の右筆楠長諳が御製以下の歌を書いた一卷が收めてある)。この年七月、皇太子誠仁親王(陽光太上天皇)薨去せらるゝや、親王の御子和仁親王皇太子に立ちたまひ、同十一月御踐祚になつた、後陽成天皇と申し奉る。

後陽成天皇の御踐祚

この間秀吉の文化事業は第一に信長のために滅ぼされた叡山の再興であつた。恰も平氏の後を受けた頼朝が東大寺を再興したと同じく、秀吉は信長の後に出でゝ延暦寺の再興に盡力したのである。これに與かつて力ありしものは豪盛法印・施藥院全宗等であつた。全宗はもと叡山に僧となつて居り、後ち醫となつて秀吉の信任を得た人である。天正十二年五月朝廷から綸旨

秀吉の平和事業
叡山の再興

秀吉信雄を下野に流す

秀次を尾張に秀長を大和に封ず

蒲生氏郷を會津に配す

五奉行

秀吉は家康の舊領を織田信雄に與へた。信雄は父祖以來の尾張・伊勢を奪はるゝことが不平であり、もとの如く安堵して貰ひたいと請うた。秀吉は大に怒つて、初め與へんとした五國をも沒收し、信雄を下野那須に遷した。また秀吉は家康に關東を與へたけれど、家康の人物閲歴から考へ、關東と京都との間に腹心の人々を配置し、殊に尾張の清須に姪秀次を封じて、尾張及び北伊勢五郡を直領とし、秀吉自らいろ〳〵指圖してゐる(駒井日記參考)。又近江佐和山に石田三成を封じ、大和郡山に弟秀長を封じて隱然京都を守らしめ、且つ蒲生氏郷を會津に封じて、家康の背後を抑へしむる等如何にも周密であつた。

秀吉は五奉行を以て一切の民政を行はしめ、石田三成・長束正家・前田玄以・増田長盛・淺野長政の如き、吏務に通じた材幹ある人々を拔擢して之に任じてゐる、しかも三成といひ、長盛・正家・吉繼といひ、四人までも皆近江の出身たるは注意すべきである。太閤記には天正十三年任命したやうに書いてあり、その所職や心得等をも掲げてあるが、此等の人々は同時に任命せられたのでない、ただ天正十三年に三成をはじめ五奉行が揃つてゐたことは事實である。又前

秀吉の諸大名制御とその配置

いふ風であつたかといへば、元來彼は非常に濶達な、度量の大きい人物であり、胸中には日本の事ばかりでなく、支那を討つ考も早くから有してゐたのであるから、諸侯に廣大なる土地を與へて少しも惜しいと思はぬ、歸服さへすれば其儘從來の領土を與へた。それで毛利氏は引續いて中國の大半を領することを得た、島津氏も城下の盟をさせられながら、なほ薩摩・大隅の二國に日向の一部を領することを得た。尤も中國九州の大名を厚遇したのは征明の快擧已に決し、彼等に力を致さしめんが爲めであつた。それに反し、北條氏を討つや思ひ切つてこれを滅ぼし領土を沒收した。これは全く家康・信雄をはじめ諸大名の配置を新たにせんが爲めである。家康は信長の時代ですら既に對等の關係であつた、そして本國三河以外に信濃・甲斐・駿河・遠江の四ヶ國を領し、勢威諸大名の上に出でてゐた。秀吉はその領地を取上げて家康に北條氏の故地を與へたのである。

家康北條氏の舊領を與へらる

家康は長い苦心の間に經營した五國を沒收せられ一時大に弱つた、しかし固より秀吉に反對するの不利なるをよく知つてゐる、彼が命のまゝに移つて江戸城に入つたのは天正十八年八月であつた。

び寄せ、日々それを見て樂しみながら、ゆつくり小田原城を攻圍した。また彼は夫人淺野氏に手紙を送つて、淀君を陣中に召し下し、諸將にも國許から妻子を呼び寄せしめて二三ヶ月に及んだ(高臺寺文書・吉川家文書・小早川家文書參考)。尤もこの間城中から既に秀吉に内通するものがないではなかつた。初め北條氏が箱根の險に據つて秀吉の軍を防がんとした時にも、得策でないといつて反對したものがあり、また秀吉が石垣山に本陣を据ゑたら城中殆んど閉口すると告げた人もあつたのである。

北條氏亡ぶ

七月北條氏は遂に力盡きて降を納れ、氏直は父に代つて命乞をしたけれども、秀吉は氏政を自殺せしめ、氏直を高野山に放ち、關東諸州こゝに全く平定した。

伊達政宗秀吉に服す

奥州の伊達政宗はこの時年二十四歲、小田原の陣中に伺候して秀吉に謁した。秀吉はやがて京都に凱旋した。

天下始めて太平を謳歌す

翌十九年奥州に九戶政實の叛あり、蒲生氏鄕・淺野長政等秀次に從ひ、之を平定するに凡そ一年を費したが、之を最後として、麻の如くに亂れた日本全國が、始めて太平を謳歌することになつた。

秀吉が諸大名を制御した行き方及び諸侯の配置等についての注意は、何う

の沼田城を得んことを請ひしにより、秀吉は昌幸に說いて城を渡さしめ、代りに氏直の上洛を約せしめたにかゝはらず、北條氏は累代の勢威に誇つてその約を履まなかつたので、秀吉は遂に最後の通牒を發し、且つこの通牒と同文の書を主なる諸將に與へて一種の宣戰布告とした(眞田伯爵家文書・伊達伯爵家文書等參考)。彼は天正十八年三月一日京都を出發した、東海道の先鋒には德川家康を大將とし、東山道の先鋒には上杉景勝・前田利家の二人を大將とし、尾張に小早川隆景の如き老功の人を置き、後顧の憂なく、大軍を進めた。先づ伊豆の山中城を陷れ、箱根を越えて小田原城に迫り、また淺野長政・石田三成・上杉景勝等に命じ、北條氏の一族が籠つてゐる武藏の諸城を攻めしめ、以て小田原城の羽翼を殺いだ。

秀吉北條氏を伐つ

小田原城攻め

小田原城は嘗て上杉謙信も陷るゝこと出來なかつた名城である。秀吉も殆んど攻めあぐみ、遂に隆景を召して戰略を尋ねしに、隆景は毛利元就が尼子氏を攻めた時の事を述べ、小田原城を落すには持久の策を講ずべき旨を答へた。秀吉乃ち本陣を石垣山に構へ、諸方から謠曲や田樂などをやる人々を呼

島津氏の勢威

秀吉の九州征伐

島津氏降る

秀吉北條氏の上洛を促す

馬守であるが、後に安藝守になるのもあり、父の代には彈正大弼で子の代には上總介と一代交替になるのもあつたが、國持大名で一國もしくは一國の大部分を領してゐるものは、その國の守を受領として賜はることになつてゐた。それらは寛政重修諸家譜などを通覽すれば明瞭である。

さて九州には天正十二年龍造寺隆信が島津義久と戰ひ肥前有馬に戰歿してより、島津氏は進んで肥後を略し、九州の大半をその下に歸せしめ、連年大友義鎭(宗麟)と兵を構へてゐた。大友氏は島津氏に敵することが出來ず、頻りに援を秀吉に請うたので、秀吉はいよ〳〵九州に大兵を繰出すことゝなり、天正十四年仙石秀久・長曾我部元親等を先發せしめ、却つて島津氏のために破られたが、天正十五年三月一日秀吉自から大軍を率ゐて發向し、五月薩摩に進入して義久を降し、九州一圓全く秀吉の旗下に屬するに至つた(群書類從所收細川幽齋著九州道の記・前田侯爵家所藏九州御動座記參考)。

九州から凱旋の後、秀吉は鋒を東の方北條氏政・氏直父子に向けはじめた。先づ家康をしてその上洛を促さしめたところ、北條氏規京都に至り、眞田昌幸

敍留

も國司として實際に筑前を支配したのではないのである。又はじめ検非違使は左右兵衛尉、もしくは左右衛門尉から補せられたもので、多くは六位に留まつた(もし五位に敍せられると、大夫判官と稱し、之を敍留といつた)。鎌倉時代以後は武士が検非違使にならなくても、これらの官に任ずるのが少くなかつた。それがまた受領である。吾妻鏡にも多く散見する如く、その人が長子であれば太郎左衛門尉、又は太郎兵衛尉、三男であれば三郎兵衛尉または三郎右衛門尉と呼ばれ、その父が左衛門尉であれば左衛門太郎、兵衛尉であれば兵衛三郎などゝ呼ばれる。從つて、受領は單にその身分を現はすもので、またこれを世襲するやうにもなつて來た。利家が秀吉から賜はつた羽柴筑前守は後にその子利長に與へられてゐる。

武家の官途

徳川時代に入つて、受領は更に的確に行はれた。元和元年禁中幷公家御法度を出して、武家の官位が全く公家とは別途と定められ、將軍をはじめ武家の人々は三位以上になつても、元和六年以降の公卿補任に載せられぬことゝなつた。また諸大名は家によつて官位が定められて居り、中には若年の時に但

一字書出し

も與へたのみならず、その受領の筑前守をも稱せしめてゐる。秀吉は、今までの御禮として家名を遺すから名乘つて貰ひたい、これまで前田又左衛門といつてゐたのを、この後は羽柴筑前守と御名乘りあるべしといつて遣つた書狀が傳はつてゐる。後ち徳川氏もこれに倣つて松平氏を諸大名に與へ、源朝臣の姓を稱せしめてゐるのである。尤も實名の偏諱を家來に與ふることは既に古くから起つてゐる、例へば源頼朝は朝の一字、足利義詮は詮の一字を與れる、之を書いてやる文書を一字書出しといふのである。武田信玄の實名晴信は將軍義晴の晴字を賜はつたのであり、上杉謙信の實名輝虎は將軍義輝の輝字を賜はつたのである、そしてこの偏諱を他人に與ふる場合には自分が貰つた偏諱をやらぬのが普通であつた。じかし氏を名乘らせることは特別に猶子とした場合の外、これまで先例のないことであつたのを、秀吉はその名乘つてゐた氏までも併せて與ふる事を始めたのである。

受領

こゝに受領について一言しよう、受領は實際に任せられた官職でなく、たゞ名義だけに過ぎない名譽的地位を表するものであつた、故に筑前守といつて

り、遠江蒲神社文書に「三位中將藤原家康」と自から署名してゐるのでも明である。然るにその後彼は新田氏の子孫と稱し、源氏を冒し、慶長十六年には朝廷に請うて新田義重に官位が追贈せられてゐる。蓋し武家の世となつてから、平氏亡びて源氏起り、源氏亡びて北條氏平氏を以て執權となり、北條氏亡びて足利氏がまた源氏であつたから、その次は平氏が政權を握るであらうと、伊勢氏も氏康以來北條氏を名乘つたのであり、信長も平氏を稱したのであらう、家康が源氏を冒したのもこれらと同樣に解釋せられる。

源平迭に起る思想

氏素性を有しない秀吉は平氏でも源氏でもまた藤原氏でも自から名乘ることが出來ると思つたらしい、或は豐臣朝臣を賜はつてからも猶ほその本姓は平氏であると思つてゐたらしい。慶長元年、明廷から迭つて來た封冊に「平秀吉」と書いてあるのに、彼は之を見て少しも問題としなかつたやうである。文祿慶長兩役に關する朝鮮の史書にも平秀吉と記したものが多い。

平秀吉

秀吉はまた豐臣朝臣を親しい諸大名等に名乘らせ、その一族に准じてゐる、中にも前田利家には羽柴筑前守豐臣朝臣と、豐臣朝臣の姓の外に羽柴の氏を

業との關係が離るゝやうになつたので、新たに朝廷より姓を賜はり、天武天皇の八姓制定となつた。しかも奈良朝時代に入れば既に、最高の眞人(まひと)よりも、次の朝臣が却つて尊ばれるやうになり、この八姓はやがて系統家格等を表はすことが出來なくなつた、そして平安朝時代の末期から鎌倉時代には多くの家が藤原氏・源氏・平氏又は橘氏を稱し、姓よりも氏を重んずるに至り、清原眞人・小槻宿禰などを除けば姓は殆んど皆朝臣となつて、こゝに所謂源平藤橘時代が現れた。その間に加賀の藤原氏が加藤、齋宮頭たりし藤原利仁の子孫が齋藤と稱し、又は出身地住處等によつて苗字なるものが出來、後にはそれを氏と稱し、源平藤橘をも姓と呼ぶに至つた。尊卑分脈はこれら諸氏の系圖である。

八姓

源平藤橘

苗字

室町時代までは氏素性が尙ほ割合に明瞭であつたが、群雄爭覇時代になれば、身分の卑いものがだん／＼家を起し、源氏であるか平氏であるか分明しない人も多くなつた。前に述べた通り織田信長の如きも、初め藤原氏を稱したのであるが、德川氏も恐らくはもと加茂朝臣であつたらしい、しかも家康が一時藤原氏を稱したことは山科言繼自筆歷名土代永祿九年の條に「藤家康」とあ

群雄爭覇時代と氏姓

秀吉太政大臣となり豊臣朝臣の姓を賜ふ

任ぜられたが、翌十四年十二月太政大臣の宣下を蒙り、やがて姓を豊臣朝臣と賜はつた。尤も初め秀吉は征夷大將軍たらんことを望んだのであるが、これまで源氏の外に將軍となつた先例がないので、當時猶ほ生存してゐた前將軍義昭の猶子たらんとせしも、義昭これを聽かず、乃ち右大臣今出川晴季の議によつて關白たらんことを請ひしに、藤原氏もまた極力これに反對した。これは藤原氏の嫡流でなければ關白たることを得ざる先例であり、關白たる者は同時に氏の長者になるのであつたから、若し秀吉が關白になれば、藤原氏一族は皆秀吉の下風に立たなければならないからである。

近衞前久の周旋

されど遂に近衞前久の猶子となり、遂に一時藤原氏を稱じて關白となつた。元來秀吉は姓などを有した家柄でなく、信長の下にあつた間は平氏を冒してゐたが、こゝに至つて藤原氏となつたが、ついで新たに豊臣朝臣の姓を賜はつた。

氏姓の變遷

氏姓については古來だん／＼變遷あることをこゝに簡單に述べて置きたい。氏姓時代に於いて氏はその職業または住所等を現はし、姓はその系統家格などを示してゐたのであるが、大化改新以後、世官世職殆んど止み、氏族と職

小牧山の對陣

長久手の會戰

秀吉家康和す

犬山城を陥れた。時に家康は陣を小牧山に張り秀吉を待つてゐた、そして秀吉また自から犬山城に入り、ついで陣を樂田に移し、いよ〳〵兩雄の抗陣となつた(秀吉の陣立書は淺野侯爵家文書にある)。池田信輝秀吉に請ひ、女婿森長可と共に四月六日の夜半潜に發して三河を衝かんとしたが、家康諜してこれを知り、榊原康政等をして追はしめ、長久手に會戰して信輝・長可を斬つた。秀吉救はんとして及ばず、大に家康の用兵機敏なるを嘆賞し、軍を旋して美濃の諸將を降し、一たび大坂に歸つた。ついで秀吉また尾張に入りしも家康敢て動かず、たゞ互に對陣するに過ぎなかつたが、幾くもなく富田知信等の斡旋により、秀吉は信雄・家康と和し、家康の次子秀康を養子とし、家康これより膝を屈して秀吉に屬した。

海內殆んど定まる

秀吉關白となる

天正十三年三月秀吉は大軍を率ゐて雜賀・根來を屠り、且つ養子秀次をして四國の長曾我部元親を攻めしめ、之を降して土佐一國を與へた、八月また佐々成政を越中に攻めて降し、東にあつては北條・伊達等の諸氏、西にあつては島津氏の外、海內殆んど皆彼の傘下に集まつた。されば彼は既にその前月關白に

信雄と秀吉と絶つ家康信雄を援く

ど對等の關係であつたが、本能寺の變後、國に歸り、一方に北條氏と結び、他方に甲斐信濃の二國を略し、その勢威また甚だ盛であつた。秀吉は信雄の勢力を殺がんとして苦肉の計を以て老臣を殺さしめ、十二年三月遂に信雄と絶つに至るや、信雄は家康に援を請ひしに、家康は義の爲めに兵を出すと揚言して之に應じた、そしてその結果は秀吉・家康の二英雄をして握手せしむる動機となり、信雄は殆んど何物をも獲るところなかつた。

信雄の方略

信雄は家康と謀り、佐々成政と通じて加賀・越前を脅かさしめ、長曾我部元親と結んで大坂を攻めしめんとし、且つ紀伊の雜賀黨と本願寺門徒とを同盟せしめた。

秀吉の對策

秀吉は少しも之に驚かない、しかもまた之を看過するものでもなかつた。彼は上杉景勝をして甲信二州を脅かさしめ、丹羽長秀・前田利家等をして佐々成政を攻めしめ、中村一氏・黑田孝高等をして雜賀・本願寺の徒を討たしめ、仙石秀久をして淡路に長曾我部元親を押へしめ、宇喜多秀家をして毛利氏に備へしむる等、その對策は寧ろ周到を極めた。

戰端は信雄の領地なる伊勢に開かれたが、秀吉の軍進んで尾張に入り先づ

の形勝を占めてゐたことが與かつて力あつた。しかのみならず京都に通ずるに舟楫の便あり、淀川の河口にあつて平野遠く連なり、大都市を建設するに尤も好地位にあり、この後四國九州を討つにも物資の集散等に便利なる處であつた。猶ほ秀吉が中國攻の時既に進んで支那を征せんことを考へてゐたとすれば、またその地を撰んだ所以が推測される。文祿慶長役に關せる古文書の中に大坂から兵糧などを出した樣子も見えてゐる(淺野侯爵家文書參考)。

堺の商人を大坂に移す

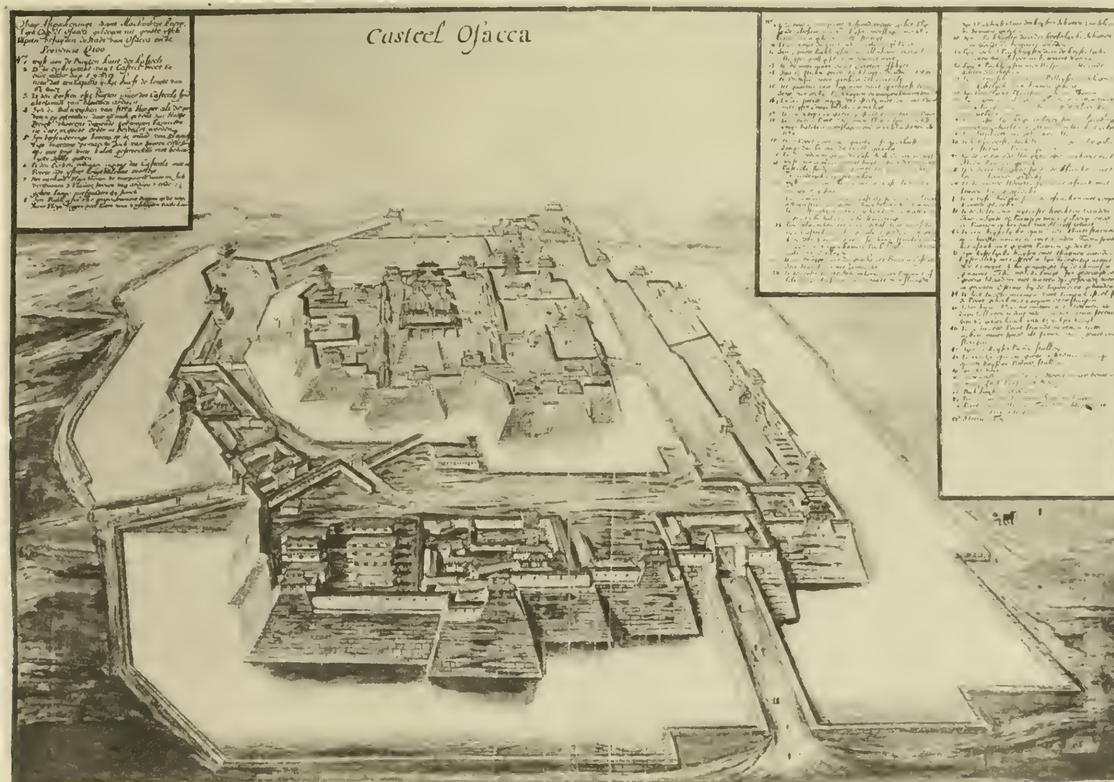
當時最も發達した京畿附近の都市は泉州の堺であつたから、秀吉は多く堺の商人を呼び寄せて市民とし、こゝに大坂が近世的發展をなす端緒が開けた。その築城の規模は到底安土城などの及ぶところでなく、亦以て秀吉の氣宇の大なるを想望すべく、實に難攻不落といふべき天下の名城であつた。されば

秀吉內大臣となる

秀吉の勢望いよ／＼隆く、その官位も、天正十一年には既に從三位參議となり、十二年十一月權大納言に進み、十三年三月內大臣となつた。

信雄と家康

織田信雄はしばらく秀吉に尊敬を拂はれてゐたけれども、忽ち主從地を換ふるやうになつて、窃に不平を抱いて來た。また德川家康は嘗て信長と殆ん


Casteel Osacca



大阪城圖

和蘭ヘーグ國立文書館所藏

長濱城の攻略

賤ヶ嶽の戰

勝家信孝自殺し一益秀吉に降る

家康と連絡を通じ、北國の雪解を待つて秀吉を討たんとした。秀吉之を察知し、天正十年十二月急に長濱城を攻め、守將を降して之を奪還し、美濃に入つて信孝と和を講ずる等、その用兵の機敏さ、到底勝家の及ぶところでなかつた。翌十一年正月、秀吉は信雄と共に伊勢に入り、一益を攻めたが、勝家近江に入るの報あり、直ちに兵を班して賤ヶ嶽に至り、諸將を配置して持久の計をなせしに、信孝美濃に兵を擧げてまた勝家に應じたので、秀吉更に引返して大垣に至つたところ、勝家虚に乘じ、佐久間盛政をして賤ヶ嶽を攻めしめ、守將の一人中川清秀は自殺した。秀吉乃ち馳せて賤ヶ嶽に至り、大に勝家の兵を破り、追うて越前に入り、勝家遂に自殺し、加能越の三州こゝに定まつた。ついで信孝も信雄に誘はれて自殺し、一益も降を請ひ、何事も秀吉の思ふまゝになつた。

秀吉大坂城を築く

秀吉は信長の安土城に於ける如く、その根據地として攝津の大坂を撰定し、天正十一年十一月、三十餘國に課して之を築かしめた。大坂は本願寺の久しく據つたところである、信長が容易にこれを降し得なかつたのは、前にいつたやうに一向宗徒の熱狂と毛利氏の後援とによつたものであらうが、また天險

柴田勝家の苦心

勝家北條氏を討たんとす

秀吉勝家の議に同ぜず

信孝は勝家・一益と通じて秀吉に反對するやうになつた。尤も勝家は北國の經略にも當つた人だけに、單なる一個の武弁でなかつた。この際彼が織田氏のために飽くまで盡すといふ決意を以て苦心したことは察してやらねばならない。その堀秀政に與へた書狀によれば、信長の死んだ後、諸將の間互に相爭ふことは織田氏のためにならぬと、彼は內訌を止めんために諸將をして外に向はしめんとし、關東の北條氏を擊ちたい積りであつた。北條氏は久しく信長に反抗してゐた、旣に武田氏を滅ぼした以上全國統一を完成せんとするには、東國にあつては北條氏を討つのが順序であるのみならず、信長の弔合戰といふ意味からも、その事が必要であると云ふ意を洩してゐる。

併し秀吉はこれに同意しなかつた。彼は勝家の議により北條氏討伐が織田氏に有利なるを知つてゐたとしても、この際勝家を除くことがそれ以上に彼に取つては必要であつた。また勝家も秀吉の野心を察しなかつた譯ではない彼は早く秀吉を除かんと決心してゐた、そして信長の遺領處分に際し、先づ近江の長濱城を收めて北國との聯絡をつけ、吉川元春・長曾我部元親や德川

秀吉三法師を擁す

向つて遁れたが、途にして土民の爲めに殺され、やがて坂本城も陷り、殘黨皆誅に伏した。秀吉は尾張清洲城に至り、信忠の遺孤三法師（後ち名を秀信といふ）に謁し、ついで勝家・一益等また來會して、こゝに元老會議は開かれ、三法師を立てゝ嗣とし、信孝をして後見せしめることに定め、京都の庶政は勝家・秀吉及び信輝の三人交代して處決することゝし、それ〴〵光秀の闕所・信長の遺領等を處分し、各その分國に歸つた。

清洲城の元老會議

秀吉京都の經營に當る

秀吉は直ちに京都に上つて洛中の事を處斷し、信長のために大德寺に佛事を營むなど、この後秀吉の機敏なる活動は他の宿臣老將皆手を束ねて傍觀する有樣であつた。併しながらなほ信長の子信雄・信孝あり、且つ家柄といひ地位といひ、秀吉は勝家・一益等に匹敵することが出來なかつたのを、彼は京都にあつて巧みにその間に處し、その地步を進めて、勢威漸く大なるに至り、こゝに勝家等と衝突することゝなつた。

秀吉と諸將との關係

元來信雄・信孝は兄弟でありながら、その間兎角圓滑でなかつた。また信雄は寧ろ好人物ともいふべき武將であり、先づ秀吉に籠絡されて了つた、そして

賀・伊勢を經て本國に遁げ歸つた。たゞ信長の三子神戸信孝・老臣丹羽長秀のみが四國を攻めんとして將に堺浦より渡航せんとしてゐた。信孝は信長の遺子として光秀を討つべき第一の責任者である、彼にして今少しく機敏であつたら、急に光秀を攻めて父兄の妄執を晴らし得たであらう、されどその勇氣なく、躊躇して進まなかつた間に、光秀は思ふまゝに京都を從へ、人望を博する爲めに、公卿を始め庶民に至るまで金穀を分つて喜ばせ、また安土城を攻めて之を陷れた、固より坂本は彼の領地であり、忽ち近江一國を掌中に入れた。

光秀京畿を服す

秀吉は毛利氏と和するや、單騎急に馳せて姫路に至り、先づ信孝に向つて弔合戰に及ばんと通牒し、信孝・長秀及び堀秀政・池田信輝・高山右近・中川清秀等と會し、直ちに京都を指して兵を進めたが、光秀の退いて守らんことを恐れ、施藥院全宗をしてその東上を光秀に告げしめたので、光秀は秀吉を山崎に迎撃した。六月十三日夜、秀吉は陣を取つてこれを扼し、三道より光秀の勝龍寺城を取卷かんとし、こゝに合戰は開始せられた。彼は先づ天王山を取つて大に光秀の軍を破り、光秀退いて勝龍寺城に入りしも、その守り難きを見るや坂本に

秀吉姫路に至り弔合戰の計略を運らす

山崎合戰

明智氏亡ぶ

ても、高松城主淸水宗治に切腹させなければ、一分が立たぬといつて、この和議を纏めようとしなかつた。

本能寺の變報

信長が秀吉を救はんとして自から出陣するに決し、京都に入つて本能寺に宿したところを、明智光秀のために弑せられたのは、丁度この折であつた。その報に接した秀吉の驚きと悲しみは、こゝに述ぶる必要がない、しかもこの際彼はその天才を發揮し、非常に機敏な、寸分も隙のない處置を執つた。

秀吉毛利氏と和す

彼は信長の喪を祕して毛利氏と和するに決し談判を進め、城主宗治に腹を切らせた後、いよ〱和議成るや、直ちに一騎駈けで京都に向つて出發した。

秀吉毛利氏に對して信長の喪を祕す

太閤記には、秀吉が毛利氏に向つて信長の死を告げ、戰はんと欲せば戰へ、和睦するなら和睦せよと云つて遣つた、隆景その言に感じ、秀吉と和せんことを輝元に勸め、こゝに和議成立したとあるが、それは事實でない、攝津梅林寺文書に喪を祕したといふ證據がある（大日本史料第十一編之一參考）。

本能寺の變に際しての信長の宿將

時に織田氏の宿將は多く四方に出陣してゐた。柴田勝家は越前にあり、瀧川一益は關東にあつた。また安土城に來てゐた德川家康も和泉の堺から伊

毛利氏高松城を援く

鳥取のかつやがらし殺し高松の水殺し

小早川隆景の眼識

は進んで備後・安藝に侵入することが出來るのである。輝元はどうしてもこの城で秀吉の軍を喰ひ留めなければならぬ、乃ち元春・隆景と共に大軍を率ゐて高松城に來援し、秀吉の軍と對陣した。秀吉は城の容易に拔けざるを見、その地勢を檢べて水攻めにせんとし、長堤を築き、河水を集め注いで城を陷れる方策を講じた、その堤防の一部は今も存じてゐる。前きに鳥取城を攻めた時には、糧道を絕つて之を陷れたので、秀吉は後によく「鳥取のかつやがらし殺し、高松の水殺し」と言つてゐる(歷史地理第一卷瀨川秀雄博士「天正十年備中國高松城水攻の始末」參考)。

秀吉は同時に信長に援兵を請うた、そして毛利氏の軍に對し守備を嚴にすると共に、ます／＼河水を集注し、今は高松城下の水漫々と滿ち、日ならずして落城せんとする形勢となつた。彼は毛利氏と雌雄を決する機近づきたりと、また頻りに使を信長に送つた。然るに毛利氏には隆景といふ目先きの明るい智將があつた、こゝで信長・秀吉と爭つては、毛利氏の社稷が危いと考へ、秀吉に和議を申込んだ。秀吉はなか／＼之に應じなかつた、彼はよし應ずるにし

たこれには小西如淸が大に與つて力あつたと傳へられる。如淸はもと和泉堺の藥屋で、才氣ある人物であつた。秀吉に識られて其任に當つたのである。

秀吉の人物登庸

こゝに秀吉が如何によく人物を拔擢したかを少しく述べよう。今まで多少地位ある人であれば、その股肱となつて働くものを舊臣の間に求むることが出來たであらうが、秀吉の如ぐ新たに家を起した人は、才能によつて之を拔擢する外なかつた。尤も信長も、才能ある者を、出來るだけ拔擢したのであつたが、秀吉は信長以上に才能あるものを用ゐて藥籠中の人とした。小西如淸もその好い一例といへよう、如淸の子行長また才幹武略によつて重く用ゐられ、遂に小西攝津守と名乘つて肥後半國の領主となり、文祿慶長の兩役にも大に活動した。石田三成の如きまた近江の一浪人の子であつた。

小西行長と石田三成

秀吉鳥取城を陷る

さて秀吉は、播磨・備前を從へた後ち、因幡・伯耆を經略したが、このたびは、龜井新十郎といふ才氣ある人物を用ゐた、後に武藏守玆矩と稱した人である。先づ鳥取城に吉川經家を圍んで之を陷れ、やがて因幡を平げたが、天正十年更に西に向つて備中に入り高松城を圍むことになつた。此城を攻め落せば、秀吉

秀吉高松城を圍む

秀吉中國經營に當る

差向けたのであるが、秀吉はその一人として中國に下り、最も强敵たる毛利氏に當ることゝなつた。

毛利氏の勢力

當時元就既に卒し、山陰山陽十一ヶ國は殆んどその孫輝元の麾下に屬し、出雲に山中幸盛が、尼子氏の遺孤勝久を奉じ、織田氏に通じてゐたけれども、毛利氏の勢力を輕重するに足らなかつた。

毛利氏本願寺相結んで信長に抗す

輝元は毛利氏の柱石ともいふべき叔父吉川元春・小早川隆景をして幸盛に當らしめ、また織田氏を圖らんとして、足利義昭をその領地に迎へ、近く石山の本願寺と通じ、遠く甲斐の武田氏と連絡した。信長が天正八年に至るまで本願寺を降す能はざりしは一向宗徒の信仰心から、死物狂に城を守つたにもよるが、一は毛利氏が外にあつて之を援助したためである。本願寺の兵粮乏しいと聞いて、毛利氏が海上から之を入れたことがあり、その兵粮を入れる折に織田氏の兵と大坂の川口で戰つた事もある。信長が本願寺と和を講じたのは、どうしてもその毛利氏關係を絶つ必要があつたからで、信長はこゝに後顧の憂なく、中國經略に着手することを得た、そしてこの重任に當つたのが實に秀吉であつた。

秀吉宇喜多直家を降す

秀吉は先づ播磨に進入して三木氏を平げた後、備前に入つて宇喜多直家を降し

朝鮮役と我が造船の發達　渡邊世祐博士(第四十六編)

其他歷史地理をはじめ、多くの雜誌に秀吉は我が國の英雄として、いろ〳〵研究の好題目となつてゐる。

秀吉信長に仕へその信任を受く

信長は前にも言つた如く極めて神經的な、又多少我儘な、しかも非常に機敏な人であつた。秀吉は善く信長の性格を會得し、殆んど信長の滿足する以上に其才能を發揮し、信長は猿よ〳〵といつて彼を信任したが、また彼をはいねづみと評したことが、保阪潤治氏所藏織田信長假名消息に見えてゐる。彼は次第に登庸せられ、永祿十一年信長京都に入るや、京洛に於ける種々の事件を處理し、柴田勝家・丹羽長秀の如き老臣と殆んど同格に用ゐらるゝまでに進んだ。

秀吉羽柴氏を稱す

彼が氏を羽柴と改めたのはその頃のことである。ついで彼が才力を最も多く現はしたのは淺井氏滅亡の後であつた、そして攝津の石山に本願寺を攻め、更に進んで播磨に入り中國の經略を任せらるゝに及んで、彼はます〳〵重きを爲すに至つた。

信長は四方を經略せんとする考から、力量ある宿將を各一方の旗頭として

家族、田中義成博士著豐臣時代史を推薦する。今史學雜誌に出でゝゐる秀吉關係の研究を左に列擧して置かう。

豐太閤の雄略	日下寛氏（第一編）
川田博士の外史辯誤の說を聞きて	重野安繹博士（第一編）
豐太閤詠草	小川銀次郎氏（第一編）
豐臣太閤與高山國書	日下寛氏（第一編）
印章の說	田中義成博士（第一編）
關白豐臣秀吉公肖像及題辭	重野安繹博士（第二編）
秀吉圍碁	星野恒博士（第二編）
豐太閤の文學	日下寛氏（第三編）
豐公の天授	日下寛氏（第四編）
豐公と三月一日	日下寛氏（第四編）
豐公出陣の佳例	小倉秀貫氏（第六編）
日明媾和破裂の顚末	中村德五郎氏（第八編）
梅林寺所藏秀吉書翰に就きて	內藤馬藏氏（第九編）
豐臣秀吉の生父について	小林庄次郎氏（第十編）

べた場合にも、その母が日輪を呑んで彼を生んだと豪語し、彼は未だ生れぬ前から天下を平定する運命を授かつて居つたのであると言つてゐる。その家筋がどうであらうが、少しも彼の價値を上下するに足りない。彼ははじめ父の死後に母が再嫁した木下氏を稱し、藤吉郎といつてゐたが、後ち丹羽・柴田二氏に因んで羽柴と改めた。彼が由緒ある氏素生を有しなかつた證據である。

秀吉松下嘉兵衛の許に身を寄す

従つてその幼時の經歷についても往々牽强附會の說があるが、彼が少年時代に於いて一時遠江の松下嘉兵衛に仕へてゐたことは蓋し事實であらう。彼は政權を握つてから舊恩を忘れず嘉兵衛の子を召し出して一萬石を與へたことが松下文書に見えてゐる。しかし松下氏は秀吉の如き大人物を臣下とし得る器量でなかつた。秀吉が松下氏を去り織田信長に仕へたのは蛟龍が池水を得た出世の絲口であつた。

參考資料

この時代の根本資料には秀吉の朱印狀判物などを集めた日下寛氏編豐公遺文があり、近時大日本史料第十一編も出版を進行せしめつゝある。參考書としては日本歷史地理學會編安土桃山時代史論、渡邊世祐博士著豐太閤と其

第六章　新武家時代の二

第三　豐臣時代

秀吉の出現

群雄爭覇時代には、古い家柄が勢力を失つて、臣下の者が實權を執るやうになり、或は三好氏を出し、或は松永氏を出し、また織田信長を出したのであるが、一二の除外例はあるとしても、殆んど皆多少由緒ある人々であつた。今まで家老であつたり執事であつたり、畢竟するにその家中で重要なる位置を占めてゐた人が主人を凌駕して勢力を得たのである。然るに家柄もなく系圖もなき一匹夫にして全國を統一し、政權を握つた豐臣秀吉がこゝに現れた。秀吉は天文元年の申歳に尾張中村の百姓彌右衞門の子として生れ、歳に因んで幼名を猿といつた。その系圖についていろ／＼の說あれども何等確なるものはない、その分明つてゐないところが實に秀吉の秀吉たる所以でもある。

秀吉は自ら系圖を作らず

彼は決して自から系圖を作る考がなかつた。外國に向つて自分のことを述

彈壓せんとしたのである(辻善之助博士著日本佛敎史之研究所收「安土宗論の眞相」參考)。

或る城を攻めると聞くともう其落城を待ちに待つてゐた。秀吉は信長の氣質を善く見拔いてゐた、信長に從つた秀吉の手紙を見ると、何月何日に城が落ちますと、ちやんと豫めいつてやる、信長は頸をのばしてそれを待つてゐる所へ、秀吉から城が落ちたといふ使が來る、信長は非常に秀吉のやり方をえらいといつて喜んだ。彼は實に秀吉・家康の先驅として天下の爭亂を荒ごなしにするために生れたのであつた。

信長對宗教政策

最後に信長の對宗教政策を述べて置く必要がある。彼は叡山を燒打ちにした、また本願寺を石山に攻め、長島一揆を滅した、しかし彼は施政の上に妨害をなさぬものは力めて之を保護したのである。彼が切支丹に對する態度を觀るに、多少政治的意味があり、貿易上の利益からも打算したであらうが、また外國の新知識を得ようとした爲めでもあつた、その信任してゐた朝山日乘が反對したにかゝはらず、之を保護したのは彼が舊習に捉はれる人でなかつたことを示してゐる。また安土宗論（天正七年日蓮淨土二宗の宗論）の如き、日蓮

安土宗論

宗徒より起請文を出して事濟みとなつたが、矢張り當時勢力ありし日蓮宗を

信長恩賞として諸將に攻略の地を與ふ

泡に歸した、秀吉はこゝに信長の後を承けて天下を統一する機運に際會すること〻なつた。元來信長が非常に機敏であり、如何にも上手に人を用ゐたことは前にも述べたが、いはゞ氣で人を使つた人である。彼は嘗て近習を呼び出したが、近習がやつて來ても、何にも仕事を命せずして、もう宜しいと言つて退けてしまつた。それが三人に及んだ、その最後に呼ばれた近習が、退く時に疊の塵埃をそつと拾つて去つた。信長は直ちにこの近習を呼び還し、凡べて人間はさうなければならぬ、心と氣を以て仕事をしなければならぬ、他人の命令ばかり聞いて事をするやうでは何も出來るものではない、兵を用ゐるのも同樣である、上からの命令通りにのみやつてゐては戰爭に勝つことが出來ないといつて、大にかの近習を褒めた。信長はこんな氣持で人を使ひ兵を用ゐた、そしてすべて諸將の自由に放任して地方を經略せしめたのである。恩賞といふのも、多くその所を攻め取つた人にこれを與へた、彼は少しも土地を惜しまなかつた、諸將は一生懸命に働いた。麻のやうに亂れてゐた群雄爭覇時代を、僅に十四五年の間に平定することが出來た所以はこゝにある。信長は





織田信長自筆書狀

侯爵細川護立氏所藏

報を獲るや、自から赴き援けて毛利氏に一擊を加へんとし、先づ明智光秀・細川忠興・高山友房等を先發隊とし、彼は京都に上つて本能寺を居館とした。時に光秀は安土にあつて德川家康の饗應役となり、恰も準備成りしに當り、急にこの命を受けて憤慨した。彼は竊に自から決心して、居城丹波龜山城に歸り、諸將皆四方に出でゝ京都殆んど空虛となれるを見るや、六月二日拂曉忽ち路を轉じて兵を京都に進め、信長を本能寺に襲うて之を弑し、嫡子信忠を二條城に攻めて自殺せしめた。（歷史地理第五十三卷柴謙太郎氏「京都南蠻寺の位置推定による二三史實の鮮明」本能寺攻に絡まる政治的經濟的史實」參考）。

信長上洛本能寺に宿す

光秀信長を弑す

光秀の反逆については、信長の性質が如何にも短氣であり、光秀に對して冷酷であつたのも、また光秀が所領の事から信長を怨んだのも、その理由に數ふべきであらうが、下剋上思想が大に光秀に働いたことも考慮に入れねばならぬ。主を弑しさへすれば、大抵その弑した人の思ふが儘に事が成るといふ實例を彼は目擊して來たのである、併し時勢は已に之を許さなかつた。

四　光秀反逆の

信長の人物

信長は長い間覇業を成さんとして一身を捧げた、しかもその雄志は忽ち水

の間に繼嗣の爭を生じたが、景勝立つて後よく民心を得しも、よく謙信の遺業を繼いだに過ぎなかつた。信長はまた前田利家等をして越中を略せしめ、柴田勝家を加賀・能登に入らしめて之を服した。

信長北陸を略す

かくて東國と北國とは暫く事なきを得た、信長はこゝに全力を以て中國に進まんと決心した。秀吉はさきに中國に入つて播磨の三木氏を平げ、備前の宇喜多秀家を從へ、更に山陰道に進んで因幡・伯耆を略した。然るに明智光秀は山陰道を進まんとせしに、丹波の波多野氏容易に降らず、荏苒時日を送りしに、秀吉が早くも播磨・備前・因幡・伯耆等を經略したのを見て大に苛立ち、母を質として波多野氏と和し、機を計つて波多野氏を殺したため、其母も亦殺された。光秀はそれ程悽慘なる境涯にまで陷り、成功を急いだのである。

信長中國の經營に全力を盡す

明智光秀と木下秀吉

天正十年五月秀吉は備中の高松城に毛利氏の將淸水宗治を圍み、附近の足守川を堰き止めて水攻めにしたところ、毛利輝元は、吉川元春・小早川隆景と共に大兵を率ゐて至り、秀吉の本軍に對陣したので(歷史地理第一卷瀨川秀雄博士「天正十年備中國高松城水攻」參考)秀吉は頻りに援兵を信長に乞うた。信長

秀吉高松城に毛利の軍と對陣す

秀吉信長の援兵を乞ふ

勝頼天目山に自殺す

信長家康をして甲斐を管せしむ

て來た。信長早くも其機を察し、天正十年の春大兵を率ゐて甲斐に向ひ、自から中仙道の本軍を督し、家康をして駿河に出で富士川を溯つて進入せしめた。勝頼力を盡して之を防いだが、木曾氏まづ信長に應じ、更に一族穴山梅雪も反し、勝頼は居城新府城を保つことが出來ず、北條氏に賴らんとして甲斐を落ちたが、遂に天目山の麓田野村の景德院で自殺した。信長はその後暫く家康をして武田氏の故地を管轄せしむることとし、安土に凱旋した。家康よく信玄の遺法を守つて萬事それによつて國を治めた。

信長と謙信

謙信卒し景勝後をつぐ

當時後北條氏は氏康既に死し子氏政たゞ父祖の餘澤によつて關東諸州を領するに過ぎなかつた。又上杉謙信は始め信長と結んでゐたが、朝倉氏滅亡後、信長が柴田勝家をして越前に入り、上杉氏に當らしむるに及び、謙信西上の策を立てゝ、天正四年越中より加賀に進んだところ、一向宗徒のために破られて軍をかへし、ついで能登を取り、加賀に入つて信長の軍を待つた。しかし信長の軍遂に到らず、彼は一ト先づ國に歸り、いよ〳〵準備を整へて二たび大擧西上せんとせしに、天正六年三月偶々病んで卒した。その後ち養子景虎景勝

山鹿素行は軍學者として其傳を受けた一人といはれてゐる。ついで吉宗の時代に洋學の禁を解かれてから幕末に入つてまた一期をなし、こゝに新たに西洋築城術によつて、箱館の五稜郭などが出來てゐる（建築雜誌大澤三之助氏「築城の沿革」、大類伸博士著城郭の研究參考）。

徳川時代幕末の新築城

さて安土城は天正四年工を起し、凡そ三年にして完成したが、起工の年二月二十三日信長は既にこゝに移り、幕下の諸將をして各その經略の任に當らしめた。先づ瀧川一益を關東に出して武田氏・北條氏に當らしめ、柴田勝家を北國に下して上杉氏を滅さんことを謀り、羽柴秀吉を中國に入らしめて毛利氏を圖らせ、その子神戸信孝を四國に遣して長宗我部氏を討たしめ、若し援兵を出す必要があれば彼は直ちに自から向はんと待ち構へてゐた。

信長の四方經略

前にもいつたやうに、武田勝頼は天正三年信長の爲めに三河長篠に大敗し、武田氏殆んど信玄時代の面影を失つた、これは主として信長が多く鐵砲隊を利用した新戰術に出でたからであつた。それに勝頼は非常に剛腹なる人であり、臣下の諫を用ゐなかつたので、國人の心を失ひ、家臣の間にも不和を生じ

武田氏の滅亡

ある。

城下町

これらの城郭の麓には所謂城下町が起つて來た、そしてまた交通の便利をも考慮に入れ、次第に平坦なる土地や丘陵を撰び、天然の要害を控へて城郭が設けられた。普通にこれを平城(ひらじろ)と稱する。その最も早く出來たのは甲斐の古府城・信濃の上田城・松本城などである、徳川家康の濱松城の如きもまたよい一例であらう。これは實に從來の武器が鐵砲といふ新兵器にその精鋭を讓ることになつたためであり、廣く眼下に平野が展開してゐる處を必要とし、高く石垣を築き上げ、堀を深くして近づく能はざらしめんとしたのであつて、山城は多く廢城となつた。

平城

山城から平城へ

兎に角この時代から漸次平城が普通のものとなり、しかも本丸には天主閣を設け、二の丸・三の丸・出丸等も出來、安土城・姫路城・大坂城の如き天下の名城をはじめ、宏壯なものが築かれた。それが文祿慶長役の實戰に得た經驗から、我が國に於ける築城術はまた更に進步し、慶長年間には江戸城・名古屋城・熊本城をはじめ、我が國の名城が多く築がれた。又和蘭人も築城術を傳へたらしい、

文祿慶長役後築城術の進步

和蘭人築城術を傳ふ

鐵砲の渡來と築城術の發達

次に應仁文明時代から群雄爭覇時代になつて來ると、百姓が足輕として徵發せられ、更に步兵戰術が發達した。そして城郭にも石垣を築ぐやうになつたが、その規模尙ほ小さいものであつて、本丸・二の丸・三の丸などの名稱はまだ生ずるに至らなかつた。彼の天主閣の如きも、切支丹の布教と關係あるものと想像されてゐたが、もと中央の樓閣を佛法の唱へる須彌山に譬へて天主と稱したことに起因し、松永久秀の築いだ大和の信貴山城に既にそれが築がれてゐるのである(史學雜誌第一編田中義成博士「天主閣考」參考)。

松永久秀信貴山城に天主閣を築く

山城と居館

また當時城主の居館と城郭とは必ずしも同一でなかつた。山上の要害に城を築いでも、平時はその山麓に住んで居り、一朝事あるときに、士卒を率ゐて城に籠つたのである、これを山城(やまじろ)といつてゐる。山城趾の今日に遺れるものでは、出雲の富田城・越前の一乘ケ谷城など好い實例であるが、大和の鷹取城や石見の津和野城の如く、德川時代の終まで用ゐられてゐたものもある。然るにこの山城には居館と城郭とが一處になり、そこに一族・家臣が集合して居住したところも出來て來た、越後の春日山城・相模の小田原城の如き卽ちそれで

城が同じく支那式であり、鎭守府がこゝに置かれた。

古代の兵器

古代の兵器は、古墳から發見せらるゝ直刀・甲冑・弓・鏃等で略ゝ推定せられる。降つて奈良朝時代には正倉院御物の武具類や類聚三代格などによつても矛・弩その他支那式のものもあつた。然るに光仁天皇の御代全國皆兵制が廢止せられてから、騎兵の戰爭となり、主として弓・大刀が用ゐられた。從つて堀を廻らした居館や、要害の地にある寺院に楯籠るに過ぎず、宏大なる築城は未だ見るに至らなかつたが、文永の役に蒙古軍が密集隊を成し進擊して來る戰術は大に我が兵を驚かした、そして弘安の役には博多灣一帶の海岸に石築地を築いで、元兵の上陸を遮り、陸戰を避くる方針に出でた。我が國の戰術はこゝに多少變化して來た、騎兵以外に步兵が加はつた、矛の復活と見るべき槍も現れた。かくて多く寺院または武士の居館に過ぎなかつた城郭が、皇家中興時代には險阻なる山上に城郭を構へ、または山上の社寺を利用して之に楯籠ることになつた千劒破城・楠木城（河內）さては吉野山（大和）・笠置山（山城）・船上山（伯耆）・金ケ崎城・杣山（越前）・靈山（岩代）の如きはその著名なる實例である。

居館寺院を城となす

弘安の役後戰術に變化

皇家中興時代の山城

築城の沿革
稻城
朝鮮式山城
柵
怡土城
多賀城

こゝに序ながら我が國に於ける城郭の沿革について略述せんに、元來築城術は戰術と相對的のものであり、戰術はまた兵器の發達と密接なる關係を有してゐる。もとより上古の城郭がどんなものであつたかは、文獻の徴すべきもの少くして明確にいへないけれど、國語に城郭をキと呼び、城または柵の字を充て、戰爭の際に稻を積んだ稻城(イナキ)なるものゝあつたことは、日本書紀に見えてゐる。また神籠石の名で殘存してゐる筑後高良山・豐前御所谷・周防岩城(いはき)山をはじめ、土石築の朝鮮式山城も早く九州中國地方に存在してゐたのであるが、東北地方では主として木材を以て造つた柵らしく、近時發見せられた羽後の城輪(きのわ)柵(山形縣)・拂田(ほつた)柵(秋田縣)などがそれである。天智天皇の御代國防の必要から長門・筑前・肥前・對馬に築いだ城郭も朝鮮式である、太宰府水城・大野城(筑前)・基肄城(肥前)金屋城(對馬)など遺構今猶ほ存し、當時の規模がよく見られる。

その後天平七年吉備眞備が支那の築城術を研究して歸朝し、その監督によつて出來たのが筑前の怡土城であるが、實地に就いて觀るに、恐らく朝鮮式山城の上に支那式築城を計畫したものであらう。東北にあつては陸前の多賀

安土の築城樂市

宿臣老將を失はしめてより、こゝにいよ〳〵四方の經略を遂行せんとし、翌四年正月丹羽長秀を奉行とし、近江の安土山上に一大城郭を構へ、その麓に城下町を起して、近江八幡その他から商人を集め、自由に賣買し得らるゝやう所謂樂市をも設けた。安土は美濃に出るにも、京都に上るにも、また北國に下るにも、最も便宜の地である、信長が、此地を選んだ眞意は大抵想像することが出來よう。城は一方に漫々たる湖水を控へ、中央に七重の天主閣を建て、宏壯なる

安土城の天主閣

近世的城郭が、はじめて築造せられたといふも過言でない、その宏大にして莊麗なりし有樣は面白く信長記に記されてゐる。南化和尚の安土山記は當時

安土山記

天下の名文と稱せられたものである。信長は初め二たび明國に使した天龍寺の僧策彥にこの記を作ることを命じたところ、策彥はその文才到底及ばずと、南化和尚を推薦した、果して南化の文は如何にも立派であつた。信長大に嘆賞して南化に黃金百枚を與へ、更に策彥にも黃金百枚、銀百枚を與へたといふ。信長が如何に人を用ゐることに巧であつたかは、此一事を見ても知られるであらう（史學雜誌第四編日下寬氏「織田右府の崇文」參考）。

絶たれたるにかゝはらず、その決心いよ／＼固く、足利義昭中國に下つて毛利氏に投じた後また、義昭と通じ、毛利氏は錢穀を本願寺に送つてゐた。また本願寺は上杉・武田・北條等の諸氏と相呼應して信長に反抗せんとし、その計畫遂に成らなかつたとはいへ、信長に不平を抱くもの多く石山に集まり、信長は屢〻之を攻めたけれど、宗徒よく防戰し、遂に天正八年、信長は正親町天皇の勅使降下を請ひ奉り、漸く和議を講じて、誓紙を取り替はし、本願寺光佐は石山を退いた（西本願寺文書に信長の血判起請文がある）。

本願寺毛利氏と通じ上杉武田北條氏亦これに應ず

信長勅使を仰ぎて本願寺と和す

この間信長は天正二年三月從三位に敍し參議に任ぜられたが、東大寺の名香蘭奢待を賜はらんことを朝廷に請ひ奉り、勅使を下して正倉院の御開封あり、この名香を一寸八分ほど切り取つて信長に賜うた。これは將軍義政以後例なき事で、信長は之によつてその將軍たる實權を有してゐることを天下に示したやうなものである。彼はついで翌三年十一月權大納言右近衞大將に進み、四年十二月內大臣に任ぜられ、五年十一月右大臣に上つた。

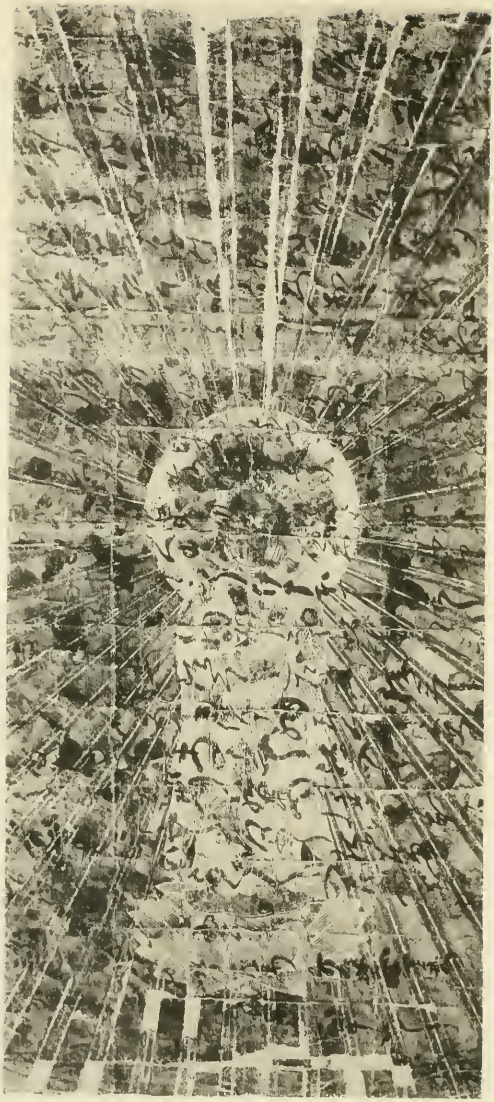
信長の昇進

信長に蘭奢待を賜ふ

信長右大臣に上る

信長は天正三年五月武田勝賴と三河長篠に戰つて、大に之を破り、武田氏の

長篠の戰



本願寺門徒血判阿彌陀如來畫像　尾張　常願寺所藏

本願寺門徒血判阿彌陀如來畫像

尾張　淨願寺所藏

義昭京都を逐はれ毛利氏に投ず

書を發して諸將を招き信長に反對せしめた。然るに信玄三河野田の陣中に病んで兵を旋し、事全く齟齬するや、信長は入京して、義昭と誓書を交換したが、七月に至つて義昭また兵を擧げて信長を討たんとし、却つて敗れて河内に逐はれ、その後紀伊に退いた、そして天正三年の頃備後の鞆津に下つて毛利氏に賴つた。

淺井朝倉兩氏亡ぶ

信長は淺井・朝倉二氏に對しいよ／＼最後の宣告を與ふる時機に到達した、天正元年八月兵を率ゐて近江に至り、越前との連絡を絶ち、進んで越前に入つて義景の居城一乘ヶ谷に迫り、義景をして自殺せしめ、直ちに歸つて近江の小谷城を圍み、また久政・長政父子を自殺せしめ、朝倉・淺井の二氏こゝに亡んだ。

本願寺信長に抗す

しかし猶ほ信長が四方の經略を進むるに尤も不利を感じたのは、本願寺の反抗であつた。本願寺は飽くまで石山に據り、諸國の宗徒をして一揆を起さしめたが、元龜元年に起つた尾張長島一揆の如きは如何にも頑强で、天正元年九

長島一揆

月信長之を攻めしも功を奏せず、翌二年七月更に大軍を發して、凡そ二萬人を鏖殺し、漸く之を平定することを得た。かくて本願寺は、既に北國との聯絡を

山法師の勢力一掃せらる。

信長坂本城を築いて明智光秀をして守らしむ

義昭竊に信玄と計りて信長を倒さんとす

寶を殆んど皆灰燼に歸せしめた。元來信長は叡山の僧徒が非常に亂暴であり、しかも驕奢を極めてゐたことを、最も惡むべきものと考へたのであつた、この機會に上皇實權時代以降數百年持て餘されてゐた山法師の勢力を根柢から一掃し了つた。彼が叡山を攻めんとするや、桓武天皇以來皇城鎭護の地なりとて、彼を諫めた人もあつたが、彼は斷乎として之を却け、彼自身非常に辛苦艱難して朝廷の爲めに盡してゐるのに、王城鎭護と稱しながら、叡山の坊主共が戒律を破り兵力を以て反對するのは如何にも不都合である、決して王城鎭護ではないと言ひ放つたと傳へられてゐる。彼は悉く叡山の所領を沒收し、日吉神社から程遠からぬ坂本に城を築いで明智光秀を城主となし、北國京都間の要所として之を守らしめ、一は淺井・朝倉二氏に備へ、一は尾張・美濃と京都との連絡に當らしめた(史學雜誌第一編星野恒博士「織田信長の僧徒に對する處置」參考)。

信長に擁立せられた將軍義昭は、信長の權力ます／＼盛なるに及び、漸く信長と疎隔を生じ、元龜三年武田信玄西上せんとするや、義昭潛に信玄と通じ、内

信長の對策

いはゞ勢力ある人々は殆んど皆信長に反對したのであるが、彼は如何にも機敏に、又極めて巧妙に、しかも氣持よく之を捌いて行つた。元龜元年四月彼は先づ朝倉義景が將軍の命を奉せざるを名とし、家康と共に越前に攻め入り、金ヶ崎城を陷れ、將に一乘ヶ谷に迫らんとせしに、淺井長政遽かに義景に應じ、六角義賢また舊臣を集めて信長の歸路を絶つた。信長急に兵を旋し、この年

姉川の戰

六月自から將として家康と共に長政を攻めたが、義景來つて長政を援け、兩軍大に姉川に戰つた（陸軍參謀本部編姉川役戰史參考）。信長大捷して、一ト先づ京都に引き上げたところに、三好黨また蜂起して攝津に據り、京都に迫らんとして來た。信長また之を攻めしに、石山の本願寺は兵を出して三好黨を援け、長政・義景また軍を合せて入京せんとし、叡山と謀つて信長の背後を脅かした。信長は直ちに京都に歸つて、淺井・朝倉二氏と叡山に戰ひ、持久の計をなして之を圍み、その糧道を絶つた。義景遂に義昭に請うて和を講じ、長政と同じく國に歸つたが、元龜二年和好また破裂し、信長は、同九月まづ叡山を攻めて

叡山の燒討

伽藍堂塔を燒き、全山の僧徒を鏖殺し、傳教大師以來の佛像をはじめ一山の重

富樫氏の滅亡
一向宗一揆

遂に富樫氏を滅し、代つてその地を領するに及んで、本願寺の勢力は更に大を加へた。たゞに加賀・越中のみならず、諸國に一向宗一揆が起り、互に連絡を通じて領主を苦しめ、謙信の祖父長尾能景の如きは越中の一向衆徒のために攻められて戰歿した(史學雜誌第二十四編長沼賢海氏「蓮如上人に就いて」、歴史地理第三十五卷同氏「長尾氏と一向衆」參考)。

日蓮宗と一向宗

日蓮宗は元來一向宗と仲が悪く、早くからその間に爭が絶えなかつた、將軍義晴が細川氏を攻めた時など、本願寺の助力を借ることになつたため、日蓮宗は叡山と連合して山科にある一向宗の本山本願寺を燒いてしまつた、そして

本願寺攝津石山に移る

本願寺は攝津の石山に移り、殆んど武將と同じく城郭を構へた、石山は後ち秀吉が築いだ大坂城の本丸に當るといふ。その門徒は皆熱烈なる信仰を以て身命を捨て、本願寺に盡すのであつた。織田信長に攻められて石山に籠城した折宗徒の血書した阿彌陀如來起請文を見ても、如何に彼等が熱狂せる心理狀態にあつたかゞ窺はれる。これらの一向宗徒が淺井・朝倉兩氏と連絡を通じて信長に反對したのは、惜に彼に取つて恐るべき敵であつた。

友鐵砲記によれば既に天文十八年信長は橋本一巴を通じて國友鍛冶に六匁玉の鐵砲五百挺を注文して居り、元龜二年には秀吉を通じて更に二百目玉の大筒を作らしめたといふ。これが事實であるか否かは明かでないが、信長が如何に鐵砲を重んじてゐたかを推すことが出來よう。かくて信長成功の一因が新兵器の利用による戰術の巧妙にあつたことは疑ふ可からざる事實である（國史學第八號有馬成甫氏「國友鐵炮鍛冶の起原に就て」參考）。

信長鐵張りの兵船を造る

信長記によれば、彼はまた大坂石山の本願寺攻擊に鐵張りの兵船を造らせ之を海上に浮べてゐる、これは世界に於ける裝甲艦の最初のものといへようが、その後我が國では、必要なくして止んでしまつた。

一向宗の勢力

さて一向宗が殊に盛んになつたのは、文明の頃本願寺の中興蓮如の時代からである。蓮如は辯舌にすぐれ、諸方を周遊してその教を說き、彼に歸依する人々が非常に多かつた、中にも越前から越中・加賀の邊に最も信者多く、越前吉崎道場の如きは最も榮えてゐた。

吉崎道場と山科本願寺

それで山科の本願寺は、富强殆んど武將を凌ぐ有樣となり、加賀・越中では領主富樫氏の勢衰へたるに乘じ、一向宗一揆が

士「鐵砲傳來考」參考）。これに對し多少異說があり、長沼賢海氏は種子島に渡來せし以前に、支那より傳はつてゐたのであつて、これを證明する記事が李朝實錄にあると云つて居られるが、よしやそれが事實としても、鐵砲が次第に戰鬪に使用せられるやうになつたのは、天文の終から弘治・永祿の頃であることは否定されぬ。

鐵砲鍛冶

將軍義晴・義輝等もこれに注意し、義晴は製造法を種子島氏より傳へ受けて流布につとめ、間もなく全國に普及するやうになり、和泉の堺港や、近江の八日市・國友村などには鐵砲を專門とする鍛冶職が出來た。

信長鐵砲隊を編成す

信長は既に少時弓術や兵法などを修業した以外に、鐵砲をも橋本一巴に習つたことが信長記に見えてゐる。 彼は、戰鬪に於いて鐵砲の大に有效なるを看破して鐵砲隊を編成し、砲火を浴せて一擧敵陣を粉碎する戰術を創始したのであつた、我が國の戰術に新しい時代を劃せしめたものといへる。

長篠の戰

その實例は天正三年の長篠合戰である、彼が鐵砲隊を以て武田軍を殆んど全滅せしめたことは誰も知るところである。

國友鐵砲記

彼が近江を平定して國友・八日市などの鐵砲鍛冶をその勢力の下に置いたことはこの點に於いて重要なる意義が認められる、國

ついて異説があり、病卒の地や葬地についてもいろ〳〵傳へられてゐる（史。學。雜。誌。第八編下村三四吉氏「武田信玄經略事蹟考」及び同。誌。第二編田中義成博士「信玄病死附祕喪の事」參考）。

信長霸業の端緒を得

信玄の卒去によつて天下はまづ信長のものと定まつた。足利義昭はたゞ名のみ征夷大將軍であり、幾くもなく信長と不和を生じ、その結果京都から逐はれたのは天正元年七月であつた。當時の諸豪がひたすら爲さんと欲して果す能はざりし京都入に對し、信長が比較的短日月の間に成功し、かく天下に號令するの端緒を得たについては、或は彼の本據たりし尾張・美濃が京都に入るに尤も良好なる地理的位置を占めてゐたのを擧げることも出來よう、或はまた彼が武將として當時最も勝れた人物であつたことにも歸し得ようが、ここにその一つとして新兵器たる鐵砲の利用に於いて彼が人に先んずる所あつたことを述べたい。

尾濃の地理的位置と信長の新兵器利用

鐵砲の傳來

鐵砲の傳來は、天文十二年葡萄牙船一隻大隅の種子島に來り、領主種子島時堯に之を贈つたことに初まるといはれてゐる（史。學。雜。誌。第三編坪井九馬三博

た。その間に武田信玄はまたこれら信長の敵と結び、東國の佐竹・里見二氏と連絡して北條氏を牽制すると同時に、彼は自から西上せんとしたのである。且つ信玄は北條氏政と和して後顧の憂を除き、また本願寺と通じて加越能の一向宗徒に上杉謙信を脅かさしめ、更に松永久秀をして、將軍義昭と信長との間を離間せしめんとし、淺井・朝倉の二氏をも味方たらしめた、以て信玄が如何に周密なる計畫を以て西上せんとしたかゞ推さるゝであらう。これについて裏面に活動した人は實にその父信虎であつた（多聞院日記目錄參考）。之に

信長の對信玄策

對し信長は第一に家康をして信玄の鋭鋒に當らしめ、第二に、德川氏と上杉氏との締盟を固くせしめ、第三に信長自から誓書を謙信に送つて連合を盟ひ、信玄の背後を窺はしめた。元龜三年十月信玄は兵を率ゐて遠江に下り、進んで

三方ヶ原戰

三河に入らんとし、十二月大に家康の兵を三方ヶ原に破り、家康辛うじて濱松に退いて城を保つことを得た。天正元年正月信玄は進んで三河の野田城を攻めて之を降したが、偶々病を得、四月信濃の駒場に卒した、そして信虎もまた

信玄卒す

間もなく卒し、武田氏の勢威これより衰へた。信玄の卒後喪を祕したことに

伊勢神宮造替制の復舊

年貢を地方に徵收したるをはじめとし、內裏を修造し、伊勢神宮二十年一度の造替遷宮の制を復し、朝廷の節會をも再興し奉つた。また五畿內を始め十三箇國の人夫を起し、自からその普請を監督して二條城を造らしめ、こゝに將軍義昭を置き、村井貞勝及び朝山日乘を、皇宮其他の修復掛となし、又米を貸付けた利益を以て內裏の御用を補ひ、或は公卿の貧困なるものには錢米を賑はしたので、朝廷の規模も幾分か舊に復することゝなり、諸方に離散してゐた公卿等も次第に京都に歸つた。

二條城の造營

反信長黨の結束

京畿はかく信長の下に囘復して來たが、彼はなほ幾多の敵を有してゐた、それらの敵はこゝに一致して彼に當らんとする情勢となつたのである。彼は先づ南伊勢の北畠氏を攻めて之と和し、子信雄を養はしめて後顧の憂なからしめ、いよ〳〵天下の掃蕩に取り懸つた。その敵は第一に淺井長政・朝倉義景であつた、彼等は初め信長と和して居つたが、信長の勢力が盛んになるのを見て、そのまゝにして行くことが出來なくなつた。それに叡山の僧徒も淺井氏と連絡を通じて信長に當らんとし、一向宗も信長に反對する形勢を示して來

淺井長政と朝倉義景

叡山の僧徒

第二　織田時代

群雄爭覇時代から織田時代に入れば、嚴冬を過ぎて新春に入つた心地がする。餘寒なほ烈しきも、香氣馥郁たる梅花は咲き出でたのである。參河長興寺に藏してゐる信長の畫像を見るごとに、余はいつもこの感に打たれる。彼の出現によつて生き〳〵とした社會が展開して來た。いはゞ、我が國はこゝに若がへつた新時代に入つたといへよう。

この時代を安土時代と稱することと近來の流行になつてゐるが、これは次の豐臣時代を桃山時代と稱するのに對せしめたのであらう。しかし安土築城は信長の晩年である。織田時代と稱することが寧ろ彼を中心とせる時代名稱にふさはしい。この時代の史料は近時大日本史料第十編が出版されつゝあり、著述としては、田中義成博士著織田時代史、日本歴史地理學會編安土桃山時代史論その他參考すべきものが少くない。

さて信長は京都に入るや朝廷の供御として錢一萬匹を獻じ奉り、御料地の


天德院殿一品前右相府
泰岩浄安大禅定門
天正十年壬午六月二日御他界
右信長御影
為御報恩相
當于一周忌之
辰描之三州
高橋長興寺
与語久三郎
正勝寄進之
天正十一年六月二日

織田信長畫像　絹本　長興寺所藏



織田信長畫像

參河 長興寺所藏

る清洲の地に戀々たるものでなかつた、その志が天下一統にあつたからである。故に岐阜より京都へ、また京都より安土へと移つた。秀吉が大坂から聚樂第へ、聚樂第から伏見へと移つたのも信長の故智を襲うたのであらう、家康が岡崎より濱松へ、濱松から駿府へと、自からその居城を移したのも同じ意味に解せられる。

信長清洲城を捨てゝ岐阜に移る

やがて永祿八年義昭越前に下り朝倉義景の賴むに足らざるを見て、信長の力を借らんとするや、信長は義昭を迎ふる準備を整へつゝあつたが、一方に於いては美濃平定後三男信孝を神戸友盛の養子たらしめ、北伊勢を侵略して之を平げ、後顧の憂なく西上することが出來るやうになつた。ついで使を六角義賢に遣はし西上の嚮導たらしめんとせしに、義賢之に應じなかつたため、同十一年九月近江に入つて箕作城を拔き、六角氏の居城觀音寺城に迫つて之を陷れ、是月進んで京都に入つた。松永久秀來り降り、義榮は癰を病んで薨じ、義昭こゝに將軍に任ぜられた、天下の秩序が回復する端緒はじめて開けたのである。

信長義昭を迎ふ

信長上洛松永久秀來り降る

次に金貨本位の貨幣制度が始めて武田信玄の所謂甲州金によつて始められ、判金が行はるゝに至つたこと、殊にそれが舊來の銅錢本位から金貨本位への轉出であつたのは、また世界的の意義がある。これには西歐諸國との交通によつて金銀の採掘法大に發達したためでもあるが、その採掘を盛ならしめたものは豊臣時代に入つて大小判金制が布かるゝに至り、その必要を生じたからであり、それには海外貿易の進展をも加へて考察しなければならない。

さて幾多の群雄が各地に崛起したのであるが、新武家時代の寵兒として信長はこゝに現れた。彼は信玄と同じく近世的の進んだ頭腦を有してゐた、また新人材の登庸については誰も彼に及ぶものがなかつた、有用の人物でさへあれば誰でも之を信任した。彼は今川義元を斬つてから武名頓に天下に揚り、しかも父信秀以來京都とは連絡があり、いよ〳〵西上の志を決し、東の方德川家康をして今川氏を押へしめ、また一時なりとも遠く武田信玄と結んでその鋭鋒を避くるに成功し、西方に進出して先づ美濃を定め、岐阜に居を移したことは、また實に信長ならではと思はしむるものである。彼は重代の居城た

らずして群雄の爭覇となりしところに、統一平和の新理想に一歩づゝ近づいて來たのである、そして第一に決勝線に入つた英雄が實に尾張清洲城主織田信長その人であつた。

新進武將皆領內の民政に注意す

今こゝに繰反して後北條氏の關東に於ける發展をはじめ、群雄の如何に各地方にその勢力を張つたかを述べようとは思はぬ、併しながら新武家時代の初發期として群雄爭覇時代を考察するとき、こゝに見逃すべからざるは、彼等が皆如何によく領內に於ける民政に注意してゐたかといふことである。最早中武家時代に現れてゐるやうな苛斂誅求を事とするが如き民政は昔の夢となつた。民福の增進でなければその領土を安んずることが出來ないといふのが彼等に理解せられて來た。

新武家時代の精神

北條早雲二十一箇條・武田信玄百箇條さては伊達氏塵芥集等が同じく武家の法制たるにかゝはらず、貞永式目や建武式目とは全く撰を異にしてゐるところに、新武家時代の精神が躍如として現れてゐるのである（牧野純一氏著後北條氏民政史論・史學雜誌第七編內田銀藏博士「伊達氏の塵芥集」參考）。

ものが少くない。織田豐臣二氏に關するものでは先づ太田牛一の信長記・小瀨甫庵の太閤記・太田牛一の秀吉事記・竹中豐門の豐鑑を擧げよう。又德川時代のものは汗牛充棟啻ならずと評する外なく、その中で新訂增補國史大系に收められてゐる成島司直の德川實紀や、その後をうけて編集された續德川實紀が尤も纏まつたものである。いふまでもなく、皇室をはじめ奉り、社寺名族舊大名、もしくは地方の役所などに所藏せられる日記帳簿及び古文書等の史料となるべきものは、新武家時代を通じて甚だ多數に上つてゐる。

第一　群雄爭覇時代

舊武家の崩壞と新進武將の分立攻爭

新武家時代に入つて舊封建社會に大なる波紋を畫かしめし一石を投じたものは、後土御門天皇延德三年伊豆を略した伊勢氏茂の出現であつた。その以後各地に崛起した群雄が覇を爭ふこと凡そ六十年、舊武家はたゞ崩壞顚落の路を辿つて新進勢力の分立攻爭となつた。しかもその分立は統一に向つての分立であり、攻爭は平和に向つての攻爭であつた。たゞ群雄の割據に止ま

群雄の爭覇

幕府中興時代ともいはれる時代であるが、寧ろ前の時代に文治的となつて、武家の色彩がやゝ少くなつた幕政を、二たび祖法にかへし、武家主義を以て緊張せしめた時代。

（ニ）幕政彌縫時代（光格天皇天明六年―孝明天皇嘉永六年）

前の緊張時代を承け、外觀極盛を呈した幕府も、實は次第に衰運に入つて武家社會の頽廢となり、それに一方には國學の發達、他方には勤王論の擡頭があり、幕府が是等内部的變動を兎にも角にも彌縫せんとし、改革に次ぐに改革を以てした時代。

（ホ）攘夷開港時代（孝明天皇嘉永六年―明治天皇慶應三年）

武家社會の内部的變動に加へて、更に外國關係が起り、幕政いよ〳〵困難なる情勢の下に勤王と佐幕、攘夷と開港とが相對立し、幕府の威信遂に地に墜ち、政治の中心が江戸を去るに至つた時代、實に次の憲政時代の初發期でもある。また幕末時代ともいはれてゐる。

新武家時代の參考書

此の時代の研究資料として中武家時代の資料が引つゞいて利用せらるゝ

年からこの時代を始むる說もあり、また秀吉の嗣子秀賴が元和元年まで大坂城にゐたのであるから、名實共に德川時代といふべきものはその滅亡後であると說くものもあるが、しかし家康の勢力が立派に天下に認められたのは實に關ヶ原役の大捷が劃期的ならしめてゐるのである、卽ちこゝに慶長五年關ヶ原役後から慶應三年將軍慶喜が大政を奉還するまでを德川時代と稱する。これを更に次の五時代に小分けする。

德川時代の小分け

(イ) 幕政創始時代(後陽成天皇慶長五年―後光明天皇慶安四年)

幕政創始時代は關ヶ原役後家康が全く天下の實權を握つてから、やがて征夷大將軍に任ぜられ、豐臣氏滅亡の後、こゝに元和偃武となり、三代將軍家光の薨ずるまで。

(ロ) 幕政修飾時代(後光明天皇慶安四年―中御門天皇享保元年)

幕府が文治的となり、公家風を加味し、文藝の隆興によつて幕政が修飾せられた時代。

(ハ) 幕政緊張時代(中御門天皇享保元年―光格天皇天明六年)

新武家時代の區分

新武家時代を左のやうに區分する(總說第四章「時代史と特別史」參考)。

第一　群雄爭霸時代(後土御門天皇延德三年―正親町天皇永祿十一年)

群雄爭霸時代はいふまでもなく中武家時代の終末期であり、また新興の武家によつて近世的文化が次第に起つた新武家時代の初發期でもある。これまで戰國時代または群雄割據時代と呼ばれてゐるが、群雄爭霸時代と稱することが寧ろ妥當である。

第二　織田時代(正親町天皇永祿十一年―正親町天皇天正十年)

第三　豐臣時代(正親町天皇天正十年―後陽成天皇慶長五年)

第二織田時代と第三豐臣時代とは安土桃山時代ともいはれてゐる時代である。信長が足利義昭を奉じて京師に入つてから、ついで秀吉の霸業となり、その薨後家康が關ヶ原の一戰によつて天下の諸侯を朝宗せしむるまでである。

第四　德川時代(後陽成天皇慶長五年―明治天皇慶應三年)

或は江戶時代とも稱する時代である。家康が征夷大將軍となつた慶長八

西歐文化の傳播

だ東洋文化の移植のみによつて進展したのでないことである。これまではよし西歐の文化がその間に認められたものであるとしても、或は、間接的のものであり、或はその痕跡に過ぎなかつた、然るに、歐人の東方進出は遂に我が國民をして彼等と接觸せしめ、西歐文化は宗教なり貿易なりによつて我が國に輸入せられた、それが寛永の鎖國に至るまで凡そ一百年の長きに及んでゐることは看過すべからざるところである。その間に御朱印船の往來と共に盛に起つた我が國民の海外發展はそれら諸國に於ける日本町の建設、猶は進んでは羅馬への使節派遣、如何に我が國の文化に衝動を與へて之を躍進せしめたかを考察するとき、新武家時代はまた世界的要素を有する新らしい氣持を以て我々に迎へられるのである。

近世的にして世界的

それがまたこの時代を近世といふ時代稱呼の下にも考察せしむる所以といへよう。いはゞ古武家時代と中武家時代は東洋的要素に滿たされてゐたが、この新武家時代になると、また世界的に視野が展開され、物質的方面に於いてもたゞ農業經濟のみでは最早解決し得られぬこととなつたのである。

いふ思想はやがて皇室と國民とを直接に結びつくる所以である、こゝに着眼して先づこの主義を以て信長は尾張に崛起した、しかし分立攻爭亂れに亂れた全國を統一するには、彼は餘りに性急であつた。彼は全國統一に向はんとした當時代の先頭に立つて荒ごなしをするに寧ろ適當なる人物として現れ、こゝに新武家時代は先づ意義づけられたのである、そして秀吉が、その後を受けて統一の業を成し、進んで武を海外に示した偉勳も、實にこの新時代に於ける國家的事業の輝かしいものといはねばならない。それはこれまでの屈辱外交が轉換して自主的たらしめんとしたのであり、明治時代に於ける日清日露の兩役と對照して秀吉の外征には大なる意義あるを觀るのである。

信長は新時代の先驅者

秀吉の覇業と自主的外交

その後を繼承した家康がはじめ隱忍に隱忍して信長と結び、秀吉に屈し、遂に關ヶ原の一戰を以てよく三百諸侯を江戸に朝宗せしめ、こゝに完全なる中央集權的封建制を確立したことは、新武家時代をして最も的確に現れしめ、その本質をして尤も鮮明ならしめたものであるといへよう。

完全なる中央集權的封建制

猶ほこの新武家時代に意義づけるものは、この時代から我が國の文化がた

下剋上から實力攻爭の時代

權力の地方的分裂

全國的統一と絕對的主權

下剋上と皇室中心思想

朝廷に奉還し、明治維新の大業はこゝに展開したのである。

さて足利氏の權威も次第に下に移つて、所謂下剋上によつて新しい勢力が次第に勃興し、こゝに實力攻爭の時代となり、最早門閥の桎梏に束縛せられぬことゝなつた。藥賣りが大名にもなれば草履取りが天下を取るといふ有樣、一面から見れば如何にも活潑なる時代が現れた。元來封建制度にあつては、土地を直接に支配する者が、事實上の權力を有することとなるのであり、その封建制度の發展に伴ひ、權力の地方的分裂となつて、その權力が上より下へと移り行く事象が現れるのであるが、そこに如上の情勢は群雄の爭覇となつた、そして全國統一の氣運が促進せられた。

いはゞこの氣運は地方的分裂と下剋上との窮極を展開して、遂に絕對的主權の認識にまで進まねばならぬのである、卽ち、封建的政權の地方化に從つて地方文化が開發せられ、それがまた商工業等の發達を促して、次第に全國的なる關係を助長せしむることとなつたのみならず、下剋上の思想澎湃たる間に皇室中心思想が漸く勃興して來たこと決して偶然でない。蓋し門閥打破と

第五章　新武家時代の一

新武家時代は中央集權的封建時代
德川時代の泰平と國民的自覺

新武家時代は總括的にいへば中央集權的封建時代である、それが皇室を一段高く政治圈以上に置いてゞあつた、天皇が親ら天の下しろしめす御理想を實現せしめられた明治維新の準備期としての養正啓蒙時代がまた實に新武家時代であるともいへよう。織田時代から豐臣時代へ、そしてやがて關ヶ原役を經て、元和偃武の後、昇平三百年の德川時代、その間に國民生活の內容は精神的にも物質的にも次第に豐富に造り上げられ、遂に皇政復古の明治維新となつたのである。しかし德川時代に入るにも、麻の如く亂れに亂れた國內を統一するために、信長を要し、秀吉を要し、また家康を必要とした。この時代には、最早政治も外交もすべて公家から離れて武家の手に歸したことが第一に注意される。それが德川時代の末期に至り武家社會の內的變動や勤王論の興起、更にまた複雜なる外國關係の發生によつて、遂に慶應三年幕府は大政を

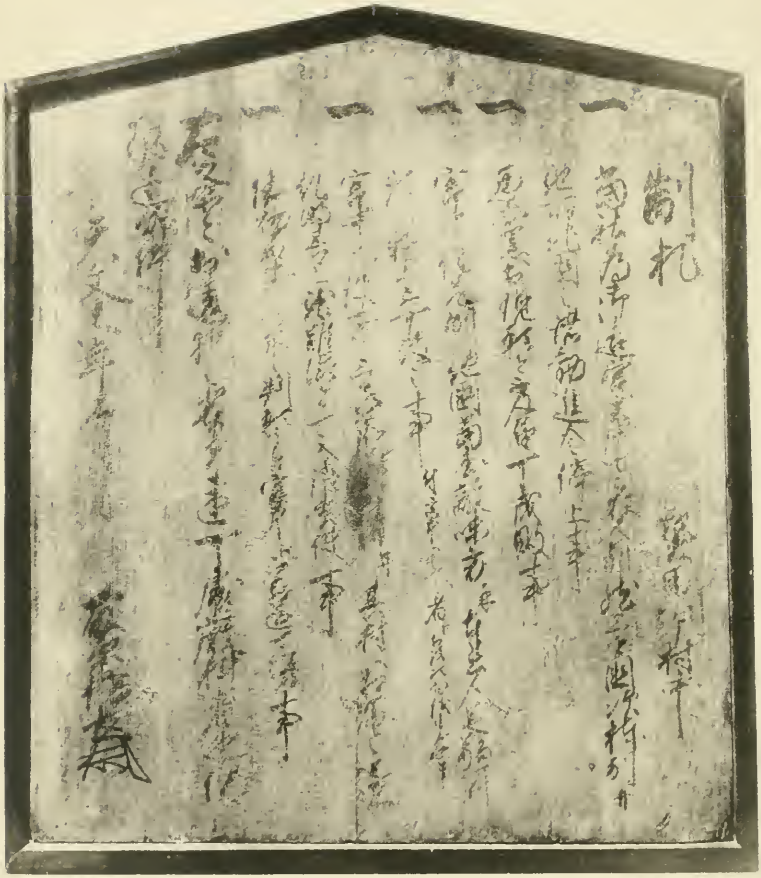
を亡し岐阜に遷る

信長京都恢復の綸旨を賜ふ

信長義昭を奉じて入京す

祿十年に至り遂に稻葉山を攻め齋藤氏を滅ぼしてこれに移り、地名を岐阜と改稱した。またこの間に妹を淺井長政に嫁し、近江に出でんとする計畫を進めた、近江一國を過ぐれば直ちに京都に入ることが出來るのである。かゝる形勢のところに永祿十年十一月勅使東下して、信長に京都恢復の綸旨を賜はり、信長は必ず勅命を奉せんことを奉答した、その間に周旋した人が立入宗繼であつた(立入文書參考)。

これより先き、永祿八年五月將軍義輝は、松永久秀に弑せられ、弟義昭細川藤孝に助けられて近江に走り、ついで若狹より越前に入つて朝倉義景に投せしも義景動かず、義昭の期待を裏切つたため、永祿十一年七月美濃に來つて信長に賴つた、そして二ヶ月の後信長は義昭を奉じて京都に入り、群雄爭霸時代はこゝに終を告げた。


制札



織田信長制札

名古屋　加藤秀一氏所藏

信秀の勤王

むるに至つた。信秀勤王の志厚く、或は內裏の禁垣を修理し、或は伊勢外宮を造營した（史學雜誌第一編秋葉猗堂氏「織田信秀の勤王」參考）信長はその長子である。

信長の武名

信秀卒して後信長その家を嗣ぎ、先づ國內の亂を鎭定し、永祿三年今川義元西上するや「人生僅か五十年」と謠ひながら淸洲城を出で、不意に田樂狹間に義元の本陣を襲ひその首を獲てより、武名天下に高く、窃に自から西上せんことを決心した。彼は先づ後顧の憂なからしめんと三河の德川家康を引いて援とし以て今川氏に當らしめ、進んで西方經略に向つたのである。

信長と信玄

信長が尤も恐れたのは蓋し武田信玄であつたらう。彼は遠交近攻の策に出で、先づ使を送つてその養女を信玄の子勝賴の妻としたが、美濃齋藤氏の下にあつた快川和尙がやがて甲斐に走り、信玄に信賴せられ、慧林寺を董したことから推しても、信玄また決して心から信長と和親したのではない、たゞ謙信と信濃に相對抗し雄を爭つてゐたために、暫く信長の請を容れたに過ぎなかつた。

信長齋藤氏

信長は齋藤氏に內訌あるを利用し、弘治三年一たび美濃に攻め入つたが、永

なかつたが、土佐に長曾我部國親起り國司一條氏の兵を破りしより、子元親に至り漸く强大となつた。また伊豫の河野氏は初め大内氏に賴り、後ち大友氏の援を得て、その地を保つてゐたが、いづれも九州と同じく中央の舞臺と交涉するところ少かつた。

長曾我部元親

（ほ）織田信長の勃興

織田信長の勃興

かやうに地方の形勢は進展した、北條氏は尾大振はざる觀あるも猶ほ關東に雄視し、今川・武田・上杉の三氏皆旗を京都に樹てんとして互に覇を爭ひ、中國の毛利氏また虎視眈々たるものある間にあつて、地の利と人の才とによつて嶄然一頭角を抽き、巧みに天の時を制した英雄は實に尾張の織田信長であつた。織田氏はもと斯波家の老臣であり、尾張の守護代として越前から移つて來た家である、平重盛の子孫と稱してゐるが、信長自から藤原氏を名乘つてゐたことは、尾張熱田加藤氏所藏熱田神宮制札にその證據があり、熱田神宮所藏天滿宮畫像裏書にも織田氏の一族がまた藤原氏を稱してゐる。

織田氏もと藤原氏を稱す

織田氏は信秀の代に至つて漸く强大となり、淸洲城にあつて尾張一國を治

文」があり、猶ほ遺訓狀奉答文は大日本古文書家わけ毛利家文書之二に收められてゐる。

(に)　九州と四國

九州の狀勢
大友義鎭
龍造寺隆信
島津義久

當時九州に於ける情勢を觀るに、北部にあつては豐後の大友義鎭（法名宗麟、耶蘇名サン・フランシスコ）最も勢力を得てゐたが、初め大内氏と拮抗し、後には毛利氏と相爭ふことになつた。時に肥前の少貳氏は既に衰へて龍造寺隆信その部下に起り、その勢力は筑後より肥後に及び、こゝに、薩摩の島津義久と衝突するに至つた。義久は肥前の南部に勢力ありし有馬晴信と聯合して隆信に當つたが、また、日向の伊東氏を攻めて之を破り、進んで大友氏に迫つた。

九州の大勢中央に大なる影響なし

しかし九州は中央に大なる影響を與ふるに及ばずして豐臣時代にまで推移したのである（鎭西要略・北肥戰志及び大友文書・立花文書・佐賀文書纂・薩藩舊記・相良家文書等參考）。

四國の狀勢

次に四國にあつては細川氏の分國たる阿波・讃岐及び淡路の三國は、前にも述べたやうに多少の變動を受けたけれど、三好氏の下にさしたる程のことも

元就石見銀山を朝廷の御料所となす

元就富田城を攻圍す

入らしめ、永祿元年全く之を併せ、尼子氏これより衰運に向つた。 この時元就が如何に機敏なる人物なりしかを見るべきものは、石見の銀山を朝廷に獻納し、自からその代官となつたことである、一方には朝廷と關係をつけ、他方にはその實利を占めてゐる。 同五年彼はまた大兵を以て尼子氏を滅さんとし、持久の策を講じて富田城を包圍すること前後五年の長きに及び、城中糧食盡き、同九年十一月義久遂に降を乞ひ、翌年二月に至り元就は凱旋し、尼子・大内二氏の領土毛利氏に歸することゝなつた。

山中幸盛

元就卒し孫輝元嗣ぐ

ついで尼子氏の遺臣山中幸盛、その主勝久を奉じて兵を擧げ、一時勢力を得て富田城を攻めたけれども、遂に攻め落すことが出來ず、諸城また多く毛利氏に屬したが、元龜二年六月元就病んで卒し、孫輝元家を嗣ぎ、叔父吉川元春・小早川隆景之を輔佐して、よく元就の遺業を墜さなかつた、そして中國では僅に備前の宇喜多氏がその勢力を保つてゐたくらゐで、毛利氏の併有したところは殆んど十ヶ國にも及んた。 元就の人物及び遺誡等については史學雜誌第十三編瀨川秀雄博士「毛利元就の人物評論」及び「毛利元就の遺訓狀及三子の奉答

したが、晴久歸國するに及んで、同十一年義隆進んで出雲に入り富田城を圍みしも、將士和せず、糧食また續かずして遂に軍を旋すや、元就の奮戰により彼は僅に免かれて國に歸ることを得た、そして尼子氏はまた勢を回復し、石見・伯耆・因幡の三國を平定した。

大内義隆富田城を圍む

當時隆房は嬖臣相良武任と軋轢してゐたが、遂に反を謀つて兵を擧げ、天文二十年九月山口に侵入し、義隆自殺して大内氏は滅亡した。隆房は薙髮して全姜と號し、名を晴賢と改め、大友義長をして大内氏を嗣がしめ、その實權を掌握したが、元就は敢て之に從はず、同二十四年十月晴賢の軍を誘ひて、その不意に出で、嚴島に戰ひて之を破り、晴賢は自殺した。元就これより昇天の勢を以て僅に二ヶ月の間に周防・長門を從へ、義長もまた自殺するに及び、毛利氏は全く大内氏に代つて、長門から備後まで山陽道の西半一帶の地を從ふるに至つた。

大内氏滅ぶ

嚴島の戰

毛利氏中國を徇ふ

こゝにいよ〳〵毛利・尼子二氏の衝突は始まつた。義隆の弑せらるゝや、晴久虛に乘じて石見を平定せんとしたが、元就は子吉川元春を將として石見に

毛利尼子二氏の衝突

義隆嗣ぐ

つて之を根據とし、山名氏の衰へたるに乘じ、因幡・伯耆を略し、その勢力山陰道を風靡し、遂に大内氏と衝突することゝなつた。されど義興よく兵を用ゐ、殆んど尼子氏を滅さんとするに至つたが、不幸病んで卒し、遂にその志を果さず、子義隆家を嗣いだ。義隆は父祖以來の富强を恃んで驕奢を極め、老臣陶隆房國政を專にし、尼子氏の外、筑前の少貳氏、豐後の大友氏とも爭を生じ、大内氏の勢力が少しく下火になつて來たのに反し、尼子氏はます／＼盛んになり、西方に於いては兎に角大内氏のために力を展ばすことが六ヶしかつたけれど、東方に向つて次第にその領地を擴張した、そして大内・尼子二氏の衝突は、毛利氏の關係から安藝を中心として再び始まつた。

大内尼子二氏の衝突

毛利元就の崛起

毛利元就はもと大江廣元の後に出で、安藝吉田城の名族である。彼は兵を用ゐること非常に巧みであり、才略に富み、外交に長じ、次第に附近を併せて勢力を得た、一たび尼子氏に屬したこともあつたが、大内氏に屬して尼子氏の諸城を降し、その領地を擴張した。天文九年義隆毛利氏を援けんとし陶隆房をして安藝に入らしむるや、尼子晴久また大擧して南下し、凡そ四ヶ月の間對抗

尼子軍の南下

大内氏の勢力

この例はまた當時中國に勢力を有してゐた大内氏にも行はれた。大内氏は義興の代にその所領安藝・周防・長門・筑前・豐前の五國に及んでゐた、殊に中國九州の關門を扼し、支那朝鮮との貿易の利を壟斷し、將軍が明國に使を派遣するのも、皆大内氏の手によつたもので、明の勘合印など大内氏に保管せられてゐ

勘合印

た今毛利公爵家に傳はつてゐる)。この貿易の財源を有したため、大内氏の富强は當時一般に疲弊した亂世にあつて他に匹敵するものがなかつた。その

山口の繁華

居城周防の山口は繁華京都の上に出でたと稱せられ、公卿など亂を避けて山口に下つたものも少くなかつた、從つて京都の文學も、一時山口に移つたといはれてゐる。二條尹房・三條公賴・持明院基規等の如きは後ち大内氏の亡んだ時に難に遭つて害せられた人々である。

義興在京十一年にして歸國す

義興は將軍義稙を奉じ管領代として京都にあること十一年、その間善政を施し人望を得てゐたが、朝廷幕府の財政は殆んど大内氏に仰いだので、その費用も非常の多額に上り、且つ尼子氏が出雲に起つたと聞いて、一ト先づ國に歸

尼子氏起る

つた。尼子氏はもと佐々木氏から出た家である、經久に至り初めて出雲を取

信玄今川氏を亡ぼす

定め、武田信玄はその父信虎と通じて今川氏を圖り、家康と駿遠分割を約して急に南下し、今川氏を滅ぼしたのが永祿十一年十二月であつた。尤も信玄は一時甲斐に歸らざるを得ざることゝなり暫く駿河を退きしも、元龜元年遂に之を併せ、彼はこれより信長・家康と衝突するに至つた。

(は) 毛利氏の勃興

陰德太平記

群雄爭霸時代に於ける中國の形勢を通觀すべき纏まつた史書は、陰德太平記ぐらゐに過ぎない。文明の頃から凡そ百餘年間に亙り、大内・尼子・毛利三氏の關係など割合によく事實を傳へてゐる。尤も毛利氏に關しては、毛利家三代實錄萩藩閥閱錄など毛利家で編纂されたものがあり、古文書も多くその中に載せられてゐる。また陸軍省參謀本部の編纂にかゝる中國戰史は主として羽柴秀吉の高松城攻圍に關するものである(史學雜誌第十五編瀨川秀雄博士と川住鋥三郎氏との論戰參考)。

赤松氏亡ぶ

さきに應仁文明の大亂に東軍の主力たりし播磨の赤松氏は、義村の代に及び、その臣浦上村宗の權力殆んど主を凌ぎ、遂に義村を弑するに至つた、そして

めんとし、信玄兵を信濃に出して遂に北條氏を援けたため、謙信止むを得ずして兵を解き、閏三月十六日正式に憲政の讓を受けて關東管領の職に就きし後六月越後に歸つた。こゝに於いてまた上杉・武田二氏の和破れ、この年十月兩軍川中島に戰つたのが第二戰である。この戰に信玄勝利を得、信濃は略ぼその有に歸し、北條氏もまた徐々に上杉氏に味方せる關東の地を回復した。信玄は進んで西上野を略取せんとし、頻りに箕輪城を攻め、永祿九年遂に之を降し、謙信はまた關東に勢力を展すこと能はざるに至つた。

謙信關東管領職に就く

信玄西上野を略す

今川氏は了俊以來の名家である、駿遠二州を領し、關東の押へとして幕府から置かれたもので、關東に兵亂あるごとに大將として出馬してゐる。義元に至つて更に三河を併せ、進んで京都に上らんとし、永祿三年五月尾張に侵入し、織田信長を攻めたが、義元氣驕つて却つて信長に襲はれ田樂狹間に戰死した、桶狹間に近いので、この戰を世に桶狹間の戰といふ。

今川義元

義元戰死

桶狹間の戰

義元戰死後の今川氏はその末路如何にも憐むべきものであつた。子氏眞凡庸にして心服せざるもの多く、德川家康の如きも遂に信長と結んで三河を

（北條記・駿河芹澤文書・北越家書參考）。

天文二十年上杉憲政北條氏に逐はれて越後に逃げ來り、上杉氏の系圖等を謙信に讓つた。謙信はこの後上杉氏を冐し、專ら關東を恢復するを目的としたのであるが、村上義淸の來り投ずるや、信濃の地は越後から關東に出づる要路たるを以て先づ川中島四郡の地を取らんとし、信玄と龍驤虎擊の活劇を演ずるに至り、兩軍の懸引は實に目も覺むるばかりであつた。妙法寺記によれば、その第一戰は弘治元年七月であり、第二戰は永祿四年十月であるが、なほ小衝突が多かつたらしく思はれる。第一戰は今川義元の調停によつて一時和を結ぶこととなり、その間に謙信は永祿二年四月上洛して、將軍義輝に謁し、參內して天盃幷に御劍を拜受した。然るに信玄がその虛に乘じて越後を侵さんとする報に接し、謙信は急に歸國して更に兵備を整へ、且つ關東を徇へんとし、翌三年九月先づ上野に入つて沼田城を拔き、厩橋城を居り、四年二月より三月にかけ、武藏・相模に侵入して、上杉氏の舊領を復せんとし、大擧して小田原城に迫つた。氏康城を堅くして出でず、武田氏と通じて、上杉軍の後を刧かさし

謙信上杉氏を冐す

川中島の戰

謙信の上洛

謙信小田原城を圍む

信玄信濃を併す

信玄謙信の對抗

に逐はれて越後に奔り、信濃一國は武田氏に歸した。これが信濃に於いて武田上杉二氏の對抗を見るに至つた所以であり、やがて川中島四郡の地は龍虎相戰ふ壯觀を呈した、しかしこれが爲めに兩雄共に驥足を展して旗を京都に樹つることを得なかつた。

越後の長尾爲景

長尾景虎

景虎出家して謙信といふ

長尾氏は代々上杉氏の執事であつた。謙信の父爲景は非常に偉い人で、上杉定實を奉じて春日山城に居り、その勢力は越中にまで及んでゐた。天文五年爲景歿し、越後また亂るゝに至り、その末子景虎は膽力もあり兵法にも通じ殊に義氣に富んだ人で、よく兄晴景を助けて內亂を鎭定した。然るに晴景病あり、已むを得ず景虎は之を毙して家を嗣ぐことになつたが、亡兄に對し如何にも相濟まぬとて、自からその血統を絕たんとし、終身妻帶せず、出家して謙信といつた。彼の度量と兵略とは、或は信玄の下にあつたかも知れぬが、義氣と豪膽とはその上に出で、後世から追慕せられる人物である。後ち永祿十年武田義信、父信玄の爲めに殺さるゝや、その妻(今川氏眞の妹)駿河に走つた時、今川氏が鹽を甲斐に賣らぬと聞いて、信玄に鹽を贈つた美談は世に膾炙してゐる

信玄の民政
甲州金
信玄堤
家康信玄の古法に據る
信玄の百箇條
信玄の信濃經略

信玄が兵法に巧みであつたことは世の周知するところであるが、彼が民政について如何に心を用ゐて居たかもこゝに特記せねばならない。今に至るまで甲斐の國人は非常に信玄の遺德を慕ひ、信、玄、公、と稱してゐる。彼は鑛山を開掘し、甲州金と稱する判金を造つて金貨幣本位の先驅をなした人であつた。又釜無川に堰堤(俗に信玄堤といふ)を築いで水害の憂なきやうにした遺跡が今に殘存してゐる。その國政が如何に善かつたかは後ち德川家康が甲斐を領有するや、信玄の古法に準據したことでも推測される(群。書。類。從。所收武。田。信。玄。百。箇。條。參考)。

信玄は勢力の弱い附近の豪族から之を併合せんとした、それは實に父信虎の執つて來た政策であつた。彼は先づ信濃を經略せんとし、甲斐に近き諏訪方面に兵を出し、天文十一年諏訪賴重を滅した後、同十五年北信濃に村上義淸を攻め、同十七年信玄一たび破られしも、同二十二年に至つて大に義淸の兵を破り、義淸遂に信玄に抗するを得ずして越後に走り、上杉謙信に援を求めた。またこれより先き伊奈・筑摩二郡を領せし小笠原貞淸も天文二十一年に信玄

印章の說	田中義成博士（第一編）
甲陽軍鑑考	田中義成博士（第二編）
武田不動	田中義成博士（第二編）
信玄の葬地	田中義成博士（第二編）
信玄病死附秘喪の事	田中義成博士（第二編）
信玄謙信の書畫	田中義成博士（第二編）
信玄謙信並に髮あり	田中義成博士（第二編）
妙法寺記解題	田中義成博士（第三編）
長坂跡部非二佞奸一	星野恒博士（第二編）
信玄功名及勘助實名	星野恒博士（第三編）
武田信玄の生年	田中義成博士（第四・五編）
武田晴信の感狀	田中義成博士（第四編）
板垣信方諸言の事	田中義成博士（第四編）
諏訪頼重及和泉屋の事	田中義成博士（第五編）
甲斐國志解題	河田羆氏（第六編）
武田信玄經略事蹟考	下村三四吉氏（第八編）
武田信玄の信仰及文藝	渡邊世祐博士（第三〇編）
信濃に於ける甲越關係	渡邊世祐博士（第三九編）

山本晴幸

川中島五戰記
信玄の事蹟研究の論文

甲陽軍鑑については二三の事を言へば、同書に信玄が軍師と仰いでゐたといつてゐる山本晴幸は、當時の記録に現れて來ない、また信玄の文書は非常に多く傳はつて居り、信玄の家臣が旨を奉じて出したものも少くないのに、晴幸の名は一も見えてゐない、從つて同書にあるやうな重要なる地位にあつた人であるかは甚だ疑はしいといはれてゐる。それに同書の作者が、晴幸の子孫の一人だと稱してゐるのを見ると、晴幸に關する事蹟について疑を存するのが或は妥當であらう。また川中島合戰に關する同書の記事は、年月といひ、戰況といひ、信用するに足らぬものが多いのはいふまでもなく、武田氏の末路を敍したる一段の如き、長坂・跡部の兩人は勝頼に殉死してゐるのに、彼等が主君の先途も見屆けず逃亡したと書いてある。猶ほ川中島の合戰については信玄の好敵手たりし上杉謙信の側で出來た川中島五戰記などもその誤謬は甲陽軍鑑以上であるといつて差支ない。今左に信玄の事蹟に關係せる研究の題目を史學雜誌から抽出しよう。

甲越事蹟考（川中島合戰）　田中義成博士（第一編）

すれば、父子の間連絡を通じてゐたのであらう。また後日信玄が京都に上らんとするや、密に東西の諸大名や、叡山・本願寺等と連合し、信長をして腹背に敵を受けしめたのも、多く信虎の周旋に成つたといふことは多聞院日記目錄によつて知られる。且つ信玄の民政の遣り方や、經濟的手腕がまた父に負ふところ少くなかつたことも爭はれない。

甲陽軍鑑

信玄一代の事蹟は甲陽軍鑑に詳しく見えてゐる。尤もこの書はもと軍學の書であつて、眞僞錯綜し、中には信ぜられぬ事實がある(史學雜誌第二編田中義成博士「甲陽軍鑑考」參考)從つて史書として之を著したといふよりも寧ろ軍學の實例として信玄の事蹟を收錄したものと見るべく、更に適切にいへば假設例として信玄を主人公とし書いたやうなものもある。いはゞ、著者小幡勘兵衞が甲州流軍學を述べんがために、信玄を軍學者として尊信したものであり、しかもその出來た年代が德川時代に入つてからであるから同書のみによつて信玄の事蹟を研究するは甚だ危險である、どうしても古文書等によつてその誤を正さねばならぬ。

有名なる上杉謙信である、彼が後ち北條氏を攻むる因緣や口實は卽ちこゝにある。これより關東地方は殆んど北條氏の掌中に入り、常陸に佐竹氏あり、安房に里見氏がゐたけれど、最早北條氏の敵でなく、たゞその領地を保つてゐるに過ぎなかつた。

(ろ) 武田上杉二氏の對抗及び今川氏の滅亡

武田信虎

甲斐の武田氏は鎌倉時代から代々甲斐の守護であつた、後北條氏が武藏を經略してゐた初のころは信虎の代に當つてゐる。信虎は武略に富み、智謀に長じ、屢〻兵を近國に出したが、その性強暴にして人望少く、遂に國を逐はれて、子晴信が家を嗣ぐことゝなつた。晴信は父以上の軍略家で、智謀膽略當時の第一人者である、後出家して信玄といつた。これまで信虎・信玄父子の關係については其の間が不和であつたゝめに信虎が逐ひ出されて今川氏に寄食したといはれてゐたが、近時發見せられた史料によれば、實は信玄と合意の上に國を出でたことが或點まで明かになつた(歷史地理第廿三卷渡邊世祐博士「武田信虎の駿河隱退について」參考)。後ち信玄が今川氏を滅す手段などを考へ合

武田信玄

信虎と信玄の關係

郎の事は僧壽桂の月舟錄に見えてゐる(外郎家譜參考)、また德川時代の外郎店の模樣は東海道名所圖繪に載せてある。

氏康嗣ぐ

天文十年氏綱卒し子氏康家を繼いだ、武略また父祖に讓らず、しかも文雅は寧ろ過ぎると稱せられ、大に關東の士心を得た。かく早雲以來三代武略の人を出せしことは、後北條氏がその大を成し、關東を領有するに至つた所以である。この時に當り、西に今川氏あり、西北に武田氏あり、北に山内上杉氏あり、氏康はこれらの諸豪に拮抗してよくその勢力を張つた。山内上杉氏は當時憲政の代であつたが、憲政は誓つて北條氏を滅さんことを謀り、一方今川氏と通じて北條氏の背後を窺はしめ、他方古河公方晴氏に說き、相連合して氏康を討たんとし、天文十四年九月、兵八萬を以て河越城を圍みしも、城將北條綱成死守して年を踰えし間に、氏康は今川氏と和して後顧の憂を絶ち、翌十五年四月急に奇兵を放つて憲政の兵を破り、勢に乘じて松山城を陷れ、武藏は殆んど皆氏康に服するに至つた。ついで同二十年氏康進んで上野に入り山内氏を攻めたが、憲政支ふること能はずして越後に走り、長尾景虎に身を寄せた。景虎は

氏康山内憲政を破る

憲政越後に走る

小弓御所
鴻臺の戰

晴氏にその女を納れた、これ一はその門葉を高くせんがためであり、一は古河公方と兩上杉氏との聯合を妨げんがためであつた。時に高基の弟義明父兄と快からず、しばらく陸奧に下つてゐたが、下總の武田氏に迎へられ、小弓に居つて小弓御所と稱し、里見氏の援により、勢威大に振ひ、端なくも古河公方と衝突することとなつた。氏綱、晴氏を援けて義明と下總鴻臺に戰ひ大に之を破り、義明は戰死し、氏綱は進んで小弓を取つた。この鴻臺の戰に里見氏はまた一大打擊を受け、これより後たゞ退いてその國を守るに過ぎなかつた。之に反し、氏綱は既に扇谷上杉氏を追窮し、今また里見氏の大軍を破つて、その勢力ます〳〵盛になり、諸方の豪族款を納るゝもの多く、これまで鎌倉もしくは古河に伺候してゐた人々も、次第に小田原に集まつて來た、そして小田原は東國に於ける繁華の中心となつた、僧玄瑠の明叔錄に天文の末ごろ小田原の有樣が書いてある。

小田原の繁盛

小田原はこの時代に發達した城下町の一好例でもある、今小田原町に家を構へ藥屋を業としてゐる外郎（ういらう）氏は、その祖先を陳外郎といひ、明國から歸化した人であつて、後ち京都から小田原に移つて來た家である、陳外

外郎

の毛利元就が大内氏に代つて周防・長門を併せ、且つ山陰道に勢力を得てゐた尼子氏を滅して、織田信長と接觸するに至つたこと、第四に九州と四國に於ける形勢、第五に織田信長が今川義元を斬つて武名を揚げてより次第に勢力を展べ、遂に足利義昭を奉じて旗を京都に樹て、統一の魁をなした概略を敍するであらう。

後北條氏の關八州經營

（い）後北條氏の關東八州經略

伊豆の堀越御所を滅して後、相模小田原に根據を構へた伊勢氏茂（早雲）は軍略に長じ、善く目先きの見える人であつた。彼は實に群雄爭覇時代の先驅者であつたが、たゞ時機尙ほ早かりし爲め、その存命の間は大に發展するに至らなかつたが、子氏綱また父に劣らぬ武略に富み、まづ武藏を經略せんとし、大永四年扇谷上杉氏の臣太田資高等の内應を得て、上杉朝興と戰ひ、之を破つて江戸城を取つた。朝興屢〻回復を圖つて成らず、天文六年卒し、子朝定立つや、氏綱兵を進めて之を走らし、河越城を取り、朝定は僅に松山城を保つた。

氏綱江戸城を取り河越城を取る

かくて氏綱は上杉氏に迫ると共に、結婚政略を利用して古河公方高基の子

氏綱古河公方と結ぶ

閑院宮御墓の所在

五　職仁親王墓	京都市上京區紫野大德寺町	寶篋印塔
六　織仁親王墓	京都市上京區紫野大德寺町	寶　塔
七　韶(ツナ)仁(ヒト)親王墓	京都市上京區紫野大德寺町	寶篋印塔

（ニ）閑　院　宮

一　直仁親王墓	京都市上京區北ノ邊町	多寶塔
二　慶光院廬山寺陵	京都市上京區北ノ邊町	多寶塔
三　美(ハル)仁(ヒト)親王墓	京都市上京區北ノ邊町	多寶塔
四　孝(タカ)仁(ヒト)親王墓	京都市上京區北ノ邊町	多寶塔
五　愛(ナル)仁(ヒト)親王墓	京都市上京區北ノ邊町	多寶塔

地方的爭覇

さて群雄割據の形勢については前に述べた通りであるが、やがて地方〳〵に中心人物が現れて、いよ〳〵目覺しい爭覇運動が起つて來た。こゝには、第一に、關東に於ける後北條氏が次第に古河公方と上杉氏を滅して關東八州を領有するに至つたこと、第二に、甲斐の武田信玄が一方に越後の上杉謙信と爭ひ、他方に駿河の今川氏と爭ひ遂に西上せんとするに至つたこと、第三に安藝

一　智仁親王墓（八條宮）	京都市上京區相國寺門前町	寶篋印塔
二　智忠親王墓	京都市上京區相國寺門前町	寶篋印塔
三　穏仁親王墓	京都市上京區相國寺門前町	寶篋印塔
四　長仁親王墓	京都市上京區相國寺門前町	寶篋印塔
五　尙仁親王墓	京都市上京區相國寺門前町	寶篋印塔
六　文仁親王墓（京極宮）	京都市上京區相國寺門前町	寶篋印塔
七　家仁親王墓	京都市上京區相國寺門前町	寶篋印塔
八　公仁親王墓	京都市上京區相國寺門前町	寶篋印塔
九　盛仁親王墓（桂宮）	京都市上京區相國寺門前町	寶篋印塔
一〇　節仁親王墓	京都市上京區相國寺門前町	寶篋印塔
一一　淑子內親王墓	京都市東山區泉涌寺山內町	六角墳

（八）有栖川宮

有栖川宮御墓の所在

一　好仁親王墓（高松宮）	京都市上京區紫野大德寺町	寶塔
三　幸仁親王墓（有栖川宮）	京都市上京區紫野大德寺町	寶篋印塔
四　正仁親王墓	京都市上京區紫野大德寺町	寶篋印塔

一二	邦道親王墓	京都市上京區相國寺門前町	寶篋印塔
一三	貞致（サダユキ）親王墓	京都市上京區相國寺門前町	無縫塔
一四	邦永親王墓	京都市上京區相國寺門前町	三重塔
一五	貞建親王墓	京都市上京區相國寺門前町	三重塔
一六	邦忠親王墓	京都市上京區相國寺門前町	三重塔
一七	貞行親王墓	京都市上京區相國寺門前町	三重塔
一八	邦頼親王墓	京都市上京區相國寺門前町	三重塔
一九	貞敬親王墓	京都市上京區相國寺門前町	三重塔
二〇	邦家親王墓	京都市上京區相國寺門前町	石塔
	守脩親王墓（梨本宮）	京都市東山區泉涌寺山内町	六角墳
	晃親王墓（山階宮）	京都市東山區泉涌寺山内町	圓墳
	朝彦親王墓（久邇宮）	京都市東山區泉涌寺山内町	六角墳
	嘉言親王墓	京都市左京區北白川仕伏町	多寶塔
二一	貞教親王墓	京都市上京區相國寺門前町	三重塔

(ロ) 桂宮

桂宮御墓の所在

伏見宮御墓の所在

御墓の先後は宮家創立の新古に從ひ、維新後東京豐島岡に營まれたる御墓はこゝに載せず。
括弧内は御稱號若しくは宮號の變更を示す。

（イ）伏見宮

	御墓	所在	形狀
一	榮仁親王墓	京都市伏見區深草坊町	後深草天皇と合葬
二	治仁王墓	京都市伏見區桃山町泰長老	圓墳
三	後崇光院伏見松林院陵	京都市伏見區丹後町	圓墳
四	貞常親王墓	京都市上京區相國寺門前町	五輪塔
五	邦高親王墓	京都市上京區相國寺門前町	五輪塔
六	貞敦親王墓	京都市上京區相國寺門前町	五輪塔
七	邦輔親王墓	京都市上京區相國寺門前町	五輪塔
八	貞康親王墓	京都市上京區相國寺門前町	五輪塔
九	邦房親王墓	京都市上京區相國寺門前町	五輪塔
一〇	貞清親王墓	京都市上京區相國寺門前町	寶篋印塔
一一	邦尚親王墓	京都市上京區相國寺門前町	寶篋印塔

一一九	光格天皇後月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔
	中宮欣子內親王後月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	七重塔
一二一	仁孝天皇後月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔
	贈皇后繋（ツナ）子後月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	寶篋印塔
	皇妃皇太后祺（ヤス）子後月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	寶篋印塔

歴代陵墓名稱所在表（其四）

	御陵墓	所在	形狀
一二〇	孝明天皇後月輪東山陵（ノチノツキノワノヒガシノヤマノ）	京都市東山區今熊野泉山	圓墳
	英照皇太后後月輪東北陵	京都市東山區今熊野泉山	圓墳
一二二	明治天皇伏見桃山陵	京都市伏見區桃山町古城山	上圓下方墳
	昭憲皇太后伏見桃山東陵	京都市伏見區桃山町古城山	上圓下方墳
一二三	大正天皇多摩陵	東京府南多摩郡横山村大字下長房	上圓下方墳

こゝに伏見宮家を初め四親王家の御墓をも書き加へて參拜の栞とする。

四親王家御墓表

一一〇	後光明天皇月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔
一一一	後西天皇月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔
一一二	靈元天皇月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔
	中宮房子月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	無縫塔
一一三	東山天皇月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔
	中宮幸子女王月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	無縫塔
一一四	中御門天皇月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔
	皇妃贈皇太后尙子(ヒサ)月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	無縫塔
一一五	櫻町天皇月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔
	皇妃皇太后舍子(イヘ)月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	寶篋印塔
一一六	桃園天皇月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔
	皇妃皇太后富子月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	寶篋印塔
一一七	後櫻町天皇月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔
一一八	後桃園天皇月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔
	皇妃皇太后維子月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	寶篋印塔

一〇〇	後小松天皇深草北陵	京都市伏見區深草坊町	後深草天皇と御合葬
	(宗純王一休禪師墓)	京都府綴喜郡田邊町大字薪	無縫塔
一〇一	稱光天皇深草北陵	京都市伏見區深草坊町	後深草天皇と御合葬
一〇二	後花園天皇後山國陵	京都府北桑田郡山國村大字井戸	寶篋印塔
一〇三	後土御門天皇深草北陵	京都市伏見區深草坊町	後深草天皇と御合葬
	皇妃贈皇太后朝子般舟院陵	京都市上京區般舟院前町	寶塔
一〇四	後柏原天皇深草北陵	京都市伏見區深草坊町	後深草天皇と御合葬
一〇五	後奈良天皇深草北陵	京都市伏見區深草坊町	後深草天皇と御合葬
一〇六	正親町天皇深草北陵	京都市伏見區深草坊町	後深草天皇と御合葬
	陽光院月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	無縫塔
	皇孫興意親王墓	東京市芝區二本榎	無縫塔
一〇七	後陽成天皇深草北陵	京都市伏見區深草坊町	後深草天皇と御合葬
一〇八	後水尾天皇月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔
	中宮和子月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	寶篋印塔
一〇九	明正天皇月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔

	光嚴院山國陵	京都府北桑田郡山國村大字井戸	圓墳
	光明院大光明寺陵	京都市伏見區桃山町泰長老	圓墳
	皇孫崇光院大光明寺陵	京都市伏見區桃山町泰長老	圓墳
	皇孫後光嚴院深草北陵	京都市伏見區深草坊町	後深草天皇と御合葬
	皇曾孫後圓融院深草北陵	京都市伏見區深草坊町	後深草天皇と御合葬
九四	後二條天皇北白河陵	京都市左京區北白川追分町	圓墳　塗
九五	花園天皇十樂院上陵	京都市東山區粟田口三條坊町	圓墳
九六	後醍醐天皇塔尾陵	奈良縣吉野郡吉野町大字吉野山	圓墳
	護良親王墓	神奈川縣鎌倉郡鎌倉町大字二階堂	石塔
	尊良親王墓	京都市左京區南禪寺下河原町	圓墳
	世良親王墓	京都市右京區嵯峨天龍寺造路町	寶篋印塔
	宗良親王墓	靜岡縣引佐郡井伊谷村大字井伊谷	寶篋印塔
	懷良親王墓	熊本縣八代郡宮地村大字宮地	圓墳
九七	後村上天皇檜尾陵	大阪府南河內郡川上村大字寺元	圓墳
九九	後龜山天皇嵯峨小倉陵	京都市右京區嵯峨鳥居本小坂町	五輪塔

八四	順徳天皇大原陵	京都市愛宕郡大原村大字大原	圓墳（法華堂）
八五	仲恭天皇九條陵	京都市伏見區深草本寺山町	圓墳
八六	後堀河天皇觀音寺陵	京都市東山區今熊野泉山	圓墳（法華堂）
八七	四條天皇月輪陵	京都市東山區今熊野泉山	九重塔
八八	後嵯峨天皇嵯峨南陵	京都市右京區嵯峨天龍寺芒ノ馬場町	法華堂
	中宮姞子粟田山陵	京都市左京區南禪寺福地町	圓墳
	顯日王墓	栃木縣那須郡須賀川村大字雲岩寺	寶篋印塔
八九	後深草天皇深草北陵	京都市伏見區深草坊町	法華堂
	准母皇后姈子内親王今林陵	京都市右京區嵯峨大覺寺門前六道	寶篋印塔
九〇	龜山天皇龜山陵	京都市右京區嵯峨天龍寺芒ノ馬場町	法華堂
	皇后佶子蓮華峯寺陵	京都市右京區北嵯峨長刀坂町	後宇多天皇と御合葬
九一	後宇多天皇蓮華峯寺陵	京都市右京區北嵯峨長刀坂町	五輪塔
九二	伏見天皇深草北陵	京都市伏見區深草坊町	法華堂
	尊圓親王墓	京都市乙訓郡大原野村大字小鹽	寶塔
九三	後伏見天皇深草北陵	京都市伏見區深草坊町	後深草天皇と御合葬

	准母皇后統子内親王花園東陵	京都市右京區花園寺ノ内町	圓墳
七五	崇德天皇白峯陵	香川縣綾歌郡松山村大字青海	方墳
	中宮聖子月輪南陵	京都市伏見區深草本寺山町	圓墳
七六	近衛天皇安樂壽院南陵	京都市伏見區竹田内畑町	多寶塔
七七	後白河天皇法住寺陵	京都市東山區三十三間堂廻	法華堂
	以仁王墓	京都府相樂郡棚倉村大字綺田	圓墳
七八	二條天皇香隆寺陵	京都市上京區平野八丁柳町	圓墳
七九	六條天皇清閑寺陵	京都市東山區清閑寺	圓墳（法華堂）
八〇	高倉天皇後清閑寺陵	京都市東山區清閑寺	方形（法華堂）
	中宮德子大原西陵	京都府愛宕郡大原村大字大原	五輪塔
八一	安德天皇阿彌陀寺陵	下關市大字阿彌陀寺町	圓墳（御影堂）
八二	後鳥羽天皇大原陵	京都府愛宕郡大原村大字大原	十三重塔（法華堂）
	雅成親王墓	兵庫縣城崎郡五莊村大字高屋	寶篋印塔
	賴仁親王墓	岡山縣兒島郡鄉内村大字木見	五輪塔
八三	土御門天皇金原陵	京都府乙訓郡海印寺村大字金ケ原	圓墳（法華堂）

御陵墓制の第四期

第三期御陵墓の名稱所在

禮によつて徳川時代の末に及んだ。

山陵修理のことは元祿のころ始めて着手せられたが、幕末に至り戸田大和守忠至が大に山陵の探査と修理とに力めた後、建議して往昔の山陵制を復興せらるゝに至つたのが孝明天皇の後月輪東山陵であり、こゝに御陵墓制の第四期となるのである。

歴代陵墓名稱所在表（其三）

七二	白河天皇成菩提院陵	京都市伏見區竹田淨菩提院所	方形（法華堂）
	中宮賢子上醍醐陵	京都市伏見區醍醐醍醐山	圓墳
	准母皇后媞子內親王上醍醐陵	京都市伏見區醍醐醍醐山	圓墳
	准母皇后令子內親王上醍醐陵	京都市伏見區醍醐醍醐山	圓墳
七三	堀河天皇後圓教寺陵	京都市右京區龍安寺朱山	圓墳
七四	鳥羽天皇安樂壽院陵	京都市伏見區竹田內畑町	法華堂
	中宮璋子花園東陵	京都市右京區花園扇野町	圓墳
	皇后得子高野山陵	和歌山縣伊都郡高野町大字高野山	圓墳

御土葬の復活

で、前代天皇の御堂の中に合せて御骨を納め奉るやうにもなつた。深草法華堂の如きは後深草天皇を初め奉り、後伏見・後小松・稱光・後土御門・後柏原・後奈良・正親町・後陽成の十天皇及び後光嚴・後圓融兩院の御骨が納められてゐる。皇家の御式微と共に痛歎の至りである。德川時代に入れば更に簡單になり、多くは泉涌寺に葬り奉り、廬山寺には當時の皇妃并に皇子の御墓が營まれ、御由緒ある寺院に任せられた皇子皇女はそれ〳〵その寺院附屬の墓地に葬られ奉り、形ばかりの御石塔を以てする事となつた。また文武天皇以來の御火葬は明正天皇までに及んだのであるが、後光明天皇より御土葬に改められた。これについては御代々の例によりたまふ筈であつたのを、魚屋八兵衞なるものが玉體を火化し奉るは勿體なしと說き廻つて、遂に御火葬の儀を停止されることとなつた、そして、數百年來の流例を破り、仙洞女院を初め奉り、この後は御火葬の風は永く止んだと傳へられてゐるが、當時の日記には一も所見がない、ただ鳩巢小誌に見えてゐるのみである。しかし由來する所の古い火葬の風は一朝にして根絕することが出來ず、御土葬し奉りながら御葬式は一に火葬の

第に朝廷の供御を増加し、秀吉に至つて更に皇室の御料をはじめ奉り、公家衆の經濟を豐富にしたのはこゝに基くのである。

後奈良天皇宸筆の般若心經

後奈良天皇は其後また諸國に宸筆の般若心經を奉納遊ばされた、その今日に傳はれるものは參河(岩瀨文庫藏)・甲斐(淺間神社藏)・伊豆(伊豆山神社藏)・越後(上杉伯爵家藏)・周防(國分寺藏)・肥後(阿蘇西巖殿寺藏)の五卷であり、その奉納せられるに及ばなかつたものに安房國(京都曼殊院藏)の一卷がある。尙ほ般若心經そのものゝ所在は不明なるも御奉納ありし事實の認めらるゝものに信濃諏訪神社(守矢文書)・筑前太宰府天滿宮(京都帝國大學採訪文書)の二卷がある。

御陵墓制の第三期

こゝに御陵墓制第三期以後の變遷について略敍しよう。即ち第三期白河天皇以降は天皇が御讓位後御出家になり、寺院の建立をはじめ崇佛ます／＼盛になつて來たため、御葬送なども遂に佛式となつた、そして御陵墓制もまた一變した。御骨は嘗て御歸依のあつた法華堂や多寶塔等に納め奉るか、又は御寶穴の上に九重塔や寶篋印塔・五輪塔等を建てることになつたのである。殊に鎌倉時代の中頃よりは朝廷の御稜威が武家の勢力に壓せられて來たの

大内義隆卽位料を獻じて太宰大貳とならんとす

後奈良天皇の般若心經御書寫

所以であるといはねばならぬ。後土御門天皇は、醍醐三寶院の義覺が將軍義政の子にして幕府と因緣深き三寶院門跡たりしにかゝはらず、その年少なりしにより、御在位中に僧正を賜はらなかつた。又大内義隆は、御卽位の料足二十萬疋を獻じ、且つ日華門修築のために一萬疋を上つて太宰大貳とならんことを望んだけれども、後奈良天皇は大内氏の勢力名望當時を壓せしを憚りたまはず、容易に御聽許にならなかつた。また後柏原天皇をはじめ、御歌に御詩に國民を軫念あらせたまふ叡慮の程を拜し奉り、實に恐れ多い次第であるが、殊に後奈良天皇が天文九年民草の上に大御心を注ぎたまひ、天下の疫病を祈らんがために、御自から紺紙に金泥の宸筆鮮かに般若心經を書寫して醍醐寺三寶院に賜ひしものが、今に墨痕鮮かに保存せられてゐる。そこに皇室に對し奉る國民の思想はこの御式微の間に復活し始めて來たのである（歷史地理第四十卷淺野長武氏「後奈良天皇御願の般若心經に就いて」參考）。此間に於いて忠勤を抽んでたる廷臣の苦心また如何なりしぞ、前に擧げた三條西實隆・山科言繼の如き、實にその隨一の公卿であつた。織田信長が京都に入りし後、次

土ねやし

天皇の御色紙短冊

官位任叙の濫授を許し給はず

の下には、町人が茶店を設けて煎茶を賣り、或は小供が紫宸殿の上で土ねやしといふ遊をしてゐたといふ、皇家御衰微の有様實に痛はしいことであつた。此等の事は江村專齋の老人雜話などにその實情が記してある。

また天皇におかせられても、色紙短冊に和歌や宸翰を染めさせたまひ、その謝料を以て供御に充てたまうた程であつた。後奈良天皇の御代には其謝料の錢を包んで御簾に掛け、自分の好む歌を書いて下さいと記して置けば、直に宸筆を賜つたといふ、如何にも畏き極みであつた。高野山の宥雅僧正の如きは宸翰の周旋をしてゐたので、寺務檢校に御取立になつたとさへいはれてゐる。されば今日尤も多く傳へられてゐる御歌又は假名物語などの宸筆では、德川時代以前にあつては、群雄爭霸時代皇室の御經濟が困難であらせられた折のものが多いと申して可い。

しかしながら如何に御衰微であらせられても、朝廷の官位任叙は、いふまでもなく國民の最も名譽とするところであつた、しかも朝廷に於いて決してこれを輕々しく濫授せられなかつたことは皇室の尊嚴天地と共に窮まりなき

二編・第四十三編柴謙太郎氏「撰錢禁制の解釋再論」等がある。室町時代の財政や金融を考察するに一讀すべきものである。

朝廷財政の困難

この間朝廷の財政はます／＼困難となつて來た。御卽位の費用を集めることについても、甘露寺元長が朝廷に建議し、支那に使を遣つて之を得んとした程であつた。當時我が皇室が前代以上如何に式微の極に達したまひしかゞ推測せられる。

後奈良天皇踐祚

大永六年、後柏原天皇崩御あり、後奈良天皇踐祚あらせられたが、十一年の間御卽位の大禮を擧げたまふことが出來なかつた。三條西實隆はその間よく天皇を輔佐し奉つたのみならず、使を地方に出してあちこちの大名から、米數石若しくは錢數十貫を得て、朝廷の用度に充て奉つた。また山科言繼の如きも實隆と同じく供御について苦心した公卿の一人である（實隆公記・言繼卿記等參考）。

皇室の式微その極に達す

殊に兩細川の亂の爲めに京都の寺院、邸宅また多く兵火に罹り、公卿などその妻子と共に亂を內裏に避けたほどであつたが、しかも內裏の禁垣は破れ、夜三條の橋から內侍所の燈火が見えたと傳へられ、紫宸殿の前なる右近の橘樹

柴氏の見解に從へば撰錢令とは惡錢排斥の行爲を禁ずると共に渡唐錢及びその贋造の通用を圓滑ならしめんことを目的とするものであるといふことになるのである。同氏は永正二年七月の撰錢令を、その見解に基いて解釋し、根本渡唐錢は民衆が好まず、とかく撰じたがるものであるから、之を精錢に昇格して好める錢に混入して流通せしめたのであり、また撰じられた惡錢と一般に好んだ錢とは斷然同一價格ではない、從つてグレシャム法作用出現の機會がないと斷定するのであると主張せられ、次に撰錢令が應仁亂後に至つて始めて發布されたことについては、銅錢が大亂のために燒夷せられて拂底となり、一方明國から盛んに輸入せられて制錢や惡錢が夥しくなり、又經濟狀態の變化に伴つて錢の需用が甚しくなり、流通界に惡錢が充滿して撰錢が盛んになつた結果發令されたのであると述べられてゐる。此等の所説に就いては史學雜誌第三十三編渡邊世祐博士「足利時代に於ける撰錢とグレシアム法」、同誌第三十四編柴謙太郎氏「室町時代の撰錢及びその禁制に關する考察」、同誌第四十二編奥野高廣氏「室町時代の撰錢令とグレシャムの法則」、同誌第四十

であつて幕府撰錢の禁制はグレシャム法則を無視した制令であると云はれたのに對し、柴氏は、撰錢は良質の錢を撰び取る行爲でなく、惡錢撰擇排除の行爲であつて、その行爲はグレシャム法則の作用と何等の關係がない、たゞ人情の自然に行はれた行爲であつて、その行爲を禁止するのが撰錢令であると全く反對した見解である。思ふにこの根本的見解の相異は次の事より導かれてゐる。渡邊博士は、當時我が國に多く輸入された永樂錢は其質善良で、金銀田賦等の標準となつて、永高・永勘定等の名が起つた位であり、精錢として廣く重寶がられてゐたから、それが他の鐚錢と共に同價値で流通する場合には、一般に永樂錢のみを撰ぶこととなり、常に市場から驅逐されることとなる筈であると云はれたのに對し、柴氏は、幕府は民衆の好惡にかゝはらず、根本渡唐錢を精錢の部に入れて流通の圓滑に努力してゐたが、時人は永樂錢その他の根本渡唐錢を好まなかつた、そして當代の人が精錢としてゐたのは唐宋元の輸入錢と固有の日本錢とであつた、且つ撰錢のため流通の狀況に善貨の驅逐された形迹を更に認めないと云はれるのである。

げたやうに別に善良なる錢の標準を示してゐる。こゝに於いて從前の渡唐錢三分の一の混合の比例は減じて約五分の一となり、且つ二十文中に於ける渡唐錢それ〳〵の比例が示されたのである。ついで同年九月と翌年九月の二回に、また右の制札を勵行すべき沙汰を出したが、天文十一年四月に至りまた前の永正二年七月及び同五年八月と大體同樣の制札を出し、その强壓によつて善良なる錢と粗惡なる錢とを同時に同價値に併用せしめんとした。かく度々同じ令を下したことによつても、その勵行せられなかつたことが知られる。

織田信長の撰錢令

織田信長は足利義昭を奉じて入京するに及び、永祿十二年三月右の點に留意して撰錢の布令を出し、粗惡錢と渡唐錢の中永樂錢の如き良き錢との間に價格の相異をつけ、恰も標準錢と補助錢といふが如き差別を設け、相互に價格を定めて撰錢を禁止せんとし、且つ精錢と增錢卽ち粗惡錢とを數に於いて限定せんと試み、商賣及び諸取引を圓滑ならしめんとした。

撰錢についての論爭

これらの撰錢については渡邊世祐博士の說と柴謙太郎氏の說と互にその見解が異なつてゐる。渡邊博士が撰錢はグレシャム法則が作用した一適例

明應九年の撰錢令

永正二年の撰錢令

永正九年の撰錢令

れることになつた。先づ明應九年十月幕府は發令して「近年恣に撰錢するのは不都合である、我が國で新に鑄た錢は撰り除けてよいが、眞の渡唐錢たる永樂錢・洪武錢・宣德錢等は自餘の錢(洪武以前の渡唐錢か)と同樣に授受せよ」と定めた。また永正二年七月幕府は「京錢・うちひらめ等これをせん(選)じ、其外のとたう錢ゑいらく、こうぶ、せんとく、われ錢(但われとをらざる錢)以下とりあわせて百文に三十二文(けりやう三ぶん一可レ在之)向後取わたすべし」との令を發し、京錢や打平などの惡錢は撰り除けてよいが、其他の渡唐錢、永樂・洪武・宣德・破缺(但し破れ貫かざる錢)などを取合せて、錢百文の中三十二文だけは必ずその中に入れて授受せよといふのである。こゝに三十二文を假令三分一と注したのは、當時九十六文を一緡とし、一百文にして通用せしめたからであつた。ついで幕府は同年十月及び翌年三月にこの令を勵行せんがために發令するところあり、更に同五年八月にも二年七月の令と大體同樣の制札を出した。その後同九年八月に至り、幕府の出した撰錢令には、百文の中、口緡の分に古錢(明代以前の錢か)十文、洪武二文、宣德二文、永樂六文の合計二十文だけあれば、取引出來ることを規定し、前に擧

撰錢令

渡唐錢

私鑄錢

氏「本願寺の准門跡號勅許に關する研究」參考)。

こゝに當時の撰錢について記述を挿んで置きたい。固より中武家時代は純然たる貨幣經濟の時代ではなかつたが、主として銅錢が通貨として廣く行はれてゐたのである。然るに當時官錢を發行することがなかつたから、通貨として行はれたものは、前代の官錢たる所謂皇朝十二錢、前代に支那より輸入された唐宋元の銅錢、當時盛んに明より輸入された永樂錢・洪武錢・宣德錢及び國內で造られた私鑄錢など種々雜多なものであつたが、その流通の數量は決して潤澤でなかつたと見える。永正九年八月卅日幕府は「地せにの內よき永樂五文大觀・嘉定以下うらに文字あるせに、よきせにの內たるべし」と令し、渡唐錢に比して餘り劣らざる是等模倣の私鑄錢を、他の官錢及び渡唐錢と併用せしめてゐるのである(東寺百合文書せ之部參考)。

されば官錢・渡唐錢・私鑄錢等には品質・量目・形狀等に各相異の點があつたにかゝはらず、幕府は之を同樣に流通せしめんとし、度々布令を下して撰錢を禁止せんと企てゝも、當時使用者は多く良い錢を撰んだため屢〻撰錢令が發せら

恒例臨時の節會多く廢す

細川政元の不遜なる放言

三條西實隆の忠君

本願寺の門跡號勅許

あつたといふ。恒例臨時の節會を始めとし朝廷の儀禮殆んど廢し、幕府が如何に命令を下しても、それらの費用を集めることが出來なかつた。細川政元の如きは、天下に命令するには將軍があれば足る、足利氏は將軍以外に官位を貰ふ必要がない、官を任じ位を敍すればこそ儀式を行ふことになる、儀式のために費用を使ふ必要はない、又天皇は既に踐祚したまうたのである、この上御卽位にならなくとも朝廷の威嚴は輕重する所がないではないか、御卽位の大禮を行ふにも及ぶまいなどゝ放言するに至り、如何にも痛ましい御式微の有樣であつた。天皇の御信任を受けてゐた三條西實隆は非常にこれを慨嘆し、屢〻幕府に說いて漸くに御卽位の費用を得た。この時本願寺はその費用を獻上したので、准門跡の稱號を許されたといふ說があるが、何等當時の記錄に見えて居らぬ。尤も九世光兼（實如）・十世光敎（敎如）が後柏原・後奈良兩天皇の御卽位料獻金の事實は認めらるゝが、准門跡號の勅許ありしは後柏原天皇御卽位より三十九年の後、正親町天皇永祿二年十一世光佐（顯如）の時である（史學雜誌第十六編阿部愿氏「本願寺九世十世は准門跡に非ず」同誌第三十三編淺野長武

後花園上皇崩御

後土御門天皇崩御

後柏原天皇踐祚

得なかつた。文明二年後花園上皇崩御に關する記事が、伏見宮貞常親王の今山賤記、飛鳥井雅康の山の霞などに見えてゐるが、如何にも痛ましい御臨終であつた。京都の大半兵火にかゝり、宮殿寺院をはじめ公卿の邸宅多くは燒亡し、人々緣を求めて四方に離散した程の大亂に、どうして皇室の御方々だけが安らかにおはしますことが出來よう。大亂が終つた後も、引つゞいて細川氏の爭亂が起り、京都はます／＼疲弊し、將軍の威令も最早行はれぬ情勢となり、皇室の御料地から上納し來るべき供御すら、地方武將の橫領するところとなつた。

明應九年九月後土御門天皇崩御の時には、御葬式を營むことが出來ず、四十餘日の間黑戸に置き奉り、僅に幕府から御葬送の費用を諸國に課して泉涌寺に葬り奉ることを得たのである。後柏原天皇は踐祚したまひても御卽位の費用がなく、二十二年の間大禮を行はせらるゝことが出來なかつた（白鳥庫吉博士還曆紀念東洋史論叢所收淺野長武氏「後柏原天皇の御卽位式に關する研究」參考）。されば朝廷の儀式に一萬疋の錢を得るのは殆んど六ケしいことで

混沌たる有様となつた。

義昭朝倉義景に賴らんとす義景應ぜず

義輝弑せらるゝや、その弟一乘院覺慶は逃れて近江に奔り、ついで薙髮して名を義秋と改め、翌年八月若狹に至り、越前の朝倉義景に囘復の事を謀つたが、義景容易に動かず、義秋はのちにまた義昭と改名したが、やがて織田信長の迎ふる所となり、越前を去つて美濃に入つた。信長は永祿三年五月今川義元を桶狹間に斬つて後、進んで齋藤氏を滅し、美濃を略し、稻葉山に移つて地名を岐阜と改稱し、上洛の機會を窺つてゐたのである。

義昭信長に奉ぜられて入京し將軍となる

義昭來り投ずるや、彼は同十一年九月義昭を奉じて京都に入り、義昭は最後の征夷大將軍となつた。これは群雄爭覇時代に終を告げしめたものといつて可い、この後實權はすべて信長にあり、將軍はたゞ虛位を擁し、しかも初めは信長を父と稱せし程親密であつたが、やがて信長と不和を生じ、天正元年京都を逐はれ、同四年中國に下り、毛利氏の客となつた。

皇室の式微

この間に於ける皇室の御式微は申すも恐れ多かつた。應仁文明の大亂に室町邸を行在所となしたまふこと十三年、恒例臨時の年中行事も多く行はれ

義輝將軍となる

松永久秀の出現

正親町天皇御踐祚

細川氏亡ぶ

久秀義輝を弑す

一たび實權が下に移れば、その一族間にまた爭を生ずるのが實に當時の世相であつた。

天文十五年義晴職を子義輝に讓り、やがて長慶・政長また相攻むるに及び、義晴は晴元と共に近江に出奔し、同十八年その薨去に至るまで穴太にあつたが、在職三十年の久しき、終始殆んど權臣に擁せられ、幾たびか畿外に逃れて僅にその身を保つを得たに過ぎなかつた。その葬儀なども如何にも簡略なものであつたといふ。同二十一年六角義賢の盡力により義輝は三好氏と和して入京し、晴元舊によつて政務に預かるべきであつたが、長慶幕政を專斷し、その臣松永久秀をして京都の庶政を行はしめた。

弘治三年後奈良天皇崩御あり、正親町天皇踐祚したまうた。翌永祿元年將軍義輝また長慶と隙あり、晴元と共に長慶を討たんとして克たず、終に和を講じて歸京したが、晴元は長慶のために攝津の芥川城に幽せられて卒し、細川氏ここに滅亡した。然るに長慶の死後實權は全く松永久秀に移つた。そして永祿八年五月彼は將軍義輝を弑し、義維の子義榮を迎へて將軍となし、京都は暫く

高國義稙を逐ひ義晴を將軍となす

として上洛せしに、却つて高國に破られて三たび阿波に歸り、この年六月卒した。この後高國權を擅にし、大永元年三月義稙淡路に逐はれ、義晴迎へられて將軍に任ぜられた。

幕府の衰頽

細川氏の內訌と强臣の跋扈

晴元の入京

三好元長義維を奉ず

實權三好長慶に移る

されば幕府の衰頽は既にその極に達してゐた。將軍はたゞ細川氏の頤使に從ふのみであつた、威令は近畿にだも及ばぬ有樣であり、しかもまた細川氏に內訌を生じ、その實權は次第に下僚に移つて行つた。されば高國久しく權を擅にしてゐたが、その間に阿波の三好元長、澄元の殘黨と通じ、澄元の子晴元を奉じて入京し、將軍義晴は高國と共に近江坂本に奔つた。ついで一たび和を講ぜしも、また戰となり、高國は攝津尼ヶ崎に敗れ、晴元細川氏の惣領となつた。然るに三好元長は從弟政長と爭ひて、畠山義高と結び、國に歸つて義澄の子義維を奉じたので晴元は本願寺の兵力を借りて義高・元長を殺し、義晴と和したが、元長の子長慶は高國の黨と結び、兵を擧げて義晴・晴元を討ち、晴元は義晴を奉じてまた近江に奔つた。六角定頼その間に立つて兩黨を和せしめ、暫く小康を保つたけれど、管領の實權はこの時既に長慶に移つてゐた。かくて

たが、薩摩の島津氏は澁谷・肝付等の舊族を滅してます〳〵强大となり、また日向の伊東氏と爭うた。一言以て之を蔽へば、全國は群雄の割據であつた。

義尹二たび將軍となる

先きに中國に奔つた足利義尹が大內義興に奉せられて安藝に着いたのは、恰も京都で細川氏の內訌があつた永正四年十二月であつた。高國之と通じ、先づ澄元を走らして義澄を逐ひ、京都を定めて義尹の入洛を待つたが、翌年四月義尹は義興と共に堺港に至り、六月入京して、七月一日官爵を復せられ、高國

大內義興管領代となる

家督を嗣ぎ、義興を管領代に任じた。義澄はその間播磨に至つて赤松氏に賴り、やがてまた近江に移つたが、同八年澄元二たび阿波より上洛せしも、八月義

澄元阿波に走る

澄卒し、澄元の軍また義興のために破られ、澄元は引きかへして國に歸らざるを得なかつた。義尹がまた名を改めて義稙と稱したのは同十年十一月のことである。

義尹名を義稙と改む

義稙は義興の輔佐によつてその地位を保つことを得たといつて可いのであるが、義興は京都に留まること久しくして費用給せず、且つ領國に事ありし

大內義興の歸國

ため同十五年八月遂に周防に歸つたので、同十七年澄元はまた京都を復せん

土佐の一條氏
飛驒の姉小路氏

濃の土岐氏は齋藤道三に國を簒はれて滅び、伊勢の北畠氏は僅に餘勢を保つに過ぎない。その他近江には淺井賢政京極氏に代つて湖北に勃興し、越前また既に斯波氏の有にあらずして、老臣朝倉氏守護となり、加賀には一向宗一揆富樫氏を滅して大に猖獗を極め、遂に加賀・越中・能登の三國を占有した。

また河内・紀伊には兩畠山氏相爭ひ、四國には細川氏阿波・讃岐・淡路を領せしも、高國の臣三好氏實權を握り、一條敎房土佐の中村に下りし後、一條氏世々國司たり、飛驒の姉小路氏と共に公家が地方にあつて勢力を得た好一對である、しかも一條氏の下には長曾我部氏漸く現れんとしてゐた。

中國に於いては赤松氏の臣浦上氏備前を領したが、その臣宇喜多氏將に起らんとし、山名氏は一族分裂し、京極氏の一族尼子經久出雲に起つて因幡・伯耆を平定し、大內義興は、周防・長門を本據として父祖以來の富强を有し、筑前・豐前を兼轄してその威九州に及び、肥前の少貳氏・豐後の大友氏・肥後の菊池氏等と爭へる間に、その臣毛利興元は安藝に勃興した。また九州には少貳氏の部下龍造寺康家肥前に起り、少貳資元を輔けて大內氏を防ぎ、有馬氏に對抗してゐ

兩上杉氏の内訌

た。當時山内上杉氏の一族なる上杉房能は臣長尾爲景に輔佐せられたが、爲景屢〻房能を諫めて忌まれ、將に殺されんとするに至り、爲景怒つて越後府内城を攻めて房能を自殺せしめ、一族定實を迎へ立てた。ついで房能の子顯定は爲景を攻めて一時之を走らせしも、その政治紊亂したるため、國人多く爲景に應じ、顯定は遂に高森政頼に討たれた(史學雜誌第十六編阿部愿氏「長尾氏府内亂の顛末」參考)。然るに長尾氏春はさきに扇谷上杉氏に屬してゐたが、また爲景に應じ、氏綱は山内憲房を上野白井城に挾擊せんとし、山内上杉氏の勢力日に蹙まつたのみならず、扇谷上杉氏も朝良僅に河越城を保つに過ぎず、その家臣にしてまた北條氏に應ずるものあり、兩上杉氏は次第に北條氏に壓迫せられて行つた。

兩上杉氏北條氏に壓迫せらる

諸國の大勢

さてこゝに諸國の形勢を概觀すれば、安房の里見氏は進んで上總を從へ、常陸に佐竹氏あり、陸奧に伊達氏あり、甲斐は武田信虎に至り國内を統一して、駿河・信濃を覗ひ、駿河に今川氏親あり、よく祖業を繼いでゐた。また三河に松平氏出で、國内を徇へ、尾張に斯波氏の宰織田氏遂にその主に代つて勢を得、美

伊勢氏と稱してゐた、公然北條氏を稱したのは二代氏綱の時からである。氏茂はその妹が今川義忠の側室であつたので、今川氏の客將となつてゐたが、堀越御所を滅して後、風雲に際會して五代の業を開くことゝなつた。彼はその驥足を伸ばすには函嶺以東に出でねばならぬと決心し、明應四年二月大森藤頼の小田原城を襲ひて之を取り、こゝに關東經營の本據を構へ、先づ、三浦氏を攻めて之を滅ぼし、永正十五年遂に相模一國を經略した。

氏茂小田原を取つて本據となす

その後更に甲斐に侵入せんとせしも、捗々しき奏功もなく、彼は翌十六年八月韮山城に病沒した、その菩提寺は箱根湯本の早雲寺である。

北條氏茂歿す

彼ははじめ伊豆を經略するや、四公六民の年貢とし、比較的輕い租税を課し、その民政大に見るべきものゝあつたことは、他の武將がまた氏茂に傚つたところであり、群雄爭覇時代に於ける領土擴張は必ずしも農民を苛斂誅求せんが爲めでなかつた（牧野純一氏著後北條氏民政史論參考）、群書類從所收北條早雲二十一個條は早雲の爲人や政治ぶりを觀るべき資料である。

北條氏の民政

子氏綱よく父の業を繼ぎ、關東經略の順序として、いよ／＼兩上杉氏に迫つ

太田道灌と長尾昌賢

堀越御所の内訌

北條氏茂堀越御所を襲うて之に據る

氏茂の家系

には太田持資入道道灌あり、山内上杉氏には長尾昌賢あり、道灌は江戸城を築き、岩槻・蕨・河越の三城と連絡して成氏に對抗してゐた。然るに昌賢卒して後、子景春反し、鉢形城に據つて成氏に應じたので、道灌之を逐ひ、扇谷上杉氏の勢力ます〳〵盛になり、道灌の聲望いよ〳〵加はるに及び、道灌は却つてその主定政の忌むところとなつて暗殺せられ、扇谷上杉氏これより衰微の途を辿つた。

また伊豆の堀越御所に於いては延徳三年四月政知死し子茶々丸家を嗣ぎしに、讒を信じてその家臣を誅し、家臣も互に相爭うてゐた。こゝに今川氏の客將として駿河興國寺城を守りし伊勢氏茂(北條早雲庵宗瑞)機乘ずべしとなし、急に襲うて、茶々丸を自殺せしめ、韮山城を本據として伊豆の北部を徇へ、關東の形勢を一變せしむる端緒を開いた。當時寸土を有せずして家を興せし武將は實に氏茂を以て嚆矢とする、こゝに群雄爭霸時代は始まるのである。

氏茂の家系については史學雜誌第十二編藤岡繼平氏「北條早雲素生考」、同誌第十七編阿部愿氏「伊勢新九郎世系考」がある、伊勢關氏の一族で、彼一代はなほ

新武家時代に入る關鍵

持たない豐臣秀吉が信長の部下に出でゝ全國を統一することになつたが、それまでの間に起つて來た皇室中心主義こそ、一たび解體したる社會をして更に統制秩序ある團結を成さしむるに最も力强いものであることを氣付いたものはまた實に次の新武家時代に入る關鍵を握つた信長である。

足利成氏

成氏と上杉氏との對抗

古河公方

さて足利持氏の滅亡後關東はその主を失つた。寶德元年正月、長尾昌賢、上杉房定等と議して持氏の遺孤成氏を推戴したが、成氏は上杉氏が父兄の仇たることを根に持ち、執事憲忠を疎んじ、里見義實・結城成朝その他持氏の舊臣たりし遺族を多く召出した、そして享德三年十二月成氏遂に憲忠を殺し、これより成氏と上杉氏との對抗となつたが、幕府は今川範忠に命じ、上杉氏を援けて鎌倉を攻めしめ、成氏は翌年六月下總古河に走つた、この後その家は古河公方と稱せられる。

堀越御所

長祿元年十二月上杉房顯等は將軍の弟政知を請うて關東に下し、伊豆の堀越に置き、堀越御所と稱したが、成氏の勢力甚だ强かつたのみならず、上杉氏の兩家また相軋轢し、堀越御所の勢威少しも揚らなかつた。この時扇谷上杉氏

古來の舊家多く亡ぶ

文化の中心が失はれた

實力主義と皇室中心主義

は、こゝに繰反すまでもないが、當時にあつては猶は幾分か統制秩序があつた、將軍のために働くといふ精神がまだ僅少ながら武將の心底に存してゐた、家臣として主君のために盡したものが全然ないではなかつた。それがこの時代となれば將軍も管領も全く權力を失ひ、臣下に擁せられてその地位に居るに過ぎなかつた。實力はだん〳〵下に移つて古來の舊家は多く亡んでしまつた、よしその名を存じてもその實なく、名もない家が新たに興つて來るのであつた。また從來我が國の文化が京都を中心とするか、または鎌倉を中心としてゐたのに、全く中心を失つた、そして小さい中心が所々方々に起つた、單に政治ばかりではない、文學でも、藝術でも、商業でも、はた工業でも全國に分散した。それを新しい大きな中心に引戻して固めようとした英雄織田信長の出現までには、凡そ六十年ばかりの歲月を要した。この時代が即ち群雄爭霸時代である。

何といつてもこの時代に尤もよく現はれて居るものは實力主義である、そして最後に實力の權化ともいふべき人、何等の系圖をも有せず、何等の因襲を

第四章　中武家時代の三

第四　群雄爭霸時代

社會の大勢

この時代はいふまでもなく室町幕府がなほ存在して居り、將軍もあり管領もあつたのであるから、從來室町時代末期と稱してゐる史家も少くないが、それは餘りに形式的の見方である。將軍も管領も最早たゞ看板に過ぎなかつた、皇室もまた式微の極に達し、有つても無きが如き御有樣、恐れ多い極みであつた。上の威令は少しも行はれず、國々騷亂の衢となつて、弱の肉は強の食、下は上を尅し、社會は秩序を失つて全く解體し了り、百姓など自から衞るにあらざれば、或は一日も安堵する暇がなく、その間に武將にして勢力あるものは城を高くし濠を深くして領土擴張に夢中であつた。かゝる時代を室町時代末期として觀察するは寧ろ皮相の哨を免かれぬであらう。

尤も既に應仁文明の大亂から、幕府の命令が多く行はれぬやうになつたの

ことである。蓋し平安朝時代に於いて本地垂迹說が成立した後、鎌倉時代に於ける卜部氏の古典硏究、例へば兼方が釋日本紀の大著を出せるが如きも注意すべく、日本書紀の神代卷が神書として尊重せられ、一部の廷臣が熱心に硏究せるあり、皇家中興時代に入るや、全國民の崇敬を集めてゐる伊勢神宮の外宮豐受大神宮禰宜度會家行は所謂伊勢神道(また外宮神道といふ)を唱道し、北畠親房の如きまた之を祖述し神國なる語は特に國家生活の端的なる表現となつたのである。それがこの時代になると、中臣氏の直系と稱する吉田兼倶は神道を本とし儒佛道の三敎を加へ、之を調和した唯一神道(また宗源神道)を唱へ、神主佛從の說を大成した。この後ち吉田家は自から神祇長上と稱し、神祇伯白川家に對抗して、私に天下の神職を支配し、神階社號等もその奏請によつて許可せらるゝことゝなり、明治維新前に及んだ。かくて唯一神道はまた德川時代に山崎神道や古神道などを出す培養基ともいへるのである。

釋日本紀の大著

伊勢神道

神祇長上

たこともある。もと下野の國學で小野篁の創立にかゝるとか、或は王朝國學の遺制とかいふ說は信ずるに足らぬが、恐らく足利氏がその子弟を敎へた處で、鑁阿寺と關係があつたことは疑はれぬ。室町時代に入り、憲實により再興せられ、關東に於ける學問の中心となつた、今猶ほ憲實及び子憲忠の寄進した宋版の古文尙書や禮記などを藏し、永享十一年憲實の作つた保存規則や、司書に關する置文等を傳へてゐる。

上杉憲實の置文

この學校の特色は、決して佛書を講せしめざりしことで、少くとも、憲實の當時之を保管したものが僧侶であり、五山の禪僧こゝに講莚を開きしにかゝはらず、佛書は殆んど所藏されてゐない、蓋しこれ學校と稱した所以であらう。後ち我國に布敎のため渡來した西歐の宣敎師も注意を惹いたと見え、その書簡にこの學校の事が屢々現れてゐる(史學雜誌第六編小中村淸矩博士「足利學校の古書」、八代國治博士著國史叢說所收「足利庄の文化と皇室御領」、史林第四卷新村出博士「足利學校の盛時と西敎宣傳」、平泉澄博士著中世に於ける精神生活「金澤文庫と足利學校」參考)。

吉田家の神道

猶ほこゝに一言すべきはこの應仁文明時代に吉田家の唯一神道が起つた

五山文學についても前に述ぶるところあつたが、室町時代の學問は必ずしも五山ばかりにあつたのでない。たとひ之に關係したものが主として禪僧であつたにせよ、足利學校と金澤文庫とは少くとも見逃すことが出來ない。

上杉憲實の好學と金澤文庫の再興

この二文庫は、共に管領上杉憲實によつて再興され、室町時代に於ける關東の文運を見るべき處である。彼は先づ稱名寺を再建し金澤文庫を復舊して、一時衰退してゐた文庫の面目を改めた、鎌倉大草紙に彼が書籍を寄附したとあるのは事實であらう。義堂周信も嘗てこゝに遊んで詩を賦したことがある、漆桶萬里もこゝを過ぎたことがその文集梅花無盡藏に見えてゐる、またこの文庫で釋奠を行つたことが蔡景集にある、東國に於ける好學の士が本邦及び支那の典籍を讀むことを得たのは難有いことであつた（八代國治博士著國史叢說所收「金澤文庫」、歷史地理第五十二卷大森金五郎氏「金澤文庫追考」、平泉澄博士著中世に於ける精神生活「金澤文庫と足利學校」の條參考）。

足利學校の起原

足利學校の起原沿革について述べたものは川上廣樹氏著足利學校事蹟考が初出のものであらう、また歷史地理第二卷に藤岡繼平氏の考證を載せられ

明との貿易多く大内氏に歸す
堺港の繁盛

置くことにしたが、大内氏はこの勘合符を有して、明との貿易を掌中に收め、大に富强を加へた。京都より程近い和泉の堺港はまた實に大内氏の所領であつたが、その繁盛を極め、商工業が大に發展するに從ひ、その商人は支那を始め海外に對して貿易を行ひ、且つ自治的都市として活動するに至つた(史學雜誌第七編原勝郎博士「足利時代の堺港」、歴史地理第二十五卷三浦周行博士「堺港の研究」及び經濟大辭書同博士「堺港」の條及び堺市史等參考)。

義政屢進貢船を發遣す

義政は驕奢に耽つて用度足らず、幕府の財政困難なるを見、明との貿易によつて一時を救濟せんと欲した、一たび義持によつて中絶せし國交も義教に至りまた復興せられ、義政は屢進貢船を發遣した。しかも、彼は更に明國に向つて銅錢の寄贈を請ひ、遣明使節は四回に及んである(史學雜誌第二十五編栢原昌三氏「日元貿易の研究」、同誌二十五編・二十六編同氏「日明勘合貿易に於ける細川大内二氏の抗爭」、同誌第二十八編同氏「永享條約に就いて後藤肅堂君の說を評す」、同誌第三十一編同氏「日明勘合の組織と使行」、史林第十二卷三浦周行博士「日明貿易の發展」等參考)。

著名なる入明使僧

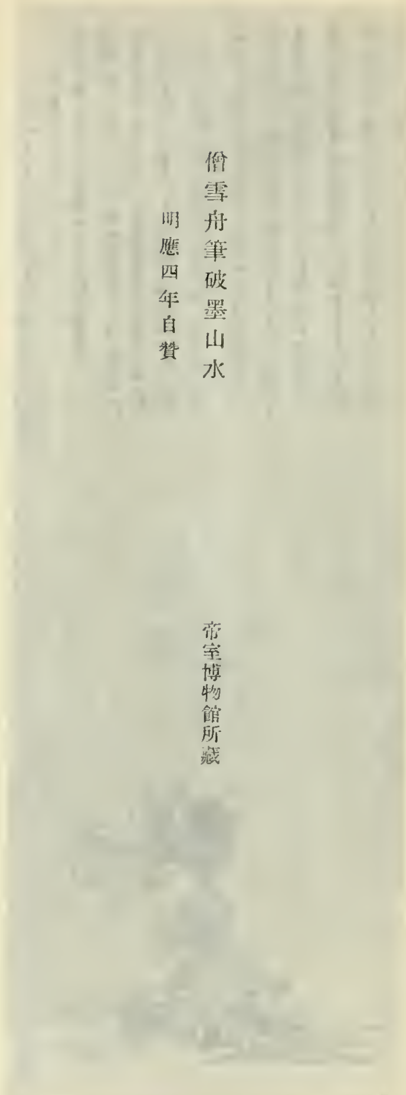
勘合符

幕府の使節として往復したのである、その國書の文は、改定史籍集覽所收の善隣國寶記・續善隣國寶記等に見えてゐる。今應永八年以後群雄爭覇時代までの間に遣明使節となつた人々の名を擧げよう。

應永八年	祖阿	應永九年	圭密
永享四年	道淵	永享六年	中誓
寶德三年	允澎・副使芳貞	寬正六年	天與淸啓
文明七年	妙茂慶瑜	文明十五年	周璘
明應四年	壽蓂	永正六年	了菴桂梧・副使光堯
天文八年	湖心碩鼎・副使策彥周良	天文十七年	策彥周良

元來足利氏が明國と使聘を往來せしめたのは貿易の利を得んがためであつた、しかもその貿易を營んだものは必ずしも幕府のみでなく、勢力ある社寺及び武將もまた貿易船を出すことを得たのであり、たゞ名を進貢に藉り、珍奇なるものを舶載するのがその目的であつた。それで海賊船と商船とを區別するため、明廷は勘合符を作つて、一半を彼の國に留め、一半を我が國に贈つて





僧雪舟筆破墨山水

明應四年自贊

帝室博物館所藏

狩野派

院所藏)の自贊破墨山水の如き最も正確なるものである。時に狩野正信もまた宋元風の畫を善くした。子元信以來古土佐の風を合せて狩野派の一派を成し、豐臣時代を經て德川時代まで榮えてゐる。尤も足利氏は代々美術を愛好したのみならず、義滿・義政など自から彩管を手にしたこともあつた。その奢侈の窮極するところ禪や茶の湯と結びついて、サビといふ一種の趣味が發達し、畫風にもまた影響してゐる。その他東山時代の工藝として發達したものは漆髹である(横井時冬博士著日本工藝史、黑川眞賴博士編工藝史料等參考)。風俗については藤岡(作太郎)平出兩氏の合著日本風俗志が簡單ながら要領を得てゐる(史學雜誌第二十三編笹川種郎博士「文化史上に於ける東山時代」參考)。

禪僧の活動

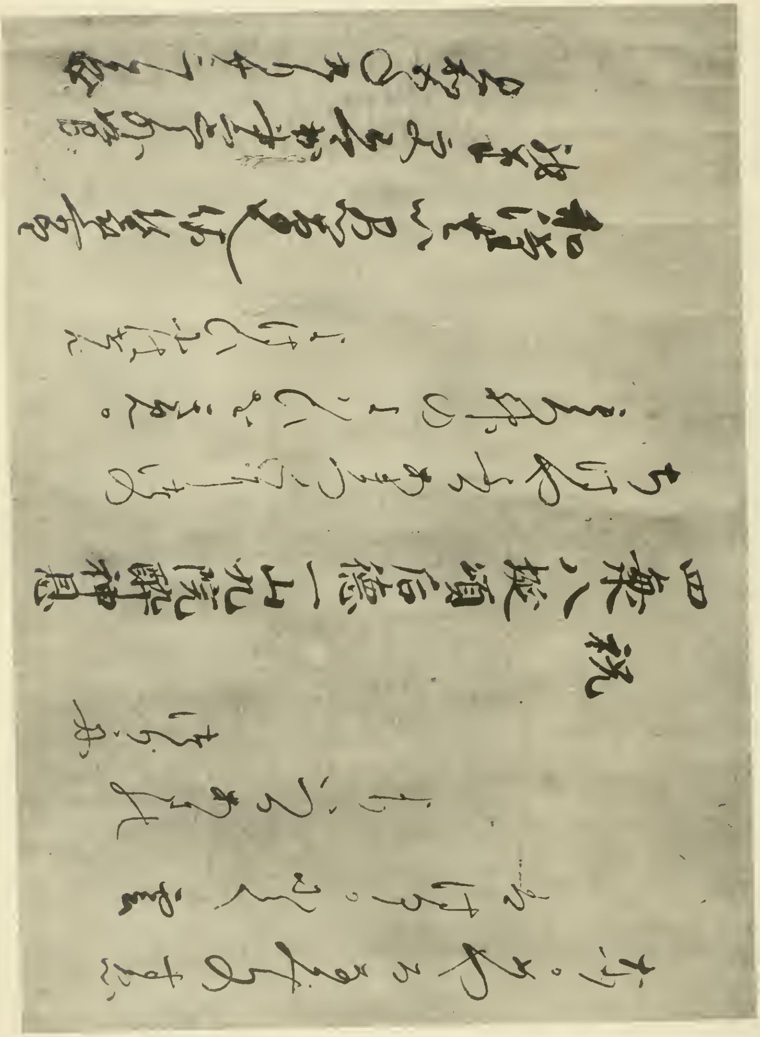
されど禪僧の活動は前にもいつたやうに日明の交通に於いてまた尤も重要なる地位を占めてゐた。はじめ鎌倉時代にあつてはたゞ彼の國に入れる禪僧をして海外の事情を探らしめたに過ぎないが、

室町幕府の外交使節

足利氏が明國と交通を開きしは、その天龍寺の草創に關せると、當時彼國の信書を解し我が國書を草し得るものが禪僧以外に求め得なかつたから、禪僧は方外の身を以て公然室町

室町時代の書道
青蓮院流
禪宗樣の書風
室町時代の繪畫
墨繪の流行
畫僧雪舟

こゝに中武家時代の藝術を概括して述べることゝする。先づ書道にあつては皇家中興時代に尊圓親王（伏見天皇の皇子）出でたまひて青蓮院流の書風これより大に流行し、世尊寺流の書漸く跡を潛めた。六代將軍義教は初め青蓮院に入り、尊圓親王の書風を善くした人である。この青蓮院流と相對して起つたのが、所謂禪宗樣であつて、我が國書道の沿革に於いても、また古文書學の上からも重要なる位置を占めてゐる。將軍義滿・義持自筆の文書にこの禪宗樣の書風がよく見られる。又當時の繪畫が我が藝術史上見逃すべからざるは、織田時代以後に於ける繪畫の復興發展の上より見ても明なる事實である。所謂大和繪に代つて、宋元風の水墨若しくは淡彩の墨繪次第に流行し、臨濟禪の畫僧多く輩出した。その名手たる明兆・如拙・周文等は應永の頃を中心とし、相阿彌や雪舟は東山時代を代表してゐる。殊に雪舟は明國に入つて百代の巨匠となり、その徒雪村・秋月また名畫を作り、我が國の畫風を一變せしめたといつてよい。雪舟筆の標準とも見るべきものは毛利公爵家の山水卷軸の如き、京都曼殊院の夏冬山水双幅の如き、また東京帝室博物館（もと相國寺塔頭慈照



尊圓親王筆蹟集帖

京都　本派本願寺所藏

義材大内氏に賴り義尹と改稱す

つて竊に回復を謀つてゐた、彼は後に名を義尹と改めた。かくて將軍は京都にあつてその地位に安んずることが出來なくなつた、そして四方に流離し、地方の豪族に賴らざるを得なかつた。これがまた群雄爭霸時代に入つて旗を京都に樹てんとする英雄を出す前程となつたのである。

義遐將軍となり義澄と改稱す

義遐は明應元年十二月將軍に任じ、名を義高と改め、後また義澄と改めた。政元は擁立の功により管領となり、義材の黨を逐ひて京都しばらく小康を得たが、この時細川氏もまた家督相續の爭を生じ、所謂二川分流となつた。元來

細川氏の家督爭

政元は婦人を近けなかつた人で、男子がなく、九條政基の子澄之を養ひ香西元繼を傳たらしめたが、後之を疎んじ、細川成之の子澄元を養ひて子となし、兄弟父子の間互に快からず、家臣も兩黨に分れて相軋轢した。遂に永正四年六月香西元繼等政元を弑し、澄之が家督を繼いだので、澄元怒つて兵を擧げ、澄之を自殺せしめて細川氏の摠領となつた、しかし實權は既に澄元にあらずして、老

三好氏の擡頭

臣三好長輝にあつた。かくて主を弑することを何とも思はず、地位權勢を得るには事としてなさゞるなく、時勢は群雄爭霸時代へと向つて進んだ。

一條兼良義尙の爲に樵談治要を著す

義尙薨ず

義政薨じて義材將軍となる

細川政元足利義遐を擁立す

り、歸服せる武將また少くなかつた、かの一條兼良の著樵談治要は彼のために政治の要道を說いたものである。長享元年近江の守護六角高賴が寺社本所領及び幕府近臣の領地を沒收するや、義尙は自から兵を率ゐて高賴を討たんとし、近江坂本に陣して事を視たが、進んで伊勢の北畠氏を討たんとせし間に、病を得て延德元年三月父義政の薨去に先だつて陣中に薨じた、(史林第十五卷三浦周行博士「應仁亂後の反動運動」參考)。

義尙の薨後、義政は再び幕政を行ふことゝなつたが、延德二年正月薨じ、義視の子義材將軍に任せられた。時に六角高賴なほ幕府に歸順しなかつたので、義材また畠山政長等を率ゐて之を討ち、明應元年十二月歸京した、ついで畠山義就の遺孤義豐を攻めんとし、河內に向ひしに、細川政元、義材の京都に在らざるに乘じ堀越御所政知の二男義遐を擁立し、政長の宿所を燒き、兵を送つて義材及び政長を攻めしめた。明應二年閏四月政長遂に自殺し、義材は降つて幽閉せられたが、幾くもなく逃れて越中に奔り、再び兵を聚めて叡山に至り、將に京都に入らんとして、政元のために破られ、また走つて中國に下り、大內氏に賴

猿樂

また猿樂の流行も甚だ盛んであつた。應仁の亂前に催された寬正四年糺河原勸進能の結構目を驚かすばかりであつたことは前に述べた通りである。

觀世家起る

觀世家の祖世阿彌元淸早く義滿の時代に名を揚げ、姪音阿彌元重・元重の子蓮阿彌正盛はまた義政に寵せられ、糺河原の勸進能にも出演してゐる。

義政諸將の邸に臨む

義政の豪奢はかゝる燕樂に止まらず、戰亂の間にも屢〻諸將の邸を訪ひ、饗應の華美を競へるさま當時の記錄に散見してゐる、如何に義政が政務に厭きしかを觀るに足る好例でもある。しかし彼がこゝに至つたについては多少同情すべきものがないではない、內には夫人富子や貞親など政權を專にし、外には强臣跋扈して政令行はれず、彼の心には如何にも寂しいものがあつた。

將軍義尙の好學

さて義政は應仁文明の大亂將に終らんとするころ、文明五年將軍職を義尙に讓つた。義尙は學を好みて、一條兼良を師とし、且つ伊勢貞宗の輔導を受け、賢明の聞え高かつたが、在世の間は、父義政猶ほ生存し、母富子政權を專にし、幕政を恢復するに至らなかつた。しかも彼は素行修まらず、日夜酒色に耽り、世を早くしたが、彼は比較的にその驥足を展ばし施政の上に改善したものもあ

銀閣
義政の薨去
美術工藝史上の東山時代
茶の湯の流行

所謂銀閣で、義滿の北山に建てた金閣に擬し、堂は銀箔を以て飾る考であつたが、費用なくしてそのまゝになり、義政は遂にその落成を見るに及ばずして延德二年薨去した。

かくてこの時代は上に述べたやうな大亂にかゝはらず、所謂東山時代の一期を美術工藝史に劃する程、建築・造庭・繪畫・蒔繪・鑄金など盛になつたばかりでなく、支那から多く宋元の古畫を輸入し之を觀賞した（君臺觀左右帳記參考）。茶の湯もこの時代から流行し、之に伴ふ美術工藝の進歩を來すことになつた。元來喫茶は、支那から茶が移植せられ、僧榮西以來禪僧の間に行はれ、漸次一般の人に及んだ。室町時代に入つて茶の湯の流行となつたのは、恐らく朝鮮から輸入せられたものらしい。朝鮮では高麗時代に盛であつた佛教が李朝に入つて大に抑壓せられ、佛僧等もその生活を簡素にすることを餘儀なくされ、かの茶室にみるやうな小屋に居住し、茶器などで食事を濟ますといふ風習が當時貿易港であつた堺浦あたりに行はれ、茶の湯の形式に發達し、この東山時代には書畫や道具まで吟味せらるゝに至つたのではないかといはれてゐる。

兩軍兵を解いて國に就く

の間、東軍の地方擾亂策はます／＼功を奏し、遂に西軍の將士をして滯京する能はざらしめ、斯波義廉まづ國に歸り、山名政豐の如きは東軍に降り、西軍の領袖大内政弘も文明九年また和を講じて本國に歸るに及び、兩軍始めて兵を解いて國に就き、前後凡そ十一年にしてこの大亂は一ト先づ終を告げ、京都に於ける戰亂こゝに一變して地方の戰亂となつた(內藤虎次郎博士日本文化史の研究所收「應仁の亂に就て」參考)。

義政の驕奢

この大亂の間に於ける義政の驕奢は殆んどヤヽケヽ氣味といふべき有樣であつた(應仁記參考)。彼は相國寺の兵火が室町の花の御所に移り、上下騷動した時さへ、自若として酒宴を催してゐた。彼は內裏修造をこそ先きにすべきに、それよりも二ヶ月以前に、花の御所再造に取懸つてゐた。また嬖臣伊勢貞親の邸內に設けた湯殿の華美であつたことは有名な話であるが、彼が戰後の疲弊を顧みず、華奢風流を極めたものは、別莊として東山に建てた慈照寺である。

慈照寺の建立

四疊半の茶亭

方丈の東に東求堂といふ堂を建て、東北にある書院を同二齋と號した。これが四疊半茶亭の濫觴であるといはれてゐる。方丈の南庭、池水の西なる一閣は

戰爭地方に波及す

東軍の諸國擾亂策

諸將戰に倦む

勝元宗全相ついで卒す

ら集まつたもので、最初の間こそ京都に於いて戰爭が行はれてゐたけれど、次第に地方に波及して來た。殊に東軍は京都にあつて、多少勢力を失つたので地方に於ける西軍の根據地を覆さんとしたことがこれを促した。まづその黨赤松氏等の兵をして山名氏の分國美作・但馬に亂入せしめ、九州の大友・少貳其他の諸氏をして大内氏の領地を侵さしめたるを始めとし、今川義忠上洛するや、歸國して斯波義廉の分國を脅かす等、西軍諸將の不在に乘じ、東軍は多く敵の分國を擾亂して之を牽制したのみならず、また、西軍の部下をして內應せしめたものも少くなかつた。例へば越前の朝倉敎景を誘ふに越前守護を以てして斯波氏に叛せしめしが如き、地方に於ける東軍の成功は京都に於ける弱勢を償ひて餘りあるものであつた。

しかし戰亂久しきに互つたため諸將は次第に戰に倦んで來た、勝元・宗全の二人すら共に和平の意が動かないでもなかつた、そして捗々しき戰とてなく經過したが、文明五年に至り、勝元・宗全相ついで卒し、東軍にあつては細川政國、西軍にあつては畠山義就・大內政弘主將となり、相對峙することゝなつた。そ

られる。

義視京都に還る

義視が幕府を去り伊勢に走つたのは、いはゞ板挾みに陷り、心苦しさの餘に出でたのでもあつた。義政は只管京都に還らんことを勸め、後花園天皇また勅書を賜ふに至り、義視遂に諾して京都に入り、先づ書を義政に贈つて、姦邪の近侍を退けんことを請うたが、その言聽かれず、且つ義尙あるがため兎角義政に疎隔せられた。勝元その間に斡旋するも甲斐なく、義視は遂に叡山に上つたので、宗全請うて彼を西軍に迎へ、こゝにこの大亂はまた義政・義視兄弟の爭となつた。

宗全義視を迎へ將軍兄弟の爭となる

大乘院寺社雜事記によれば、宗全は文明三年閏七月大覺寺統の皇胤小倉宮の御子を奉じてゐる、義視は之に反對したやうであるが、さりとて西軍を脱するまでの決心も出來なかつた。かく西軍が大覺寺統の皇胤を迎立したことは兩皇統の事猶ほ當時の人心に存じてゐたのであり、皇家御式微の時代となつても、勝元が天皇を奉じ、將軍を擁してゐたことが、また如何に宗全に苦痛を與へしかを推すべきである。

宗全大覺寺統の後裔を奉ず

この大亂に關係した兩軍の武將は、東は遠江・信濃・越前以西、西は長門以東か

相國寺の戰

い、遂に逃れて伊勢に走つた。そのため、東軍の氣勢少しく挫けたので、勝元ますます兵を諸國に催促し、赤松氏の家臣浦上則宗の如きは途中西軍を破つて入京した。されど猶ほその勢力を回復することが出來ず、この年十月には西軍進んで火を相國寺に放ち、東軍を攻めた。東軍殊死して奮戰し、勝敗決せずして日沒に至り僅に軍を收めることを得たが、之がため相國寺は灰燼に歸し、一時西軍の陣地となつた。政長はやがて之を回復したけれど、その後應仁二年にかけて兩軍共に持久の計をなすに過ぎなかつた、そして戰線は京都の郊外から近畿に擴大せられ、或は洛東から山科附近、或は船岡山・嵯峨の邊、又は攝津の池田などで絕えず兩軍の間に小衝突が起つた。

戰線の擴大

京都の大半焦土となる

　應仁文明の大亂は京都の市街戰を以て始まり、互に火を放つて攻戰したため、內裏をはじめ、社寺邸宅より町家に至るまで、燒亡の災を免かれぬもの多く、京都の大半焦土となつて、慘狀目も當てられず、累代の寶物また烏有に歸したもの少くなかつた。さればこの後月卿雲客が兵火を避けて地方に離散し、或はその領地に下り、或は緣を求めて豪族に賴つたことは公卿補任を見ても知

月卿雲客地方の豪族に賴る

軍と稱した。たゞしこの東軍西軍の稱は必ずしもその陣地によつて起つたのではない。

勝元義政義視を擁す
戰爭の開始

義政はこの情勢を見て、兵端を開いた方を叛逆と見做す旨を通じたので、兩軍はじめは互に自重し相持してゐたが、勝元幕府に入つて將軍を擁するに及び、五月二十六日先づ一色義直の邸を攻めしよりこゝに戰は開始せられた。幾くもなく大內政親・河野通春兵を率ゐて上洛し、宗全に投ずるに及び、西軍大に振ひしも、勝元が將軍を擁し、山名氏追討の御敎書を賜はり、且つ政長をして天皇及び上皇を幕府に迎へ奉らしめ、名分を正しうしたことは西軍に取つて一大痛擊であつた。されどこの大亂は元來相續問題から起つたことである、

義政及富子心を西軍に寄す

義政は義視・義尙の關係から竊に心を西軍に寄せてゐた、また夫人富子も兄日野勝光と共にもとより宗全を援けたいのであつた、それに義政の近臣にも勝元と快からぬものが少くなかつた、勝元乃ち兵を以て室町邸を圍み、義政はただ何事も勝元に從はねばならぬことゝなつた。

義視伊勢に走る

義視が義政と一所に幕府に居ることを欲しなかつたことはいふまでもな

ならんことを恐れ、義就・政長の二人各手兵を以て勝敗を決するやうにと命じた、それが抑もこの大亂の除幕である。

義就政長を御靈林に攻む

正月十八日の曉義就は政長を御靈林に攻めたが勝敗容易に決せず、戰正に酣なるころ、宗全は密に兵を出して義就を援けた。然るに、勝元嚴に約を履んで政長を援けず、政長はよく防戰したけれど、日沒に及んで勝元の援兵を得る能はざるを見、遂に火を御靈林に放つて跡を晦ました。義就凱旋し、宗全等また憚るところなく威權を振ひ、勝元の分國を召し上げんとするに至り、勝元は先きに嚴正中立を守つたのに、事却つて豫期に反し、宗全等の横暴極まるを怒り、その黨と共に各分國の兵を集めた。宗全も之に對してまた兵を募り、兩軍續々京都に馳せ參じて相對峙した。

東軍西軍の與黨兵力

勝元の軍は一族成之・勝久・成春・政有・教春・爲賢及び畠山政長・斯波義敏・京極持清・赤松政則・富樫政親・武田國信の兵と共にその分國凡そ二十四國、兵數十六萬人、之を東軍といひ、宗全の軍は一族教之・勝豐・政清及び畠山義就・斯波義廉・六角高頼・一色義直・土岐成頼等の兵と共に、その分國凡そ二十國、兵數九萬人、之を西

大亂の機運全く熟す

ゐる。こゝに義視と義尙の對立の下に、政長・義敏・勝元と義就・義廉・宗全の對立は成つた、險惡なる暗流は滔々として漲り、大亂の機運いよ／＼熟して、たゞその決潰を待つばかりとなつた。

應仁文明の大亂については群書類從に收められてゐる文獻でも應仁記をはじめ應仁略記・應仁別記等があり、大乘院寺社雜事記の中にもその資料が多い。こゝにはたゞ大略を述ぶるに止むるが、上にいつた相續問題は必ずしも將軍や管領などの家ばかりでなかつた、當時武將の家には多くこの問題が生じてゐた、そしてその家臣もまた互に相爭つてゐた、もし一たび兵端開かば諸方に飛び火して大亂となるべき天下の情勢となつてゐたのである。

大亂の勃發

應仁元年正月、宗全は一族及び同志の人々を集めて、政長を逐ひ、義就を舊第に入れんことを議し、義政の聽許を受けて政長に迫つたが、もとより政長は之を肯んずべくもなかつた。宗全は更に義政に請ひ、政長及びその後援者勝元を除かんとしたが義政また之を聽かず、宗全止むことを得ず、義視を今出川邸より幕府に迎へ來り、將に勝元・政長を攻めんとしたので義政は天下の大亂に

まれた。

将軍家の繼承問題

さて将軍家の繼承問題は如何にして起つたかといふに義政はさきに弟義視を養ひて嗣とし、實子が生るゝことあらば之を僧とせんことを約し、勝元を以てその執事とした。

義視と義尙

然るに幾くもなく夫人日野富子義尙(義煕)を生んだ。富子は母の情として、義尙を僧とするに忍びず、遂にその出家を止め、且つ既に勝元が義視の執事たりしより、彼と拮抗すべき勢力家を索めて宗全を得、窃に說いて義尙の後援たらしめんとした。宗全はまた以て勝元に當らんとし、喜んで之を諾し、先づ畠山義就の罪を免して入京せしめんことを請うて許され、畠山氏もまた政長・義就の對立となつた。

伊勢貞親の專橫

前にもいつたやうに斯波義敏は伊勢貞親の力によつて入京することを許されたが、義廉は義敏を殺さんとし、宗全に賴り、兵を領國に召して自から守つた。當時貞親專橫の振舞多く、勝元すら義廉を援け、貞親を黜けんことを義政に請ふに至り、義政も一時貞親を逐はざるを得ぬことゝなり、義敏は二たび越前に走つた、この時勝元は陰かに義敏を庇護して國に歸らしめたといはれて

赤入道

り、世人赤入道と呼んでゐた、その勢威諸大名にして彼に匹敵するものなく、專恣の振舞また少くなかつた。義政之を惡んで享德三年彼を誅せんとしたが、勝元諫めて事纔に止んだといふ。かく初めは、勝元・宗全の間甚だ圓滿であつたが、勝元の一族成元赤松氏と親しく、赤松氏の再興に盡力するところあり、宗全が但馬に蟄居せし折を窺ひ、義政に請ひて赤松教祐に播磨國を賜はることになつたので、宗全大に怒り、教祐を攻めて之を殺し京都に入つた。この際宗全は勝元が彼に與みせざりしを含み、こゝにはじめて二人の間相反目することゝなつた。されば一方に於いては將軍の威令强臣を抑へ得なかつたのみならず、他方に於いてはそれらの强臣互に相爭つてゐたのが大亂直前の情勢であつた。

赤松氏の再興

勝元宗全の反目

宗全と畠山義就

その後赤松政則の舊臣が神璽を回復した功によつて赤松氏の再興を見るに及び、宗全は勝元を怨むことます〳〵甚しく、且つ畠山義就の武勇勝れたるを愛し從來勝元と同じく助力を與へてゐた政長を捨てゝ深く義就と結托するに至つた。そこに畠山氏の繼承問題は勝元・宗全反目の大渦の中に投げ込

びついて遂に大亂を勃發するに至つたのである。

斯波家の相續問題

まづ斯波家では義健卒して後、養子義敏、權臣甲斐常治と爭ひて遂に出奔し、幕府は澁川義鏡の子義廉をして斯波氏を嗣がしめた。ついで義敏は伊勢貞親の盡力によつて入京し、細川勝元に頼つてその家を復せんとしたのに對し、義廉は山名持豐に依つて之に抗し、互に相反目してゐた。

畠山氏の相續問題

次に畠山氏は持國久しく政を執り、大に權勢ありしが、子義就の傳須屋佐渡勢力を振つたので、家宰神保・遊佐等これに不平を生じ、義就の庶出にかゝるを名として之を退け、持國の姪政長を立てたところ、持國はまた之を退け、義就を嫡子としてその領國を讓つた。然るに家臣の面面大抵神保等に加擔し、義就を廢せんとして謀露はれ、政長は去つて細川勝元に頼つた、ついで持國が政長追討の御教書を幕府に請ふに至り、義就・政長また互に戰はんとしたが、義就伊賀に走り、政長入つて家を嗣いだ。

細川勝元と山名宗全

細川氏は勝元に至り、持國の後を承けて管領となり、その勢力漸く強大となつたが、また次第に持國と軋轢を生じ、彼は山名持豐を引いて援とせんとし、その女を納れた。時に持豐は入道して宗全といひ、如何にも横暴驕慢の人であ

たび破壞せられて解體した社會を更に生き〱としたものに改め造るには短い歲月の能くするところでない、應仁文明の大亂が終結を告げても、この大亂が全國に擴がつて、やがて群雄爭覇時代となり、その間に新武家時代が生れ出でゝ來たのである。

新武家時代への動き

そこに應仁文明時代の大なる意義がある、そして大家族制は破壞せられて小家族制となり、莊園制は影を潜めて近世的鄕村が起り、我が全國民的活動が認めらるゝに至つた。

東山時代

應仁文明時代はこれまで多く東山時代とも呼ばれてゐる、それは義政が東山に銀閣を造つて數奇風流を極め、戰亂の衢に不思議にも藝術の花が咲いてゐるからである。いはゞ將軍の禪宗に對する信仰がこゝに生活の趣味となつて現れたのであり、新武家時代に於ける文藝の復興は早くもこの時代にその萌芽を見得られよう、この意味に於いても應仁文明時代の重要さがある。

大亂の直接動機

應仁文明の大亂が釀成せられて來た事象については幕府失威時代に述べた通りであるが、その直接の動機は實に相續問題であつた。それがたゞに一家の事のみでなく、將軍家や管領斯波・畠山兩氏の相續問題が權臣の跋扈と結

九箇所の私關で合計九百六十文の關錢を徴收せられてゐるのである。しかも近江坂田郡のみで、一郡四里の境域に十ヶ所の私關が設けられてあつたといふ。かゝる性質の私關も、漸く永祿十二年に及んで織田信長が管內諸國のものを撤廢してからその影を潛めるやうになつた。

織田信長諸國の關を撤廢す

(八) 應仁文明時代

應仁の大亂と保元合戰

應仁文明の大亂は保元の合戰に非常によく似通つてゐる、共に君臣父子兄弟叔姪相爭ひ相戰ひ、倫常道義全く地に墜ちたといつてよい。これは隋唐文明の餘弊が保元平治の合戰に現れ、やがて古武家時代に入つて補强工作が行はれたといへ、遂に國家社會の統制秩序が破壞せられ、應仁文明の大亂にまで押し進めたといへる。思ふに古武家時代がよく順潮に進んだのは、廢頽してゐた公家階級に對して、新勢力たる武士階級が代つて社會の統制に任じたからである。その武士階級がまた同じく廢頽して了ひ、功利主義の武家政治となつたのが室町時代に至つて極まつた。こゝにまた新勢力が現れて根柢から變革せられねば、統制ある社會は造り上げられ得ぬのであつた。そして一

私關の設置

新關の濫設

津料の徴收

京都七口の新關

のであつたが、その制次第に癈し、公家時代の末頃から權門諸社寺の私關が諸所に置かるゝに至つた。是等の私關は初こそ警固のためであつたが、次第に本義を失ひ、通行税の徴集がその主なる目的となつて了つた。この情勢は中武家時代に入つて一層甚しくなり、正平元年（貞和二年）足利氏は諸國に新關を設け、且つ津料と稱して水陸の行客船舶より關税を徴集することを嚴禁した（後鑑參考）。その後も新關は禁止されたが、濫設なほ止まず、行旅の困難は名狀すべからざるものであつた。又大禮ある時にも幕府は新關を設け、行路者より關錢を徴してその用途に充てたこともあつた。碧山日錄長祿三年九月七日の條に、義政が幕吏に命じて諸國に於ける强豪の私關を撤廢せしめ、伊勢皇太神宮を改造せんがために、京都に入る七口の通路に各一關を設けて關錢を徴集したところ、往來の者皆之を喜んだとあるによつても國々に如何に多くの關所が設けられてあつたかゞ推測される。しかし其後諸國の私關は撤廢されたわけでなく、大乘院寺社雜事記文明十一年七月廿六日の條によれば、大乘院の寺使が奈良より山城・近江を經て美濃國明智の持是院に往つた時、二十

その母の爲めに高倉邸を造營し、室町第とその庭園の美を競うた、これは、我が國に於ける造庭の歴史にも特筆すべきことである。しかも之が爲めに幕府の財政はます〳〵窮乏し、義政は五山の僧徒より土木の費用を借り入るゝに至つた（蔭涼軒日錄參考）。

紏河原勸進猿樂

その他義政が神社佛閣の祈願に使つたり、寄進した額も莫大のものであつた、また、社寺に詣で大名の邸を訪ふこと如何にも頻繁であつた、寛正六年の春日詣、文正元年の伊勢參宮の如き、行裝の豪華目を驚かすばかりであつたと傳へられる。寛正五年の紏河原勸進猿樂の設備が如何に大仕掛なりしかは群書類從所收紏河原勸進能記によつて知られるが、その費用は諸社寺より徴集したものであつた。

かくて大亂は既に十分に釀成せられ、將に勃發せんとする兆候が現れてゐた、一たび火がどこかにつけられたら、直ちに、燎原の勢を以て進むのである。

關所と關錢

その大亂の敍述に入るに先だち、こゝに略敍して置きたいことは關所及び關錢である。關は我が國に於いて早く軍事又は警察の關係から設けられたも

義政弟義視を養子とす

僧義尋を養子とし、還俗せしめて名を義視と改め、嗣子とした後、富子が己の腹に生れた義尚を立てんとしたことは應仁文明の大亂を起す一因であつた。

伊勢貞親

それに政所の執事として財政の事務を預かつてゐた伊勢氏は、義滿以來將軍の幼時養育の任に當つてゐたのであるが、當時伊勢貞親また義政の寵を受け、その言聽かれざるなく、殆んど幕府の樞機を握つてゐた。義政は嘗て貞親に、その部下に罪あつて領地を沒收せらるゝことあるも、その地を返し與へんことを約したとまで傳へられてゐる。貞親もまた盛んに賄賂を貪り、後に述べんとする管領家相續問題の如き、殆んど彼に左右せられた末に、大亂を勃發するに至つたのである。

義政の驕奢

第四に義政の驕奢は彼が何事も三代將軍義滿を以て理想としたことで推測される。彼はその花押の一字體に義滿と同じく「慈」字を用ゐてゐる。長祿二年室町第造營の工を起し、寛正二年大飢饉の時すらその工事を繼續してゐたので、

後花園天皇御製の詩を賜はり義政を諷し給ふ

後花園天皇は「殘民爭採首陽薇、處々閉序鎖竹扉、詩興吟酸春二月、滿城紅綠爲誰肥」と御製を賜ひて義政を諷したまひ、一時工事を中止したけれど、また

蔭涼軒季瓊

側室大館氏の政務容喙

夫人日野富子

いよ社會の狀勢を惡化せしめた。尊氏が建武式目の中に權貴幷に女性禪律僧の口入を禁じた一條を設けたにかゝはらず、早くも空文に歸した。僧侶にして政治に容喙したものはさきに述べたやうに既に義滿の時代に現れてゐるのである。義政の時代に於いては相國寺蔭涼軒季瓊の如きあり、諸大名の請託を受けて義政に取り次ぎ、その間にあつて私をなしてゐた。

それが女性にもあつたのはまた義政の時代ほど甚しいことがないといつてよい。その一人は側室大館氏であつた。彼女は、今參局（いままゐりのつぼね）といひ、義政の寵愛を受けて、屢〻政務に容喙し、殆んど幕府の政權を握つたかのやうに見えた。もし諸人がその望を達せんには今參局に賴る外なく、一時執權の如しとさへいはれる程であつたが、餘りに勢力を負ひ、義政の夫人日野富子を排斥して自から夫人たらんとし、富子を呪詛したことが露はれて隱岐に流され、間もなく自殺した。しかし夫人富子も一筋縄の婦人ではなかつた、貨殖の道に長じ、賄賂によつて大なる富をなし、その勢力寧ろ義政の上に出でたといはれてゐる、これは義政をして多少ヤヽケ氣味の人たらしめた所以でもあつた。又義政が弟

融通機關の杜絕と庶民の困窮

令の實施によつて庶民は一時の急を凌ぎ得るにしても、土倉・酒屋等は德政令の實施を恐れて貸付を中止するが故に、融通機關の杜絕を來たし、庶民は却つて困窮に陷つた。かゝる德政令の實施が如何に長く深刻なる影響を後世の經濟界に殘したかは、德川時代の賣買質入の證文にすら、なほ德政文章の存するを見るによつても明かである。

寬正二年の飢饉

第二に長祿より寬正の初にかけて頻年旱魃し風水の災害相つぎ、田園は荒蕪し、庶民は飢餓に瀕した。殊に寬正二年凶荒尤も甚しく、之に加へて疫癘大に流行し、餓死する者頗る多く、その有樣は慘鼻の極みであつた。碧山日錄によれば、此年正月より二月に至るまで京中の死者八萬二千人を算し、賀茂川は無數の死屍によつて流水が壅塞する程であつたといふ。越中の人僧願阿は茇舍數十間を作つて流民に備へ、淸水寺の僧某は五條橋下に死屍を聚めて塚

幕府の放漫

を作つた。然るに幕府は敢て之を救濟する方法を講せず、唯建仁寺や六角堂に於いて施食するに過ぎなかつた。

義政の嬖寵政治

第三に義政の嬖寵政治ともいふべきものがまたその秕政の一をなし、いよ

康正元年の徳政令追加

義政一代の徳政十三回

十分の一を幕府の納錢方に交付することを要するのであつた。若しこれを怠るものは權門勢家を問はず、債權者より督促することを得べく、債務者との間に於いて濫りに妥協をなすことを許さないといふのである。ついで幕府はこの享德三年の德政令に對して翌康正元年に二回の追加を發し、その第二の追加に於いて、前令の借錢十分の一を收納すべしとあつたのを改めて五分の一とした。その後文正元年九月にも土民の蜂起によつて幕府は德政令を發したが、次の應仁文明時代になると、土民の强制によつて行はれたもの丶外、幕府自身の施行した德政令も亦頗る多かつたらしい、應。仁。記。によれば足利義政は一代に德政令を發すること十三回に及んでゐる。

此時代の賣買貸借に關する文書に於いても前に擧げたやうに、從來慣用し來つた德政の擔保に關する所謂德政文章を載せ、もし天下一同の德政たりとも、その變改なきを約するを例としたが、しかしそれは單に契約當事者間の德義心に訴ふる外、法律的には何等の權威を有しなかつた、從つて德政令は庶民の利益を圖るやうに見えて、實はその結果が寧ろ反對であつた。たとへ德政

嘉吉元年の徳政令

めて全國平均の徳政令を發布した。これによれば、永領地の知行二十年を經過したものは錢主の所有に歸せしめ、二十年未滿のものは本主に返還せしめることゝするが、若し相手が凡下の輩である場合には年紀を問はず、現領主の處分を許す、但し將軍の御判及び下知狀を帶びてゐる土地・永代賣寄進地及び寺院祠堂錢の貸金は徳政令の適用範圍の外に置くけれど、本錢返地・年紀沽却地及び質券地は本主に返付させる。そしてたとへ徳政があつても破約せぬといふ所謂徳政文言が借用證文に書き入れてあつてもすべて無效とし、證文は債務者に返付する、また土倉の流質は約月を過ぎれば法に任せて錢主の處分に任するといふのであつた。

嘉吉徳政令の重要味

この以後に於ける室町時代の徳政令は皆この嘉吉のそれに基くもので、又その發布を促進するを目的とした徳政一揆は正長・嘉吉兩度のそれに則れるものであつた。

享徳三年の徳政令

尤も享徳三年の徳政令には嘉吉度の徳政令に見えない特別の規定があつた、それは債務を破棄して前所有者に返還せしむるに當り、必ず幕府の奉書を申請し、請文を提出して借錢(年紀地・本物返し地の場合は買入金)

室町時代の徳政

室町時代に行はれた徳政を如上のものに比較すれば、徳政施行の動機、範圍の廣狹、效力の强弱等に時代特有の色彩を帶び、之を同一視することは出來ない。

正長元年の徳政一揆

先づ正長元年八月近江國に於いて馬借が暴動を起したのを始めとし、山城・大和・河内・播磨・丹波・伊賀・伊勢等の諸國に土民の一揆相ついで起り、是等の一揆は申し合せた如く徳政と號して、到る所の土倉・酒屋・寺院等を破却し、强制的に質物を取戻したのみならず、借書を出さしめて之を破棄燒却した。

土一揆の私徳政

かゝるものを土一揆の私徳政といつてゐる。尤も、各地の一揆に聯絡なく、その條件も地方によつて同一ではなかつたが、これらの暴動に對して幕府が禁止令を發布したことは勿論である。

嘉吉元年の徳政一揆

嘉吉元年八月に至り、近江半國の守護たる六角滿綱はその領内に徳政を行つたところ、土民はまた徳政と號して一揆を起し、暴動は京都・奈良方面にも波及し、例によつて借書を破棄し、債務の少額を辨償して質物を强取した。幕府は土民の債務に限つて彼等の要求を容れんとしたが、土民は之に服せず、貴賤共に均霑せしめられんことを主張して止まなかつたので、同年九月幕府は始

後彼は寧ろ放縱に陷り、秕政百出した、そして時勢は、應仁文明の大亂へと進んで行つた。今秕政の一般についてその主要なるものを列擧すれば、第一に德政令の濫發、第二に寬正大飢饉に對する放漫、第三に寵嬖女謁の弊、第四に義政の驕奢等である。

義政の秕政

先づ德政については こゝに鎌倉幕府が永仁五年三月御家人救濟の目的を以て發布した德政令を繰り反さねばならない。それは沽却した田畠その他の質物を悉く本主に返さしむることゝした最初であつて、これがために却つて經濟上の大恐慌を誘起し、これによつて窮乏から救はれんとした御家人そのものが反つて最も多く打擊を蒙る奇觀を呈するに至り、幕府は翌六年二月その實施を打切ることゝしたのであつた。その後、皇家中興時代に入り、建武元年五月、檢非違使廳の牒によつて德政令を諸國に公布し、元弘以來官軍に屬した有功者を救濟せんとしたが、殆んど實蹟を擧ぐるに至らず、また前と同じく經濟上に大なる衝動を與へ、一般の賣買取引は非常に不安の狀態に陷るやうになつた。

永仁の德政令

建武元年の德政令

尊秀王御自害
圓滿院門跡圓胤

は土御門内裏を襲つて神器を奪ひ、走つて叡山に據つたが、持國及び衆徒に攻められ、楠木越智等戰死し、尊秀王また自害したまひ、有光も誅せられた。殘兵は神器を奉じて吉野に奔り、また說成親王の子圓滿院門跡圓胤を奉じ、北山に據つた（康富記文安元年八月六日條參考）。彼等はついで畠山氏の軍に攻められて敗れ、圓胤は自盡したが、猶ほ神器と尊秀王の遺子一ノ宮・二ノ宮を奉じて北山の險に據りよく孤忠を守つた。

赤松氏の再興

これがまた赤松氏を再興させることになつた。嘉吉の亂後赤松氏亡び、その家臣は諸方に流浪しながらも主家再興の事を忘れず、その日の來るを待つてゐたが、こゝに功を立てゝその志を達せんとし、家臣三十餘人長祿元年十二月北山を襲ひて一ノ宮を弑し奉り、遂に神器を奪還したが、鄉民に襲はれて殺され、神器は二たび鄉民に奪はれた。それを赤松氏の家臣がまた吉野に入つて鄉民を詐り神器を奪ひ返したのが長祿二年のことである。幕府はその功を賞し、赤松政則をしてその家を再興せしめた。

かくて義政の初政には兎にも角にも尚ほ幕府の政令が行はれてゐた、その

義政將軍となる

義敎の後を承けて將軍となつた義勝は元來蒲柳の質であり、嘉吉三年七月僅に十歳にして薨去した。管領畠山持國乃ちその第に諸將を會し、義勝の弟三寅を奉ずるに決し、ついで三寅は後花園天皇より名を義成（ヨシシゲ）と賜はり、寶德元年四月征夷大將軍に任せられ、享德二年六月義政と改名した。その初政には持國等將軍を輔佐して、平和を保つことを得たけれど、義政漸く政務に倦み、幕政また弛廢するに至り、やがて寛正の飢饉につゞいて、應仁文明の大亂勃發となるのであるが、この時代に先づ起つた重要なる問題は大覺寺統の御治世を再興せんとする運動であつた。

大覺寺統再興の運動

大覺寺・持明院兩皇統の御合體について義滿より申入れた條件などは當時全く忘れられてゐた。大覺寺統の遺臣は之を不平とし屢〻兵を擧げたが、皆失敗に歸し、殊に義敎の爲めに抑壓せられてからは殆んど雌伏の狀態であつたが、幕府が幼主を擁して人心恟々たるを見るや、吉野十津川の餘黨及び楠木・越智の族は、後龜山天皇の後胤尊秀王を奉じて崛起し、嘉吉三年七月急に京都を侵した。さきに義敎から所領を沒收せられた日野有光も之に應じた。彼等

細川勝元管領となる

て機宜を得しも、翌年五月病んで卒し、畠山持國代つて管領となつた、されど持國はその器にあらず、ついで文安二年に至り細川勝元年僅に十六にして管領となつたが、その勢望未だ諸將を威服するに足らなかつた。

斯波畠山二氏内訌を生じ細川氏獨り勢あり

元來斯波・畠山・細川の三氏は三管領と稱せられ、互に管領となつて將軍の旨を奉じ幕政に當つてゐたのであるが、畠山氏は持國以後内訌を生じてその家臣二派に分れ、養子政長の如きは僅に細川勝元によつてその位置を保つ有樣であつた。また斯波氏も寶德元年九月義健卒して後同じく二派に分れて相鬩ぎ、獨り細川勝元がその勢力を續けてゐたに過ぎない。

山名持豐の勢力

この三管領に對して四職と稱せられ、代る〳〵侍所所司及び山城守護に任せられてゐた赤松・山名・一色・京極の四氏も、一色氏まづ倒れ、赤松氏ついで衰へ、京極氏また振はず、ただ六分一總追捕使と呼ばれた山名氏が一たび家勢を落せしとはいへ、時熙に至つて再興し、その子持豐赤松氏の亂を平げてより勢更に振ひ、一門の所領七ヶ國に及び、且つ功に誇つて驕慢なる態度を現し、部下の兵京都にあつて亂暴するも、また之を制するもののなき有樣であつた。

きものであるから、こゝに大亂以前を幕府失威時代と稱し、一の小時代として觀察したい。

社會の狀態

この間に於ける社會の狀態を一言にしていへば下剋上の語に盡きる。下剋上は既に鎌倉時代の末ごろから皇家中興時代にかけて擡頭した世相で、室町幕府專横時代にもいよ〳〵その色彩が濃厚になつて來たが、まだ多少なりとも下を制する威力が上に存してゐた。下剋上が忌憚なく各方面に、また各階級に向つて暴力を逞しくし始めたのは室町幕府失威時代からであり、殆んど通用語となつた、しかも、幕府は最早如何ともすることが出來なかつたのみならず、却つて之を助長せしめたやうにも見えるのである。將軍は既に何等の實權なくして管領に左右せられ、管領は老臣のいふがまゝとなつてその部下を統べる力を失ひ、老臣はまた相爭つて互にその勢を張らんとした。斯波氏は朝倉・甲斐・織田の三老臣、畠山氏は遊佐・神保の二老臣が各主家を私せんとし、細川氏もその宰三好氏漸く頭角を露はして來た。時に幕府の元老相ついで死し、細川持之獨り殘つてゐた、彼は義敎の弑せらるゝや直ちに滿祐を攻め

下剋上の實例

第三章　中武家時代の二

第三　室町時代下

大亂の釀成期

(ロ)　幕府失威時代

義敎は義滿の遺業を更に强化せんとして鋭意事に當り、東西に勢威を輝かして諸豪を抑へ、また公家を壓して紀綱を張らんとせしに、却つて中途に倒れて幕府の權威は遽に失墜し、遂に收拾すべからざるに及んで、應仁文明の大亂は勃發し、幕府の權力殆んど見るべきものなく、遂に我が國は四分八裂して群雄爭覇時代へと推し進んで行くのである。この大亂の釀成期ともいふべきものが卽ち幕府失威時代である。普通には義敎薨後應仁文明の大亂を經て義稙の時代細川氏の分裂までを含めて之を幕府衰微時代又は幕府衰弱時代などゝ稱してゐるが、應仁文明の大亂は天下崩解の端を發した大事件であり、そこに新武家時代に向つて特殊の意義を有すること恰も前の保元合戰の如

所領を分與せられんとする噂あり、永享十二年その弟義雅の領地を貞村及び細川持春に與へらるゝに及び、滿祐禍の身に及ばんことを恐れ、嘉吉元年六月義敎をその第に饗し、宴半にして義敎を弑し、領國播磨に歸つて白旗城に籠つた。管領細川持之は畠山持國等と議し、幼子義勝を立てゝ嗣となし、細川成之・山名持豐等をして赤松氏を攻めしめた。持豐はかねて滿祐と不和なりしため、尤も力戰して白旗城を攻め、九月城陷つて滿祐は自殺し、一族大抵之に死し、赤松氏こゝに亡んだ、そしてさきに氏淸の亂により勢力を殺がれた山名氏は二たびその分國七ヶ國に及んだ。

義敎赤松滿祐に殺さる

赤松氏亡び山名氏また盛なり

の後關東はすべて上杉氏の支配に歸することゝなつた。この時持氏の遺孤二人逃れて結城氏朝に賴り、兵を擧げて上杉氏を討たんとしたが、上杉氏に攻められて、城遂に陷り、二人共に虜となつて、美濃の垂井に斬られた。

九州に於ける强臣の鎭壓

義教はかく關東にその勢力を張ると同時に、九州に於いてもまた强臣の鎭壓に從ひ、大內・大友二氏の不和を利用して相攻伐せしめ、以てその勢力を殺いだ。

義教越智一色世保諸氏を滅す

義昭殺さる

また先きに奈良の惡僧と通じて起つた大和の越智氏を滅ぼし、これに賴りし弟大覺寺義昭も行衞不明となり、且つこの陣中に一色義貫・世保持賴(土岐の一族)を誅せしめ、義昭も後に日向に於いて殺され、大覺寺統の遺臣を屛息せしむると共に、宮中の肅淸を謀り、大に紀綱を張らんとした。然るにそれが當時の勢力ある人々をして疑懼を抱かしめ、却つて怨を買ひ人望を失ふやうになつた。

急激なる改革

そして、彼が尊氏以來の積弊を一時に掃蕩せんとし、急激なる改革を行つたことが、その身に禍ひし、遂に赤松滿祐に弑せらるゝに至つた。

滿祐はさきに義持の代に領地の問題で、一時本國に歸り、白旗城に據つたこともあつたが、幸に事なきを得た。然るに一族貞村が義教に幸せられ、滿祐の

持氏將軍の命に從はず

たらんことを期待してゐたが、意外にも義敎が立つた。持氏大に怒つて、吾豈に還俗將軍に屈せんやと、事々幕命に從はず、子義久に元服を加ふるにも、先例に違ひて持氏自から鶴岡八幡宮に於いて之を行つた。管領上杉憲實屢〻持氏を諫めて幕府に對する態度を改めんことを勸告せしに、却つて持氏に忌まれ、

持氏管領憲實と衝突す

永享十年憲實は領國に退いたが、遂に二人の間破裂し、持氏兵を遣して、憲實を攻め、憲實使を馳せて京都に訴へた。義敎は既に夙く京都鎌倉の兩立せざるを看破し、關東公方を滅ぼさんと決心し、斯波・今川兩氏以下の宿將をして兵を備へしめ、且つ奧州と連絡を通じ鎌倉を夾擊すべき計畫を立て、永享四年九月

義敎の富士山遊覽

富士山の遊覽に托して京都を發し、東國の形勢を觀るなど、その機會を窺つてゐたのである。彼は憲實の訴を得るや、直ちに鎌倉追討の綸旨を請ひ奉り禪

義敎鎌倉を討つ

秀の子持房を將とし、今川・武田・小笠原の諸氏に東海・東山兩道の兵を率ゐて之を援けしめ、且つ持房の弟敎朝をして北陸道より進ましめた。鎌倉の兵大に

關東公方亡ぶ

敗れ、持氏遂に力屈するや、憲實使を以て持氏の助命を幕府に請はしめたれど、義敎は之を聽かず、持氏・義久父子自殺して關東公方はこゝに亡んだ、そしてこ

義持將軍職を義量に讓る

義持は應永三十年將軍職を子義量に讓つて薙髮したけれど、矢張り自から政務を執つてゐた。然るに義量は淫酒のために病を獲、同三十二年二月薨じたので、義持はまた將軍の事を行つたが、同三十五年正長元年)正月病死するや、一門の連枝について六條八幡宮の神前に神鬮を抽き繼嗣を定めよと遺言した。

義持の薨去

時に義量の弟は皆僧となつてゐた、卽ち仁和寺御室法尊・青蓮院准后義圓・梶井門跡義承・大覺寺准后義昭である、そして抽鬮の結果、義圓選に當り、名を義教と改めて征夷大將軍に任せられた。

義教還俗して將軍となる

それで義教は世に還俗將軍と稱せられたが、性剛毅にして果斷、大に幕政を振肅せんとし、或は訴訟の規定を改め、或は德政に關する法令を下し、或は南都北嶺の僧徒を鎭壓して暴行嗷訴を止めしめ、足利氏の尊信せる石淸水八幡宮の神人すら屛息せざるを得なかつた程、すべての事を思ひ切つて斷行した。

幕政の振肅

また彼は痛く强臣の跋扈を慨し、父祖以來の優柔政策に反して、力めて之を抑へ、着々その所信を遂行したが、第一に衝突したのは關東公方持氏であつた。持氏はさきに義持の猶子となり元服を加へた、義持薨ずるや、彼は竊に將軍

ち山名時熙を下し、今川範政も書を關東の諸將に送り、持氏に應ずるもの漸く多かりしのみならず、禪秀は次第に人望を失ひ、二十四年正月今川氏等の兵進んで鎌倉に迫るに及び、滿隆・禪秀自殺し、持氏二たび鎌倉の主となり、禪秀の黨岩松・小栗・武田諸氏の亂も相ついで平いだ（田中義成博士著足利時代史參考）。

京都鎌倉の離反

禪秀の亂はかく幕府の力により平定せられたのであるから、京都鎌倉の關係は一層親密となるべき筈であるのに、義持が禪秀の二子憲秋・教朝の投じ來れるを保護したため、こゝに反對の結果を見るやうになつた。尤も幕府は從來とても鎌倉の勢力が次第に大ならんことを恐れて之を掣肘せんとし、奥州の伊達・結城・石川の諸氏を優遇し、且つ宇都宮・小栗・武田氏等關東の豪族を幕府

幕府扶持衆

扶持衆としてゐた。持氏が小栗・武田二氏等を討つや、幕府はその故なきを理由とし、禪秀に黨せし關東の諸將に命じ、應永三十年十月鎌倉を攻めしめた。持氏はこれに對戰せんとせしも、上杉氏の人々に諫められ、翌年二月勝西堂の斡旋によつて和睦漸く成り、まづ暫く事なきを得たが暗流は決して止むだ譯でなく、たゞ時機を弛めたといふに過ぎなかつた。

幕府と關東公方

この間に關東に於いてまた騷亂の端緒が開いた。これまで、關東公方は僅に管領上杉氏の力によつて幕府と事を構へなかつたに過ぎぬ、それ程、その勢力が盛であり、遂に幕府と衝突を免かれぬ形勢に進展し來たのはまた止むを得ないことであつた。

上杉氏の諸家

元來上杉氏は足利氏の功臣として重きをなした家であるが、殊に山内上杉氏はその祖憲顯が尊氏・基氏に信任せられ、この時代には同族なる犬懸・詫間・扇谷の三家を壓してゐた。然るに應永十八年犬懸上杉朝房の姪氏憲管領となり、入道して禪秀と號し、竊に山内上杉氏に對抗せんとする氣勢を示すに至るや、滿兼既に卒し、子持氏性驕傲にして輕卒、禪秀諫めて却つて疎外せられ、二十二年五月遂に職を辭し、山内憲基その後を襲ふことゝなり、禪秀はます〳〵不平であつた。

上杉禪秀の亂

時に京都に於いては義嗣兄義持と不和あり、義嗣竊に書を持氏の叔父滿隆及び禪秀に送り東西相應せんことを以てしたので、禪秀は滿隆を說き、相謀つて兵を徵し、翌二十三年十月禪秀急に持氏を襲ひ、持氏・憲基逃れて小田原に走り、遂に駿河に至つて今川氏に賴り、使を京都に遣して、援兵を請うた。幕府乃

て捕へられ、相國寺中に幽閉せられた。彼は後ち自から火を放ち相國寺を去らんとして殺され、彼に與せる公家武將も皆處刑せられて了つた。

稱光天皇受禪後猶ほ應永の年號を用う

後小松天皇は應永十九年八月皇位を稱光天皇に讓り、政を院中に聽きたまうたが、應永の年號が猶ほ引きつゞいて用ゐられ、義持の薨去した應永三十五年まで及んだことは、先例なき事象であつた。また大覺寺に入り給ひし後龜山上皇の御不如意は、如何にも痛ましい御有樣で、應永十七年には一時吉野に御潛幸ありし程であつた。元來吉野から紀伊・伊勢の附近は南方巡狩時代に於いて最も忠勤を勵んでゐた地方であつたから、心を寄せ奉る人々潛伏せるものなほ少からず、さきに義滿薨ずるや一時それらの遺臣にして兵を擧げた形跡があり、稱光天皇受禪したまふや、嘗て南遷の天子に忠勤を抽んでた人々の子孫が如何に不平なりしかが想像せられる。

伊達新田及び北畠諸氏の崛起

されば伊達持宗は應永二十年新田義治と共に兵を擧げ、鎌倉の兵に攻められて城陷り、翌二十一年伊勢の北畠滿雅また兵を擧げて一時勢を得たが、二十二年八月に至り上野宮說成親王の仲裁によつて和を媾じ、遂に成功することを得なかつた。

てゐる。こゝに看過すべからざるは、この時彼はその子義嗣を關白の上に坐せしめ、自から國母北山院の夫として上皇に擬したことである。

義滿の薨去

義滿はこの盛儀を名殘りとして僅に二ヶ月の後病を得て薨去した。朝廷では太上天皇の尊號を贈らんと勅使を遣されしも、管領斯波義將が將軍義持に說いて之を固辭し奉らしめたため、皇室の尊嚴全きを得たのは實に我が國の幸である。義持はその後宴遊を事とし、多く政務を顧みぬ有樣であつたが、管領斯波義重・細川滿元・畠山滿家等よく之を輔佐して事なきを得、その政治は寧ろ緊肅の方針に出で、前代に反して消極主義を採つた。

義持と義嗣

義持の代に起つた一の問題は、弟義嗣との關係である。義嗣は父義滿の生前非常に寵愛せられ、義持は寧ろ疎外せられてゐたので、義滿の薨じた後まで、義嗣に阿附する人々が多かつた。たゞ管領義將が、子義重と共に心を傾けて義持を輔佐し、事なきを得たのであるが、兄弟の間はよし表面上和平を保つたにせよ、義嗣は心中必ずや望むところありしなるべく、應永二十一年北畠滿雅兵を擧げ、同二十三年上杉禪秀の亂あるや、之と通じて事を發せんとし、謀漏れ

大内義弘戰死

足利滿兼の武藏出兵

今川了俊

北山行幸

を壓する程であり、管領との間快からず、從つて義滿の覺えも目出たくなかつたところ、應永五年朝鮮の使節至るや、義弘賄賂を受けたと讒せられたよしを聞き、翌六年兵を率ゐて東上し和泉の堺港に至つた。　初め義滿は讓歩して義弘と和せんとせしも事成らず、遂に自から兵を率ゐて義弘を攻め、十月末より十二月に至り、堺城陷落して義弘は討死し、大内氏は舊領防長二州をのみ保つことゝなつた。　この大内氏の亂は美濃丹波等に不平の士をして兵を擧げしめたのみならず、滿兼また、表に幕府を援くると聲言して、武藏に出でたが、管領上杉憲定に諫止せられ、義弘の敗死せる報至るに及び鎌倉に引きかへした。時に今川了俊また讒せられて幕府に善からず、且つ兩皇統御合體以前勤王に盡瘁したる人々の中にも後龜山天皇の皇胤を奉じて義弘の軍に加はつたものがあつたが、幸にして義弘の亂早く鎭定して、大事に至らなかつた。

かくて義滿はよく强臣の跋扈を抑へ、幕府の威權を振張したが、その全盛は應永十五年三月後小松天皇の北山行幸に極まつたといふべきであつて、盛儀前古未曾有と稱せられた、その有樣は委しく群書類從所收北山行幸記に出で

日明兩屬の琉球

强を致せる所以が、博多方面と琉球との交通の中繼所たる坊津を領し、且つ琉球國の通貢を受け、海外貿易に獨特の地歩を占めてゐたことを忘れてはならぬ。殊に琉球は、中山王の統一後、一方に於いて明に通じてその册封を受くると共に、他方に於いては、島津氏を介して幕府とも通好し、日明兩屬の關係を持してゐたのであり、島津氏はその守護の名に於いて大に利益を得ることが出來た。德川時代の初めにまた島津氏の琉球征伐があり、更に引續いてその藩の財政を助けたのであるが、島津氏の琉球との關係は既にこの頃から起つたものである。

足利滿兼

大内義弘の擧兵

さて義滿はさきに山名氏を滅ぼし、やがて兩皇統の御合體によりいよ／＼その勢力を加へたが、足利氏が尊氏以來强臣を跋扈せしめた餘波はこの盛運の時代にも及んだ。關東公方足利滿兼（氏滿の子）は足利氏の一族として最も親密なる關係にあるべき筈であるのに、竊に西上の機會を窺つてゐたが、彼と遂に連絡を通じて兵を起したものが大内義弘であつた。義弘は和泉・紀伊・安藝・周防・長門・豐前六國の守護であり、兩皇統の御合體に斡旋して、その勢力管領

琉球と朝鮮

時に朝鮮へも往來してゐたことは、高麗史及び李朝實錄によつて明かである。將軍義持の時代に若狹の小濱津に著岸して生象を獻じたのも、この爪哇國王の使船であつた（群書類從所收若狹國守護職次第參考）。また琉球人は夙に南洋方面に貿易に赴いてをり、この時代には頻りに博多に出入し、また朝鮮へも往來してゐたが、恰もこの頃中山王が國内を統一したので、山南王は敗れて朝鮮に亡命したこともあり、海賊衆に擄へられて琉球に賣られた人々の送還を求めるため、朝鮮から使を琉球に遣つたりした程、兩國の間に密接なる關係があつた。然しながら室町時代の中頃以後は我が博多の商人が琉球に赴き、その國の使者となつて朝鮮に往來するのが通例となつた。

島津氏と琉球

琉球人は博多に往來せるのみならず、薩摩の坊津に於いても島津氏と貿易してゐた。島津氏が、既に高麗朝の頃から使船を出して朝鮮と交通を開き、李朝の初めからまた屢〻使を遣して貿易を營んだのは、琉球との間に夙に貿易が行はれてゐたのに因るものである。大内氏や大友氏の中國及び九州に於ける雄飛が海外貿易に俟つもの多かつたのと同樣南九州に於ける島津氏の富

かく海賊衆の海外發展から日鮮の通交貿易は、室町時代を通じて頗る繁昌してゐたが、それは背後に博多津の海外貿易を控へてゐたことが有力なる緣由を爲したのである。

博多の海外貿易

博多津は古來對外關係の中心たる太宰府の海口として發達し、室町時代の初めには商業都市としてまた貿易港として著しい發展を示し、琉球南蠻などの商船は皆この地に集まり殷賑を極めてゐた。されば幕府はこの地に九州探題を置いたが、屢〻周防の大内氏・豐後の大友氏及び太宰府に據つてゐた少貳氏等との間の係爭地となつた。高麗朝の末から、覇家臺・石城府・冷泉津或は筥崎津などの名で朝鮮の記錄に見え、海東諸國紀には、居民萬餘戸、行商を業とし、大友殿及び少貳殿が分治し、海外の商船が集合すると稱し、多數の通交者を擧げてゐる。

薩摩の坊津

博多はまた琉球・南蠻との貿易港としても、薩摩の坊津と共に夙に發展して居り、それらの國々との往來は頗る頻繁で、南洋方面の物産がこゝに取引され、やがてそれが朝鮮への輸出品ともなつて、益〻交易が盛んになつたのである。

南蠻船の貿易

當時我が國に渡來した南蠻船は、主に暹羅國及び爪哇國の商船で、それが同

永正條約

憤慨し、三浦の居留民が騷擾を起したことがあつた。その爲めに一時交通が中絕し、幕府は使を遣つて斡旋に力め、遂に對馬と朝鮮との間に永正七年の條約が改めて結ばれ、宗氏の貿易船は二十五艘に減せられ、その後屢〻談判して三十艘にまで回復することが出來た。

銅の貿易

この頃、我が國內では銅の產額が俄かに增した際であつたので、多額の銅を積載した貿易船が頻りに朝鮮に赴いた。從つて朝鮮は到底その負擔に堪へられずこれを拒むことも多かつたから、その交涉はとかく圓滑を缺いだ。殊に次の將軍義晴から義輝の時代になると、明との貿易も杜絕えたので、我が海賊衆が支那の海賊と連絡して海上を荒し廻るに至り、明の海賊の首領汪直の如きは、我が五島に根據を据ゑてゐた程であるから朝鮮の沿岸も時々海賊衆の寇掠を被ることも尠くなかつた。從つて朝鮮貿易の利もまた減少し、これによつて生活の資を得てゐた對馬の宗氏は、貿易の利益を復舊することに百方努力し、或は貿易船增加の交涉をしたり、或は貿易船の大きさの制限を緩くしようと試みるなど苦心してゐたが、文祿慶長の役が勃發して水泡に歸して了つた。

海賊衆の頭梁朝鮮の官職を受く

へて往來の書翰に用ゐさせ、眞僞檢察の證據にすることゝなつた。

この以前から海賊衆の頭梁と目ざゝれた人々には、朝鮮の官職を授けてそれ相當の待遇をなし懷柔の道を講じたこともあつたが、後には先例によつて或は漂流民を護送して行つたり、度々各地の使者となつて往來した者にも、この制度を及ぼしてゐる。對馬や壹岐に住んでゐて、もと海賊衆の首領であつた者が護軍・司正などの職を帶びてゐるのは海東諸國紀にも見えてゐる。また博多に住んでゐて、貿易商として琉球・朝鮮の間を往來してゐた宗金とか道安などのやうな人物も護軍の職を帶びてゐた。いづれにしても朝鮮では貿易の爲めに經濟上の負擔が次第に重くなるので、出來るだけ新しい通交者の增加しないやうに力めてゐたのであつて、室町時代の中期以後は、海東諸國紀に記載されてゐる名義を通交者の基準にすることになり、これが文祿慶長の役直前まで繼續してゐたことは、對馬宗氏の記錄朝鮮送使國次之書契覺によつても明かである。

降つて將軍義稙の時代の事ではあるが、定規通りに貿易の行はれないのに

友殿等と稱せられた諸氏の使は、特別に條約は結ばれてゐないで、渡航すれば常に一定の待遇が行はれてゐた。しかも我が國から朝鮮に渡航する船は、必ず對馬の宗氏から文引又は吹噓と稱する渡航證明書を受けねばならなかつた。それはいふまでもなく海賊船の往來を取締るためであつたが、海賊船の中には諸大名に請托して書簡を受け、正規の使者を裝ひ貿易に赴かんとした者もあり、貿易船を送る者もこれを便宜と考へてその使者として利用する者があり、中には領主の名義を詐稱し、宗氏の紹介を得て渡航したものなどまた尠くなかつた。

對馬宗氏の文引

朝鮮では夙くからこの點に留意した、そして、大内氏などには通信符と稱する銅の割印を贈つて、使船の往來に勘合の制度を實施してゐたが、終には將軍の使船にも象牙製の通信符を所持させて勘合の便に供し、詐稱者を防ぐことに力めてゐた。なほ初め往來の船數を定めなかつた頃には、通交者の便宜の爲めその名を刻した銅印（圖書と呼ばれてゐた）を鑄造して贈ることが行はれてゐたが、將軍義尙の頃には、條約を結んだ人々には必ずこの例により印を與

朝鮮の通信符

圖書

論、使者の接待や貿易に關する規定を類集したもので、永く日鮮關係の先例前規を考へる標準ともなり、新井白石が朝鮮使節の待遇を改めんとした時にも參考にした有名な書である。

海東諸國紀に見ゆる朝鮮との通交定約者

この書によると、將軍義政の頃、條約で每歲送るべき貿易船の數を定めて往來してゐたものでは對馬の島主宗貞國が五十艘を約してゐるのを筆頭とし、その子貞秀が七艘、親族の宗盛家が七艘、宗盛弘が四艘、宗茂世が三艘とあり、更に諸國に於いて每歲一・二艘と約定した者が十四人、一艘と約定した者が二十七八人その範圍は、壹岐・對馬や九州の諸國をはじめ、安藝・周防・石見から東は攝津に及んでゐる。これらの人々が船を送るには、必ず使者に書簡を持たしめて遣り、その署名も一定してゐた。少貳氏が筑豐肥三州摠太守太宰府都督司馬少卿といひ、九州探題が九州節度使又は九州都元帥といひ、島津氏が日隅薩三州太守島津源某といひ、安藝の村上氏が安藝州海賊大將藤原朝臣村上備中守といつてゐるやうなのは、その實例である。また國王殿と呼ばれた將軍や、畠山殿・細川殿・左武衛殿(斯波氏)・山名殿・京極殿(佐々木氏)・右武衛殿(澁川氏)・大內殿・大

要なる條約の始であるが、ついで朝鮮は、我が國の各地から通交貿易する者との間にそれ〴〵條約を結んで貿易船の數を定め、また應接のために種々規定を設け、日鮮の貿易は頗る組織的に行はれるやうになつた。

三浦の和館

尤も將軍義持の末頃からは、我が國民の渡航のために既に慶尙道に貿易港が定められてゐた。それは熊川の薺浦鎭海灣の入口、東萊の富山浦(今の釜山)、蔚山の鹽浦蔚山灣の入口)の三浦であつて、我が貿易船はこゝに朝鮮の設けた和館で貿易し、また一定の人數だけは、更に京城まで赴いて接待を受け貿易を行つた。中には三浦のいづれかに居留して商業を營む者も出來、將軍義政の時代になると、薺浦だけでも邦人在住者の數二千に達したこともあつた。海東諸國紀に三浦の地圖が載せてある。

海東諸國記

海東諸國紀に日本から朝鮮に通交した人々の名が詳細に見えてゐるが、この書は嘉吉三年年二十七歲で通信使の書狀官として我が國に使したこともあり、また朝鮮の宰相として久しく外交の事を兼攝してゐた申叔舟の編纂したもので、文明三年にその當時行はれてゐた日鮮間の條約や交通の沿革は勿

六年六月李從茂を將として對馬を侵さしめた。この外寇について、幕府及び九州探題の抗議があり、こゝにはじめて朝鮮はよく我が國情を知り、幕府に通信使を遣して修好し、大內氏や管領・探題・諸大名の使者を優遇し、對馬の宗氏に海賊船往來の取締を依賴することゝなつた（史林第一號三浦周行博士「應永の外寇」參考）。

日鮮の貿易

その後朝鮮では南部海岸の諸港で自由に我が國民と貿易を通じ、その將來する香料や嗜好料（胡椒）染料（蘇木・丹木・朱紅）をはじめ硫黃・明礬などの物資を歡迎し、米穀・木棉・麻布などを輸出したので、海賊船は次第にその沿岸から姿を消して明國の沿岸を目指すやうになり、第六代將軍義教の時代には彼我の間に交通貿易に關する條約が成立し、平和な關係が續くことになつた。朝鮮の第四代世宗（太宗の子）は名君と稱せられた人で、我が國との修好關係にも常に留

嘉吉條約

意してゐたが、嘉吉三年對馬の宗貞盛は將軍義勝の諒解を得て朝鮮との間に條約を結び、歲ごとに貿易船五十艘を送ることゝした。これは數度の改定を經て江戶時代の末まで、日鮮貿易の規準として、對馬の宗氏が遵守して來た重

高麗版の大藏經

版大藏經を得んことを求めた。高麗版大藏經は、嘗て高麗が蒙古の爲めに襲撃され、江華島に都を遷してその鋭鋒を避け、半島の各地が蒙古兵に蹂躙されつゝあつた際、法力によつて國難を打攘はんがため、高麗王高宗の發願により、前後十五年を費して彫造されたもの、後ちその版木は慶尙南道伽耶山の海印寺に藏せられて、今日まで傳はつてゐる。この藏經は、爾後幕府をはじめ諸大名も屢〻使を通ずる毎にこれを求めて諸方の名山大刹に安置したのみならず、足利義持はその板木をも我が國に贈らしめようとしたが、朝鮮では無二の至寶であるといつて承諾せず、他の經板を以てこれに代へたほど、貴重なものであつた（朝。鮮。史。講。座。菅野銀八氏「高麗板大藏經に就て」參考）。

大内氏と朝鮮　對馬の宗氏

固より大内氏は、また朝鮮との交通にも關係して利益を占めてゐたのであるが、朝鮮と一葦帶水を隔てゝゐる對馬の宗氏は、夙に日鮮兩國の間に介在して常に交通貿易等に關係し、且つ海賊船を取締つてゐた。或は中には、對馬を根據とせる海賊衆もあつたので、朝鮮の第三代太宗（李成桂の子）は對馬が海賊

應永の外寇

衆の中心地であると考へ、既に讓位の後であつたが、自から計畫して應永二十

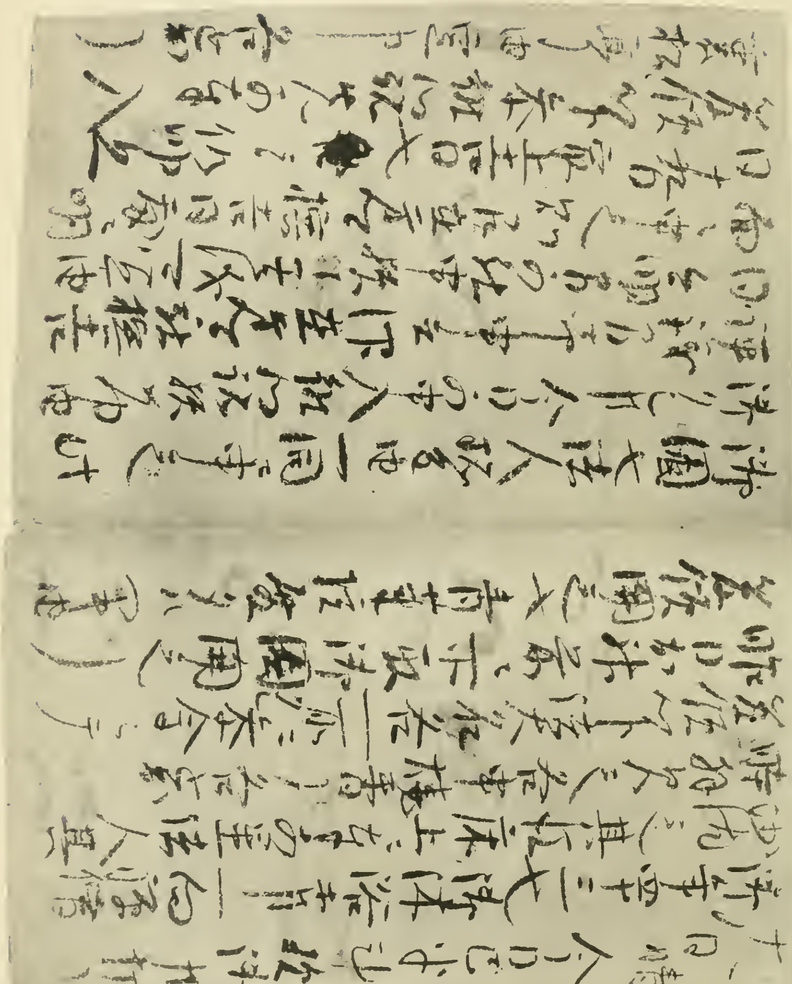
鄭夢周の來朝

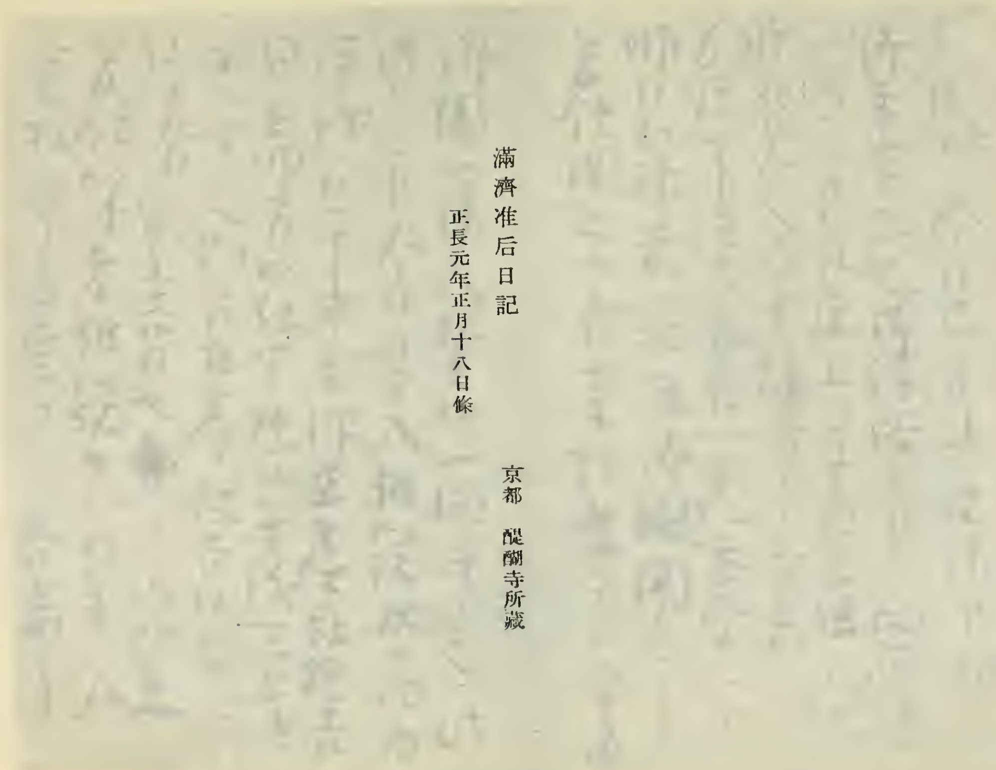
朝鮮の水軍

李成桂使を我が國に送る

が一たび海賊衆に占領せられたことは、鄭夢周の文集に見えてゐる。鄭夢周は高麗朝の末、天授三年(永和三年)に邦民の倭寇を制せんがため博多に來て今川了俊と談判した人である。また全羅南道麗水の附近には、海賊衆防禦のために築がれた長城が現に遺つてゐる。李氏朝鮮王朝を開いた李成桂が勢力を得るに至つたのは、實に海賊衆の一群たる雲峰(慶尚南道南原郡)の阿只拔都(あきはると)を平げたことからであつた。從つて朝鮮が、海賊衆を防ぐに力を用ゐ、自然に水軍の發達を促し、その制度また整ふに至つたことは、文祿慶長の役我が海軍が惱まされた遠因ともいへよう(史學雜誌第三十七編中村榮孝氏「文永弘安兩役間に於ける日麗元の關係」、靑山公亮氏「文永弘安兩役間の倭寇と高麗の對時局策」及び三浦周行博士著日本史の研究所收「朝鮮の倭寇」、幣原坦博士著朝鮮史話所收「朝鮮の所謂和寇」等參考)。

高麗朝亡びて李成桂の朝鮮王となりし年、元中九年(明德三年)に、朝鮮は使を遣して我に修好を求め、ついで應永五年また朴敦之を使として我が國に送つたので、大内義弘幕命によつて應接し、海賊衆を鎭壓することを約し、且つ高麗





滿濟准后日記

正長元年正月十八日條

京都　醍醐寺所藏

義堂周信
空華日工集
鹿苑日錄と蔭涼軒日錄

つた人である。又義堂周信ははじめ鎌倉圓覺寺に住持し、足利氏滿の顧問であつたが、召されて京都に至り、同じく義滿の顧問となつた、その日記に空華日用工夫集(略して空華日工集また空華集といふ)がある。さればこの後相國寺の僧はこれらの關係をつゞけて行き、鹿苑日錄や蔭涼軒日錄は、室町時代の政治外交史に必要なる資料を收めてゐる。徳川時代の初世まで禪僧が或は政治に或は外交に關與したのはその餘風であり、群雄爭霸時代に於いても今川義元・武田信玄、織田信長の如き武將の下には禪僧が顧問となつてゐた。

滿濟准后

尤も禪僧の外に前にいへる如く、醍醐寺三寶院の滿濟准后もまた所謂黑衣宰相の一人であつた。寺社の相論をはじめ、諸大名に關した事まで、義滿・義持・義量・義教四代の間は滿濟と議して決行したことが多い(滿濟准后日記參考)。

日鮮關係

序でに朝鮮との關係を簡單に述べて置かう、朝鮮が海賊船に苦しんだことは我が國に近いだけに支那以上であつた。既に蒙古襲來の頃から海賊船は朝鮮の沿岸を襲うてゐる、殊に南海岸では彼等の根據地となつた島々も多く、巨濟島の如き、一時は朝鮮の地圖から除かれてゐた。慶尚南道金海の盆山城

のまゝ義滿の答書に「日本國王臣源道義」と書し、しかも明國の年號を用ゐたことである。或は義滿が日本國王と稱したのは必ずしも我が國の體面を損したのでない、新井白石も朝鮮に對し徳川將軍を日本國王と稱すべしといつてゐると論ずる人があるけれど、白石は將軍が朝鮮國王と同格といふ意味で主張したのであり、義滿の場合とは全く意義を異にしてゐる。義滿が明國の冠服を着けて朝廷に出入し、また夫人を准后とし、北山院と稱せしめて、後小松天皇の國母となした驕僭の態度と相待つて、今一歩を進めたらば、我が國體は如何になつたかと心を寒うするのである。

我が國體の危機

當時五山の禪僧は文學の才があり、中には支那に遊んで國情を知り、彼の國の人士と交際したものもあつた。されば日明間の交渉にも彼等を用ゐる外なく、こゝに僧侶外交は始まつた、そして政治上の顧問としても信任せられたものが少くなかつた。中津絶海の如き、詩文に長じ、時務に通ずるを以て、天授二年(永和二年)支那より歸朝するや、相國寺鹿苑院に住し、將軍義滿の顧問として機務に參した、彼は應永の亂に大内義弘を說き、また明使を接待し、國書を作

五山禪僧外交に與かる

禪僧幕政に關與す

中津絶海

日明關係の史料及び參考論文

十年一聘人員二百

その關係を密接にしたのである、そして、海賊船が明國の海岸を劫掠すること頻繁になればなるほど、日明兩國の交通も頻繁となつた、しかもそれら使節船の護衛に當つたものがまた實に幕府の命に應じた海賊船であつた。善隣國寶記・續善隣國寶記には主として日明往復の文書を載せ、異稱日本傳・續異稱日本傳等には支那の史書から日本關係の紀事を輯めてある（菅沼貞風氏著大日本商業史及び史學雜誌第五編星野恒博士「海賊の顛末と海軍の沿革」同誌第八・九編中野禮四郎氏「足利時代に於ける明への倭寇」歷史地理第二十五卷後藤肅堂氏「最も深く內地に侵入した倭寇の一例」同誌第二十七卷同氏「倭寇史上に於ける支那の都市」史學雜誌第三十編同氏「倭寇とバハン船に就いて」同誌第二十七編中編長沼賢海氏「倭寇とバハン船及寶船」參考）。

幕府が海賊船嚴罰の命を下せし應永九年に明國よりも道彝・一如を使とし、前年發遣せられた我が使者一行と共に我が國に至らしめ、これより十年一聘人員二百に限り、その以外は海賊同樣の取扱をすることになつた。こゝに我が國體の尊嚴を傷けたものは、明國の國書に「日本國王源道義」とあつたのを、そ

太祖の如きは之を國家大患の一に數へた程で、正平二十四年その使者太宰府に到り、之を禁遏して國交を復せんことを申込んだが、ついで再び僧祖闡等を使とし海賊衆の禁壓を乞ふと共に明の大統曆を贈つたところ、征西將軍宮は之を許したまはず、明使を抑留せしめられた（藤田明氏著征西將軍宮參考）。

明使征西將軍府に抑留せらる

尊氏が夢窓疎石の意見により、天龍寺造營の用脚を得んがために、所謂天龍寺船なるものを明國に發遣したことは前にも述べたが、國交は尙ほ行はるゝに至らなかつた。尤もこの種のことは天龍寺船に始まつたのでなく、鎌倉時代既に建長寺造營料唐船の事が豐後中村文書正中二年七月十八日少貳惠雲の狀に見えてゐる。明が僧祖闡等をして海賊衆の鎭壓を請ふや、義滿は之を聞いて京都に招き、更に應永四年使を明國に出したのが日明國交の初であつた。ついで同八年義滿はまた僧祖阿・商人肥富を明に遣して國交を修めたが、翌九年には海賊船の狼藉に及ぶものを嚴罰すべく、鎭西の守護に嚴命を下してゐる（薩藩舊記應永九年八月十六日將軍義滿御敎書參考）。

天龍寺船

建長寺船

義滿海賊船を禁壓す

かくて明國にあつては海賊衆の鎭壓、足利氏にあつては貿易の利益のため、

の如きは尤も信用するに足るものである。

義滿驕奢の財源

段錢と關錢

さて義滿は一方に驕奢を極むると共に、神社佛寺の參詣供養、もしくは造營興隆等に費すところまた多く、或は諸國に段錢を課し、或は諸所に關所を設けて關錢を徵することも莫大の額に上つた。これらの財源は、如何に足利氏の威權盛なりとはいへ、限りあるものであつた、幕府は他にこれを求めざるを得なかつた。これが義滿をして明國との國交を開き、その貿易を奬勵せしむるに至つた所以である。

足利氏が明と國交を開きし所以

海賊衆の海外發展

倭寇

當時我が國と明國との國交は、足利氏が希望したのみでなく、寧ろ足利氏以上にまた明國の要求したところである。元寇の後、瀨戶內海を中心として活動してゐた中國・四國もしくは西海の海賊衆は前に述べたやうに南方巡狩時代に官軍に屬して大に活動したが、官軍の勢力漸く振はざるに及び、志を得なかつたものが朝鮮の南海岸より支那の沿岸に向ふもの次第に多くなり、平時は貿易を營むにしても、一朝事端を惹き起せば忽ち干戈に訴へ、朝鮮や支那に於いてはその防禦に殆んど手を燒いて了つた。彼等は之を倭寇と稱し、明の

舊佛教の勢力

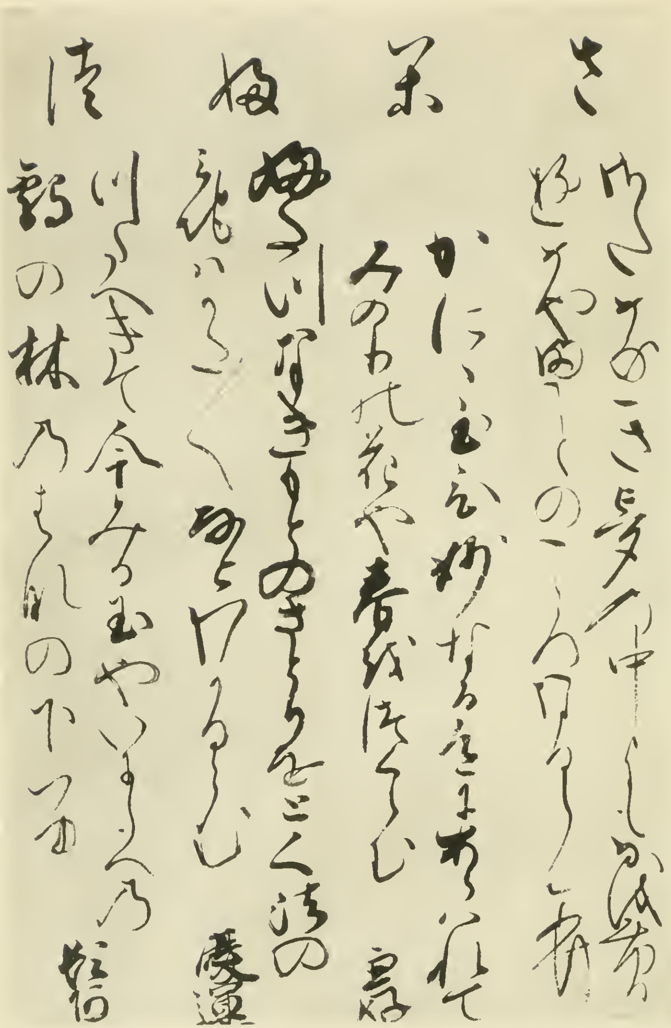
延暦寺の嗷訴

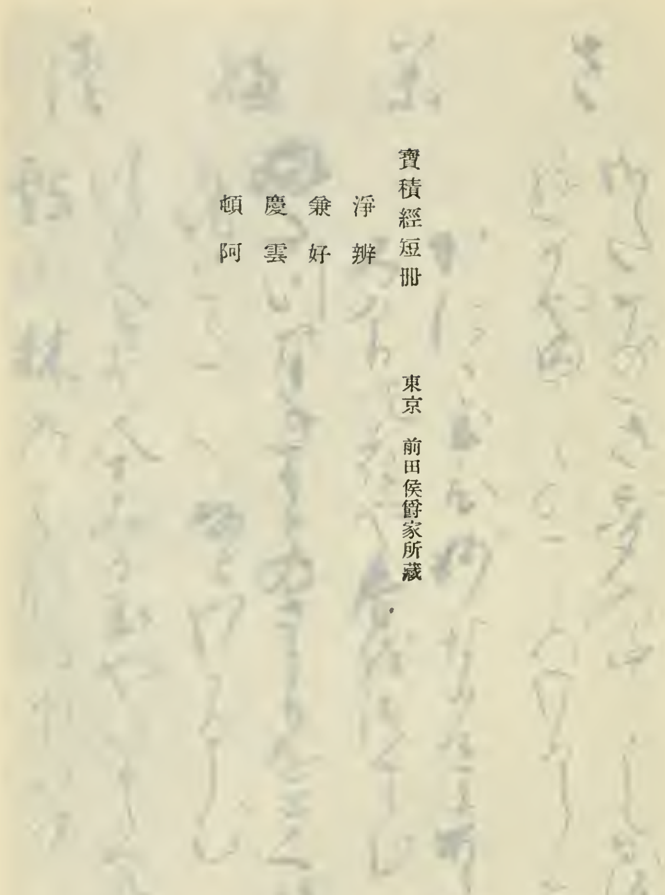
足利氏と醍醐寺三寶院

足利氏の八幡信仰

の宗教政策は尊氏以來諸將に對して我儘なる振舞を寛假したと同じく、延暦寺といひ園城寺といひ、僧侶の放縱を制することが出來ず、舊佛教が猶ほその勢力を持續してゐた。興國六年(康永四年)天龍寺の造營成り光嚴院臨幸供養の儀行はれんとするや、延暦寺の嗷訴ありしを見てもその一般が推されるであらう(辻善之助博士日本佛教史の研究參照)。また東寺は、尊氏が一時幕營とした關係や、長者三寶院賢俊がさきに持明院の院宣を備後に齎らした功によつて足利氏と親しく、醍醐寺三寶院もこの後引續き盛大になり、滿濟准后の如き黑衣の宰相を出すに至つた。

次に神社では、八幡宮が源氏の氏神であり、尊氏が旗揚をした緣由から後ち丹波篠村八幡宮京都六條八幡宮及び三條八幡宮をみな三寶院に管せしめ、石清水八幡宮と同樣に待遇した(宮地直一博士神祇史の研究所收「室町幕府の宗祀」參考)。當時石清水八幡宮の社務には田中・菊大路(善法寺兩家がある。田中家は朝廷の祈禱師であつたが、義詮の夫人が善法寺家より入り、義滿其腹に生れたので、同家は世〻足利將軍家の御師であつた。その所藏にかゝる室町將軍系圖





寶積經短册　東京　前田侯爵家所藏

淨辨　兼好　慶雲　頓阿

義滿の神社佛寺造營

れた神社佛寺の造營等にも力を盡してゐる。しかしそれによつて彼に純眞なる神佛信仰の心があつたとはいへない。一は彼が元來豪奢を極めたためでもあるが、また一は前にいへるが如くその祖父尊氏が後醍醐天皇の重恩を荷ひながら反逆を企てたことから、僅に心を安んせんとして天龍寺を建立したり、正平九年（文和三年）天皇の冥福を祈らんが爲めに諸寺の僧をして一切經を書寫せしめて、近江園城寺に寄進したり、或はまた尊氏・直義が高野山に參籠し、南無釋迦佛全身舍利（なむさかふつせむしんさり）の十二字を各一字づゝ頭字に詠み込んだ和歌（光明院をはじめ尊氏・直義以下の武將及び當時歌人の四

和歌四天王

天王と呼ばれた兼好・慶運・頓阿・淨辨等のもの）の短册を繼ぎ、裏を反して夢窓疎石及び尊氏・直義おの／＼同經の行品を分寫した寶積經を金剛三昧院に寄進

寶積經

したり（今前田侯爵家の襲藏に歸してゐる）した後を承けて、義滿もまた大に佛教を興隆し、遂に自から出家して天山道義と稱した程であつた（三寶院滿濟准后の戒牒に道義が師主として自署してゐる）。

いはゞ室町幕府は佛教の上にもその勢力を維持せんとしたのであつてそ

蕉雨餘滴(東坡詩抄)	一韓智翃	四河入海(坐說、翰苑遺芳、天下白、蕉雨餘滴)	笑雲清三
翰林殘稿(東坡詩抄)	梅室周馥	柳文抄	太白眞玄
杜詩抄(心華臆斷)	心華元棣	帳中香(山谷詩抄)	萬里周九
曉風集(三體詩抄)	萬里周九	古文抄	笑雲清三
歷代通略抄		聚分韻略	虎關師錬
新編集	慕哲龍攀	新選集	江西隆派
芙蓉册(宋元諸家詩)	明遠俊哲	三國合運圖	大岳周崇
善隣國寶記	瑞溪周鳳	分韻鵶更集	
分韻雙璧	九華	錦繡段	天隱龍澤
續錦繡段	月舟壽桂	錦繡段抄	月舟壽桂
續錦繡段抄	繼天壽戩	前漢書抄	大岳周崇
瓶梅(聯句)	雲等竺連	城西聯句(九千句、三千聯句)	策彥周良
鳳城聯句		史學提要鈔	桂林德昌
古文眞寶鈔	桂林德昌	三體詩注	桂林德昌
中華若木詩抄	如月壽印	風雅集抄	東岳

尤も義滿はたゞ禪宗をのみ興隆したのでなかつた、これまで崇敬歸依せら

天龍宗派	
聖一法語	
無門關鈔	規伯元方
谷響集夢窓夢中問答中判二淨土教一爲二不了義一泉州澄圓著二松風集一答レ之夢窓復作二谷響集一破レ之	
覽亭偈集	
大覺拾遺禪梵語心經、心經心要、僧堂規矩等	
攢華集	月舟壽桂
百人一首	横川景三
黃龍書釋集事苑	桂洲道倫
古今雜集	義堂周信
前聞記（無極行業也）	天草澄或
彌天錄	
東漸錄	東漸健易
史記抄	桃源瑞仙
陞說（東坡詩集抄）	瑞溪周鳳
天馬玉沫（東坡詩抄）	江西龍派

慧日宗派	南宗祖辰
心經鈔	規伯元方
夢窓法語	
月菴法語	
大覺禪師鏡像記實	伯英
續叢林公論	梵仙竺仙
西山夜話	夢窓國師
碧巖鈔	觀中中諦
夢窓錄事苑	桂洲道倫
聚景記（無極行業乎）	無己道聖
證羊集	松嶺秀
新羅箭	無著良緣
龍石藁	東漸健易
周易抄（百衲襖）	桃源瑞仙
翰苑遺芳（東坡詩抄）	太岳周崇
天下白（東坡詩抄）	萬里周九

龜泉日錄	英泉集證
鏤氷集	仁如集堯
宜竹稿疏	景徐周麟
半陶稿(丹陰記)	彥龍周興
萬壽寺記	天祐梵嘏
蒲室疏解	仲方中正
蒲芽	正宗龍統
蒲蘖	
羽弓集(倒痾集)	英甫永雄
繼天筆語	繼天壽戩
佛語心論序跋鈔	
圓悟必要添足	幹山師貞
正修論注	幹山師貞
聖一語錄(並年譜法)	幹山師貞
翰林五鳳集	元和中奉敕撰以心剛外序跋
和漢禪刹記	
松泉集	英泉集證
翰林葫蘆集	景徐周麟
日涉記	景徐周麟
鷗巢集	南江宗沅
佛祖宗派圖	古篆周印
蒲葉	
蒲根	月舟壽桂
岐山集	
柳西誌葉	繼天壽戩
野狐涎	
元亨釋書便蒙	絃外智逵艸之山幹師貞修之
唫囈錄(同續)	幹山師貞
禪餘或問注	幹山師貞
濟北集(並十禪支錄注)	幹山師貞
花上集	文擧契選
天龍汞拂法語集(夢窓下諸錄德語)	

天隱錄	天隱龍澤	默雲稿	天隱龍澤
點鐵集	天隱龍澤	顛雲集	河清祖瀏
島陰漁唱集	桂菴玄樹	水拙集	祖溪德濬
蒙菴百首	春莊椿	驢雪集	驢雪鷹灞
如水欄	與可心交	釋門排韻	功甫洞丹
梅野的聞	勝剛長柔	了菴錄	了菴桂悟
蕉菴遺稿	季弘大叔	蕉軒日錄	季弘大叔
湖鏡集	湖月信鏡	竹居清事	翺之慧鳳
鐵酸餡(或東語西話)	彭叔守仙	猶如昨夢集	彭叔守仙
增集句韻	鼓叔守仙	桂林錄	桂林德昌
蕣閣疏稿	桂林德昌	東暉錄	東暉永杲
有自錄	有自瑞承	悅巖集	悅巖東悆
梅嶺錄	梅嶺禮忍	繋雲集	竺雲等連
南遊集(入明時作)	策彥周良	道隱集	月溪中珊
東廬吟稿	維馨梵桂	京華集(東遊集)	横川景三
五燈會元鈔	叔英宗播	季瓊日錄	季瓊眞蘂

神子年譜		信仲疏	信仲以篤
松花集、晦夫集	信仲以篤	通天賀頌集	
永明獲衣偈集		五燈一覽	雲章
五派一滴	日菴東	佛照白雲錄	白雲惠曉
藏山錄	藏山順空	法華要鈔	痴兀大惠
南山錄	南山士雲	潜溪錄	潜溪處謙
見性義記	乾峰士曇	施餓鬼分解	原古志稽
心經秘鍵鈔	原古志稽	扶桑一葉(入元諸作)	古劔妙快
空谷錄	空谷明應	伯師錄	伯師祖稜
曇華集(撰中華古德入寺開堂諸語)	叔英宗播	流水集	東沼周巖
萬里集(入明時作)	天與清啓	再渡集(再入明時作)	天與清啓
古桂錄(或題桂子禪味)	古桂弘稽	雞肋集	古桂弘稽
松塢集		松蔭集	琴叔慶趣
雪嶺錄	雪嶺永瑾	識廬稿	雪嶺永瑾
梅溪集	雪嶺永瑾	枯木集	春澤永恩
月舟錄(或題師子吼集)	月舟壽桂	幻雲集	月舟壽桂

越雪集(疏)	无方楞	村庵集(雪巣集、釀華集)	希世靈彥
村庵疏	希世靈彥	雪樵獨唱集	蘭坡景茝
夢語集	瑞溪周鳳	臥雲稿	瑞溪周鳳
臥雲日件錄	瑞溪周鳳	竹鄉集	瑞溪周鳳
入東記	瑞溪周鳳	刻楮	瑞溪周鳳
禪餘吟	默翁妙誠	鷗庵集	梅屋宗香
梅城錄	天童澂彧	五家錄抄	
禪儀外文抄(十二卷)	義堂周信	東山外集抄(十卷)	義堂周信
枯崖漫錄抄(三卷)	義堂周信	百丈淸規抄	萬宗中淵
百丈淸規要綱	雲章一慶	百丈淸規雲桃抄	雲章(說)桃源(記)
百丈淸規抄	義堂周信	百丈淸規抄	雪嶺永瑾
百丈淸規抄		大歇健禪師年譜	
岐陽遺稿(或題不二遺稿)	岐陽方秀	琴川錄	岐陽方秀
僧寶傳不二鈔	岐陽方秀	碧巖不二鈔	岐陽方秀
中峰廣錄、不二鈔	岐陽方秀	琴水稿	岐陽方秀
佛語心論鈔	玉崖受環	大愚錄(或題云堆雲集)	大愚性智

蘭室集	仲芳圓伊	業鏡臺	心華元棣
江西錄(或題續翠一葉)	江西龍派	江西疏	江西龍派
瑞巖錄	瑞巖龍惺	禪閣外稿	瑞巖龍惺
禿屋鐵笤帚(詩集)	正宗龍統	禿屋長柄帚(文集)	正宗龍統
常庵錄(語錄)	龍崇常菴	角虎集(文集)	龍崇常菴
寅禪稿(詩集)	龍崇常菴	臥龍吟	中立一鶚
滄海餘波	明極天岸東渡作	禪子吼集	大有有諸
南禪寺記	大有有諸	法華撮注	大有有諸
心田錄(或題春耕四會錄)	心田淸播	蕉屋帚(四六文)	心田淸播
春耕集(又松華集)	心田淸播	聽雨集(一節集)	心田淸播
葵齋集(長樂集)	九淵龍賝	禪子筋	賀釋書入藏諸師作
東海瓊華集	惟肖得巖	洞裏春風集	天境玉岡唱和
繫驢撅	惟忠通恕	雲壑猿吟(詩偈)	惟忠通恕
合浦錄	合浦永琮	明叟錄	明叟彥洞
惟肖錄	惟肖得巖	在庵錄	在菴普在
蘋齋集	九鼎竺重	九鼎疏稿	九鼎竺重

提耳訓	默菴周諭	一菴錄（又天祥錄）	一菴一麟
龍涎鐵	一菴一麟	蕺叟箋（十卷）	一菴一麟
佛祖曆年圖	一菴一麟	伯英錄	伯英德俊
萬松稿	伯英德俊	太白錄	太白眞玄
太白四六（或鵝臭集）	太白眞玄	空谷錄	空谷明應
若虛集	空谷明應	高園集	汝霖妙佐
南遊稿	鄂隱慧奯	眞愚集	西胤俊承
剛中錄	剛中玄柔	石屏錄	石屏子介
禪林集句韻	不遷法序	貞和集（祖苑聯芳集）	義堂周信
貞和集鈔	一瑞中曇	禪儀外文	虎關師鍊
專燈錄抄	椿庭海壽	碧巖抄	椿庭海壽
五燈會元抄	一山說	五燈會元抄	蒙山智明
五燈會元抄	笑山周念	五燈會元抄	古篆周印
俯仰天觀圖（出二日件錄一）	古篆周印	五燈錄抄	
碧雲抄	如心中恕	交盧集	月翁周鏡
天祐錄	天祐梵嘏	仲芳錄	仲芳圓伊

清規略要		枯木集、十牛訣	痴兀大慧
石屛集	海性靈見	赤肉團	大道一以
海滴集	天柱宗昊	河滴集(入元行卷)	元亨泉
平田錄	平田慈均	心嶽錄(或春畦錄)	心岳通知
松山集	岳龍泉令	在先錄	在先知有
南英錄		竺山錄	
徹翁錄		藤蔭瑣語	中巖圓月
文明軒雜談	中巖圓月	無極錄(或云天龍一指)	無極士玄
青山錄	青山慈永	義堂錄	義堂周信
空華集	義堂周信	日工集(具云日用工夫集)	義堂周信
普明錄(或云龍山一門)	春屋妙葩	龍湫錄(七會集)	龍湫周澤
隨得集	龍湫周澤	絕海錄	絕海中津
蕉堅稿	絕海中津	清溪錄	清溪通徹
觀中錄(或青嶂集)	觀中中諦	鳳林叱之	不遷法序
菩薩蠻	不遷法序	鐵舟錄	鐵舟德濟
閻浮集	鐵舟德濟	了幻集	古劍妙快

雲溪錄（或西巖錄）	雲溪支山	元翁錄	元翁本元
朧隱集	雲溪支山	金蘭籌	雲溪太清兩禪師作
太清錄（是無上咒紙襖錄）	太清宗渭	無規矩	天境靈致
石人腰帶	白雲惠曉	中岩錄	中巖圓月
東海一漚集	中巖圓月	中正子	中巖圓月
自曆譜	中巖圓月	月峯錄	月峰了然
月堂錄	月堂宗規	一心妙戒教	無我省吾
蘭洲錄	蘭州良芳	寂室錄	寂室元光
大拙年譜	大拙祖能	傑翁錄	傑翁是英
無涯錄	無涯仁浩	夢巖錄、旱霖集	無巖祖應
興禪記	無象靜照	大覺座師論	道隆蘭溪
宗門千字文	梵仙竺仙	損益清規	梵仙竺仙
正法論		續正法論	
正法直傳	峯翁祖一	諸偈類要（七卷）	東岡希杲
大鑑廣清規	清拙正澄	同略清規（小清規）	清拙正澄
東漸清規（或題叢林拾遺）	東漸健易	清規要綱	雲章一慶

宗門十勝論	虎關師錬	五家辨	虎關師錬
東明錄	東明慧日	南院錄	規菴祖圓
鐵菴錄(鈍鐵集)	鐵菴道生	黃龍十世錄附黃龍已下諸傳	龍山德見
夢窓錄(同年譜)		夢中問答	夢窓疎石
夢窓明極唱和編		沙石集	無住道曉
聖財集	無住法師	雜談集	無住法師
手鑑	無住法師	東山錄	東山湛照
直翁錄	直翁知侃	雙峰錄	雙峰宗源
乾峰錄(拔關集)	乾峰士曇	愚中錄(同年譜)	愚中周及
艸餘集	愚中周及	若木集	此山妙在
業識團	靈山道隱	別源錄	別源圓旨
南遊東歸集	別源圓旨	東歸集	天岸慧廣
月林錄	月林道皎	拈古頌古集	月林道皎
月菴錄	月菴宗光	無象錄、夢遊集	無象靜照
復菴錄	復菴宗已	雪村錄	雪村友梅
岷峨集	雪村友梅	雪村行道記	大有有諸

聖一法話		法燈法語(又云由良法語)	
法燈年譜		拔隊法語(又云鹽山法語)	
拔隊錄		大覺錄	
大休錄	佛源禪師	佛光錄	
佛國錄		佛光年譜 建長中山法頴、合塔行狀等編(成一卷)	
徹心錄	三光國師	一山錄	
兀菴錄		師居錄(附錄)	淸拙正澄
餘慧語要	明極楚俊	明極錄	明極楚俊
小林一曲(四卷)	嵩山居中	竺仙錄	梵仙竺仙
來々禪子集	梵仙竺仙	天柱集	梵仙竺仙
東渡集	梵仙竺仙	尙時集	梵仙竺仙
佛燈錄	約翁德儉	大應錄	南浦紹明
大燈錄	宗峰妙超	鏡堂錄	大圓禪師
十禪支錄	虎關師錬	濟北集	虎關師錬
海藏紀年錄	虎關師錬	紙衣謄	虎關師錬
禪餘或問	虎關師錬	正修論	虎關師錬

ぬ。左に五山文學小史により、榮西和尚以下德川時代以前までの著述を掲げて、如何に我が文學に貢獻せしかを示すであらう。

日本禪林撰述書目

（五山爲主其餘關係五山者載之）

興禪護國論	榮西和尚	出家大綱	榮西和尚
三部經開題	榮西和尚	一代經論總釋	榮西和尚
菩提心論口訣	榮西和尚	圓頓一心戒和解	榮西和尚
師子淨敵論	榮西和尚	喫茶養生記	榮西和尚
法華入眞言門訣	榮西和尚	眞禪融心義	恐祖師門徒作
楞嚴新疏（十卷）	大歇了心	三教要略	聖一國師
註釋摩訶衍論	痴兀大慧	大日經見聞	痴兀大慧
元亨釋書	虎關師錬	倭傳燈錄	藏山順空
續釋書	定山祖禪	佛語心論	虎關師錬
圓覺經註	梵仙竺仙	色塵集（宗鏡錄抄三十卷）	無極士玄
稟明抄（宗鏡錄抄）	愚中周及	聖一錄同年譜	

于成不亦為缺典乎今守塔大苾
峯昌遵不容袖手遂不遠千里以
幹事来京師謀于諸老以欲終厥
功俾周信為代緣疏文則未暇佑
裁小偈代疏仰干
諸大檀那揮金成此勝事則令尖
一句不待舉而圓矣偈曰
昔日浮圖隨劫灰從新架起奈無材直
將大地為檀越玄度何時不再来
至德四季丁卯夏五 周信謹識
幹緣比丘



僧義堂周信筆幹緣疏

鎌倉　黃梅院所藏

らう、當時詩文に巧みならぬものは禪僧たる資格がないのであつた、五山文學は實にその成果である。上村觀光氏が五山文學の起原を一寧一山に歸し、その大成を夢窓疎石とせられたのは誰も首肯すべき說である、恐らく我が國の文學にして殆んど純支那的の詩文家を出せしは平安朝以後たゞ五山文學の盛期のみといふも過言でない。「意はざりき日本に此郞あらんとは、人皆いふ、恐らくは疑中華の人其國に住する者の作ならん歟」と天寧の琦公をして嘆賞せしめたるは義堂周信の空華集である。語錄の如きまた當時刊行されたものは多く支那風に模し、世に五山版の稱がある、中にはわざ〳〵支那に於いて上木したものも少くなかつた。

五山文學の起原

義堂周信

五山版

五山文學は大略應永前後で二期に分たれる、第一期は詩文時代、第二期は注疏時代である、無論注疏時代とて詩文がなかつたのではないが、詩文は何といつても應永以前のものが高調で善く出來てゐる。それに注疏時代に入つてから朱子の學風などまた次第に皷吹せられ、儒學に長じたものも多く輩出し、遂に德川時代に於ける儒學勃興の源泉となつたことは注意しなければなら

五山文學の二期

詩文時代と注疏時代

夢窓疎石　**七朝國師**　**虎關の元亨釋書**

皇家中興時代に於ける最も有名なる禪僧は夢窓疎石であつた。彼は後醍醐天皇の尊信を蒙つたが、その示寂の後、後土御門天皇の勅諡を受くるまで七たび國師號を賜はつたので、また七朝國師の名がある。その筆蹟も甚だ多く傳はり、畫像の如きまた臨濟禪の諸寺院に傳へられたもの少くないが、鎌倉圓覺寺黄梅院・京都天龍寺のものはその雙璧といつてよい。また虎關の編せし元亨釋書は、我が國に於いて始めて公刊せられたる僧史といふべく、その間にまた卓見の觀るべきものがある（歷史地理第五十六卷丸山二郎氏「元亨釋書に就いての考察」參考）。

春屋妙葩　**僧錄司**

禪僧は義滿の時代に至り、たゞに將軍の尊信を蒙つたのみならず、前に述べたやうに政治上の顧問にも與かり、ます／＼その勢力を加へた。殊に春屋妙葩の如き寧ろ政治的技能に長じた人といつて可い、彼は義滿の初政に僧錄司が置かるゝや、之に任せられて禪院を統轄した。そして叡山との問題で管領細川賴之と拮抗するに至つたが、禪宗はやがて天台宗と並び得るに至つた。

また彼等にして詩文に巧なるものは斗を以て量るといつてよいほどであ

敕諡圓應大機禪師	笑堂宗忻	敕諡大祖正眼禪師、天應大現禪師	徹翁義亨
（以上峰翁派）			
敕諡本有圓成國師　加賜佛心覺照　加賜大定聖應、加賜光德勝妙			關山慧玄
勅諡神光寂照禪師	授翁宗弼	敕諡興文圓慧禪師	無因宗因
敕諡師源大濟禪師	日峰宗舜	敕諡大慈慧光禪師	義天玄承
敕諡佛日眞照禪師	雪江宗深		
（以上妙心六祖）			
敕諡實性禪師	景川宗隆	敕諡大寂常照禪師	特芳禪傑
敕諡大興心宗禪師	悟溪宗頓	敕諡大道眞源禪師	東陽英朝
（以上妙心四派之祖）			
特賜圓照本光國師	以心崇傳	敕諡正宗大興禪師	最岳元良
敕諡慈明廣慧禪師	竺隱崇五	特賜佛慈普濟禪師	剛寶崇寛（初光侃）
敕諡佛性通應禪師	雲叟元云	敕諡大智圓通禪師	乾巖元雄
（以上金地）			
敕諡正宗國師	白隱慧鶴	敕諡正續朝宗禪師	常菴疏、景顏住建長諸山住、嗣足菴
敕禪佛圓禪師（空華集有七律部）	不識妙有		

敕謚鏡智法明禪師　古幢周勝

敕謚佛慧正續國師　鄂隱慧奯

敕謚興宗明教禪師　瑞溪周鳳

敕謚佛德大滿禪師　仙巖澄安

敕謚佛眼天祐禪師　崇山等貴

敕謚正宗護法禪師　痴鈍妙頴

（佛慈以下至此夢窓派）

特賜興禪大燈國師　加賜高照正燈禪師　加賜大慈雲匡眞國師　宗峰妙超

元特賜圓通大師（夢窓下）　鐵舟德濟

敕謚正宗大曉禪師　峰翁祖一

特賜普照大光國師　淨光鏡圓

敕謚普濟大聖禪師　可翁宗然（又號通翁）

敕謚圓光大照禪師　滅宗宗興

（大燈以下至此大應下）

敕謚佛眼禪師（可翁下）　大綱全學

敕謚正續大祖禪師　月菴宗光

敕謚圓乘宏濟禪師　寶山乾珍

敕謚智海大珠禪師　嚴中周噩

敕謚寶智圓明禪師　海門承朝

敕謚圓極眞修禪師　玉岫英種

敕謚佛慧圓應禪師　蘭坡景茝

敕謚佛性本源國師　晰叔顯晫

敕謚廣智禪師　絕崖宗卓

敕謚眞覺禪師　雪庭宗師

敕謚弘宗普門禪師　卽菴宗心

敕謚大定禪師　物外可什

敕謚大證禪師　大蟲全岑

敕謚大觀禪師　大有利有

敕諡佛智圓應禪師　嶼嵯巧安
（慈照以下至此一山派）
敕諡大法源禪師　秋澗道泉
（佛智以下至此大休派）
敕諡僧海禪師（無象照下）　大林善育
敕諡慧鑑明照禪師（此二大鑑派）　希世靈彥
敕諡祖燈大明禪師　正中端
（古先派友峯下）
敕諡普覺圓光禪師　南英周宗
（大拙能派）
敕諡佛慈禪師　無極志玄
敕諡宗猷達悟禪師　德叟周佐
敕諡性眞圓智禪師　觀中中諦
敕諡宗鏡禪師　碧潭周皎
敕諡佛範宗通禪師　大法大闓
敕諡佛興禪師　友山清師

敕諡本源禪師　鐵菴道生
敕諡佛慧禪師　傑翁是英
敕諡寶鑑圓明師敕　天境靈致
敕諡佛宗眞悟禪師（靈山下）　石屏子介
敕諡佛觀禪師　靑山慈永
敕諡佛照慈明禪師　不遷法序
特賜佛智廣照淨印翊聖國師　絕海中津
特賜智覺普明國師　春屋妙葩
特賜佛日常光國師　空谷明應
敕諡佛運禪師　柏庭清祖

敕諡佛性禪師　天庵妙受　敕諡佛乘禪師　天岸惠廣

特賜夢窓國師（後醍醐天皇）加賜六朝　正覺（光明院）心宗（光嚴院）普濟（後光嚴院）玄猷（後圓融院）佛統（後花園天皇）大圓國師（後土御門天皇）　夢窓疎石

（佛應以下佛國下）

敕諡佛嚴禪師　南峯妙讓　敕諡佛滿禪師　大喜法忻

敕諡佛印大光禪師　久菴僧可　敕諡佛果禪師　天鑒存圓

（以上佛國派）

佛通禪師　意翁圓淨　廣照禪師　金澤素城

（以上一翁派）

敕諡眞應禪師　南洲宏海　敕諡眞覺禪師　天外志高

敕諡宏覺禪師　東巖慧安　敕諡勝覺禪師　龍川元津

（眞應以下至此兀菴派）

敕諡覺海禪師（大覺派）　肯山聞悟　敕諡等慈禪師（大覺派）　香林識桂

特賜大本禪師　嵩山居中　敕諡大達禪師（此二、西礀下）　明巖正因

敕諡慈照慧燈禪師　石梁仁恭　敕諡佛海慈濟禪師　聞溪良聰

元朝（特賜）本朝（敕諡）寶覺眞空禪師　雪村友梅　敕諡弘宗定智禪師　蘭洲良芳

敕諡德光普照禪師　延用宗器

勅諡妙覺禪師　象外師鑑
勅諡本覺禪師　了堂素安
勅諡眞覺禪師　獨照祖輝
勅諡圓光禪師　月窓元曉
勅諡心慧燈禪師　南嶺子越
勅諡見性悟心禪師　彌天元釋
勅諡圓明證知禪師　松嶺道秀
（宏覺以下至此大覺派）
勅諡南院國師　規菴祖師
勅諡國一禪師　太古世源
勅諡圓明佛演禪師　一翁院豪
勅諡靈光禪師　大用惠堪
（南院以下至此佛光派）
特賜佛宗禪師（佛光下）　見山崇喜
勅諡佛應禪師　大平妙準
勅諡佛德禪師　元翁本元

勅諡廣覺禪師　國拙文巧
勅諡覺智禪師　月山希一
勅諡照覺普濟禪師　恭山賢僊
勅諡圓應禪師　寂室元光
勅諡圓智悟空禪師　靈仲禪英
勅諡圓照佛慧禪師　越溪秀格
勅諡覺源禪師　平心處齊
勅諡佛國應洪濟國師　高峯顯日
勅諡佛頂禪師　白雲惠宗
勅諡泰定廣濟禪師　蒙山智明
勅諡佛地禪師（佛光下）　雲屋惠輪
勅諡佛壽禪師　樞翁妙環
勅諡佛眞禪師　無礙妙謙

勅諡佛通禪師　癡兀大慧
特賜雙峯禪師（滅後賜國師）　雙峯宗源
勅諡應通禪師　無外爾然
特賜虎關國師　虎關禪錬
勅諡法源禪師　無涯禪海
勅諡普應圓融禪禪　定山祖禪
勅諡佛海禪師　一峯明一
勅諡圓光禪師　可菴圓慧
特賜圓光國師　別峯大殊
特賜佛智大照國師　竺雲恵心
特賜佛日禪師　了菴桂悟
（寶覺以下至此聖一派）
勅諡宏覺禪師　桃溪德悟
勅諡佛覺禪師　玉山德璇
勅諡大興禪師　葦航道然
勅諡普覺禪師　義翁紹仁

勅諡佛印禪師　直翁智侃
勅諡普圓國師　潛溪處謙
勅諡眞寂禪師　妙翁弘玄
勅諡佛智大通禪師　玉山玄提
勅諡廣智國禪　乾峯士曇
勅諡大智圓應禪師　夢巖祖應
勅諡弘宗禪師　雲章一慶
勅諡眞覺廣慧大師（元文宗賜）　大朴玄素
勅諡佛光眞照禪師　省伯令恵
勅諡佛慧振宗禪師　貴菴從尊
勅諡明覺禪師　明窓宗鑑
勅諡覺照禪師　林叟德瓊
勅諡覺雄禪師　無隱圓範
勅諡知覺禪師　桑田道海

敕諡大光禪師　復菴宗己
敕諡正宗廣智禪師　古先印元
特賜眞源大照禪師　龍山德見
（宏光以下至此千光派）
敕賜勇猛菩薩（千光派）月峰伊卍（嗣寒潭）
敕諡廣濟禪師　高山慈照
敕諡佛慧禪師 加賜佛林慧日禪師　恭翁運良
敕諡廣照禪師　孤山至遠
敕諡慧光大圓禪師　拔隊得勝
敕諡正眼智鑑禪師　大歇勇健
敕諡法光圓融禪師　峻翁令山
（三光以下至此法燈派）
敕諡寶覺禪師　東山湛然
敕諡佛照禪師　白雲惠曉
敕諡圓鑑禪師　藏山順空
敕諡大圓國師　無住一圓

敕諡廣圓明鑑禪師　大拙祖能
敕諡宏光禪師　寂菴上昭
敕諡通照禪師　寒潭惠雲
特賜三光國濟國師　孤峯覺明
敕諡法光安威禪師　東海竺源
敕諡大醫禪師　嫩桂正榮
特賜佛心慧燈國師　古劍知訥
特賜清泉禪師　慈雲妙意
敕諡佛慧廣慈禪師　在菴普在
敕諡佛心禪師、大明國師　無關普門
敕諡佛智禪師　山叟惠雲
敕諡大智海禪師　無爲昭元
敕諡法照禪師　月船琛海

不二道人　（岐陽方秀）　東　懶雲　（南英周宗）
溪貧樂齋　（祥啓書記）　建長寺

日本禪林諸師賜號　五山派爲主 其餘略出

葉上（後鳥羽帝）千光（宋孝宗）	榮西禪師	勅謚大覺禪師	蘭溪道隆
勅謚聖一國師 勅謚神光國師 加賜大寶鑑廣照國師（安永八年）	圓爾辨圓	勅謚法燈圓明國師	心地覺心
勅謚佛光常照圓滿國師	無學祖元		
以下加賜			
勅謚圓通大應國師	南浦紹明	勅謚佛源禪師	大休正念
特賜宗覺禪師	兀菴普寧	特賜慈弘濟大師	一山一寧
特賜佛燈國師	約翁德儉	特賜佛日焰慧禪師	明極楚俊
勅謚大鑑禪師	淸拙正澄	勅謚大圓禪師	鏡堂覺圓
勅謚大通禪師	西磵子曇	勅謚普光大幢國師	月林道皎
勅謚妙應光國慧海慈濟禪師	東陵永璵	勅謚普濟法雲禪師	無隱元晦
勅謚佛種慧濟禪師	中巖圓月	勅謚佛德大道禪師	愚中周及
勅謚法海禪師	無象靜照	勅謚佛慧禪師	靈山道隱

武陵	(無礙妙謙)	住圓覺嗣佛國	吉水	(聞溪良聰)	建仁一山嗣
越山	(別源圓旨)		關西	(枯木紹榮)	嗣夢窓
五臺	(古菴普紹)	福建二寶嗣夢窓	高橋	(古先印元)	住建長嗣中峯
長峯	(象外禪鑒)	建長嗣桃溪大覺孫	隱谷子	(白雲惠曉)	東福栗棘
篋卍菴	(桃源瑞仙)		唖隱	(益之宗箴)	相
梅湖養拙(室名)	(龍湫)		知足(室名)	(無極志玄)	
葵軒	(文成鷟)		松經	(宗山等貴)	
平城	(景岱)		東華	(妙貞)	
杜南	(英珠)		西湖	(悅巖東悆)	建兩足
稽山	(芳春圓柔)	建洞春	愚島	(芳卿光隣)	東寶勝
東林	(全禪)		濯錦	(周巖)	
蓬島	(等瑤)		竹西	(周龍)	
坏幻	(天圭中瓏)	普明派	如水	(與可心交)	東
安枕(齋名)	(芳鄉光隣)	東寶勝	恕菴	(茂彥善叢)	東如意
參兩道人	(筠溪元貞)	東栗棘派	萬休	(不聖契聞)	
岳松子	(愚中周及)		龍石子	(東漸健易)	東西輝菴

南洲自來子	（雲竇永集）	建永源	嫭峰	（全室彦勳）	建淸住
阿丘雲犂叟	（雪巖中釣）	建普光	星江澄翠	（東治覺治）	建堆雲
五溪散李	（天岸覺葩）	建堆雲	南冥呆菴	（白堂竺隱）	建大中
湖山	（集雲守藤）	東不二	孤山	（剛外令柔）	東龍眠
江陰	（棠陰玄召）	東南昌	金華或番陽	（周南圓旦 初俊甫光勝）	東艮岳
鑑湖	（滅猛禮格）	東曹源	安西	（玉峰光璘）	東寶勝
湖南愷々	（大華令瞻）	東龍眠	雒浦常羊	（南宗祖辰）	東本成寺
神洲	（丹陽光鶴）	東如意	洛濱嘘々	（松隱玄棟）	東南昌
鵝湖	（雪堂令研）	東龍眠	梅洲宜默	（石霜龍菖）	東印宗
嶺南是鑛	（天衣守倫）	東不二	西華倘鎌	（蘭溪光瑨）	東寶勝
鵬南無得	（玉嶺守瑛）	東不二	華東背月	（桂巖龍芳）	東郎宗
曲江	（柏巖繼趙）	住圓覺大覺派	墨田	（歸山光一）	住建長佛光孫
筑波	（無傳普傳）	嗣東海源	豊城	（物外可什）	住建長嗣南浦
鶴峯	（在菴普在）	嗣東海源	天府	（無極志玄）	嗣夢窓
三笠	（天然興運）	住壽福嗣嶮峰安	長岡	（東峰通川）	住淨妙嗣大休
三谷	（東林友丘）	住建長嗣一山	大山	（宗峰妙超）	大德開山

泉南温華不倚子　（中山玄中）　天妙智
梅湖竹可　（月心性湛）　天眞乘
長岳惶々　（雲崖道岱）　天延慶
長安洪崖　（翠巖承堅）　天三秀
東湖　（春和啓閭）
岐下恐蕉　（雪岑梵崟）　相雲興
丹巒　（春葩宗全）　相富春
淸溪　（汝舟妙恕）　相光源
閑汀　（天啓集仗）　相瑞春
六橋　（乾崖梵竺）　相林光
尾陽　（藍坡中珣 初號藍溪）　相長得
菅湖雪蕉　（天叔顯臺）　相慈照
城北　（三江紹益）　建常光
巽亭　（茂源紹栢）　建淸住
橫渠烏巢點雲　（顯令通憲）　建永源
黑水　（松堂宗植）　建淸住

城南景亮　（關仲智悦）　天壽寧
新豐松雨　（古溪性琴）　天寶壽
泉南竹軒知盈　（瑞源等禎）　天妙智
柳湖雷久　（拙山周寅）　天壽寧
樂窩日下（室名）幻松　（晰叔中暐）　相梅岑
江左如是子　（覺雲顯吉）　相梅岑
龜巢　（愚溪等厚）　相玉龍
越溪惟參　（太虚顯靈 初號龍天）　相慈雲
江沙頤神　（別宗玄繇）　相慈照
丹田幻虚　（蘭谷祖芳）　相松鷗
葛陂松雲　（維天承瞻）　相巢松
河東三川　（古澗慈稽）　建大統
基叔（歟）　（釣天永洪）　建如是
卯橋（或云洪橋）　（九巖中達）　建大統
長水依幻　（雲外東竺）　建兩足
阿閣岫雲　（黃巖慈璋）　建大統

清溪　（燕春龍喜）　東龍吟派
番易　（清叔壽泉）　相
維遊　（有和壽筠）　天
松窩　（以心崇傳）　南金地
孤雲　（雲叟元云）　南金地
江東　（月溪聖澄）　東松月
清洲　（補中等修）　天妙智
江左　（覺雲顯吉）　相慈照
殿下　（惟堅周徑）　天永明
江東　（虎岸昌竹）　天鹿王
伊川　（天澤圓育）　東艮岳
芝隱　（月洲承光）　天慈濟
備陽　（舜岳玄光）　天松巖
鑑湖　（虎林中虔）　天慈濟
泗濱　（江岳元策）　天南芳
礀東雪礀（別號）　（古靈道充）　天延慶

草湖　（惟杏永哲）　東永明
水西雲臥　（三章令彰）　天妙智
啞羊僧　（大圭宗价）　建大龍
巣雲　（最岳元良）　南金地
東湖　（有節周保）　相慈照
三峰　（友月龍珊）　東龍吟派
豊嶺　（慈承）
若濱　（雪巖梵寅）　相
天津　（賢溪玄倫）　天鹿王
東林　（剛室崇寛 初名元侃）　南金地
薩地　（香蔭宗蕙）　建普光
西礀　（菊齡元彭）　天慈濟
松巖　（洞叔壽仙）　天慈濟
葛里　（泉叔梵亭）　天壽寧
防渚　（蘭室玄森）　天妙智
肥水無盡（別號）　（文禮周郁）　天眞乘

峨松竹所	(斯立光幢)	東寶勝
啜松(室名)	(天翁永幸)	東南明
枕流	(一了宗登)	東南明派
致爽翁	(玄茶壽洪)	天
樂窩幻松日下(地名)	(暕叔顯晫)	相慈照
邇齋	(和仲東靖)	建兩足
片雲華松	(利峯東鋭)	建兩足
自雲	(規伯元方)	對西山 南正眼
留月道人祥光老子	(東沼周曮初號東洋)	
若耶子耶溪	(文溪聖才)	建十如
鈎月	(文仲賢昌)	建洞春
集雲	(澗甫周玉)	建在中派
長廬	(江春瑞超)	相長得
丹岳	(琛甫周璘)	天慈濟
月浦南陽、	(西笑承兌)	相豐光
若雲	(雲岳靈圭)	南聽松
扣角子	(茂伯令才)	東栗棘派
半雲(室名)	(業仲明紹)	東南明
隱樟	(虎玄嚴隆)	東南昌
竹窓	(鳳林承章)	相
蒲菴高安	(文溪永忠)	建如是
滴翠南華	(梅仙東逋)	建兩足
無求子	(以成東規)	建兩足
九禾	(鐵叟景秀)	建定慧 南楞嚴
鷗鄉散人	(東沼)	建栖芳
賀湖頌雲	(河淸祖瀏)	建興雲
雑遂	(有自瑞章)	建光澤
武牢小溪	(英甫永雄)	建如是
蔭陰	(笑隱善樟)	東
澤南	(宗勤)	
桃隱	(英岳景洪)	南正因
河南	(梅谷元保)	南語心

號	名	派	號	名	派
葉巢子	（瀑巖等紳）	普明派嗣維馨	半梅	（梅叔法霖）	相
亦菴	未詳相國歟桃源百衲襖中往々有此名		窳齋	横川京華集云今南禪：：老人云々文明中人按ニ牛陶稿一：者利涉宗湊：	
謙齋龜陰	（策彥周良）	天妙智	嵐齋芝隱	（江心承董）	天三秀
雲臥	（補仲等修）	天妙智	南華	（在中中淹）	相慈照
牧松	（以參省）	龍湫派	松屋	（仲安梵師）	嗣普明
諸菴	（靖叔德林）	南金地	少雲	（乾峯士曇）	東莊嚴
流芳	（雲章一慶）	東寶渚	逍遙	（存耕祖默）	東本成
浣花野人	（茂彥善叢）	東如意	風月主人	（愚極禮才）	東曹源
蘿雲	（謙巖原沖）	東天護	怡雲鳳栖（室名）	（岐陽方秀）	東不二
松花老人千松	（信仲明篤）	東永明	宗鏡嬾衲海南隱衲		東永明
聖箭子	（悅雲宏怡）	東永明派	鉢袋子	（了菴桂悟）	東大慈
倚松萬峑	（大愚性智）	東堆雲	樵隱子或云翠隱	（華岳建胄）	東常喜
潛峑	（東漸健易）	東一華	幻菴借菴	（翺之惠鳳）	東不二
蕉菴或云竹谷作軒	（季弘大叔）	東	筏菴又楠溪豐阜	（湖月信鏡）	東大慈派
梅野々人蒲軒佩經齋	（勝剛長柔）	東莊嚴	瓢菴	（彭叔守仙）	東善惠
三浦伊川	（了菴之地名）		雲松道人	（季亨玄嚴）	東卽宗

旅泊老衲	（萬宗中淵）	相法住	竹郷羝僧臥雲刻楮	（瑞溪周鳳）	相慶雲
關西	（鄂隱惠奯）	相長得	眞愚雲巢	（西胤俊承）	天雲松 絕海下
伊川	（海門承朝）	天	漚華道人	（慶仲周賀）	天勝寶
心牧（室名）	（用剛乾治）	絕海下	道隱	（月溪中珊）	天勝善
睡快有牧	（春溪洪曹）	空谷下	雪坡西嵐殘衲	（以遠澄期）	相常德
嘯竹紫篷山人 或云蓬萊	（竹香全悟）	相惠林	一止子	（仲方中正藏主）	相
無々	（東旭等暉）	相巖中下	是菴自牧松屋老人	（子建寅）	相慶雲
交蘆三蘆江介老人	（月翁周鏡）	相巖中下	樵雲	（春陽景杲）	空谷 常德 派
補菴小補	（橫川景三）	相	泰雲東廬	（維馨梵桂）	相大智
蕉雨蕉了	（桃源瑞仙）	相	三桑	（原古慈稽）	相空谷派
慵菴	（益之集箴）	相雲頂	樓雲懶漁半泥	（景甫壽陵）	相瑞溪下
松泉主人松岳	（龜泉集證）	相雲頂	宜竹半隱	（景徐周麟）	相在中派
雪齋日南（地名）	（汝雪法叔）	絕海派	臥遊	（平仲中衡）	太岳下
眠雲	（叔原宗营）	相雲頂派	意釣散人	（芳洲）	相
櫟菴樂木叟	（茂叔集樹）	相雲頂派	半陶	（彥龍周興）	相法住
漆桶梅菴	（萬里周九）	初居相國 後年還俗	哭菴栖碧山人	（天章澄彧）	相空谷下

泉聲幽處(室名一菴)		
寅閣(或云作菴)角虎栗浦	或云作里常菴龍崇	建靈泉
雲壑道人	(惟忠通恕)	建永源
雲樵	(蘭坡景茝)	南正因派仙館院
芙菴	(抱節中孫)	南慈氏
逍遙道人	(貞叟梵利)	建寶福
艮岑	(菊畹曇秱)	建慶光三光派
東湖	(春和啓誾)	建大龍
海樵萬里鵝湖	(天與淸啓)	建禪居
泰安枯木萍鄉天津	(春澤永恴)	建如是
默雲	(天隱龍澤)	建大昌
巢雲	(遊叟周藝)	建大統
話月	(大成集)	建新豐
松蔭	(琴叔景趣)	南正因
天隱子	(叔京妙祁)	相絕海下
碧雲	(如心中恕)	古劔下
蕭菴	(正宗龍統)	建靈泉
村菴	(希世靈彥)	南聽松
白雲丹壑	(惟忠、書齋名)	
鷗菴、松漚臭菴	(梅屋宗香)	南眞乘
養拙	(彥材明掄)	南正的
松月	(舜徒光韶)	建如是
蒙菴	(春莊椿)	大龍
松窩青松葊閣(或云作菴)	(桂林德昌)	建傳芳
水拙鶴峯	(祖溪德濬)	建光澤
識廬樵菴梅溪(地名)	(雪嶺永瑾)	建如是
鎌齋春耕聽雨松岡	(心田淸播)	建大統
幻雲中孚	(月舟壽桂)	建一華
牧雲	(繼天壽戩)	建一華
樵雲	(月谷周進)	南瑞雲龍湫派
雪巢西山遺樵	(東岳徵昕)	空谷下
三周東川	(大周周奝)	天永安

咄齋　（龍湫周澤）　天壽寧
空華　（義堂周信）　南慈氏
百拙　（鐵舟德齋）　天龍光
了幻　（古劍妙快）　天壽光
若虛　（空谷明應）　天眞乘相
蕉雪歇卽道人　（惟肖得巖）　南双桂
嬾団嬾室三山　（仲芳圓伊）　建長慶
幻化道人　（無塵燈）　嗣二眞如月叟哲一中峰孫
不還子　（性海靈見）　東退耕
暮山老人　（太白眞玄）　南雲門
全愚逸休（室名）　（大岳周崇）　相慧林天性智
懶叟　（竺雲等連印面有此號）
交蘆推枕（室名）　（叔英宗播）　南惠雲
自牧　（獨芳淸曇）　建禪居
也足　（一菴一麟）　建靈泉
蟬闇或云作菴稲菴　（瑞巖龍惺）　建靈泉

蕉堅　（絕海中津）
天游　（淸溪通徹）　天
來青　（靑山慈水）　建大統
了幻聽雪（室名）氷雪窩　大業德基　南金地
無染離幻　（古幢周勝）　相
懶雲　（嚴中周噩）　相
春雨　（竹隱自嚴）　建五葉
冲默　（自南聖薰）　嗣二孤山遠一燈孫
不白　（伯巖殊楞）　南禪栖三光孫
曇華（室名）　（鐵菴道生）　建瑞應
小朶子自强　（竺雲等連）　天妙智
意足（室名）　（太淸宗渭）　南雲門相雲頂
天香（室名）　（桂巖運芳）　建常照
不昧子　（春天宗宿）　建福聚
睽菴睽叟續翠木虵　（江西龍派）　建靈泉
葵齋　（九淵龍琛）　建靈泉

禪僧の名はその別稱や國師號などいろ〳〵あつて一寸調べるに困難なることがある、左に鎌倉時代以降禪僧の別稱及び國師・禪師號等を掲げよう(國師號禪師號は前に擧げた日本佛家人名辭書の附錄にも載せてある)。

日本禪林諸師別稱幷室名地名表

建(建仁寺)　南(南禪寺)　相(相國寺)　天(天龍寺)　東(東福寺)

畢竟滅	(淸拙正澄)	建禪居	縱性	(別源圓旨)	建洞春
來々禪子、思歸子	(竺仙梵僊)		木訥	(夢窓國師)	
中正子	(中巖圓月)		東海一漚子、海漚子	(中巖圓月)	
如是住絶鑛爐(室名)	(此山妙在)		阿吽	(雲叟慧海)	
靑丘遺老	(伯英德俊)	南大寧	獨步叟	(月林道皎)梅津長福又稱二圓明叟一晩稱二西山菴翁一室曰二淸居一	
木杯	(椿庭海壽)	南語心	率性膿隱	(溪雲支山)	相玉龍　建大龍
自悟	(月窓元曉)	建給孤	幻空 後別號爲二塔名一	(雪村友梅)	建淸住
依此輪	(靈丘宗古)	嗣雪村	破草鞋	(吉山明兆)	東
不輕子、西河潜子	(春屋妙葩)	相	芥室	(春屋妙葩)	

京都にあつては天龍・相國・建仁・東福・萬壽の五寺、鎌倉にあつては建長・圓覺・壽福・淨智・淨妙の五寺を各五山と定めた。蓋し、相國寺の建立は久しい間山門から加へられた迫害が全く止んで、こゝに幕府の歸依佛教として、禪宗が公認せられたものといへよう(上村觀光氏著五山文學小史、辻善之助博士日本佛教史の研究所收「足利時代天台宗と禪宗との軋轢」參考)。又五山に次いで十刹の次第が定められたのは天授六年(康曆二年)のことであつた。

五山文學は實に五山の叢林を中心として發達したもので、公家の學問は禪僧に收められた觀があり、文學の衰退した中武家時代の花であつた。上村觀光氏著五山文學小史はその要領を得たものとしてこゝに推奬する。また同氏の編修になれる五山文學全集をはじめ、續群書類從文筆部・釋家部にもその資料があり、本朝通鑑にも割合に多く參考すべきものがある。素より禪宗の文學は鎌倉時代に於いて既に觀るべきものあつたといへ、名衲輩出して禪風の尤も多く揚つたのは皇家中興時代以後であつて、その法統法系は鷲尾順敬博士著日本佛家人名辭書・日本佛教小史に收錄してある。

守護代 半國守護

を經て近世封建制度が確立するに至つた。固より全國の守護が誰であつたかは、有力なる人々の外正確に知り難いがもし一人にして數國の守護であれば守護代を國ごとに置いてゐたが、多くは老臣を之に任じた。また半國守護と稱して一國を中分し、二人の守護が守護權を分掌した所もあり、その間請所

請所

の制をはじめ莊園制度が如何に變遷して近世の鄕村や都市が形成せられ、士農工商の階級制が現れ來つたかは、室町時代史の興味ある問題である。幕府の官職については武政軌範・武家職官考などに見えてゐる(史學雜誌第十編・第十一編本多辰次郎博士「足利氏政治要略」參考)。

禪宗の五山十刹

義滿の時代に臨濟禪宗の五山十刹制が出來上つた。五山の沿革に就ては、嘗て史學雜誌第十編に本多辰次郎博士・原秀四郎博士・堀田璋左右氏等の論議があつた。初め北條時賴が建長寺を建てた時、宋の五山制に倣ひ同寺を幕府の官寺としたが、その後建仁・東福・萬壽・圓覺・建長の五寺を五山とし、ついで南禪寺・天龍寺を加へ、相國寺成るに及び、元中三年(至德三年)新に五山を定めて永制

五山の制定まる

となつたのである。卽ちもと離宮にして勅願寺たる南禪寺を五山の上とし、

衆を置きしをはじめ、それ〴〵の奉行に庶政を行はしむる等、殆んど皆鎌倉幕府と同樣であつた。

關東公方

次に地方に於ける情勢を見るに、既に述べた通り、關東には氏滿管領たりしが、當時また公方と稱せられ、執事上杉氏を管領と稱してゐた（渡邊世祐博士著關東中心足利時代の研究參考）。

奥州探題と九州探題

又奥州及び九州には探題があり、奥州探題は、關東公方との關係に於いて政治的にも注意すべく、九州探題は鎮西の大名を統率するばかりでなく、朝鮮支那との交渉にも重要なる地位を占めてゐた。

地方の行政軍事

守護

猶ほ諸國に於ける守護は行政軍事、すべてを掌つたのであつて、鎌倉時代の守護とはその性質を異にして來た、即ち五十餘年の爭亂に舊來の御家人制度が破壞せられ、頗る有力なる御家人たりし守護のみが同じく御家人たりし小地頭を家來とし、政治的にも財政的にもその分國を一手に從へ、國衙領の如きまた多く守護の併合するところとなり、本家・領家は有るか無きかの有樣、從つて皇室をはじめ奉り、公家は地方に於ける經濟的實力を殆んど失つて了ひ、大名制はこゝにその端緒を見ることゝなつた、そして群雄爭覇時代の社會的變動

建武式目の制定者

管領と所司

三管

四職

所司代

制によつたもので、幕府の役人には鎌倉幕府の政所や問注所に居つた人々の子孫も少くなかつた、建武式目の如きも遺老二階堂是圓入道の草するところであつた。たゞ鎌倉幕府と異なる點は、第一に實權が將軍にあつたこと、第二に幕府が京都に置かれたことである。また鎌倉幕府にあつては執權が政所別當と侍所別當とを兼ね、連署がその輔佐となつてゐたのであるが、室町幕府の重職は管領及び所司であつた。管領ははじめ執事と稱し、鎌倉幕府の政所執事に相當するもので、はじめ高師直久しくその職にあつたが、その滅ぼされた後は、細川・斯波・畠山の三氏代る〳〵之に補せられることになつた。その管領と稱したのは、恐らく斯波義將からであつたらうといはれてゐる、普通に三管領、又略して三管の名がある。所司は侍所所司の略稱である、軍務を管し、警察の事を掌ると同時に、山城の守護職を兼ね、京都を中心として山城一國の檢斷に當つた。山名・一色・赤松・京極の四氏代る〳〵任ぜられた、また之を四職といつてゐる。その代官を所司代と稱した、後ち德川氏が置いた京都所司代はこの名稱を引いてゐるのである。その他幕府の中央機關として引付衆・評定

公家の首班にして武家の棟梁

あり、その年彼が太政大臣に昇進したのは、平淸盛以後武家としての初例であつた。彼は實に文武の極官を兼ね有し、公家の首班にしてまた武家の棟梁たり、公家と武家とを支配する位置に立つたのである。されば宮中の五壇法御修法など幕府で行はるゝこと多く、石淸水・賀茂・春日詣などまた將軍の行事となつた。從つてその花押の如きも、公家風の花押と武家風の花押とを有してゐるのは義滿に始まるのである(總說第二章補助學參考)。

花の御所

金閣

北山行幸

義滿は晩年に至り出入乘輿に擬する等その驕僭、實に道長・淸盛の上に出でた、それに奢侈を極むることもまた日に加はり來り、さきに天授四年(永和四年)室町に新第を建てゝ邸内に種々の花を植ゑ一に花の御所と呼んでゐた、室町幕府といふ名稱もこれから起つたのである。彼は更に北山鹿苑寺を別業として金閣を建て、その三層樓に黃金を鏤めた程豪奢を極め、應永十五年三月後小松天皇の行幸を仰いで數日の盛宴を張つた(山城名勝志・山州名跡志・大日本史料第七編之二參考)。

室町幕府の制度

こゝに室町幕府の制度について簡單に述べんに、それは多く鎌倉幕府の遺

もはや戰ふ能はざる情勢となり、新たに迭立の議を申出でた足利氏の請を容れざるを得なかつたのであらう、しかもこの後足利氏が約を履まず、後龜山天皇の皇胤は空しく恨を呑みたまふことゝなつた。

室町幕府專横の幕開く

室町幕府專横時代の幕はこゝに開かれ、義滿はその大立物として一代の驕奢を極むるに至つた。ついで義持・義量・義教三代の間は幕府の最も盛んな時代であつたが、義教が殺された後は忽ち幕府失威時代に入り、やがて應仁文明の大亂となつた。よしや義政の時代に美術工藝の觀るべきものがあり、彼自から義滿に私淑し、及ばずながら驕奢を極めたとはいへ、いはゞ失望的享樂であつた。

義滿自から政權を執る

義滿の暴慢驕借

さて兩皇統御合體の後、義滿は自から政權を執り、管領斯波義將の如き、たゞ將軍の顧問たるに過ぎなかつた。義滿はまた院の別當を兼ねて、その勢力朝野を壓し、何の顧慮するところなく、次第に暴慢驕借の振舞をなし、さきに賴之によつて振肅せし幕政も多少弛廢した。應永元年その子義持が元服するや、直ちに正五位下に敍し、禁色昇殿を聽されたのは、全く攝籙家に准じたもので

勤王の諸將相次いで斃る

反覆常なき足利氏の將士

第一　室町時代上

(イ)　幕府專横時代

北條氏の滅亡と共に後醍醐天皇皇家中興の政治を布きたまうたが、やがて南方巡狩時代となり、尊氏・義詮父子相ついで持明院統の皇胤を奉じ、幕府を京都に開いたとはいへ、南方別に正統の天皇ましまし、假令勢力日に微なりしも、官軍所在に起り、足利氏は枕を高うすること出來なかつたのみならず、兄弟叔姪の間に内訌を生じ、武將の跋扈を如何ともし得なかつたが、時勢はます／＼武家を謳歌し、朝廷は最早大局を制する力なく、北畠・新田・楠木以下勤王の諸將前後に斃れ、西陲僅に菊池武光を存するのみとなつた。偶〻足利氏の將士にして降を請ふものはたゞ一時自己の勢力を加へんがため、官軍の假面を被り、私慾を恣にせんとしたに過ぎぬ、反覆常なき彼等の去就は朝廷にも足利氏にも共に難有からぬことであつた。それが三代將軍義滿に至り、從來幾たびか失敗に歸した兩皇統御合體が進捗するを得たのは、蓋し官軍が矢折れ力盡きて、

山名氏清の亂

つて彼を除かんとし、頼之遂に讃岐に歸つた。彼は幾くもなく再び召還せられ、猶子頼元管領となつたが、頼之掉尾の快擧は、元中八年(明徳二年)山名氏清大軍を以て京都に迫つたとき、内野に拒いで大に破つた事である、そして氏清は戰死し、さしも跋扈せし六分一總追捕使も誅滅せられた。

足利氏滿の驕恣

この間關東では憲顯よく氏滿を輔け、その子憲春また父の意を繼いで政を執つてゐたが、弘和二年(永徳六年)小山義政反するや、氏滿兵を率ゐて之を鎭壓した後、氣漸く驕り、自から、將軍に代らんとする志あり、憲春の忠諫によつて僅に事なきを得たけれど、關東の勢力は既に京都に對し一敵國の觀を呈するに至つた。

兩皇統の御合體

元中九年(明徳三年)兩皇統御合體の事いよ／＼進捗したのもまた頼之の力多きに居るといはれてゐる、そして足利氏に擁立せられたまひし後小松院は後龜山天皇より父子の禮を以て神器を受けられ、こゝに正統の天皇として天下に君臨したまふことになつた。

足利基氏關東の士心を得

義滿將軍となり細川頼之を管領とす

斯波義將等頼之を黜けんとす

詮に降り、足利氏は暫く小康を保つことを得た。

京都ではかく内訌が絶えなかつたのに反し、鎌倉に於いては管領基氏、上杉憲顯を執事とし、よく八州の士心を得てゐた。彼はよく義詮に心事し、足利氏の根據地たる關東の經營を完成し、室町幕府の盛になつたのはその力によつたもの少くない、三代將軍義滿を輔佐した細川頼之を推擧したのは實に彼であつたと傳へられてゐる。

正平二十二年(貞治六年)義詮・基氏共に死し義詮の子義滿將軍となつて頼之を管領とし、基氏の子氏滿關東管領となつてまた憲顯を執事とし、幕府の基礎ますますゝ鞏固となり、その勢威いよいよゝ加はつた。殊に頼之は奢侈を禁じ、人材を擧げ、その施設見るべきもの多かりしに、斯波義將等彼を嫉んで黜けんとするや、彼は怒つて國に歸らんとせしも、義滿の慰諭するところとなり、留まること再三に及んだ。しかし諸將みな頼之の管領たるために、利慾を恣にすることと能はざりしより、斯波氏と結托し、土岐・京極二氏の如きは、兵を擧げて頼之に抗するに至つた。禪宗の僧侶も嘗て頼之が天龍寺妙葩の籍を削りしを怒

尊氏朝廷に降る

されど和睦はたゞ表面のみであつた。直義の黨はまた窃に朝廷に降つた、そして漸く、形勢は不穩となり、直義越前に走り、尊氏二たび和を講じたけれども圓滑に進行せず、直義は遂に鎌倉に下つた。仍て尊氏は京都を發して直義を討たねばならなくなつたが、その不在に乘じて官軍に京都を攻められんことを恐れ、赤松則祐によつて朝廷に降り、正平六年十月天下は後村上天皇の御統治に歸するに至つた。やがてまた義詮が京都を回復して官軍と戰ひ、天皇また南遷せられつたことは前章に述べた通りである。

天下御一統に歸す

尊氏死し義詮嗣ぐ

正平九年(文和三年)になつても幕府の內訌は猶ほ止まなかつた。直冬と山名時氏は伯耆の兵を發して尊氏を攻め、斯波高經・桃井直常北國より之に應じ、尊氏は後光嚴院を奉じて近江に走り、直冬等は京都に入つたが、やがて尊氏また京都を回復し、高經は尊氏に降つた。その後、正平十三年(延文二年)尊氏死して義詮父の職を嗣ぎ、第二代の征夷大將軍として幕政を行つたが、同十六年應安元年細川淸氏また幕府に叛き、朝廷に降つて京都に侵入した。彼はついで讃岐に奔つて一族賴之に討たれ、時氏も大內弘世も、仁木義長・石塔賴房も皆義

義詮政務に預る

直義朝廷に降る

尊氏義詮京都を沒落す

夢窓國師尊氏直義の間を周旋す

師直一族上杉顯能に襲殺せらる

直冬鎭西探題となる

して法名を惠源といつた。然るに直冬九州にあつて勢力を得、中國の將士來り應ずるもの多く、尊氏は師泰をして備後に向はしめたが功なく、尊氏將に自から直冬を討たんとするに當り、桃井直常また兵を越中に擧げ、直義は河内に入り、畠山國淸に賴りて師直兄弟追討の兵を發し、ついで朝廷に降つた。尊氏は自から西下することも出來ず、中國の靜定何時と見當がつかなかつた。

正平六年(觀應二年)となり、直義の勢力はいよ／＼盛になり、尊氏の宿臣老將彼に應ずるものも少からず、義詮遂に京都を沒落し尊氏と合したが、桃井直常のために追窮されて播磨に走り、師泰は石見に敗れ、師直は細川顯氏に破られ、師直兄弟の形勢ます／＼惡かつた。この時夢窓疎石は尊氏・直義の間に斡旋して和睦を進捗せしめ、尊氏・義詮上洛せんとしたところ、石塔賴房に遮られて兵庫に戰ひ、尊氏先づ密使を直義に送り、師直兄弟を剃髮せしむるを以て條件とし、師直兄弟と共に上洛せしに、上杉顯能父の仇なりとし、師直をはじめ一族を途に扼して襲ひ殺した。尊氏はまた顯能を殺さんとしたが、直義之を救解して顯能を流し、また直冬を鎭西探題となし、兄弟叔姪の和睦はじめて成つた。

直義公武和談を主張す

ある。されば直義は殆んど尊氏の腹心となつて活動した、そして尊氏の最も信任した執事高師直と衝突することになつたのは彼に取つても、尊氏に取つても不幸であつた。師直は朝廷に對して強硬なる主戰論者であり、直義は寧ろ兩皇統の御合體を畫策せんとして幾たびか公武の和談を主張してゐるのである。たゞ直義の公武和談は幕府政治を是認しての上であり、到底後醍醐天皇をはじめ奉り親房等の理想に合致するものでなかつた。

花園法皇崩御

足利直冬九州に下る

直義出家

直義と師直との關係が次第に險惡となつたのは、師直が正平三年(貞和四年)正月楠木正行を四條畷に破り、吉野行宮を燒いて京都に還つた後である。この年十月花園法皇崩せらせられたが、直義は師直師泰兄弟の專恣を抑へんとし、養子直冬を紀伊攻の大將とし、また中國に向はしめ、備中以下八ヶ國を成敗せしめた。時を同じくして師直と上杉重能との軋轢があり、師直は尊氏に迫つて重能を流さしめ、直冬をも襲殺せんとするに至り、直冬は急に九州に下り、少貳頼尚に頼つて兵を擧げ、師直を討たんとした。師直はまた尊氏に勸め、尊氏の長子義詮を鎌倉より召還して直義に代らしめ、直義は遂に止むなく出家

箇の塔婆を建て、且つ國ごとに安國寺を創立して、元弘以來敵味方一切陣亡の靈魂を弔ひ、その冥福を祈つたこともあるが、これとてその罪を免れんとした思想の發露に過ぎない（史學雜誌第廿八編辻善之助博士「足利尊氏の信仰」參考）。

國ごとに安國寺を建つ

かくて彼は功利主義を以て天下を取つた、その武將等も皆同じく功利主義の下に活動した、そして勢の進むところ、それらの武將にして驕暴なるものが輩出した。執事高師直が政治にも軍事にも功勞あり、次第に驕豪を極めても尊氏は之を如何ともすることを得なかつた。土岐頼遠の如きは美濃にある公卿の莊園を悉く押領し、遂に直義のために誅せらるゝに至つた。

驕暴なる武將の輩出

尊氏はよく弟直義を利用した、同時に直義の勢力は副將軍の感あるに至り、幕府に兩頭政治が現れたやうに思はれて來た、足利氏の將來には決して祝福を投げなかつた。想ふに尊氏を助けて室町幕府の開設に力を致した第一人者は實に弟直義であり、尊氏叛逆の導火線に火を點じたのもまた彼であつた、中先代の亂に尊氏が京都を發して鎌倉に入らんとするや、彼が護良親王を弑し奉つたことは、實に朝廷が直ちに尊氏征討の議を決せられた主なる理由で

尊氏と直義

天龍寺船の發遣

がために、使を支那に通じ、年々一艘づゝの交易船を發することとし、明と屈辱外交を開く端緒をなしたのはまた國體上許すべからざることである、猶ほ天龍寺船の事については史學雜誌第二十五篇に三浦周行博士の研究が公にされてゐる。

尊氏朝廷に降る

尊氏は正平六年朝廷に降つて後村上天皇の御前に跪いたが、それは彼が極めて不利なる形勢にあつたためであつて、翌年早くもまた後光嚴院を擁立してゐる。如何に彼が功利的であり、無恥であつたかを觀るべきであらう。近江園城寺に保存せられてゐる文和三年正月廿三日刊記の一切經を書寫供養せしめたのも、要するに後醍醐天皇の神慮を恐れたからであつた。

尊氏の信仰

或は尊氏が京都清水寺の觀音を深く信仰して屢〻願文を奉納し、また地藏菩薩を信仰して尊像を自から描きしを以て、如何にも宗教心に富んでゐたと爲すものもあるが、これもまた觀世音菩薩や地藏菩薩の慈悲心に縋つてその煩悶を遣る手段に過ぎなかつた。彼はまた高僧と法談を交へたこともあり、洛西西芳寺に夢窓國師を訪うて敎誡を受けたこともある、或は弟直義と議して全國に六十六

るとはいへ、幕府の位置は鎌倉に限つたものでなく、居所の興廢は政道の善惡による。諸人が鎌倉に移ることを望むならば、之に從ふべしと述べてゐるが、時勢は遂に京都から鎌倉に移ることを許さなかつた。建武式目は十七條より成つてゐるが、それは五十一ヶ條に條文を編成した貞永式目を標準とし、その基本數十七を採用したといはれてゐる(全文群書類從、武家部、に收めてある)。

尊氏の煩悶

尊氏が後醍醐天皇の殊遇を受けながら天皇を苦しめ奉つたことは彼の心中甚だ煩悶する所あつたと見え、延元四年八月、天皇崩御の報傳はるや、光明院はまだ何等弔意をさへ表されないのに、尊氏は幕府に於いて七日間の雜訴を停止して謹愼を表し奉り、すべてを崇德上皇の例に任せて行はんとした。ついで天皇の御百箇日にまた盛大なる御佛事を修めて天皇の御冥福を祈り奉り、願文に「倩顧、微質之鷹揚、起於先皇之鴻漸者乎、溫柔之叡旨、猶留耳底、攀慕之愁腸、難盡心端、恩惠無窮、報謝何疏」などゝ麗言美辭を連ねてゐる。

天龍寺の創建

又彼が同じく御冥福の爲めに天龍寺を創建し、自から砂持ちをしてゐることは、たゞ煩悶を遣らんとする慰安に過ぎないのであつた。しかもその造寺の費用を募らん

於いては遙に官軍を凌駕しながらも、利害一たび相反すれば彼等は互に嫉妬と疑心と暗鬼とに驅られ、不和と殺戮と内訌とを繰り反した。尊氏が鎌倉幕府に則つて政治の大本を制定した建武式目を以てしても、到底武人を統御し得るものではなかつた。かくて室町幕府はその建設當時から崩壞の素因を有してゐたのである。

幕府は建設當時から崩壞の素因を有す

尊氏・義詮の時代は勿論、尤も大なる勢力を有してゐた義滿・義持・義教の時代に於いてすら、足利氏の實力は諸豪族と幾何の距離もなかつたといへよう。尊氏は後醍醐天皇が僞器にもせよ三種の神器を授けたまうてから後、公然と征夷大將軍を名乘ることになつたのであるが、その建武式目は吉野行宮に赴いた公卿將士の官職を褫いだ後、前民部卿日野藤範・二階堂入道是圓・僧玄慧等の明法家や學者に政治の大綱を諮問し、開府の方針を定めたもので、式目の末文に建武三年十一月七日とあり、その制定は正に神器授受後七日のことであつた。

建武式目の制定

その式目の劈頭に、「鎌倉如元可爲柳營歟、可爲他所否事」と題し、幕府の位置を舊時の如く鎌倉にすべきや否やを諮問してゐることは注意すべきである。これに對し、是圓等は鎌倉が武家にとつて吉土であ

いふまでもなく天皇の御理想は武家政治を絶對に許さない所の天皇親政であつた。尊氏は神皇正統記に「偏に頼朝卿の天下を鎮めしまゝの志にのみなりけるにや」とある如く、武家政治の再興であり、鎌倉に住居もしないのに自から鎌倉大納言と名乘つたほど、頼朝に私淑し、平氏たる北條氏に代り、將軍として實權を握らんとするにあつた。

尊氏と義貞

彼が競爭者として胸中に畫いた人は同じく源氏であり、鎌倉攻に成功せし新田義貞であつた。彼が反旗を飜した時も義貞を除くを以て口實としてゐるのであるが、義貞にさる野心は毫もなかつた。義貞は天皇の恩遇に感激し、最後まで精忠を盡したのみならず、一族子弟勤王の事に身命を捧げた（史學雜誌第四編平田鏗二郎氏「鎌倉時代に於ける新田氏と足利氏」三浦周行博士著日本史研究所收「新田氏と足利氏」參考）。

尊氏功利を以て武士を誘ふ

尊氏は當時の武士が中興の新政を謳歌せず、寧ろ武家政治を希望する形勢を利用し、且つ當時財政上にも危機に瀕してゐた武士が幕府の樹立によつて土地を獲得しようと思つてゐたのを觀て、こゝに利を以て相倚る人々を糾合したのであるが、その間何等精神的結合があつたのでなかつた。故に武力に

足利庄と大覺寺統

高氏御諱の一字を賜はり尊氏と改む

尊氏の理想

足利庄は鎌倉時代の末ごろに大覺寺統の御料所となつてゐた、もし足利氏が兩皇統のいづれかに味方しなければならなくなつた時には、大覺寺統に屬すべきが自然であつた、從つて高氏は幕府の部將として京都に上つた時、北條氏に疑はれ、妻子を人質として鎌倉に留めた程で、彼が伯耆の行宮に密使を立て勅命を蒙つて北條氏に叛いたのは寧ろ當然のことであつた。かく高氏は大覺寺統と關係深きのみならず、やがて中興の新政に於いて恩賞第一に位し、後醍醐天皇より御諱の一字を賜はつて尊氏と改め、身に餘る皇恩を受けながら、叛旗を飜すに至つたことは、純忠無二の楠木正成や、新田義貞に對して顏色なきものである。彼が鎌倉に下つて、叛する前に淨光明寺に屛居し、違勅の名を避けて、如何にも恭順の意を示し、兵を擧ぐることをいたく躊躇した如く見ゆるは彼の奸雄たる所以を示すに過ぎない。實は伯耆より勅命を蒙むる以前から、その理想とするところ源氏として北條氏に代り實權を握らんとするにあつた、そしてこゝに武家政治を再興せんとして、後醍醐天皇の殊遇を裏切るに至つた。

第一　南方巡狩時代

足利氏の發祥

足利庄

足利尊氏によつて創始せられた室町幕府を中心とする中武家時代は溯つて足利氏の發祥から說き起さねばならぬ。元來下野國足利庄は藤原秀郷の後裔が開發した土地であつたが、その開發領主が之を源義家に寄せ、その保護の下に立つたのは足利庄が源氏と關係を結んだ因緣である。義家の第三子義國が勅勘を蒙つて東國に赴くや、父の別業の地足利庄に籠居して足利氏を稱し、義重・義康の二子をまうけたが、義重は新田氏の祖となり、義康は父の家督を繼いで足利氏を稱した。鎌倉時代に入つて足利氏は源氏の正統たる賴朝と姻戚關係があり、又北條氏とも婚を通じ、源氏の一族では最も羽振がよかつた。

足利家時

その後北條氏の下に膝を屈してゐたけれど、家時の如きは始祖以來傳來せる義家の置文により、八幡大菩薩に祈願して自分の命を縮め、その代りに三代にして天下が取れるやうにと念じて自殺したと云はれてゐる、家時の孫が卽ち高氏である(梅松論參考)。

古文書

史蹟遺物

記錄

後鑑と續史愚抄

史料を尤も多く古文書に採らねばならぬ。固より應仁の大亂で京都をはじめ諸國の記錄文書が災に罹つたものも少くないが、舊社大寺もしくは、由緒ある人々の家に、なほ之を傳來せるものの多きのみならず、城郭その他當時の史蹟遺物にして今日に存するものあり史料の豐富なる前時代の比ではない。

根本史料としてこゝに重なるものを擧ぐれば、記錄では看聞御記・御湯殿上日記をはじめとし、薩戒記・實隆公記・宣胤卿記・政家公記・惟房卿記・言國卿記・言繼卿記・親長卿記・伊長卿記・于恒宿禰記・師郷記・康富記及び花營三代記・公儀日記・滿濟准后日記・蔭凉軒日錄・鹿苑日錄・東寺執行日記・塔寺八幡長帳・臥雲日件錄・大乘院寺社雜事記・多聞院日記等一寸記憶に存するだけでもこんなものであり、續群書類從に收められた武家部・合戰部・系圖部の大部分はこの時代のものといつてよい。又德川時代の編纂に成れる本朝通鑑も、また後鑑・續史愚抄の如きも、間〻今日に散逸したる資料を收めて居り、飯田忠彥の著野史は、雜駁ながら割合によく纏まつてゐる。

室町時代の小分け

（イ）幕府專横時代
元中九年閏十月後龜山天皇御還幸の後、第三代將軍義滿大に專橫を極めてから後花園天皇嘉吉元年六月第六代將軍義教の殺さるゝまで、幕府の勢力最も盛なる時代である。

（ロ）幕府失威時代
後花園天皇嘉吉元年六月から應仁元年正月應仁文明の大亂起るまで。

（ハ）應仁文明時代
後土御門天皇應仁元年正月から延德三年伊勢氏茂（北條早雲）が風雲に乘じて伊豆を略取するまで。

第三　群雄爭霸時代
後土御門天皇延德三年伊勢氏茂が伊豆を略取してから正親町天皇永祿十一年九月織田信長が始めて入洛するまでの時代である。

中武家時代の參考書

この時代の參考書は記錄で纏つたものといへば公家の日記の外には主として僧侶の書いた日記か、室町幕府の役人が書いたものであるが、同時にまた

護せられ、その勢力次第に國内に普及し、殊に曹洞派は大に庶民階級にも擴まつたが、これと同じく法華宗や淨土宗・一向宗なども〲地方に發展した。

中武家時代の區分

今この時代を南方巡狩時代・室町時代及び群雄爭覇時代の三期に分ち、室町時代は更に幕府專橫時代・幕府失威時代及び應仁文明時代の三小期に分つて敍述の筆を進めよう。

第一　南方巡狩時代

中武家時代よりして觀れば、寧ろ幕府創立時代といふ方が當つてゐる。しかしそれが朝廷の承認せられざる幕府の創立であり、中武家時代としてもまた同じく南方巡狩時代と稱すべきである。延元元年十二月後醍醐天皇吉野御潜幸以後足利氏が京都にあつて光明院を擁立し、武家政治を起した時から、元中九年閏十月兩皇統の御合體に至る。

第二　室町時代

兩皇統御合體の後室町幕府の盛なりし時代から、應仁文明以後兎にも角にも幕府が猶ほ存立してゐた時代である。

朝廷の式微時代

力盛なりしとはいへ、猶ほ皇室に朝權を挽回する潛勢力があつたが、此の時代となれば皇家中興事業の頓挫と共にます／＼武家の權力を確立せしむることゝなつたばかりでなく、皇室はいよ／＼悲慘なる御境遇にまで押しつめられたまうた、そして、足利氏に代つて幕府の實權を握つたものも、また同じく足利氏を見倣ふもののみであつた。從つて鎌倉時代までは皇室御領の國衙庄園等も猶ほ多く、御經濟豐富なりしに、この時代に入れば次第に諸國の武家に横領せられ、群雄爭覇時代に至つては供御すら缺乏する御有樣となり、皇室は全く政治の實權から離れたまひて、僅に名譽の源泉として國民の上にましましたに過ぎない。

新佛教の勢力發展時代

この中武家時代は新佛教の勢力發展時代ともいふべきである。この時代以前に勢力を振つた天台・眞言二宗の舊佛教寺院衰へて、禪宗・法華宗・淨土宗さては一向宗等鎌倉時代に勃興した新佛教が實勢力を得來り、天台宗もしくは眞言宗の寺院にして新佛教の寺院となりたるものも多く、且つ法華一揆・一向一揆などが起つたことは注意すべきである。先づ禪宗は足利氏によつて保

近世文化の培養基

五山文學

謠曲お伽草紙現はる

文藝復興の氣運

い文化はまた知らず〳〵に皇國をして更生せしむることゝなつた、いはゞ近世文化の培養基はこの時代に出來上つたのである。この意味に於いてこの時代の終末期たる群雄爭覇時代には次第に秩序的に、また統制的に、國民の自重と自覺とが現れて來た、それまで殆んど忘れられんとしてゐた國體觀念の如きもまた漸く復活の途を辿りつゝあつた。

この時代の文學は五山文學を以て代表せらるゝのであつた、公家の學問の如きはたゞ前代の訓詁學を傳ふるに汲々たるに過ぎなかつた。その間軍記類も、最早太平記の如き氣魄あり精彩あるものが無くなつた、しかし新たに謠曲や、お伽草紙が現れたことは、近世文學の發展を觀るに於いて看過することが出來ない。また藝術には所謂東山時代に於ける繪畫・工藝さては造庭の發達などもまた同じく近世藝術の培養基といふべく、この時代を過ぐれば、文藝復興の氣運溢れ來つて、恰も歐洲に於ける中世の暗黑時代を經過し、所謂文藝復興期に入つたやうな心地がある。

この時代は實に皇室の式微時代であつた。鎌倉時代に於いては、幕府の權

功利主義の天下

と共に、之に反對する功利主義の勝利が實にこの中武家時代を形成せしむる發點となつたのである。この功利主義の代表者こそは足利尊氏に始まつた室町幕府將軍である、足利氏はこの功利主義によつて盛にもなり、また亡びもしたといへよう。功利主義の前には皇室もなく公家もなく、また武家もなかつた觀がある、況んや庶民階級をや、そこにこの時代の紛亂と無秩序と無統制とが現れてゐる。

國史に於ける最も悲しむべき時代

從つてこの時代ほど悲しむべき、また恐るべき時代はなかつた、その間困難なる對外問題が起らずしてこの時代を經過し得たことは實に天祐であつた、

正義の權化たる皇室

しかも我が皇室が如何に式微の極に達せられても、嚴として正義の權化たる態度を持したまひしは、やがて近世に入り、すべてのものが更生し來つた所以であつた。

新武士道

故にこの時代には武士道も最早地に落ちたといつてよい、もしその片影があつたとすれば、それは寧ろ武家階級の間に起らずして庶民階級の間に起つた新武士道であつた。

古代文化の總決算期

卽ち此時代は古代文化の淸算期であり、その終に近づくに從つて、新しい文化の芽が吹いて來たのである、その芽が吹いて來た新し

苗字時代と小家族制

が國の氏姓に猶ほ統制があつた時代は既に過ぎ去り、こゝに苗字時代ともいふべき時代に入つた。これはまた古來の大家族制が破壊せられて小家族制に移つたことを示すものであり、洞院公定によつて編纂せられた尊卑分脈はこの分水嶺に於ける一大展望であるといつてよい。

下剋上

また中武家時代は鎌倉時代から次第に現れた下剋上が思ひのまゝに漲り流れて、その力を逞しくした時代でもあるといへよう。よしその家は存してゐても、實權は家臣に移つて行つたので、そこに御家騒動が起り、家督相續問題が複雜になつて來るのであるが、この下剋上はこれまで公家や武家に壓迫せられてゐた庶民階級の向上であり、莊園制破壊せられて近世の鄉村制がその間に生れて來る所以であつた。

庶民階級の向上と鄉村制

力の向上

しかしその向上は力の向上であり、必ずしも道義の向上でなかつた、實力さへあれば何でも出來るといふのがこの時代人の信條であつた、そこに規範もなければ回顧もなかつた。德政や土一揆などの史的現象は之を證明してゐる。すべての事を正義の上に判斷せんとせられた後醍醐天皇の御理想は皇家中興時代をして失敗に終らしめた所以である

第二章　中武家時代の一

公家の無勢力と新武家の興起

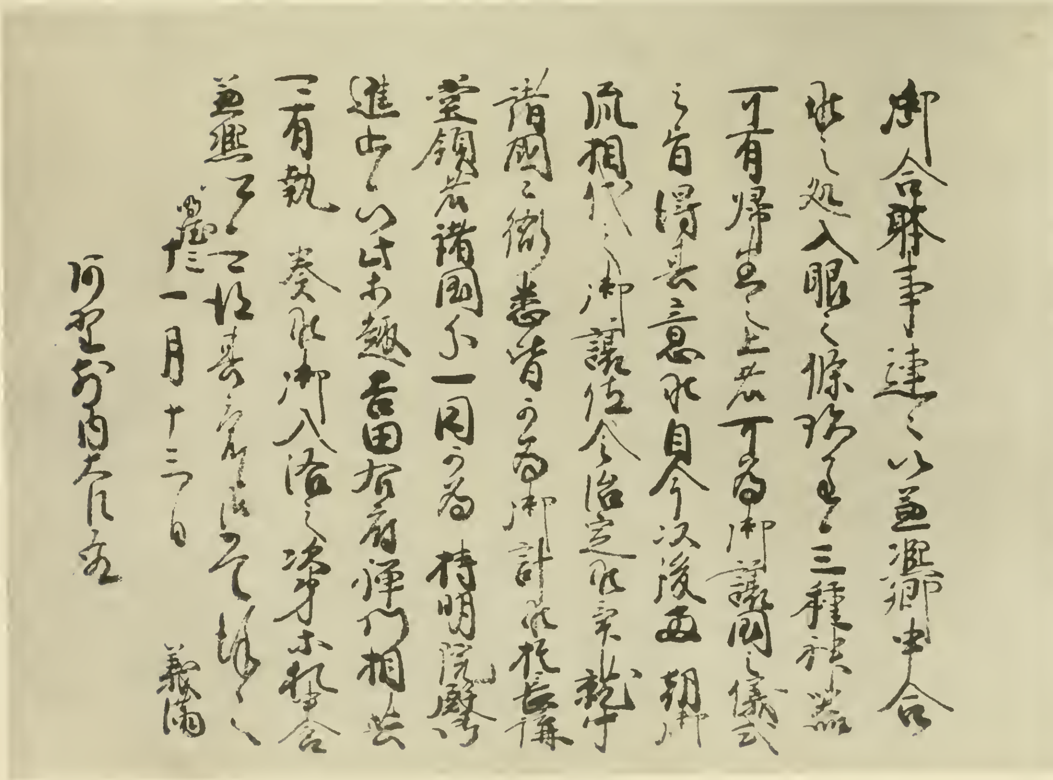
鎌倉時代武家制度の破壞

知行制度から大名制度へ

中武家時代は古武家時代の後を承け、皇家中興時代が失敗に終つて、こゝに現れた時代である。この時代に入れば、公家は政治的にも經濟的にもますます勢力を失墜した。また武家は鎌倉から進出して幕府を京都に開き、公家をも支配するに至つたけれど、それが寧ろ弱點となり、舊武家そのものゝ衰亡となつて、新武家が出現し、この時代を終結せしむることゝなつた。鎌倉時代に於いて秩序と統制とに最も力あつた武家制度、殊に守護地頭制及び御家人制は今や破壞せられんとし、守護の權力全く地頭を壓し、地頭は或は守護の家臣となり、或は歸農して名主となり、幕府は御家人としての地頭を失ふことゝなつたのである。いはゞこれまでの知行制度が次第に大名制度となつて來た時代であつて、從來の舊家はだん／＼分裂し、分裂すると同時に或は亡び或は衰へて新らしい家が起つて來た。數百年に亙つて源平藤橘の四姓を始め、我

兩皇統御合體の條件

に至つた。この御合體については父子の禮を以て後龜山天皇から神器を後小松院に傳へられたといふ程度以上にはこれまで正確なる史料がなかつたところ近衞公爵家文書に、もと吉田家に傳承せられてゐたと思はるゝ兩皇統御合體に關する資料が發見され、はじめて之を明瞭にすることが出來た。これによれば御合體は義滿より申入れたもので、後龜山天皇は御讓位の儀式によつて神器を後小松院に授けられたのである。その條件も將來皇位は兩皇統迭立たる事、諸國の國衙領は大覺寺統の御管轄に屬する事、諸國散在の長講堂領は持明院統の御管轄に歸すべき事等であつた。しかしこれらの條件が忠實に實行されなかつたことはいふまでもない（史林第七卷三浦周行博士「南北合體條件につきて」參考）。從つてこの後、持明院の皇胤が代々皇位を御繼承になつたことはこれまで忠勤を勵んでゐた人々をして大に憤慨せしめ、屢〻後龜山天皇の御子孫を奉じて兵を擧ぐるものがあつたのも故なしとせぬ。そして應仁の亂に西軍が、後龜山天皇の後胤を奉じたことも注意して置かなければならない。



御合躰事連々以兼熙卿申合
候之処入眼之條珍重候三種神器
可有帰坐之上者可為御譲国之儀式
之旨得其意候自今以後両朝御
流相代々御譲位令治定候就中
諸国々衙悉皆可為御計候於長講
堂領者諸国分一円可為持明院殿
御進止候以此趣吉田前中納言相共
可有執奏 此御入洛之儀不相合
無相違乎之様恐々謹言
明徳三 十一月十三日　義満
阿野前内大臣殿



義滿書狀寫　東京　近衞公爵家所藏

兩皇統御合體に關するものでその條件を明にすることが出來る文書である

長慶天皇御在位の事定まる

兩皇統の御合體

御代の撰集ではなくて長慶天皇御代の撰集なることを明かにし、嘉喜門院集の内御方は長慶天皇なることを究め、前記新史料を始め諸種の史料によつて、長慶天皇は正平廿三年三月後村上天皇崩御の後を繼ぎ、弘和三年まで十六年間御在位あらせられ、この年皇太弟後龜山天皇に御讓位があつたことを主張された。この後宮内省に歷代史實考査會なるもの設置せられ、この長慶天皇の卽位有無の史實をも考査の結果、長慶天皇の御在位の期間を後村上天皇の崩後正平二十三年より弘和三年若しくは翌元中元年の間と認められた。それは前記八代博士の研究資料に漏れた利生護國寺文書弘和三年十月二十七日の綸旨と前記元中元年閏九月八日の院宣により、考定せられたのであつて、さしもの問題もこゝに解決を見るに至つた。

かくて後醍醐天皇吉野御潜幸以後五十餘年、諸國ますく征戰に疲れた。殊に京都にあつては何といつても、神器のないことが、最も苦痛であつた、そして兩皇統御合體の議また、正平二十一年にも起つたのであるが、遂に後龜山天皇の元中九年閏十月吉田兼凞・大内義弘の斡旋によつてはじめてその事成る

が後龜山天皇の側であらせられたため、長慶天皇の御歌を之に入れられなかつたのであらうといひ、且つ花營三代記に「奉讓位於御舍弟宮之間、相副三種神器出奔吉野」とあれば長慶天皇の必ず兄宮なるべきを主張し、醍醐寺三寶院の帝王系圖、東寺の後嵯峨院皇統系圖、古本皇胤紹運錄等を以て傍證とし、また高野山文書寶簡集に收められてゐる「太上天皇寬成」とある宸筆御願文、二見文書その他に收められた院宣、仙源抄の跋に「長慶院法皇」とあることによつて、必ず後村上天皇の次に即位ありたるならんといふのである。

八代博士の長慶天皇即位新説

之に對し、非即位を主張する論者は、花營三代記は武家の雜錄で、街談巷說取るに足らず、系圖は追記であり、寶簡集に「太上天皇寬成」とあるは即位なくとも太上天皇の尊號あること小一條院や光嚴院の先例によつても明であるといひ、その論爭盡きなかつたが、八代國治博士は新に發見せられた宗良親王千首跋・畊雲千首奧書・人皇百代具名記等により、史學雜誌第二十七編に「長慶天皇御即位の研究」と題して更に即位說を提唱し（ついで大正九年十月これを單行本として發行された）、從來兩說の論點となつてゐた新葉和歌集は、後龜山天皇の

即位説非即位説の根據と論爭

即位を否定するかといふことであつた。前者は本朝通鑑や大日本史に始まるといつてよい。然るに塙保己一花咲松を著し、之に反對してから甲論乙駁明治時代に至るまで何れとも定まらなかつた。栗田寛博士の遺稿栗里先生雜著四に長慶帝議原由記及び長慶天皇繼流考證がある、また井上頼圀博士の隨筆己亥叢説をはじめ學者多く即位説に傾いてゐたところ、谷森善臣翁嵯峨野の露を著し、この即位説を殆んど顏色なからしむるに至り、久米邦武博士にまた史學雜誌第十四編に「長慶天皇につきて妄を辨ず」とて之に反對し、谷森翁更に之に答へ、論戰は遂にその儘となつた。その非即位説を主張する人の根據とせる所は新葉和歌集の序に「かみ元弘のはじめより、しも弘和の今にいたるまでよゝはみつぎとしはいそとせ」云々とあるのと、「こゝにくれ竹の園人かずにつらなりても三代の御門につかへ」とある文句である、それに天授元年五百番歌合及び嘉喜門院集等も傍證となるのであつた。之に對して即位説を主張する人は、この撰集には長慶天皇の御歌一首も載せられてないところから考ふれば長慶・後龜山兩天皇の間が御不和であり、新葉和歌集の撰者宗良親王

隠れたる勤王将士

九州の官軍

長慶天皇即位非即位論

はんとしてゐたことが後愚昧記に見え、四月の初に上洛して將軍義滿や管領頼之と會してゐることも花營三代記に見えてゐる、父兄の後を承けて忠節を盡してゐた正儀の態度がかく豹變したことは誰も不可思議に思ふところであるが、後にまた朝廷に復歸してゐることから推測すれば、その間に深き事由があつたと想はれる、直ちに彼を以て父兄を辱かしめたものといへるかは疑問である(歴史地理第十五卷藤田精一氏「楠木正儀北嚮論」參考)。尤も一時たりとも正儀が朝廷を離れたことによつても、後村上天皇崩御の後官軍の形勢が大に振はなかつたことが推測されるのであるが、猶ほ二十餘年の歳月を保つことを得たのは、後醍醐天皇の遺烈之を然らしめたものであり、伊勢の北畠氏及び近畿の隠れたる勤王將士の力によつたものである。それに遠く九州に於ける征西將軍宮の勢力は賊軍を壓し、今川了俊が九州探題となつて下つたけれど、少貳冬資を殺したことが九州の人士に猜疑を生ぜしめ、島津氏の如き一時足利氏と離れることになつた。

こゝに久しく問題となつたのが長慶天皇を御代數に入れ奉るか、または御

は京都に入つて、一時正平の年號を奉じたが、尊氏やがてまた勢力を回復して京都に入り、高經も尊氏に降り、さきに河内金剛寺に遷りたまうた持明院統の三院及び直仁親王も京都に還らるゝことゝなつた。

尊氏死す

尊氏はやがて正平十三年五十四歳にして死んだ。內訌はその後も屢々繰り反された、そして、官軍が一時勢力を回復したやうに見えるのはいつも驕豪なる武將が彼等自身の利益の爲めに歸順した一時的現象に過ぎなかつた。

叛服常なき武將

朝廷は固より叛服常なき彼等の心情を御存知ないのではなかつた、たゞ近畿の中僅に河內・和泉・紀伊の一部を占據せる官軍は孤立して援なく、よし九州に於いて征西將軍宮の下に菊池氏の勢力多少盛なるものあつても、大局の上に多く影響を及ぼし得ず、最早容易に京都を恢復することが出來なかつたから、已むを得ずそれら武將の降を容れられたのであらう。

後村上天皇崩御

楠木正儀足利方に降る

正平二十三年後村上天皇崩御あり、やがて正成を父とし正行を兄とする楠木正儀が足利氏に降つたことは今に疑雲に包まれてゐる。正儀は翌二十四年三月既に一族と離れて天王寺あたりにあり、細川賴之が軍を率ゐて之を援

官軍敗れ四條隆資戰死す

天皇また賀名生に幸し給ふ

廣義門院

は佐々木道譽の兵を以て二たび京都に入り、赤松則祐も之に應じ、八幡の行宮に迫つたところ、官軍遂に敗れて四條隆資戰死し、天皇は持明院統の三院及び直仁親王と共に八幡を逃れて奈良に幸し、ついで再び賀名生に還幸せられた。義詮乃ち京都に歸り、崇光院の御弟彌仁親王(後光嚴院)を擁立し奉り、御祖母に當らせらるゝ廣義門院(後伏見天皇女御)に政務あらんことを請ひ、文和と改元した。然るに直義の養子直冬は別に一旗幟を樹てゝ尊氏に抗し、猶ほ貞和の年號を奉じてゐた、いはゞ天下はこゝに三分の形勢となつたのである。

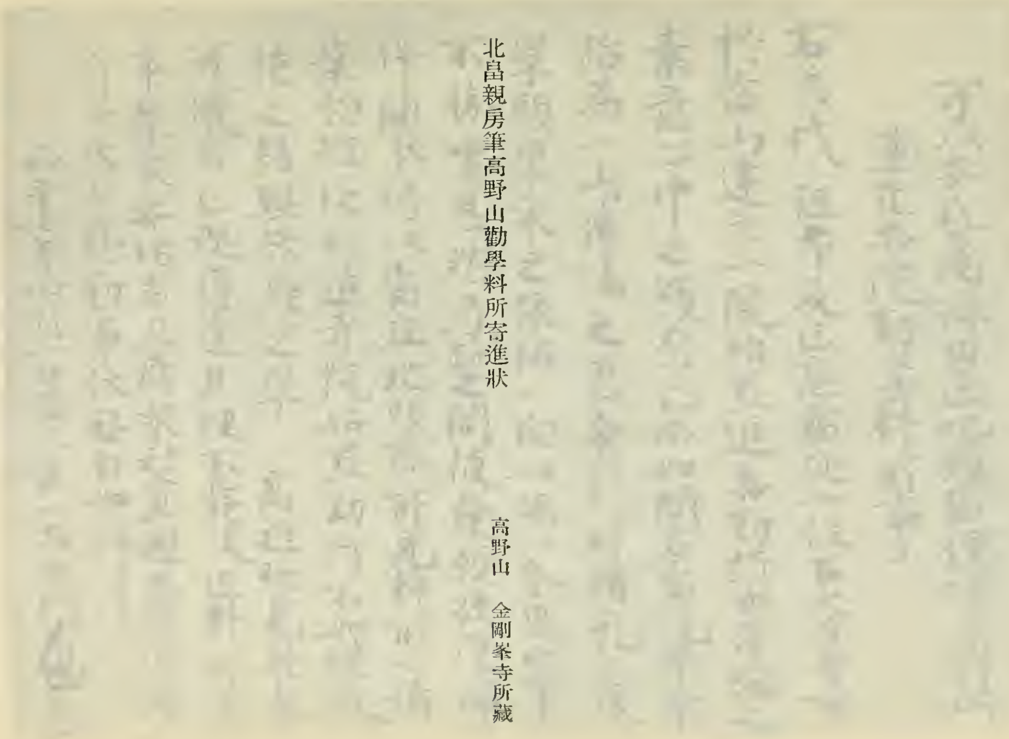
天下三分の形勢

親房薨ず

後村上天皇の京都恢復は失敗に終つたけれど、親房はよく天皇を輔け奉り、諸國の官軍を激勵してゐたが、遂に正平九年賀名生に薨去した。朝廷の柱石こゝに倒れ、この後諸方の官軍を統ぶるものなく、正平十六年再び京都を恢復することが出來たけれど、朝威たゞ次第に衰ふるのみであつた(史學雜誌第七編笹川種郎博士及び余の「北畠親房事蹟考」參考)。しかし京都にあつても内訌猶ほ止まず、直冬と山名時氏は伯耆の兵を發して尊氏を攻め、斯波高經・桃井直常北國より之に應じ、尊氏は後光嚴院を奉じて近江に奔つた。直冬・直常・高經

幕府の内訌

可以安藝國海田庄地頭職便補高野山
蓮花乘院勸學料所事
右爲代々祖考及亡息贈從一位右大臣等可
於當山建立一院始置進暑勤行由年來之
素意心中之類念也而如聞者當院學業
殆爲一山傳法之惠命料所錯亂之處
學頭學衆之依怙一向如無々令思此事
不勝嘆息然乃暫之閣彼發願欲便補
件闕分仍以當庄地頭職所充料所也倩
案物理泥新造寺院始置勤行不如繼欲
絶之綫興欲廢之學　高祖照見此志
可感者也況得達其理不疑欲但料所復
本學衆安堵者且應衆望且迴思慮進可
計沙汰右龍興勸事狀啓白如件
正平七年四月一日准三宮一品沙門



北畠親房筆高野山勸學料所寄進狀

高野山　金剛峯寺所藏

によつて之を崇光院から收められた。尊氏の降參が一時の權宜に出でたことは固より親房・隆資等に洞見せられてゐたのであるが、兎に角宿昔の希望たりし京都恢復は將に實現せんとするに至つた。

後村上天皇八幡に行幸

翌正平七年、後村上天皇は賀名生の行宮を發したまひ、しばらく攝津住吉に駐輦の後、八幡に至りたまうたところ、尊氏の子義詮は天皇もし京都に入りたまはゞ、大勢足利氏を去らんことを恐れ、遽かに兵を集めて東寺に據つた。官軍討つて之を破り、細川顯氏を走らし、同じく賴春を斬り、義詮は近江に遁れた。

京都恢復

こゝに官軍は持明院統の光嚴・光明・崇光の三院及び直仁親王を迎へ、後醍醐天皇御南遷後十餘年にして始めて京都を恢復することを得、親房はます／＼勢威を張らんとし、諸國の官軍を鼓舞激勵した。

新田氏の再起

新田氏の一族義興・義宗・義治等は、兵を上野に擧げて武藏に入り、尊氏を小金井原に破り、進んで尊氏の次子基氏を鎌倉に破つた。時に宗良親王は下野にあつて之と應じ給ひ、北畠顯信また陸奥にあつて遙に親王の軍に聲援し、尊氏をしてしばらくも關東を離るゝこと能はざらしめた。また越中・越後・伊豫等の官軍も一時大に振つたが、義詮

足利方の内訌

直義官軍に降る

間に斡旋したが、未だその實現を見るに至らなかつた、それは親房をはじめ後醍醐天皇の遺勅を强く主張してゐたからである。然るに足利氏は主戰派の師直と、合一派の直義と軋轢次第に甚しく、直義遂に出家し、走つて河内に入り、ついで官軍に降るに至つたので、直義また合一の議を持ち出した。群書類從所收の吉野事書案によれば、直義の意見は幕府を認めてさへ貰へば、京都に御還幸を仰ぎ、永く大覺寺統の天皇を奉ずるといふのであるが、親房はどこ〳〵までも幕府政治を否認して之に應せず、後醍醐天皇の御信條を最後まで固持して之に反對した。

師直師泰殺さる

尊氏降る

天下一統正平の年號を用ふ

ついで足利氏の宿臣老將にして直義に同情するもの少からず、師直・師泰はやがて殺され、尊氏・直義の和成り、直義は京都に歸つたが、幾くもなく兄弟の和また破れて直義關東に走り、正平六年尊氏は直義を討たんがために東下する必要に迫られ、止むを得ず降參して直義追討の綸旨を請うた。こゝに天下一同に正平の年號を用ゐ、親房は洞院公賢と議して京都の諸政を行ふこととなり、さきに後醍醐天皇より傳へられた神器は僞器であつたけれど、親房の建議

敗れて、正行一族之に死した。

如意輪堂に於ける正行の和歌

正行年僅に二十三、その出陣に當り、此の世の名殘に後醍醐天皇の御陵に詣で、如意輪堂の壁板扉等に一族の氏名を記し、且つ一首の歌を詠じたことは太平記に於ける有名なる記事である。その歌は普通の流布本に「歸らじとかねて思へば梓弓なき人數の名をぞとゞむる」とあるが、これは天正本に「梓弓引きかへさじと思ふよりなき數に入る名をぞとゞむる」とあるのが正しい(史學雜誌第十編重野安繹博士「太平記古寫本」參考)。今如意輪堂にある扉は流布本の歌を刻んだ後世のものである。

天皇穴太に行幸

高師直吉野を犯す

正行の戰死は官軍の一大打擊であつた、師泰は進んで東條に向ひ、師直また大和に入つた。天皇穴太に行幸あり(穴太は後ち賀名生と改めらる)師直知らずして吉野を犯しゝに、行宮また一人の兵なく、火を堂塔に放つて軍を旋し、穴太を攻めたが、却つて敗れ死傷算なく、且つ河内の官軍も師泰を破つて捷を奏し軍氣頓に振ふに至り、師直は京都に歸り、師泰僅に兵を河内に擁するに過ぎなかつた。

南北合一論の擡頭

時に兩皇統合一の議既に生じ、西大寺長老及び夢窓國師疎石その

懷良親王九州に入りたまふ

中山信名著闕城書考參考)。しかも先きに伊豫に下り給ひし懷良親王はこの頃既に進んで薩摩に入らせられ、殆んど九州の南部を風靡し給うた。

親房の方略

九州の捷報

楠木正行の活動

四條畷の戰

親房は吉野行宮にあつて、よく四條隆資等と共に天皇を輔佐し奉り、一方に於いては東國の諸豪族を招致して兵を擧げしめ、他方に於いては熊野を根據として四國・中國の海賊に沿岸を劫掠せしめ、遠く九州の南を廻つて肥後八代の邊まで進んだものもあつた、これは興國の末より正平の初にかけての事である(史學雜誌第五編星野恒博士「海賊の顚末と海軍の歷史」參考)。それに九州に於ける官軍の形勢ます〱好轉し、捷報頻りに至つたので、いよ〱京都を恢復せんと、河內・和泉・紀伊等の兵競ひ起つたが、中にも楠木正行河內を中心として、諸處に轉戰し、ついで紀伊に入り、近畿の官軍もまた大に勢力を加へた。尊氏報を得て驚き、高師直・同師泰に大軍を率ゐて正行の本據たる河內東條を襲はしめんとした。親房自から東條にあつて軍を督し、四條隆資と謀議を凝らし、和泉に向つたが、正行は河泉二國の兵を以て師直の大軍に當り、正平三年正月五日四條畷の激戰に正行將に師直の首を獲んとして之を逸し、官軍遂に

後村上天皇受禪

房をして「夢の中なる夢の世」と嘆せしめたやうに、公卿將士の落膽嘸かしと想ひやられる。崩御の前日皇位を義良親王に讓りたまひ、又綸旨を下されて「朝敵追討の籌策を廻らし、日來の軍忠を勵むべし」と諸國の官軍を激勵したまうた。義良親王は卽ち後村上天皇であらせられる。

親房神皇正統記職原抄を著す

神皇正統記は親房が遠く小田城にあつて新天皇に奉らんがために撰んだもので(猪熊本には南山に於いて撰したともある)、職原抄は恐らく新天皇を補佐せる四條隆資・洞院實世等の爲めに政務の參考としたものであらう。

足利方の內訌と官軍の奮起

時に京都にあつては足利直義・高師直の內訌あり、驕暴なる武將また足利氏を威嚇するものあつたことは、官軍が勢力を回復し得た所以でもあつたが、官軍は後醍醐天皇の遺勅に感激して、大に氣勢を揚げ、親房の如きは高師秋・同師冬の大軍に抗し、よく寡兵を以て城を保つこと數年に及んだ。

結城親朝首鼠兩端を持す

若し結城親朝に亡父宗廣の忠志があつたら、賊軍は粉碎せられたであらうが、親房が幾たびか赤誠を籠めて義を說きしにかゝはらず、親朝首鼠兩端を持して親房を援けず、

北畠親房吉野に歸る

興國四年關・大寶の二城遂に陷り、親房は吉野に歸つた(結城文書・關城書及び

親房常陸に上陸す

宗良親王井伊城に入りたまふ

懷良親王伊豫に入りたまふ

後醍醐天皇崩御

一に義良親王は親房及びその子顯信に奉せられて陸奥に下らんとしたまひ、伊勢大湊より出船せられたが、風波のために親王の船は伊勢に吹き戻され、親房は常陸に上陸して附近を徇へ、これより數年の間小田・關の二城を往來し、東國に於ける官軍の中心となつたのみならず、阿蘇氏が遠く九州より使を遣し、親房の裁許を請ひしことあるを見れば、親房の如何に朝廷に重きを成せしかを推すことが出來よう。第二に宗良親王はまた義良親王と同じく東國に下らんとしたまひしに、また天龍灘に於いて暴風に遭ひ、遠江白羽に上陸して井伊城に入りたまひ、これより信遠二國を經略せられた。また懷良親王は五條賴元に奉せられて九州に下らんとし、先づ伊豫に至りたまうた(藤田明氏著征西將軍宮參考)。

全國の爭亂はかくて何時止むべくもあらぬ形勢の間に延元四年となつたが、八月十六日といふに、天皇は秋霧に侵されたまひ「玉骨はたとひ南山の苔に埋るとも、魂魄は常に北闕の天を望まんと思ふ、若し命を背き義を輕んせば君も繼體の君にあらず、臣も忠烈の臣にあらず」と御劍を按じて崩じたまうた。親

顯家の戰死

その高邁なる識見を觀るに足るものが多い(歷史地理第五十四卷拙稿「北畠顯家の上奏文に就いて」參考)、そして延元三年五月遂に和泉の石津(太平記に攝津安倍野とある)に戰死した。父親房の悲歎如何に遣る方なかりしぞ、彼は神皇正統記にその至情を述べてゐる。

男山城陷る

こゝに官軍は主將顯家を失ひ、一たび引き退いたが、ついで山城に男山を攻め落して之に據つた。師直等また大軍を以て來り圍みしも、之を陷るゝこと能はず、城兵よく奮戰し、糧食盡るに及んで、城を捨てゝ去つた。その間天皇は諸國に綸旨を賜ひ來援せしめらるゝ手筈のところ、多く足利方のために途を塞がれて來り會するに及ばず、この敗戰となつたのは遺憾であつた。

義貞の戰死

義貞も一時勢力を回復し頻りに召に應せんとあせつたがその甲斐なく、この年七月越前藤島に戰死し、これより北國は殆んど足利氏に歸し、新田氏遂にまた振ふことを得なかつた。

朝廷の畫策

吉野行宮にあつては北畠親房主として天皇の樞機に參畫してゐたが、さて止むべき事ならずと、天皇は二たび親王を諸國に下し給ふことゝなつた。第

勤王の將士大に力を得

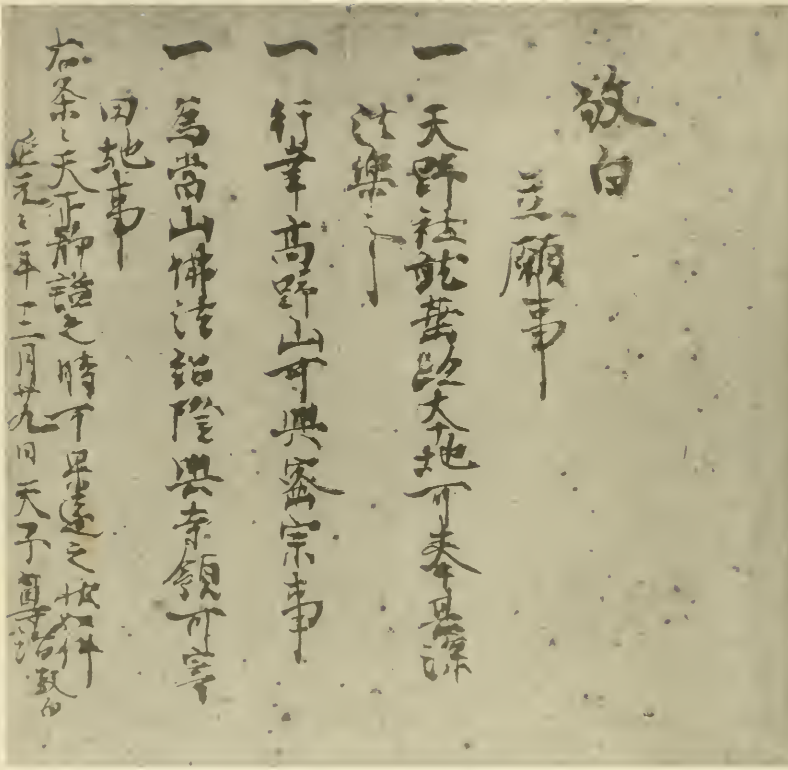
金ヶ崎城陷る

北畠顯家の西上

始まるのであるが、普通に天皇の吉野遷幸以後を南朝といひ、武家方を北朝と稱するやうになつた。南方巡狩時代はこゝに始まる。

勤王の諸將は天皇吉野に御潜幸ありと傳へ聞いて大に力を得、その勢力を恢復し、まづ奥州に於ける北畠顯家は召に應じて將に上京せんとし、近畿に四條隆資あり、九州に菊池武重あり、東國に於いても宗良親王漸く兵勢を挽回したまうたが、獨り北國は尊氏主力を集中して義貞を攻むることいよ／＼急なりしため、官軍は非常に苦戰に陷つた。そして主城越前金ヶ崎城も延元二年正月斯波高經等に圍まれて城遂に陷り、皇太子恒良親王は捕へられて後害せられたまひ、尊良親王は自殺され、義貞また辛うじて身を脱し杣山城に入つた。

北畠顯家の奥州軍は途々足利方の軍を破つて西上したが、美濃青野が原の戰に敗れて伊勢に轉じ、河内に入り、進んで攝津に細川顯氏を攻めて之を破り、一時京都を震駭せしめた。尊氏は高師直を大將とし、またその主力を以て顯家の軍に當らしめたが、顯家は最後の決戰を試みんと、出陣の直前に書を後醍醐天皇に上つてその至情を奏した。時に年僅に二十三歳の青年でありながら、



敬白

立願事

一 天野社就其路大地可奉寄甚深法楽事

一 行幸高野山可興密宗事

一 為當山佛法紹隆興寺領可寄田地事

右条々天下静謐之時不日遂之状如件

延元々年十二月廿九日　天子尊治敬白

故醫學[illegible]八[illegible]澤[illegible]碣文

[illegible]理山　今關[illegible]



後醍醐天皇宸筆勅願文

高野山　金剛峯寺所藏

第三　南方巡狩時代

天皇光明院に僞器を授け給ふ

京都に還幸したまひし天皇は、ついで尊氏の請によつて三種の神器を光明院に渡され、太上天皇の尊號を受けたまひ、成良親王を皇太子に定められたが、この御讓位が決して天皇の大御心に出でなかつたことはその傳へたまひし神器が全く僞器たりしによつても明である。その間北畠親房等は皇居として適當な場所を搜索してゐた。南狩遺文によれば、親房は當時紀伊熊野邊を平定しつゝあつたが、吉野山はこれらの地方を背後に控へ、楠木氏の根據地たる河内、三輪西阿等の據りし南大和を前にし、行宮として尤も安全なる處なので、

吉野御潜幸

延元元年十二月二十一日暗夜に乘じ、天皇は神器を奉じて花山院を出で給ひ、楠木氏の一族に護衛せられて吉野に潜幸せられ、吉田定房をはじめ志を通せし公家の人々また御後を慕ひて吉野に入つた。京都に於いて間もなくそれらの人々の官職を削つたことは公卿補任に見えてゐる。嚴密にいへば、所謂宮方と武家方との對立は、光明院が足利氏に擁立せられ給ひし八月十五日に

義貞皇太子を奉じて北國に下る

尊氏天皇を花山院に幽し奉る

皇太子叡山に於いて受禪せられし説

勤王の將士四方に下る

押詰められた、若しこのまゝ經過したら、たゞ足利氏の勢力を加ふるばかりなので、天皇は更に他日を期して再擧を圖る外ないと思しめし、義貞をして皇太子恒良親王を奉じ北國に下らしめ、尊氏の請を容れて延元元年十月京都に還幸したまひしに、尊氏は天皇を花山院に幽し、武士をして警固せしめ奉つた。

史學雜誌第一編菅政友氏「恒良親王叡山に於て受禪す」なる論文によれば、皇太子は御出發の前に密儀を以て受禪の儀を行はれたやうである。蓋し萬一の事を慮りたまひし一時の權宜に出でたものであらう。思ふに東國や西國には足利氏の勢力が甚だ盛であり、殆んど乘ずべき所がない、たゞ北國は新田氏や叡山の關係もまた甚だ深かつたので、他日の計をなしたまはんがため、義貞をして皇太子を奉せしめ、官軍の根據地としたまはんとし、その間一時尊氏の請により京都に還幸せられたのであつた、そして叡山にありし官軍の將士は、各部署を定めて山門を落ちたのである。この時北畠親房が伊勢に下り、四條隆資が河內にあつて官軍を糾合したのも實は天皇奉迎の準備であつたと推察せられる。

叡山行幸

名和長年の戰

尊氏光明院を擁立す

大覺寺持明院兩皇統の對立

騷ぎいはん方なく、またも山門に行幸せられて一時賊軍の鋭鋒を避けたまふことゝなつた。尊氏は進んで男山に至り光嚴院及び皇弟豐仁親王を迎へ奉り、ついで營を東寺に移し、叡山を攻めたが、六月晦日の戰に官軍また大に敗れ、名和長年は戰死し、義貞また僅に免かれて軍を退けた、そして官軍の勢力に一頓挫を來した。

天皇は勅を諸國に下して勤王の軍を募り給ひ、諸皇子を將軍として諸國に派遣し、官軍を鼓舞したまうたけれども、形勢いよ／\足利氏に利あり、八月十五日尊氏豐仁親王(光明院)を擁立し、光嚴院院中に政を行はるゝことゝなり、二たび大覺寺持明院兩皇統の對立の形となつた。初め天皇が北條氏を滅さんとしたまうたのは、もと兩皇統の迭立を廢するにあつたが、尊氏が叛賊の名を免れてその野心を遂げんとしたため、却つて兩皇統の對立を見るに至つた、しかし尊氏の擁立した御方に毫も正統たる理由はないのであり、彼は後醍醐天皇に對し奉り、心中大に忸怩たるものがあつた。

さて叡山は援軍至らず、次第に賊軍の爲めに壓迫を加へられて、じり／\と

湊川の戰

櫻井驛の訣別

正成の戰死

直義は陸路より軍を進めた。義貞この報に接し、兵を率ゐて兵庫に還り、自から尊氏の軍に當つた、そして正成は義貞を援けんが爲めに急に京都を發して湊川の附近に陣し、直義の大軍に當り、五月二十五日一大決戰を試みたが、官軍遂に利あらず、義貞は僅に身を以て免かれ、正成また力戰苦闘の後、弟正季等と共に七生報國を誓つて自刄した。正成の誠忠については今こゝに縷々する必要もないが、太平記で最も精彩ある一段として人口に膾炙したる櫻井驛楠公父子の訣別の如き、嘗て同書の作話として抹殺し去られんとしたこともあるが、如何にもよく忠孝一致の日本精神を寫してゐる。湊川の戰については、太平記に「打破りて落つべかりけるを楠これまでと思ふ所存あれば一同自害したり」とあるが、これは正成が如何に勇將であつたかを物語る、戰記にあり勝ちの文と見るべく、その從容として死に就ける英雄の最後を想へば誰かその心事を悲しまざるものあらう、この後官軍また振はず、正成の戰死こそ實に中興の大業の悲しき終焉ともいへよう。

兵庫に於ける官軍の敗報頻りに至り、天皇の御驚駭は申すに及ばず、洛中の

尊氏九州に走る

菊池武敏

多々良濱の戰

赤松圓心白旗城を死守す

尊氏の東上

に持明院の院宣を請ふことを勸誘し、且つ圓心自から中國を支ふるから四國を細川氏に任せ、暫く九州に下つて時節を待てと尊氏に奬めた。尊氏之に從ひ密使を京都に遣つて後九州に向つたが、船備後の鞆津に至りしとき、三寶院賢俊光嚴院の院宣を奉じて來り、こゝに持明院統と足利氏との關係が新たに結ばれた。

さきに博多に探題北條英時を討たんとして敗死した菊池武時の子武敏は九州に於ける官軍の主將であつたが、西下の尊氏兄弟を邀擊せんとして發向しまづ少貳氏を破り、三月二日足利氏の軍と筑前多々良濱に戰つた。はじめ足利勢の旗色惡かりしも、必死の戰に官軍遂に敗れ、尊氏は太宰府に入つて暫く休養し、上洛の用意を整へつゝ、傍ら菊池氏の籠れる黑木城を攻めしめた。

この間朝廷では北畠顯家をして二たび義良親王を奉じて陸奥に下らしめ、義貞をして赤松圓心を攻めしめられた。圓心播磨白旗城を死守し、急を尊氏に告げて、早く東上せんことを請うたので、延元元年四月尊氏は弟直義と共に太宰府を發し、四國・中國の兵を集めつゝ備後鞆津に至り、自から海路より進み、

官軍東下

尊氏兄弟官軍を追ひ西上す

尊氏諸國武士を招く

叡山行幸

尊氏大敗

尊氏持明院の院宣を請ふ

にあつて專ら尊氏を討たん謀議を凝らしてゐたところ、十一月に至り、尊氏が義貞を討つを名とし、叛旗を飜して京都に攻め上らんとするや、天皇は尊良親王を上將軍とし、義貞を副へて東下せしめられ、且つ北畠顯家を鎭守大將軍に任じ、後方より鎌倉を襲はしめられた。

然るに官軍は箱根竹ノ下の戰に敗れて、京都に引き退くことゝなり、尊氏兄弟追うて西上した。この時義貞が退却に當り、天龍川を越ゆるや、最後に川を渡り、渡船をそのまゝ殘し置いたことは如何にも武士道に合つてゐると梅松論にも稱揚してゐる。この際尊氏はまた機敏に敎書を發して諸國の武士を招致し、至るところその黨蜂起して官軍と爭ふ形勢となつたが、建武三年正月尊氏近江に至り、やがて京都に亂入するや天皇は延曆寺に行幸あり、官軍はじめ利を失ひたれど、北畠顯家の軍到るに及び、楠木正成等奮戰して大捷を得、尊氏は丹波に奔り、三草山を越えて兵庫に逃れた。

この時赤松圓心は尊氏に向ひ、凡そ合戰は旗を以てしなければならぬ、錦の御旗には抗することが出來ぬ、持明院統の天子を擁せば必ず勝利を得んと、大

毫も政治的野心を有せざりしことは彼が鎌倉を陥れて後直ちに上洛したことによつても明である。天皇もまた最も彼を信任したまひ、中興事業の要務に當らしめられた。それが尊氏をして義貞に對しいよ／＼反感を加へしめ、護良親王と同じく彼を除かんと謀つた所以である。

中先代の亂

建武二年七月北條氏の殘黨は西園寺公宗と謀を通じ、高時の遺子時行を主將として、持明院統の皇胤を奉せんとし、鎌倉を攻めた、所謂中先代の亂である、

直義護良親王を弑す

直義之を防ぐ能はず、一時鎌倉を去らざるを得ざるや、人をして護良親王を弑し奉らしめ、成良親王を奉じて西上した。朝廷時行の鎌倉に入れるの報を得て大に駭き、成良親王に征夷大將軍の宣下があつた。然るに尊氏は頻りに自から征夷大將軍及び諸國總追捕使たらんことを望んだが、

尊氏征東將軍として東下す

僅に征東將軍として京都を發し、直義と三河の矢矧に遇ひ、共に鎌倉に向つた。

尊氏反す

尊氏やがて時行の兵を破つて鎌倉に入り、ついで新邸を營んで之に居り、自から實權を握つて持久の計をなし朝廷から、使を送り西上を促されても、直義の議によつて鎌倉に留まるに決し、彼の反形漸く現れた。當時義貞等は京都

護良親王鎌倉に遷され給ふ

尊氏に對する天皇の御戒心

義貞と尊氏

の古文書に明證があり、その實權の大なりしことも想像される。征夷大將軍は武人の頭領である、武人の頭領たらんとする尊氏が親王を憚るのは當然であるが、親王は早くも尊氏の野心を看破して彼を除かんとせられた。保曆間記などによれば、天皇もこの密謀に加はりたまうたのであるが、その事漏れて御失敗に歸し、親王は罪を一身に負ひたまふこととなり、建武二年十一月鎌倉に幽せられたまふに至つた(史學雜誌第五編中澤澄男氏「護良親王略事蹟考」參考)。恐らく天皇は最初から尊氏を信任せられたのでなかつた、寧ろ戒心を加へたまうたのであつた、彼を參議に任じながら何等重用したまはず、たゞその弟直義をして成良親王を奉じ鎌倉に下らしめられたが、同時に北畠顯家を陸奥守とし、義良親王を奉じて陸奥・出羽を支配せしめ、親房之を輔佐して陸奥國府に下り、以て足利氏の背後を壓し、また新田氏をして上野・駿河等から鎌倉を牽制せしめられた。

これまで新田義貞がまた源氏たるの故を以て尊氏と同じく政治的野心ありしが如く推測して、彼を以て尊氏の對抗的人物に擬する人もあるが、義貞が

が出家の身にして國司に任せられる資格なきによるとはいへ、その不平は抑へ難きものであつた。

この恩賞に對する不平は圓心一人のみでなかつた。建武年間記に雜訴決斷所に於ける訴陳に關しいろ／＼の事が擧げられてゐるのを見ても、その一斑が推知せられる。また同書にある二條河原の落首の一節に「本領離るゝ訴訟人、文書入たる細葛、追從讒人禪律僧、下剋上する成出者、器用の堪否沙汰もなく、洩るゝ人なき決斷所」とあるは、これら不平なる人々の心を忌憚なく告白したもので、國々の武士など京都に往復して訴訟に騷ぎ廻つてゐた光景が手に取るやうに寫されてゐる。

二條河原の落首
下剋上

足利尊氏の野心

高氏は勳功によつて參議に任せられ、天皇の御諱の一字を賜はつて名を尊氏と改めた、彼はこの殊恩に浴しながら次第に爪牙を磨いて野心を現して來た。そして先づ彼が目の上の瘤と睨んだ人は、第一に護良親王であらせられ第二に新田義貞であつた。護良親王が討幕の主動者として征夷大將軍に任じ莊園等に關する命令をも下し給ひしことは、大德寺文書・久米多寺文書その他

この中興政治は、實に「朕が新儀を以て將來の先例とすべし」との御自信を以て着々進められたのであつたが、恩賞沙汰や公武の不一致等は遂に中興の偉業をして瓦解せしむるに至つた。

恩賞の沙汰

第一に恩賞沙汰は最初の重大問題であつた爲めに特に恩賞方が設けられた。管轄區域によつて之を四番に分けたが、その中で最も複雜した事情にあつたのが畿內及び山陰・山陽二道の第三番であつた。その上卿は初め洞院實世であつたが、後に萬里小路藤房・九條光經之に任せられた。公家は久しく武家のために侵害された權利を回復せんとし、武家は二三の人を除けば恩賞に與かりたいために官軍に應じたものが大多數を占め、論功行賞を行ふや、これまで北條氏の領してゐた知行國や庄園の沒官領のみでは到底それらの要求をすべてに滿足せしむることが出來ず、いはゞ限りある地を限りなき人に分つのであるから、恩賞の議は容易に決し得なかつた。

有限の地と無限の人

僅に義貞・正成・長年・高氏等の主勳級が、それ〳〵二國三國の國守を賜はつたけれど、赤松圓心の如きたゞ播磨佐用庄を賜はるに止まり、却つて播磨守護職を召し還された。これ彼

赤松圓心の不平

北條氏の沒官領は恩賞に足らず

公武の不一致

萬里小路藤房の遁世

武士復古精神を理解せず

天皇の御製

らしめたのである。殊に北條氏の沒官領だけでは恩賞に不足であり、到底恩賞を得んが爲めに勤王せし人々を滿足せしむることが出來なかつたのみならず、こゝに見逃すべからざるは實に公武の不一致であつた。公家は長い間の屈伏から自由に展びたいのであり、武家は中興政治が誰の力で出來たのかと公家に反問したのである、そこに高氏に乘せられた所以がある。大内裏修造が不結果に終つたり、また楮幣を發行するの止むを得なかつたことも、すべてそれらに起因するのであつて、太平記に恩賞方の一人たる萬里小路藤房が天皇を諫め遁世したとある事も裏面の事情を察すべきであらう。それに改革そのものが元來守舊的なる武士の喜ぶところでなく、武家は中興政治によつてたゞ公家に壓迫せらるゝものと誤解し、且つ皇政復古の精神を諒解し得なかつたことも、彼等をして自から安じ得ざらしめた所以であり、それがまた足利氏をして成功せしめた所以でもあつた。建武二年のころ「身にかへて思ふとだにも知らせばや民の心の治めがたきを」といふ御製がある、之を拜誦し奉り、誰か大御心の國民に徹底せざりしを慨せざるものあらう。

護良親王を征夷大將軍となす

中興新政の至難なりし所以

高氏の野心と武士の不平

固より知行制度を打破し、武士の勢力を根柢より覆すのは困難であるのみならず、北條氏討滅には武士の力に賴つたもの少くなかつたから中興政治の初に當つて先づ如何に武士を支配すべきかゞ問題であつた。これは暫く郡縣制度の形式を採りながら、鎌倉幕府の武士統率の制を用ゐる外なかつた。しかも天皇は皇室と武士との間を密接ならしめんとし、皇子を以て征夷大將軍とし護良親王が之に任せられ給うたのは既に元弘三年五月のことであつた(河内金剛寺文書參考)。また諸皇子を鎌倉・陸奥等に下し給うたのも、鎌倉幕府特に北條氏の直轄地を皇室の下に收められたのであつて、蓋し親房の獻策に出でたものであらう。彼はその子顯家と共に自から義良親王を奉じて陸奥に下つてゐる。

或は、中興の大業が失敗したことを新政の宜しきを得ざりしに歸せんとするものがある。併しながら中興の新政は實際その理想を實現するに餘りに短日月であつた。元弘三年六月還幸の日から建武二年八月足利高氏の反するまで僅に二年餘、その間高氏は巧みに武士の不平を煽つて、新政を混亂に陷

新田義貞が補せられた。

北畠親房

この中興政治の黒幕として活躍したるものは恐らく北畠親房であつたらう。彼はさきに世良親王の傅として天皇の顧問たりしも、親王薨じたまひし後剃髪して表面公家生活から退隠したが、それは寧ろ彼の活動を容易ならしめたのであつた。

北畠氏と伊勢

彼の妹は護良親王の生母である、親王が熊野から伊勢あたりに出沒して勤王の兵を募られたのも、北畠氏の領地が伊勢にあることゝ深い因縁を有してゐる。天皇が京都に還幸せらるゝや、御下問に預かり、彼が胸中に畫いてゐた復古政治は必ずや天皇に進言せられたに相違ない。その著神皇正統記に彼の政治上に於ける意見が多く窺はれる。

天皇親政の信條

彼の眼中には公武の別がなかつた、三種の神器に現れてゐる公平、仁慈、及び勇武の三德、換言すればたゞ正理を以て政治を行へといふのがその信條であり、それがまた實に天皇親政の御理想であつた。中興政治が、滔々としてたゞ功利に走れる武人の心を失ふことになつたのもその爲めであるが、この後五十餘年の間よく天下の人心を繫ぎし所以もまた實にこの信條が實行せられたためであつた。

雑訴決斷所の新設

雑訴決斷所を設け、公卿及び明法道の人々を寄人としてその任に當らしめた、これは既に元弘三年十月に開かれてゐる（建武年間記・太平記及び醍醐寺文書等參考）。

國司は領國制

地方には國司を置いて、從來の如く國衙領の行政に當らしめたが、それはやはり恩賞として賜はつたもので、從來の領國制を踏襲せられたといつてよいのである。從つて國司には公家も武人も同じく之に任せられた。伊達伯爵家文書の上野國宣・色部文書の越後國宣・播磨正明寺文書の播磨國廳宣等に新田義貞が大介として自署花押を加へてゐる、義貞は恩賞として上野介と共に越後・播磨の國守に任せられたのである。これまで諸國には幕府から守護を置いたのであつたが、中興政治にあつては公家でも武人でも國守が守護の事を行ふことになつたので、また令制に復したともいへよう。しかし地頭は鎌倉時代以來引續いてその所領を傳へ、中には國司の官人となるものもあつた。

武者所

また京都には武者所を置いて京都の警固を掌らしめ（建武年間記參考）その頭人には武人の中で最も有力なるもの丶一人であり、且つ忠誠の人物であつた

第二　京都親政時代

新しき天皇親政

京都親政時代は僅に三年の短日月に過ぎず、しかも終の一年は半ば兵亂に經過したのであるが、皇家中興時代の中心をなし我が國史に最も意義ある時代の一を成してゐる。普通に建武中興と稱せられ、實に元弘三年五月二十二日北條氏の滅亡した時に始まる。思ふに中興の新政はたゞ公家政治の復活でなかつた、既に世襲的になつてゐた公家階級と鎌倉時代に最も力強いものとなつた武家階級とを一團として、その上に天皇親ら政を視たまふのであつた、それは家々の職業を以て天皇に奉仕した上代の氏姓政治が新しい形式で復活したとも見られるのであつて、又必ずしも、武家階級そのものの否認ではなかつた、從來の武家政治を打破し、公家も武家も同じく天皇の統べたまふところとなつたのである。

關白を廢す

記錄所の擴大

先づ關白を廢して藤原氏の特權を奪ひ、久しく、天皇親政を表徵する慣例となつてゐた記錄所の權限を擴大して大事件を裁斷する所となし、次に主として領地等に關する問題を取扱はしむるために新たに

新田義貞鎌倉を攻む

分陪河原の合戰

北條氏亡ぶ

天皇還幸

楠木正成車駕を兵庫に奉迎す

奉じて金剛山より國に歸つた新田義貞は五月十八日上野の生品明神社に義旗を擧げ、越後の一族と共に鎌倉に攻め上つた。高氏の長子義詮もまた兵を下野に起して義貞と合した。義貞は先づ武藏の分陪河原に北條氏の軍を破り、長驅して鎌倉に迫り、二十二日諸軍同じく亂入し、高時以下一族殆んど皆自殺して北條氏はこゝに滅亡した。この時官軍が南無阿彌陀佛〳〵と唱へて攻め入つたことが信濃金臺寺文書に見えてゐる。

後醍醐天皇は京都既に定まれる報に接し、五月二十三日船上山を御發輦あり、書寫山・兵庫を經て六月五日御入洛、翌六日二條內裏に還幸あそばされた。車駕兵庫を發する時、正成七千餘騎の兵を以て參向せしに、天皇鳳輦の御簾高く捲かせて、正成を近く召しよせられ「大義早速の功偏に汝が忠戰にあり」との仰せに、正成少しも功に誇らず、感激の淚をぬぐひ「是れ君の聖文神武の德によらずば微臣いかでか强敵の圍を出づべけんや」と奉答し、先陣を承つて入京した。恐らく正成が最も光榮であり尤も得意であつた時であらう。

が、これは彼の野心が閃めき出した第一歩であり、やがて彼の勢力が地方武士を威壓するに至る所以であつた(光明寺殘篇・梅松論等參考)。

六波羅亡ぶ

高氏は五月七日千種忠顯等と六波羅を攻めてその兵を破つた。八日の曉探題北條仲時・同時益は後伏見・花園二上皇・光嚴院及び康仁王を奉じて關東に逃れんとしたが、時益は途にして殺され、仲時等は近江の番場宿に至りしとき、

五辻宮の御活動

龜山天皇の皇子五辻宮守良親王の兵に前途を塞がれ、また自殺した(蓮華寺過去帳及び平泉澄博士著我が歷史觀所收「史上に湮滅せし五辻宮」參考)。高氏は

高氏六波羅を奉行所とす

機敏にも六波羅邸を占領し、奉行所として諸國兵士の着到を受け、北條氏に代つて京都を鎮した。この時千劒破城を圍んでゐた北條軍は最早ぢつとゝして居れなくなつた、遂に奈良に退いて再擧を謀らんとしたが、高氏之を招撫して

高氏の勢力

多く彼等を降らしめ、近畿地方殆んど幕府に從ふもののなきに至つた。高氏はかくて隱然たる勢を得た、彼が後に非望を現すに至つたのはまたその實力の大なりしによるのである。

六波羅攻めと殆んど同じころ、關東の形勢は一變した。護良親王の令旨を

三日九州探題、北條英時を博多に討ちしも、大友・少貳二氏の裏切によつて敗死した。博多日記によれば肥前彼杵郡の江串三郎入道なるもの、土佐を脱出したまひし尊良親王を奉じて義兵を擧げたのが恰もその翌日である、恐らく、菊池氏と連絡があつたのであらう。親王は後ち九州探題北條英時の亡びしとき、太宰府にあつて勤王軍を總帥せられてゐる。ついで土居・得能の二氏また長門探題を滅し、播磨の赤松圓心は京都を攻めんとして發向し、千種忠顯また官軍を率ゐて行宮を發し、途々勤王の兵を募つて京都に迫つた。

江串入道
尊良親王

赤松圓心千種忠顯京都に迫る

　京都急なりとの報に接し、北條氏は名越高家・足利高氏をして大軍を率ゐ伯者の行宮を犯さしめんとしたるに、高氏は出發の際既に異心あり、源氏再興の志を抱き、三河に至り密に使を行宮に遣し、近江鏡宿に於いて綸旨を賜はりながら、彼は之を祕して京都に入つた、そして高家が久我繩手の戰に討死するに及び、丹波の篠村八幡宮に於いてはじめて義旗を揚げ（その願文は同八幡宮に保存してある）同時に密書を諸國の豪族に送つて官軍に應ぜんことを勸めた、これによつて遲疑決せざりし人々が急に勤王の士となるもの少くなかつた

北條氏大軍を以て伯者を侵さんとす

足利高氏の歸順

高氏密書を諸國に送りて同志を招く

勤王の兵所在に起る

北條軍の沮喪

新田義貞官軍に屬す

天皇の隱岐御脱出

名和長年天皇を奉戴す

菊池氏の勤王

正成の智謀にはさしもの大軍も千劒破城を攻めあぐみ、遂に之を拔くことが出來なかつた、そして護良親王の令旨によつて、諸國に義旗を擧ぐるもの日に多きを加へた。中國では播磨の赤松圓心、四國では伊豫の土居得能の二氏をはじめ、所在に勤王の士が起つたのみならず、金剛山下に於ける北條軍はその本國の所領を侵されんことを恐れ、軍氣次第に沮喪し、潜に歸國するものも少くなかつた。この間正成の忠節に感激し、護良親王の令旨を請ひ奉つて本國上野に歸り、やがて鎌倉攻の大將となつた人が實に新田義貞であつた。

増鏡によれば、護良親王はまた密使を隱岐に遣され、天皇と連絡を通じてゐられたやうである、そして天皇は配所から逃れ出づる機會を窺ひたまうたところ、警固の武士にも心を寄するものがあり、元弘三年二月廿三日曉霧に乘じて御脱出あり、漁舟によつて出雲に安着あそばされ、ついで伯耆の名和長年に迎へられて、船上山の一寺院を行宮としたまひ、綸旨を杵築大社に下して王道再興を祈らしめ、且つ特に宸筆の綸旨を以て同社の神劒を召し、寶劒代に用ゐたまうた。時に九州には肥後の菊池武時（入道寂阿）夙に勤王の志あり、三月十

北條氏護良親王及正成の首に懸賞す

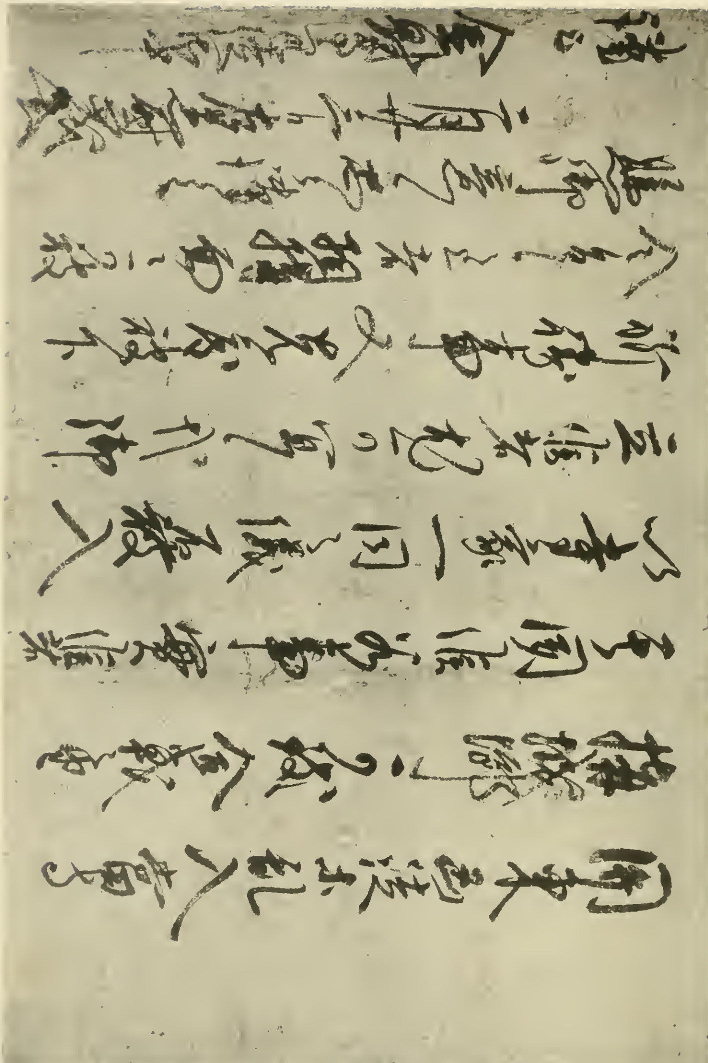
赤坂吉野陷る

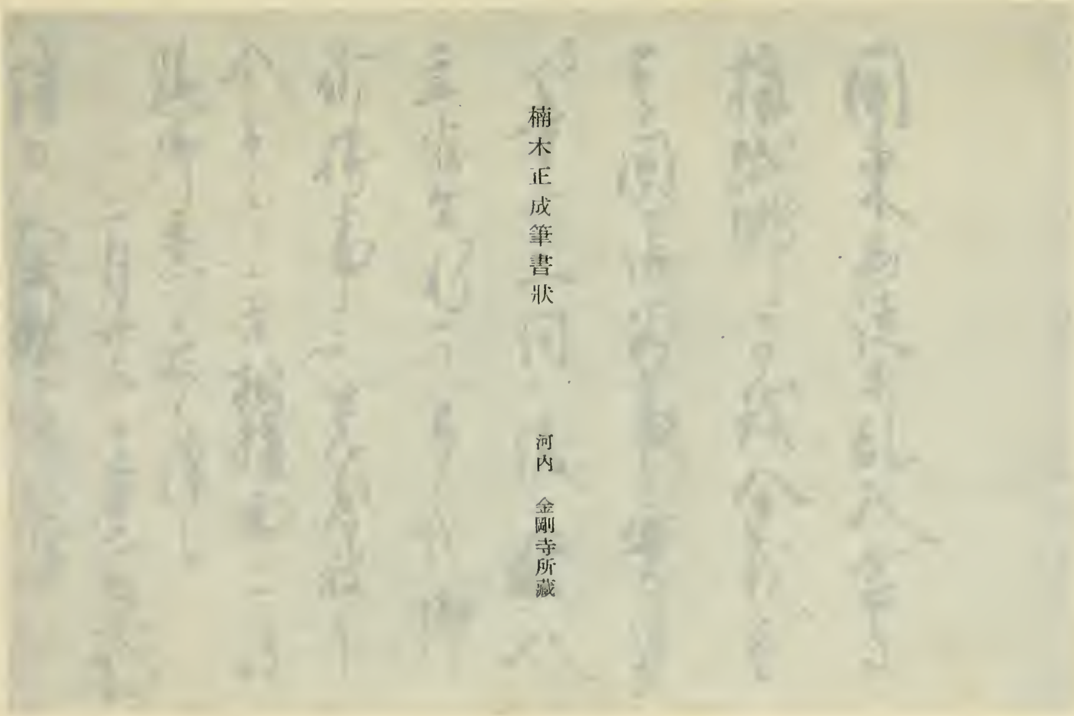
村上義光父子の忠節

關東の大軍千劒破城を拔く能はず

う。後ち新田義貞が鎌倉を攻めたとき、馳せ加はつた武士は必ずしも義貞の招に應じたもののみでなく、中には三木俊連をはじめ河內あたりから勤王の將士が、親王の令旨によつて遠く義貞の軍に加はつてゐる。

北條氏の大軍は吉野・赤坂・楠木の三城に殺到した。正慶亂離志所收楠木合戰注文はこれに關する第一の史料といつてよい。楠木城を攻めた北條軍に屬せし國々の武士の名も見えて居り、護良親王を弑し奉るものには近江の麻生庄を、正成を殺したものには丹後の船井庄を充て行ふべしと懸賞した事や、元弘三年正月十九日正成が天王寺を攻めた時に親王の令旨を奉じ、四條隆貞(隆資の子)を大將軍としてゐたことなどが知られる。また正成が、千劒破城上より石礫などを投下して北條軍を苦しめた太平記の記事もこの書によつて確められるのである。されど赤坂城先づ陷り、ついで閏二月一日吉野城また陷つて、親王は踪跡を晦ましたまうた。太平記にある村上義光父子の忠節は今に人口に膾炙してゐる。その後親王は恐らく千劒破城の後方葛城山あたりに潜みたまひ、正成と相通じて活動せられたのであらう(太平記參考)。





楠木正成筆書狀

河内　金剛寺所藏

日親王は更に御自筆の願文(寶簡集卷四十)を丹生明神に捧げたまひ、引つゞいて二十八日二たび軍兵の催促ありしも、翌年正月十六日に至り衆徒は全く之を拒絶したのである。

正成赤坂城を奪還す

楠木正成はこの年十一月既に赤坂城を奪ひ還してゐる。そして彼が護良親王の下に活動してゐたことは金剛寺文書によつても知られる。元弘三年に入り、親王は吉野藏王堂を御座所として勤王の兵を集められ、正成は河内・和泉の二國を從へ天王寺に進出し、やがて渡邊の一戰に六波羅軍を全滅せしめて京都を震駭し軍を引いて河内に歸り、上赤坂城(楠木城)を築いで之に據つた。そして金剛山の中腹に千劔破城を築いで爪城(つめじやう)とし、吉野と連絡を通じて北條氏の大軍を引受けんと準備を整へた。爪城とは最後の決戰をなす城郭である。

護良親王吉野御籠城

正成楠木城及千劔破城を築く

護良親王の令旨四方に飛ぶ

護良親王の令旨は四方に飛んだ。元弘三年二月には播磨大山寺の衆徒を召されて居り、九州の大友・原田その他の諸氏に下された令旨も今に存してゐる。また紀伊粉川寺の行人等も親王の下に馳せ參じた。これらによつて推測すれば、廣く全國の寺院や武士に令旨を下して義兵を起さしめたまうたであら

尊良親王以下與謀の朝臣僧侶の處分

護良親王の御活動

高野山護良親王の召に應ぜず

記の中で、嘗て否定せられてゐた無禮講の事をはじめその記載が次第に認められたものも多いので、この事も遽に重野博士に從ふことが出來ない。

天皇の京都を出で立ちたまひし翌日、尊良親王・尊澄法親王もまた配所に向ひたまひ、與謀の廷臣僧侶またそれ〳〵北條氏に處分せられ、資朝・俊基及び平成輔・北畠具行等は主謀者として斬罪となり、藤房等は流罪に處せられた。されど天下は最早北條氏の有でなかつた。尊雲法親王は大和十津川の奥に於いて髮を蓄へられ、護良親王の御名で、勤王軍の總帥として令旨を下し、勤王の兵を募りたまうた。花園天皇宸記によれば親王が熊野・伊勢に令旨を下されたことが六月六日京都に注進あり、その後また竹原八郎大將として攻め來れる旨の注進があつた。また增鏡に親王が熊野から、大峯を傳うて吉野や高野山に通はれて義兵を召したまへるよし見えてゐるが、この際高野山の衆徒が親王に應じ奉つたかは疑問である。高野山寶壽院文書によれば親王はこの年八月二十七日初めて同山に令旨を下し出兵を催促せられしに對し、高野山は、弘法大師以來兵戈を動かさぬ遺誡ありといつて命に從はず、十二月二十五

宣政等二十餘人代つて上洛し京都を鎮した、そして遂に十二月二十七日天皇を隱岐に遷し奉り、尊良親王を土佐に、尊澄法親王を讃岐に遷し奉ることゝなつた。

天皇隱岐遷幸

明くれば元弘二年(正慶元年)の三月天皇は武士に護られて六波羅を發し隱岐に幸したまうた、御道筋の有様は增鏡「久米の皿山」の章に委しく記されてゐる。

重野博士の兒島高德抹殺論

兒島高德が天皇を奪ひ奉らんとして失敗し、美作の院庄に至り、行宮庭前の櫻樹を削つて詩句を題したといふ太平記の記事について、重野安繹博士はこれを否定せられ、新田義貞にせよ、楠木正成にせよ、また名和長年・結城道忠にせよ、みな自筆又は花押を署せる文書を少くとも一二通づゝ遺してゐるのに、高德の文書と傳へられるものがすべて僞物であることは、高德が架空の人物たるを反證する所以であるといつて居られる。

星野田中博士の高德存在說

これに對し星野恒博士は高德の文書が傳はつてゐないのは恐らく彼が恩賞を得るに至らなかつたからであらうと反駁せられ、又田中義成博士も後に備前の宇喜多氏が高德の子孫なりと稱せるより、溯つてその存在說を主張して居らるゝ(南北朝時代史參考)。これら星野・田中二博士の說には猶ほ議すべきもののありとするも、太平

天皇赤坂城に向ひ給ふ
天皇六波羅に入り給ふ

尊雲法親王と正成

良忠法印

大佛宣政等上洛

佛貞直等の大軍が到着せし翌日九月二十八日遂に陷つた。天皇は暗夜藤原藤房・季房兄弟等數人を從へて、赤坂城へ向はせられたが、路に迷ひて北條氏の軍に捕へられたまひ、やがて六波羅に入御になつた。そして引きつゞいて赤坂城から京に歸られた尊良親王を始め、討幕の御計畫に參加した公卿等また多く捕へられ、それ〴〵武士に預けられた（光明寺殘篇參考）。

尊雲法親王はさきに笠置寺を脱出して赤坂城に入らせたまうたが、笠置寺落城の後、北條軍は赤坂城に迫つた、親王はやがて正成と共に城を出でゝ蹤跡を晦まされた。太平記には親王が吉野十津川のあたりに落ち延びられたやうに書いてあるが、天皇が六波羅に遷りたまふ上は、どうかして天皇を安泰の地に移し奉ることが親王・正成の目的でなければならない。親王の下に忠勤を抽でゝゐた良忠法印が天皇を奪ひ奉らんとして失敗したといふ太平記の記事と、花園天皇宸記元弘二年正月の條とを考へ合すれば、恐らく親王は潜に京都にあつて畫策したまふところあつたのであらう。

かくて兎に角近畿はしばらく靜まつた、貞直・高氏等は關東に引き還し、大佛

の君は持明院統の天皇の御代にはたゞ持明院統の上皇御一人であらせられ、大覺寺統の天皇の御代にはたゞ大覺寺統の上皇御一人であらせられた。後醍醐天皇が皇位に上りたまひし初めは、後宇多法皇が實に治天の君として庶政を裁決したまうたのである。

文保御和談と後醍醐天皇

文保御和談は後醍醐天皇踐祚以前のことであり、持明院統の後伏見上皇と大覺寺統の後宇多法皇との間に成立した御契約で、當時兩皇統の代表者によつて締結せられたものであつた、從つて後醍醐天皇は後宇多法皇の院政時代にはこの御和談に對して何等容喙し得られなかつたのであるが、法皇が院政を天皇に還したまふと同時に、主權はこゝに始めて天皇より發動することゝなつたのであつて、天皇の叡慮に出でない以上、天皇の承認したまはぬ光嚴院は正統の天皇でましまさぬことは自から明である。後に足利氏に擁立せられたまひし光明院をはじめ、後光嚴院・後圓融院・崇光院がまた正統の天皇であらせられぬこともいふに及ばぬ。

院政の廢止と天皇の絕對主權

さて笠置寺の行宮は足助重範をはじめ勤王將士の奮戰もその甲斐なく、大

を用ゐられずして還幸の儀を以てせられ、光嚴院に對する太上天皇の尊號詔書にも「皇太子避㆓儲位於靑闈之月㆒伴㆓仙遊於射山之雲㆒」とあつて、光嚴院をたゞ皇太子として待遇せられた。また元弘元年九月以後に、光嚴院の行はれた公卿の任免昇進等もすべて無效に歸せしめられてゐる。

天皇と上皇

兩統迭立の時代に於ける治天の君

元來我國に於いては、天皇が絕對の主權者であらせられることはいふまでもないが、白河上皇以來院政の世となり、主權が御讓位後の上皇に移り、天皇はその主權の發動を上皇に任せたまふ變態政治の御世となつて、宮中に於ける恆例臨時の年中行事の如きものゝみ天皇これを行ひたまひ、政治の實權は一切上皇に移つたのである。前にもいつたやうに當時上皇もしくは法皇も治天の君または治世の君と申し、當今といふ語さへ玉葉壽永二年三月十六日の條には「謂㆓法皇㆒也」と注してゐる。故に皇位の繼承も、御當主たる天皇よりは、旣に皇位を去られた上皇又は法皇によつて決定せらるゝ慣例となつてゐた。大覺寺・持明院の兩皇統に分れて以來同時に上皇が幾人もあらせられ、本院・新院又は、一院などゝ申し上げてゐたのであるが、政治の實權を有せらるゝ治天

頼山陽の神器論

天皇光嚴院の踐祚を認め給はず

の神器なくても天皇は正統であらせられ、天皇が承認あらせられざる御方は何としても正統の天皇と申すべきではない。頼山陽は「正統のあるところ神器あり、神器のあるところ必ずしも正統にあらず」と喝破してゐる。

天皇が光嚴院をどこ／＼までも承認せられなかつたことには多くの史料が存してゐる。西園寺公宗が天皇に薙髪を勸め奉つたとき、皇位にあるものは薙髪すべきものでないと、天皇はこれを峻拒したまうた。また天皇はこの後も決して光嚴院の年號正慶を用ゐたまはず、依然として元弘の年號を用ゐられてゐるのであつて、出雲鰐淵寺文書元弘二年(正慶元年)八月十五日宸筆勅願文をはじめ、天皇の綸旨にはすべて元弘の年號になつてゐる。之に反して光嚴院及び北條氏の文書には元弘元年をも元德三年と書いてある。たゞに天皇のみならず、護良親王は申すに及ばず、勤王の將士が、正成をはじめ皆同じく元弘の年號を用ゐてゐたのも當然である。播磨大山寺文書元弘三年二月廿一日護良親王令旨及び攝津瀧安寺文書同年閏二月廿二日同親王令旨に天皇を當今皇帝と申し上げてゐる。後ち車駕京都に還幸せらるゝや、重祚の式

同時にまた三種の神器は皇位と離るべからざるものであるが、この場合如何に考へられたかも注意すべきことである（藤原兼實の日記玉葉に見えてゐる）。固より皇位繼承問題の起らなかつた時代には、神器に關する思想は殆んど窺はれないが、天皇と神器とは相離るべきものでないと確信せられてゐた。

神器に對する後醍醐天皇の思召

後醍醐天皇もまたこの御確信の下にお進みになつた。それで北條氏に强要せられて光嚴院に渡したまへる劍璽は眞の神器であつたかゞ問題となるのであるが、大日本史は璽の筥を隱岐に具せられ、還幸の儀を用ゐて歸洛せられたといふ增鏡の記事を根據として、この劍璽を眞器にあらずとなし、栗田寛博士著神器考證にもまたその眞器にあらざるを强調して居らるゝ。しかし花園天皇宸記や劍璽渡御記及び土御門文書によれば恐らく眞器であつたらうと推測せられるのであり、必ずしもたゞ增鏡の記事をのみ信ずることが出來ない。

三種の神器と皇位の正統

思ふに、神器の有無によつて皇位の正閏を論ずるは普通の場合に限るべきものであるまいか、かゝる場合に、後醍醐天皇がよし眞の劍璽を渡したまうたとしても、北條氏に强要せられ給うたためであつたとすれば、眞

正閏問題

正閏は勢力の大小にあらず

正閏問題と安德天皇後鳥羽天皇

皇統正閏問題は去る明治四十四年の帝國議會に於いて一大論爭を惹起したのであるが、この問題が起らんとしてゐたことは、その以前から豫期せられてゐたところである。余は明治四十一年に公にせし本書の第一版にも、正閏論は嘗て支那に行はれたもので、つまり二人以上の主權者がある場合に何れが正統なるかといふことを論ずるものである、その勢力の大小如何でなく、要はたゞ道義上の見地に立つてその正閏いづれにあるかを見るのである、我が國に於いては萬世一系の御方でなければ、皇位を繼承せらるゝ正統の天皇とは申されぬ、しかし長い歲月の間には兩皇統となつたこともあるが、二たび一統に歸して今日に及んでゐる。北畠親房が、神皇正統記を著したのは大覺寺統の天皇が正統であらせられることを主張せんが爲めであつたと述べて置いたのであつた。

今こゝにこの問題を論ずるには、少くとも安德・後鳥羽兩天皇の關係にも溯らねばならない。安德天皇が平家に奉せられて都を出でたまひし後、後白河法皇が立てたまひし後鳥羽天皇は果して正統の天皇であらせらるゝや否や

楠木正成兵糧を集む

笠置寺

楠木正成赤坂城を築く

大佛貞直足利高氏等笠置寺に迫る

北條氏光嚴院を擁立す

の年七月既に兵粮を集めてゐたのであつて、その胸中には夙に成算あり、御使を賜はつて感激し、直ちに行宮に伺候し奉り、討幕の策を奏し「正成一人未だ生きてありと聞召され候はゞ聖運遂に開かるべし」と言上した。元來笠置寺は木津川に臨める笠置山上にあり、近畿の官軍を召募するには尤も便宜の地であつたけれど、久しく守り得らるべき處でなかつた、正成は天皇を河内に迎へ奉らんと決心してゐたのである。即ち急ぎ引きかへして國に歸り、新たに赤坂城を築いた。尊雲法親王・尊良親王もやがて笠置寺を去つて入城せられた。

北條氏は、先づ六波羅から諸國の兵を徴せしめて笠置寺に迫らしめ、ついで大佛貞直・金澤貞冬・足利高氏に大兵を率ゐて之に合せしめたのが九月廿七日であつた。又秋田高景・二階堂貞藤をして承久の例により廢立を行はしめ、皇太子量仁親王(光嚴院)を天皇とし、故皇太子邦良親王の御子康仁王を皇太子に擁立し奉つた。これは文保御和談に基き、また兩皇統の迭立を再現せしめたもので、實に元弘元年九月二十日、同時に二人の天皇があらせられる姿となつたことゝに皇統正閏問題は起るのである。

重ねて天皇の御謀洩る

二階堂貞藤上洛

天皇潜に内裏を出で給ふ

花山院師賢叡山に向ふ

笠置寺行幸

尊雲法親王笠置寺に入りたまふ

楠木正成笠置の行宮に參候

　北條氏が俊基等を關東に召下してゐる間に、天皇の御計畫はいよ／＼進んだ。北條氏はまた之を偵ひ知り、八月、二階堂貞藤をして兵を率ゐて京都に入らしめた。天皇は鎌倉の兵既に内裏に向つたとの報を得たまひ、この月二十四日の夜神璽寶劍を具し、奈良に向つて潜幸あらせられた。最初の御計畫では六波羅を攻めて後、叡山に行幸ある筈であつたが、事急に起つたため、叡山には花山院師賢を遣された。天皇は翌日東大寺東南院に御着ありしも、味方の衆徒少かりし爲め、一日御滯留の後、鷲峯山金胎寺に入りたまひしが、餘りに山深くして里遠く、兵を集むるに便ならざりしより、また一日にして笠置寺に遷幸あらせられた。師賢は尊雲法親王と相議し、天皇が叡山に行幸ありし體にし、御在所を知らしめぬやうにしたのであつたが、事露はれて、衆徒離散し、尊雲法親王は山門より逃れ、やがて笠置寺に入りたまうた。

　笠置の行宮には近畿の武士が多く集まつた、參河の足助重範も馳せ參じてゐる。太平記によれば、天皇はさきに俊基によつて勤王の士となりし楠木正成をも御夢に託してお召になつてゐる。京都天龍寺文書によるに、正成はこ

吉田定房鎌倉に密告す長崎高貞上洛

日野俊基進んで犠牲となる

元年を迎へたが、四月に入り、吉田定房は意外にも討幕の計畫について鎌倉に密告し、幕府は長崎高貞等を上洛せしめ、俊基をはじめ、僧弘眞・圓觀等を捕へて鎌倉に下つた(この時俊基東下の條は太。平。記。中の名文として世に知られてゐる)。定房は前にもいつた通り天皇を養育し奉つた人であり、天皇の帷幄に參じてゐたのに、かく鎌倉に密告したのは如何にも不可解であるが、前後の情勢を推察するに、南都・叡山行幸の後、討幕の御計畫大に進み、しかも、事將に發せんとして未だ發するに至らず、或は謀將に洩れんとする危機一髮に際し、一時北條氏の鋒を避けんが爲めに、俊基は自ら進んで犠牲となるに決心し、定房をして之を鎌倉に告げしめ、且つ天皇の全く與かり知りたまはざる旨を以てし、その間に計畫を遂行せんとしたのではあるまいか。定房が北條氏滅亡の後、京都親政時代に雜訴決斷所の主班公卿となり、天皇の御信任少しも衰へないのみならず、吉野行宮にあつてまた最後まで忠誠を盡してゐるのを觀てもこの間の消息が窺はれよう。もし定房の行動を評して彼に二心あつたと論ずる人あらば、全く彼の心事を知り得ないものである。

たところに、また皇家中興の意氣大に揚るものがあり、遠く神武天皇の創業當時を想ひ起さゞるを得ない。皇子尊雲法親王(護良親王)は天台座主となりたまふこと兩度、大塔宮と稱せられて一山の衆望を負ひたまひ、尊澄法親王(宗良親王)は妙法院に入らせられ、同じく天台座主として叡山を味方とするに力めたまうた。又法勝寺の僧圓觀や、醍醐寺報恩院の僧弘眞(文觀僧正)等も參加してゐた、殊に弘眞は彼と關係深き東大寺東南院の聖守僧正と共に同じく眞言宗なる河内の觀心寺や金剛寺、及び和泉の久米多寺などをも加はらしめた(史學雜誌第二十八編余が「後醍醐天皇と文觀僧正」參考)。やがて天皇は元德二年三月奈良に行幸あり、東大寺・興福寺に詣でたまひ、つゞいて叡山に行幸せられて大講堂の落慶供養を行はれた、これまた南都北嶺の僧侶を招きたまはん爲めであつた。かくてその機漸く熟しつゝあつたところに、この年九月皇子世良親王薨去あり、天皇御歎き一方ならず、親王の傅北畠親房は出家して法名を宗玄と稱じた。

僧圓觀と弘眞

南都北嶺の行幸

世良親王の薨去
北畠親房の出家

この間北條氏は多少油斷してゐたやうに思はれる。そして何事もなく元弘

皇太子邦良親王薨す

量仁親王の立太子

天皇の御理想

討幕の計畫大に進捗す

諸皇子の御活動

者を關東に下して對抗の策を講ぜられつゝあつた間に、嘉暦元年三月皇太子は薨去せられた。この事を北畠親房はその著神皇正統記に「神慮にも叶はず祖皇の御誡にも違はせたまひけりと覺えし、今こそ此天皇疑なき繼體の正統に定まらせたまひぬれ」と、包み難き喜悦を筆端に洩してゐる。北條氏は文保御和談に基き、後伏見上皇の皇子量仁親王を皇太子に立て奉つた、天皇は更に俊基等と北條氏討伐の御計畫を進めたまうた。

しかしながら北條氏討伐はたゞ、單に皇位繼承の問題を解決せんが爲めでなかつた。前にいつたやうに、久しく武家に奪はれてゐた政權を回復し、天皇親政の實を擧ぐる眞の皇政復古こそ實に天皇の御理想であり、その實現によつてはじめて皇位繼承の事も解決し得られるのである。一たび正中の變に躓いた討幕計畫は更に拍車をかけた、同時に持明院派の人々が皇太子量仁親王を一日も早く皇位に卽け奉らんとした運動の起つたことが、ますます討幕の御計畫を急がしめた。

この際諸皇子が特に討幕計畫の中心となつて父天皇と共に活動したまう

ことを虞れて、時々玄慧法印を招いで韓退之の昌黎文集などを講せしむるなど、彼等の苦心は如何にも大なるものがあつた。〔玄慧法印〕

天皇は至つて孝心深き御方であらせられた。正中元年四月後宇多法皇御惱重らせたまふや、御見舞の御使夜中曉となく寮の御馬を給はり、嵯峨野を往復すること絶ゆる間ない程であつたが、六月に至りいよ〳〵御臨終の際には、天皇親しく法皇の御所大覺寺に行幸あらせられて、悲歎に暮れたまうた。しかもこの御悲歎の間に天皇は北條氏討伐の御計畫を急に進展せしめたまうたのであらう、九月に入り同志の一人船木賴春の妻から事が發覺した。土岐賴貞・多治見國長等は六波羅に捕へられ、資朝・俊基もまた拘禁の身となつて、鎌倉に召し下された、之を正中の變といふのである。〔天皇の御孝心〕〔北條氏討伐の御謀洩る〕〔正中の變〕

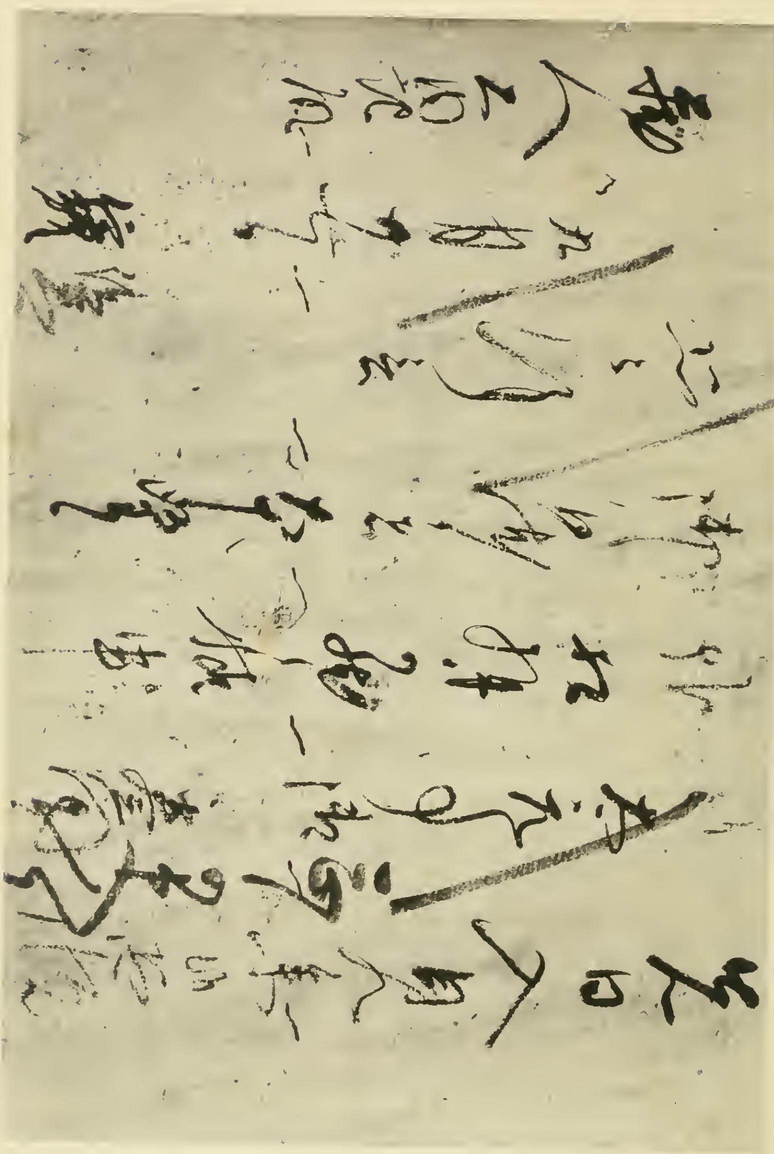
天皇は萬里小路宣房を鎌倉に下し、且つ親書を高時に賜ひて僅に事なきを得たが、資朝はこの事件に對する責任をすべて一身に引受けて、翌年八月佐渡に流され、俊基は歸京して再擧に着手した。一方京都に於いては皇太子邦良親王の左右にある人々は、頻りに天皇の讓位を鎌倉に迫つた。天皇もまた使〔萬里小路宣房を關東に下さる〕

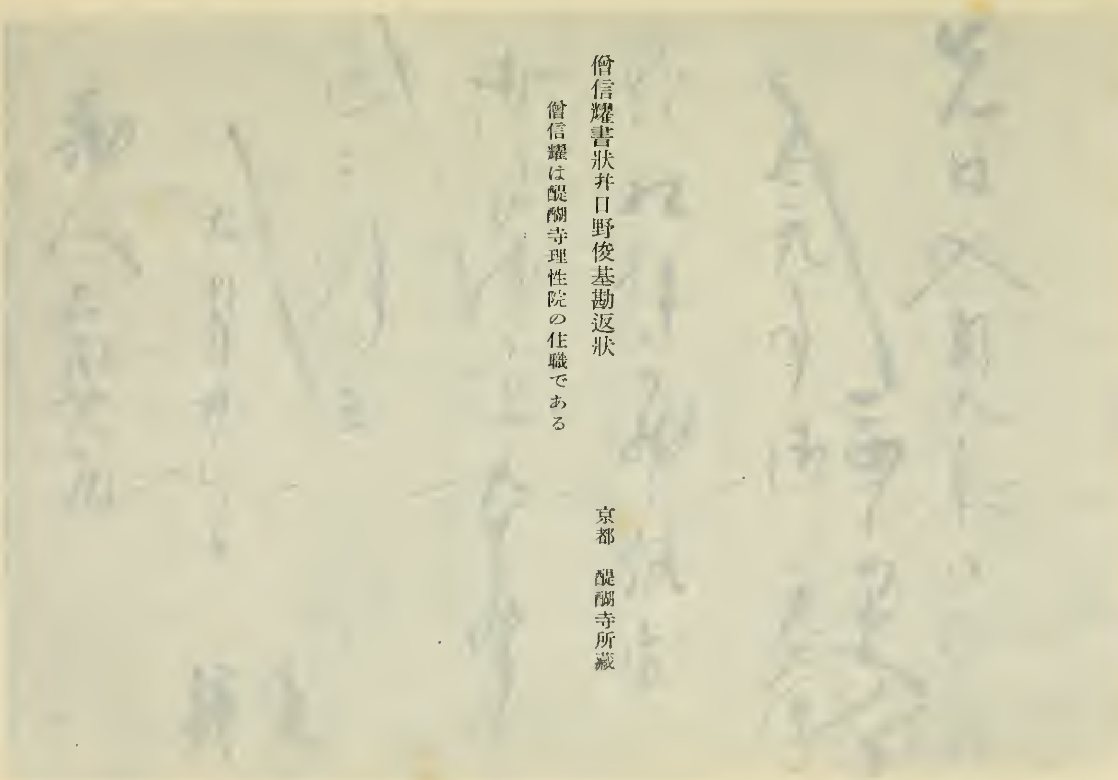
土岐賴貞と多治見國長
楠木正成

國に向つた、先づ應じた人々が土岐賴貞・多治見國長等であつた。俊基は河内より紀伊に赴いた。その發見した最も偉い人物こそ實に楠木正成であつた(增鏡「春の別」及び太平記參考)。正成は大覺寺統の御歷代傳領したまひし河内觀心寺と關係深い人である(觀心寺緣起御奥書參考)。又園太曆正平七年五月の條によれば彼は後醍醐天皇に朱子學を傳へ奉つた玄慧法師の實子の緣者であつた(歷史と地理第三十三卷赤松俊秀氏「楠木正成の教養について」參考)。久米邦武博士がその大日本時代史南北朝に正成を高野山領の給人ならんといつて居られるのは誤であらう(史學雜誌第二十編藤田精一氏「楠公の顯彰に就いて」參考)。

六波羅探題の張耳飛目
無禮講

かく御計畫が進捗するに從ひ、六波羅探題の張耳飛目その警戒網の如何に嚴重であつたかは想像される、さればこそ同志の人々の集會にも無禮講などを催された、花園天皇宸記正中元年十一月朔日の條に「近日或人云、資朝俊基等結」衆會合亂遊、或不」着」衣冠」、殆裸形、飲茶之會有」之(中略)世稱」之無禮講、一或稱」破禮講之衆」云々」の記事がある。その會合を重ねる間に、祕密の相談が外に洩るゝ





僧信耀書状并日野俊基勘返状

僧信耀は醍醐寺理性院の住職である

京都　醍醐寺所藏

北條氏討伐は天皇親政の先決問題

先決問題なりしのみならず、それがまた天皇親政の實を擧ぐる所以でもあつた。たゞ法皇御在世中は極めて祕密に御計畫を進められ、隱忍自重機會の到るを待ちたまうたのである。

北條氏討伐に必要なる武力

前にもいつたやうに武力を有する北條氏を滅すには何としても武力が必要であつた、然るに朝廷には殆んど武力といふべきものがない。北條氏の威勢は文永弘安の役後漸く衰へ、人心また北條氏を離れんとしてゐたとはいへ、その武力大に侮るべからざるものがある、太平記の著者が楠木正成の口を借りて云つたやうに、相模・武藏の兵は日本全國の兵に當り得るほど北條氏の武

北條氏の武力

力は恐るべきものであつた。そこで如何なる方面より勤王の武士を召すかが先づ困難なる問題であつたが、これを引受けて天皇の御爲に一身を捧げたものこそ資朝・俊基の二人であつた。彼等が第一に目をつけたのは北條氏の勢力が少く及んでゐる地方、卽ち大覺寺統の御傳領または大覺寺統に關係深き神社寺院及びその領內にある武士であつたらう、また承久合戰に官軍方となつて北條氏のために辛い目に遭つた人々の子孫であつたらう。資朝は東

資朝俊基の遊說

花園上皇後醍醐天皇の賢才拔擢を賞し給ふ

文保御和談と北條氏

言に任ぜられた。彼がまた花園上皇の御信任を受け、屢〻上皇の御所にも伺候してゐたことは花園天皇宸記に見えてゐる。俊基は同じく日野家の末流に出で、三十餘歳まで大内記であつたところ、天皇は不次に彼を拔擢して、五位藏人に任ぜられた。彼もまた恐らく持明院派の人と思はれてゐたのであらう、そして元來卑い家柄であつたものをかく登庸せられたことは、當時の人々を驚かした。花園上皇も非常に天皇の賢才拔擢を御賞揚になつてゐる（花園天皇宸記元亨三年二月條參考）。

さて後醍醐天皇の親政となつたが、皇位を繼承せらるゝ御方には、第一に持明院統の皇胤があらせられ、第二に後二條天皇の皇胤があらせられる、そして文保御和談によつて皇位の御順が定められてゐる。尤もこの文保御和談は後宇多法皇と後伏見上皇との間に成つたとしても、それは北條氏の周旋干渉によつて出來たのであつて、法皇崩御の後まで、天皇が之を守りたまはねばならぬ理由ないのである。天皇の親政となつた以上、皇位は天皇の大御心によつて定まるべきものであり、しかも文保御和談を破るには、北條氏を滅すのが

記錄所の設置

時に出家した程、大覺寺統の天皇と親密なる關係を有して居り、博識多才古典に通じ天皇と共に朱子學を研究し、また伊勢神道に通じ、最も天皇の信任を得て、皇子世良親王の傅となつてゐた(尺素往來參考)。

これらの人々を顧問として出發せられた天皇の親政は天下の視聽を驚かした。天皇は夙に起き夜半に御寢み遊ばされて、鋭意治を圖りたまひ、先づ記錄所を置いて親しく訴訟を聽斷せられ、御裁決流るゝが如くであつた。心ある人々は皇政の復古遠きにあらずと謳歌した。

北條氏討伐の御深謀

天皇は北條氏を討伐して武家政治を打破しなければ皇政を復古して天皇親政の實を擧げ得べくもないと、一大決心をなされたのであるが、宣房は既に老齡に入り、定房・親房をはじめ、大覺寺派と睨まれてゐる人々では、餘りに多く人目に立つ虞があつた。どうしても、世の嫌疑から遠ざかり得る人を物色して腹心としたまふ必要があつた、その選に入つたのが實に、日野資朝・日野俊基の二人である。

日野資朝日野俊基の登庸

資朝はさきに後伏見上皇院廳の別當として鎌倉に使した日野俊光の二男であり、年紀正に三十二の働き盛り、官は參議からやがて權中納

吉田定房

北畠親房

て行はれた徳政の如きは、實に彼の意見に出でたもので、鎌倉幕府の秕政漸く生じたるに反し、朝廷の施設大に見るべきものあるを示してゐる。この徳政は、先づ才徳を撰んで官職を任じ、評定衆・傳奏の清撰をはじめ、訴訟の廉潔・文學の興行・神社佛寺に關する事など、多く時弊を匡すべきもので、文字通りの徳政であつた。ついで彼はまた建議して、女房の口入により裁許を左右するを停止せんことを請ひしが如き、その獻替の志、君臣相許せし樣を推すに足るであらう(彼の日記萬一記參考)。しかし彼は後醍醐天皇親政の年には、老軀既に七十に近かつたので、その子藤房・季房の二人をして天皇に近侍し忠節を盡さしめてゐる。また定房は後醍醐天皇御幼少の頃より天皇を養育し奉り、蔭になり日向になり天皇の御爲めに盡瘁してゐた人で、こゝに鎌倉に下つて、北條氏を說き伏せ、天皇親政を實現せしめた。

宣房・定房と共に三房の一人と稱せられた北畠親房もこゝに逸すべからざる人物である。彼は當時まだ三十歲に達しなかつた男盛りであつたが、祖父師親は龜山上皇の御出家と同時に出家し、父師重は後宇多上皇の御出家と同

らなかつたか、若しくは上皇が政治を御執りになることの出來ない事情があつたためで、自發的に院政が廢せられ、天皇親ら政を聽きたまふことゝなつたのは、實にこゝに始まるといはねばならぬ。

武家政治否認への天皇親政

これは一に武家政治を否認する天皇親政によつて皇家中興にまで進む第一歩として、後宇多法皇と後醍醐天皇と叡慮の一致を見たからである。

後宇多天皇の御理想

後宇多法皇の御理想が皇家中興にあつたことは、後宇多院と申す御追號が遺勅に出でたのによつて拜察せられる(花園天皇宸記參考)。即ち宇多天皇が藤原氏の權力を削がんとして基經と衝突したまひ、やがて菅原道眞を登庸し英明なる醍醐天皇を輔佐せしめたまひし皇政復古の先蹤を實現せんとし、後醍醐天皇の偉大なる御人格を御見込みになつて、こゝに先づ院政を廢止し、進んで政を天皇に還したまうたのである。

萬里小路宣房

その間この事の實現に力を致した人々は蓋し萬里小路宣房・吉田定房の二人であつたらう。宣房が後宇多法皇院廳の別當として法皇の信任を蒙り、常に院宣を奉じ實務に當つてゐたことは、多くの文書によつて知られるのみならず、元應二年四月院の評定沙汰とし

辛酉革命

持明院統の運動

吉田定房の東下

後醍醐天皇の親政

さりとて後醍醐天皇は、文保御和談を結びたまひし後宇多法皇がおはします間、御計畫を進めることを差控へたまうたのであるが、元亨元年恰も辛酉革命の年に當り、辛酉には萬事革まるといふこと古來信せられて居つたから、後伏見上皇は石淸水八幡宮に宸筆御願文を納めたまひ(その願文は今京都廬山寺に傳はつてゐる)一日も早く量仁親王の立坊あらむことを祈らせられ、日野俊光をして幕府へもその旨を諭したまうた。それで後宇多法皇もまた同じく使を鎌倉に下された。その使者は萬里小路宣房・北畠親房と共に後の三房と稱せられて、才學兼備最も機智に富んだ吉田定房であつて、遂に持明院派の運動を失敗に歸せしめたのみならず、更に一歩を進め、後宇多法皇が政を天皇に還したまふこととなつたのは、法皇にもまた、文保御和談以上の叡慮があつたものと拜察せられる。

天皇親政は實に劃期的の出來事といつてよい。白河上皇院政を開きたまひしより後、後白河天皇・高倉天皇・後鳥羽天皇・後嵯峨天皇及び龜山天皇の御代などに一時天皇の親政が行はれたけれど、それはたま／＼上皇がおいでにな

四皇統の紛糾

文保御和談と後醍醐天皇

護良親王の御出家

皇位繼承問題の根本的解決

れる。既に後醍醐天皇が皇位に上られてから、大覺寺統は二分せられた、花園天皇宸記にもこの間の消息が洩らされ、神皇正統記にも朧げに之を述べてゐる。またこの時持明院統も既に後伏見上皇・花園上皇の兩皇統に分れ、兩皇統迭立問題は實際に於いてこゝに四皇統迭立問題となり、いよ〳〵紛糾するに至つたのである。

いふまでもなく文保御和談がこの際後醍醐天皇に取つて不快なる御約束たりしことは推測するに難くない。天皇は天資英邁の御方であらせられ、皇子も數多おはしませし故に、皇子の御一人に皇位を傳へられたい叡慮があつたこともまたいふを待たぬ。然るにこの御和談によれば、皇位は天皇御一代限りであり、しかもその御一代が御一生といふのでなく、御讓位を迫る運動は邦良親王の左右と持明院派の人々から頻りに行はれて來るのであつた。天皇即位の日、第一皇子護良親王が出家したまうたことなど何かの隱れた理由があつたではあるまいか。天皇はこゝに皇位繼承問題を根本的に解決せんと決心せられた、それが天皇の討幕御計畫となつた動機といひ得るのである。

文保御和談に際して北條氏の態度

其後新院一宮可ㇾ有㆓立坊㆒と見えてゐるので、略〻その全貌が明にせられる。東宮は後醍醐天皇、後二條院一宮は邦良親王、新院一宮は後伏見上皇の皇子量仁親王(光嚴院)であらせられる。されば後伏見上皇は兩皇統迭立を條件とし、後醍醐天皇の踐祚を承諾せられたのであつて、同じ宸記に「御和談之時二代相續立坊事、非㆓關東所存㆒之由申ㇾ之、同㆓朕所存㆒」とあるによれば、北條氏は初め大覺寺統が二代引き續いての皇位を繼承せらるゝに反對したらしく推測される。しかも兩皇統の迭立は後二條天皇・後伏見天皇の兩皇統に限られ、後醍醐天皇及び花園天皇の皇胤は全く之に與かり得られないことになつたのである。たゞこゝに疑問とすべきは、この文保御和談によつて皇位が後醍醐天皇の皇胤に傳はらぬことゝ定まつたのが、果して後宇多法皇の叡慮に出でたか否かである。恐らく皇位繼承について紛糾を避けるには、かく定め置くことがこの場合に於いて止むを得なかつたのではあるまいか。

文保御和談は皇位繼承の問題を解決せず

しかし皇位繼承の問題を紛糾せしめない爲めに定められた文保御和談は必ずしも豫想の通りに進展しなかつた事實は却つて紛糾に導いたとも見ら

西園寺實兼の勢力

皇の寵遇を一身に荷うた人であつた、併し彼が關東申次西園寺實兼と衝突し、佐渡に配流せられたことはやがて累を持明院統に及ぼすやうになつた。當時實兼の勢力は殆んど京都鎌倉を壓してゐる有樣であつて、兩皇統から各使節を關東に下され、讓位又は立太子の事を申込まれる場合、幕府に於いて何れに贊成すべきかは、殆んど實兼の意見に左右せらるゝのであつた。從つて實兼・爲兼の衝突は、大覺寺統を極めて有利なる地位に置き奉ることゝなり、皇太子尊治親王もはや三十になりたまうたから幕府より讓位の事を申し出で、文保二年二月皇太子は皇位に即からせられることになつた、即ち後醍醐天皇であらせられる。この時御兄君後二條天皇の皇子邦良親王皇太子に立ちたまひ、次に持明院統の立坊と定まつたのが所謂文保御和談である。

後醍醐天皇の即位
文保御和談

文保御和談と兩皇統

この文保御和談はこの後兩皇統の皇位御繼承について大なる關係を有するもので、文保元年に北條氏の使節西上して後宇多法皇と後伏見上皇との間に周旋し、また西園寺實兼の斡旋により、翌年に至つて新たに成立した皇位繼承に關する御約束である。花園天皇宸記に東宮踐祚、後二條院一宮可レ有二立坊一、

尊治親王の立太子

兩皇統の爭と歌道

御子左爲世と京極爲兼

開くに至つたのは、恐らく後二條天皇が即位せられ、後伏見上皇の皇弟富仁親王(花園天皇)が皇太子に定められたまうた時であらう。梅松論に伏見天皇在位の頃幕府が十年毎に迭立の事を計らひ申したと記してあるのは後から溯つて事實を見て書いたものに過ぎない。實際は一方の天皇の在位長くなれば、他方から讓位あらせられるやうに迫つて來たのであつて、最初から十年といふ約束があつた次第ではなかつた。

その後、後深草・龜山兩法皇相ついで崩御ありしに、延慶元年後二條天皇また崩じたまひ、こゝに持明院統の花園天皇大統を繼がせられて伏見上皇の院政となり、大覺寺統より後宇多天皇の第二皇子尊治親王(後醍醐天皇)が皇太子に立ちたまふことゝなつた。

持明院・大覺寺兩皇統の御爭は當時の歌道及び勅撰集にも影響してゐる。御子左爲世は大覺寺統に據り、京極爲兼は持明院統に據つて、互に歌道を爭つた。爲世が後宇多上皇の勅命を奉じて新後撰集を撰集すれば、爲兼はまた伏見上皇の仰せを奉じて玉葉集を撰進した。爲兼は政治上にも材幹を有し、上

淺原爲頼の宮中亂入

伏見上皇の院政

邦治親王の立太子

兩皇統迭立の形勢略成る

皇位繼承問題に對する北條氏の態度

關東申次

兩皇統の御爭極に達し迭立の約成る

どその立場を失ひ、彼等の不平と憤懣とはその極に達した。それにその頃武士淺原爲頼なるもの丶宮中亂入一件があり、嫌疑の雲龜山上皇にもかゝりしため、上皇は宸翰を北條氏に賜ひ、事纔に落着したけれど後深草上皇に先だち正應二年九月遂に落飾入道したまふに至つた。ついで永仁六年後伏見天皇踐祚あり、伏見上皇の院政となつたが、このたびは北條氏より大覺寺統の皇胤を皇位に上せ奉ることゝし、邦治親王(後二條天皇)皇太子に立ちたまひ、兩皇統迭立の形勢は略こゝに成つた。

この間北條氏は兩皇統の御爭に表面無關心を裝ひつゝ、いよ／＼止むを得ぬ場合となり始めて手を下す態度を示し、兩皇統をして互に鎌倉に頼つて皇位繼承問題を解決せしむるやうに仕向けたのである。いはゞ北條氏は居ながらにして皇位繼承問題を左右する鍵を握つてゐた。從つて京都と鎌倉との間にあつて斡旋の任に當れる關東申次西園寺氏が如何なる關係を兩皇統に有せしかもまた注意せられねばならぬ。

かくて兩皇統の御爭その極に達した末、兩皇統の迭立によつて僅に活路を

後宇多天皇の踐祚と龜山上皇の院政

凞仁親王の立太子

胤仁親王の立太子

上皇の院政を期待してゐた人々の失望はいふまでもなく、上皇もまた行末のことを心細く思召された。こゝに持明院派の活動が起つた、それがやがて兩皇統の迭立となつたのである(史學雜誌第九編星野恒博士「兩統の迭立」、三浦周行博士著日本史の研究所收「鎌倉時代の朝幕關係」、史學雜誌第四編坪井九馬三博士「六條殿長講堂領考」、八代國治博士著國史叢說所收「長講堂領の研究」參考)。

文永十一年後宇多天皇踐祚あり、龜山上皇の院政となり、持明院派の不平はます／＼甚しく、後深草上皇は遂に御出家あるべしと聞えた。北條氏も後深草上皇が、かく失意の境遇にあらせたまふことを如何にもお氣の毒に思ひまゐらせ、翌建治元年後深草上皇の皇子凞仁親王(伏見天皇)を皇太子と定め奉つた、そして弘安十年に至りその踐祚を見るに至つたが、大覺寺派では後宇多上皇の第一皇子邦治親王を皇太子に立て奉らんと欲せしに、正應二年伏見天皇の皇子胤仁親王(後伏見天皇)東宮に立ちたまひ形勢はこゝに一變した。

大覺寺派の人々は凞仁親王が皇太子に立たれたのさへ不平であつたところに、かく持明院統の皇胤が引きつゞいて東宮となられたのであるから、殆ん

後嵯峨法皇の遺勅

これまで世に出でた史料では後嵯峨法皇の遺勅すら誤り傳へられ、後深草上皇に長講堂領等を賜ひ、龜山天皇に永く皇統を傳へ給うたとせられてゐたが、東山御文庫に御保存になつてゐる古文書によつて、實は後深草上皇に長講堂領・熱田社領・法金剛院領及び播磨國衙等を傳へられ、龜山天皇にも六勝寺・鳥羽院領等の御領を附せられ、治世の君は幕府の推戴に任せたまうたことが明になつた。

治世の君は幕府の推戴に任せらる

治世の君と申すのは前にも述べたやうに必ずしも在位の天皇であらせられず、實際に政務を聽きたまふ御方を稱し奉るのであつて、天皇親政の場合には天皇御自身が治世の君であらせられ、院政の場合には上皇又は法皇が治世の君であらせられる。後嵯峨法皇は北條氏に擁立せられたまうた御方であり、實際の政情からいつても、北條氏の推戴によらなければ皇位繼承の事は決定し得られなかつたため、この御遺勅があつたことと拜察せられる。

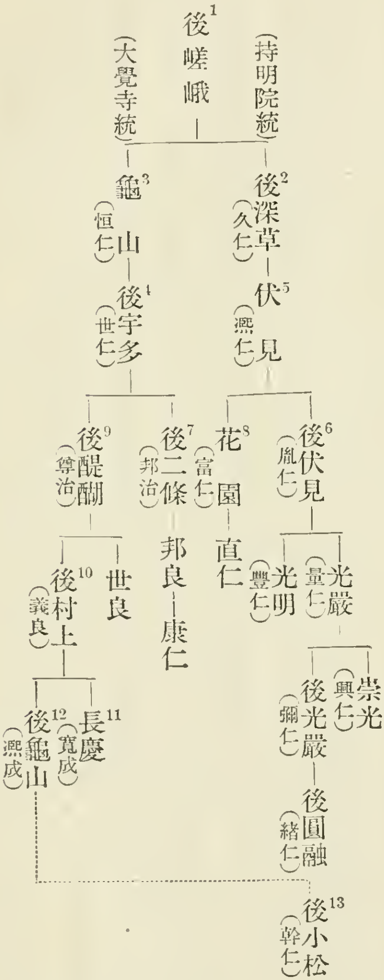
龜山天皇の親政

さればこそこの場合北條氏は法皇の叡慮が龜山天皇にあらせられたことを知り、龜山天皇の親政を奏上したのである。

世仁親王の立太子

やがて龜山天皇の皇子世仁親王(後宇多天皇)が皇太子に立ちたまひ、後深草

立となつて紛糾するに至つたのは、後嵯峨上皇が後深草天皇を早く讓位せしめられ、龜山天皇を立てたまうたことに始まるのであるが、文永九年後嵯峨法皇崩御あそばされ、後深草・龜山兩天皇の母后大宮院の仰として發表せられた皇位繼承に關する法皇の遺勅こそ實に皇位繼承の事が相紛糾する端緒を開いたものである。後深草天皇の皇胤を持明院統と申し、龜山天皇の皇胤を大覺寺統と申し奉る。



參考しなければならぬものである。

日記類

日記類は、花園天皇宸記・光明院宸記・後光嚴院宸記を始とし園太暦・後愚昧記・祇園執行日記をはじめ小泉安次郎氏編日本史籍年表に擧げられてゐる。しかし、この時代の研究には更に古文書に頼るべきものが甚だ多い、それらは大日本史料第六篇(元弘三年五月後醍醐天皇船上山御發輦以後)や、成島良讓編後鑑(新訂增補國史大系第卅四卷より第卅七卷まで)に收められてゐる。また此の時代を一通り知り置くには、大日本史・本朝通鑑を先づ讀んで後、上に擧げた神皇正統記・太平記・後鑑等に及び、且つ續史愚抄(新訂增補國史大系第十三卷より第十五卷まで)なども參考すべきであり、その簡單に纒められた著述では田中義成博士の南北朝時代史が多く要領を得てゐる。

第一　正中元弘時代

後嵯峨天皇以降の皇位繼承問題

此の時代に入るには先づ溯つて後嵯峨天皇から後醍醐天皇に至るまで皇位繼承問題について筆を起さねばならぬ。尤も皇位繼承問題が兩皇統の迭

博士等によつてその史的價値多きことが闡明せられて來た。尤も太平記には異本が多く傳はつてゐる、また中には後に書き加へられた部分などもあるから、成るべく古寫本に據らなければならぬ、是等の異本を纏めたものが水戸彰考館の參考太平記である(總說第三章「國史の編纂著述」の條參考)。

神皇正統記

その他必讀の史書

同時にどうしても讀まなければならないものに北畠親房の神皇正統記がある、親房はこの書名に神皇と冠し、先づ我が國の神國たる所以を述べ、次に國號を論じて後に列聖の御事蹟を敍述して之を評論すると共に時勢が如何に推移して皇家中興時代に至つたかを說き、その間に皇統の正閏を寓し、我が國體の尊嚴なる所以を明にしてゐる。京都猪熊信男氏所藏本及び加賀白山神社所藏本が古抄本として最も善本であり、山田孝雄博士著神皇正統記註釋、平泉澄博士述神皇正統記白山本解說など本書に關する好著である。その他正慶亂離志の書名で續史籍集覽、文科大學史誌叢書に收められた楠木合戰注文と博多日記(原本は前田侯爵家所藏)、及び群書類從所收建武年間記・元弘日記裏書・梅松論・難太平記・保曆間記・常樂記なども當時の記錄または著述として必ず

南方巡狩五十七年

皇家中興時代の參考書　增鏡

太平記

體の君にあらずとまで、遺勅あらせられたのであるが、前にいつたやうな情勢の下に時機未だ到らず、皇位繼承問題に於いても、兩皇統の迭立を止めんとして反つて兩皇統の對立を見るに至つたことは慨嘆の極みである。しかし南方に巡狩しながらよく五十七年の久しきに及び得られたのは、全く天皇の大御心に感激したる忠臣が多く現れたゝめといはねばならぬ。

此の時代の參考書としては先づ增鏡の「秋のみ山」以後を擧げよう。同書は朝廷に關係の深い人の著したものと見え、元弘三年後醍醐天皇隱岐還幸の記事に筆を止めてゐる。記事多く要を得、文章もまた賞すべく、正中元弘時代の最もよい參考書の一である。次にはいふまでもなく太平記である。後醍醐天皇から後村上天皇の御代に亙る五十年間の記事で、もとより一の軍物語であるから、多少事實に誇張や誤謬があるのも已むを得ないことであるが、それはむしろ文章を物語體に書く爲めに生じたものといつてよい。嘗て久米邦武博士や菅政友氏等によつて、この書は此の時代の資料として價値なきものなりとの意見が史學雜誌などに發表せられたこともあるが、その後田中義成

爪牙を磨ける武士

後醍醐天皇の御理想と皇位の正統

たび兵亂の世となつたために、知行制度が猶ほ繼續すべき情勢となつたことは、明治維新と全く反對の方向に進んだのである。

又從來鎌倉時代にあつて、北條氏は公平を標榜し尤も力を司法裁判に用ゐ、領家に對して横暴なる態度の多かつた武士を威壓し、幕府の御家人たる武士に私せざるを示してゐたのであるが、武士は決してそれに滿足してゐたのでなく、機會さへあれば土地を兼幷せんとし、本家領家の得分を侵奪せんとしてゐたのであるから、北條氏が亡ぶや彼等は更に爪牙を磨いて來た。皇家中興事業の成つた際に、たゞに恩賞に對する不平のみならず、同一の土地に於いて二人以上の權利主張者が現れて、新設の雜訴決斷所が屢〻困難なる問題に遭遇したのも之が爲めであり、その判決の結果敗訴者は、武力に訴へんとして時機を待つてゐた、そこにまた兵亂の形勢は釀成せられつゝあつたのである。

後醍醐天皇は皇家中興の事業に終始一貫せられた。萬世一系天照大神の御後を承け繼ぎたまふ御方こそ、正統の天皇として天下に君臨せらるべきものであり、しかもその正統の天皇たる實を擧げたまふ御方でなければ君も繼

て相競つて奮起せしめ、京都は鎌倉よりも活氣を呈して來た。それに反し、幕府は文永弘安兩役の戰後經營に、財政的にも困難となつたのみならず、北條氏一族の內訌と御家人の窮乏とは、たゞ武家政治に衰滅の途を辿らしむるのみであつた。これまで幕府をして鎧袖一觸の感あらしめた朝廷はかくて隱然たる勢力を得て來た、そこに英邁なる後醍醐天皇が第九十六代の皇位に上られて、皇家中興の大業を成したまうたのである。

中興事業の成功せざりし理由の一半

尤も武力を有する幕府を倒すには、畢竟するにまた武士の力を藉る外なかつた、しかも彼等の有力なるものは幕府の御家人であつて、必ずしも朝廷に忠節を盡さんとする人々でないのに、北條氏の運命窮まると見るや、恩賞に預らんが爲め急に官軍に參加し幕府を倒したに過ぎなかつたことは、やがてまた中武家時代に入るべき主なる所以であつた。

知行制度の繼續

また天皇親政は元來郡縣制度にその基礎を有すべきものである、然るに鎌倉幕府を倒しても武士の據つて立てる知行制度を打破することが出來なかつたのみならず、先づ知行制度の上に恩賞を與へざるを得なかつた、そして多く制度を改革する暇なき間に二

ける。

第一　正中元弘時代

元亨元年十二月後醍醐天皇が記錄所を置きて親政ありしより元弘三年五月北條氏の滅亡に至るまで。

第二　京都親政時代

元弘三年五月北條氏滅亡後、延元元年十二月後醍醐天皇の吉野御潜幸に至るまで。

第三　南方巡狩時代

延元元年十二月後醍醐天皇の吉野御潜幸より元中九年閏十月後龜山天皇の京都御還幸に至るまで。

皇家中興と武家政治の否認

皇家中興時代は鎌倉時代を承けてどこ〳〵までも武家政治を否認した時代である。さきに後鳥羽上皇承久の御事一たび失敗に歸し、政治の實權殆んど鎌倉幕府に移つたとはいへ、皇室には傳來せられたる御領によつて猶ほ豐富なる經濟力があつた。殊に大覺寺持明院兩皇統の迭立は朝廷の人々をし

があり、また日本文化史に中村直勝氏著南北朝時代を收め、近く公にせられた綜合日本史大系にも魚澄惣五郎氏著南北朝を收め、皆南北朝と稱してゐる。

南北朝と吉野朝

この南北朝なる時代稱呼は南北兩朝の對立を表現すると共に、嚴密にいへば、延元元年十二月後醍醐天皇が京都花山院より吉野に潛幸したまうた時に始まるべきものであつて、その以前の關東討伐及び中興政治をも含ましむることが出來ない。また小學國定教科書には明治四十四年南北朝正閏問題の直後から吉野朝と呼ぶことになつてゐるが、それも天皇南遷後に限らるべきものであり、しかも行宮は吉野のみでなく、賀名生・金剛寺・住吉をはじめ諸所に遷幸せられてゐるのである(各説上第三章歴代皇都名稱所在表參考)。

天皇親政の中興政治

時代稱呼は時代の概念を成るべく如實に現すを必要とする。後醍醐天皇の御理想が天皇親政の中興であり、たゞ單なる公家政治の復活にあらざるが故に、余はこれを皇家中興時代と呼びたい。

皇家中興時代の區分

後宇多法皇が政を後醍醐天皇に還したまひし元亨元年十二月にこの時代を始めたのは、皇家中興の御事業が明確にこの時に起つたと見らるゝからである。今此の時代を左の三期に分

學問の力

後醍醐天皇の御理想と明治維新

皇家中興時代の稱呼

底天下統一の事業は成功せぬと、群雄は爭つて心を皇室に寄せ奉つたが、先づ旗を京都に樹てたものは織田信長であり、新武家政治こゝに展開した。豐臣秀吉その後を承け、徳川家康更に幕政を創めて以來また更に三百年を經過したが、この間、天皇親政こそ我が國體の眞の姿であることを國民が自覺し得るには學問の力を必要とした。しかも學問が公家から僧侶へ、僧侶から學者へ移つて、はじめて日本そのものの學問となり、我が國體もまた闡明せられて來たのである。大日本史は編纂せられた、古典の研究は盛になつた、そして皇室中心思想は廣く且つ深く國民に普及せられて、遂に明治維新となつたのである。されば明治維新は取りも直さず、後醍醐天皇の御理想が實現したものに外ならぬ、否實際に勤王の士として活動した人々は皇家中興政治の先蹤に多大の鼓舞感激を受け、こゝに奮起したのであり、その更生的努力によつて明治維新は現れたのである。

　皇家中興時代はこれまで普通に南北朝時代といはれてゐた。久米邦武博士の著に**大日本時代史**、**南北朝**があり、また田中義成博士の著に**南北朝時代史**

武人もまた感激して身命を捧げ奉つた、そして武家政治の實權を有してゐた北條氏を倒して、久しく中絶した天皇親政は實現し、我が國體を古に復したのが實に皇家中興の大業である。

中興政治の意義

尤も皇家の中興は後に却つて全國を收拾し得ざる紛亂にまで立ち至らしめた、しかし之が爲めに重要なる意義が失はれるものではなく、寧ろその成功しなかつたところに大なる意義が存じてゐる。思ふに天皇親政の實が擧らなかつたことは久しい間であつた、どうして短時日に我が國體の眞の姿がよく國民に諒解せられよう。

中興政治に基づく新思想

新興日本が生れ出づるには猶ほまだ幾多の歳月が必要であつた。後醍醐天皇の皇家中興政治が失敗に歸し、恐れ多くも天皇の南遷を見ることゝなつたのは、實に之が爲めであり、しかも天皇が最後まで武家政治を否認せられて、終始天皇親政の御志操を屈したまはざりしは、次第に國民の心の底に強く皇室中心思想を植ゑつけた所以である。

國體思想の成長

さればこそ室町時代となり、群雄爭覇時代に入つて天下麻の如く亂れたが、この思想は知らず〳〵成長しつゝあつた。皇室中心を以て進まなければ到

國民的自覺は、宏覺禪師の祈願文や僧日蓮の獅子吼なくとも、心ある人々に早く起つて來たのである。こゝに國民的精神は强調せられ、文永に弘安に執權時宗が如何にも强硬なる態度を以て終始國難に善處し、全國民また熱烈なる愛國心に燃えて挺身護國の任に當り、我が大捷となつて神國たる實を擧げ得たことは忽ち末世思想の惡夢から覺醒した所以であつた。

宋學と正閏論

恰もこの國民思想の轉換期と略〻時を同じうして、宋學が輸入せられ、朱子の學說も公家の人々に研究せらるゝやうになつた、殊に通鑑綱目の歷史批判に現れた正閏論が、皇位繼承問題に惱んでゐた人々に大なる指針となり、後宇多天皇に次いで後醍醐天皇がこの皇位繼承問題を根本的に解決すべく、鎌倉幕府の武家政治を打破し、國體の眞の姿たる天皇親政へと、我が皇國の正しい道を見きはめられ、終始一貫したまうたのである。

後醍醐天皇の御理想

或は輔導の任に當り、或は腹心となり股肱となつて活動した萬里小路宣房・吉田定房・北畠親房、さては日野資朝・日野俊基を初とし、天皇の左右にありし人々は天皇の御理想を貫徹せしめまつらんと盡瘁した。諸皇子も奮然として蹶起し給ひ、楠木正成をはじめ

元寇と末法思想

法であるといふ考が主として行はれ、その末法時代には佛の教法は行はれず、人に信無く、鬪爭競ひ起つて世は滅びるものと信じられたのである。この佛教に現れたる宿命的宇宙觀は公家時代末期から既に國民に大なる不安を與へ、人生に對し自ら呪ふものが漸く多くなつた。後冷泉天皇の永承七年が像法を過ぎて末法に入つた年といはれてゐるが、その後幾ばくもなく山門寺門の鬪爭があり、この經說を如實に體驗したことからも、更に末法說が强められつゝあつたとき、こゝに保元平治の合戰が起つて、國民に一大衝動を與へた。我が住む時代は末法であり末世である、時の進むに從つてます〳〵衰滅の淵に沈んで行くのであると、國民は將來に對する希望を失ひ、その生活にも節制を缺き、こゝに悲觀的人生觀となつて、人々の心がたゞ荒ぶのみであつた。

この時に當り、かゝる悲觀的の人世觀を打破し、我が國の前途に光明を見出さしめる一大事件は起つた。蒙古襲來がそれである。東亞の天地を席卷した蒙古が我が國にまで魔手を延ばさんとしたとき、誰にも末世の最後が到來したかと思はれた。それと同時に我が國が萬國に優れた神國であるといふ

く弊害を釀成したかは誰か之を認めざるを得ぬであらう。國家統治の爲め・に定められた律令制度の如き、當初に於いてこそ我が國體に適應せしめんとして大なる苦心が存してゐたとはいへ、元來支那の法制を模範としたものであり、實施し來るに從ひ種々の不都合を生じ、屢〻修正變革を試みたにかゝはらず、何等根本的に之を解決し得なかつたばかりでなく、朝政ますます弛廢し、我が國體の眞の姿が天皇親政にあることを忘れて了つたのを見ても、隋唐文化の如何に深く公家階級に浸潤したかゞ窺はれる、そしてこの隋唐文化に浴することの少かつた武士階級が國衙莊園の實利と、武力とによつて次第にその地位を展開し勢の窮まるところ遂に武家政治の出現にまで進んで、いよいよ天皇親政の實が擧らなかつた。

武家政治の出現

その間國民をして人生に甚だ自信なからしめ悲觀的に傾かしめたものはまた佛教の末法說であつた。末法とは佛教の經說に於いて正法像法と共に佛滅後のある年代を定めたもので、經によつて相異はあるが、我が國では佛滅後一千年が正法であり次の一千年が像法である、そしてその、次の一萬年が末

佛教の末法說

蒙古襲來と國民の自覺

來の武家政治、皆これ我が國體に對する正しい思想が喪はれたためであつたといへよう。それにまたこの間に佛敎の末法說に支配せられた末世思想から、恐れ多くも萬世一系の天皇は最早百代に近づき給うたと絕望的の歎聲を發するに至つたのが、鎌倉時代も半を過ぐる頃であつた。

後醍醐天皇の親政

然るに前古未曾有の國難元寇を契機とし、國民の自覺は油然として湧き起つた、そして遂に後醍醐天皇の偉大なる御人格によつて、天皇親政の大御代はこゝに實現することを得た。天皇親政の實現、これこそは數百年の間踏み迷つて來た我が國體を正しい道に引戾したものであり、我が日本皇國は眞の姿を現して更生したのである。この更生以後の我が國は更生以前の我が國とその歸趨すべき理想を全く異にし、そして復興し來つた日本精神を以て遂に武家政治の殼を破つて明治維新となり、こゝに、肇國以來の日本は復興し、世界的に活動を見ることとなつた。

隋唐文化の弊

想ふに公家時代は主として隋唐文化の影響によつて出來上つた時代といつてよい、しかも隋唐文化が我が文化の進展に寄與しながら、その間如何に多

各説 下卷

第一章　皇家中興時代

天皇親政

「天の下しろしめすすめらみこと」と申し上ぐる大御名を以て、肇國以來、親しく我が國の大政を視そなはす天皇の御稜威に、我が國體の輝しさは存じてゐる。國運の消長はまた偏へに天皇親政の如何によつて決せられるといはなければならぬ。誠に天皇親政は我が國體の眞の姿が内治外交の上に現れてゐるのであり、すべての文化はこの眞の姿を反映してこそ、皇國發展の上に意義があるのである。

國體觀念の喪失

然るに我が國史には必ずしも常にこの眞の姿を現してゐるとはいへない。我が國と全く異つた國土に花咲いた外國文化が早くから輸入せられ、國體の眞の姿が蔽はれて、天皇親政といふ明鏡に大なる陰翳を投げた時代も現れた。蘇我物部二氏の閥族擅權、藤原氏の外戚政治、さては、平氏以

圖版目次

第八　徳川時代の五　五一八

第五　德川時代の二　四二九

第七章　新武家時代の三

第四　徳川時代の一

第五章　新武家時代の一　

第一　群雄爭覇時代　

第二　織田時代　

第四章　中武家時代の三　

第四　群雄爭覇時代　

第二　室町時代上　一〇〇

第三　南方巡狩時代　

國史の研究

各說下卷

目次

更訂 國史の研究 各説 下